

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

誤植

P.218

- × 5年
- 10年

9. 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマークの登録は、1984年商標規則により規律されている。サウジアラビアは、商品及び役務の国際分類に準拠しているものの、これに様々な制限を加えている。例えば、一定のアルコール類に關係する商標は登録できない。さらに、商標が公序良俗に反する場合には、登録出願が拒絶される。

登録が承認された商標／サービスマーク出願は、官報(Official Gazette)に公告される。それから3カ月以内に異議申し立てが行われなければ、出願日からイスラム暦

(Hijri)で10年間、商標／サービスマークを使用する不可争の権利を獲得する。商標／サービスマークの登録は、さらにイスラム暦で5年ごとに更新できる。登録をするため又は登録の有効に維持する上で、商標を使用することは必須ではない。商標／サービスマークは、これを5年間継続して使用しない場合には抹消されることがある。

サウジ法の下では、登録商標／サービスマークの権限のない使用、同一区分の商品又は役務に模倣商標が貼付された場合、模倣商標が貼付された商品又は役務の保管、販売、販売のための展示又は権限のない宣伝広告の過程で商標／サービスマークを使った場合、罰金又は拘禁刑により処罰される。

商標に關係する侵害手続きは、不服審査委員会が審理する。商工業省又はその部局は、偽造品及び模倣品を押収することができる。しかしながら、商標事件において、民事訴訟が10日以内に不服審査委員会に提起されなかった場合には、予備的措置が無効となる。行政事件は、申し立てのなされた犯罪の実行時から3年以内に審理しなければならない。私人間の事件の場合、このような制限はない。

商標局の決定に対して、商工業省の行政裁判ルートで、また、法律的には不服審査委員会に、不服を申し立てることができる。出願人又は登録に異議を申し立てる利益を有する第三者は、その決定に異議を申し立てる権利を有する。

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル 中東編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/data/data/manual.html>) 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2009 年 3 月

日本貿易振興機構
在外企業支援・知的財産部
知的財産課

第1部 アラブ首長国連邦

第1章 はじめに.....2

1. UAE の司法制度
2. 裁判所構成
3. 民事法廷
4. 刑事訴追
5. 宗教裁判法廷
6. 連邦最高裁判所
7. UAE の知的財産法制度
8. 商標法
9. 著作権法
10. 特許・意匠法
11. 管轄当局

第2章 知的財産権の取得.....11

第1節 特許及び実用新案証.....11

1. UAE の特許制度概要
2. 特許要件
3. 実用新案証の要件
4. 特許を受けられないもの
5. 特許出願
6. 特許手続きのフローチャート
7. 手続き
8. 委員会
9. 特許権・実用新案の効力
10. 譲渡と実施許諾
11. 強制実施権の設定
12. 特許権及び実用新案の公的手数用

第2節 意匠及び工業モデル……………19

1. UAE の意匠及び工業モデル制度の概要
2. 保護のための要件
3. 新規性喪失の例外適用期間
4. 意匠登録出願
5. 実体審査（不実施）
6. 手続き
7. 意匠および工業モデル出願の公告
8. 意匠登録手続きのフローチャート
9. 意匠および工業モデル登録の効果
10. 譲渡と実施許諾
11. 救済措置、違反と罰則
12. 意匠および工業モデルの公的手数料

第3節 商標……………24

1. はじめに
2. UAE の商標法の歴史
3. 管轄する省
4. 商標登録等の法律事務所および代理人
5. UAE 商標法の特徴
6. 商標登録の手続き
7. 出願の際に要求される事項
8. 必要な書類
9. 登録の経費
10. 出願人適格
11. 出所混同をきたす類似
12. 同時出願
13. 審査
14. 公告と異議申し立て
15. 不可争となる商標登録
16. 登録により発生する権利
17. 登録商標あるいは指定商品・役務の変更
18. 保護の期間
19. 登録プロセス

- 20. 登録商標の取消
- 21. 周知商標
- 22. 譲渡と利用許諾

第4節 著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

- 1. 著作権制度の概要
- 2. 保護対象となる著作物
- 3. 登録
- 4. 著作者の排他的権利
- 5. 著作権の制限
- 6. 権利侵害に対する制裁
- 7. 権利侵害の例外
- 8. 強制利用許諾
- 9. デジタル権という状況の下における著作権および関連する権利（著作隣接権）

第5節 その他の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

- 1. 地理的表示の保護
- 2. 植物品種育成者権の保護
- 3. 商号の保護
- 4. ドメインネーム

第6節 無方式の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

- 1. 非開示の情報/営業秘密の保護
- 2. 雇用関係における営業秘密
- 3. パッシングオフ（詐称通用）に対する権利
- 4. 不正競争

第7節 技術移転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

- 1. 政府の政策
- 2. 租税

第3章 知的財産権のエンフォースメント45

第1節 知的財産権侵害の概要45

第2節 模倣行為46

1. 法的な通告
2. 法的通告のサンプル
3. 注意喚起の公表
4. 注意喚起案のサンプル
5. 一般的な警告のサンプル
6. 模倣行為に対する行政的措置
7. 規制される行為
8. 適用可能な救済措置と行政罰
9. 手続きのフローと概要
10. 提出書類・証拠および料金
11. 決定に対して不服の場合の手続き
12. 代理人の必要性
13. その他の留意点
14. 模倣行為にたいする刑事訴追
15. 地域管轄
16. 司法制度
17. 控訴提起の時間的制限
18. 刑事罰となる行為
19. 適用可能な刑事罰
20. 模倣品の差押
21. 模倣品の没収
22. 手続きのフローと概要
23. 判決の執行
24. 提出書類・証拠および料金
25. 代理人の必要性和要求事項
26. その他の留意点
27. 民事訴訟
28. 第三者との契約関係を管理するための予防措置
29. 戦略

30. 民事訴訟の事例
31. 代替的紛争解決（ADR）
32. 模倣品の不正取引に対する水際対策
33. 自由港
34. フリーゾーン
35. 湾岸協力会議構成国の共通関税法
36. ドバイ税関で実施される水際措置
37. ドバイ税関における税関登録の手続きおよび手数料並びに差止申し立て
38. シャルジャ税関における税関登録の手続きおよび手数料並びに差止申し立て

第3節 湾岸諸国協力会議（GCC）統一税関規則（「規則」）70

1. はじめに
2. GCC 税関同盟設立の理由

第4節 海賊版71

1. 侵害者に対する警告状
2. 海賊版に対する民事的措置の適用
3. 海賊版に対する行政的措置の適用
4. 海賊版に対する水際措置
5. 海賊版に対する刑事訴追

付属資料 第1部

- 付属資料 1.1（UAE）75
特許及び意匠および工業モデルにおける所有権を規定し保護する連邦法2002年17号（仮訳）
- 付属資料 1.2（UAE）94
経済省指令「特許出願フォームの記載要領」の詳細（仮訳）
- 付属資料 1.3（UAE）96
商標に関する1992年連邦法第37号（仮訳）

- 付属資料 1.4 (UAE)113
商標に関する 1992 年連邦法第 37 号に関して規則を規定する経済省決定第 6 号(仮訳)
- 付属資料 1.5 (UAE)131
著作権及び著作隣接権に関する 2002 年連邦法第 7 号(仮訳)
- 付属資料 1.6 (UAE)148
著作権及び著作隣接権に関する 2002 年連邦法第 7 号に従った各種の省決定(仮訳)
- 付属資料 1.7 (UAE)163
アラブ湾岸諸国協力会議統一税関規則(法)(仮訳)
- 付属資料 1.8 (UAE)201
アラブ湾岸諸国協力会議統一税関規則(法)実施規則(仮訳)

第 2 部 サウジアラビア

第 1 章 はじめに215

1. サウジアラビアの法制度概要
2. 最高司法会議
3. 控訴裁判所
4. 第 1 審裁判所(簡易および一般裁判所)
5. 不服審査委員会
6. イスラム宗教法廷の構造
7. 不服審査委員会の構造
8. サウジアラビアの知的財産法
9. 商標及びサービスマーク
10. 特許権

- 11. 意匠
- 12. 著作権
- 13. 管轄当局

第2章 知的財産権の取得222

第1節 特許.....222

- 1. サウジアラビアの特許制度概要
- 2. 特許要件
- 3. 特許出願
- 4. 手続き
- 5. 譲渡、実施許諾および強制実施権の設定

第2節 半導体回路配置および意匠証.....225

- 1. サウジアラビアの意匠証制度の概要
- 2. 意匠証付与の要件
- 3. 工業モデル証付与の要件
- 4. 意匠証出願
- 5. 意匠証出願の優先権主張
- 6. 新規性喪失の例外
- 7. 半導体回路配置権（集積回路）
- 8. 権利者
- 9. 保護期間
- 10. 回路配置の利用
- 11. 任意の実施許諾
- 12. 強制実施権の設定

第3節 商標228

- 1. 商標登録制度
- 2. 商標の定義

3. 商標登録出願
4. 団体商標
5. 商標に関する法律事務所および代理人
6. 出願に際しての要件
7. 優先権主張
8. 審査
9. 公告と異議申し立て
10. 登録
11. 登録のプロセス
12. 登録の時間的流れ
13. 更新
14. 料金
15. 有効性と取消
16. 商標の使用
17. 譲渡
18. 使用許諾
19. 商標の質入

第4節 著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238

1. 著作権制度の概要
2. 著作権の対象
3. 著作権の登録
4. 著作権部
5. 著作者
6. 著作権者
7. 権利
8. 著作者人格権
9. 商業的な権利（財産権）
10. 著作権の存続期間
11. 著作権の利用
12. 利用許諾
13. 譲渡

第5節 その他の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・243

1. 商号
2. 地理的表示
3. 原産地表示
4. 植物品種育成者権
5. 保護期間
6. 強制実施権の設定
7. ドメインネーム

第6節 無方式の権利……………248

1. 営業秘密及びノウハウ
2. 雇用関係における営業秘密
3. 不正競争

第7節 技術移転……………249

1. 政府の政策
2. 技術移転法
3. 技術移転契約
4. ノウハウ/営業秘密/特許ライセンス契約
5. 租税

第3章 知的財産権のエンフォースメント

第1節 知的財産権侵害の概要……………253

第2節 模倣行為……………254

1. 模倣行為に対するエンフォースメント
2. 警告上
3. 民事的措置
4. 刑事訴追
5. 行政的措置
6. 水際対策

第3節 海賊版	259
1. 海賊版に対するエンフォースメント	
2. 海賊版に対する暫定的な防止措置	
3. 海賊版に対する水際対策	
4. 海賊版に対する民事的措置	
5. 海賊版に対する刑事訴追	
6. 海賊版に対する国境措置	
第4節 特許、工業意匠、回色配置及び植物品種の権利エンフォースメント	263
1. 暫定的措置	
2. 民事及び刑事による措置	
3. 特許権侵害	
4. 集積回路配置権侵害	
5. 植物品種育成者権侵害	
6. 工業意匠権侵害	
第5節 代替的紛争解決 (ADR)	264
第6節 パッシングオフ (詐称通用)	265

付属資料 第2部

● 付属資料 2.1 (サウジアラビア)	266
特許、集積回路配置、植物品種、工業意匠法 (仮訳)	
● 付属資料 2.2 (サウジアラビア)	284
特許、集積回路配置、植物品種、工業意匠法の施行規則 (仮訳)	
● 付属資料 2.3 (サウジアラビア)	310
商標法—王国令 No. M/21 28 Jumada I 1423 / 7 2002年8月7日 (仮訳)	
● 付属資料 2.4 (サウジアラビア)	322
商標法施行規則 (仮訳)	

- 付属資料 2.5 (サウジアラビア)335
著作権法—王国令 No. M/11 - 19 Jumada I 1410(仮訳)
- 付属資料 2.6 (サウジアラビア)346
著作権法施行規則(仮訳)

第3部 湾岸諸国協力会議 (GCC)

第1章 GCCについての概要紹介.....360

1. 組織構成
2. 貿易及び投資

第2章 GCC特許庁 (GCC特許制度)362

1. 概要
2. GCC特許庁とその機能
3. PCT及びGCC特許制度におけるGCC加盟諸国の地位
4. 不服審査委員会
5. 特許要件
6. 特許出願
7. 公告
8. 手続き
9. 特許権の性質
10. 譲渡及び実施許諾
11. 強制実施権の設定
12. GCC特許の先行技術調査及び出願審査
13. 特許付与と年金

第3章 統合GCC商標法(規則) (統一GCC商標法)369

1. 統一法の概略

2. 団体標章、証明標章、公共あるいは専門機関の標章
3. 登録を受けられない商標
4. 周知商標
5. 登録商標の登録取消
6. 審査、公告及び異議申立
7. 権利侵害に対する強化された罰則
8. 登録、公告及び更新手数料

付属資料 第3部

- 付属資料 3.1 (GCC)373
GCC 特許規則(仮訳)
- 付属資料3.2 (GCC)383
GCC特許規則実施条例(仮訳)
- 付属資料3.3 (GCC)399
統一 GCC 商標法(規則)に関する UAE 連邦令 2007 年 52 号(仮訳)

第4部 イラン

第1章 はじめに.....413

第2章 産業財産権の取得.....415

第1節 発明特許および実用新案.....415

1. 概要
2. 定義
3. 出願
4. 必要書類

5. 出願拒絶への対応
6. 裁判所における無効請求
7. 強制実施権の設定および任意のライセンス許諾
8. 存続期間および年金
9. 特許の状況（ステータス）の修正

第2節 工業意匠.....418

第3節 商標.....418

1. 制度の概要
2. 出願
3. 商品の区分
4. 出願の審査
5. 不登録事由
6. 拒絶に対する抗告
7. 出願の受理と登録異議申し立て
8. 商標の登録
9. 登録商標の存続期間
10. 登録商標の取消（不使用取消を含む）
11. 登録商標の地位（ステータス）の修正
12. 使用許諾契約

第4節 商号.....421

第3章 模倣に対する救済措置.....422

第1節 概要.....422

第2節 行政救済措置.....423

1. 政府関係機関への助力要請
2. 商標課への異議申し立て
3. 私的な措置

第3節 民事訴訟.....426

1. 同一／類似商標の出願に対する訴訟
2. 同一／類似商標の登録に関する訴訟
3. 訴訟の手続き
4. 模倣品の調査
5. 貿易代理人の協力
6. 裁判地
7. 特許に関わる訴訟

第4節 刑事訴訟等救済措置.....431

第5節 模倣に対する水際措置.....432

付属資料 第4部

- 付属資料 4.1 (イラン)434
イラン特許、工業意匠・商標登録法 (略称 産業財産権法) (仮訳)

概要

日本と中東地域とはよく知られているように原油などのエネルギー供給源としての経済関係が深く、中東地域への原油の依存度は80%を超えている。貿易面でみると原油価格の上昇基調によって年々日本側の入超幅が拡大してきていた。08年(1~11月)の中東地域からの輸入は前年(同期)比56.0%増と約1,570億ドル、入超額は約1,260億ドルに達した。産油国であるサウジアラビア、カタール、イラン、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェートからの輸入の伸びは前年比50%~60%の伸びを記録した。直接投資の面では、サウジアラビアへは、石油化学、通信ケーブル、金融など近年企業進出が活発化しつつある。UAEは中東の金融センター、自由港の利点を生かして物流のハブとして発展を続けており建設関連の企業進出が続いてきた。一方、イランは国連の経済制裁がなされている中でビジネス環境としては厳しい状況が続いている。

中長期的に見れば世界のエネルギー需給は全体としては逼迫する方向にあり、日本にとって中東地域は重要なエネルギー供給源としてのみならず、原油等エネルギー資源の輸出より所得の拡大する中東地域を重要な経済パートナーとして、輸出、投資、技術移転などで多角的に緊密な関係を築いていく必要がある。

中東地域に対する政府間協力としては、国際協力機構(JICA)が例えば、サウジアラビアでは自動車技術高等研修所計画プロジェクト、技術教育開発・訓練センタープロジェクトなどを実施しており、イランでは職業訓練管理強化プロジェクトなどで協力案件が実施されている。また、中東地域への投資促進など産業協力のため(財)中東協力センターが1973年に設立され、同地域の開発、貿易振興に資することとして各種事業を展開している。

中東地域との経済関係の重要性から、さらに相互の関係を緊密化するためサウジアラビア、UAEなど湾岸協力会議(GCC)諸国との自由貿易協定を締結するため、2006年9月に第1回目の正式交渉が開始し、07年1月に第2回目の交渉、その後も非公式会合を開催して内容の協議が行われているところである。

中東地域の知的財産権侵害の問題は中国など東アジアからの模倣品が、とりわけドバイのような中継港を経由して中東地域のみならず、アフリカ、中央アジア、欧州へと拡散し日本企業が被害を蒙りかねないことに懸念が集まっている。勿論、石油収入の拡大により輸出先としても重要性を増しているサウジアラビア、UAE、イランなど中東諸国内では流入した模倣品が日本企業にとってビジネス・リスクとして看過できないケースも出てきている。日本企業にとって知的財産制度の整備状況、その運用、さらにはとり得る侵害対策がわかりにくいだけに対応に苦慮する場面が出ている。2009年1月に官民合同の知的財産ミッションがサウジアラビアおよびUAEの関連政府機関を訪問して、意見交換を含め知

財制度の内容と運用の実情を把握することに努めた。中東地域では、多くの国が WTO（世界貿易機関）に加盟し TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）を遵守する必要があるが、税関による水際措置ひとつとっても十全な体制がとられているとは言い難い。各国政府機関の知財問題への関心は低く、取り組みは緒についたばかりで、今後に期待するしかないという状況である。

模倣対策マニュアル中東編は 2001 年 3 月にイラン、トルコ、UAE、サウジアラビアについて解説したものを発刊した。その後 2002 年に GCC 統一関税制度の制定があり、UAE では特許法など法改正があり、サウジアラビアは 2005 年に WTO に加盟した関係で法令の整備があり、そしてイランは 2008 年 5 月に新たな産業財産権法が施行された。トルコについては改訂版を 2007 年 3 月に発刊しており、この度、UAE、サウジアラビア、イランについて、現地の知財制度に精通した専門家に執筆していただき、中東編として改訂版をお届けする。

UAE については知財権制度に基づいた模倣品対策全般を解説している。そして、自由港 (Free Port)、自由貿易地域 (FTZ) における模倣品に対する取り締まりについてもドバイ、シャルジャで運用されている税関登録制度および GCC 統一関税制度概要の説明を含めて解説している。

サウジアラビアでも中国などからの模倣品流入で苦慮する日本企業が出てきており、問題が発生した際に、どのような対策が制度上可能か解説することを目指した。サウジアラビアは法制度そのものがイスラム教との関係もあり理解しにくい面があるため、その点を含めて解説するように努めた。

イランは既に述べたように 2008 年 5 月に新しい産業財産権法が施行されて、これまでの産業財産権の付与に関する考え方や、審査体制も大幅に変更となった。新法施行後間もないことと施行規則がまだ制定されていないため、制度の運用を含めた詳しい解説をすることは今回出来なかった。編集の際にこれまでの施行規則に基づいた運用を参考としてそのまま載せた部分があるが、施行規則が施行された以後は運用が変わることがあるので留意されたい。

UAE、サウジアラビア、GCC、イランの関連法令の英語訳から作成した仮訳を掲載したが、これはあくまで参考のためであり、厳密に確認したい場合には現地の法律家を通じて原文に基づいた解釈を入手されることをお勧めする。

中東地域は知的財産制度に関する情報や運用の実態を把握しにくい地域であるが、このマニュアルが日本企業の知財関係者、中東地域の日本企業駐在員にとって知財権侵害対策の参考になれば幸いである。

第1部 アラブ首長国連邦 (UAE)

第1章 はじめに

1. UAE の司法制度

UAE は、本質的には、フランス法、ローマ法、エジプト法並びにイスラム法の影響を強く受けた大陸法系の法域である。過去の裁判所の判決を法律上の先例として採用するというコモンロー原則は、一般的には認められていない（とはいえ、下級裁判所は、通常、上級の裁判所の下した判決を適用している）。国内の法律事務所のみが、弁護士として出廷できるとされる。中東地域における国際的ビジネスのハブとしての UAE の地位が確立されるにつれ、仲裁が紛争処理方法として徐々に普及しつつある。

2. 裁判所構成

裁判所は、アブダビに置かれる最上級の上訴裁判所（連邦最高裁判所）を頂点とする連邦裁判所により構成されるものの、アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマは、連邦司法制度に属していない。アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマは、他の首長国とは異なり、裁判所を独自に構成しており、連邦最高裁判所の指揮に服していない。裁判所は、主に民事、刑事及び宗教（すなわち、イスラム法）の三部門で構成される。ドバイの裁判所は、第一審裁判所、控訴院、破棄院で構成される。第一審裁判所は、民事法廷、刑事法廷及び宗教裁判法廷である。

UAE の裁判所は、訴訟当事者が、法律の規定に従って弁護士を任命することを認めており、弁護士は、委任状に署名がなされた国の公証人が認証し、UAE の大使館／領事館が認証した正式な捺印証書（すなわち、委任状）により、自らがクライアントの代理人に任命されたことを証明しなければならない。

3. 民事法廷

民事法廷（又は第一審裁判所）は、（債権回収事件を含む）商事問題から海事紛争までのあらゆるクレームを審理する。当事者には、判決が出た後、判決日から 30 日以内に事実問題そして又は法律問題を理由に控訴裁判所に控訴する権利がある。控訴裁判所に（第一審裁判所において提出されていない新たな）証拠を追加的に提出すること、そして又は、新規の証言を求めるために証人を追加することも可能である。その上位にある、通常は 5 名の判事で構成される破棄院（ドバイの最上級裁判所）の段階になると、当事者は、法律問題に関する論点しか提出できない。当事者は、控訴裁判所判決の通知を受けた日から 30 日以内に破棄院に上訴しなければならない。破棄院のすべての決定は、終局的であり、上訴することはできない。

4. 刑事訴追

UAEにおける刑事訴訟は、犯罪がなされた裁判管轄区の地方警察に告訴することで開始される。警察は、捜査中に、事件に関与した任意の当事者について、その陳述にもとづき調書を作成することができる。地方警察は、通常、訴えが告訴されてから48時間以内に最初の捜査を終え、検察庁に事件を送致する。警察は、公訴提起を求める勧告を添えて事件を正式に送致する前に、事件について検察官に照会し、その助言を求めることができる。

そこで、検察庁は、その事件について調査し、任意の関係者の供述を取り、その証人又は事件に関する情報があると検察官が判断した任意の他の者から事情を聴取する。そこで、検察庁は、裁判所に公訴を提起するか、犯罪がなされたかどうかにつき証拠不十分であるとして不起訴にするかを決定する。検察官は、警察から事件の送致を受けた日から14日以内に起訴するか不起訴にするかを決定しなければならない。検察官が、期限内に決定を下すことができない場合、検察官は、その延長を裁判所に申請でき、裁判所は、自らの裁量により、これを承認又は否認する。滅多に起きることではなく、また、その場合にも、当然、酌量すべき事情があろうものの、過去には、検察官が、事件の起訴又は不起訴を決定するまでに1年もの期間が必要とされた例もある。

5. 宗教裁判法廷

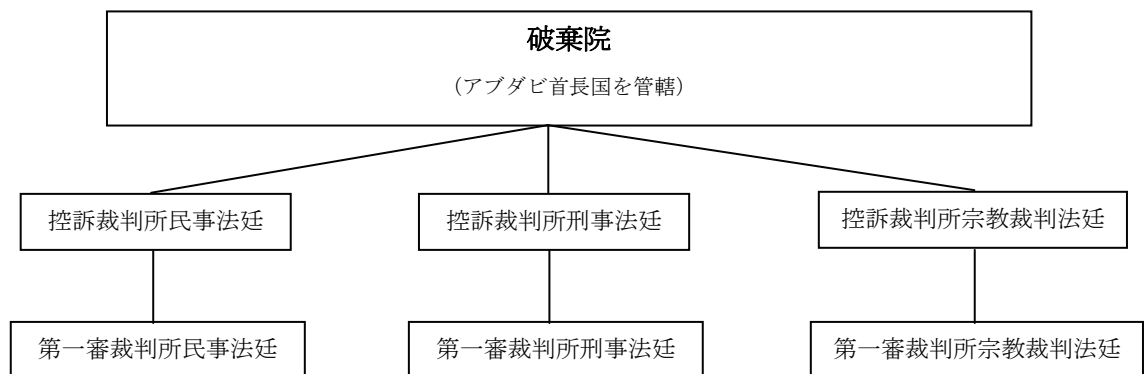
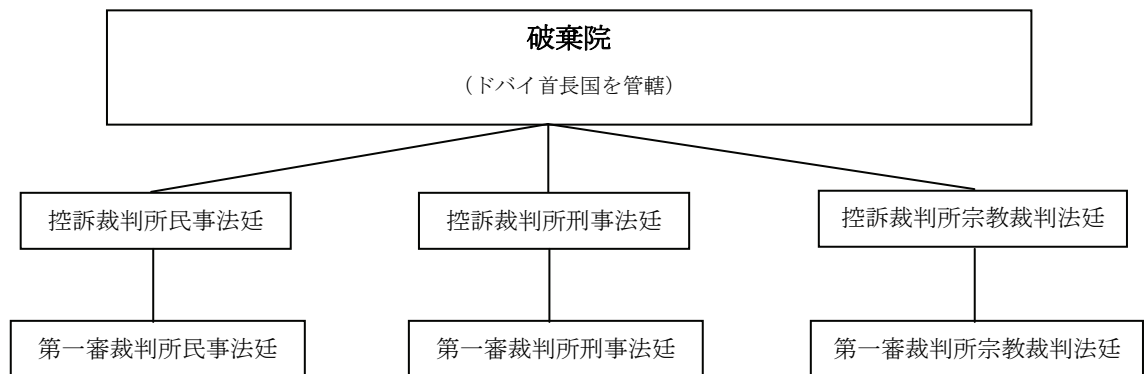
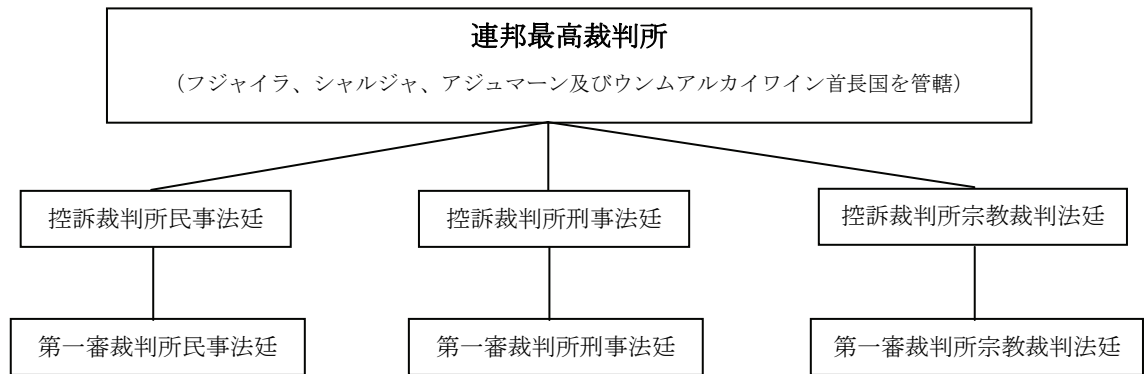
UAEにおいて、宗教裁判法廷は、刑事法廷及び民事法廷と協調して機能する。宗教裁判法廷は、UAEのイスラム裁判所であり、主に、イスラム教徒間の民事問題を担当する。いかなる問題についても、非イスラム教徒が、宗教裁判法廷に出廷することはない。宗教裁判法廷は、離婚、相続、子供の監護、児童の虐待及び未成年者の監護を含む家族紛争の審理につき、排他的管轄権を有する。UAEの成文法において適用可能な規定が存在しない場合には、イスラム教の宗教裁判に関係する法源の文言に存在するイスラム教的原則が適用される。

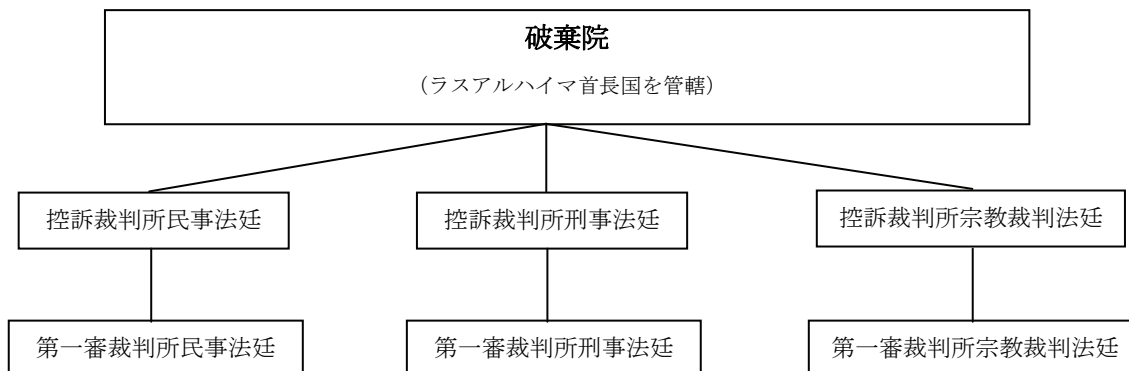
また、(前述のように、アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマを除いた)連邦レベルの宗教裁判法廷のみであるが、最初に下級の刑事法廷で公判が行われた強姦、強盗、アルコールの影響下における運転及びこれに関係する犯罪を含む、一定の刑事事件の控訴事件も審理することができる。

6. 連邦最高裁判所

連邦最高裁判所は、UAEの最上級裁判所であり、法律問題に関する争点のみを審理する。連邦最高裁判所は、下級裁判所判決に対する控訴審裁判所として機能するのみならず、下級裁判所が法律を正しく適用し、解釈するよう確保するためにこれらの裁判所を監督する。下級裁判所は、連邦最高裁判所の定めた法原則に従わなければならない。

ドバイ首長国には、独自の破棄院がある。ドバイ、アブダビ及びラスアルハイマ以外のすべての首長国では、アブダビに置かれた連邦最高裁判所が上訴の最終審である。





7. UAE の知的財産法制度

UAE の知的財産法令をめぐる環境は、連邦レベルにおける最初の知的財産法が制定された 1992 年以来、大きく変化しており、これらの法律の適用状況は、大幅に進展してきている。過去 10 年間に、知的財産の所有権の優先性及び知的財産侵害に関する裁判所の管轄を充実させてきた。主に、UAE が比較的最近成立した国家であるため、知的財産法令が UAE に導入されたのは最近であるにもかかわらず、UAE は知的財産保護を世界の国々と同様に課するようになってきており、知的財産の保護及びエンフォースメントの面において、中東地域における先進的国家の一つに数えられる。このように知的財産保護に向け、また、知的財産をめぐる国際的な基準に適合するため、2002 年に新法が制定され、1992 年法を改正／廃止した。

UAE は、主要な種類の知的財産権を保護する連邦法を制定していることに加え、知的財産権に関係する以下の主要な国際条約の締約国となっている。

- (i) 特許及び商標を対象とする工業所有権の保護に関するパリ条約
- (ii) (文学的及び美術的著作物に関する) ベルヌ条約
- (iii) 特許協力条約 (PCT)
- (iv) (実演家、レコード製作者及び放送機関に関する) ローマ条約
- (v) WIPO 著作権条約 (WCT)
- (vi) WIPO 実演レコード条約 (WPPT)
- (vii) UAE が 1996 年 4 月以来加盟している世界貿易機関 (WTO) の主要な協定の一つを構成する知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)

TRIPS 協定は、WTO 加盟国が順守すべき知的財産保護に関する最低限の基準を定めており、また、もう一つの重要な国際協定、すなわち、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の規定を順守することも義務づけている。

また、UAE は、国連の知的財産機関である世界知的所有権機関 (WIPO) にも加盟している。

8. 商標法

UAEにおいて、商標を規律する適用法令は、2002年法第8号により2002年7月31日に改正された1992年連邦商標法第37号（以下、「商標法」と記す）である。同法は、商品及び役務の45の分類で構成されるニース協定の商品及び役務の国際分類第9版を採用し、商品及び役務に関する商標の登録について定める。同法は、商標出願を公告するよう義務付けており、商標が登録される前に第三者が異議を申し立てるための期間を設けている。同法では、周知商標が認識されており、商標が周知であると見なされるための基準を定め、さらに、周知商標に比較的広い範囲の保護を与えている。商標の保護期間は10年であり、これを10年単位で無制限に更新できる。

商標法は、不使用又は不正な登録のいずれかの理由にもとづいて登録商標を取り消すためのメカニズムも定めている。同法は、商標侵害の罪につき、罰則を定めており、その場合、有罪とされた違反者には、拘禁刑そして又は5,000ディルハム（およそ1,370米ドル）以上の罰金が科される。裁判所には、事業所の閉鎖及び違反者の費用負担による判決の公表を命ずる権限がある。また、商標法は、商標侵害の結果として被った一切の損害につき、商標権者がその賠償を請求できることも定める。また、UAEの民法にも、商標権者が被った損害の賠償に関する規定が含まれる。また、裁判所には、違反者が、有罪判決を受けたか、無罪判決を受けたかにかかわらず、商標侵害の犯行に使われ、押収した製品、設備及び機械類を破棄する権限もある。

裁判所には、違反者の拘禁そして又は罰金を命ずる権限が与えられているものの、罰金は、特に、違反者が、大規模な取引業者であり、資金力がある時など、通常は、商標侵害に対する十分な抑止力とはならない。しかしながら、後ほど詳しく述べるように、裁判所が罰金しか科していなかった時代と比べ、裁判所が、拘禁刑を命ずる例が増えている。重大な欠点とまでは言えないものの、模倣品に対する税関のエンフォースメント機能について明確に定めていないことが、同法の欠点である。しかしながら、第3章2節において詳しく説明するように、UAEでは、既に様々な税関規則が利用可能であり、これらの規則において、流入する模倣品を押収し、没収する税関の権限が規定されている。UAEは、1996年3月31日の官報第291号に公告された大統領令第20/1996号より、工業所有権に関するパリ条約を国内法に編入した。

我々の見解では、UAEの現行商標法は、法律として優れており、だいたいにおいてTRIPS協定に準拠している。経済省の商標部における登録手続きは、高額ではあるものの、かなりスムーズで、中東地域における登録手続きとしては、最も迅速な部類に入るとと思われる。

9. 著作権法

UAEの著作者の権利及び隣接権に関する2002年連邦法第7号（以下、「UAE著作権法」と記す）は、2002年7月14日に発効した。このUAE著作権法による保護は、とりわけ、あらゆる種類の文学的著作物、コンピューターソフトウェア、データベース、講演、演説、視

聴覚的著作物に及ぶ。同法の下で、著作者には、著作者人格権及び財産的権利が認められ、著作権の保護期間は、一般に、著作者の生存の間及びその死後 50 年であり、これは、著作権の保護期間の国際基準に沿ったものである。UAE 経済省に寄託するための手続きが存在するものの、著作権を取得した著作物を経済省に登録しなかった場合も、法律により定められた著作者の権利は損なわれない。

著作権法では、著作者及び関連権の所有者の人格権そして又は財産的権利が侵害された場合の仮処分並びに罰則について定めている。同法に対する違反者が有罪判決を受けた場合には、2 カ月以上の拘禁刑そして又は 1 万ディルハム（およそ 2,740 米ドル）以上の罰金が科され、また、裁判所には、著作権侵害の罪が適用される海賊版を押収し、海賊版の破棄、並びに犯罪に使われた道具及び設備の差し押さえ、また犯罪に使われた施設の閉鎖を命ずる権限がある。さらに、裁判所は、違反者の費用負担により、特別に、判決の公表を命ずることもできる。さらに、UAE 著作権法は、任意に、又は、権利者の請求により、侵害著作物を差し止めるために干渉する権限を税関当局に与えている。

我々の見解では、UAE 著作権法は、それが著作者であれ、実演家であり、製作者であれ、又は放送機関であれ、権利者に対する適切な保護を定める強力かつ効果的な法律である。UAE 著作権法は、TRIPS 協定に定められた基準及び原則に概ね準拠していると考えられる。

10. 特許・意匠法

特許、意匠及び工業モデルにかかる工業所有権を規定し保護する 2002 年連邦法第 17 号（以下、「特許・意匠法」と記す）は、2002 年 11 月 30 日に発効した。同法により、旧 1992 年連邦法第 44 号が廃止された。同法は、主に特許証又は実用新案証を通じて発明を保護し、さらに、工業意匠、工業モデル及びノウハウ契約を保護する。同法は、特許及び実用新案証を発行し、ノウハウを保護し、工業意匠及び工業モデルを保護するための条件を列挙している。しかしながら、特許・意匠法は、化学薬品及び医薬品に対する保護の適用を 2005 年 1 月 1 日まで延期したため、同法の所管官庁である経済省は、化学薬品及び医薬品につき、2005 年 1 月 1 日まで、特許出願を受理できるものの、これに特許を発行又はこれを拒絶できなかった。同法により工業所有権に与えられる保護期間は、国際的な基準、特に TRIPS 協定に準拠している。

特許・意匠法は、権利者に対し、第三者が、権利者の同意なく、権利の主題となるものを製造し、使用し、販売を申し出、販売又は輸入するのを防ぐ権利を与える。ノウハウについて、同法は、第三者による不法な使用、開示及び公表からこれを保護する。同法は、工業所有権又は特許・意匠法に従って結ばれた契約を侵害する発明、工業意匠又はモデル、又は施設又はその任意の部分没収することを認めるなどの仮処分について定めている。同法の違反について同法で定める罰則は、5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）以上の罰金そして又は拘禁刑である。裁判所には、差押品、道具又は機械類の没収及び破棄、また、違反資材の除去を命ずる権限がある。さらに、裁判所には、国内の新聞又は連邦官報

に判決を公表する権限もある。

特許・意匠法の規定も、TRIPS 協定に概ね準拠していると思われ、我々は、救済措置及び仮処分が、国際的な義務及び基準に適合しているものと判断する。経済省が管轄する産業財産権の登録手続きには問題があり、例えば、最初の法律（1992 年法）の制定された以降も、2001 年にオーストリア特許庁と共同でこのような審査を目的とする審査システムが開発されるまで、特許、工業意匠又は工業モデルの出願が係属し、その審査も処理も行われなかった。従って、同省には、膨大な量の未処理の出願が係属している。これに対する最初の特許は、2002 年 7 月に発行された。

UAE は、WIPO 協定の一つであり、国際的な特許登録制度である特許協力条約（PCT）の締約国である。出願人が、PCT の下で国際特許出願を行えば、発明について同時に 100 以上の国々において保護を請求することができる。UAE は、1999 年 3 月 10 日から PCT により拘束されている。これに加えて、リヤド（サウジアラビア）に本拠を置く湾岸協力会議（GCC）特許登録制度が存在する。これは、一つの特許出願により、すべての GCC 諸国において保護されるものである。

11. 管轄当局

商標、特許及び著作権の監督官庁

Ministry of Economy（経済省）

P. O. Box 901

Abu Dhabi

Title of Head（代表者の肩書き）：Minister of Economy

Tel. : (971. 2) 626. 50. 00

Fax: (971. 2) 626. 99. 42

E-mail: indpro@economy. ae

Internet website: <http://www.economy. ae>

商標の担当部局

Trade Mark Section（商標部）

Ministry of Economy

住所は同上

Title of Head（代表者の肩書き）：Head

Tel. : (971. 2) 627. 31. 98

Fax: (971. 2) 626. 29. 22

著作権及び関連権の担当部局

Copyright Office（著作権庁）

Office of Intellectual Works

Ministry of Economy

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director

Tel : (971. 2) 446. 61. 45

(ext. 603/463)

Fax : (971. 2) 443. 63. 31

E-mail: copyright@mail2uae.com

特許及び意匠の担当部局

Industrial Property Department (産業財産権部)

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Head

Tel: 02-6131-238

Fax: 02-62636321

Email: aoweida@economy.ae

第2章 知的財産権の取得

第1節 特許証及び実用新案証

1. UAEの特許制度概要

UAEの現行特許法である2002年連邦法第17号（UAE特許法）は、財務工業相の発議、内閣（閣僚評議会）の承認、UAE連邦国民評議会の承認により公布された。その後、特許、意匠及び実用新案の所管が経済省に移り、同省では、現在も同法にもとづいた特許、意匠及び実用新案の登録出願、審査手続き及び登録を処理している。

UAEは、WTO及びTRIPS協定の署名国であり、PCTとパリ条約の両方の締約国である。また、UAEは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール及びサウジアラビアとともにGCCにも加盟している。

現時点において、UAEにおいて法律に関する業務を行う資格を有する者であれば、クライアントに代わって特許、意匠登録及び実用新案登録の出願書類を作成し、提出することができる。特許法68条では、特許代理人という資格については何も規定するところがない。別途実施細則で定められることになる。当然ながら、出願人自身で出願書類を作成し、提出することも可能である。

UAEにおける最初の特許法は1992年に制定された。その後、2002年連邦法第17号により旧法が置き換えられ、2002年法が現在も有効である。現行法は、特許、意匠、実用新案の登録及びノウハウの保護を規律する。

経済省の産業財産権部（Industrial Property Department）が、特許、意匠及び実用新案の登録を管轄しており、同部で出願の処理も行っている。同部は、首都アブダビに置かれている。ドバイには、特許出願、そして意匠及び実用新案の登録出願の受理官庁がある。

UAE産業財産権部は、現在、年間におよそ1,200件の出願を処理しているものの、これまでに特許が付与された出願は、ごく少数にとどまる。現時点において、医薬特許出願が優先的に処理されており、医薬特許出願の未処理残が解消され次第、すべての出願の審査が時系列順に再開される。

UAE特許法は、概ね欧州の制度を手本にしており、特許可能性の基本的な前提条件の一つとして、なかんずく絶対的な新規性を要求する。現段階において、UAE産業財産権部には、いかなる種類の調査も行う能力がない。

2. 特許要件

法律において、発明は、「発明者によって創造され、技術に関連する特定の問題に対する実用的な解決策となるもの」とであると定義される。

実用新案は、「特許を取得できるほど発明的又は創造的ではない発明に与えられる保護」

であると定義される。

従って、実用新案には、特許ほど進歩性が要求されないものの、新規性要件が要求される度合いは、特許の場合と同じである。UAEにおいても、「先願」という概念が適用される。

UAE では、任意の技術分野における、革新的な着想から生じ、又は、既存の特許発明に対する改良であるような一切の新規な発明が特許される。発明又は改良は、科学的根拠及び産業上の有用性を有するものでなければならない。

発明は、農業、漁業、手工芸及びサービスを含む最も広い意味での任意の産業部門で応用可能かつ利用可能である場合に、産業上の有用性を有するとされる。

出願には、単一の発明、又は、単一の発明的概念を構成するような相互に関連する複数の発明が含まれなければならない。従って、例えば、化合物と、化合物を製造する方法の両方に関するクレームを一つの特許に含めることも可能である。

3. 実用新案証の要件

産業上の有用性を有するものの、特許を取得できるほど創造的また進歩性がない新規の発明には、実用新案証（実用新案）が発行される。

4. 特許を受けられないもの

以下の主題は、特許されず、これに実用新案証も発行されない。

- a) 研究、植物及び動物品種並びにこれを生産するための本質的に生物学的な方法。ただし、微生物学的方法又はその産物を除く。
- b) 診断、治療並びに外科手術による人及び動物の治療方法。
- c) 科学的原理、発見及び数学的方法。
- d) 精神的活動、ゲーム又はビジネスを行うための仕組み、計画、ルール及び方法。
- e) 公表すること又はその商業的利用が公序良俗に反するような発明。

5. 特許出願

特許出願は、アラビア語で行い、明細書、クレーム、図面及び要約の英訳を添付しなければならない。願書を補うために、委任状、譲渡証、（該当する場合は）出願人の会社設立証書及び一つ以上の任意の優先権文書の証明された写しを願書の提出日から3カ月以内に提出しなければならない。

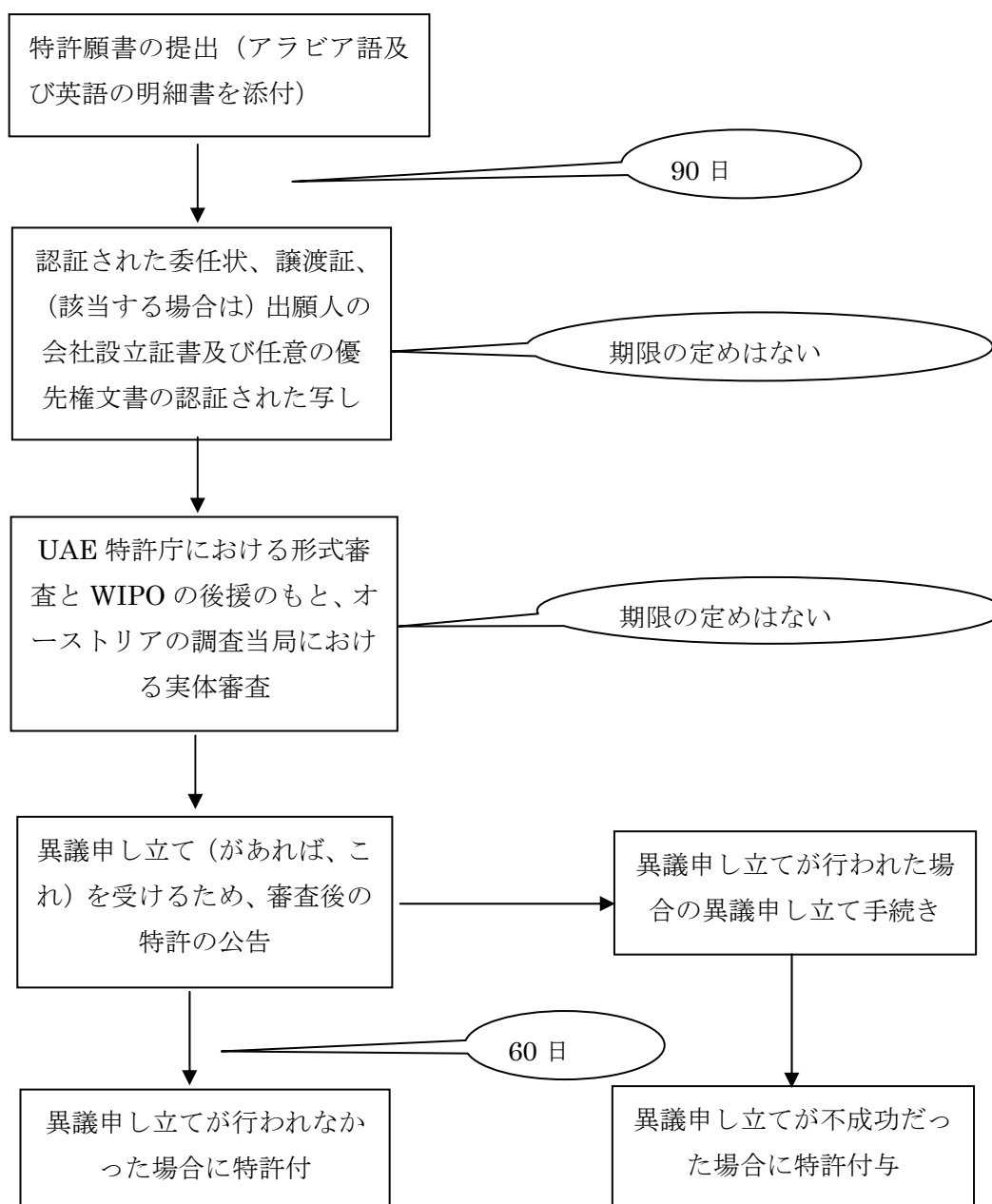
その後、願書の形式審査を行い、問題がなければ、実体審査を行うために、PCT 調査当局のいずれか、通常はオーストリアの当局に明細書を送る。その段階で、審査手数料を支払う必要があり、審査手数料が納付されない限り、審査を行うために明細書が送られない。出願人が出願時では既知の先行技術を引用することについて何らの要件も課されていない。

出願人には、審査官によって明らかにされた先行技術を回避するために自らの願書を補

正する機会が与えられる。その発明が新規かつ進歩性があることにつき、審査官が確信し、また、これ以外の点についても、経済省として、法律にもとづいて出願を拒絶するいかなる理由も認められなければ、UAE 経済省が特許を付与する。

年間手数料が毎年支払われれば、特許の有効期間は出願日から 20 年間である。UAE には、現在、特許又は出願の失効につき、出願人／権利者に落ち度がない場合についても、失効した特許を回復するための規定が存在せず、その点に注意する必要がある。他方で、実用新案証の有効期間は、実用新案証の付与日から 10 年である。

6. 特許手続きのフローチャート



7. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、署名され、認証され、署名者の国にある UAE の大使館／領事館の認証を受けたものでなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、これが国外で署名されている場合には、認証され、法律上正当なものと認められものでなければならない。優先権を主張するためには、その根拠として、認証された優先権出願書類の英訳を提出する必要がある。出願人が法人の場合、産業財産権部では、前記の文書に加え、認証された会社設立証書を要求している。

本報告書において既に述べたように、現在、産業財産権部では、医薬特許出願のみを審査しており、医薬特許出願の形式審査の未処理残が解消されるまで、これを続け、その後、他の出願の審査を再開する。従って、非医薬出願の処理にどの程度の期間を要するかを推定することは困難ではあるものの、現段階では、おそらく最低でも4～5年はかかると思われる。医薬特許出願については、おそらく2～3年であろう。

政府の公的な特許出願手数料は、出願人が企業の場合におよそ218米ドル、出願人が自然人の場合におよそ109米ドルである。

産業財産権部が、形式審査と実体審査を行った後、特許付与又は実用新案登録を行う前に、さらに何らかの要件を満たすよう要求してくる場合がある。出願人は、特許出願が拒絶された場合、60日以内に産業財産権部の決定に対する不服申し立てを行うことができる。不服申し立ての処理は、その目的のために経済省により任命される不服審査委員会(Grievance Committee)が担当する。形式審査は、UAE 産業財産権部で行われるのに対し、実体審査は、WIPOの後援のもとで、オーストリアにある調査当局によって行われる。

特許付与又は実用新案登録が行われると、これが特許公報に公告され、利害関係を有する任意の当事者が、公告の日から60日以内に特許付与又は実用新案登録に対する異議申し立てを行うことができる。所定の60日以内に異議申し立てが行われなかった場合、特許又は実用新案が付与され、特許登録簿に登録され、特許証又は実用新案証が権利者に発行される。

これまでのところ、UAE 政府は、UAE 特許法の実施規則について、一切公表していないものの、UAE における特許の出願方法について指示する非公式の指令（この章の付属書類1.2を参照）が該当する省庁により発行されている。

現時点において、特許公報をオンラインで閲覧することはできない。従って、関係当事者は、必要に応じ、経済省から特許公報の印刷された写しを入手している。以前は、http://www.uae.gov.ae/mofi/Arabic/industry/a_indproprulesregulationsnew.htm において、特許公報がオンラインで公開されていた。

8. 委員会

UAE 特許法は、同法及びその実施規則の執行に関連する決定をめぐって関係当事者が行った申し立ての審査を担当する委員会を設置することを想定している。この委員会の枠組み、

委員の報酬、申し立て手続き、及びその際に支払うべき手数料は、(まだ公表されていない)実施規則により、規定される。委員会は、UAE 司法相の任命する裁判官が委員長を務め、経済省の産業財産権部の職員を除いた産業財産権に関する専門家 2 名をこれに加えなければならない。

委員会の決定に対しては、UAE の民事訴訟法に従い、当該決定がなされた日から 30 日以内に、管轄権を有する UAE の裁判所に訴訟提起をすることができる。また、裁判所は、独立した意見を聴取するため、当該上訴の手続き期間中に専門家を任命することもできる。

9. 特許権・実用新案の効力

特許又は実用新案により、権利者に以下の排他的権利が与えられる。

- a) 発明を使用する権利。特許の主題が製品の場合、権利者には、その製品を使用し、製造し、その販売を申し出、これを販売し、又は輸入する排他的権利がある。主題が方法である場合、権利者は、その方法により直接得られた一切の製品につき、前記と同じ権利を享有する。
- b) 主題が方法である場合、権利者には、第三者が、自らの同意なく、その方法を使用すること、その方法により直接生産された任意の製品を使用すること、そして当該製品の販売を申し出、これを販売又は輸入することを妨げる権利がある。
- c) 権利者に与えられる上述の権利の効果は、工業目的又は商業目的によりなされた行為にのみ及び、販売後の保護対象製品に関連する行為には及ばない(権利の消尽)。

10. 譲渡と実施許諾

特許又は実用新案に係る権利の譲渡は、これを書面で行わねばならず、第三者は、当該譲渡が特許登録簿に記録され、特許公報に公告された後に初めてこれに拘束される。

特許又は実用新案は、債務の担保として抵当に入れることができ、当該抵当は、これを特許又は実用新案登録簿に記録し、公告しなければならない。さらに、債権者は、債務者が所有する特許又は実用新案を差し押さえることもできる。

11. 強制実施権の設定

特許又は実用新案の主題である発明が実施されていないか、十分に実施されていない場合、利害関係を有する任意の当事者は、以下の場合において、強制実施権を申請できる。

- a) 当該申請時において、特許又は実用新案が、その付与された日から 3 年以上を経過していること。
- b) 使用者となる予定の者が、合理的な条件にもとづき、権利者から実施権を取得するために努力したものの、当該努力が成功しなかったことを証明すること。
- c) 実施権が、専用実施権ではないこと。

- d) 国内市場に供給する目的で実施権が付与され、発明が十分に実施されるよう確保するため、実施権者となる予定の者が、法律にもとづいた保証金を提出すること。
- e) 実施権に、期限を設定すること。
- f) 実施権者が、公正な額の補償金を権利者に支払うこと。
- g) 特許発明が利用する事業の所有権とともに移転される場合にのみ、強制実施権が第三者に移転されること。
- h) 半導体技術に係る発明の場合には、公益的かつ非商業目的、又は、司法的又は行政的手続きを経て、反競争的であると決定された慣行を是正する目的でのみ強制実施権が付与されること。

12. 特許権及び実用新案の公的手数料

特許	公的手数料 (米ドル)
登録（付与されるための出願）〔出願人が個人の場合〕	109
登録（付与されるための出願）〔出願人が企業の場合〕	218
優先権の主張	-
優先権の主張の追加1件につき	-
譲渡証の作成及び提出	-
翻訳手数料（A4 1枚当たり）	-
付与の通知及び登録証の送付〔出願人が個人の場合〕	54
付与の通知及び登録証の送付〔出願人が企業の場合〕	109
補正〔出願人が個人の場合〕	27
補正〔出願人が企業の場合〕	54
年金〔出願人が個人の場合〕	
2年目	109
3年目	114
4年目	120
5年目	125
6年目	131
7年目	136
8年目	142
9年目	147
10年目	153
11年目	158
12年目	163

13年目	169
14年目	174
15年目	180
16年目	185
17年目	191
18年目	196
19年目	202
20年目	207
年金支払いの期限徒過	27
年金〔出願人が企業の場合〕	
2年目	218
3年目	228
4年目	240
5年目	250
6年目	262
7年目	272
8年目	284
9年目	294
10年目	306
11年目	316
12年目	326
13年目	338
14年目	348
15年目	360
16年目	370
17年目	382
18年目	392
19年目	404
20年目	414
年金支払いの納付期限徒過	54

実用新案	公的手数料 (米ドル)
登録（付与されるための出願）〔出願人が個人の場合〕	109
登録（付与されるための出願）〔出願人が企業の場合〕	218
優先権の主張	-
優先権の主張の追加1件につき	-
翻訳手数料（A4 1枚当たり）	-
年金〔出願人が個人の場合〕	
2年目	109
3年目	114
4年目	120
5年目	125
6年目	131
7年目	136
8年目	142
9年目	147
10年目	153
年金支払いの納付期限徒過	27
年金〔出願人が企業の場合〕	
2年目	218
3年目	228
4年目	240
5年目	250
6年目	262
7年目	272
8年目	284
9年目	294
10年目	306
年間手数料の納付期限徒過	54

全般	公的手数料 (米ドル)
期限延長の請求	-
正式記録簿の文書の閲覧又はその写しの請求	27
出願人又は権利者の名称変更	109
譲渡又は実施権設定契約の記録	109

第2節 意匠及び工業モデル

1. UAE の意匠及び工業モデル制度の概要

意匠及び工業モデルは、2002 年 UAE 連邦法第 17 号の第 3 章で扱っており、優先日から 6 カ月以内であれば、パリ条約による優先権の主張が認められる。

意匠及びモデルは、独自又は新規でなければならず（絶対的新規性も要件とされる）、工業的製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たさなければならず、公序良俗に反するものであってはならない。

2. 保護のための要件

法律における意匠とモデルとの区別は、名目的なものである。工業意匠は、「特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組み合わせ」であると定義される。

工業モデルは、「特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす任意の三次元的形態」であると定義される。

法律では、この二種類の保護形態を名称によって区別する以外、同一に扱っている。

3. 新規性喪失の例外適用期間

UAE 法は、意匠及び工業モデルが、国際協定、条約又は相互主義にもとづいた条件が考慮された同法の実施規則により定めた条件にもとづいて国内の見本市において展示された場合、意匠及び工業モデルの開示により、保護を受ける権利は損なわれないと定める。UAE において認可（指定）を受けた展示会で新規性を喪失した場合は、その時から 6 ヶ月以内に出願を要する。

4. 意匠登録出願

意匠又はモデルの登録出願は、アラビア語で行い、説明書（新規性説明書）及び表示の

英訳を添付しなければならない。願書を補うために、委任状、譲渡証、(該当する場合は)出願人の会社設立証書及び一つ以上の任意の優先権文書の証明された写しを願書日から3カ月以内に提出しなければならない。

出願は、その形式のみ審査し、問題がなければ、意匠又はモデルが登録される。

意匠権又はモデルに関する権利は、年間手数料を毎年納付していれば、10年間有効である。UAEには、現在、意匠又はモデル(又はその出願)の失効につき、出願人/権利者に落ち度がない場合についても、失効した意匠又はモデルを回復するための規定が存在せず、その点に注意する必要がある。なお、意匠登録証の有効期間は出願の日から計算する。

5. 実体審査(不実施)

経済省の下部組織であり、UAEにおける意匠登録を担当するUAE産業財産権部は、最近、工業意匠及びモデルの実体審査を廃止したため、出願に形式上の問題がなければ、意匠又はモデルは登録される。

6. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、署名され、認証され、署名者の国にあるUAEの大使館/領事館の認証を受けたものでなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、国外で署名されている場合には、認証され、法律上正当なものと認められたものでなければならない。優先権に関する主張には、その根拠として認証された優先権出願の英訳が必要とされる。出願人が法人の場合、産業財産権部では、前記の文書に加え、認証された会社設立証書を要求する。

意匠及びモデルに関する政府の公的な登録出願手数料は、出願人が企業の場合におよそ218米ドル、出願人が自然人の場合におよそ109米ドルである。

意匠又はモデルが登録されると、これが特許公報に公告され、利害関係を有する任意の当事者が、公告の日から60日以内に意匠又はモデルの登録に対する異議申し立てを行うことができる。所定の60日の期間内に異議申し立てが行われなかった場合、登録意匠又はモデルが付与され、登録簿に登録され、意匠登録証又はモデル登録証が権利者に発行される。

7. 意匠及び工業モデル出願の公告

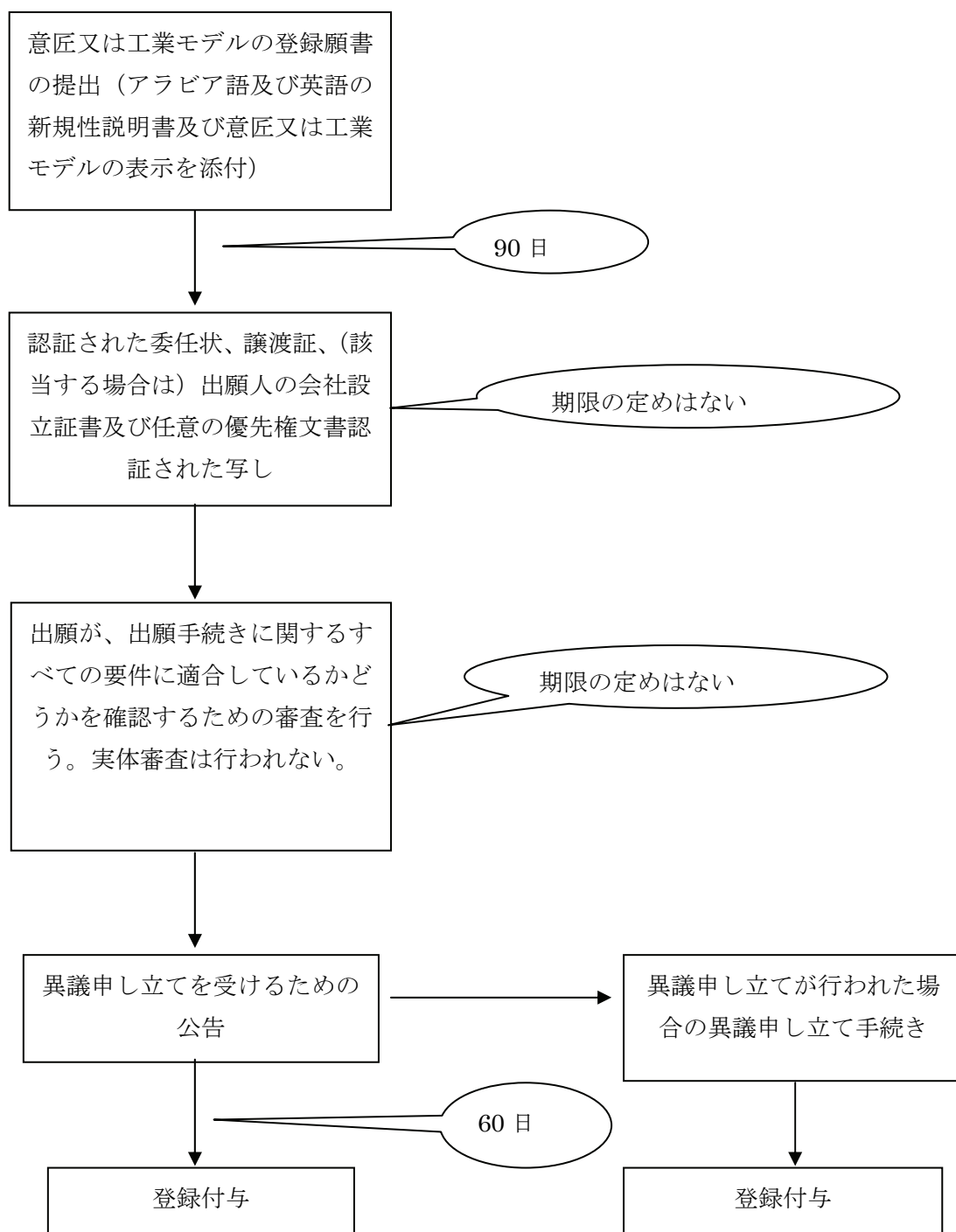
UAEにおいて、登録出願された意匠が、UAE商標部の発行する公報に初めて公告されたのは、2008年になってのことである。これらの意匠の登録出願が行われたのは、1998年である。

UAEでは、1990年代半ばから、登録意匠を出願することが可能になったものの、政府職員が、出願の審査又は調査を行わなかった。しかしながら、登録意匠に関する責任が2007年初めに経済省に移行したのに伴い、政府職員が、登録意匠の未処理残の処理に着手した。その結果、2007年後半に最初の許可通知が発行され、2008年3月に、登録意匠の第一弾が

公告される運びとなった。

UAEにおいて登録意匠保護を受けられるようになったことは、権利者にとって重要な前進であった。出願のかなりの量の未処理残を解消しなければならないものの、経済省では、かなり短期間で解消されるはずである。1998年以前の出願についてであるが、経済省は、保護期間が失効したことを理由に、これを処理しない決定を下したものとみられる。

8. 意匠登録手続きのフローチャート



9. 意匠及び工業モデル登録の効果

意匠又は工業モデルの権利者には、登録後、第三者による以下の行為を妨げる権利がある。

- a) 意匠又はモデルを任意の製品の製造に使用すること。
- b) 意匠又はモデルに関係する任意の製品を輸入すること又は当該製品を使用、その販売を申し出、又はこれを販売する意図で保有すること。

10. 譲渡と実施許諾

登録された意匠又はモデルの所有者は、自然人又は法人に対し、法律にもとづいて与えられた保護の条件を超えない実施条件により、保護対象の権利を実施することを許諾できる。実施許諾は、これを書面で行い、その全当事者が、これに署名するものとする。

使用権は、意匠登録簿に記録され、公報に公告される。実施権は、前記のように記録され、公告されない限り、第三者に効力を及ぼさない。

実施権設定契約は、これに別段の規定がない限り、登録所有者が、自ら意匠又はモデルの対象を実施すること、又は第三者に実施権を付与することを妨げない。

事業に対する所有権全体が譲渡又は移転される場合又は実施権を利用する部門とともに譲渡される場合を除き、実施権設定契約に別段の規定がない限り、実施権設定者は、第三者に実施権を譲渡し、再実施権を設定することはできない。

11. 救済措置、違反と罰則

登録された所有者は、法律にもとづいて保護される任意の種類 of 知的財産を侵害する製品につき、管轄権を有する裁判所（すなわち、被告の居住する場所に依り、連邦裁判所又は地方裁判所）に対し、その仮差し押さえ命令を申し立てることができる。

差し押さえを申し立てた当事者は、裁判所が決定した額の保証金を提出するものとし、差し押さえをした当事者は、命令が行われた日から8日以内に、本訴を提起するものとする。

被告は、当該期間の終わり又は差し押さえ当事者が提起した本訴を却下する終局的判決がなされた日から90日以内に、損害賠償請求を行うことができる。

また、法律は、意匠又は工業モデル保護に関する虚偽の文書の提出又は誤った情報の使用又は不実表示につき、これを拘禁刑及び5,000ディルハム（およそ1,370米ドル）以上、10万ディルハム（およそ2万6,700米ドル）以下の罰金又はそのいずれかに処すことを定めている。また、これらの罰則は、法律にもとづいた任意の種類 of 知的財産の侵害者に適用される。

裁判所は、差し押さえた物品の押収又は没収を命ずることができる。

12. 意匠及び工業モデルの公的手数料

意匠	公的手数料 (米ドル)
登録（付与されるための出願）〔出願人が個人の場合〕	109
登録（付与されるための出願）〔出願人が企業の場合〕	218
優先権の主張	-
優先権の主張の追加 1 件につき	-
翻訳手数料（A4 1 枚当たり）	-
年金〔出願人が個人の場合〕	
2 年目	109
3 年目	114
4 年目	120
5 年目	125
6 年目	131
7 年目	136
8 年目	142
9 年目	147
10 年目	153
年金支払いの納付期限徒過	27
年金〔出願人が企業の場合〕	
2 年目	218
3 年目	228
4 年目	240
5 年目	250
6 年目	262
7 年目	272
8 年目	284
9 年目	294
10 年目	306
年金支払いの納付期限徒過	54

第3節 商標

1. はじめに

UAE では、1992 年 10 月に最初の商標法が公布され、同法は、1993 年 1 月 12 日に発効した。UAE が知的財産に関する条約に署名したことで同国に生じた国際的義務を同法に編入するため、同法は、2002 年に大幅に改正された。その最初の実施規則は、1993 年 2 月 2 日に公告され、それ以来、新しい実施規則は発行されていない。

2002 年商標法では、UAE において商標を登録することで、商標保護が保証される機会を与えている。新たに登録された商標は、登録出願が行われた日にさかのぼって保護される。新法では、商標登録に対する異議申し立て期間を商標登録が公告された日から起算して 30 日間しか認めていない。

2. UAE の商標法の歴史

国際面において、UAE は、1975 年に WIPO に加盟した。その当時、商標法が存在したのは、これを 1974 年に制定したラスアルハイマ首長国のみであった。UAE の商標法については、1970 年代末から連邦レベルにおいて論議されていたものの、これが実現したのは、1992 年のことだった。

1992 年 UAE 商標法は、2002 年法第 8 号により改正された。重要な変更点として以下の内容がある。

- a) 自国又は外国の紋章又は通貨を組み込んだ標章の登録禁止。それまでは、識別力のない標章と、政府の記章又は赤新月又は赤十字の記号と合体した標章のみ登録できなかった。
- b) 本国の法域外において周知である商標が、原所有者自身による場合、又は原所有者の承諾を得た場合にのみ登録できる旨の規定。
- c) UAE が、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定を順守することの確認。
- d) 同一又は類似の商標が既に登録されている場合には、新しい標章の使用が、取引における関連性を示さないこと、又は、既存の商標権者の利益を損なわないことを確保するため、経済省が、この点を確認しなければならない。さらに、同一区分の同一又は類似の製品又は役務につき、同一又は類似の商標が出願された場合、経済省は、当事者間の和解が成立するか、裁判所の判決が下るまで、当事者間の関連するすべての出願の手続きを中止する。
- e) 経済省が承認すると、出願人の費用負担により、商標出願を、商標公報及び UAE

に流通するアラビア語日刊紙 2 紙に公告することを義務づける規定。利害関係を有する第三者は、最後の公告の後、30 日以内に、手渡し、書留郵便又は電子メールのいずれかの方法により、登録に対する異議申し立てを行うことができる。

- f) 登録商標の所有者に対し、他の者が、類似、同一又は関連する製品及び役務につき、消費者の混同を生ずるような方法で同一又は類似の標章を使用することを妨げる権利を与えたこと。
- g) 裁判所に再度申し立てることなく、不正な商標登録を取り消す権限を経済省に与えたこと。しかしながら、経済省は、この処分について関係当事者に通知しなければならない、これらの当事者には、当該通知から 30 日以内に不服申し立てを行う権利が与えられた。
- h) (例えば輸入規制などの) 外部的障害が存在する場合を除くほか、5 年間継続して使用されていない商標につき、利害関係を有する任意の当事者が、管轄権を有する民事法廷に、その登録取消を申請できる旨の規定。
- i) 強制使用権許諾の禁止。

2002 年法第 8 号による UAE 商標法の改正は、全体として、UAE が TRIPS 協定にもとづいて負っている義務に UAE の商標法を適合させ、商標権者に与えられる保護を拡大するうえで大きな前進であった。

3. 管轄する省

UAE 商標法によれば、商標の登録を管理する管轄当局は、経済省である。

4. 商標登録等の法律事務所及び代理人

知的財産法に関する有力な法律事務所及び UAE の商標代理人の推奨リストは、Legal 500 (www.legal500.com) 及び International Trademark Association (INTA) (www.inta.org) から入手できる。UAE 政府は、商標代理人及び弁護士に対する新しい規制手続きを導入した。すべての代理人は、経済計画省に登録しなければならない。商標代理人は、登録されるまで、いかなる第三者についても、これに代わって商標出願を行うことができない。

法人が、商標代理人登録簿に登録されるためには、いくつかの要件を満たさなければならない。代理人が自然人の場合、その者は、次の条件を満たさなければならない。

- a) 完全な法的能力を有すること。
- b) 定評のある大学の学位を有すること。
- c) 商標代理人として登録された法律事務所又は旧制度における営業許可証にもとづいて営業していた法律事務所において、最低でも 2 年間の業務経験を有すること。
- d) その者の名誉又は誠実さが問題視されるような犯罪により、公訴されていないこと。

- e) 代理人が企業の場合には、以下の基準を満たさなければならない。
- f) その企業の経営役員（パートナーであるかどうかを問わない）が、自然人が商標代理人として登録されるための要件を満たすこと。
- g) UAE 国外を本拠地とする企業の場合、その本国において商標代理人として登録されていなければならない。
- h) 企業は、次の書類を提出しなければならない。
 - (i) 会社設立証書の認証された写し
 - (ii) 国内営業許可証の認証された写し
 - (iii) UAE において一つ以上の支店を営業する旨の内部決定文書の認証された写し
 - (iv) 国内リース契約の写し
 - (v) その企業が UAE において営業している支店／事務所の一覧

代理人として登録されるための公的な手数料は、一回限りの当初手数料が、3,000 ディルハム（815 米ドル）、年間更新料が 1,000 ディルハム（271 米ドル）である。

5. UAE 商標法の特徴

商標法第 2 条における商標の定義は、その範囲が極めて広い。これには、名称、語句、署名、文字、数字、図面、記号、住所、品質証明、刻印、絵柄、装飾、包装、また標章に付随する音声も含まれる。商品はもとより、役務についても、商標を登録できる。

商標の登録出願は、商品及び役務の区分ごとに、別個に行わなければならない（一出願一区分）。いかなる区分に属するものであっても、アルコール飲料に関係する出願が許可されない点を除けば、UAE 商標法の分類は、ニース協定の分類に対応する。一つの区分に属する複数の類似標識の包括出願も可能である。同一の区分の商品につき、既に登録されている商標に類似する商標が出願された場合、管轄する省は、その登録を拒絶できる。さらに、管轄する省は、必要であると判断した場合に、条件を設け、又は変更を要求することができる。しかしながら、出願人には、これに対して 30 日以内に異議申し立てを行う権利がある。さらに、出願人には、管轄する省の最終決定に対し、決定から 60 日以内に裁判所に訴訟を提起する権利がある。

商標は、10 年間保護される。登録商標の権利存続期間は出願日からである。

この保護期間は、さらに 10 年単位で更新できる。更新申請は、失効する日の前年末までに行わなければならない。しかしながら、商標権者が、期限内に更新しなかった場合でも、管轄する省は、登録の失効後 1 カ月以内に、登録が失効したことを商標権者に通知しなければならない。商標権者には、現在、失効日から 3 カ月間の猶予期間が与えられている。これを過ぎると、登録が自動的に登録簿から抹消される。

登録された所有者が、自らの商標を 5 年間継続して使用した場合、その所有権は、もはや不可争となる。所有者が、自らの標章を、5 年間継続して使用しなかった場合、管轄権を有する民事法廷は、その標章の登録抹消を命ずることができる。

商標法では、損害賠償に関する民事請求を認めている以外にも、管轄権を有する裁判所に差押命令を申請することにより、侵害に対する法的措置を開始することを可能にしている。商標の所有者は、このような命令が執行される前に、保証金を提出しなければならない。申請人は、裁判所の命令がなされた時から8日以内に、反対当事者に対する民事訴訟を開始するか、少なくとも、刑事訴訟手続きを申し立てなければならない。

法律の定める罰則は、罰金、拘禁刑及び最高で6カ月間の施設の閉鎖である。これに加えて、侵害製品及び侵害に使われた機械類の破棄も命ずることができる。

また、法律には、商標の移転、その担保権の設定又はその変更、及び使用権設定契約の登録に関する規定がある。商標の使用権設定契約に、地域的又は時間的な制限を設けることも可能である。

経過措置として、既に商標を UAE において保有し、又は使用する個人又は企業は、本法の施行された日から1年以内に登録出願を行うべきであったとされる（法44条）。その理由は、この期間内においてのみ、最初の使用者に、登録するための優先権が与えられていたからである。このことは、商標の所有者が、登録出願を行うまで、侵害商標の登録に対して期限内に異議申し立てを行えるよう、公告の内容を常に確認すべきであることを意味する。

6. 商標登録の手続き

UAEにおける商標の登録手続きは、商標法及びこれに対応する実施規則にもとづいて進められる。商標を登録するための公的手数料は、別個に、政府の決定にもとづいて設定される。

- a) 商標の登録を管轄する当局は経済省である。経済省内に商標登録のための特別部門が設置された。
- b) 商標の登録出願は、商標の所有者自らがこれを行うのでない限り、商標弁護士を通じて行う。商標弁護士は、UAEの免許を取得した弁護士でなければならない。

7. 出願の際に要求される事項

登録手続きの詳細な内容は、実施規則により規律されている。実施規則の第5条によれば、商標を登録するためには、以下の事項が要求される。

- a) 出願人の氏名、もしあれば、職業上の名称及び商号。出願人が企業の場合は、商号、法的資格、定款上の目的を示す必要がある。
- b) 出願人の国籍、居住地及び業種。
- c) 一つ以上の商標の簡略な説明。特定の色彩又は色彩の組み合わせを指定しなかった場合には、あらゆる色彩について、商標が登録されたものとみなされる。標章に外国語の語句が含まれる場合には、願書に、公式なアラビア語訳を添付しなければならない。外国名は、発音とおりに転記する。商標は、アラビア文字のみな

らずラテン文字又はその両方で登録することができる。

- d) 商品及び役務の分類別に、商標を登録する商品及び役務を列挙する。
- e) 商品又は役務を識別するために、商標を使用する、又は使用する予定の事業者（例えば、国内の代理店又は販売店）又は事業の住所。
- f) 商標部が、登録に関係する通信及び文書を送付するための UAE 国内における商標弁護士 の住所。

8. 必要な書類

出願するためには、以下の文書が必要となる。

- a) 各分類につき、一つ以上の商標の複製 20 点。複製の寸法は、6 × 6 センチから 8 × 8 センチとする。
- b) 商標弁護士に対する委任状。委任状は、公証人及び出願人の本国の管轄権を有する当局及びその国の UAE 大使館による認証を受けなければならない。1 名以上の署名者の署名権限について、公証人による確認及び承認を受けなければならない。UAE 国内において外務省による認証も受けなければならない。
- c) 出願人が、パリ条約の優先権を主張したい場合にのみ、出願人の本国又は任意の第三国における商標の外国登録の証明書を提出する。しかしながら、登録証明書を提示することは、一般に、問題を解消し、手続きを促進する上でも効果的である。

9. 登録の経費

登録の経費は、商標部の手数料、公告手数料及び弁護士の手数料で構成される。一例として、一つの分類の商標を登録するための経費は、出願許可のための 500 ディルハム（およそ 137 米ドル）に、公告のためのおよそ 3,000 ディルハム（およそ 822 米ドル）、登録証のための 5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）を加えた額の合計およそ 8,500 ディルハム（およそ 2,329 米ドル）に、弁護士の手数料を加えた額である。従って、国際的にみると、UAE は、この分野に要する経費が最も高額な国の一つに数えられる。弁護士の手数料は、法律により規律されていない。

10. 出願人適格

UAE 商標法によれば、UAE において商標登録の出願人適格を有する者には、次の者が含まれる。

- a) UAE 市民又は UAE 企業（商業、工業、手工芸又はサービス分野の活動に従事する者）
- b) 非 UAE 市民又は非 UAE 企業（UAE 又は UAE の市民及び企業に相互主義的待遇を与えている国において、任意の商業的、工業的、手工芸的又はサービス活動に従事することを旨とする者）

- c) UAE の公法にもとづいた法人
- d) いずれの場合も、送達を受けるための住所を UAE 国内に有する者

11. 出所混同をきたす類似

UAE 商標法によれば、UAE で同一の商品又は役務について既に登録された商標と同一あるいは類似の商標の登録は禁じられており、また、この既に登録された商標と異なる商品又は役務に用いるものであったとしても、その使用が、その製品及び役務と登録商標の所有者との関連性を示すか、商標権の所有者の利益を損なうおそれがある場合においては登録をすることが禁止されている。

UAE 商標法によれば、経済省には、既に登録されている標章との混同を防ぐため、又は、商標が、同一の商品又は役務を識別するために使われた場合に混同が生ずる可能性を考慮し、相当と認める事由により、商標を確定し、明確にするために必要であると考えられる制限及び変更を要求する権限がある。さらに、経済省は、何らかの理由により、商標の登録を拒絶した場合、又は、一定の制限に服するまで、又は、変更がなされるまで、登録手続きを停止した場合、当該決定の理由を書面により出願人に通知しなければならない。また、UAE では、団体標章も認められている。

12. 同時出願

UAE 商標法は、2名以上の者が、同一区分の商品又は役務、あるいは、同一区分内の類似の製品又は役務につき、同一の標章又は酷似している、もしくは類似の標章を登録するために同時に申請した場合、すべての出願人により承認された、出願人の1人に譲渡する旨の譲渡契約書が提出されるまで、又は、出願人の中の1人を勝訴させる終局的判決が出されまで、商標を登録しないと述べている。

13. 審査

商標部は、通常の場合、出願日から6～8週間以内に予備審査報告を行う。登録所から、標章又は商品／役務の一覧の変更、又は、その標章を他の場所で登録していることの証拠の提出を求められる場合もある。商標部は、最初に予備審査報告を行わないこともあれば、当該報告を1回又は複数回行った後に、その標章を拒絶、許可、又は条件付きで許可する決定を行う場合もある。

14. 公告と異議申し立て

出願が許可されると、商標部は、商標公報及び日刊紙2紙に以下の情報を公告する。

- a) 出願人の氏名、国籍、職業及び居住地
- b) 標章の真正な写し
- c) 出願番号

d) 標章を登録する必要のある商品、製品又は役務の記載とともに、商品／役務の該当する分類番号

e) 標章を使用しているとされる、又は取引、商店又は事業に関する詳細。

任意の関係者は、商標部に対し、商標公報に上述の詳細な事項が公告された日から 30 日以内に、当該出願に対する正式な異議申し立てを行うことができる。それを受け、商標部は、前記異議申し立てを受理した日から 15 日以内に異議申し立ての内容を出願人に通知する。次に、出願人は、異議申し立てへの書面による回答を（商標部により、異議申し立ての通知を受けた日から）30 日間という短い期間内に行わなければならない。出願人が、書面により回答しなかった場合、出願を放棄したものとみなされる。

異議申し立て／これに対する反論を行う場合、書面による正式な回答（例えば反論書又は意見書）を経済省の商標部に提出しなければならない。異議申し立て手続きにおいて、商標部は、両当事者の主張を聞き、当該異議申し立てに関する決定を行うことが義務づけられている。

異議申し立てに関する商標部の決定は、決定の日から 15 日以内に、商標委員会に上訴することができる。その後も、裁判所に民事訴訟を提起するのと同様の方法により、民事法廷に再度上訴することができる。

15. 不可争となる商標登録

UAE 商標法によれば、登録商標の所有者には、当該商標を使用する排他的権利があり、当該所有者が、UAE において、当該登録商標を登録後 5 年間継続して使用したとき、当該商標に係る権利が不可争となる。ただし、所有権を争う訴訟が提起され、当該所有者が敗訴した場合は、この限りではない。

16. 登録により発生する権利

UAE 商標法によれば、UAE において商標を登録することにより、当該登録商標の所有者には、一般消費者による混同が生ずるのを防ぐため、商標が登録された製品及び役務と類似、同一又はこれに関連する製品又は役務を識別する目的で同一又は類似の商標が使用されることを妨げる権利が生ずる。

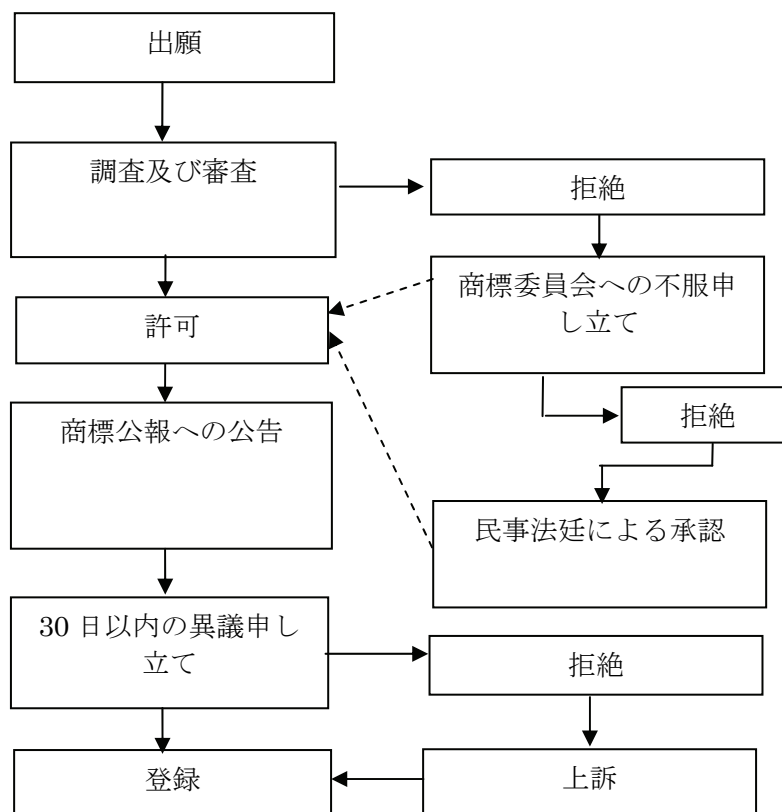
17. 登録商標あるいは指定商品・役務の変更

UAE 商標法によれば、過去に登録された商標の所有者は、商標により識別される製品又は役務あるいは商標それ自体に関する情報の追加又は変更により、商標の同一性が実質的に損なわれない限りにおいて、当該追加又は変更を経済省に随時申請することができる。この点は、UAE 商標法独自の特徴であることをお断りしておきたい。

18. 保護の期間

UAE 商標法によれば、UAE における登録商標に与えられる保護期間は、その登録後、10 年間であります。登録は、同様に 10 年単位で、繰り返し無制限に更新できます。

19. 登録プロセス



20. 登録商標の取消

UAE 商標法において、「取消」という語は、定義されていないものの、これに関連する条文は、次のいずれかの場合に、商標を取り消すことが可能であると説明する。

- (i) 商標が、不法に登録された場合。
- (ii) 商標が、5年間継続して使用されなかった場合。

21. 周知商標

UAE 商標法によれば、周知商標の原所有者（又は原所有者のために行う場合に）のみ、UAE において当該周知商標を登録できる。また、同じ規定は、周知商標であるかどうかを判断するための法定の基準を定めている。その基準とは、「商標が普及した結果として、当該商標が、公衆の関係分野に知られていること」である。

また、UAE 商標法は、以下のいずれかに該当する場合、周知商標が登録されている商品又は役務と類似又は同一ではない商品又は役務についても、周知商標を登録することを禁じ

ている。

- a) その商標の使用が、登録商標の指定商品及び役務との関連性を示しかねない場合。
- b) 当該使用により、登録商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある場合。

また、UAE 商標法は、以上の点に加え、周知商標又は過去に登録された他の標章の翻訳であるような標章（を登録することにより、その標章により識別される製品又は類似の製品の同一性について、一般消費者に混同を生ずる場合、そ）の登録も禁じている。

22. 譲渡と使用許諾 UAE 商標法の下で、書面による正式な法律文書により、任意の者に登録商標を譲渡し、又は、その使用を許諾することができる。当該文書は、適正に認証された後、商標部に記録される。次に、商標部は、公衆への情報開示のため、提案されている記録内容に関する情報を商標公報に公告する。関係当事者から何らかの異議申し立てが行われた場合、提起された異議が完全に解消されるまで、当該文書（場合に応じ、譲渡又は使用許諾に関する）は記録されない。

第4節 著作権

1. 著作権制度の概要

著作権は、UAE 著作権法の下で、文学的著作物、コンピューターソフトウェア、データベース、講演／演説、演劇、音楽的著作物及び写真的著作物その他の知的な著作物を含む著作物の作者に与えられる保護の形態である。ソフトウェアを使用、コピー及びダウンロードする行為、インターネット上のホームページから資料をダウンロードする行為及び任意の方法により、任意の資料を配布する行為は、商業目的又は個人目的を含むいかなる目的であれ、著作者の書面による許諾を得ていなければ、限られた例外的な場合を除き、実際には、著作権侵害となる。UAE 著作権法の下で、隣接権の保有者、役者、歌手、音楽家及びダンサーなどの実演家、レコード製作者及び放送機関も、保護を享有する。

UAE 最初の著作権法（1992 年法第 40 号）及びその実施規則は、それぞれ 1993 年 4 月 12 日及び 1994 年 9 月 1 日に発効した。2002 年 UAE 著作権法第 7 号が官報に告示されたことにより、同法は、2002 年 7 月 14 日に廃止された。

UAE は、知的財産権に関係する国際機関及び条約に加盟している。UAE は、1996 年以来、WIPO の加盟国かつ TRIPS 協定の署名国であり、パリ条約（1996 年以降）、WIPO 著作権条約（2004 年以降）、文学的及び美術的著作物に関するベルヌ条約（2004 年 7 月 14 日以降）、WIPO 実演レコード条約（WPPT）（2005 年以降）及び実演家、レコード製作者及び放送機関に関するローマ条約（2005 年以降）などのいくつかの国際的な知的財産条約の締約国であ

る。

UAE 著作権法は、著作物に正統性と個性を発揮するような創作性を保護し、著作物により明かされる思想又は概念を保護せず、むしろ著作物の表現を保護する。具体的にいえば、保護は、思想、手続き、運用方法又は数学的概念、原理及び抽象的事実自体に及ぶものではなく、これに含まれる創作的表現に及ぶ。その結果、著作物は、有形でなければならない。法律では、著作物が、文書形式又は写真として存在する場合、コンピューターに保存されている場合、ビデオテープに記録されている場合、あるいは石を彫刻されている場合など、永続性のある方法又は媒体に記録されている場合に、固定されているものとみなされる。

著作権は、著作物が創作された瞬間から、著作者が自動的に保護されるという点において、他の知的財産権とは区別される。著作物を登録しなくても、UAE 著作権法により与えられる権利又は保護は、一切損なわれない。他のほとんどの国々の法律と同様、UAE 著作権法は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に準拠しており、その著作物が登録されているかどうか、また、著作権に関する通知が記載されているかどうかにかかわらず、一切の著作物が、法の下に保護される。著作者の名称が著作物に記載されていること以外、著作物が保護されるための条件は存在しない。独自の表現方法で記載又は表現された瞬間から、あらゆるものに著作権が生ずる。

著作物が登録されていなくても、UAE 著作権法によって著作者又はその承継人に与えられる保護は、そのいかなる側面も損なわれないものの、UAE 著作権法の実施規則の規定に従い、実際には、著作物を寄託し、これに関する権利又はその特定の部局において生じ得る一切の処分を記録するためのシステムが経済省に存在する。

UAE には、著作権を記録するための官庁、すなわち、著作権庁が存在し、この役所は、連邦レベルにおいて、あらゆる種類の著作権対象著作物の登録を扱っている。著作物を記録すれば、著作権侵害訴訟において、記録が創作に関する明確な証拠になることを含め、著作者にとっていくつかの利点がある。願書とともに著作物の複製を提出すれば、短期間に所有者証明を取得できる。

2. 保護対象となる著作物

著作物の著作者及び隣接権の保有者は、UAE 著作権法の下で保護を享有する。UAE 著作権法の下で、「著作物」は、その種類、表現方法、価値又は目的を問わず、文学、芸術、科学分野の創作された一切の編集物であると定義される。UAE 著作権法は、保護対象著作物として、12 の分類を挙げている。これらの分類は、ベルヌ条約の項目に対応している。それは、条約の第 2 条 1 項及び派生的著作物の場合の第 2 条 3 項である。UAE 著作権法が挙げている著作権による保護対象は、以下の通りである。

- a) 書籍、小冊子、随筆その他の文書。
- b) コンピュータープログラム及びアプリケーション、データベース及び経済省の決

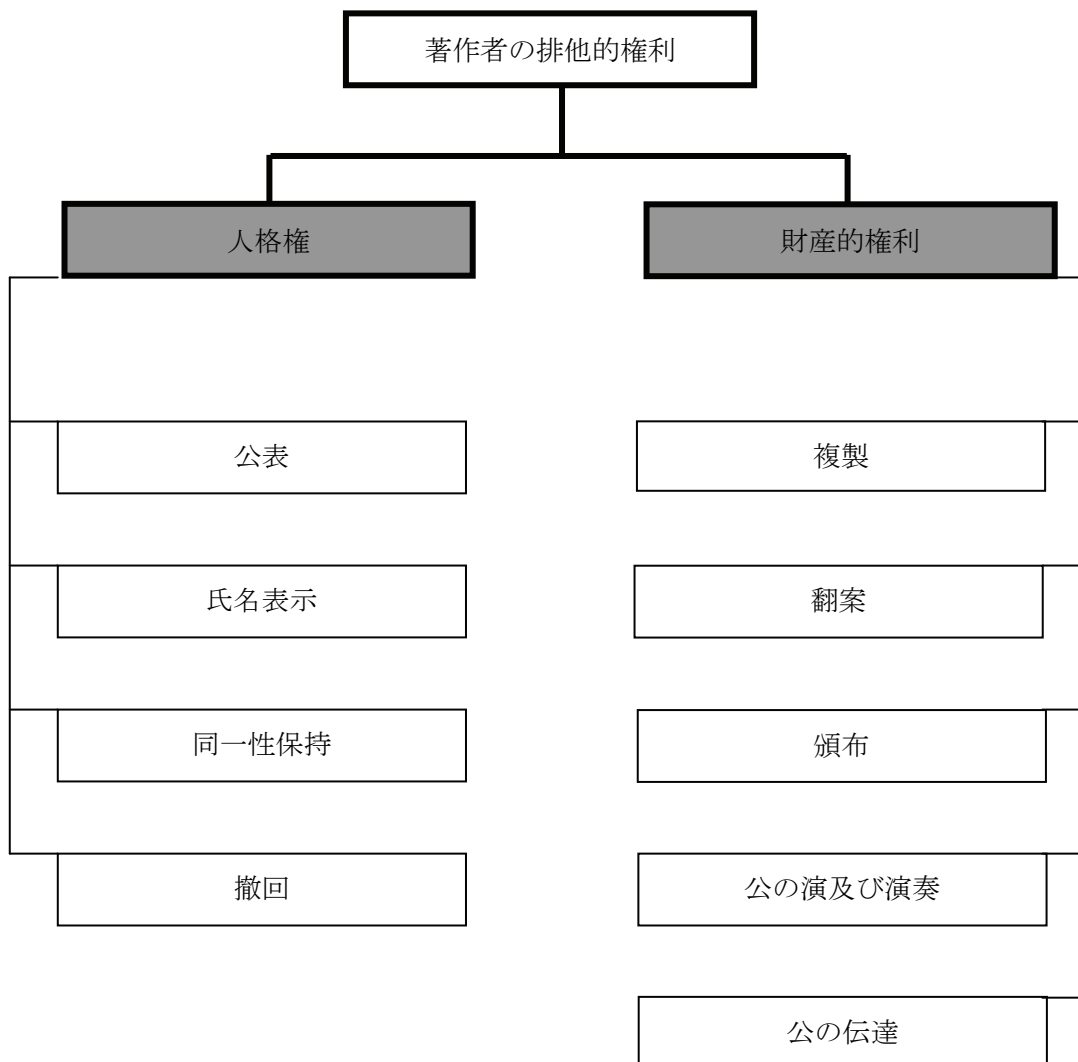
定により、これに類似すると定義された著作物。

- c) 講演、演説、説教その他のこれらと類似の性質の著作物。
- d) 演劇用又は楽劇用の著作物及び無言劇の著作物。
- e) 楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない）。
- f) 音声及び視聴覚の著作物。
- g) 建築物の著作物、工学的計画及びレイアウト。
- h) 素描、絵画、彫刻、版画（布地、金属、石、木）の著作物及び美術の範囲に含まれる彫り物及びこれに類似する一切の著作物。
- i) 写真の著作物及び写真に類似する著作物。
- j) 応用及び造形美術の著作物。
- k) 図解及び地図、スケッチ、並びに地理学、地形学、建築設計その他に関する三次元的著作物。
- l) （その原作物について定めた保護を害することなく）派生的著作物。放送番組のために著作物が革新され、革新されたテーマで書かれている場合には、その表題も保護される。

この一覧は、ほぼすべての対象をカバーしている。とはいえ、保護が及ばない対象として、「思想、手続き、運用方法又は数学的概念、原理及び抽象的事実自体」を挙げているように、UAE 著作権法により保護されない対象もある。

3. 登録

UAE 著作権法は、著作物が創作された瞬間から、著作権及び隣接権の効力が自動的に生ずると述べる。UAE 著作権法の下では、著作物が保護されるため、登録又は何らかの他の手続きを踏む必要はない。しかしながら、UAE 著作権のエンフォースメントをめぐる実際問題について考慮すれば、UAE においては、いかなる場合も、著作権を登録することがたいへん望ましい。



4. 著作者の排他的権利

著作者は、人格権と財産的権利の両方を享有する。

人格権とは、著作者が、その文学的及び美術的著作物との間に有する継続的な人格的及び法的関係を明確にしたものである。UAE 著作権法の下での著作者人格権には、次の四つの権利が含まれる。すなわち、著作物が公表される時期、場所、及び形式を決定する権利（公表権）、著作物の著作者として識別される権利（氏名表示権）、著作物の変更、切除その他の改変で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利（同一性保持権）及び著作物の頒布を撤回する権利（撤回権）である。

人格権は、大陸法の法制度とベルヌ条約（第6条の2）に由来する。これが、後に、モンローの著作権制度にも導入された。UAE の法律は、大陸法の伝統に立脚しているため、UAE 著作権法において、人格権が強調されていることは、大陸法による影響を示し、著作者

の権利が重視される文化の象徴である。

UAE 著作権法は、任意の手段、なかんずく、電子的なローディング及び保存を含む複製、任意の形式の表示、放送又は再放送、公の実演又は放送、翻訳、改変、改作、リース、有償貸与、無償貸与又はコンピューター又は情報ネットワーク、通信ネットワークその他の手段を通じたアクセスを含む任意の形式の公開を通じた著作物の使用を許諾する排他的権利を含む著作権者財産権を著作権者に付与する。

財産権は、著作権者の生存の間及びその著作権者が死亡した翌年の元日から起算して死後 50 年、応用美術の著作物については、その公表日から 25 年間、放送機関については、その放送日から 20 年間保護され、次の著作物については、公表日から 50 年間である。

- a) 実演家の著作物
- b) 企業などの法人によって創作された著作物
- c) 匿名又は無名の著作物として公表された著作物（著作権の身元が判明するまで）
- d) 死後、公表された著作物
- e) レコード製作者の著作物

著作権及び隣接権の保有者には、譲渡（譲渡後、第三者が自らの権利をどう利用するかを支配できなくなる）、又は、利用許諾（該当する自らの権利の所有権が維持されるものの、第三者が、著作権侵害を心配せずに、これらの権利の一部又はすべてを行使することを認める）のいずれかにより、第三者に権利の一部又はすべてを移転させる権利がある。

5. 著作権の制限

制限とは、公益のために、特定のカテゴリの著作物を著作権保護の対象から除外することを定めたものである。UAE 著作権法では、公文書、メディアによるニュース及び公共財産に移行した著作物の三つにつき、制限を設けている。従って、UAE 著作権法は、法律、規則、決定、国際協定、判決などの文言、さらに、ニュースメディア及び時事の記事を保護しない。また、同法は、公共財産に移行した著作物を保護しない。最初の二つの制限は、ベルヌ条約の規定に由来することに注意する必要がある。

公共財産に移行した（パブリックドメインの）著作物は、一般に、著作権が失効した著作物、創作者／所有者が著作権を放棄することを選択した著作物、又は、名称、短い語句、題名、思想及び事実など、著作権を設定できない内容である。

6. 権利侵害に対する制裁

著作権及び関連権に対する侵害は、2 カ月以上の拘禁刑及び 1 万ディルハム（およそ 2,740 米ドル）以上、5 万ディルハム（およそ 1 万 3,700 米ドル）以下の罰金、またそのいずれかに処される。再犯者には、6 カ月以上の拘禁刑及び 5 万ディルハム（およそ 1 万 3,700 米ドル）以上の罰金が科される。

7. 権利侵害の例外

例外とは、著作物の一定の使用について権利侵害が免責されることを定めたものである（以下では、当然、この点に議論の主眼が置かれる）。UAE 著作権法の第 22 条及び第 23 条は、11 の例外を定めている。これらの例外のうちの四つは、教育界及びその図書館にとって直接的利益になるものである。それらは、引用、教育現場における複製、教育機関における実演及び図書館における複製に関する例外である。

11 の例外の中のもう一組の四つの例外は、情報及び情報の流通の自由を守るためのものであり、報道機関及びメディア放送にとって利益になるものである。これらの例外により、報道機関が、新聞及び定期刊行物の記事、公衆が関心を寄せる問題に関する論説、演説、講演、公開の議会又は司法委員会及び公的な会合における演説を複製することが可能になり、美術、応用及び造形美術又は公共の場所に恒久的に設置された建築物の著作物を放送の際に複製することが可能になった。

他の三つの例外は、個人による非営利的使用のための複製、主にバックアップコピーの作成又は観察、研究又は試験を目的とするコンピュータープログラム及びデータベースの使用、そして司法的手続き又は行政的手続きなどのこれに類似する手続きのための複製である。

8. 強制利用許諾

著作者及び関連権の保有者は、それぞれの排他的権利をいかなる方法でも利用許諾できる。一方、UAE 著作権法は、同時に、経済省が、利用許諾された権利を利用できる時期及び場所に条件を付し、また、著作者に対する公正な報酬を決定したうえで、保護対象著作物を複製又は翻訳するために、任意の者（が、経済省に直接申請した場合、その者）に強制利用許諾を行うことができることも定めている。

9. デジタル権という状況の下における著作権及び関連する権利（著作隣接権）

UAE は、2004 年に WIPO 著作権条約（WCT）、また、2005 年に WIPO 実演レコード条約（WPPT）に加盟した。そこで、UAE は、国際条約上の該当する義務を国内法に編入した。著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利を明確にするため、特にデジタル権との関係におけるその適用範囲及び保護に主眼を置きつつ、条約に関連する規定を以下にわかりやすくまとめた。

- a) 著作者、その一般継承人又は著作権者には、任意の手段、なかんずく、電子的なローディング及び保存を含む複製、任意の形式の表示、放送又は再放送、公の実演又は放送、翻訳、改変、改作、リース、有償又は無償の貸与、又はコンピューター又は情報ネットワーク、通信ネットワークその他の手段を通じたアクセスを含む任意の形式の公表による著作物の使用を許諾する排他的権利がある。この場合の「複製」とは、「複製を行うための方法又はこれに利用する装置にかかわらず、

永続的又は一時的のいずれの場合においても、著作物を電子的にローディングし、保存することを含む、著作物、音声記録、放送用資料又は任意の種類又は手段による実演の一つ以上の複製品を作成することをいう。

- b) 実演家の権利 - 実演芸術家は、以下の排他的権利を享有する。(1) 固定されていない実演を放送し、公衆に伝達する権利。(2) 自らの実演を音声記録に固定する権利。(3) 音声記録に固定されている自らの実演を複製する権利。
- c) 他の者は、著作権者の同意を得ない限り、直接的であれ、間接的であれ、商業的報酬を得る意図で実演を装置に記録すること又はその装置を貸与すること、又は、これを任意の形式で上演することが許されない。これらの基準は、別段の合意が存在しない限り、実演芸術家が、自らの実演を音声又はビデオ媒体に固定した場合にのみ適用される。
- d) レコード製作者の権利 - レコード製作者は、以下の排他的な財産的権利を享有する。(1) 自らの録音作品の権限のない任意の利用を禁止する権利。他の者による禁止される利用には、コンピューターその他の手段を通じた実演の複製、貸与、放送、再放送又は上演が含まれる。(2) 自らの録音作品をコンピューターその他の手段を通じ、有線又は無線の方法により公表する権利。
- e) 放送機関の権利 - 放送機関は、次の排他的な財産的権利を享有する。(1) その記録及び資料の利用を許諾する権利。(2) その番組又は記録の公衆への権限のない一切の放送を禁止する権利。
- f) 他の者が、いかなる手段によるものであれ、これらの番組を記録又は複製すること、又は、放送機関の資料を複製、貸与又は再放送すること、又は、これらを公衆に伝達することは禁じられている。

デジタル技術に関連する著作権及び関連権に対する侵害は、3カ月以上の拘禁刑及び5万ディルハム（およそ1万3,700米ドル）以上、50万ディルハム（およそ13万7,000米ドル）以下の罰金、またそのいずれかに処される。再犯者には、9カ月以上の拘禁刑及び20万ディルハム（およそ5万4,800米ドル）以上の罰金が科される。

第5節 その他の権利

1. 地理的表示の保護

UAEは、WTO加盟国であり、従って、地理的表示に関する側面を体系化しているTRIPS協定の規定を順守することを約束している。しかしながら、UAEは、まだ、特に地理的表示を保護するための法律を制定していない。地理的表示に対する保護は、商標に関する1992年

連邦法第 37 号 (UAE 商標法) を通じた間接的に確保されている。従って、UAE 法において地理的表示に向けられている関心は、大きなものではなく、商標に対する補助的な位置づけにすぎないことは明らかである。

従って、UAE 商標法の第 3 条 6 項及び第 3 条 9 項の規定は、製品又は役務の真の原産地について公衆に誤認させることを目的とする、もしくは、製品又は役務の原産地又は出所に關する虚偽の表示を含む、地理的表示を登録 (保護) 対象から除外している。

さらに、UAE 商標法には、地理的表示そのものに関する定義が一切存在しない。しかしながら、商品又は役務の生産、選別又は市販に関連して、商品又は役務を識別するために使われていれば、地理的表示を含むあらゆる種類の名称が商標であるとみなされる。商品又は役務の原産地について公衆に混同を生ずる地理的表示を保護の対象から明確に除外していることは、TRIPS 協定でいうところの地理的表示が、商標法によってカバーされている証左である。

また、UAE 商標法が、ワインやアルコール類に追加的な保護を一切与えていない点がある。UAE では、同法の第 3 条 2 項 (公序良俗) により、ワイン及びアルコール類に関連する地理的表示を、商標としてさえ、登録することができない。

2. 植物品種育成者権の保護

2002 年特許・意匠法第 17 号の第 6 条 1 項 a 号によれば、植物については、特許も実用新案証も発行されない。同様に、GCC 特許法も、植物品種を特許の主題から除外している。

UAE が、現在、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV) の締約国ではない点にも注意する必要がある。

3. 商号の保護

商号の保護との関係では、UAE の 1993 年商取引法第 18 号の以下の規定が関連するものである。

第 57 条 (訳文) : 「(前略) [商号] は、これを新奇な名称から構成することができる。商号は、いかなる場合も、真実に依拠しなければならず、さもなければ、誤認を生ずるか、公序良俗を害するものとなる」。

第 68 条 (訳文) : 「(1) 商号の所有者以外の者が、これを使用することを許可する一切の合意なく、これを使用するか、所有者が、これを法律に違反する方法で使用する場合、関係当事者は、その使用を禁止する命令、そして、これが商業登記簿に記載されている場合には、その抹消を特別法廷に申し立てることができる。関係当事者は、該当する場合には、さらに、損害賠償を請求することができる。(2) 前項の規定に対する一切の違反は、拘禁刑及び 1 万ディルハム以上の罰金又はこれらの刑罰のいずれかに処される」。

UAE 商標法は、商標の不法な使用にもとづいた役務の提供に対する罰則を定めている。また、同法は、商号が登録されている各首長国の関係当局に登録商標の所有者の名称を通知

するよう経済省に義務づけている。とはいえ、国内企業が、自社の商号に周知商標を合体させていた例もある。UAE は、中東地域において最も急速に成長している国の一つに数えられるため、この決定が、先例となり、この地域で事業を展開する権利者にとって明るい材料になることが望まれる。

ここで、最近の事例として、周知商標及び周知商号と同一の商号を商標登録簿から抹消するよう命じたドバイ第一審裁判所に判決（商事訴訟第 319-2007 号、2007 年 7 月 17 日）に触れておきたい。

この事件の事実関係によれば、周知の国際商業銀行である原告が、同銀行の登録商号及び商標を商号として使用していることを理由に、不動産会社である被告に対する訴訟を提起した。この銀行の名称は、UAE において、なかんずく、不動産に関係する役務の登録商標であった。被告は原告が商標を登録する以前の 2004 年に自社の商号をドバイ商業会議所に登録していた。しかしながら、原告は、1975 年にさかのぼり、UAE において、自社の商号の登録が先行していることを立証することができた。被告の主張は、両当事者の名称及び両当事者の活動には、相当な違いがあり、従って、消費者に混同が生じないというものであった。

ドバイ第一審裁判所は、原告に有利な判決を下した。裁判所は、原告による商号及び商標の登録そして又は使用に先行して商号を使っていた事実を被告が証明していないと判示した。裁判所は、使用が決定的要因である以上、標章及び商号が原告に帰属すると判示した。さらに、裁判所は、判決の中で、「周知標章」の概念について、詳しく論じた。

この不動産会社は、この判決に対して、現在、控訴中である。（UAE 法の下では、終局的判決が下されるまで、紛争中の当事者の名称を開示することができない）。

この判決は、UAE 裁判所が、商標法の原則を商号にも及ぼそうと努めている証拠である。UAE 商標法は、商標の不法な使用による役務の提供に対する罰則を定めている。また、同法では、商号を登録する各首長国の関係当局に、登録商標の所有者の名称を通知するよう商務省に義務づけている。とはいえ、国内企業が、自社の商号に周知商標を合体させていた例もある。

4. ドメインネーム

ICANN 委員会は、2008 年 1 月 23 日に、最上位レベルの国別コードドメイン（ccTLD）である「.ae」の管理権限を UAE の電気通信規制当局（TRA）に移管することを決議した。

「.ae」ドメインの管理権限は、最初、最も歴史が長く、最大手のインターネットサービスプロバイダー（ISP）であり、米国を本拠とする UUNET と呼ばれる企業に委譲されていた。ドメイン管理を国内で行う必要性が認識され、UAE 大学が、このドメインを短期間管理した後、これを 1995 年に Etisalat に移管した。それ以降、Etisalat は、その一部門である UAE Network Information Center（UAEnic）を通じて「.ae」ドメインの管理を担当してきた。

ICANN の下で、DNS（Domain Name System）ルートゾーンの管理に伴う管理業務を担当し

ている Internet Assigned Numbers Authority (IANA) は、当初、2006 年に、「.ae」ドメインの管理権限を UAE の TRA に移管する申請を行った場合の可能性について、非公式な打診を受けた。2007 年 2 月、IANA は、再度の打診を受けた。意見の交換が行われた後、TRA は、2007 年 7 月 31 日に、IANA の所定の手続きに従い、「.ae」ccTLD の管理権限を TRA に移管するよう求める内容の正式申請（これは、ccTLD 変更定型書式と呼ばれる）を行った。

申請を受け、IANA は、IANA の該当する規則にもとづき、正式申請の評価を行い、ICANN 委員会に勧告を行った。勧告内容は、次のようにまとめることができる。(1) IANA が、TLD の運用に関する決定を行うにあたって、国内のインターネットコミュニティの能力並びに国内の法律及び現地政府を尊重する必要があること。(2) 調査した結果、該当する基準にもとづき、ドメインネームの管理権限を移管すべき理由が存在すると、IANA が判断したこと。(3) 従って、IANA が、TRA の要請に従い、「.ae」ドメインを TRA に移管するべきであるとの結論に達したこと。

TRA は、「.ae」ドメインネーム管理のための特別部門を設けるため、2007 年に、.ae Domain Administration (.aeDA) を新設し、これに「.ae」ドメインネームの規制機関兼登録機関としての責任が与えられた。

また、.aeDA は、「.ae」ccTLD の運用に関するあらゆる政策の策定及びエンフォースメント、そして登録システムの運用の監督を担当する。.aeDA に関する詳細な情報は、www.aeda.ae において入手できる。

「.ae」ドメインネームについて、「.ae に関するドメインネーム紛争処理ポリシー」(.aeDRP) は、一つ以上の「.ae」ドメインをめぐって、以下に該当する紛争が生じた場合、WIPO の仲裁調停センターに強制的管理手続きを申請すべきであると定めている。

- (i) ある者のドメインネームが、申し立て人が権利を有する商標又はサービスマークと同一又は混同生ずる程度に類似であり、
- (ii) その者が、当該ドメインネームにつき、権利又は正当な利益を有せず、
- (iii) その者のドメインネームが、悪意により登録されているか、使用されている場合。

ドメインネーム紛争処理のための公的な申請手数料は、紛争に係るドメインの数及び申請する仲裁人の数に依る。[Schedule of Fees under the UDRP (2002 年 12 月 1 日現在有効) (<http://www.wipo.int/amc/en/domains/fees/index.html>) を参照。]

第6節 無方式の権利

1. 非開示の情報/営業秘密の保護

UAE の 2002 年連邦特許・意匠法第 17 号（以下、「特許・意匠法第 17/2002 号」）は、「ノウハウ」という語を使い、非開示の情報も保護している。同法の第 1 条は、ノウハウという語を「該当する分野、技術分野又は専門分野における専門的知識が獲得された結果としての情報、データ又は知識」とであると定義する。

さらに、特許・意匠法第 17/2002 号の第 39 条は、ノウハウが、公表され、もしくは、公衆に提供されない限り、第三者による一切の不法な使用、開示又は伝達から保護されると述べる。同条は、ノウハウの所有者が、保護を享有するためには、その構成要素の秘密を保全するために必要な措置を講じなければならないと明確に述べる。

すなわち、特許・意匠法第 17/2002 号の第 40 条によれば、独自の手段により又は法的手段を通じ、ノウハウを取得した者は、別な者が、同じノウハウを取得している場合であっても、当該ノウハウを自ら使用し、もしくは、これを他の者に開示する権利を有する。

また、特許・意匠法第 17/2002 号の第 41 条によれば、ノウハウ契約は、書面で作成しなければならないと、これに、様々な構成要素、これを使用する目的、移転するための条件を記載しなければならないと、さもなければ、その契約は、無効である。

特許・意匠法第 17/2002 号の第 42 条は、所有者の同意を得ることなく、ノウハウの任意の要素を使用、開示又は伝達する第三者が、ノウハウの秘密の性質について認識していたか、又は、当該性質について無視し得なかった場合、その一切の行為が、不法行為であるとみなされる旨を述べ、第三者によるこれらの行為が許されないよう確保するための規定を設けている。

以上の規定に加え、UAE 刑法の第 379 条も、信託された秘密の開示を禁じており、UAE 国内に存在し、機密情報を信託された者が、（法律により許される以外の場合において）その権利者の同意なく、自己の利益のために（もしくは、別な者の利益のために）当該情報を開示／使用した場合には、法律上の義務が生じ、刑事罰を受けるおそれがあると述べる。当該行為に対する刑事罰は、1 年以上の拘禁刑そして又は 2 万ディルハム以上の罰金である。

2. 雇用関係における営業秘密

雇用者の、被用者との関係は、必然的に、労働法又はフリーゾーン規則の該当する規定により規律される。1980 年連邦法第 8 号（「労働法」）が存在し、UAE のすべての被用者に

適用される。さらに、被用者が、主にフリーゾーン区域内で雇用されている場合、これ以外にも当該フリーゾーンの規則が適用される場合がある。

労働法の下で、被用者は、雇用者の秘密情報を第三者に一切開示してはならない。これを開示する行為は、即時解雇の理由となる契約違反であり、この場合、事前通告なしに被用者を解雇することができる。

3. パッシングオフ（詐称通用）に対する権利

UAE は、大陸法系の国家である。従って、UAE 法の伝統には、パッシングオフに関する法律が存在しない。

4. 不正競争

UAE の法 1993 年 18 号の商取引法では多数の商取引上の法上の争点について規定している。それは、流通および代理店契約、商品の輸送および保管の条件、交渉可能な契約書などである。また、権利条項の保持、責任条項の制限・除外、破産・清算、そして国際貿易条件の定義などが規定されている。

また、商標法に加えて商取引法第 66 条を、商標権の保有者は権利侵害者に対して民事訴訟により損害賠償の請求ができるということという際に権利侵害者に対する法的な通告 (Legal Notice) に入れることが通常、勧められる。

第 7 節 技術移転

1. 政府の政策

UAE は、ペルシャ湾の入り口付近、アラビア半島南東部の縁に沿って、ほぼポルトガルに相当する面積を占める。UAE は、オマーン及びサウジアラビアと国境を接し、次に近い隣国であるイランとペルシャ湾をはさんで隣接する。

近年における同国の急速な近代化は、1970 年初頭からの、同国の膨大な埋蔵石油及びガスの商業的開発によるものである。石油及びガスは、引き続き、同国の輸出収入の大きな割合を占め（、石油の大半及び天然ガスのほぼすべてが日本に輸出されてい）るものの、同国経済の基盤となっているのは、引き続き、国際貿易のハブとしての同国の地理的位置である。国際貿易及び流通センターとしての UAE の役割は、現在、いくつかの大規模インフラ開発、なかんずく、自由港と及びフリーゾーンの開発により、さらに強化されている。

同国の戦略的位置を考慮すると、UAE に、十分に整備され、その多くが、拡大する貿易ニーズに対応するために拡張された多様な自由港が存在することも意外なことではない。こ

これらの自由港の存在に加え、ドバイ首長国にある複数の先進的なフリーゾーンも重要である。これらのフリーゾーンに存在する流通インフラにより、これらのフリーゾーンは、中東地域のみならず、世界全体の製造業（技術移転を伴う）、積み替え、保管及び流通ハブとして、極めて魅力的である。

同国に設置された多数のフリーゾーンは、同国の輸出量及び再輸出量を大幅に拡大した。UAE は、（香港及びシンガポールに次ぐ）世界で三番目に重要な再輸出センターに成長し、再輸出貿易は、UAE における貿易部門全体のおよそ三分の一を占める。

UAE には、UAE への技術移転に関する連邦レベルの公表された政策が存在しない。UAE の各首長国は、現在、それぞれの首長国に投資家を誘致するため、独自にフリーゾーンを開設しており、このため、このようなフリーゾーンへの直接投資、合併事業契約又は実施／使用許諾契約を通じて技術移転が行われている。

2. 租税

UAE には、連邦税法が存在せず（各首長国に、自国の税法を制定する権限がある）、従って、UAE の連邦レベルでは、個人所得税、キャピタルゲイン課税、付加価値税、源泉徴収税型又は法人税が課税されていない。フリーゾーンに設立された会社は、50 年間の租税免除の適用を受け、これをほぼ同じ期間延長できるため、納税義務が存在しない。フリーゾーンの区域外に本拠を置く会社には、理論上は、1969 年ドバイ所得条例にもとづいた法人税の納税義務がある。同条例によれば、すべてのドバイ企業（又は企業の支店）は、収入に対し、最高税率 55%の累進税を支払わなければならない。しかしながら、ドバイでは、銀行及び石油会社を除き、法人税が課税も納税もされていない。UAE ではロイヤルティ収入は課税されることがない。さらに、UAE は、様々な国々と、二重課税防止条約を結んでおり、このことも、多くの投資家に恩恵を与えている。また、フリーゾーン区域内では、収入／所得の他国への返還も制限されていない。

第3章 知的財産権のエンフォースメント

第1節 知的財産権侵害の概要

GCC 及びイエメンの Brand Owners Protection Group (ブランド所有者保護グループ) は、UAE において模倣行為が横行している度合いにする評価調査の委託を受けた。この調査は、自動車、回転の速い消費財 (FMCG)、化粧品及び医薬品という四つの産業分野を主眼とするものであった。調査の結果、模倣品の価値総額及びこれによる調査対象産業分野における収入の損失額は、推定で6億7,000万~6億9,600万米ドルに達することが判明した (http://www.gulfbpg.com/press_release/EIS%20Jan%2016%2008%20English.doc を参照)。ドバイで模倣品を売っているところとしてはカラマ (Karama) 地域、ドラゴンマー (Dragon Mart) が新聞では報道されている。

経済協力開発機構 (OECD) は、その「模倣行為及び著作権侵害の経済的影響」に関する世界レポートにおいて、(その自由な再輸出制度のために) 模倣品の源泉国の一つとして、UAE に度々言及している。OECD の報告書では、特に、「中国を原産国とする多くの模倣品は、東南アジア及びさらに遠方にある地域を仕向先とする模倣品の重要な積み替え地である香港を通過する。また、模倣品は、そこから、ドバイ (UAE) に向けて船積みされ、ドバイにおいて、中東、北アフリカ及びヨーロッパの各地に向け、小ロットに積み替えるため、大きな倉庫に保管される」と述べる (OECD の発行する「The Economic Impact of Counterfeiting and The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy」を参照。この報告書は、www.oecd.org のオンラインブックストアから入手できる)。

OECD によれば、権利者は、模倣業者が、以下に掲げる少なくとも三種類の違法行為を行うために、フリートレードゾーン (FTZ) 及び自由港 (FP) を利用すると繰り返し主張してきた。

- a) これらの業者は、当該区域に模倣品を輸入し、倉庫に保管し、その後、倉庫から再輸出する。これらの業者は、この区域に商品を通すことで、積み荷及び書類を「消毒」(注：出元の消去) し、原産地又は発送地点を隠ぺいできるようになる。また、関係業者は、そうすることで、基本的には、知的財産権保護のためのエンフォースメント行為の対象となることをほとんどないしはまったく心配することなく、そこに模倣品のための流通センターを確立することが可能になっている。
- b) これらの業者は、未完成品を輸入し、FTZ においてさらに加工している。その際、

商品を完成模倣品として他の国々に輸出する前に、これに模倣商標を添付し、そして又はこれを再包装し、又はそのラベルを付け替えている。

c) 最後に、FTZ 模倣品を製造するために FTZ が利用されている。

UAE 政府は、模倣行為の横行を極めて深刻に受け止めており、その対策を講じている。

Business Software Association (BSA) によれば、UAE におけるソフトウェアの海賊版比率は 38%にとどまり、中東地域で最も低い国の一つに数えられる。また、UAE 政府及び経済省が、海賊版防止対策に力を入れているため、UAE は、海賊版防止対策が効果を上げている世界の上位 20 カ国に入る中東地域唯一の国である。UAE は、2000 年初めから、海賊版に対する大規模な取り締まりを開始した。このキャンペーンにより、UAE は、中東地域において海賊版比率の最も低い国となった。調査結果は、政府の巧みな政策、効果的なエンフォースメント及び教育などの対策により、GCC 地域における海賊版防止策が、最近、効果を上げていることを示す。UAE の海賊版防止率は、湾岸地域最高である。

UAE 経済省は、各首長国における海賊版防止のための捜索を成功させるために関係当局と協調しており、これが模倣業者の逮捕と不正な資料の押収につながった。

経済省及び警察などの関係当局は、著作権侵害への対策に意欲的である。経済省は、告訴を受け、捜査官を派遣し、侵害の事実を確認し、侵害者に適切に対応し、次に、裁判所において、その事件をフォローアップする。

経済省は、知的財産権犯罪への対策を主導している。経済省は、民間部門と協調し、その知的財産権を保護している。経済省は、世界の商業ソフトウェア産業及びこれと提携するハードウェア会社を各国政府に対して、また国際市場において代弁する BSA、またマイクロソフトなどその会員企業との協力関係を強化し、レイドを成功に導いている。

UAE は、海賊版に対する複数のキャンペーンを展開し、何千もの、映画及び音楽の海賊版ディスクを押収した。警察は、従業員の意識を高め、模倣品の取引を避けるよう、様々な組織に呼びかけている。

第 2 節 模倣行為

1. 法的な通告

侵害製品を在庫に持つ／販売する商店には、そのような行為を中止するよう要求し、これに従わなかった場合、法的措置を講ずる旨を警告する法的な通告が行われる。これらの通告は、法律事務所を通して（ファクス及び書留郵便で）送る場合もあれば、その効果を高めるために（少額の公的手数料を支払って）裁判所の強制執行官から送る場合もある。法的な通告は、通常、英語とアラビア語の両方の言語で送る。

2. 法的通告のサンプル

法的な通告

請求人：

被請求人：

宛先：

電話：

ファクス：

件名： _____による商標侵害について

我々、法廷弁護士及び法律顧問は、_____を代理している。我々は、この書面を書留郵便で御社に送付することにより、御社に対する法律手続きを進めるよう依頼人から指示を受けた。

御社が、商標_____を付した〔品目〕を販売／提供／広告していることが、我々の依頼人の知るところとなった。御社の選択した商標は、我々の依頼人の商標と同一であり、公衆に混同を引き起こすおそれがある。これは、我々の依頼人のアラブ首長国連邦における商標に対する侵害である。

我々の依頼人の_____商標は、アラブ首長国連邦において、登録第_____号として登録されており、1992年 UAE 連邦商標法第 37 号（以下、「UAE 商標法」と記す）により保護されている。

また、御社が、我々の最初の法的な通告を無視し、アラブ首長国連邦において、登録第_____号として登録されている依頼人の商標と同一／混同を引き起こす程度に類似する商標_____を付した〔品目〕を引き続き販売していることも、我々の依頼人の知るところとなった。このような類似性も、我々の依頼人の商標権の侵害となる。

UAE 商標法の第 37 条は、次の内容を規定する。

以下の各項のいずれかの規定に該当する者には、拘禁刑及び 5,000 ディルハム以上の罰金又はこの二つの罰のいずれかが科される。

1. 公衆を誤認させるために登録商標を模倣又は模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を盗用する者。
2. 別な者に帰属する登録商標を不正に使用する者。
3. 別な者に帰属する登録商標を自らの製品に不正に添付する者。
4. 模倣され、模造され、もしくは不正に添付された商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売目的で保有する者。
5. 模倣され、もしくは模造され、もしくは不正に使用されている商標の下で、故意に役務を提供する者。

さらに、UAE 商標法の第 38 条では、公衆を欺くおそれのある標章並びに虚偽の、偽造さ

れた、もしくは模倣された商号の表示が含まれる標章を使用する者に、1年以下の禁固刑及び5,000ディルハム以上、1万ディルハム以下の罰金又はこの二つの罰のいずれかが科されると規定する。

UAE 商標法の第40条は、「本法の第37条及び第38条に規定される行為の結果として損害を被った者は、裁判管轄を有する民事法廷に当該損害の原因となった者を提訴し、自らが被った損害に対する適切な額の賠償を請求することができる」と述べる。

我々は、御社が、模倣商標を使用し、我々の依頼人に損害を与えたことにより、行政処分のみならず、UAE 商標法及びUAE 民法にもとづいた民事訴訟及び刑事訴訟の対象となる危険にさらされていることを繰り返し強調する。

さらに、1993年商取引法第18号の第66条は、「商人は、詐欺及び欺罔により、自らの商品を処分してはならず、また、自らと競争する別な商人の利益を害するような虚偽の陳述を表明又は公表してはならず、さもなければ、これに対する損害賠償責任を負う」と述べる。

従って、御社の製品は、我々の依頼人の製品と虚偽的かつ欺罔的に同一であるため、御社は、我々の依頼人に対するUAE 商取引法にもとづいた不正競争を理由とする責任も問われる。このような模造品は、御社の製品と、我々の依頼人との間になんらかの関係があるかのごとく消費者に誤認させ、御社が我々の依頼人の営業権及び評判から利益を得させるものである。

以上の点を考慮し、我々は、御社が、この法的な通告を受けた日から7日以内に、以下の対応を迅速かつただちに取るよう要求する。

- 1 - 我々の依頼人の商標又はこれに類似する商標を付した〔品目〕の販売、頒布、展示、あるいはこれ（販売等）以外のいかなる方法による取引も中止すること。
- 2 - 我々の依頼人の商標又は我々の依頼人の商標に類似するどのような商標を付した____の展示、頒布、販売、あるいはどのような方法でも、取引を中止したことを明記し、当該商標を付した商品を、未来のいかなる時点においても、販売、頒布、展示、その他のいかなる方法でも取引しないことを約束する確約書を我々に提出すること。
- 3 - 御社の販売する____及び____を御社に供給した団体の名称、連絡先その他のあらゆる情報を我々に提供すること。

御社が、以上の要求に従わなかった場合には、御社に対する、さらなる適切な法的措置がとられることになる。

敬具

3. 注意喚起の公表

この通知は、通常、UAE の有力なアラビア語及び英語の新聞に掲載され、これには、模倣

品を取り扱わないよう取引業者に警告し、真正品と模倣品とを識別する方法について公衆に教育し、純正品の権利者が、行動を開始していることを消費者に伝える効果がある。

4. 注意喚起案のサンプル

〔ロゴ〕

注意喚起通知

アラブ首長国連邦で営業する〔社名〕が、_____を含む（以上の製品に限られない）様々な〔品目〕に関連して使われている商標及び商号_____の唯一の所有者かつ権利者であることをここに通知する。

商標_____は、_____から有効なアラブ首長国連邦における登録商標第_____号である。さらに、商標_____及び図案は、アラブ首長国連邦における登録商標第_____号である。このため、上記所有者は、2002年法律第8号により改正された1992年UAE商標法第37号に従い、これらの商標に関係するあらゆる権利を主張し、UAEにおいて有する上記商標及び商号を模倣し、コピーし、模造し、販売し、頒布し、妨害し、さもなければ他の方法でこれに係る自らの権利を侵害する一切の個人、会社、企業又は施設に対してあらゆる法的措置を講ずる。

模倣品には、次のような特徴がある。

- ・ 値段が、正規販売店及び定評のある販売店で販売されている真正品の価格よりも著しく安いこと。
- ・ _____の真正品には、商標_____の印がある／_____の真正品には、「_____用」という印が付いていない。
- ・ _____真正の小売包装で販売されていない。
- ・ 包装及びラベル表示の質が悪い。

〔社名〕のUAEにおける法律上の代理人は、

_____であり、同社は、商標、ロゴ及び商号_____を保護するために必要なあらゆる法的対応をとるよう代理人に指示した。

5. 一般的な警告のサンプル

<p style="text-align: center;">一般的警告 商標 (商標名) の唯一の所有者及び権利者である 当社 (社名)</p> <p>は、一部の企業が、当社の商標を汚す類似品を当社の許可なく、故意かつ不法に使用し、頒布し、宣伝し、販売し、その販売を申し出ていることを認識するに至った。これは、当社の商標権に対する侵害であるとみなされる。当社の商標は、アラブ首長国連邦において、登録第____号として登録されており、従って、2002年法律第8号により改正された1992年UAE連邦商標法第37号の下で保護される。</p> <p>当社の商標を不正に使用していることが判明した一切の者は、しかるべき法的責任を問われ、当社の商標の権限のない使用を通じて当社に損害を与えたことにより、行政処分のみならず、UAE商標法及びUAE民法にもとづいた民事訴訟及び刑事訴訟の対象とされる危険にさらされる。</p> <p>従って、当社は、この警告を受けた日から7日以内に、当社の商標を付したいかなる製品を販売、頒布、展示あるいはこれ以外のいかなる方法でもその提供を申し出もしくはこれを取引することを迅速かつただちに中止するよう要求する。</p> <p>当社は、購入した当社商標添製品を注意深く点検し、それが真正品であるかどうかを確認するようすべての消費者に警告する必要があると感じている。また、当社商標の侵害、模倣又は不正使用であるとみなし得る一切の表示又は説明につき、これを当社又は警察に通報することを国民一般に呼びかける。</p>
--

6. 模倣行為に対する行政的措置

UAEのアブダビ、シャルジャ及びドバイの各首長国に限り、商標の模倣に対する行政的な救済措置が利用できる。他の首長国では、まだ、このような措置を実行するための手段が確立されていない。

ドバイにおいて、これらの強制的措置を実施しているのが、ドバイ経済開発局（以下、「経済局」）である。

シャルジャにおいて、商標侵害に対する行政的措置を扱っている政府機関は、シャルジャ市及び経済局である。

アブダビにおいて、商標侵害に対する行政的措置を扱っているのは、アブダビ経済局である。

7. 規制される行為

アブダビ経済局、ドバイ経済局、シャルジャ市及び経済局、そして経済省は、UAE商標法

に準拠して、商標侵害に対する行政的措置を講じている。

8. 適用可能な救済措置と行政罰

商標法の下では、以下に該当する者が、商標侵害につき、法律上の責任を問われる。

- a) 公衆を誤認させるために登録商標を模倣又は模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を不正に使用する者。
- b) 別な者に帰属する登録商標を不正に使用する者。
- c) 別な者に帰属する登録商標を自らの製品に不正に添付する者。
- d) 模倣され、模造され、もしくは不正に添付された商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売目的で保有する者。
- e) 模倣され、もしくは模造され、もしくは不正に使用されている商標の下で、故意に役務を提供する者。

従って、アブダビ経済局、ドバイ経済局、そしてシャルジャ市及び経済局は、上記の類型のいずれかに該当する不正行為を犯した任意の者に対し、行政的措置を講ずる。

このような不正行為に従事した場合に、アブダビ経済局、ドバイ経済局、そしてシャルジャ市及び経済局が加える処罰には、模倣品の押収及び没収、有責当事者に科される罰金、また、場合により、これらの処罰後における、刑事訴追を行うための事件の検察官への送致が含まれる。

9. 手続きのフローと概要

行政的措置は、商標法により上記のように概略が規定される商標侵害につき、法律上責任を有する任意の者に対し、侵害当事者の住所が、アブダビにある場合にはアブダビ経済局、ドバイにある場合にはドバイ経済局、シャルジャにある場合にはシャルジャ市及び経済局（以下、以上の政府機関を「関係当局」と総称する）に対し、書面により告訴することで開始される。告訴人は、告訴するとともに、下記のようなサンプル及び手数料を提出しなければならない。

関係当局の職員は、告訴状の内容を検討し、サンプルを吟味する。職員が行政的措置を講ずるのは、通常の場合、侵害標章が、正規の商標と同一又はほぼ同一の場合である。しかしながら、侵害商品が類似品の場合、関係当局は、措置を講ずることに比較的慎重であり、これを拒絶する場合も多い。さらに、関係当局がこのような行政的措置を講ずるためには、問題の商標が、UAEにおいて登録されていなければならない。その商標が、他のいずれかの国で登録されている、又は、商標が国際的に周知であるというだけでは不十分である。

問題の商標が侵害されたことを関係当局が認定した場合、関係当局は、告訴された時から2～3営業日以内に、侵害当事者に対する捜査を抜き打ちで行う。事情が急を要する場合には、その時期を早める場合もある。複数の店又は倉庫を捜索する必要がある場合、関

係当局は、どの侵害当事者にも事前に察知されることのないように、これらの店舗又は倉庫を同時に捜索できるよう手配するために最善を尽くす。

関係当局の捜査官は、いかなる者も、捜索中に敷地内から在庫を一切持ち出すことのないよう命じたうえで、侵害商品の捜索に移る。次に、捜査官は、敷地内において発見された侵害商品を押収し、侵害商品の詳細な目録を作成し、いかなる者も、侵害商品を動かし、あるいは処分することのないよう命ずる。次に、捜査官は、出頭命令を発して、押収した侵害商品に関係する仕入れ書その他の関係書類とともに、翌営業日に関係当局に出頭することを店の所有者又は管理者に要求する。

侵害当事者である所有者又は管理者が関係当局に出頭したとき、当局の職員は、侵害商品の出所を決定し、押収した商品が、本当に模倣品であるかどうかを判断するために、出頭した者に質問を行い、提出された書類を調べる。商取引不正行為法及び UAE の判例法のいずれもが、取引業に従事する者であれば、自らの扱っている商品が模倣品であることを知っていたか、又は、知っていてしかるべきであったという推定が働くことと定めているため、侵害当事者が、自分たちの扱っている商品が模倣品であるとは知らなかったと抗弁しても、職員がこれを受け入れることはない。

関係当局の捜査が完了し、商標侵害につき、侵害当事者が有罪であると職員が判定すると、関係当局は、通常は 5,000 ディルハム～1 万ディルハム（およそ 1,370 米ドルから 2,740 米ドル）の罰金の支払いを侵害当事者に命ずる。この額は、犯罪の性質に応じて、増額することができる。また、関係当局は、侵害当事者に対し、模倣品の取扱いをやめると約束する確約書に強制的に署名させる。さらに、犯罪の性質に応じ、また、関係当局の裁量により、刑事訴追を行うために事件を検察官に送致する場合もある。

侵害当事者が、再犯者である場合、関係当局は、その営業免許を取り消し、そして又は 2 万ディルハム（およそ 5,480 米ドル）までを限度として罰金を増額し、そして又はその当事者をさらに刑事訴追することを検討する。

関係当局の捜査により、模倣品の出所又は当該商品を扱っている他の組織が判明した場合、関係当局は、その捜索に移る。

10. 提出書類・証拠及び料金

また、告訴人は、関係当局に対し、書面による告訴状とともに、侵害当事者から入手した模倣品のサンプルと当該模倣品を当該侵害当事者から購入したことを示す納品書を提出しなければならない。また、告訴人は、関係当局が、模倣品のサンプルと真正品のサンプルとを比べられるように、模倣品のサンプルとともに、これに対応する真正品のサンプルも提出しなければならない。

最後に、告訴状及びサンプルとともに公的手数料を納付しなければならない。ドバイ経済局が徴収する公的手数料は、最初の 5 回の捜索につき、2,500 ディルハム（およそ 685 米ドル）である。経済局による捜索の回数が、6 回から 10 回までの場合の公的手数料は、3,500

ディルハム（およそ 959 米ドル）である。シャルジャ市は、検索回数にかかわらず、2,000 ディルハム（およそ 548 米ドル）の公的手数料を徴収する。

11. 決定に対して不服の場合の手続き

告訴人が関係当局の決定に不服な場合でも、上述の当局内には、自らの決定に対する不服の申し立てを受けるための特別に定められた上訴担当部門が存在しない。しかしながら、決定について、その当局の法務官を含む関係当局と再度話し合いを行うことができる。従って、当局が決定を下せば、その決定が終局的となる。しかしながら、この決定も、告訴人が侵害当事者に対する刑事訴訟又は民事訴訟を提起することを妨げるものではない。

12. 代理人の必要性

関係当局に告訴できるのは、製造者自身か、あるいはその者に承認された法律上の代理人に限られる。製造者の公認の法律上の代理人として認められるのは、製造者の（代理する資格が UAE 経済省に登録されている）商業代理人に限られる。これ以外の者による場合には、製造者の名で告訴状を出さなければならない。製造者又はその登録代理人が直接告訴しても、この目的のために弁護士を任命してもよい。

13. その他の留意点

UAE における登録商標が完全に模造されているような模倣品の場合であれば、関係当局の行動は、迅速かつ能率的である。実際のところ、商標侵害の際に利用できる UAE の法的な救済措置の中で、この種の強制的措置が、時間的にも、コスト的にも、最も効率的である。

従って、国際的企業が自社製品を他の首長国に輸出することを奨励し、また、模倣行為を許さない環境を確保するために、いずれ他の首長国も、アブダビ、ドバイ及びシャルジャにならば、このような行政的措置の適切なメカニズムを確立することが望まれる。

14. 模倣行為にたいする刑事訴追

UAE において、刑事訴訟は、該当する首長国の警察又は検察官のいずれかに提起する。刑事訴訟は、1992 年刑事訴訟法第 35 号により規律される。

15. 地域管轄

知的財産侵害犯罪の際に選択される裁判地は、侵害が生じた首長国となる。

16. 司法制度

UAE 司法制度の刑事部門は、第一審裁判所、控訴裁判所及び破棄院の三階級で構成である。商標侵害を理由として第一審裁判所に提起された刑事訴訟は、1名の裁判官により審理が行われる。控訴審に提起された訴訟は、3名の裁判官により審理される。他方で、破棄院

が刑事訴訟を審理する場合には、常に5名の裁判官の合議体により審理が行われる。

以下の表は、司法制度の各階級の裁判所が判決を下すまでの平均所要期間である。

階級	期間
第一審裁判所	3～6カ月
控訴裁判所	3～6カ月
破棄院	3～6カ月

17. 控訴提起の時間的制限

控訴人／上訴人が、第一審裁判所の判決を控訴裁判所に控訴する、もしくは、控訴裁判所の判決を破棄院に上訴する場合には、下級裁判所の判決日から15日以内に行わなければならない。

18. 刑事罰となる行為

知的財産に関係する場合、改正1992年UAE連邦商標法第37号（「商標法」）、知的な著作物及び著作権の保護に関する2002年UAE連邦法第7号（「著作権法」）及び2002年UAE連邦特許意匠法第17号に対する一切の違反が刑事罰の対象となる。

UAE商標法の第37条は、商標の模倣行為を原因とする刑事訴訟について次のように規定する。

「以下の者は、拘禁刑及び5,000ディルハム以上の罰金又はそのいずれかにより罰せられる。

1. 合法的に登録された商標を侵害し、もしくは、真正の商標又はこれに類似する商標により識別される商品及び役務について公衆を混同させるような方法で商標を模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を故意に使用する一切の者。
2. 別な者が登録もしくは所有する登録商標を自らの製品に悪意で使用する一切の者又は当該商標を不法に使用する一切の者。
3. 模倣された、模造された、もしくは不法な商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売する意図を有する者。さらに、模倣された、模造された、もしくは不法に使用されている商標の下で、故意に役務を提供し、もしくは提供することを申し出る者」。

さらに、UAE商標法の第38条は、次のように規定する。

「以下の者は、1年以内の拘禁刑及び5,000ディルハムから1万ディルハムまでの罰金又はそのいずれかにより罰せられる。

1. 本法第3条の2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13及び14項にもとづいて合法的に登録できない商標を使用する一切の者。
2. 当該商標が登録されているか、登録簿に掲載されていない製品に掲載されていると

他の者に信じさせかねないような記載を自らの商標又は文書に不法に含める一切の者」。

19. 適用可能な刑事罰

上述のように、第 37 条も、第 38 条も、商標侵害にかかわる刑事事件において、拘禁刑及び罰金の両方の刑罰を定めている。また、常習犯の場合、刑事法廷は、同法廷が決定した期間、侵害した商店を閉鎖するよう命ずることができる。

20. 模倣品の差押

商標法に従って利用可能な法律的制裁として、禁固刑及び罰金に加え、侵害商品の押収及び没収がある。

差押命令に関連して、商標の所有者は、刑事告訴を開始する 8 日前までの期間内であれば、裁判所から、随時、必要な予防措置を講ずるよう命ずる命令を取得することができる。これには、以下の措置が含まれる。

- a) いずれかの商標侵害を犯すために使うことが意図されていた、もしくは実際に使われた物品及び器具について説明する詳細な在庫目録の作成。この目録には、国内で製造されたか輸入された製品、施設の住所、パッケージ及び文書その他の標章又は記載が模倣されている文書。
- b) 上記 a で述べた物品の押収。しかしながら、当該押収を行うためには、必要な場合に被告に補償する目的に使用する、裁判所の決定する額の保証金を原告が提出しなければならない。

当該商標の所有者が、上述の予防措置を認める裁判所の命令の発行日から 8 日以内に侵害当事者に対する刑事訴訟又は民事訴訟を提起しなかった場合、講ぜられた当該予防措置は、無効であるとみなされる。

21. 模倣品の没収

また、裁判所は、任意の刑事訴訟において、押収した侵害商品又は判決後に押収する商品の没収を命ずることもできる。刑事法廷は、その裁量により、模倣商標の破棄を命じ、必要であれば、該当する模倣商標を付した商品、包装、器具、書類その他の物品の破棄並びに問題の商標の模倣行為の実行に使われた器具及び物品の破棄を命ずることができる。模倣された容器に米などの重要な食品が入っている場合、裁判所が、赤新月社などの慈善団体に食品を寄付するよう命じた上で、容器の破棄を命ずることも珍しくない。

また、UAE 商標法は、商標侵害刑事訴訟の被告に対する救済措置も定めている。商標法の第 42 条は、原告が、上述の期間内に被告に対する刑事訴訟又は民事訴訟を提起しなかった場合、侵害商品の押収によって引き起こされた損害につき、原告に対する訴訟を提起することを被告に認めている。また、被告は、裁判所が、自らに対して提起された訴訟の終局

的判決が確定した後、このような訴訟を提起することもできる。このような場合、押収品に関連して原告が提出した保証金は、被告が提起した訴訟において、裁判所の終局的判決が確定するまで、又は、被告が訴訟を提起する所定の期限が経過するまで、原告に返金されない。

ドバイ破棄院は、商標侵害刑事訴訟における刑罰に関係する重要な判決を下した。この判決の内容は、以下のようにまとめることができる。

- a) この事件において、ドバイ破棄院は、裁判所が、控訴事件を審理するときに、これを初めて審理するかのように、当該事件の判決を下すべきであると判示した。
- b) 検察官は、模倣品を取引していた2名の被告に対する刑事訴訟を提起した。第一審裁判所は、被告が有罪であるとする判決を下し、各被告に対し、UAE 商標法に定める罰金の最低金額よりも少ない 3,000 ディルハム（およそ 822 米ドル）の罰金を科した。
- c) しかしながら、検察官は、第一審裁判所が判決した救済措置に商品の押収及び破棄が含まれなかったことを理由として、事件を控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、検察官に同意し、模倣品を没収し、破棄するよう命じた。しかしながら、検察官が、この控訴覚書において、被告にわずかな罰金しか科されなかった問題について提起していなかったため、控訴裁判所は、この問題について取り上げなかった。改正 1992 年 UAE 商標法第 37 号（「法」）により、このような犯罪に科されている罰金の最低額は、5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）である。
- d) 控訴裁判所判決が破棄院に上訴された際、破棄院は、控訴裁判所に提出した覚書において、検察官が、被告に科された罰金の額の変更を請求していないとしても、控訴裁判所が、これを初めて審理するかのように事件を審理するべきであった以上、当該変更を行うべきであったと述べた。破棄院は、控訴裁判所が、自らになされた請求により制約されるべきではないと述べた。従って、破棄院は、被告に科された罰金の額をそれぞれ法定の 5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）に増額した。

22. 手続きのフローと概要

商標侵害を理由とする刑事訴訟を提起する場合、告訴人は、警察又は検察官に告訴する。検察官に告訴した場合、検察官は、刑事捜査手続きを開始できるように、事件を警察に移送する。

警察は、告訴人の署名された調書を作成することから始める。告訴人に、自らの主張を裏付ける証人がいる場合、警察は、各証人の署名された調書も作成する。警察は、被告を発見し、逮捕するために、被告の連絡先と居所に関する情報を提供しよう告訴人に求める。次に、警察は、目下の問題の要約及び警察が必要だと判断した任意の勧告が含まれる準備ファイルを作成する。このファイルは、次に、検察官に移送される。

検察官は、ファイルを受け取った後、これを検討し、これに含まれるあらゆる証拠を評価する。次に、検察官は、ファイルを警察に返送し、告訴を正式に処理するよう指示する。そこで、告訴に番号が割り当てられる。また、検察官は、被告に対する逮捕状の発行を警察に認める。

警察は、逮捕状を発行し、被告を追及する。警察は、被告が商品を処分するのを防ぐため、この時点で、また、当該逮捕状が発行される前の告訴がなされた時点で、侵害商品を押収する。

警察が被告の居所を特定し、これを逮捕した場合、警察は、次に、ファイルを検察官に返送する。この時点で、検察官は、被告を保釈するかどうかを決定する。検察官は、以下のいずれかの場合に被告の保釈を認めることができる。

- a) 被告が、検察官の決定した額の銀行保証を警察に寄託した場合。
- b) 第三者が、検察官が保釈金として要求した額が存在し、当該第三者が経済的に健全であることを証明する金融機関の証明書を被告のために警察に提出した場合。
- c) 被告が、自らのパスポートを警察に寄託した場合。
- d) 第三者が、被告のために自らのパスポートを警察に寄託した場合。

以上の保釈方法のどれを被告に認めるかを決定するのは、検察官である。

次に、検察官は、被告が刑事訴訟手続きのために裁判所に出廷する公判日の日程を決める。公判において、裁判所に出廷する当事者は、検察官及び被告のみである。しかしながら、告訴人が、刑事訴訟とともに、被告に対する民事訴訟を提起した場合には、告訴人も裁判所に出廷できる。刑事訴訟とともに、このような民事訴訟も提起された場合、裁判所は、民事訴訟と刑事訴訟を併合し、両方の訴訟につき、一つの判決を下す。

裁判所は、判決を下す際に、ファイルに含まれるあらゆる文書及び証拠を吟味する。被告が、自分の抗弁を支持する証人を尋問するよう請求しない限り、口頭による証言は許されない。刑事法廷がこのような請求を認めるのは、告訴人側証人については、警察が作成した調書を通じて既に供述を得ているのに対して、まだ、被告側証人の供述を得ていないためである。

23. 判決の執行

刑事事件において、裁判所が判決を下すと、検察官が、判決の執行を担当する当局となる。被告が拘禁刑の宣告を受けた場合、これを検察官がフォローし、被告を投獄するために該当する刑務当局と連絡をとる。裁判所が、被告に罰金の支払いを命じた場合、罰金は、検察庁に支払わなければならない。また、刑事法廷が、侵害商品の破棄を命じた場合、これを監督するよう検察官に指示する。

24. 提出書類・証拠及び料金

商標侵害を理由とする刑事訴訟を提起するためには、以下の書類を提出する必要がある。

- a) 告訴人が、自分に代わって告訴してもらうために弁護士を任命した場合には、委任状。
- b) 侵害の対象となった商標の UAE 商標登録証明書。
- c) 告訴の内容を裏付ける資料／サンプル。

告訴人が、被告に対する刑事訴訟に、民事訴訟を併合した場合には、弁護士が告訴人を代理して出廷することを許可する委任状を第一審裁判所と破棄院に提出する必要がある。しかしながら、控訴裁判所については、第一審裁判所から控訴裁判所に委任状が送られるため、委任状を提出する必要はない。

破棄院が、委任状の写しを提出するよう要求するのは、破棄院に出廷する弁護士に特別な免許要件が存在するためである。すなわち、UAE では、破棄院に出廷する資格がすべての弁護士にあるわけではない。従って、控訴人を代理して出廷する弁護士がそうするための適切な免許を取得しているかどうかを確認するために、委任状の提出を求める必要がある。さらに、告訴人が企業の場合、破棄院は、委任状に、その企業を代理してこれに署名することを署名者に許可する委任状又は許可証を添付するよう要求する。

さらに、UAE では、裁判所公証人が委任状を認証しなければならない。しかしながら、委任状の正当な署名者が、UAE 国内におらず、委任状が別な国で署名されている場合には、海外において認証し、その国の UAE 大使館又は領事館の認証を受けなければならない。この手続きが完了した後、認証され、法律上正当なものと認められた委任状につき、UAE 国内の外務省の押印を取得し、その後、これをアラビア語で法律的に翻訳しなければならない。裁判所が委任状を受理するのは、以上の手続きがすべて完了している場合である。

裏付け資料は、必ずしも、刑事告訴を行った時点で提出する必要はない。しかしながら、警察がファイルを検察官に送致するまでには提出しなければならない。提出するあらゆる資料が、アラビア語でなければならない。別な言語の資料を提出する場合には、警察に提出する前に、その資料をアラビア語で法律的に翻訳しなければならない。

警察又は検察官に刑事告訴する場合には、公的手数料を支払う必要がない。

25. 代理人の必要性と要求事項

告訴人は、弁護士を通じて告訴する必要はない。しかしながら、告訴人がそうしたい場合には、自分を代理して告訴する弁護士を任命することができる。弁護士は、告訴人を代理して告訴することを許可し、認証され（、委任状が UAE 国外で作成された場合には、法律上正当なものと認められ）た委任状を告訴人から取得しなければならず、告訴時に警察又は検察官に提出しなければならない。

しかしながら、刑事訴訟に民事訴訟が併合されない限り、刑事訴訟手続き中に弁護士が出廷することはない。二つの訴訟が併合され、破棄院に上訴した場合、弁護士の立場を裏付ける委任状を関係当局に提出しなければならない。この弁護士は、破棄院に出廷するための特別な免許要件に従い、そのための免許を得ていなければならない。

26. その他の留意点

UAE、特にドバイ首長国では、商標侵害に対する数多くの刑事訴訟において原告が勝訴している。商標侵害に対する刑事訴訟では、商標の所有者が正式に告訴しなくても、匿名の通報のみにもとづいて、警察が行動を起こす例もある。

いくつかの技術的側面について説明するため、以下に、過去の具体例を挙げる。最初の事例は、次のとおりである。

- a) ドバイ警察が、模倣タバコの販売を企てている複数の個人に関する匿名の通報を受けた。これに対応し、2名の警察官が私服で派遣され、250カートン、22万ディルハム（およそ6万274米ドル）相当の当該タバコを購入することとなった。警察は、警察官が商品を受け取ると、これに関与していた取引業者を逮捕した。
- b) 警察は、模倣タバコを運んでいたトラックの運転手から、その商品が、一つは Al Quoz、もう一つはシャルジャにある二つの倉庫から供給されていることを知った。実は、これに関与していた男性1名は、偽タバコをトラックに積んでいたときに逮捕されている。シャルジャ警察が、この男の逮捕に協力した。
- c) さらに捜査を進めた結果、警察は、これに関与するさらに2名の容疑者を発見し、逮捕した。彼らは、問題のタバコが模倣品であることを知っていた事実を認めた。
- d) 逮捕された4名は、すべて保釈された。警察は、さらに多くの共犯者の捜索を続けた。その後で、検察庁は、関係者全員に対する刑事訴訟を提起した。

刑事事件については、他にも事例があり、その事実関係を以下に述べる。

- a) ドバイ警察庁が商標侵害を理由に3名の個人に対する刑事訴訟を提起し、刑事訴訟が始まった。被告に対する判決が下り、禁固刑が命ぜられた。そこで、被告が、その判決をドバイ破棄院に上訴した。
- b) 商業目的により、公衆の混同を引き起こすような方法でタバコ Peter を提供していたことを理由に5名の被告に対して、また、タバコ Peter の真正品のパッケージに対応するタバコのパッケージを UAE 法に違反するような方法で印刷したこと、タバコ Peter のために印刷物を印刷し、この5名の被告と共謀し、その犯行をほう助したことを理由に6名の被告に対して、検察官が、刑事訴訟を提起した。また、検察官は、被告が模倣マルボロタバコを取引し、これに商標 Marlboro を添付していたことを理由に、これに対する訴訟も提起した。
- c) 第一審裁判所は、起訴された犯行につき被告有罪の判決を下し、被告に2年間の拘禁とその後の UAE 国外への追放の刑を宣告し、3万ディルハムの罰金を科した。また、裁判所は、被告が模倣活動に使っていた機械、器具その他の資材の押収及び破棄も命じた。最後に、裁判所は、被告の費用負担により、本件判決を日刊新聞1紙に公告するよう命じた。次に、裁判所は、この事件の民事訴訟をドバイ第一審裁判所に移送した。

- d) そこで、被告は、上記裁判所判決を控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、被告の刑期を1年間に減刑した。そこで、被告は、控訴判決を、破棄院に上訴した。
- e) 被告は、上訴する際に、罪を犯していることに気づかず、犯罪的意図が一切なかったと論じた。破棄院は、この論点に対し、該当する工場の管理者として、被告には、タバコの模倣生産及び販売に関する知識があったと述べた。また、裁判所は、「アメリカ製」と記載されたステッカーを印刷し、Jebel Ali で生産されていた模倣製品に貼付した被告の行為には、消費者を欺く意図があったと述べた。さらに、裁判所は、商標を模倣し、添付する犯罪における意図には、模倣行為であることの認識が必要であると付け加えた。裁判所は、証人の証言を含む様々な形の証拠にもとづき、模倣品を販売するために提供する意図があったかどうかを確定することができる。
- f) また、被告は、自分たちの添付した商標が UAE において登録されていないため、罪を犯していないと主張した。裁判所は、UAE が署名しているパリ条約に従い、登録されているかどうかにかかわらず、商標が保護されると述べた。パリ条約によれば、特に、商標が著名標章の場合、商標が、原産国で登録されていれば、他の加盟国においてもその商標を保護する十分な根拠となる。
- g) 最後に、被告の1名は、製造元 Marlboro の許可を得ている旨、会社の所有者から聞いたため、自分の活動が合法的であると信じていたと主張した。裁判所は、実際に罪を犯している者との関係が直接的なものであれ、間接的のものであれ、罪を犯すために他の者と共謀した行為があれば、共謀が十分に成立すると述べ、この主張を退けた。
- h) 従って、破棄院は、被告に対する控訴院判決を支持した。

27. 民事訴訟

大手小売店に対しては、行政的手続き及び刑事訴訟の後に、又はこれと同時に、民事法廷に民事訴訟を提起できる。民事訴訟を提起する前に、侵害製品の差押命令を裁判所から取得する方法もある。また、行政当局又は警察その他の当局による差押の後に、民事訴訟を進めることも可能である。また、自社商標を防衛するために、適切な額の損害賠償を請求し、また、これ以外の適切な救済措置を申し立てることもできる。しかしながら、このような場合に損害賠償が認定されることはまれである点に注意する必要がある。裁判所手数料は、請求の際に支払い、その額は、損害賠償請求額に応じて決まり、損害賠償請求が行われなかった場合には、裁判所が査定する。民事法廷において民事訴訟が確定するまでには、6カ月から2年かかる。

さらに、民事訴訟を刑事訴訟に併合することができる点に留意したい。弁護士が、権利者の法廷代理人を務めるうえでは、刑事事件を裏付ける覚書を提出し、商標に対する侵害行為を中止し、今後も行わないよう侵害当事者に求める命令を申し立て、判決を新聞に広

告することが可能になるため、刑事訴訟を提起し、民事訴訟と併合した方が効果的である。

UAE には、知的財産に関する特別な裁判所が存在しないものの、知的財産訴訟の件数が増え、裁判官の訓練も定期的に行われているため、知的財産法に関する理解が深まっている。

UAE の裁判所に民事訴訟を効果的に提起するためには、以下の文書／情報が必要である。

- a) 商標の所有者から取得し、UAE の領事館により適切に認証された委任状。
- b) 当該製品を指定商品とする有効な UAE 商標登録証の写し、又は、標章の、UAE 領事館が適切に認証した国際登録証の写しとともに、UAE にも及ぶような世界的知名度に関する証拠。
- c) 真正品並びに模倣品のサンプル。
- d) 模倣品の領収書。
- e) 侵害者の身元及び模倣品の置かれている場所。
- f) 標章が UAE で使われている証拠（があれば）。
- g) 商標の宣伝広告資料（があれば、そ）の写し。
- h) 損害賠償を請求する場合には、商標の所有者が被った実際の損害額を立証するための証拠。
- i) 裁判官の裁量により決定される保証金額（差押命令の場合のみ）。

民事訴訟により、次の救済手段を利用できる。

- a) 仮差押命令（仮差押命令の発行から 15 日以内に本訴訟を提起しなければならない）。
- b) 商品が模倣品であることを宣言する差押命令。
- c) 鑑定を行う専門家の任命。
- d) 訴訟費用及び損害賠償の請求。

28. 第三者との契約関係を管理するための予防措置

UAE には、代理及び販売権に関する独自の法律があり、これは、UAE 国民又は UAE 国民が 100% 所有する団体のみが、国内代理人として行為できると明確に定めている。さらに、法律に従い、代理契約の登録が義務づけられている。契約に期間の定めがある場合でも、重大な契約違反が存在しない限り、代理関係を終了させることはできない。

さらに、法律では、使用権設定契約及び商標の譲渡の登録を義務付けており、登録しなかった場合には、使用許諾又は譲渡に関係する権利を第三者に主張できない。従って、第三者と契約関係に入るときには、国内弁護士の支援を得ることが不可欠である。

29. 戦略

その事件固有の事情に合わせた戦略を考えるべきであるものの、特に以下の一般原則を念頭に置く必要がある。

- a) 国内市場を監視するための市場監視計画を立案すべきである。この計画に従い、小売店及び卸売店、展示会、インターネット情報及び商標の公告内容を監視すべ

- きである。
- b) 新規登録を監視するために、指定分類につき、商標の調査を毎年行うべきである。
 - c) 法的な通告を行う必要がある。
 - d) 一般消費者の意識を高め、商標が常時監視されていることを示すため、広く購読されている英語及びアラビア語の新聞において、注意喚起を定期的に公表するべきである。
 - e) 模倣品と真真正品との違いに対する行政当局の認識を高めるための訓練プログラムを毎年実施すべきである。
 - f) 相当量の模倣品が出回っている場合には、行政的措置を開始すべきであり、抵触する商標に対する異議申し立てを行うべきである。この点に関連して、行政的措置のなんらかの遅れにより、模倣品を押収できないおそれがある場合には、模倣品の仮差押命令を第一審裁判所に請求し、取得するべきである。また、侵害当事者が、大手の卸売業者／輸入業者である場合には、刑事訴訟を提起することも望ましい。

30. 民事訴訟の事例

UAEには、特別な裁判所がないため、商標侵害民事事件で争うためには、多大な労力と専門的知識が必要となる。以下の内容は、UAE裁判所が混同のおそれの基準について論じた商標侵害民事訴訟に関する説明である。

- a) 原告は、UAEにおいて登録された指定商品に関する商標を所有するハイテク企業である。被告は、原告の商標を付した商品を販売しようとしたことで告訴された人々の集団である。
- b) 検察側が、UAE商標法の定める罰則の適用を求め、起訴請求を行ったことに加え、原告は、損害賠償として、暫定的に1万1,000ディルハム（およそ3,014米ドル）の額を連帯して支払うよう被告に命ずることを請求する弁論を行った。さらに、原告は、被告の費用負担による侵害商品の押収及び破棄、そして訴訟費用の支払いも請求した。第一審裁判所は、被告に対する訴訟提起を退け、請求を棄却した。原告は控訴し、控訴裁判所も控訴を棄却し、第一審裁判所の決定を支持し、被告の訴訟費用を支払うことを原告に命じた。そこで、原告が上訴した。
- c) 上訴人（原告）は、破棄院において、(i) 控訴裁判所が、法律を適用しなかったため、控訴裁判所判決には、明白な誤りがあり、(ii) その判決には理由がなく、提出されている証拠と一致していないと主張した。上訴人は、上訴人の商品と被上訴人の商品との技術的比較を行った司法鑑定書が、二つの商品の一般的外観及びデザインに違いがあると認定し、これを理由に民事請求を却下したのは誤りであると主張した。さらに、上訴人は、商標法第37条により、「(前略) 真正の商標又はこれに類似する商標により識別される商品及び役務について公衆を混同させ

るような方法で商標を模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を故意に使用する一切の者」の行為が処罰されると主張した。

- d) 従って、裁判所の判決では、取引における被上訴人の専門的知識に照らして、自分たちの保有する商品が模倣品であることを被上訴人（被告）が知っているべきであったことが考慮されていなかったと考えられる。さらに、裁判所は、控訴裁判所が押収した商品のサンプルも吟味しなかった。
- e) さらに、押収した商品に商標が一切表示されていなかったと述べた後、押収された商品に上訴人の商号が表示されていたと結論付けている点において、判決に矛盾があった。従って、商標の分野と商号の分野とで、これを規律するルールが異なるとしても、下級裁判所が、商標を商号とを混同したことは明らかであろう。
- f) さらに、裁判所は、上訴人の主張に対し、詳細に、もしくは十分な理由をもって答えず、第一審判決を支持した理由を述べていない。そこで、破棄院は、控訴裁判所が、事件のあらゆる側面（すなわち、証拠及び弁論）を検討せず、控訴裁判所判決が明らかに誤っていると判断を下した。
- g) 破棄院は、商標侵害犯罪の本質が、類似する二つの標章をめぐる公衆の混同を引き起こすことであると強調した。破棄院は、模造行為について検討する場合、裁判所が、二つの標章間の違いよりも、類似性に着目しなければならないと強調した。商標侵害について検討する場合、公衆の混同を引き起こすおそれが重要なポイントになる。さらに、裁判所は、標章を構成する要素ではなく、商標を全体的かつ総合的に検討しなければならないという。さらに、破棄院は、裁判所の結論を裏付ける理由がある限りにおいて、混同を生ずる類似性とは、裁判所の判断すべき主観的問題であり、それ以上の検討が必要とされないことを確認した。
- h) 従って、破棄院は、法の不正確な適用を理由として控訴裁判所判決に誤りがあると判決し、この問題について、徹底して吟味させるために、これを控訴裁判所に差し戻した。

31. 代替的紛争解決（ADR）

模倣業者と商標の所有者との間には、一切の紛争につき、これをいかなる仲裁人にも付託する趣旨の事前の合意が存在しないため、商標侵害事件又は模倣行為事件に仲裁手続きが適用されることは極めてまれである。しかしながら、自分たちの紛争を調停により解決することで両当事者が合意した場合には、調停を行うことが可能な場合もある。一般論として、模倣行為侵害が、代替的紛争解決手続きにより和解することはほとんどない。

32. 模倣品の不正取引に対する水際対策

グローバル化し、国際化している今日の世界において、フリートレードゾーン（FTZ）及び自由港（FP）は、国内経済を刺激する目的で国際貿易及び国際投資を誘致するための制

度として国際的に認められている。UAE は、この積極的なアプローチのおかげで、商品の自由な移動によって経済を発展させた国の主要事例となっている。しかしながら、今日では、知的財産権保護との関係において、UAE（特にドバイ）を通る商品の自由な移動と、世界的な模倣活動の規模との関係が、最も重要な争点の一つになりつつある。

FTZ を通過する商品は、「積み替え品」と呼ばれるのに対し、FP を通過する商品は「通過品」と呼ばれる。

これと同時に、関係者は、積み替え品及び通過品に関する税関手続きが、商品の真実の原産国を隠蔽し、もしくは、積み替え品又は通過品に対する水際措置が弱いことが分かっている関税地域内に商品を入れるために使われる危険性があるため、積み替え品及び通過品が模倣行為及び著作権侵害の危険性を高めているとする主張を繰り返してきた。

UAE は、ペルシャ湾の入り口付近、アラビア半島南東部の縁に沿って、ほぼポルトガルに相当する面積を占める。UAE は、オマーン及びサウジアラビアと国境を接し、次に近い隣国であるイランとペルシャ湾をはさんで隣接する。UAE は、アブダビ、ドバイ、シャルジャ、フジャイラ、ラスアルハイマ、アジュマーン及びウナムアルカイワインの7首長国の連邦である。

33. 自由港

同国の戦略的位置を考慮すると、UAE に、十分に整備され、その多くが、拡大する貿易ニーズに対応するために拡張された多様な自由港が存在することも意外なことではない。本原稿にとって重要な港は、ドバイとシャルジャにある。

ドバイ首長国にある Jebel Ali 港は、同国最大の港であり、世界最大の人工港である。この港のコンテナ取扱量は、1993 年のわずか 160 万個から、2004 年には 515 万個に増えた。Jebel Ali 港において進んでいる拡張計画により、2020 年には、この港において年間 2,180 万個のコンテナを扱えるようになる。

シャルジャ首長国にある Khalid 港は、多様なトン数の貨物を扱っている。シャルジャは、Hamriyah 港にコンテナターミナルを建設しており、このターミナルは、コンテナ化されていないコンテナ混載貨物船、液化石油ガス運搬船及び石油化学製品運搬船を扱う。シャルジャの東岸専用コンテナターミナルである Khor Fakkan コンテナターミナル（KCT）は、この地域唯一の天然の深水港であり、主要東西航路に近く、ホルムズ海峡の外にあるため、UAE における最高のコンテナ積み替えハブ港であるとされる。

同様に、アジュマーン、ウナムアルカイワイン、フジャイラ、ラスアルハイマ及びアブダビにも、UAE を通過する大量の貨物を扱う港がある。

34. フリーゾーン

これらの港に加え、ドバイ首長国にある有力なフリーゾーンを簡単に紹介する必要がある。これらのフリーゾーンにある流通インフラにより、これらのフリーゾーンには、中東

地域のみならず、世界全体の製造業、積み替え、保管及び流通ハブとして、大きな魅力がある。

同国に設置された多数のフリーゾーンは、同国の輸出量及び再輸出量を大幅に拡大した。UAE は、(香港及びシンガポールに次ぐ) 世界で三番目に重要な再輸出センターに成長し、再輸出貿易は、UAE における貿易部門全体のおよそ三分の一を占める。

Jebel Ali 港を含む Jebel Ali フリーゾーンは、世界最大の人工港であるとされる。同国は、現在、フリーゾーン施設の数及び範囲の拡大とともに、Jebel Ali フリーゾーン港における能力増強プロジェクト及びいわゆる「ドバイ・ワールド・セントラル」空港及び流通都市の建設を含むプロジェクトにより、貨物取扱量及び輸出・再輸出ハブとしての魅力をさらに強化している。

しかしながら、FTZ が、模倣品及び海賊版の流通ルートとして、また、知的財産権を侵害する商品の製造場所として使われる危険性が高いことは、かなり認識されている。権利者は、税関による管理が存在しない、あるいは緩やかな管理しかない FTZ が、模倣品及び海賊版の国境を超える取引を促進する結果になっている点を憂慮している。その理由は、商品が FTZ を通過するとき、模倣品及び著作権侵害者により、通過品の真実の原産地が変更され、貿易自由化のための免税措置が、違法商品を保管、製造、配布及び販売する目的に乱用されているからである。

35. 湾岸協力会議構成国の共通関税法

UAE における国境エンフォースメント手続きはアラブ湾岸諸国協力会議 (GCC) 統一税関規則により管理されている。UAE は GCC の加盟国であるのでこれを実施している。GCC への手引きは第3章 「知的財産権のエンフォースメント」で提供している。

GCC 地域の産業界にとって、UAE のフリーゾーン区域は、最重要問題である。ドバイは、商品の輸入、輸出及び様々な仕向け先への積み替えの重要なハブであり、毎年、極めて大量の貨物が国内の港を通過する。

自由港における知的財産権の水際措置については、UAE が、GCC の構成国であるため、2003 年に、GCC 構成国共通関税法 (「統一関税規則」) を採択し、ドバイ税関も、同法の枠組みに従って業務を行っている。

ドバイ税関は、UAE 最古の政府機関の一つであり、公式には、「Al Furdha」(全輸入商品に対する租税) として知られる。ドバイ君主が、港湾税関フリーゾーン公社を設立する法律、つまり、ドバイ税関とドバイ港湾フリーゾーン当局を統合する 2001 年法律第 1 号を発行したことで、ドバイ税関は、2001 年 4 月 1 日に新しい段階に入った。

GCC 構成国の統一関税規則 (これについては、本章の別な節で改めて説明する) により、各構成国で有効な憲法上のルール及び法律による制限の範囲内において、関税法及び構成国の効力を有する法律が置き換えられた。

36. ドバイ税関で実施される水際措置

また、ドバイ税関には、違法商品の通過を禁止するために、下記のように規定する GCC 関税法の第 24 条を実施する権限がある。

「本法又はいかなる他の法律又は決議の規定においても、税関当局は、国内の管轄当局の承認にもとづく場合を除くほか、禁制品又は侵害商品の入国許可、通過又は出国並びにいかなる制限品の入国、通過又は出国禁止する」。

ここで、改正 1992 年連邦法第 37 号（「UAE 商標法」）の第 37 条 3 項¹と併せて読んだ場合、上記の規定が、通例、ドバイに輸入され、また、これを通過する侵害商品を取り締まる権限をドバイ税関に与えるために引用され、使われている点に留意する必要がある。

さらに、フリーゾーンにおける知的財産権の水際措置については、知的財産法に違反する商品が、下記のように規定する GCC 関税法の第 80 条 4 項により、違法商品とみなされる点に留意する必要がある。

「以下の商品は、フリーゾーン及び免税店で取り扱うことができない。

（中略）

4. 商業的及び工業的所有権保護並びに著作権保護に関係する法律を侵害する商品であって、管轄当局が決定したもの。（後略）」。

ドバイ首長国において GCC 関税法を執行する管轄当局は、ドバイ税関である²。GCC 関税法に従い、ドバイ税関には、模倣品を扱うための独自の手続きを決定する権限がある³。そこで、ドバイ税関は、「保護強化のための協力」と題した税関方針第 11/DCP/2006 号を実施した。ドバイ税関は、この方針により、税関組織内に知的財産班を設置することを根拠付け、(1) 商標の（ドバイ税関への）登録及び (2) 侵害商品に対する差止申し立て、に関する手続きを定めている。

従って、UAE 登録商標の所有者が、第三者により、ドバイの自由港又はフリーゾーン経由で模倣品が輸入もしくは再輸出され、自らの商標が侵害されていることを察知した場合、当該商標の所有者は、まず、ドバイ税関に自らの UAE 商標を登録し、次に、正式な差止申し立て書を所定の手数料とともにドバイ税関に提出することで、当該侵害商品の通関の差止を申し立てることができる。また、権利者が差止を申し立てた場合、疑わしい貨物に関する完全かつ正確な情報を提供する必要がある点にも留意する必要がある。そこで、ドバ

¹ この規定は、次のように定める。「以下の者は、拘禁刑及び 5,000 ディルハム以上の罰金又はそのいずれかにより罰せられる。（中略）模倣された、模造された、もしくは不法な商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売する意図を有する者。さらに、模倣された、模造された、もしくは不法に使用されている商標の下で、故意に役務を提供し、もしくは提供することを申し出る者」。

² 他の首長国にも独自の管轄当局がある（シャルジャ税関及びアジュマーン税関など）。

³ これは首長国によって手続きが異なる場合が多いことを意味する。

イ税関の職員が、輸入業者／荷受人の立ち会いのもとに問題の商品を検査する。これ以外にも、ドバイ税関の職員が、商品を任意的に検査する場合もある。検査した商品が模倣品であることが判明した場合、模倣品であることを確認するために、サンプルを政府運営の犯罪研究所に送る。輸入業者／荷受人の立ち会いのもとに商品を検査しなければならない点に注意する必要がある。犯罪研究所の確認を受け、侵害商標が、真正の商標と同一であるか、ほぼ同一である場合に、ドバイ税関の職員は、通常、侵害商品を押収し、没収する。しかしながら、侵害商品が類似品の場合、関係当局は、措置を講ずることに比較的慎重であり、これを拒絶する場合も多い。没収した商品の破棄に関するルールが規定されていない点に注意する必要がある。従って、権利者には、模倣品の没収後、改正 UAE 商標法第 37 条に対する違反を理由に、刑事訴訟を提起（し、これにより、罰金及び拘禁刑に処）する方法が好まれる。その理由は、刑事訴訟手続きを提起することで、ドバイ税関に対して、該当する刑事法廷が判決を下すまで、侵害資料が保全するよう暗に拘束できるからである。輸入業者及び模倣品につき、刑事法廷が有罪判決を下せば、その時点で、UAE 商標法にもとづいた犯罪が確定するため、ドバイ税関の慣例として、有罪判決の対象である模倣品が破棄される（言うまでもなく、裁判所に命じられない限り、そうする義務はない）。

ドバイ税関には、押収し、没収し、もしくは裁判所により有罪判決を受けた模倣品の破棄に関する標準的な手続きが存在しない点に注意する必要がある。過去には、このような模倣品が、権利者に通知されずに、又は、権利者が目視する中、又は、権利者の立ち会いのもと、ドバイ市の監督下で民間の破棄施設において、破棄されていた。

さらに、以下のように規定する「経済的保証による一定の税関手続き完了前の商品の解放」という表題の 2008 年 5 月 5 日付の税関方針第 18/DCP/2008 号第 1 条から明らかなように、同税関方針により、押収及び没収手続きがさらに容易になっている。

「ここに規定する補償金の支払いにより、また、以下の各項に規定するいずれかに該当する場合に、一定の税関手続きが完了する前に、もしくは、関税が納付される前に、商品を解放することができる。

(中略)

2. 関税法に違反する商品、(後略)。

(中略)

4. 商品の分析又は仕様に関する結果が判明するか、管轄当局が免除決定を下すまで」。

従って、以上で紹介した水際措置に関係する仕組みを考慮すると、ドバイ税関が、国境における模倣品の移動を監視することに積極的に取り組んでいることがわかるものの、ドバイ税関が準拠している該当する適用法の制度及び慣行に関する以上の考察は、少なくとも以下の問題点を示す。

- a) UAE 商標法に、模倣品の輸入、輸出、再輸出、通過及び積み替えを禁止する具体的な規定が欠けていること。
- b) 職権による場合と、司法当局による判決後の場合の両方につき、ドバイ税関の税

関方針に、商品の破棄に関する規定が存在しないこと。

37. ドバイ税関における税関登録の手続き及び手数料並びに差止申し立て

ドバイ税関は、以下を税関に商標登録するための要件としている。

- a) アラビア語による差止申し立て書。
- b) 差止申し立て書は、役所の営業時間中に提出しなければならない。
- c) 差止申し立て書は、商標の所有者又はその法律上の代理人が提出しなければならない。
- d) 有効な UAE 商標登録証の写し。
- e) 翻訳され、認証された国内の代理人への委任状の写し。
- f) 差止申し立てが誤りだったことが判明した場合に、コンテナの留置費用並びに押収した商品の検査・保管料を支払う旨を約束する商標の所有者の確約書。
- g) 上記の書類に加え、以下の手数料が適用される。
 - (i) 検索及び押収を求める差止申し立て書を提出するための公的手数料は、2,000 ディルハム（およそ 545 米ドル）である。
 - (ii) 差止申し立て書を緊急に処理するよう求める場合の追加手数料 500 ディルハム（およそ 136 米ドル）。
 - (iii) 差止申し立てが誤りだったことが判明した場合に、コンテナの留置費用並びにその検査・保管料を担保するための保証金 5,000 ディルハム（1,360 米ドル）。
 - (iv) 差止申し立て書を週末又は休日に提出した場合の追加手数料 1,000 ディルハム（およそ 272 米ドル）。
 - (v) 商標の所有者は、模倣品であることが疑われる商品が発見された場合に、自ら又は自らの代理人をフォローしてもらうために、商標を税関に登録することもできる。税関に商標を登録するための手数料は、200 ディルハム（およそ 50 米ドル）である。これに必要な書類は、UAE における有効な商標登録証の写し及び現在使っている商標のサンプルである。

38. シャルジャ税関における税関登録の手続き及び手数料並びに差止申し立て

シャルジャ税関は、商標を税関に登録する際の要件を次のように定めている。

- a) シャルジャ税関は、模造品又は模倣品の輸入に対抗し、商標所有者が自らの権利を防衛するのを支援するため、2007 年に知的財産権執行班を設置した。
- b) シャルジャ税関の検査官は、能力開発のための特別な訓練コース、また、模造品又は模倣品の発見を支援するために法律事務所と商標の所有者が協力して実施する訓練にも参加した。
- c) シャルジャ税関の検査官が模倣品を発見した場合、登録商標の侵害につき、差止

を申し立てたいと考える商標の所有者は、シャルジャ税関が公表した「製品について主張し、取り締まるための手続き」に従う必要がある。これらの手続きには、侵害されるおそれのある商標の登録証の写しを添付した訴状の提出及び所定の手数料の納付が含まれる。また、商標の所有者は、差止申し立てに根拠がなかった場合の留置、検査、保管又は任意の不都合な遅れによる費用を負担する旨の確約書及びこのような費用を担保するための返金可能な保証金も提出しなければならない。

- d) シャルジャ税関の知的財産権執行措置を効果的に利用するためには、以下の点に留意する必要がある。
- (i) 商標の所有者又はその法律上の代理人が、アラビア語の、又は通常のアラビア語に翻訳した差止申し立て書を役所の業務時間中に提出しなければならない。
 - (ii) 侵害されるおそれのある商標の有効な登録証の写し。
 - (iii) 認証され、翻訳された法律上の代理人への委任状の写し。
 - (iv) 差止申し立てが誤っていた場合の押収、検査、保管又は差止申し立てを原因とする一切の遅れによる費用を負担する旨の確約書。
 - (v) 一分類の／一標章につき 200 ディルハム（およそ 55 米ドル）の商標登録開始手数料。
 - (vi) 登録商標の侵害に係る正式な差止申し立て書の提出のため、2,000 ディルハム（およそ 548 米ドル）。
 - (vii) 押収、検査、輸送及び追跡のための費用を担保する保証金、5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）。
 - (viii) 緊急を要する差止申し立ての場合には、500 ディルハム（およそ 137 米ドル）の追加手数料を徴収する。
 - (ix) 差止申し立て書を休日に提出した場合には、1万ディルハム（およそ 2,740 米ドル）の追加手数料を徴収する。
 - (x) 定期的な税関検査により押収された貨物について、商標の所有者又はその代理人が、差止を申し立てた場合、関連保証金を除いた必要な一切の関税を支払わなければならない。

第3節 湾岸諸国協力会議（GCC）統一税関規則（「規則」）

1. はじめに

GCC 構成国の関税規則及び手続きを統一したことは、GCC 構成国間の関税分野における協力を強化することに貢献した。

GCC 構成国の関税制度を統一するための取り組みは、1992 年に、技術委員会を結成することで始まった。委員会は、この目的のために、また、規則が、国際機関の関税に関する規定に準拠するよう確保するために、17 回の会合を重ねた。また、GCC 事務局は、世界貿易機関及び世界関税機関と連携している。

規則は、1999 年 11 月 27 日から 29 日までリヤドで開かれた第 20 回 GCC 首脳会議で最終的に採択された。この規則は、GCC 構成国により、当初、参照規則として実施され、GCC 構成国から寄せられた意見を考慮し、最終的には、2002 年 1 月、GCC 構成国のすべての税関により実施された。

この規則には、17 の節と 179 の条文が存在し、税関業務、税関の取り締まり対象分野、輸出入業務に適用される陸上、海港、空港における税関手続き及び通関後の手続きの性質、輸入品に対する関税の適用及び関税の徴収、商品の通関の各段階、商品の免税及び仮通関、そして商品を通関させるために税関に提出する書類に関する規定、また、フリーゾーン及び免税店の設置に関する規定、税関貨物取扱人の業務、関税犯罪及び密輸事件の取り扱い、そして税関職員の権利義務に関する規定が含まれる。

この規則は、GCC 構成国の税関当局における税関手続き、そして税関と国民、居住者及び輸入業者との関係を規定し、税関当局に対応する者が、どの GCC 構成国においても、税関手続きにおいて、同一の扱いを受けるよう確保するための法律文書であるとみなされている。また、規則は、これらの税関当局と各国の政府部局との関係も規定する。

2. GCC 税関同盟設立の理由

湾岸諸国におけるビジネス及び貿易の発展は、輸入業者にとって重要な意味を持つ。基準及び安全性要件のハーモナイゼーション、貿易障壁の除去並びに貿易手続きの簡素化の前進は、国際レベルにおいても、国内レベルにおいても、新規投資の機会を拡大する。新規加盟国を統合し、拡大を続ける欧州連合（「EU」）それ自体、GCC が新しい市場を統合していくためのモデルになり得る。従って、関税同盟が設立された目的は、まさに EU 域内におけるように、貿易及び商品が全域を自由に移動できるような環境を形成することである。

関税同盟の背景にある理念は、貿易を制限する関税規則及び手続きを廃止し、非構成国との貿易のために関税、貿易及び税関に関する規則を統一することである。食品、医薬品、政府及び石油会社が調達する商品は、一般に関税が免除されている。免税されない商品に

対しては、5%の関税が徴収される。さらに、すべての通過貨物は、関税を一切免除される。しかしながら、税関当局は、現金又は銀行保証を担保として提出するよう求める場合がある（フリーゾーン域内には、当てはまらない）。この保証金は、商品が UAE 国外に再輸出された際にその所有者に返金される。

関税同盟のもう一つの重要な原則は、輸入地点の単一化である。このことは、基本的には、いずれの GCC 構成国の最初の税関所在港においても一度通関料金を払えば、以後、払う必要がないことを意味する。GCC 域外と連絡する GCC 構成国の陸、海又は空の任意の税関所在港は、どの構成国にとっても、外国商品の輸入地点であるとみなされる。域外と連絡する GCC 構成国の最初の税関所在港は、任意の構成国に輸入される商品の検査を行い、書類に関する要件が満たされているかどうかを確認し、禁制品が一切含まれていないことを確認し、適用すべき関税を徴収する。

第4節 海賊版

1. 侵害者に対する警告状

著作権対象著作物を侵害する業者には、商標侵害を中止するよう求め、そうしなかった場合に法的措置を講ずる旨の警告状を送付する。さらに、商標を侵害し、又はこれに類似する標章を添付した一切の商品の輸入、販売の申し出、展示又は販売をただちに中止し、模倣品をすべて回収し、自己負担によりこれを破棄する旨を約する確認書に署名することを要求する。また、供給元の名称及び住所に関する完全な情報及びこれを裏付ける納品書の写しを提出するよう要求すれば、さらに効果的である。

訴訟を提起する前に、効果的に作成され、罰則に関する法律の条文が含まれる警告状を送れば、一部の侵害者が、模倣品の取り扱いをやめることが期待でき、従って、訴訟費用の節減と時間の節約になるため、かなりの価値がある。さらに、小規模の商店に警告状を送ることは、権利者の意向が供給元に到達し、その行為を中止させる助けになる。

警告状は、法律事務所からファクス又は書留郵便で送る方法があり、少額の手数料で、裁判所の強制執行官から送ればさらに効果的である。

権利者の中には、模倣業者について顧客に知らせるため、UAE 市場における顧客の意識を喚起するための注意喚起を新聞に公表する方法を好む者もいる。この通知は、通常、UAE の有力なアラビア語及び英語の新聞に掲載され、これには、模倣品を取り扱わないよう取引業者に警告し、真正品と模倣品とを識別する方法を公衆に教え、真正品の権利者が、行動を開始していることを消費者に伝える効果がある。

2. 海賊版に対する民事的措置の適用

侵害者に対する民事訴訟を民事法廷に提起できる。民事訴訟を提起する前に、裁判所から違反製品に対する差押命令を得る方法もある。そのための申し立てには、裁判所の認める銀行保証又は保証金を添付しなければならない。

権利者に差押命令が認められるためには、裁判所に証拠を提出しなければならない。侵害著作物のサンプルとともに購入を証明する納品書を提出すべきである。著作物が登録されていない場合、一切の保護又は権利者が妨げられることはないものの、裁判所は、仮差押の申立書とともに著作権登録証明書及び自らが権利者であることを証明する書類を提出するよう権利者に要求する。

権利者は、既に述べた仮処分請求という選択肢を用いることができるものの、裁判所の決定から8日以内に訴訟を提起する必要がある。権利者が、裁判所の決定から8日以内に訴訟を提起しない場合、これに関するそれまでのすべての措置が無効となる。

また、行政当局又は警察その他の当局による差押の後に、民事訴訟を進めることも可能である。また、権利者は、自社の商標を防衛するために、適切な額の損害賠償を請求し、また、これ以外の適切な救済措置を求めることもできる。しかしながら、権利者が、自らの失われた収益を証明する証拠／文書及び侵害者の収益に関する数字を裏付ける証拠を提出しないのであれば、UAEにおいて損害賠償が認容されることはまれである。

権利者には、民事訴訟に刑事訴訟を併合するよう求める権利がある。自らの主張を支持する覚書を刑事法廷に提出することで、自らの意見を表明し、自分の事件が適切に取り扱われるよう確保するのに有利になる。

UAE 司法制度の民事部門は、第一審裁判所、控訴裁判所及び破棄院の三階級で構成である。著作権侵害を理由として第一審裁判所に提起された民事訴訟は、1名の裁判官により審理が行われる。控訴審に提起された訴訟は、3名の裁判官により審理される。他方で、破棄院が民事訴訟を審理する場合には、常に5名の裁判官の合議体により審理が行われる。

裁判所手数料は、請求の際に支払い、損害賠償請求額に応じて決定され、損害賠償請求がなされなかった場合には、裁判所により査定される。民事法廷における民事訴訟が確定するまでには、6カ月から2年かかる。

裁判所は、権限のないコピー又はこれに由来するものの没収及び破棄を命じ、犯行に使われ、犯罪目的にのみ使用される設備及び器具の没収を命じ、偽造犯罪に使われた企業の最高で6カ月間の閉鎖を命ずることができる。

裁判所は、侵害者の費用負担により、有罪判決の要旨を日刊新聞その他に公表するよう命ずることができる。

裁判所は、人格的損害の賠償を侵害者に命ずることができる。しかしながら、ほとんどの権利者が、裏付けとなる文書を提出しないため、少額の賠償金しか獲得できない。

3. 海賊版に対する行政的措置の適用

経済省が、著作権法の執行権限を有する正式な政府部局であるため、権利者は、経済省を通じて行政的措置の申し立てを行うことができる。その場合、著作権登録証明書及び侵害を裏付ける証拠とともに簡単な告訴状を提出する。

経済省は、搜索措置を講ずることができる。経済省は、資料を押収し、侵害を確認するために経済省の捜査官の一人を派遣し、これが確認できれば、確約書に署名させる。

4. 海賊版に対する水際措置

この方法は、ドバイ、アブダビ及びシヤルジャの各首長国において最も効果的である。コンテナがいつ到着するか、コンテナ番号又はその所有者などについて税関に知らせる必要がある。次に、差止申し立てを税関当局に行く。そこで、当該首長国の税関当局は、貨物の検査を行う。税関当局は、次に、権限のないコピーを破棄することで、独自に事件を解決する場合がある。しかしながら、税関当局が、刑事訴追を求め、その事件を検察官に送致する場合もある。

権利者が疑わしいと考える企業をブラックリストに載せる、すなわち、その企業の全輸入品を監視するよう税関当局に要求する道もある。

税関当局は、著作者、権利者又はその承継人の申し立てに応じ、関税法の規定に違反する一切の偽造品につき、正当な理由に裏付けられた決定にもとづき、通関の最高で 23 日間の停止を命ずることができる。解放中止申し立ての条件、制限及び手続き、それとともに同封すべき書類及び申し立ての真剣さを裏付けるために申し立て人が寄託しなければならない額の保証金は、実施規則により定めている。申し立てが適切になされてから 3 営業日以内にこれについて決定しなければならず、決定され次第、これを申し立て人に通知する。

UAE 著作権法は、税関当局が、著作者、権利者又はその承継人の申し立てに応じ、関税法の規定に違反する一切の偽造品につき、正当な理由に裏付けられた決定により、最高で 23 日間の通関停止を命ずることができる」と定めている。解放中止申し立ての条件、制限及び手続き、それとともに同封すべき書類及び申し立ての真剣さを裏付けるために申し立て人が寄託しなければならない額の保証金は、実施規則により定めている。申し立てが適切になされてから 3 営業日以内にこれについて決定しなければならず、決定され次第、これを申し立て人に通知する。

5. 海賊版に対する刑事訴追

権利者が、UAE 著作権法にもとづいて侵害当事者を説得できなかった場合には、該当する首長国の警察又は検察官に刑事告訴する。UAE 著作権法は、刑事制裁について規定しており、従って、警察には、言うまでもないが、検察官の承認を得た後に、搜索、人の逮捕などを行う権限がある。UAE 著作権法は、著作権侵害にかかわる刑事事件における拘禁刑と罰金刑の両方の処罰を規定する。

検察官に告訴した場合、検察官は、次に、警察が犯罪捜査手続きを開始できるように、

事件を警察に移送する。

著作権侵害を理由に警察に告訴する場合の公的な手数料は存在しない。

警察は、告訴人の署名された調書を作成することから始める。告訴人に、自らの主張を裏付ける証人がいる場合、警察は、各証人の署名された調書も作成する。警察は、被告を発見し、逮捕するために、被疑者の連絡先と所在地に関する情報を提供するよう告訴人に求める。次に、警察は、目下の問題の要約及び警察が必要だと判断した勧告が含まれる準備ファイルを作成する。また、警察は、侵害に関する技術的見解を経済省に照会する。このファイルは、次に、検察官に移送される。

検察官は、ファイルを受け取った後、これを検討し、これに含まれるあらゆる証拠を評価する。次に、検察官は、ファイルを警察に返送し、告訴を正式に処理するよう指示する。そこで、告訴に番号が割り当てられる。また、検察官は、被疑者に対する逮捕状の発給を警察に認める。

警察は、逮捕状を発給し、被疑者を追及する。警察には、当然、警察と合同で侵害に関係する事実を収集する専門家が必要なため、警察は、経済省に連絡し、その専門家1名と合同で、侵害者を捜索する。

警察は、経済省とともに捜索し、証拠を集め、次に事件を検察官に返送する。検察官は、被告が刑事訴訟手続きのために裁判所に出廷する公判日の日程を決める。公判において、裁判所に出廷する当事者は、検察官及び被告のみである。しかしながら、告訴人が、刑事訴訟とともに、被告に対する民事訴訟も提起した場合には、告訴人も裁判所に出廷できる。刑事訴訟とともに、このような民事訴訟も提起された場合、裁判所は、民事訴訟と刑事訴訟を併合し、両方の訴訟につき、一つの判決を下す。

UAE 司法制度の刑事部門は、第一審裁判所、控訴裁判所及び破棄院の三階級で構成である。著作権侵害を理由として第一審裁判所に提起された刑事訴訟は、1名の裁判官により審理が行われる。控訴審に提起された訴訟は、3名の裁判官により審理される。他方で、破棄院が刑事訴訟を審理する場合には、常に5名の裁判官の合議体により審理が行われる。

裁判所において刑事訴訟が確定するまでには、6カ月から9カ月かかる。

付属資料 1.1- (アラブ首長国連邦)

特許及び意匠およびモデルにおける所有権を規定し保護する連邦法(仮訳)

2002 年第 17 号

UAE 大統領である、私、ザード・ビン・スルターン・アールナフヤーンは、
憲法、
改正に基づく省庁の権限及び大臣の権限に関する 1972 年制定の連邦法第 1 号
商工会議所連盟を設立する 1976 年制定の連邦法第 5 号
産業を規定する 1979 年制定の連邦法第 1 号
商業取引における詐欺及び欺瞞の禁止に関する 1979 年制定の連邦法第 4 号
改正に基づく営利企業に関する 1984 年制定の連邦法第 8 号
改正に基づく民事取引法を公布する 1985 年制定の連邦法第 5 号
民事訴訟法を公布する 1992 年制定の連邦法第 11 号
特許及び意匠および工業モデルにおける所有権を規定し保護する 1992 年制定の連邦法第 44 号
商慣習法を公布する 1993 年制定の連邦法第 18 号
UAE の世界知的所有権機関 (WIPO) への加盟を採択する 1975 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の産業財産権の保護のためのパリ条約への加盟を承認する 1996 年制定の連邦法令第 20 号
UAE の世界貿易機関 (WTO) への加盟を承認する 1997 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の特許協力条約 (PCT) への加盟を承認する 1998 年制定の連邦法令第 84 号
を精読し、経済相の提案に基づき、内閣の承認を受け、連邦最高評議会の批准を受けて
以下の法律を公布する。

第 1 章

定義及び総則

第 1 条

本法において使用され、かつ本法に別段の定めがない限りは、次の用語及び表現は、以下を意味する。

UAE : アラブ首長国連邦

省 : 経済産業省

大臣 : 経済産業相

局 : 省に帰属する産業財産権部及びその全国の部局

委員会：大臣の決定により任命される苦情委員会

保護証書：局が工業発明、意匠又はモデルに対して、特許、実用証又は意匠もしくはモデルの登録証の形式で保護を与えたことを証明する文書

発明：発明者によって創造された概念であって、技術に関連する特別な問題に対する実用的な新しい解決策を提供するもの

特許：UAEにおいて局が発明に対して与える保護

実用証／実用新案保護：局が UAE において特許を取得できるほど発明的又は創造的ではない発明に与える保護

登録証：局が UAE において意匠又はモデルに対して付与する保護

ノウハウ：職業経験により収集し実用的で有用な技術情報又は知識

意匠：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組合せ

モデル：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす任意の独創的な立体的形状

公報：本法及び施行規則の定める全事項について公布するための局の定期公報

国際特許出願：特許協力条約に基づく特許を取得するために局に提出される出願

特許出願の国際出願：特許協力条約に定められた条件及び方式に従って、当該条約の締約国において保護を得るために、当該締約国の特許庁に提出される特許出願

受理官庁：特許協力条約に従って国際特許出願が提出され、かつそこから別の官庁に転送する現地の官庁

選択官庁：国際出願を提出する者が、特許協力条約の要件の充足を確保するために、当該出願の審査を受けるべく選択した官庁

指定官庁：国際出願を提出する者が、本法に基づき特許を付与する関係官庁として指定した現地の官庁

第2条

本法の規定は、UAE が当事国となっており、当事国の国民の権利及び類似の地位を享受する者の権利に関連する国際協定および条約に準拠する。

UAE に対して相互主義の待遇を与える国を母国とし、前項の規定が適用されない外国籍の者は、本法の与える国民の権利を享受する。

第3条

UAE の展示場において展示される発明及び意匠および工業モデルに対しては、本法の施行規則により定める条件及び形式に従って、かつ UAE が当事国である国際協定及び条約に従って、又は、相互主義の待遇に基づき、仮保護を与える。

第2章

発明

第1節：特許及び実用証

第4条

特許は、革新的（innovative）アイデアから生じる、又は、いかなる分野のものであれ既に特許を受けた発明に対する改良に該当する新規の発明に対して交付される。発明又は改良は、それが新規の工業製品、新規の工業技術もしくは方法又は周知の工業技術もしくは方法の新たな適用方法の開発であるかにかかわらず、科学的な根拠があり、かつ、産業において有用なものでなければならない。

発明は、農業、漁業、手工業及びサービス業を含む最も広い意味における産業のあらゆる部門において応用及び使用できる場合に、産業において実用性があると見なされる。

出願は、一の発明のみ又は単一の一般的発明概念を成すように関連のある複数の発明を対象としなければならない。

特許の交付後の再審理において、前項に定める単一性の要件が充足されていないと判断される場合、これが特許取消しの理由と見なされることはない。

第5条

実用証は、産業において実用性があるが、特許を取得できるほど進歩的又は創造的ではない新規の発明に対して与えられる。

実用証は、発明者又はその法定代理人の請求に応じて第4条で予定されている種類の発明に対して与えられる。

第6条

1. 特許又は実用証は、次のものに対しては与えられない。
 - a) 研究、植物及び動物の種及びそれらを生産するための本質的に生物学的な方法、ただし、微生物学的方法又はその生成物は除く。
 - b) 診断、治療及び手術による人及び動物の処置方法
 - c) 科学原則、発明、発見及び数学的方法
 - d) 精神的な行為、ゲーム又は事業を遂行するためのスキーム、計画、規則及び方法
 - e) 公序良俗を保障するためにその公表又は商業的利用が禁止されなければならない発明
2. 局は、特許出願に記載された発明が国防に関連すると納得する場合、本法の施行規則に定める手続に従う。

第7条

1. 本法第9条に従って、特許に対する権利は、発明者又はその権利承継人に帰属する。
一の発明をなすために2以上の者が協力する場合、特許は共同でそれらの者又はその権利承継人に対して与えられる。発明を完成させるために発明の設計過程において役割を果たさずに補助のみを提供する者は、発明者又は発案者とは見なされない。
2. 本法第8条及び第9条に従って、他の者に先行して特許出願もしくは実用新案保護の出願を提出する者、又は、同じ発明について他の者に先行して優先権の請求を行う者は、出願が保護適格性の基準を満たすことを条件として、それぞれ特許又は実用新案の保護を享受する権利を有する。
3. 利害関係者は、本法及び施行規則に基づき、出願の認可又は拒絶の決定に対して不服申立又は審判請求を行うことができる。

第8条

発明の本質的要素が他の者の発明から取得されたものであり、その取得又は特許出願の提出について当該他の者の承諾が得られていない場合、この侵害の結果として損害を被った者は、侵害者に対して出願、特許又は実用証が与えられている場合には、それを自身に譲渡するよう請求することができる。

第9条

1. 雇用契約又は特定業務を遂行するための契約の遂行において成された発明について特許を出願する権利は、契約に別段の定めがない限りは、使用者又は当該業務の委託者に帰属する。
2. 発明の経済的価値が当該契約の締結時に当該契約当事者により予見されていなかった場合、発明者は、追加的報酬を受ける権利を有し、また一定の金額について当事者間で合意されていない場合は、裁判所が決定するものとする。
3. 発明活動に従事することを定めない雇用契約を結ぶ被用者が、その使用者の活動分野に関連する発明を生産し、当該発明が使用者により被用者の利用に供された専門知識、文献、道具又は原料を使用して成立する場合、使用者が書面により特許の所有について関心がある旨を表明していない限りは、被用者は、使用者に対して当該発明に関して本条第4項に定める通知を送達した日から起算して、又は、別の手段により当該発明について使用者が知った日から効力を発して4ヶ月後に、特許に対する権利を有する。
4. 発明を行った被用者は、直ちに発明について書面により使用者に通知する。
5. 使用者が、本条第3項に定める期間内に当該発明の所有に関心があることを表明する場合、使用者は、発明が行われた日に特許に対する権利を有する。発明を行った被用者は、公正な報酬に対する権利を有し、この報酬は当該発明の重要性及び経済的価値、

並びに当該発明により使用者にもたらされるすべての利益を勘案したものとする。両当事者が報酬額について合意に達しない場合、報酬額は、裁判所が決定する。

6. 本条に基づき被用者に対して与えられる保護を損ねる合意は、無効と見なされる。

第10条

発明者が、書面により自らの氏名の記載を望まない旨の通知を行わない限りは、発明者の氏名を特許証又は実用証に記載する。

特許出願及び提出書類又は実用新案の保護のための出願は、本法の施行規則に基づき提出する。

第11条

1. UAE が加盟する協定又は条約の締約国である国において先に行った出願に基づき、当該出願について優先権を主張することができる。先の出願が登録された日付及び番号、並びに当該出願が提出された法域は、本法の施行規則に含まれる指針に従って、出願書に記載するものとする。
2. 優先権の主張期間は、最初の出願日から起算して12ヶ月とする。

第12条

局は、本法及び施行規則に基づき、特許又は実用新案保護の出願を審査し、特許又は実用新案の保護を与えるために要件を充足するよう請求することができる。

局は、出願の拒絶についての決定を出願人に通知し、出願人は、委員会に当該決定に対して審判請求するための期間として60日間を与えられる。

第13条

特許及び実用証は、大臣の決定により与えられ、公報において公開される。利害関係者は、公開日から起算して60日以内に、委員会に対し異議申立書を提出することができる。

前項に定める期限内に異議が申立てられない場合、特許又は実用証は、登記簿に登録され、当該者に対し特許又は実用証が交付される。特許又は実用証は、登録日、交付日、及び登録料もしくは更新料が納付済みであることの記載、及びその他本法の施行規則の求める詳細を含まなければならない。

第14条

特許の存続期間は、出願が提出された日から起算して20年間とし、実用新案保護の存続期間は、出願が提出された日から起算して10年間とする。

特許及び実用証に対しては、特許又は実用新案保護の出願を行った日の翌年から毎年年初頭に特許料を納付する。特許又は実用新案の所有者が当該年の最初の3ヶ月内に特許料を

納付しない場合、当該料金及び本法の施行規則に定める追加料金を納付するための猶予期間としてさらに3ヶ月与えられる。

いずれの場合も、特許又は実用新案保護の存続期間の全部又は一部について特許料を前払いすることができる。

特許又は実用新案の所有者が、前記の当初の納付期限日から6ヶ月が経過するまでに特許料を納付しない場合、特許又は実用証は失効すると見なされる。

本条に基づく特許又は実用新案出願は、特許又は実用証に適用されるものと同じ規則に従うものとする。

第15条

1. 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

a) 発明を使用する権利。特許の対象が物である場合には、当該物を使用し、生産し、販売を申出、販売し又は輸入する目的で行う行為。特許の対象が工業的方法又は特定の生産方法である場合、特許権者は、当該方法又は手法から直接的に得られた物について、当該方法又は手法を使用する権利に加えて、前記と同じ権利を享受する。

特許の対象が物である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで生産し、使用し、販売の申出を行い、販売し又は輸入することを禁止する権利を有する。

特許の対象が工業的方法である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで実際に当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物を使用し、かつ当該物の販売を申出、これを販売し、又はこれらを目的として輸入することを禁止する権利を有する。

b) 特許又は実用証が周知の工業技術もしくは方法の応用方法又は新規の方法について付与される場合、当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物について、(a)項に定めるいずれかの行為を実行すること。

2. 本条第1項に定める特許又は実用証に基づく権利は、工業的又は商業的目的で行われた行為に限定して適用され、かつ保護の対象となっている販売後の物に関連する行為には拡大して適用されない。

第16条

1. 特許又は実用証により与えられる保護の範囲は、保護出願書に定義される。

2. 建築図及び図面は、出願の内容を説明するために使用する。

第17条

出願日前に、又は、適切である場合には、対応する特許の出願の優先日前に、UAEにおいて、発明を構成する物をすでに生産もしくはかかる方法を使用していたこと、又はかかる

生産もしくは使用のために積極的な手段を講じていたことを善意により証明できる者は、特許又は実用証の付与の有無にかかわらず、かかる行為及びかかる行為から獲得された物について、本法第 15 条に定められたその他の行為を行う権利を有する。ただし、この権利は、当該生産もしくは使用を行っていた施設（establishment）と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 18 条

特許、実用新案及び係属中の特許及び実用新案の出願は、第三者に譲渡することができる。

特許もしくは実用新案又は出願されている特許もしくは実用新案の譲渡は、文書により、契約当事者各々が局の担当官の面前で署名するか、又はその署名を UAE の公証人の立会い下で、認証を受けた上で行うものとする。

特許又は実用新案の譲渡は、本法の施行規則に定める手数料が納付された時に、指定された登記簿に登録される。

第 19 条

特許により与えられた権利は、次の行為に対しては行使できない。

1. 科学研究を目的として行われる行為
2. 交通手段の本体又は交通手段の機器、設備、歯車その他の付属品への特許の対象を成す装置の使用であって、当該交通手段が一時的に又は偶発的に UAE の領域に入国する場合。ただし、かかる装置が交通手段の必要のためにのみ使用されることを条件とする。

第 20 条

当事者間で反対の趣旨の規定がない場合、特許又は実用新案の共同権利者は、個別に、特許を受けた発明又は実用新案における自己の持分を第三者に譲渡し、当該持分を使用し、本法第 15 条により与えられた権利を行使することができるが、第三者への実施許諾の付与は、すべての共同権利者の同意がある場合にのみ可能である。

第 21 条

特許又は実用新案は、事業とは別に又は事業とともに、債務支払いのための担保とすることができる。担保は、各場合に応じて、特許登記簿又は実用新案登記簿に登録し、公報に公開する。

第 22 条

特許もしくは実用新案の譲渡又は担保は、各場合に応じて、譲渡又は担保が、特許登記

簿もしくは実用新案登録簿に登録され、かつ公報に公表されて初めて第三者に対して拘束力を有するものとなる。

第 23 条

債権者は、各場合に応じて、動産又は債権の差押え手続に従って、債務者の所有する特許証又は実用新案証を差し押さえることができる。

債権者は、局に対して、特別登録簿を更新するために、差押え及び最終競売結果を通知しなければならない。差押え命令及び最終競売結果は、公報に公開されるものとする。必要な手数料は、本法の施行規則に従って納付する。差押え又は最終競売結果は、公開の日から第三者について拘束力を有することになる。

第 2 節：強制実施許諾及び特許の取下げ

第 24 条

1. 特許もしくは実用新案の対象となる発明が実施されなかった場合、又は、十分に実施されなかった場合、利害関係を有する第三者は、本法第 30 条に基づき、次の条件において強制実施許諾を申請することができる。
 - a) 特許又は実用新案証が発行されてから少なくとも 3 年が経過している。
 - b) 提案を行った使用者は、合理的な価格かつ合理的な商業条件により、特許権者から実施許諾を取得するための努力を行ったこと、及びかかる努力が合理的な期間内に成功に至らなかったことを証明しなければならない。本法の施行規則は、これに関連して従うべき手続を定める。
 - c) 当該強制実施許諾は無制限なものであってはならず、また強制実施許諾の条件がライセンサーとライセンシー間の義務及び制約を含み得ること。
 - d) 当該強制実施許諾は、国内市場への供給のために供与されるものとし、提案を行った使用者は、当該発明が出願の原因となった欠陥を克服するか、又は、必要を満たすために十分に実施されることを保証するために、本法の施行規則に基づき担保の提供が義務づけられる。
 - e) 強制実施許諾の裁定にあたっては、特に実施許諾が供与される機関及び目的について特定して実施許諾の範囲を定めるものとする。
 - f) 特許権者には、公正な報酬が支払われる。
 - g) ライセンシーは、特許を実施する排他的権利を有する。実施許諾は、権限ある裁判所から移転の承認を得ることを条件として、特許を実施するライセンシーの事業又は事業の一部の所有権の移転によってのみ第三者に譲渡することができる。移転は、本法第 28 条及び第 32 条に従って行う。

- h) 半導体技術に関わる特許について強制実施許諾を供与する場合、実施許諾は、公的な非商業的実施のため、又は、司法もしくは行政手続の結果、反競争的であると判断された救済措置の実施のためにのみ供与することができる。
- 2. 強制実施許諾は、特許又は実用新案の権利者が輸入以外の法的理由に基づき、自己の立場について正当な理由を示すことができる場合に限り、供与されない。

第 25 条

- 1. 強制実施許諾は、ライセンシーに対して、当該の物を輸入する権利を除いて、実施許諾の条件に従って、本法第 15 条に定める活動の一部又は全部を行う権限を与える。
- 2. ライセンシーは、不法行為が通知されたか、又は、それについて知っていたにもかかわらず、いずれかの側の行為がなされない場合に、発明及びその実施を保護するために、特許又は実用新案の権利者の利用可能な民事的及び刑事的救済措置を追求する権利を有する。

第 26 条

強制実施許諾の供与は、さらなる強制実施許諾の供与を除外しない。

第 27 条

- 1. 権限ある裁判所は、関係者の請求により、特許又は実用新案の権利者に対し、当該発明の実施又は他人への実施許諾の供与を禁止するか否かを検討する。
- 2. 権限ある裁判所は、強制実施許諾が国家緊急事態、極度の緊急事態又は公的な非商業的実施の状況に対処するために求められる場合には、本法第 24 条 1 項 (a) 及び (b) に従わなくとも許される。

第 28 条

強制実施許諾の申請は、権限ある裁判所に対し、特許又は実用新案の権利者を訴える訴訟の形で提出される。局に対しては、代理人を送るよう通知する召喚状が送達される。裁判所は、当事者に対して和解による合意を許可することができる。裁判所は、正当な理由があると判断する場合には、当該許可を延長することができる。

和解期間の終了にあたって、当事者が和解に到達できない場合、裁判所は、申請を検討し、強制実施許諾を供与するか否かを判断し、また強制実施許諾の供与が決定される場合、裁判所は、本法第 24 条に基づき、実施許諾の条件を述べ、かつ、特許又は実用新案の権利者に対して支払うべき報酬を定める。この決定は、他方の当事者及び、特別登記簿を更新するため、局に対して通知される。この決定は、必要な手数料の納付を受けて公報で公開され、また公開の日から第三者に関して拘束力を有することになる。

第 29 条

1. 大臣は、発明が公的利益のために必要である場合、第 24 条（ただし第 1 項の（a）及び（b）を除く。）の条件に従って、特許又は実用証により保護される発明を実施するための強制実施許諾の交付を承認することができる。
2. 強制実施許諾の供与についての大臣の決定又はその報酬額の査定は、大臣の決定が公報に公開された日から 60 日以内に権限ある裁判所に対して控訴することができる。

第 30 条

1. 先の出願に基づき与えられた特許又は実用証に付随する権利を侵害せずには、UAEにおいて、特許又は実用証により保護される発明の実施が不可能である場合、当該特許又は実用新案の権利者は、後の特許において請求された発明が先の特許又は実用証により保護されている発明の目的とは異なる工業目的のためのものであるか、又は、先の発明に対して著しい技術的向上を示すものである場合には、自らの発明を実施するために必要な範囲で、本法第 24 条第 1 項（c）に従って、請求により強制実施許諾の供与を受けることができる。
2. 2つの発明が同じ工業目的のためのものである場合、先の特許又は実用証の所有者に対して、その請求がある場合には、後の特許又は実用証に関する強制実施許諾を供与することを条件としてのみ、後の特許又は実用証の所有者に対して、強制実施許諾が供与される。
3. それにもかかわらず、当事者は、書面により何らかの合意に至ることができ、また当該合意について特別登記簿を更新するべく、局に対して通知することができる。

第 31 条

1. 強制実施許諾を供与した当局は、それを正当化し得る関連のある新たな発展があったことに照らして、特に特許又は実用新案の権利者が強制実施許諾の条件よりも優位な条件による実施許諾契約を申出の場合には、特許もしくは実用証の所有者又は強制実施許諾の保有者の請求に応じて、その条件を変更することができる。
2. 強制実施許諾を供与した当局は、ライセンサーが実施許諾供与の条件に従わない場合、又は実施許諾が供与された当初の理由がもはや存在しない場合、特許又は実用証の所有者の請求に応じて、当該実施許諾を取消することができる。ライセンサーは、この場合には、直ちに停止することにより相当な損害が生じることになる場合には、当該発明の実施を停止するために合理的な時間を与えられる。
3. 本法第 35 条及び第 36 条は、強制実施許諾の変更及び取消しに対し適用される。

第 32 条

1. 強制実施許諾及び関連する決定は、特別登記簿に記録し、また本法の施行規則に基づ

き必要な手数料の納付を受けて、公報に公開される。

2. 本法第 29 条に基づき交付された実施許諾は、当該発明が政府により実施される場合には、手数料を免除される。

第 3 節：特許、実用証又は実施許諾の譲渡及び取消条件

第 33 条

特許、実用証又は強制実施許諾の所有者は、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者に対し、書面により通知して、これを譲渡することができる。

譲渡は、特許、実用証又は強制実施許諾により与えられる権利の一又は複数に限定することができる。譲渡は、第三者が自己の権利を書面により譲渡していないことを条件として、第三者の権利を毀損してはならない。譲渡は、特別登記簿に登録され、また公報に公開された日から発効する。

第 34 条

利害関係者は、権限ある裁判所に対して、特許、実用証又は強制実施許諾の取消しを申請することができる。

特許、実用証又は実施許諾の所有者、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者は、次の場合には、通知を受ける。

1. 特許、証明書又は実施許諾が、本法又はその施行規則に定める条件を充足せずに与えられた場合。
2. 特許、証明書又は実施許諾が、本法第 11 条に従って先の出願の優先日にかかわらず、与えられた場合。

取消しの申請は、特許、証明書又は実施許諾の一部に限定することができ、その場合には交付された決定は、与えられた権利を制約するものとみなされる。

第 35 条

本法第 31 条に従って、特許、実用証もしくは実施許諾の全部又は一部の取消しは、当該特許、実用証もしくは実施許諾が付与された日から発効するものとする。それにもかかわらず、所有者は、実施者又はライセンスが利益を得たことが実証される限りは、当該発明又は強制実施許諾の実施に対して受け取った報酬を返還する義務を有さない。取消しの決定は、特別登記簿に記載され、公報に公開される。

第 4 節：特定の発明に関連する規定

第 36 条

1. 特許もしくは実用証の所有者又はその法定承継人は、特許もしくは実用証の付与を受けた先の発明の改良又は修正について、追加の特許もしくは実用証を取得する権利を有する。追加の特許又は実用証の付与の申請は、元の特許又は実用証の申請と同じ方法により行う。追加の特許又は実用証により与えられた権利は、元の特許又は実用証による権利と同一とする。
2. 追加の特許又は実用証の存続期間は、同時に継続するのであり、すなわち、主たる発明の特許又は実用証の存続期間に相当する期間について継続する。それにもかかわらず、主たる発明の特許又は実用証の取消しは、必ずしも追加の特許又は実用証を取消さない。施行規則は、追加の特許又は実用証に関して年間に納付すべき料金を規定する。
3. 追加の特許又は実用証の申請は、特許又は証明証が与えられる前に、独立した特許又は実用証の出願に切り替えることができる。

第 5 節：国際特許出願

第 37 条

局（受理官庁、指定官庁又は選択官庁として）は、UAE の批准している特許協力条約に基づく国際特許出願を受理する。本法の施行規則は、これに関して遵守すべき条件及び方式を規定する。

第 38 条

局の提供するサービスに対して支払うべき手数料は、特許協力条約及び規則に従って定める。手数料は、国際特許出願の提出された日（国際特許出願の提出）の翌年から始まって毎年の初頭に特許出願について毎年納付する。出願は、出願人が出願日から 6 ヶ月以内に局に必要な手数料を納付しない場合には、放棄されたことになる。

第 6 節：ノウハウ

第 39 条

特許又は実用証により与えられた権利を損ねることなく、ノウハウは、すでに公開されているか、又は、一般に公知となっていない限りは、第三者による不法な実施、開示又は流通からの保護を享受する。保護の適格性を有するためには、ノウハウの所有者は、本法

の施行規則の定める方法により、ノウハウの構成要素の秘密を保護するために積極的な措置を講じなければならない。

第 40 条

独自の手段又は法的手段を通じ、ノウハウを取得する者は、別な者が、同じノウハウを取得している場合であっても、当該ノウハウを自ら使用し、又は、これを他の者に開示する権利を有する。

第 41 条

ノウハウ契約は、書面で作成しなければならないが、これに、様々な構成要素、これを使用する目的及び移転するための条件を記載しなければならないが、さもなければ、その契約は、無効とする。

ノウハウ契約は、本法の施行規則に定める発明の使用、譲渡、移転及び実施許諾供与のために適用されるものと同一の規則に従う。

第 42 条

その秘密な性質について認識していたか、又は、当該性質について過失により知らなかった者によるノウハウの要素の無断での使用、開示又は流通は、不法行為を構成する。

第 3 章

意匠及びモデル

第 43 条

意匠及びモデルの保護に関する本法の規定は、法律、UAE の加盟する国際協定及び国際条約に基づく道徳上の権利及び関連する技術的問題を損ねるものではない。

第 44 条

意匠又はモデルは、局が管理する特別登記簿への登録をもって、本法に基づき保護される。登録の申請は、本法の施行規則に定める方式及び料金ガイドラインに従って提出及び審査される。

第 45 条

保護の申請には、意匠又はモデルが、生産及び使用の観点から関連があり、かつ 20 件の意匠又はモデルを超えないことを条件として、一以上の意匠又はモデルを含めることができる。

第 46 条

本法第 11 条に定める先の出願に基づく優先権に関連する規定は、意匠及びモデルに適用される。

優先権主張のための期限は、最初の出願日から 6 ヶ月とする。

第 47 条

意匠又はモデルは、革新的又は新規でなければならず、また工業製品又は手工芸品の模様として用いられ、かつ UAE における公序良俗に反するものであってはならない。

第 48 条

大臣の決定により、意匠又はモデルに対し保護が与えられる。この決定及び意匠又はモデルは、必要な手数料の納付をもって公報に公開される。

利害関係者は、大臣の保護を付与する旨の決定について、公開の日から 60 日以内に委員会に対して控訴することができる。当該期限内に控訴がされない場合、本法の施行規則に基づき定められた登録番号及び登録日その他の情報を提示した登録証が、登録された所有者に対し送達される。

第 49 条

意匠又はモデルの保護の存続期間は、申請が提出された日から 10 年間とする。

第 50 条

本法第 49 条及び第 69 条に従って、本法第 14 条の規定は、意匠及びモデルに適用される。

第 51 条

本法に基づく意匠又はモデルの登録後に、所有者は、第三者に対して以下を禁止する権利を有する。

1. 物の生産において意匠又はモデルを使用すること
2. 意匠又はモデルに関連する物を輸入すること又はかかる物の使用、販売の申出もしくは販売の意図を持って加工すること

異なる状況において行われた行為、法的に保護された意匠又はモデルが使用される状況において行われた行為、あるいは、保護の対象となる登録意匠又はモデルとは異なる物の関係する行為に関して別途規定を定めることはできない。

第 52 条

登録申請の提出前に、本法第 51 条に定める活動をすでに善意により開始した者は、すで

に調達された物に関して開始したことを継続する権利を有するが、この権利は、当該活動が行われた企業と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 53 条

意匠及びモデルは、本法第 7 条、第 9 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条並びに第 2 章第 2 節および第 3 節に従うものとする。

第 4 章

実施許諾契約

第 54 条

登録された所有者は、実施許諾の期間が本法に基づき定められた保護の期間を超えないことを条件として、自然人又は法人に対し、保護に基づく権利を使用する権利を与えることができる。実施許諾契約は、書面により行い、当事者が署名する。

第 55 条

実施許諾契約は、必要な手数料の納付をもって、保護の対象となる権利に関連する特許登記簿に記録及び記載される。実施許諾は、公報に公開された日から第三者に関連して拘束力を有するようになる。登録は、実施許諾契約の当事者の請求によるか、又は、取消しもしくは無効を宣言する命令によるか、又は、期限の終了をもって取消される。

第 56 条

実施許諾契約は、登録された所有者が自ら保護の対象を使用もしくは実施し、又は他の実施許諾を第三者に供与することを禁止しない。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

第 57 条

ライセンシーは、あらゆる地域において、かつ、あらゆる手段によって、法的保護の期間の間、UAE 全土で保護の対象を使用し、実施する権利を有する。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

ライセンシーは、保護の対象を侵害し、危険にさらし又は損害を与えることを阻止するために、登録されている所有者に与えられた権利を使用する権利も有する。ライセンシーは、登録されている所有者に対して、書留郵便により、侵害、危険を与える行為又は損害について通知する。登録されている所有者が、通知の日から 30 日以内に必要な行動をとらない場合、ライセンシーは、登録された所有者の側の過失もしくは不作為又は第三者の行

為によってであろうと、自己の被った損害に関して、損害を回復するために訴訟に訴える権利を有する。

第 58 条

事業が譲渡されるか、又は、その所有権が全部もしくは当該実施許諾を使用する部分に関して移転される場合を除いて、ライセンシーは、当該実施許諾を第三者に対して譲渡すること又はサブ実施許諾を供与することはできない。ただし、実施許諾契約に別段の規定がある場合は、この限りではない。

第 59 条

実施許諾契約、実施許諾契約の譲渡、保護の対象の所有権の移転、及びかかる契約の修正又は更新は、特許証書により与えられた条件、担保及び権利の遵守について局からの確認を受ける。

局は、関連する当局と調整して、当事者に対して、UAE において契約の対象に関連して、産業財産権の濫用又は自由な競争の侵害に係る契約の変更を要請することができる。当事者がこれに応じない場合には、局は、本法の施行規則により定める方法で、当該契約の承認及び登記簿への登録を拒否することができる。

第 5 章

仮の救済措置、違法行為及び罰則

第 60 条

登録されている所有者、又は、本法に基づく産業財産権の全部もしくは一部の移転を受けた者は、本法又は本法に基づき付与された契約もしくは実施許諾に違反する侵害又は違法行為の場合に、権限ある裁判所から、発明、意匠、モデル、企業又は前記のいずれの種類の産業財産権を使用又は実施する企業の一部に対する仮の差止め命令を求めることができる。保護の申請は、これに関する保護証書に適用されるものと同一の規則に従う。

第 61 条

仮の差押えを申請する者は、差押え命令に先立った裁判所の定める金額の保証金を提供する。差押えを行う者は、裁判所の命令の発令日から 8 日以内に実体訴訟を提起する。さもなければ、命令は、無効とみなされる。

被告は、この期日の終了の日、又は、差押えを行う者により提起された実体訴訟の棄却の最終判決の交付日から 90 日以内に、損害賠償請求を提起することができる。

当該の保証金は、差押えを行う者の訴訟又は被告が提起した損害賠償請求についての最

終判決が交付されて初めて現金化することができる。

第 62 条

他の法律により定められるより厳格な罰則に従って、特許、実用証もしくはノウハウを取得するために偽造文書を提出するか、又は、誤った情報を使用するか、又は、虚偽の陳述をした場合の処罰は、拘禁刑及び 5,000 ディルハム以上 10 万ディルハム以下の罰金刑、又は、そのいずれかとする。この処罰は、さらに発明、生産方法もしくはノウハウの一構成要素を模倣する者、又は本法により保護される権利を故意に侵害する者に対して、及び実際に関係する対象が意匠もしくはモデルである場合に適用される。

第 63 条

裁判所は、押収された物品をその時点で又はその後没収することを命じることができる。裁判所は、違法な行為の証拠、不正商標商品に使用された設備及び道具を破棄するか又は排除するよう命令することもできる。裁判所は、無罪となった場合であっても、前記のすべてを命じることができる。

第 6 章

産業財産局及び最終規定

第 64 条

「産業財産局」と称される局は、省に設置する。局及びその支局は、本法及びその施行規則の実施について監督する。

大臣は、局の活動及び局が本法と施行規則に定める任務を実施する方法を指定する決定を交付する。

第 65 条

局の官吏は、本法及びその施行規則の実施を監督するための司法検査官として行動する権限を与えられる。官吏は、在職中及びその後の何時であれ、自己の業務の過程で取得した機密情報又は雇用中にアクセスのできた情報を開示すること、又はかかる情報を自己の利益もしくは他人の利益のために公表又は使用することを差し控える。官吏は、個人的に、文書又は書類の原本又は複製を保持してはならず、また、在職中及び退職後 3 年間は、局に対する特許代理人としての任に就いてはならない。

第 66 条

1. 大臣は、決定により、法務イスラム相 (Minister of Justice, Islamic Affairs & Awqaf)

の指名する裁判官 1 名及び局の職員以外で本法の規律する産業財産権に関連する経験を有する者 2 名を長とする委員会を任命する。大臣は、委員会の書記官を任命又は指名し、書記官は委員会の議長に報告を行う。

2. 委員会は、本法及びその施行規則の実施との関連において行われた決定に対して、関係者から提出された控訴について審問及び決定を行う。施行規則は、委員会の活動、委員の報酬、控訴及び控訴に対する決定の手續、並びに、関連する手数料を定める。

第 67 条

委員会の決定は、委員会の決定に関する通知を受領して 30 日以内に、民事訴訟法に従って権限ある裁判所に控訴することができる。裁判所は、紛争中の対象に関する専門家を任命し、局に助言を求めることができる。

第 68 条

本法の施行規則は、局における特許代理人の職業について規定し、また、代理人が充足すべき要件、その任務、特許代理人の登録簿への登録料及び取消条件を定める。

第 69 条

本法の施行規則は、本法及びその施行規則に基づき提供される業務に対して局の課す手数料を定める。

第 70 条

2005 年 1 月 1 日実施。特許又は実用証は、本法及びその施行規則に定める条件を満たす医薬品の分野における化学発明について利用可能となる。

第 71 条

本法第 70 条に従って、局は、以下に基づき、医薬品の分野における化学発明に対する特許出願を引き続き受理する。

1. 出願は、受理された順番に、各場合に応じて、特許又は実用証の登録簿に登録される。登録簿には、本条に従って出願が登録された旨を表示して登録する。
2. 出願は、ガイドラインに従って、本法及びその施行規則の規定通りに、当該の物が真正な発明であるかどうか、及び優先権があるかどうか立証されているかについて審査する。
3. 前記の種類の出願の対象を保護するために、世界貿易機関の加盟国のいずれかにおいて特許が交付され、かつ出願人が当該国において自己の物を市販するために実施許諾を取得するにいたる場合、出願人は、UAE の関連当局から自己の物を市販するために実施許諾の交付を受けた日から、当該の物を市販する排他的権利を有する。

4. 出願人は、5 年間、又は製品特許が付与又は拒絶されるまでのいずれか先の期日まで UAE において物を市販するための前項に基づく排他的権利を有する。

第 72 条

内閣府は、大臣の提案に基づき、職権の説明、本法の実施に関連する権限を委任される当局の地位及び規則、並びに登録と出願審査手続の説明及び提出の必要な情報及び文書、手数料及び経費、公告料、及び本法の実施に必要なすべての規則及びガイドラインを含む、本法の施行規則を公布する。

第 73 条

1992 年の連邦法第 44 号は、本法の規定に違反又は抵触する規定と同様に破棄される。

第 74 条

本法は、連邦官報に公布され、公示日から発効する。

ザイド・ビン・スルターン・アールナフヤーン

UAE 大統領

アブダビの大統領府において私が 2002 年 11 月 19 日に発行した。

附属資料 1.2 - (UAE)

経済省指令「特許出願フォームの記載要領」の詳細(仮約)

アラブ首長国連邦

経済省

Industrial Property Department

産業財産権部

特許登録願書の出願に係わる指示

その1

クローズ 2、3、及び、4については、原本及びその謄本を提出しなければならない、また、細則の条項（7）から（12）に規定された条件を遵守しなければならない。

- a. 願書、明細書、及び、要約はタイプしなければならない。シンボルと化学式及び数式とデータは手書きでもよいし、スケッチでもよい。
- b. 願書、明細書、及び、要約は丈夫で白色、罫線がなく、また、光沢のない A4 サイズ (27.9 センチ X 21 センチ) を用いて作成し、提出しなければならない。図面も同様の用紙を用いて作成し、提出しなければならない。当局は異なるサイズの用紙を用いた図面でも受理する場合がある。
- c. 全ての用紙はアラビア数字を用いて連続的に番号を打ち、各ページの上部中央にその番号を記載する。
- d. ページの最小余白は 2 センチとする。
- e. 全ての用紙は直接光学複写できるように、また、静電的手段、オフセット、及び、マイクロフィルムを用いて複写できるように提出しなければならない。
- f. 図面は以下の規定に従うべきこと
 1. 図面は太く安定した線で描かれねばならず、十分濃く、一貫して太く、明瞭で、かつ、最適なものであり、色彩を付ける必要がないものとする。
 2. 図形は図面用紙上で垂直方向に合わせて描くべきである。
 3. 図面の一部を指し示す文字や数字は、明瞭に記載すべきである。全ての図面を通して、同じ文字や数字を統一して使用しなければならない。文字や数字を図形の境界線の外側に記入しなければならない場合、細い線を用いて当該部分とリンクすべきである。
 4. 複数の図形を同一の用紙に記載する場合、隣接する 2 つの図形の間適切なスペー

スを設けるべきであり、また、図形には連続番号を付さなければならない。

5. 図面用紙には、発明の名称と説明を表示しなくてもよい。

その2

クローズ5、6、7、及び、8に記載された書類は、適切に認証されねばならない。ただし、クローズ9で引用された書類については、証明が行われていなければならない。

その3

原本が英語で作成された全ての書類は、アラビア語の翻訳と共に提出されるべきであり、他の任意の言語で作成された書類は、英語とアラビア語の2つの翻訳と共に提出されるべきである。

その4

願書に他の書類（5から11）が含まれない場合、出願者は事情に応じて、出願の日から90日以内に、必要な書類を全て提出するとの保証書を提出しなければならない。当該書類が期限内に提出されなかった場合、出願は無効とされる。ただし、要求されたにもかかわらず、クローズ9で述べられた書類を提出しなかった場合、出願者は優先権を主張する権利を放棄したものとされる。

管轄当局 (Competent Authority) UAE の管轄当局

公報 (Bulletin) 省が発行する商標公報

図面 (Drawing) 視覚的要素の組み合わせからなるデザイン (外観の芸術性は問わない)

シンボル (Symbol) 単一の視覚的実体

ホールマーク (Hallmarks) 刻印された標章

銘 (Inscriptions) 凸状の標章

写真 (Photographs) 案件の所有者又は他の任意の者を問わず、人物の写真

登録簿 (Register) 本省が管理する商標登録簿

委員会 (Committee) 本法律で言及される商標委員会 (Trademarks Committee)

第2条

商標の定義

商標とは、名称、語句、署名、文字、数字、シンボル、呼称、ホールマーク、スタンプ、絵画、ピネット、記事、包装、又は、他の任意の標章、又は、標章の組み合わせから構成されて識別力を有する形態を備えた任意のものであって、識別力のある形態を有し、その出所にかかわらず商品又は製品の識別のために使用され、又は、使用が意図されており、あるいは、当該商品又は製品を取引目的で製造し、又は、品揃えを行ったことによって標章の所有者が当該商品又は製品を所有することを示すために使用され、又は、使用が意図されており、あるいは、役務を識別するために使用され、又は、使用が意図されているものを意味する。

商標に付随する音声は商標の構成要素であるとみなされる。

第3条*

登録の阻却事由

以下に該当するものは商標又はその構成要素として登録されることはない。

1. 性質や特性において識別性がない標章、あるいは、商品、製品、又は、役務の関係で使用される総称的な名称から構成される標章、あるいは、商品と製品について一般的又はありふれた絵画
2. 倫理、又は、公の秩序に反する標章
3. 当事者から明示的な許可を得た場合を除いて、政府の記章、旗、あるいは、UAE、又は、アラブの組織や国際組織、又は、その機関、又は、外国に係わる他のシンボル、ならびに、そのような記章、旗、又は、シンボルの模倣品
4. 赤新月又は赤十字のシンボル、ならびに、これらの模倣品である標章
5. 純粋に宗教的な性質のシンボルと同一、又は、類似の標章
6. その使用が商品、製品、又は、役務の出所／原産地に関して混同をもたらす可能性のある地理的名称
7. 第三者の名前、姓、写真、又は、紋章。ただし、事前に当該第三者又はその相続人から同意を得た場合は除く。
8. 登録の出願者が、自ら合法的な権利を有することを証明することのできない榮譽に係わる称号を含む標章
9. 製品、又は、役務の出所／原産地に関して、公衆を誤らせ、又は、虚偽の情報を含む標章、ならびに、架空の、模倣された、又は、偽造された商号を含む標章
10. 取引相手として、取引をすることが違法とされる自然人、又は、法人が所有する標章
11. 特定のクラスの製品や役務について登録されれば、当該標章によって識別される他の製品又は役務の価値を減じるような標章
12. 「特許 (Patent)」、「特許許可 (Patented)」、「登録 (Registered)」、「登録意匠 (Registered Design)」、「著作権 (Copyright)」、又は、「模倣とは偽造である (Imitation is forgery)」、又は、類似の文言や表現を含む標章

13. 国の又は外国の勲章、コイン、及び、紙幣
14. 登録されれば、当該標章によって識別される製品と類似製品の素性について消費者に混同をもたらす場合、周知の標章又は登録済みの他の標章の言い換えとなるような標章

第4条

国際的な名声を有する商標

1. 当該商標の出所国の国境を越えて外国に行き渡るような名声を備えた国際的な周知商標を登録することは許されない。ただし、本来の所有者によって登録が請求された場合、又は、その者の代理人によって請求された場合は除く。
2. 商標が周知であるか否かの判断においては、商標が普及した結果として、当該商標が、公衆の関係分野に知られていることを考慮するものとする。
3. 以下に該当する場合、周知商標の登録に係わる商品又は役務と同一でない、又は、類似でない商品又は役務を識別するために、当該周知商標を登録することは許されない。
 - a) その商標の使用が、登録商標の指定商品及び役務との関連性を示しかねない場合。
 - b) 当該使用により、登録商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある場合。

第II部 - 商標の登録と取消し

第5条

商標の登録

本章は「商標登録簿」と呼ばれる登録簿を整備し、商標、その所有者の氏名と住所、その事業の種別、その商品、製品、又は、役務の説明、ならびに、譲渡、所有権の移転、免許の変更、又は、他のいかなる補正をも文書で記録する。

規定料金を支払えば、何人も最新の登録簿の内容の真正の謄本を請求することができる。

第6条

出願の資格を有する者

以下に該当する者は商標登録の権利を有する。

1. 商業部門、産業部門、手工業部門、又は、サービス部門で実務に係わる UAE の市民又は企業等

2. UAE の商業、産業、手工業、又は、役務に係わる営業を営む UAE 国籍をもたない市民、又は、企業等
3. UAE に相互主義の待遇を認めるいずれの国においても、商業、産業、手工業、又は、役務に係わる営業を営む UAE 国籍をもたない市民、又は、企業等
4. 公法の定めによる法人

第7条

登録出願

任意の商品、製品、又は、役務を識別させるために商標の使用を意図する者は、本法律の規定に従って登録出願を行うことができる。標章登録のための出願は、規則に規定された手続きと条件に従って、本省に提出しなければならない。

第8条*

商標の区分

商標は本規則に記されたルール、及び、国際分類に従って、製品又は役務に関する1つ又は複数の区分に登録することができる。ただし、一の商標出願においては複数の区分を対象とすることはできない。

第9条

一群の商標の出願

複数の標章については、本質的な要素において互いに類似であるが、それが使用される製品又は役務について、色彩や細部など、商標の主な特徴に実質的な影響を与えない識別力のない特徴に係わる他の要素においては互いに異なる場合、当該製品や役務が1つの区分に属するものである限り、1つの願書で出願することができる。

第10条*

(先行する登録・出願の)優先性

本法律の第26条の定めにより、同一の製品又は役務について先に登録された商標と同一又は類似の任意の商標の登録は許されず、あるいは、異なる製品又は役務についても、そのような製品及び役務と、登録商標の所有者との間につながりがあることが示唆される場合、又は、当該所有者の利益を損なう恐れがある場合、先に登録された商標と同一又は類似の任意の商標の登録は許されない。

複数の者が、同一の製品又は役務について、又は、同一分類内の類似の製品又は役務について、同じ商標、あるいは、類似した又は極めて類似した商標を同時に出願した場合、本省は出願者の中の一人が出願者全員の承認によって出願すべき者として選ばれるまで、

又は、その中の一人が優先されるとの最終判定が下されるまで、全ての出願について登録を行わないものとする。

第 11 条 *

本省が定める方針と条件 - 決定の期間

本省は既に登録されている商標との混同を防止するために、又は、適切と思われるいかなる理由に基づいても、当該商標について確定し明確化するために必要であると判断した限定と補正を課すものとする。同一の商品又は役務を識別するために、当該商標が使用されたならば、混同の可能性が存在すると推定する。

何らかの理由によって、本省が商標の登録を拒絶したとき、又は、特定の限定や補正の遵守を待って登録を中断しているとき、本省はそのような決定の理由を書面で出願者に通知する。いかなる場合も、出願が本法律及び本規則に規定された条件と要件を満たす場合、出願日から 30 日以内に、本省は任意の出願について商標登録に係わる決定を行わなければならない。

第 12 条

出願の拒絶に対する法的救済

商標登録の出願者はその出願が拒絶されたとき、又は、特定の要件への遵守を待って中断されたとき、拒絶又は中断の通知の日から 30 日以内に本委員会に当該決定について申立てを行うことができる。

出願を拒絶すべき、又は、特定の要件への遵守を待って中断すべきとの本省の決定を本委員会が追認したとき、出願者は本委員会の決定の通知の日から 60 日以内に、管轄権を有する民事法廷に当該決定に対する申立てを行うことができる。

出願者が本省の決定に申立てを行わない場合、又は、本条項に述べられた期間内に本委員会の決定に申立てを行わない場合、又は、この関係で出願者に出された通知に記載された期間内に本省が求める限定や条件を遵守しなかった場合、出願者は出願を放棄したものとみなされる。

第 13 条 *

商標委員会

商標委員会は本省の次官により主宰され、及び、以下のメンバによって構成される。

- 大臣が指定する本省の代表 2 名

- UAE Federation of Chambers of Commerce and Industry が任命する同会議所の理事会 (Board of Directors) のメンバ1名。
- UAE の各 Chamber of Commerce が任命するそれぞれの理事会のメンバ1名

本委員会は委員の中から副委員長 (Vice President) を選任する。委員会の会議に過半数の委員が出席したとき、定足数が満たされたとみなされる。決議は出席した委員の過半数の投票により成立し、賛否同数の場合は委員長の投票で決する。委員会は少なくとも毎月1回会議を開くものとする。

委員会には本省が任命する審判員 (Referee) が参加する。委員と審判員の報酬は内閣が決定する。

第14条*

公告、異議申し立て

出願を承認したとき、本省は商標の登録に先立って、登録出願者の費用負担によって、公報、及び、UAE で発行されているアラビア語の日刊紙2紙で商標を公告する。

利害関係者は誰でも商標の登録に異議申し立てを行うことができる。異議申し立ては書面で行うものとし、最後に公告された日から30日以内に本省に提出するか、あるいは、書留郵便又は電子メールで送付する。本省は受領から15日以内に異議申し立て書の謄本を商標の出願者に送達する。

商標の出願者は、上記の謄本の受領日から30日以内に、当該異議申し立てに対する応答書を本省に提出する。この期間内に応答書が受領されなかったとき、商標の出願者は出願を放棄したものとみなされる。

第15条

異議申し立ての決定、法的救済

本省は提出された異議申し立てについて決定を行う前に、いずれかの当事者から要求があったとき、それぞれの要求に応じて、当事者のいずれか、又は、双方から聴聞を行う。

本省は登録の拒絶又は承認に関する決定を行い、後者の場合、限定や条件を課すことができる。

どのような関係者も通知を受けてから 15 日以内に、本省の決定に対する異議申し立てを本委員会に提出することができる。また、本委員会の決定に対しては、通知を受けてから 30 日以内に管轄権を有する民事法廷に申立てを行うことができる。

商標の登録を許可すると本委員会の決定に対して異議申し立てを行っても、管轄権を有する法廷が本委員会とは異なる決定を行わない限り、登録手続きが中断されることはない。

第 16 条 *

登録証

商標が登録されたとき、登録の効果は出願日に遡って生じる。

商標が登録されると、以下の事項が記載された商標証が商標の所有者に送達される。

1. 商標登録番号
2. 出願日と登録日
3. 商標の所有者の商号又は氏名、国籍と居住地
4. 商標の図面
5. 商標に係わる商品、製品、又は、役務の説明、及び、その分類
6. 優先権の主張の基礎となる外国出願の番号と日付、及び、優先権出願が行われた工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の名称

第 17 条 *

適切な使用後の異議申し立ての期限

所有者は商標の使用について排他的権利を有する。標章が登録後、5 年間継続的に使用されたとき、所有権を争うような法的措置がとられない限り、当該標章に係わる権利は絶対的なものとなる。

所有者は、他人が同一又は類似の商標を使用して、消費者に混同を生じさせるなど、当該商標の登録に係わる製品又は役務と類似、同一、又は、それに関係する製品又は役務の識別に利用するのを防止する権利を認められる。

第 18 条 *

商標の変更

登録商標の所有者はいつでも、商標によって識別される製品又は役務に係わる事項の追加又は補正を要求し、あるいは、商標自体の追加又は補正を要求することができる。ただし、変更は実質的に商標の識別力に影響を与えないことを条件とする。

本省は、特定の製品又は役務に関して、商標登録の取消しに関する条件と規則に従って、製品又は役務に関する事項を補正するための要求について決定を下さねばならない。本省は、当初の登録出願の決定に係わる条件と規則に従って、商標を補正するための出願について決定を下すものとする。決定に係わる請願又は申立ては、同じ規則に従って行うことができる。

変更の事実、変更を申立てる者の費用負担によって、公報、及び、UAE で発行されているアラビア語の日刊紙 2 紙で公告される。

第 19 条 *

保護期間、更新

商標登録によって、商標の所有者には 10 年の保護期間が認められる。商標の所有者は、本法律と本規則に定める指針と条件に従って、現在の登録期間の最終年の間に商標登録の更新のための要求を提出することで、登録後の 10 年ごとに商標登録の更新を確かなものとしなければならない。

商標登録の更新は、さらに審査を行うことなく、また、第三者からの異議申し立てを許すことなく行われねばならない。商標の更新は、公報で公告され、また、所有者の費用負担によって UAE で発行されているアラビア語の日刊紙 2 紙で公告される。

商標の登録更新を申請する際に、当該商標の登録に係わる製品又は役務のリストに記載された製品又は役務に係わる事項を変更し、取消し、又は、追加することはできない。

本省は、登録終了の翌月に、登録簿の記載に従って登録が終了した旨を商標権所有者の住所に書面で通知する。登録の終了後 3 ヶ月以内に所有者が更新の出願を行わなかった場合、本省は自動的に商標を登録簿から抹消する。

第 20 条

商標所有者による取消しの申請

商標の所有者は、本規則に規定された手続き及び条件に従って、標章の登録に係わる製品又は役務の全部又は一部に関して、自らが所有する商標の取消しを申請することができる。

商標の所有者が、商標登録簿に適正に記録された使用許諾契約によって、第三者に商標の使用を許可している場合、使用権者が使用許諾契約に係わる権利を明示的に放棄しない限り、使用権者の許諾書がなければ当該商標を登録簿から除外することは許されない。

第 20 条 * 繰り返し (Repeated)

本省による取消し

本省は、関係者に取消しの理由を通知した後で、また、関係者から聴聞を行い、その主張について決定を下した後で、法的裏付けがなく登録されていた商標を取消することができる。

利害関係者は、取消しの通知を受領してから 30 日以内に管轄権を有する民事法廷に取消決定に対する申立てを行うことができる。

第 21 条 *

第三者による取消しの申請

本法律の第 17 条の定めにより、利害関係者は、法的裏付けがなく登録されていた商標を取消するための裁判所命令を求めることができる。本省は執行を許可する最終判決を受領したとき、商標を取消さねばならない。

第 22 条 *

不使用による取消し

利害関係者からの請求に応じて、管轄権を有する民事法廷は、商標が連続して 5 年間使用されなかったことが証明されたとき、商標登録の取消しを命じることができる。ただし、所有者が商標の不使用は商標によって識別される商品又は役務に課される輸入制限又は他の政府規制など、外部的な状況によるものであることを証明できた場合は、この限りではない。

本条項の趣旨において、商標の使用には商標の所有者から許可を得た者による使用も含まれる。

第 23 条 *

裁判所の命令による商標登録簿の変更

利害関係者からの請求に応じて、管轄権を有する民事法廷は、登録時に削除された事項の追加を命じることができ、あるいは、既存の事項が間違っ て記載されたものである場合、又は、不正確である場合、その除外又は修正を命じることができる。本省は自らの決定によって登録簿を更新することができる。

第 24 条

イスラエル製品不買規則 (Israel Boycott Rules) に反する商標

本省は、政府の Israel Boycott Office がイスラエルの商標、シンボル、又は、紋章と類似又は同一であるとみなす商標、ならびに、禁止命令によってその措置を受ける者に属する商標は削除するものとする。

第 25 条*

取消しの公告

登録簿からの商標の取消しは、公報で公告され、また、公告を求める者の費用負担によって、公報及び UAE で発行されているアラビア語の日刊紙、2 紙で公告される。

第 26 条

商標の取消し後の阻止期間

商標が登録簿から取消された場合、当該取消しから 3 年が経過した後でなければ、当該商標は同一製品について他人の名前で再登録することは許されない。

第 III 部 - 商標の譲渡及び商標の担保権

第 27 条

商標と企業

商標権は譲渡、担保、及び、執行の対象とすることができ、その実施は、その製品又は役務の識別のために商標を使用している商業施設又は企業の譲渡等と合わせて、又は、それとは別に行うことができる。

第 28 条

企業売却における商標の移転

別段の協定がない限り、商業施設又は企業の所有権の移転には、譲渡人の名前で登録された商業施設又は企業と密接に係わる商標権も含まれるものとする。

商業施設又は企業の所有権が商標権を伴わずに移転される場合、譲渡人は、別段の協定がなければ、商標の登録に係わる商品又は役務について当該商標の使用を継続することが

できる。

第 29 条

移転と担保の公告

商標の譲渡又は商標の担保権は、登録簿に記録され、また、本規則の規定に従って公告されない限り、第三者に対する効果はもたない。

第 IV 部 - 商標の使用許諾契約

第 30 条

使用許諾

商標の所有者は、認証を受けた契約書によって、商標の登録に係わる商品又は役務の全部又は一部について、一人又は複数の者に対して商標の使用許諾を与えることができる。ただし、商標の所有者は、別段の協定がなければ、自ら商標を使用する権利を保持するものとする。

許諾契約の有効期間は、商標の保護について定められた期間を超過することはない。

第 31 条

使用許諾契約の公告

商標の使用に係わる使用許諾契約は登録簿に記録されねばならない。使用許諾は登録簿に記録され、かつ、本規則の規定に従って公告されない限り、第三者に対する効果はもたない。

第 32 条*

再使用権

使用許諾契約に別段の定めがなければ、使用権者はその使用許諾を他の者に譲渡してはならず、又は、再使用権の許諾を行うことはできない。

いかなる場合も、商標の使用に関して、強制実施権が許諾されることはない。

第 33 条

使用許諾の取消し、異議

使用許諾契約の終了又は解除の証拠が提出されたとき、所有者又は使用権者の要求によって、使用許諾の記載は登録簿から削除される。

本省は、他の当事者に商標使用許諾の記載削除要求の事実を通知する。

他の当事者は、規則に規定された手続きと条件に従って当該要求に異議を申立てることができる。

第 34 条

使用許諾契約に係わる条件

使用許諾契約には、標章の登録によって付与される権利から生じるものではない、又は、そのような権利の保有のために必要であるとは言えない制限を使用権者に課するような条項を含めることはできない。ただし、使用許諾契約には以下の制限を含めることができる。

1. 商標の登録に係わる商品又は役務の営業が許される地域の制限
2. 本法律の第 31 条の定めに従って、使用許諾の有効期間の制限
3. 使用許諾が適用される製品の品質管理の保証に係わる条項
4. 使用許諾が適用される製品又は役務の価値を損ない、又は、損害を与える可能性のある一切の行為を回避する義務

第 V 部 - 監督と検査に係わる標章

第 35 条

用途

原産地、構成要素、製造プロセス、品質、又は、他のいかなる特性に関しても、特定の製品又は役務の監督又は検査に携わる法人は、監督と検査用途のみに使用される標章の登録許可を得るために本省に出願することができる。

いずれの場合も、このような標章は本省の許可なく登録又は移転することは許されない。

第 36 条

使用条件

本規則によって、先の条項で述べられた標章の登録に係わる条件と規則を定め、また、登録出願に添付すべき書類を定める。

第 VI 部 - 罰則

第 37 条*

拘禁刑と罰金（無制限）

以下の者は、拘禁刑及び 5,000AED 以上の罰金又はそのいずれかにより罰せられる。

1. 合法的に登録された商標を侵害し、もしくは、純正の商標又はこれに類似する商標により識別される商品及び役務について公衆を混同させるような方法で商標を模造する一切の者並びに模倣商標又は模造商標を故意に盗用する一切の者。
2. 別な者が登録もしくは所有する登録商標を自らの製品に悪意で使用する一切の者又は当該商標を不法に使用する一切の者。
3. 模倣された、模造された、もしくは不法な商標を付した製品を、故意に販売もしくはその販売を申し出もしくは頒布し、あるいは、販売する意図を有する者。さらに、模倣された、模造された、もしくは不法に使用されている商標の下で、故意に役務を提供し、もしくは提供することを申し出る者。

第 38 条*

拘禁刑と罰金（制限）

以下の者は、1年以内の拘禁刑及び 5,000 ディルハムから 1万ディルハムまでの罰金又はそのいずれかにより罰せられる。

1. 本法第 3 条の 2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13 及び 14 項にもとづいて合法的に登録できない商標を使用する一切の者。
2. 当該商標が登録されているか、登録簿に掲載されていない製品に掲載されていると他の者に信じさせかねないような記載を自らの商標又は文書に不法に含める一切の者。

第 39 条

常習的行為に対する罰金

本法律の第 37 条と第 38 条に述べられた犯罪のいずれかを犯した者は、それが常習的犯罪であった場合、同条と同じ処罰、ならびに、6ヶ月から 15ヶ月（の期間、商会又は企業の閉鎖処分を受け、また、本規則に規定された手続きに従って有罪とされた者の費用によって判決の公告が行われるものとする。

第 40 条

民法に基づく損害賠償の請求

本法の第 37 条及び第 38 条に規定される行為の結果として損害を被った者は、裁判管轄を有する民事法廷に当該損害の原因となった者を提訴し、自らが被った損害に対する適切な額の賠償を請求することができる

第 41 条*

仮命令

商標の所有者はいつでも、法的措置を講じる前であっても、商標登録を証明する公的な証明書を裏付けとする請願書に基づいてのみ、裁判所から、特に以下のような暫定的措置の命令を得ることができる。

1. 本法律で述べられたいかなる犯罪であれその実施に使用されている、又は、使用された機械及び装置、ならびに、国産又は輸入商品と製品、ならびに、店舗の住所、あるいは、商標を付した包装、用紙又は物品の記述、あるいは、当該犯罪に係わる事項について詳細に示す目録書を作製させること
2. 適切であると判断された場合、差止命令の対象となった者に損害賠償として支払われべき保証金が供託された後で、上記の事項の押収

裁判所は仮命令の執行を補助する専門家を任命することができる。

登録周知商標の所有者は、登録要件の証明義務を免除される。

第 42 条

不当な押収に対する損害賠償

押収命令の執行を受けた者は、当該被告人に対して何らの法的措置もとられなかった場合、又は、自らが提訴された訴訟について最終判決が下された後で、本法律の第 41 条の最後の段落で述べられた期間の満了後 90 日以内に、損害賠償を求めて差止命令を出した者を提訴することができる。いずれの場合も、最終決定が下されるまで、又は、提訴が可能であると規定された期間の満了後まで、保証金は差止命令を要求した者に返却されることはない。

第 43 条 *

法律違反があった場合の裁判所命令

管轄権を有する裁判所は押収された物品、又は、押収の対象となり得る物品を没収することができる、その価額を罰金又は弁償金から差し引くことができ、あるいは、妥当と思われる他の任意の手段を用いて処分を行うことができる。さらに裁判所は、違法な商標の廃棄を命じることができ、又は必要に応じて、当該商標又は違法な表記の付された製品、包装、ラッシング資材、及び、他の物品の廃棄を命じることができ、ならびに、偽造品の製

造に実際に使用された機械や装置の没収を命じることができる。裁判所は放免を行った場合にも、上記全ての措置を命じることができる。

裁判所は、判決債務者の費用負担において、公報において、又は、UAE で発行されている任意のアラビア語の日刊紙において決定を公告するように請求することができる。

第 VII 部 - 一般規定と経過規定

第 44 条

本法律以外の制度で登録された商標の登録と適合

本法律の発効日において UAE で登録又は使用されている商標の所有者は、当該発効日から 1 年以内に、本法律に規定された条件と条項に従って、そのような標章を登録簿に記録するための申請を行わなければならない。

法律に定める条件を満たしていない者は、本法律の執行後 1 年以内にその状況を適合させなければならない。前段落で述べられた期間内に、商標が規定の条件に適合しなかった場合、法によって (ex lege) 消滅したものとみなされる。

最初の使用者は、当該期間内に自分の標章を登録する優先権をもつ。最初の使用者の決定にあたっては、使用の開始日、その継続性、標章登録の事実、及び、関連する状況などを考慮に入れる。

第 45 条

関係当局への通知

本省は登録、変更、補正、又は、取消しの日から 30 日以内に、各首長国の管轄当局、及び、UAE の Federation of Chambers of Commerce and Industry、ならびに、Chamber of Commerce に、本省に登録された商標の所有者の氏名、及び、関係する事項、ならびに、その全ての変更、補正、又は、取消しを通知する。

第 46 条

司法警察官としての係官の任命、行政的補佐

本法律の条項の適用とその実施に係わる決定の監督のために、経済相及び管轄当局と協議の上、司法相の決定によって任命された係官は、司法警察としての法的立場を有する。従って、そのような係官は、住居を除いて、そこでの活動範囲が本法律の適用対象となるような場所に立ち入り、本法律の条項とその実施に係わる決定への遵守を確保し、また、違反があった場合には必要な措置を講じる権限を有する。各首長国の地方当局は、当該係

官がその義務を果たすのに必要な便宜を図るものとする。

第 47 条

別個の料金体系

本法律に規定された手続きに係わる料金は、閣僚評議会（Council of Ministers）の決定によって決定される。

第 48 条

本法律の優位

本法律に反する全ての条項は、無効とする。

第 49 条

規制を発布する権限

本法律の実施に必要な規制と決定は、本省の大臣が公布する。

第 50 条

公布

本法律は官報で公布され、その公布の日から 3 ヶ月後に発効する。

（署名）

Zayed bin Sultan Al Nahayan

UAE 大統領

アブダビの大統領宮殿にて公布された

イスラム暦 1413 年ラビーウッサーニー（春の月）の 1 日

西暦 1992 年 9 月 28 日

附属資料 1.4 - (UAE)

商標に関する 1992 年連邦法第 37 号に関して規則を規定する経済省決定第 6 号(仮約)

注記 1 : 2001 年の省決定 68 号によって改正された条項にはアスタリスク (*) を付ける。

注記 2 : 1995 年の省決定 11 号によって改正された条項には 2 つのアスタリスク (**) を付ける。

経済相は、

法律に則って改正された省庁の任務及び大臣等の権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、

及び、商標に係わる 1992 年の法律第 37 号に照らして、

及び、本省の次官の同意を得た上で、

以下の事項を決定した。

第 I 部 - 定義

第 1 条

定義

以下の用語及び文言は、今後使用されるときは例外なく、以下に述べられた意味を有するものとする。

UAE:	アラブ首長国
省 (Ministry)	経済省
大臣 (Minister)	経済相
法律 (The Law)	商標法
標章 (The Mark)	商標
登録 (簿) (The Register)	商標の登録 (簿)
部署 (The Section)	Commercial Control Section
委員会 (The Committee)	本法律の第 13 条に規定された商標委員会
管轄当局 (The Competent Authority)	関係する首長国の管轄当局

第 2 条

Commercial Control Section の権限

本省の本部署は商標法と規則に係わる事務を取り扱い、規定料金を徴収する。

第3条

標章の所有者自身による出願

商標登録の願書は、標章の所有者が我が国の居住者である場合、所有者によって、又は、正式に免許を受けた弁護士によって本部署に提出する。願書の指定された場所に、標章の複製を添付する。

第4条

1 区分 1 出願

商標の出願は、本規則の添付書（1）に記載された商品、製品、又は、役務の分類の中のただ1つの分類に係わる商標の登録に限定される。

第5条

願書の詳細

登録願書には以下の事項を含めるものとする。

1. 出願者の名前と姓、肩書き、職業、該当する場合、商号。出願者が企業の場合、企業の商号、住所、法人形態、及び、企業設立の目的も含めるものとする。
2. 出願者の国籍、居住地、及び、業種
3. 登録を求める標章
4. 標章の登録の請求に係わる商品、製品、又は、役務の一覧、及び、その分類の番号
5. 商品、製品、又は、役務の識別のために標章が使用されている、又は、使用が意図されている事業所又は事業の場所
6. 該当する場合、登録に係わる通信文、又は、書類が送付されるべき UAE 内の選ばれた住所
7. 出願者又はその代理人の署名。出願者が企業や法人である場合、正式代表者の署名が必要とされる。

第6条

1 区分について一群の類似商標

本質的な要素において互いに類似であるが、商標の主な特徴に実質的な影響を与えない識別力のない特徴に係わる他の要素においては互いに異なる複数の標章の登録出願を行う場合、また、その登録は添付書（1）に記された分類の中の1つの区分内の商品又は役務に関するものである場合、1つの願書だけでそれら全ての登録出願を行うことができる。

第7条**

願書に添付されるべき書類

登録の願書には以下の事項を含めることが求められる。

1. 標章の複製を 14 点、登録願書に添付する
2. 出願者の代理人を通して願書を提出する場合、法的に公証された代理委任状
3. 願書に記載された事項の信憑性と出願者の職業又は専門に関する実績の双方を証拠立てる出願者による法定の宣言
4. 該当する場合、出願者が特別な優先権を主張するとき、外国における標章登録証
5. 1 つ又は複数の外国語の表現が含まれる場合、標章のアラビア語への翻訳

第 8 条

商標の中の外国語の翻訳

標章に外国語の表現が 1 つ又は複数含まれるとき、当該標章と合わせて、アラビア語への正式な翻訳を提出しなければならない。

第 II 部 - 登録の手続き

第 9 条

願書の保管、受領書

登録願書は提出日に基づいてシリアル番号を付されて「願書提出登録簿 (Applications Submission Register)」と呼ばれる特別な登録簿に記録される。出願者には以下の事項を記載した受領書が発行される。

1. 出願のシリアル番号
2. 出願者の氏名と居住地
3. 願書提出の日時
4. 出願に係わる商品、製品、又は、役務の分類
5. 書類のチェックリスト

第 10 条

登録標章との重複、イスラエル製品不買

本部署は商標登録の願書を審査し、当該標章は既に登録されている標章、あるいは、先行する出願に係わる標章と同一又は類似ではないこと、あるいは、本省のイスラエル製品不買担当部局によって登録が禁止されている標章と同一又は類似でないことを確認する。また、特定の製品又は役務の監督又は検査にのみ使用される標章に関しては、本部署は大臣の許可がおりていることを確認する。

第 11 条

変更

本部署は、登録出願に係わる決定を行う前に、出願者又はその代理人（弁護士事務所等）に対して必要な事項を提出すべきことを求め、あるいは、登録を受けるのに必要な条件を付加すること、あるいは、他の登録標章との混同を回避できるように商標を特定し、明確にし、又は、他の登録出願が既に行われている商標を特定し、明確にするのに必要な変更を行うように要求することができる。

第 12 条

拒絶に対する出願者の異議申し立て又は変更の要求

本部署は登録の拒絶を行う場合、又は、具体的な要件又は修正の遵守を条件とするとき、その決定の理由を述べ、また、その決定につき出願者が本委員会に異議申し立てを行う権利を有することを説明し、また、この異議申し立てに係わる日付と手続きを明らかにするために書面で出願者に通知を行う。

第 13 条

聴聞のための委員会への召喚

本委員会に異議申し立てが行われたとき、本部署は登録出願者に本委員会における聴聞の日時を通知し、出席して自ら主張を行うように指示する。この通知は少なくとも聴聞の 10 日前に出願者に届けられねばならず、また、書留郵便あるいはファックス又はテレックスを利用すべきものとする。

第 14 条

控訴

本委員会が異議申し立てを却下したとき、出願者はその決定の通知があった日から 60 日以内に、この決定について、管轄権を有する民事法廷に控訴することができる。

第 15 条

指定期間の不遵守 - 撤回

出願者が指定期間内に本部署が要求する条件と限定を遵守しなかったとき、又は、本件について出願者に送付された通知において指定された期間内に、出願者が本委員会の決定について上訴しなかったとき、出願者はその出願を放棄したものとみなされる。

第 16 条

登録承認と公告

登録出願が許可されたとき、本部署は標章の登録前に出願者の費用負担によって、官報及び我が国で発行されている 2 つの日刊紙に当該標章に関する以下の事項を公告する。

1. 登録出願者の名前と姓、国籍、職業、及び、居住地
2. 標章の複製
3. 登録出願のシリアル番号
4. 標章の登録要求に係わる商品、製品、又は、役務、及び、その製品分類
5. 商品、製品、又は、役務の識別のために標章が使用されている、又は、使用が予定されている事業所又は事業の場所

第 17 条

登録に対する第三者の異議申し立て

利害関係者は、最後に公告された日から 30 日以内に、標章登録に対する異議申し立て書を持参し、又は、書留郵便で提出することができる。

本部署は、このような異議申し立てを受理したとき、受理の日から 15 日以内に異議申し立て書の謄本を書留郵便で出願者に送付する。

第 18 条

30 日以内の異議申し立てへの回答

出願者は通知があった日から 30 日以内に前条項に係わる異議申し立てに回答したとき、出願を放棄したものとみなされる。

第 19 条

聴聞、異議申し立てに関する決定

本部署は要求に応じて異議申し立てに関する意見を両当事者から聴取し、また、聴聞の後で決定を行わねばならない。決定においては、商標登録の拒絶又は許可を行い、あるいは、必要であると判断された限定又は制限の遵守を条件として許可を出すものとする。

第 20 条

委員会への異議申し立て

関係者は誰でも通知を受けた日から 15 日以内に、前条項に従って行われた本部署の決定に対して異議申し立てを行うことができる。また、委員会が異議申し立てを受理しなかったとき、申立人は通知があった日から 30 日以内に管轄権を有する裁判所に訴えることができる。

第 21 条

商標登録簿

本部署は商標登録簿を管理し、標章ごとに 1 ページを割り当て、以下の事項を記録する

ものとする。

1. 標章のシリアル番号とその1つの複製
2. 商標の出願日と登録日
3. 標章の所有者の名前と姓、国籍と居住地、及び、該当する場合、商号。所有者が企業の場合、その商号、その設立の趣旨、及び、本社の所在地を記録する。
4. 標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務、及び、その分類と登録
5. 登録に係わる通信文、又は、書類が送付されるべき UAE 内の選ばれた住所
6. 標章の使用に係わる自己の商品、製品、又は、役務を識別するために標章が使用されている事業所又は事業の場所
7. 登録のために本部署が課した限定
8. 標章に対する変更が登録後に行われたのなら、そのような変更
9. 標章の譲渡又は担保設定
10. 担保の解除
11. 標章の登録更新及び取消し
12. 標章の使用許諾、その期間、及び、取消し

第 22 条

関連商標 (Affiliated Mark) の登録

複数の関連商標は同一ページに記録し、関連について説明を付し、また、他の全ての関連商標の数を記載する。

第 23 条

商標の色彩

標章がその具体的な色彩、又は、その一部について具体的な色彩の表記がないまま登録されている場合、全ての色彩について登録されているものとみなす。

第 24 条

商標 - 登録証

標章の所有者は、登録の設定と料金の支払が行われたとき、適切な形態で登録証を受け取るものとする。

第 25 条

関係当局等への通知

本省は登録の日から 30 日以内に、UAE の管轄当局、及び、Federation of Chambers of Commerce and Industry、及び、各首長国の Chamber of Commerce に、登録された所有者の氏名、及び、登録証の内容を通知する。前記の組織団体は特別な登録簿を整備し、本省が

通知した全ての事項、及び、本規則の第 24 条で述べられた登録証に記載されている全ての事項を記録しなければならない。この登録簿では、各標章についてそれぞれ 1 ページを割り当てなければならない。

第 III 部 - 訂正又は追加

第 26 条

軽微な変更

自己の登録標章に対して、主たる特徴に実質的な影響を及ぼすことのない訂正又は追加を望む標章の所有者は、本部署に対してしかるべき形式に則って願書を提出し、また、訂正後は標章の写しを 10 点添付しなければならない。本部署は原登録出願に係わる規定条件及び規則に応じて、当該願書を審査し、また、不服申し立ての決定及び控訴の決定に関しては、原出願について規定されたのと同じ遡及的取り扱い、及び、手続きに従うものとする。

第 27 条

登録簿の記載事項の変更

標章の登録所有者は以下の事項を登録簿に記載すべきことを要請することができる。

1. 登録所有者の名前と姓、あるいは、国籍、又は、職業の変更、また、登録所有者が企業である場合、その名称、住所、又は、設立の趣旨に関する変更も登録すべきものとする。
2. 標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務の一部の取消し。
3. 登録に係わる通信、伝達、及び、書類の宛先として選択された住所に係わる変更。

記載を請求された事項が関連標章に係わる場合、当該標章の全てについて、それらの記載ページに変更を記録することで足りる。

第 28 条

裁判所の命令

管轄権を有する裁判所が下した全ての命令は、登録簿に記載される。

第 29 条

変更の公告、他の当局への通知

本部署は公告費用の支払があったとき、標章を登録簿に記録し、また、官報で公告する。登録簿には標章のシリアル番号、その所有者の氏名、原登録後になされた変更又は訂正の詳細を記載し、また、標章の登録が公告された官報の番号を付す。

変更又は訂正があったとき、その記載の日から 30 日以内に、UAE の管轄当局と Federation of Chambers of Commerce and Industry、及び、各首長国の各 Chamber of Commerce にその旨を通知しなければならない。

第 IV 部 - 標章の登録簿の更新

第 30 条

更新の申請

登録の更新の申請は、保護期間の最後の年にしかるべき形式に則って本部署に提出しなければならない。また、登録証も更新料金の受領証と合わせて当該書式に含めるものとする。

第 31 条

更新の通知

本部署は、標章保護期間の満了する最期の月に、登録簿に記載された所有者の住所に、期間満了について書面で通知し、また、保護期間の満了の日から 3 ヶ月以内に前条で述べられた方式に従って更新の申請を行う必要性について書面で通知する。

第 32 条

無審査での許可又は異議申し立ての可能性

申請が期間内に提出され、本規則の第 30 条と第 31 条に規定された趣旨に従っている場合、新たに審査を行うことなく、また、異議申し立てを許すことなく、申請の許可又は標章の更新は許されるものとする。

第 33 条

更新の公告

標章の登録更新は所有者の費用負担において、官報及び我が国で発行されている 2 つの日刊紙において公告され、また、以下の事項も合わせて公開される。

1. 標章のシリアル番号
2. 所有者の名前と姓、その職業と居住地。所有者が企業である場合、その商号、住所と設立の趣旨も記載される。
3. 標章の登録日

第 V 部 - 登録の取消し

第 34 条

製品又は役務の削除

標章の所有者は、標章の登録に係わる製品又は役務の全て又は一部を登録簿から削除することを望む場合、しかるべき形式に則って削除申請書を提出することができる。標章の所有者が第三者に標章の使用許諾を行っていた場合、使用権者の同意書が得られない限り登録簿から削除されることはない。ただし、当該第三者が使用許諾契約に基づく権利を明示的に放棄した場合はこの限りではない。

第 35 条

本部署による取消し

以下の 1 つに該当する場合、本部署は標章の登録を取消す。

1. 標章の登録が法律第 19 条に従って更新されなかったとき。
2. 法律第 20 条に従って所有者が申請を行ったとき、取消しは申請の日から効力を有する。
3. 標章は法的根拠なく登録されていたとの最終判決が、管轄権を有する裁判所によって下されたとき、その判決に従って。
4. 管轄権を有する裁判所が、法律第 24 条の定めにより、5 年間継続して有効な使用がなかったことを根拠として、標章の登録取消を命じたとき、その判決に従って。

第 36 条

取消しの公告、他の当局への通知

本部署は登録簿に取消しの実事を記載しなければならず、また、その旨を官報で公告する。公告には以下の事項を記載する。

1. 標章のシリアル番号
2. 所有者の名前、呼称、及び、居住地。所有者が企業である場合、その商号及び設立の趣旨を記載しなければならない。
3. 登録の公告が行われた官報のシリアル番号
4. 取消しの理由と日付

各首長国の管轄当局、及び、UAE の Federation of Chambers of Commerce and Industry と各首長国の Chamber of Commerce には、30 日以内に取消しを通知しなければならない。

第 VI 部 - 標章の所有権の移転と担保

第 37 条

所有権の移転

法律によって許される場合、譲受人又はその代理人（弁護士事務所）が本部署に請求を行ったとき、標章の譲渡が登録簿に記載される。

申請はしかるべき形式に則って願書で行い、以下の事項を記載するものとする。

1. 標章のシリアル番号
2. 譲渡人と譲受人の名前、姓、及び、呼称、ならびに商号。両者のいずれかが企業であれば、商号と設立の趣旨も記録しなければならない。
3. 出願者の居住地と国籍
4. 標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務、また、その分類も付す。
5. 標章によって保護されている事業所又は事業の場所
6. 譲渡の契約と日付

第 38 条*

移転に必要な書類

前条で述べた請求には、譲渡を立証する全ての書類を添付しなければならない。

第 39 条

一群の商標の移転

本規則の第 6 条で述べたような他の標章と関連する 1 つの標章の譲渡は、当該標章と関連する他の標章も譲渡される場合を除いて、申請することはできない。

記録のために 1 つの願書を提出すれば、そのような複数の標章の譲渡が記載される。

第 40 条

移転の記録

本部署は、新たな所有者の名前、職業、住所、譲渡の理由、移転の日付、及び、登録簿への記載日を明記して、標章の譲渡を記録する。本部署は出願者にこの記入の事実を書面で通知する。

第 41 条

移転の公告

標章の譲渡は、請求者の費用負担によって、官報、及び、国内の日刊紙 2 紙で公告され、以下の事項が記載される。

1. 標章のシリアル番号
2. 登録日と番号、及び、登録が公告された官報の日付
3. 標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務
4. 標章の以前の所有者の名前
5. 譲受人の名前、国籍、及び、職業
6. 譲渡の日付、及び、登録への記載日

第 42 条

担保と標章、登録、公告

標章への担保設定は、譲渡について規定された手続き及び方式に従って、しかるべき形式に則って債権者・動産質権者の申請に応じて登録簿に記載され、また、担保の設定は本規則の第 14 条に定められた項目と同じ事項と合わせて官報で公告される。

第 43 条

担保の取消しと公告

標章への担保設定は、しかるべき形式に基づく所有者の請求に応じて取消される。この形式には担保の終了を示す書類の添付も含まれる。

取消しは申請者の経費負担によって官報で公告する。公告には、標章の設定を公告した官報の番号と日付も記載する。

第 VII 部 - 使用許諾契約

第 44 条

認証されるべき使用許諾契約

標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務の全て又は一部について、任意の契約者に対する標章の使用権許諾は、認証を受けた契約書によって行うべきである。ただし、使用許諾の存続期間は保護について規定された期間を越えるべきではない。

第 45 条*

使用許諾契約の公告

標章の使用許諾の設定は、申請者の費用負担によって、官報で、及び、日刊紙 2 紙で公告され、また、以下の事項も合わせて公表される。

1. 標章のシリアル番号
2. 登録の日付、及び、登録の公告を行った官報の発行の番号と日付
3. 標章の登録に係わる商品、製品、又は、役務
4. 標章の所有者の名前と姓、その職業と国籍
5. 使用権者の名前と姓、その職業と国籍
6. 標章の使用権者が権利を得た日付、及び、登録簿へのその事実の記載日

第 46 条

請求による使用許諾契約の取消

使用権許諾者又は使用権者がしかるべき形式に則って本部署に申請を行ったとき、使用許諾の記載を登録簿から取消することができる。

使用許諾の終了又は解除の証拠は、申請書に添付しなければならない。

第 47 条

取消申請に関するいずれかの当事者の聴聞

本部署は請求があったとき使用許諾の取消し事案について、いずれかの当事者から聴聞を行う。ただし、他の当事者に通知が送達されてから 15 日以内に請求が提出された場合に限る。この通知には、その受領の日から 30 日以内に取消の申請に異議申し立てを行うことができる権利が記載されるものとする。この期間を過ぎればこの権利は失効する。

第 48 条

取消しの申請に関する決定

本部署は該当する当事者から聴聞を行い、取消しの申請に対する異議申し立てに関して拒絶又は許可の決定を下す。

第 49 条

取消しに対する異議申し立て

いずれの当事者も、通知があった日から 15 日以内に、本部署の決定に対する異議申し立てを本委員会に提出することができる。

いずれの当事者も、通知があった日から 30 日以内に、本委員会の決定について、管轄権を有する裁判所に異議を申立てることができる。

第 50 条

取消しの確定

使用許諾の取消しに対して異議申し立てがなかった場合、又は、取消しを承認する最終判決が下されたとき、本部署は登録簿から使用許諾の記載を取消し、取消しの理由とその日付を付記する。申請者には取消しが行われた旨を書面で通知する。

第 51 条

官報での公告

本部署は申請者の経費負担において官報に使用許諾の取消しを公告する。公告には、当該標章の使用許諾を公告した官報の発行番号と日付も記載する。

第 VIII 部 - 特定の製品又は役務に係わる監督及び検査

第 52 条

監督と検査用の標章、必要な書類

特定の製品又は役務の監督又は検査のためにのみ使用される登録標章の出願は、しかるべき形式に則って本部署に提出しなければならない。また、以下の書類を添付しなければならない。

1. 登録出願の書式に添付された標章の写し 10 点
2. 標章を使用する法人の登記書の公式謄本 2 通、及び、当該登記書に対する任意の補正に関する明細
3. 本省による標章の登録許可
4. 監督又は検査のために対象となる商品、製品、又は、役務の特徴や品質が記載された監督又は検査用の標章が使用される当該商品等の一覧の複製 2 通
5. 標章の使用者の検査
6. 出願者による監督又は検査用の標章の使用に適用される法規の複製 2 通

第 53 条

登録の分離、類似の手続き

他の標章の登録簿記載と同じ条件に従って、本部署に提出された標章は、登録簿の特別なセクションに記載される。

第 54 条

監督及び検査用の標章の公告

このような標章を公告する際には、出願者による監督又は検査用の標章の使用に適用される規則の要約を付記する。

第 55 条

監督及び検査用の標章に係わる変更

規則に変更があった場合、標章の所有者は本部署に対してその旨を通知する。当該変更は、登録簿においてこのような標章に割り当てられたセクションに記載され、他の標章について規定されたのと同じ手続きに従って公告が行われる。

第 56 条

監督及び検査用の標章の使用者

本標章の所有者は、自らその商標を使用することができる。また、そのような使用に適用される規則に従って、第三者に標章の使用を許可することができる。

第 57 条

監督及び検査用の標章の移転と取消し

このような標章の譲渡は本省の許可を受けねばならず、本省は所有者が他の者に当該標章の使用を許可しないことが明らかになったとき、その登録簿の記載を取消することができる。

第 58 条

他の規則と類似の出願

このような標章に適用される他の条件と規則は、他の標章について本規則で規定されたものと同じものとする。

第 59 条

規則の実施

管轄権を有する当局は、それぞれの管轄地において、本規則を実施する。

第 60 条

布告

本規則は官報で公告され、商標に関する 1992 年の法律 37 号の施行日から発行する。

Said Ahmad Ghabbach

経済相

アブダビで発行

1993 年 2 月 2 日

添付書 1

分類の標題

第 1 類 産業、科学と写真撮影技術、ならびに、農業、園芸、及び、林業で使用される化学製品。未加工の人工樹脂、未加工のプラスチック。肥料。消火剤。焼入れ及びハンダ用の調合剤。食品用保存剤。なめし剤。産業用接着剤。

第 2 類 ペンキ、ニス、ラッカー。防錆剤と木材の防腐剤。着色剤。媒染剤。天然

- 樹脂。塗装職人、装飾家、画家と芸術家用の箔又は粉末状の金属。
- 第3類** 漂白剤及び他の洗剤。洗剤、光沢剤、精練剤、及び、研磨剤。石鹼。香料、精油、化粧品、ヘアローション。歯磨剤。
- 第4類** 工業用オイルとグリース。潤滑油。吸塵、加湿、及び、建築用合成物。燃料（内燃機関用燃料を含む）と発光体。照明用のろうそくと芯
- 第5類** 医薬製剤と獣医用製剤。医用の衛生製剤。医用の栄養剤と乳児食。膏薬と外科手当て用材料。歯の固定剤と歯科用ワックス。消毒剤。害虫駆除剤。殺菌剤と除草剤。
- 第6類** 一般金属とその合金。建築用金属部材。可搬型の金属製建屋。鉄道列車用金属製資材。一般金属製の非電気設備用のケーブルと配線。金物類と小型金属製品。金属製の管とチューブ。金庫。他の分類に含まれない一般金属商品。鉱石。
- 第7類** 機械設備と工作機械。モータとエンジン（陸上車を除く）。機械の継ぎ手とトランスミッション部品（陸上車を除く）。手動の器具を除く農業機械器具。孵卵器。
- 第8類** 手動工具と利器（手で操作するタイプ）。刃物類。携帯武器。かみそり
- 第9類** 理化学機械器具、航海用機械器具、測量機械器具、写真用機械器具、映画用機械器具、光学機械器具、計量機械器具、測定機械器具、信号用機械器具、検査用（監視用）機械器具、救命用機械器具、及び、教育用機械器具。導電用装置器具、スイッチング用装置器具、変電用装置器具、蓄電用装置器具、整流用装置器具、又は、制御用装置器具。音声映像のレコード用器具、伝送器具、又は、再生器具。磁気的データ記憶媒体と記録用ディスク。自動販売機と硬貨作動式の装置の機構。金銭登録機、計算機、データ処理装置とコンピューター。消火器。
- 第10類** 外科用装置器具、医療用装置器具、歯科用装置器具、及び、獣医用装置器具、義肢義足、義眼と義歯。整形用品。縫合材料。
- 第11類** 照明用器具、暖房用器具、蒸気発生装置、調理用器具、冷凍機械器具、乾燥装置、喚起設備、水道装置器具、及び、衛生設備。
- 第12類** 車両。陸上、航空、又は、水上の移動用装置
- 第13類** 銃器。弾薬と発射装置。爆発物。花火。
- 第14類** 貴金属とその合金、及び、貴金属製品又は貴金属を塗布された商品で他の分類に含まれないもの。宝石と貴石。計時用及び測時用器具

- 第 15 類** 楽器
- 第 16 類** 紙類、段ボール、及び、紙類又は段ボールを材料とする商品で他の分類に含まれないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具類。事務用又は家庭用の接着剤。美術家用の材料。塗装用のはけ。タイプライター及び事務用部品（家具を除く）。教材及び教育用資料（器具装置を除く）。包装用プラスチック材料（他の分類に含まれないもの）。印刷用活字。版木
- 第 17 類** ゴム製品、ガッタパーチャ、生ゴム、アスベスト、雲母、及び、このような材料から製造された商品で他の分類に含まれないもの。製造用に押し出し形成されたプラスチック。パッキング用、充填用、及び、絶縁用材料。非金属の自在管
- 第 18 類** 皮革、模造皮革品、及び、このような材料から製造された商品で他の分類に含まれないもの。動物の皮と毛皮。大かばんと旅行用バッグ。雨傘、日傘、及び、杖。むち、引き具、及び、馬具。
- 第 19 類** 建築用材料（非金属）。非金属製の建築用硬質管。アスファルト、ピッチ、及び、ビチューメン。非金属製の可搬型建屋。非金属製の記念碑。
- 第 20 類** 家具、鏡、額縁。他の分類に含まれるものを除き、木製品、コルク製品、あし製品、籐製品、枝編細工製品、角製品、骨、象牙製品、くじらひげ製品、貝殻、琥珀、真珠貝、海泡石、及び、これらの製品と材料全てについてその代替品又はプラスチックを材料とする代替品
- 第 21 類** 家庭用又は調理場用の器具又は容器（貴金属製、又は、貴金属を塗布されたものを除く）。櫛とスポンジ。ブラシ（ペンキ用ブラシを除く）。ブラシ材料。清掃用の商品。スチールウール。未加工又は半加工ガラス（建築用ガラスを除く）。他の分類に含まれないガラス製品、磁器製品、及び、陶器
- 第 22 類** ロープ、ひも、ネット、テント、天幕、防水シート、帆、布袋、及び、紙袋（他の分類に含まれるものは除く）。詰め物と詰め物用材料（ゴム又はプラスチック製を除く）。原料繊維。
- 第 23 類** 織物用の糸とより糸
- 第 24 類** 他の分類に含まれない織物と繊維品。ベッドカバーとテーブルカバー
- 第 25 類** 衣服、履物、かぶりもの
- 第 26 類** レース、刺繍、リボン、及び、ヘアバンド。ボタン、かぎホック、ピンと縫い針。造花。

- 第 27 類** カーペット、敷物、マットとマット材料、リノリウム、及び、床を覆うための他の資材。壁掛け（織物は除く）。
- 第 28 類** ゲーム遊び道具。他の分類に含まれない運動・スポーツ用品。クリスマスツリーの飾り。
- 第 29 類** 肉、魚、鶏肉、及び、猟鳥獣の肉。肉エキス。保存処理、乾燥処理、又は、調理された野菜と果物。ゼリー、ジャム、シロップ。卵、ミルク、及び、乳製品。食用油脂。
- 第 30 類** コーヒー、茶、ココア、砂糖、米、タピオカ、サゴ、人工コーヒー。小麦粉と穀物を材料とする調理品、パン、ペストリー、及び、菓子類。蜂蜜と糖蜜。イーストとふくらし粉。塩とからし。酢、ソース（香辛料）。スパイス。氷。
- 第 31 類** 農産物、園芸品、及び、林産物、ならびに、穀物、ただし、他の分類に含まれるものは除く。生きた動物。新鮮果物と野菜。種子、天然植物、及び、花。動物の餌、麦芽。
- 第 32 類** ビール。ミネラルウォーターと炭酸水、及び、他のアルコールの入っていない飲料。果実飲料とフルーツ・ジュース。飲料製造用のシロップ及び他の調合品
- 第 33 類** アルコール飲料（ビールを除く）
- 第 34 類** たばこ。喫煙用具。マッチ
- 第 35 類** 公告。企業経営。事業の管理。事務。
- 第 36 類** 保険。財務。金融。不動産取り扱い。
- 第 37 類** 建設工事。修理。設置業務。
- 第 38 類** 電気通信
- 第 39 類** 輸送。商品の梱包と保管。旅行業務。
- 第 40 類** 原材料の加工
- 第 41 類** 教育。トレーニング運営。娯楽。スポーツ運営と文化的催し。
- 第 42 類** 科学及び技術に係わる業務と研究及び関連設計。産業に係わる分析と研究業務。コンピューター・ハードウェアとソフトウェアの設計と開発。法律事務。

第 43 類 飲食物の提供。宿泊施設の提供。

第 44 類 医業。獣医業。人又は動物を対象とする美容と衛生。農業、園芸、及び、
林業。

第 45 類 個人のニーズに対応する人的役務及び社会的役務。人や資産を保護するた
めの警備業務

附属資料 1.5 - (UAE)

著作権及び著作隣接権に関する 2002 年連邦法第 7 号（仮訳）

UAE 大統領の Zayed Bin Sultan Al Nahyan は、
現行憲法に照らして、
及び、法律に則って改正された *省庁の任務及び大臣等の権限* に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、
及び、印刷物と出版に係わる 1980 年の連邦法第 15 号に照らして、
及び、知的な著作物と著作権の保護に係わる 1992 年の連邦法第 40 号に照らして、
及び、情報文化省への諮問等に基づいて、
及び、閣僚評議会の同意に基づいて、
及び、連邦最高評議会（Supreme Council of the Union）の承認に基づいて、
以下の法律を発布する。

定義

第 1 条

本法律の条項の適用において、以下の用語は、文脈によって他の意味に用いられない限り、それぞれについて後述された定義に従う。

「国 (The State)」: アラブ首長国連邦

「省 (The Ministry)」: 情報文化省

「大臣 (The Minister)」: 情報文化相

「著作物 (The Work)」: その種別、表現形式、価値、又は、趣旨にかかわらず、文学、芸術、科学に属する創作された編集物

「著作者 (The Author)」: 特別の定めのない限り、著作物を創作した者、及び、著作物に名前が記載された者、又は、公開時に著作物の著作者だとされた者。真正の著作者の特定について疑義が生じない限り、匿名又は筆名で著作物を公表した者も著作者とみなされる。そのような疑義が生じたとき、出版者又は製作者は、自然人であろうと法人であろうと、著作者の身元が明らかにされるまで、著作者の代理人であるとみなされ、著作者の権利を行使するものとする。

「創作 (Creation)」: 著作物に真性と識別性を与える創作性

「隣接権の所有者 (The holder of the neighboring rights)」: 本法律で定義された実演家、レコード製作者、及び、放送機関。

「実演家 (The Performers)」: 俳優、歌手、演奏家、舞踏家、及び、文学又は美術の著作物又は本法律の条項に従って保護されたその他の著作物、又は、公共資産をいかなる態様

であろうと、朗唱、歌唱、実演、又は、上演する他の者。

「**レコード製作者 (The Producer of Phonogram)**」: 上演者の楽音又は他の楽音を最初にレコードした自然人又は法人。

「**放送機関 (Broadcasting Organization)**」: 音声、映像の、又は、視聴覚的な、及び、電波送信による放送を行う任意の機関。

「**放送 (Broadcasting)**」: 公衆に対する著作物、上演、レコード、プログラム、及び、そのレコーディングの音声、映像の、又は、視聴覚的な電波送信。衛星と軌道を介しての送信も同じものと解する。

「**公表 (Publication)**」: 使用される方式にかかわらず、著作物、レコード、放送番組、又は、任意の上演を公衆に利用可能とすること。

「**上演 (Public Performance)**」: 公衆と著作物とを直接結び付ける実施行為。たとえば、演劇著作物の実演、美術作品の朗唱又は実施、視聴覚的著作物の展示、音楽的著作物の演奏、文学的著作物の朗唱などであり、実演とレコードによる提供の双方を含む。

「**公衆への通信・放送 (Public Communication)**」: 著作物、音声のレコーディング、放送番組の有線又は無線の伝送であって、受信の場所、時間、及び、媒体にかかわらず、伝送が行われる場所以外の任意の場所で、家族や親しい友人ではない者によってのみ伝送を通して受信可能な伝送。

「**複製 (Reproduction)**」: 複製に使用される方式にかかわらず、永久的又は一時的な電子的格納など、任意の形態による著作物、レコード、放送番組、又は、任意の実演の複製を1つ又は複数作成すること。

「**レコード (Phonogram)**」: 記録に用いられる形式又は装置によらず、聴取を目的として演奏された特定の音声の安定した記録。レコードには、別途合意がない限り、視聴覚的著作物を作成するのに画像と合わせて音声を安定的に記録した場合も含まれる。

「**視聴覚的著作物の制作者 (Producer of audio-visual work)**」: 視聴覚的著作物の完成に必要な設備を提供し、また、その完成に責任を有する自然人又は法人。

「**集合著作物 (Collective Work)**」: 自らの名前、また、自らの監督においてで公表することを誓約する自然人又は法人の指示に従う一群の著作者が編集に係わる著作物。各著作者の寄与を分離し、区別することはできないような形態において、著作者の寄与は、そのような監督者が意図する公共的な目的の実現のために取り入れられる。

「**共同著作物 (Joint Work)**」: 各人の持分が分離可能か否かによらず、複数の者によって編集された著作物であって、集合著作物には分類されない著作物。

「**派生的著作物 (Derived Work)**」: 翻訳など、既存の著作物からその原案を得た著作物。内容の選択と脚色の方法に関して取り入れられた限りにおいて、文学的、美術的、及び、民間伝承的な表現も許される。

「**国の民間伝承 (National Folklore)**」: 言葉、音楽、動作に係わり、又は、顕著な要素が有形である民衆の文化的遺産の全ての表現を意味し、芸術的な伝統の継承を反映するもの

であり、我が国において発展し、又は、存続するものであり、特定の著作者に帰すことのできないもの。

「公共財産 (Public Property)」: 当初から保護対象から除外されている、又は、その経済的価値の保護期間が満了した全ての著作物。

セクション 1 - 保護の範囲

第 2 条

著作物の著作者、及び、著作隣接権の所有者は、わが国でその権利に対する侵害が生じたとき法律によって保護される。すなわち、以下の著作物が対象とされる。

1. 書籍、小冊子、随筆その他の文書。
2. コンピュータープログラム及びアプリケーション、データベース及び経済省の決定により、これに類似すると定義された著作物。
3. 講演、演説、説教その他のこれらと類似の性質の著作物。
4. 演劇用又は楽劇用の著作物及び無言劇の著作物。
5. 楽曲（歌詞を伴うかどうかを問わない）。
6. 音声及び視聴覚の著作物。
7. 建築物の著作物、工学的計画及びレイアウト。
8. 素描、絵画、彫刻、版画（布地、金属、石、木）の著作物及び美術の範囲に含まれる彫り物及びこれに類似する一切の著作物。
9. 写真の著作物及び写真に類似する著作物。
10. 応用及び造形美術の著作物。
11. 図解及び地図、スケッチ、並びに地理学、地形学、建築設計その他に関する三次元的著作物。
12. （その原作物について定めた保護を害することなく）派生的著作物。放送番組のために著作物が革新され、革新されたテーマで書かれている場合には、その表題も保護される。

第 3 条

保護は単なる思想、手続き、運用方法又は数学的概念、原理及び抽象的事実自体には適用されないが、これら全てについて創造的な表現には適用される。

保護は以下の事項には適用されない。

1. 原文の言語が何であろうと、また、翻訳であるとき元の言語が何であろうと公式文書。たとえば、法律、規則、決定、国際協定、判決、仲裁裁定の文章、及び、管轄権を有する行政委員会の決定など。

2. ニュース、イベント、及び、時事問題。ただし、メディアでニュースとなる場合のみ。
3. 移管されて公共の財産となった著作物

ただし、本条の第1段落、第2段落、及び、第3段落の各項目は、その編集と脚色が、又は、編集と脚色に係わる任意の行為が創造的な態様で行われたことを特徴とする場合、保護を受けることができる。

第4条

本省は、本法律の規定実施に係わる条項に従って、著作物の権利の登録と寄託、及び、当該権利に係わる特定の当局に係わる任意の措置の登録と寄託のための制度を制定する。

本省における権利の登録又は寄託に使用される登録簿は、著作物の内容を証明するものとみなされる。

著作物の寄託がないこと、又は、著作物に係わる権利又は任意の措置が記録されないことによつて、保護に係わる何らかの事項、又は法律によつて定められた権利が損なわれることはない。

セクション2 - 著作者の権利

第5条

著作者及び権利相続人は、著作物の時効又は譲渡の影響を受けることのない、著作に係わる権利を有する。このような権利には以下のものが含まれる。

1. 著作物の最初の公表を決定する権利。
2. 自らの名前で著作物を著す権利。
3. 改変が歪曲と変更をもたらし、又は、著作者の名声を損なうものであるとき、著作物の改変に異議を申立てる権利。
4. 社会への公開を中止するだけの重大な理由があるとき、そのような公開中止を行う権利。この権利は管轄権を有する裁判所を通して実施することができる。ただし、裁判所が指定した時点で、また、公開中止の決定の執行前に経済的利益を享受する権利を有する者に対して、適正な補償金を支払うことを条件とする。この条件が満たされなければ、判決は効果をもたない。

第6条

翻訳に係わる改変は違反であるとはみなされない。ただし、翻訳者が削除や修正に係わる部分に言及しなかった場合、又は、その行為によって著作者の地位を損なった場合を除く。

第7条

著作者又はその相続人、あるいは、著作者の権利の所有者のみがいかなる手段によるものであれ、当該著作物を利用させるために使用権を与えることができる。特に、電子的なローディング及び保存を含む複製の作成、任意の手段による劇の上演、放送、再放送のための伝送、実演、公衆への通信・放送、翻訳、修正、改変、賃貸、貸与、又は、コンピューター又は情報ネットワーク、又は、通信ネットワーク、又は、他の手段など、任意の手段による公表の準備も含めて、公表などのために利用させることができるものとする。

第8条

コンピュータープログラムを賃貸する権利については、プログラム自体が賃貸の本来の対象物でない限り、適用されない。また、視聴覚的著作物についても、通常の利用を逸脱するものでない限り、権利は適用されない。

第9条

著作者又は相続者は、本法律に規定された自己の経済的権利の全部又は一部を、自然人又は法人の第三者に移転することができる。ただし、利用の目的、期間、及び、場所と合わせて、利用対象の権利客体を指定した上で、そのような行為を書面で明記した場合に限る。著作者は、処分した権利を除いて、全ての権利の所有者である。

本法律に規定された著作者の著作に係わる権利に対して違反行為があった場合を除いて、著作者は処分した権利の利用を損な行為は許されない。

第10条

著作者又は相続者は、著作物を経済的に利用するための1つ又は複数の権利を、利用による収益に対する寄与を合理的に判断して、第三者への移転の代価として、現金又は現物を請求することができる。あるいは、このような束縛のない金額について契約を締結することもでき、あるいは、双方の方式で契約することができる。

第11条

本法律の第10条に該当する合意が、著作者の権利にとって、又は、著作隣接権の所有者にとって不公平なものとなったとき、又は、契約の締結後、予測不可能な状況によってそ

のように不公平なものとなったとき、著作者、その相続人（複数の場合も含む）は、管轄権を有する裁判所に訴え、合意済みの代価を見直すことができる。

第 12 条

第 9 条の規定を侵害することなく、コンピュータープログラムの著作物又はデータベースに関する経済的権利の移転は、レコードで示される場合であっても、コンピューター画面で表示されるようにローディング又は保存された場合であっても、プログラムにステッカーを貼ること、又は、使用許諾契約書を表示することによって有効とされる。プログラムの購入者又は使用者は、使用許諾証契約書に記された条件に従う義務を負う。

第 13 条

別段の合意がない限り、著作者によるその著作物の原稿の自由な取り扱いは、経済的権利の移転に含まれることはない。

ただし、譲り受け人を拘束する合意が事前に行われた場合を除き、移転された複製物を著作者が複製し、移転し、又は、展示することはできない。

第 14 条

著作者が公表した著作物に係わる経済的権利を差し止めることができるが、公表に先立って所有者が死亡した場合は、その著作物を押収することはできない。ただし、所有者が生前、公表を意図していたことを疑いの余地なく立証した場合は除く。

第 15 条

未完の知的な著作物全てに係わる著作者のいかなる行為も、又は、5 件を超える未完の著作物に係わる著作者の行為は、絶対に無効とされる。

セクション 3 - 著作隣接権の所有者の保護に係わる分野

第 16 条

実演家又はその包括継承人は著作に係わる権利を享受することができ、この権利は譲渡できず、処分もできないが、以下の事項は認められる。

1. ライブであろうとレコードであろうと、実演をその名前で行う権利
2. 歪曲、毀損、変更、又は、逸脱的な行為であって、その立場を損なうと思われるものを中止させる権利。

本省は、本法律に規定された経済的権利の満期後に、実演を創作時の形態で実施できるように必要な保存措置を講じるために、そのような著作に係わる権利を執行する。

第 17 条

実演家は以下の経済的権利のみ享受できるものとする。

1. 固定されていない実演を放送し、公衆に伝達する権利。
2. 自らの実演を音声記録に固定する権利。
3. 音声記録に固定されている自らの実演を複製する権利。

そのようなライブの実演を、間接的又は直接的な営業収益のために、賃貸のために、伝送のために、又は、公衆に利用可能とさせるために、任意の媒体の上に権利所有者の許可なく記録することは、利用禁止事項に該当する。

本条項の規定は、別段の合意がない限り、実演家が視聴覚的な著作物の実演を記録する行為には適用されない。

第 18 条

レコード製作者には以下の経済的権利のみ認められる。

1. 自らのレコードの権限のない任意の使用を禁止する権利。他の者による禁止される使用には、コンピューターその他の手段を通じた実演の複製、貸与、放送、再放送又は上演が含まれる。
2. 自らの録音製品をコンピューターその他の手段を通じ、有線又は無線の方法により公表する権利。

第 19 条

放送機関には以下の経済的権利のみ認められる。

1. その記録及び放送番組を利用させるための使用許諾権
2. その番組又は記録の公衆への権限のない一切の放送を禁止する権利。他の者が、いかなる手段によるものであれ、これらの番組を記録又は複製すること、又は、放送機関の資料を複製、貸与又は再放送すること、又は、これらを公衆に伝達することは禁じられている。

セクション 4 - 保護条件と著作物の使用权

第 20 条

1. 本法律に規定された著作者の経済的権利は、著作者の生存期間を通して、また、その死亡の翌暦年の初日から 50 年間保護される。
2. 共同著作者の経済的権利は、著作者全員の生存期間を通して、また、その最後の生存者の死亡の翌暦年の初日から 50 年間保護される。
3. 応用美術の著作者を除いて、集合著作物の著作者の経済的権利は、著作者が法人である場合、最初の公表の翌暦年の初日から 50 年間保護され、また、著作者が自然人である場合、この期間は本条の（１）と（２）に規定された規則に従って計算される。その著作者の死後初めて公表された著作物の経済的権利は、その最初の公表の翌暦年の初日から 50 年後に満了する。
4. 匿名又は筆名で公表された著作物の経済的権利は、著作者が特定され、判明したとき、又は、自ら本名を知らせたとき、最初の公表の翌暦年の初日から 50 年間保護され、保護期間は本条の第 1 項に規定された規則に従って計算される。
5. 応用美術の著作者の経済的権利は、その最初の公表から 25 年で満了する。ただし、期間の計算は翌暦年の初日から計算する。
6. 保護の期限が最初の公表の日から計算される場合、最初の公表日は再公表があった場合にも、起算日とする。ただし、著作者がその著作物に手直しの後で新たな著作物と見えるような本質的な変更を加えた場合を除く。著作物がさまざまな期間を通して個別に公表された多くの部分や一巻の書物等から構成される場合であっても、著作物は保護期間の計算において、独立した著作物であるとみなされる。
7. 実演家の経済的権利は、その実演が完了した翌暦年から起算して 50 年間保護され、実演がレコードに記録された場合は、記録が行われた年の末から起算される。
8. レコードの製作者の経済的権利は、レコードの公表が行われた翌年から起算して 50 年間保護され、公表されなかった場合は、レコードに記録された年から起算される。
9. 放送機関の権利は、関係する番組の最初の伝送が行われた年の翌年の始めから起算して 20 年間保護される。

第 21 条

何人も本法律の規定によって保護される任意の著作物の複製又は翻訳、あるいは、その双方について強制利用権を認めるように本省に申請することができる。ただし、翻訳の使用権の場合、著作物の公表日から 3 年後にのみ申請できるものとする。使用権の許可は、利用の時期と場所を定め、また、著作者の正当な報酬を定めて、理由を付して発行される。ただし、そのような使用権の許諾の趣旨は、著作者又は相続人の正当な利益に不当な損害が生じるのを防止するために、又は、著作物の通常の利用を損なうことがないように、当該利用権の許可に係わる実施規則又は本法律の規定、条件、及び、制限に従って、あらゆる種別又は水準の教育の必要性、また、公共の図書館と公文書館の必要性をもつばら満たすものである場合に限る。閣僚評議会は、決定によってこの場合に課される料金を定める。

第 22 条

本法律に定められた著作に係わる権利を損なうことがない限り、自らの著作物の公表後に著作者は、第三者が以下の行為のいずれかを実施することを禁じてはならない。

1. 単に複製者の個人的かつ非営利の利用のために、又は、職業的であるが個人的な利用のために著作物の複製を 1 点作成すること。ただし、美術又は応用美術の著作物は、権利所有者又は相続人の同意によって公共の場に置かれた場合を除き、この適用を除外される。建築の著作物も本条項の第 7 項に従って除外され、また、コンピュータープログラムとアプリケーションは、本条項の第 2 項に述べられた場合を除いて、除外される。
2. アプリケーション又はデータベースを抽出するための装置を所有する正当な占有者から承認を得てコンピュータープログラムの複製を 1 点のみ作成すること。ただし、そのような行為が、利用権許諾に係わる目的の範囲内で、あるいは、原版の喪失、損傷、又は、利用不能な状態が生じたときに保持の目的、又は、代替目的の範囲内でなされる場合に限る。当初の複製取得の権利が無効になったとき、コンピューターに格納されている場合でも、予備の複製又は派生的な複製は直ちに破棄されねばならない。
3. 出所及び著作者の名前が表記されている限り、訴訟手続き又は類似の手続きにおいて、そのような手続きによって要求される範囲内で、保護されている著作物を利用するために複製すること。
4. 以下の 2 つの場合において、直接的又は間接的な利益を求めない文書センター、又は、公文書館や図書館、レーコードハウスの承認を得て、著作物の複製を 1 点だけ作成すること。
 - a) 複製は原本の保存を目的とするものでなければならず、又は、紛失したとき、及び、妥当な状態と比べて、破損して利用に耐えなくなったとき、又は、その代替品を入手できないとき、交換を目的とするものでなければならぬ。
 - b) 複製は、自然人が調査や研究のための利用を願い出たときに、その対応として行われるものでなければならぬ。ただし、本法律の規定に従って利用権を取得することが不可能なときに、一時に又は断続的な期間について許可された場合に限る。
5. 出所と著作者の名前が表示されている場合、批評、議論、又は、情報提供を目的とする、著作物の短い段落の引用、抽出、又は、妥当な分析。
6. 直接的又は間接的な報酬を得るためでなく、家族の集いにおける、又は、教育機関の学生による著作物の実演。
7. 美術、応用美術及び造形美術、又は、建築物の著作物を放送番組において提示すること。ただし、そのような著作物は公共の場に永久的に展示されているものとする。
8. 文化、宗教、教育目的で、又は、職業訓練の目的で、文字、音声の、又は、視聴覚的な短い引用部を再生すること。ただし、複製はその目的に沿って妥当な制約を受けるもの

とし、また、可能な場合、著作者の名前と著作物の表題が表示されものとし、複製を行う機関は直接的又は間接的な利益を求めないものとし、また、複製の利用権は本法律の規定に従って取得できなかった場合に限る。

第 23 条

本法律に定める著作に係わる権利を損なうことがない限り、以下に該当するような公表のために、目的に従って正当とされる制限内で、新聞社、定期刊行物の発行者、放送機関が行う複製を、著作者は禁じてはならない。

1. 合法的な方法で公衆に利用可能とされた著作物の引用、これは継続中のイベントにおいて音声又は映像の著作物の抜粋を伝送する場合、及び、他の任意の媒体によって公衆に放送又は伝送する場合にも適用される。
2. 公表時に禁止の通知が送達されていない場合に限り、特定の時点において世論の注目を浴びている主題の論議に係わる公表された文書。

本条項の第 1 段落及び第 2 段落に係わる全ての場合において、出所及び著作者の名前に関する表記は必ず明示しなければならない。

3. 議会又は法務協議会の公開の討議において、また、公の会議において講演や演説が公衆に発せられている場合、また、時事ニュースの複製の制限内で複製される場合に限り、そのような声明、講演、及び、演説。

著作者又は相続人のみが、その名前のもとで、一卷の書物等の中にこのような著作物の全てを収集する権利を有する。

第 24 条

本法律に規定された著作者の経済的権利の制限は、著作隣接権の所有者にも適用される。

セクション 5 - 特定の著作物に係わる特別な規定

第 25 条

複数の者が、それぞれの分担が分離できない形態で 1 つの著作物の作成に参加した場合、別途書面による合意があった場合を除き、参加者全員が等しく著作者であるとみなされる。この場合、全員の間で書面による合意があった場合を除き、その誰もが一人で著作者としての権利を行使することは許されない。一つの著作物に含まれる芸術の種類ごとに、全ての著作者の寄与が明らかにされている場合、他の者による著作物の利用を損なうことがな

い限り、別途書面による合意があった場合を除いて、それぞれが自己の寄与部分を利用する権利を有する。

本法律によって保護される著作者の権利が侵害された場合、それぞれが苦情申立ての権利を有する。

相続人のいない寄与者の誰かが死亡したとき、その寄与分は、別途書面による合意があった場合を除いて、残りの寄与者、又は、その相続人に移転する。

第26条

集合著作物の創作を指揮した自然人又は法人は、別段の合意があった場合を除いて、著作者の経済的権利及び著作に係わる権利を単独で行使することができる。

第27条

1. 視聴覚的著作物、音声の著作物、又は、映像の著作物の共同著作者には以下の者が該当する。
 - a) 脚本家
 - b) 既存の文学的著作物を、適切な視聴覚的方法に従って修正する者。
 - c) 対談者。
 - d) 作曲が明確に著作物である場合、音楽の作曲家。
 - e) 著作物の完成のために実際に監督を行っている場合、その監督者著作物が既存の著作物から派生したもの、又は、抽出されたものである場合、既存の著作物の著作者は新たな著作物のパートナーとなる。
2. 文学的又は音楽的な著作物を分担する著作者は、別途書面による合意があった場合を除いて、共同著作物が公表された時とは異なる態様で、自己の分担を公表する権利を有する。
3. 音声的著作物又は視聴覚的著作物に複数の著作者が寄与しているとき、その一人が自己の分担を完成させる前に中断したとき、その中断者が著作に参加したことで得られた権利を損なうことがない限り、残りのパートナーは中断者が分担した部分を利用することは禁じられない。
4. 契約合意に係わる音声の著作物又は視聴覚的著作物については、それが利用される全期間を通して、制作者は、文学的又は音楽的な派生的著作物又は修正された著作物に係わる著作者の権利を損なうことがない限り、当該著作物の著作者、及び、その相続人に代わって、その利用のための交渉を行う。ただし、別途書面による合意があった場合を除く。

制作者は、経済的な利用目的に課される制約内で、公表者に権利が付された著作物について、また、その複製について、そのような著作物の公表者とみなされる。

第 28 条

著作者の名前が付されていない著作物、又は、筆名で制作された著作物の公表者は、本法律に規定された権利の遂行において、著作者を代理しているものとみなされる。ただし、著作者が他の代理人を指名した場合、又は、自分の名前等を示し、疑いの余地なく本人であることを明らかにした場合は除く。

第 29 条

そのデザイン、図面、又は、設計図を違法に利用された著作者の建築に係わる権利を保全するために、建物の押収、破壊、形状の変更、又は、没収が行われることはない。ただし、著作者は正当な補償金を必ず受けるものとする。

セクション 6 - 著作権と著作隣接権の集団管理

第 30 条

著作権及び著作隣接権の所有者は、その経済的権利を管理するために当該権利を業界の協会に譲渡し、又は、そのような権利の実施を他の法人に許可することができる。

そのような趣旨において、そのような協会又は法人との間で締結される契約は、民法上の契約であるとされる。

第 31 条

本法律の第 30 条に係わる協会又は法人は、その管理下にある著作物を利用するために、自分たちとの契約を申し出る者に対して、選択的取り扱いをすることは許されない。協会又は法人が、利用者のために利用権の料金を値引きすることは、その決定の裏づけとなる理由が存在する限り、以下の 2 例に該当するとき選択的な取り扱いとはみなされない。

1. 公衆に対するライブ実演による、実演家による著作物の利用
2. 直接的又は間接的な利益のためでない、教育的又は文化的な活動のための著作物の利用

第 32 条

著作者としての権利及び著作隣接権を管理する協会又は法人は、毎年本省から利用権を許可される前にはいかなる行為をなすことも許されない。本省は、施行規則の中に任意の規則を定め、そのような協会と法人の役割を調整することができ、また、利用権の許諾と

著作物の実施に係わる規則、制度、料金について必要な改訂を行うことができる。閣僚評議会は利用権許諾の料金について決定を公布する。

第 33 条

著作者としての権利及び著作隣接権を管理する協会又は法人は、登録簿を整備し、その中に会員の名前、肩書き、契約に係わる業務とその種別、契約期間、及び、契約に係わる金額などを明記しなければならない。登録簿に変更が生じたとき、協会又は法人は必ず本省に上記の事項を通知しなければならない。このような協会又は法人は、本省による行政上の決定を遵守しなければならない。本省は、協会又は法人が本法律の規定を遵守しなかったとき、又は、行政上の決定を実行しなかったとき、当該利用権を取消すことができる。

セクション 7 - 予備的手続きと罰則

第 34 条

下級裁判所の裁判長は、著作者又はその相続人から申請があったとき、その対応措置として、著作者又はその相続人からの書面による許可を得ないで公表又は展示されている著作物について、以下の命令を下すことができる。

1. 当該著作物についての詳細な説明の作成。
2. 著作物の公表、展示、又は、複製の停止。
3. 著作物の原本の押収と複製の作成（書籍、絵画、素描、写真、レコード、放送番組など）、及び、当該著作物の再公表又はその複製に利用された材料を押収すること。ただし、そのような材料は当該著作物の再公表にのみ有用である場合に限る。
4. 音楽等を公開で実演していることの証明、著作物の口頭での公衆への伝達と実施、その場合でまたその後も興行の継続の禁止。
5. 全ての場合について、売上の押収に加えて必要であれば、指定された専門家による、公表又は展示による収入の計算。
6. 本法律の規定に従って、保護された権利侵害を記録すること。

第一審の裁判長は、いかなる事案においても、専門家を任命して、執行吏を手助けさせ、また、申請者に妥当な保証金を供託させることができる。

申請者は、判決の送付後 15 日以内に管轄権を有する裁判所に控訴しなければならない。控訴しなかった場合、判決は有効とされる。

第 35 条

裁判所の裁判長から命令を受けた者は、その発行の翌日から 20 業務日の間に、その裁判長に対して不服を申立てることができる。裁判所の裁判長は命令を維持することもできれば、その一部又は全部について取消すこともでき、又は、本件に係わる著作物の再公表、利用、展示、製造、又は、複製行為に対して監視人を任命し、また、原事案について判決が下されるまで本件著作物から得られた収入を裁判所の会計に供託させることができる。

第 36 条

税関当局は、著作者、所有者、又は、相続人の請願に応じて、熟慮の上決定を行い、本法律に反する偽造品について最大 20 日間、通関手続きを中断させることができる。施行規則の執行においては、通関停止の請願に関する条件、制限、及び、手続きを指定し、また、提出すべき関係書類も明示し、また、請願人が供託すべき保証金の金額を指定するとともに請願の重大性を確認する。請願に対する決定は、適切に申立てが行われてから 3 業務日以内に行い、決定が出され次第、請願者にはその旨を直ちに通知するものとする。

関税当局は、いかなる事案においても、施行規則で定められた制限に従って、税関が通関停止を解除しないと決定した物品を、関係者が実地検分するのを禁じてはならない。

第 37 条

他の法律に定められた一層重い罰則と抵触することがない限り、著作者、著作隣接権の所有者、または、その相続人から書面による許可を得ずに、以下の行為のいずれかをなした者は、2 ヶ月以上の拘禁刑、及び、1 万 AED 以上かつ 5 万 AED 以下の罰金、又は、その双方のうちいずれかの処罰を受ける。

1. 本法律に定められた著作者又は著作隣接権の著作者としての権利又は経済的権利の侵害。たとえば、本法律で保護が定められた任意の著作物、実演、レコード、放送番組を、コンピューター、インターネット、情報ネットワーク又は通信ネットワーク、あるいは他の手段によって公衆に利用可能とすること。
2. 本法律の定めに従って保護される著作物、レコード、放送番組をいかなる方法であろうと販売、賃貸、又は、流通させること。本条項に規定された罰則は、侵害に係わる著作物、実演、番組、又は、記録の数に応じて加重される。再犯があった場合、6 ヶ月以上の拘禁刑、及び、5 万 AED 以上の罰金を科す。

第 38 条

他の法律に定められた一層重い罰則と抵触することがない限り、以下の行為のいずれかをなした者には、3 ヶ月以上の拘禁刑、及び、5 万 AED 以上かつ 50 万 AED 以下の罰金を科す。

1. 著作者又は著作隣接権の所有者が当該権利の管理や運用のために、又は、複製に関する特定の品質基準を維持するために利用する技術に対抗して、詐欺行為を行うために設計又は準備された任意の装置、道具、又は、器具を、権利を有することなく製造又は輸入すること。
2. 権利を有することなく、本法律に定められた権利の管理や運用のための技術的保護、又は、電子的な情報の機能を滞らせ、効果を失わせること。
3. 著作者及びその相続人である所有権者から利用権を得る前に、プログラム、アプリケーション、又は、データベースの複製をコンピューターにローディング又は保存すること。

再犯があった場合、9ヶ月以上の拘禁刑及び20万 AED 以上の罰金を科す。

第 39 条

第 37 条の規定が適用される場合を除き、著作者又はその相続人から事前に許可を得ることなく、コンピュータープログラム又はそのアプリケーションを利用する者には、プログラム、アプリケーション、又は、データベース 1 件ごとに、1 万 AED 以上かつ 3 万 AED 以下の罰金を科す。

再犯があった場合、3 万 AED 以上の罰金を科す。

犯行が法人、営利会社、又は、専門家グループの名において、又は、その取引のために行われた場合、裁判所は 3 ヶ月以下の営業停止を命じることができる。

第 40 条

第 37 条、第 38 条、及び、第 39 条に定められた罰則と抵触することがない限り、裁判所は偽造複製品、又は、そこから派生した複製品の没収を命じ、破棄し、また、犯行に利用され、当該目的にのみ利用可能な装置及び器具の没収を命じ、また、偽造の犯行が行われた企業を 6 ヶ月以下の期間閉鎖することを命じる。

有罪判決の要約は被告の費用負担で日刊紙 1 紙以上の媒体を通して公表される。

第 41 条

本法律に定められた罰則に抵触することがない限り、本法律に従って下された命令又は法規に違反した者には、6 ヶ月以下の拘禁刑及び罰金、又は、そのいずれかを科す。

セクション 8 - 一般規定及び最終規定

第 42 条

相続人又は遺産受取人が存在しない場合、著作物について定められた経済的権利の保護期間の満了後は、創作の形態を有する著作物の保護のために、著作について本法律で定められた権利を本省が行使する。

第 43 条

別段の合意があった場合を除いて、いかなる態様においても他人の写真をとった者は、被写体となった者から書面による許可を得た場合を除き、その写真の原版、又は、複製を展示、公表、又は、配信する権利をもたない。ただし、写真の公表が公の場での偶発的な出来事として生じた場合、又は、著名な公人又は公的な立場の者に関する場合を除き、また、公表は公益のために公的機関によって許可された場合を除く。もっとも、写真の展示又は配布が被写体となった者の立場等に影響を及ぼさない場合に限る。

別段の合意があった場合を除いて、写真に写っている者は、写真の撮影者が許可しなかった場合ですら、その写真が新聞などの他の公の媒体で公表されるのを許可することができる。

第 44 条

法律の間で抵触が生じた場合、相互主義の主義が適用されるとき、また、我が国に適用される国際的な合意条項と抵触しないとき、外国人に係わる著作物、実演、レコード、放送番組には本法律の規定が適用される。

第 45 条

司法相 (Minister of Justice, Islamic Affairs and Waqfs) は情報文化相と協議の上、本法律執行のために司法権を与えられた係官の任命について決定を公布する。

第 46 条

閣僚評議会は、本法律の条項で定められた手続きに課される料金について決定を公布する。

第 47 条

大臣は本法律の執行に必要な規則と決定を公布する。

第 48 条

1992 年の連邦法第 40 号、及び、本法律の条項と対立する他の任意の規定は無効とする。

第 49 条

適用されている規則と決定については、本法律の条項と対立するものでない限り、新たな規則と施行決定が公布され、執行されるまで効力を有する。

第 50 条

本法律は官報で公布され、その公表日から発効する。

アブダビの大統領宮殿にて公布

Zayed Bin Sultan Al Nahyan

UAE 大統領

イスラム暦 1423 年ラビ・アル・アハールの 20 日

西暦 2002 年 7 月 1 日

附属資料 1.6 - (UAE)

著作権及び著作隣接権に関する 2002 年連邦法第 7 号に従った各種の省決定(仮約) 著作物の登録に関する 2004 年省決定第 131 号

情報文化相は、
及び、法律に則って改正された省庁の任務及び大臣等の権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、
及び、著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号に照らして、
及び、次官の助言に従って、

以下の決定を行った。

定義

第 1 条

本法律の条項の適用において、以下の用語は、文脈によって他の意味に用いられない限り、それぞれについて後述された定義に従う。

「国 (The State)」: アラブ首長国連邦

「省 (The Ministry)」: 情報文化省

「大臣 (The Minister)」: 情報文化相

「本庁 (Office)」: 知的著作物庁

「法律 (Law)」: 著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号

「登録簿 (Register)」: 権利や追加的な措置なども含めて、著作物の詳細を記録した台帳

第 2 条

本庁において著作物の詳細を記録するために登録簿を設け、それに基づいて著作物の登録証を取得できるものとする。

第 3 条

著作者、権利の所有者又は著作隣接権の所有者、又は、その相続人となる者は、本決定に従って著作物の登録を申請することができる。

第 4 条

登録願書には以下の事項を記載する。

1. 著作物の標題、種別、言語、及び、内容。
2. 出願者の名前、国籍、肩書き、住所、及び、委任状の謄本。
3. 著作者の名前、該当する場合は筆名と屋号、国籍、住所、該当する場合は死亡日。
4. 該当する場合、著作物を発注した組織の名称、及び、当該組織と著作者の関係を示す書類。
5. 公表者の名前、住所、最初の公表の日付と場所、及び、該当する場合は国際番号。
6. 譲受人の名前、国籍、住所、譲渡の種別、期間、地域、譲渡に従って取得した経済的権利の内容、及び、著作者及び権利所有者の譲渡に関する行為を証明する書類。

登録の願書には以下の事項を添付しなければならない。

1. 出願者、著作者、及び、譲受人のパスポート又は身分証明書の謄本。
2. 著作物の性質によっては、20 × 20 センチの著作物の写し2通又は写真2通。

第5条

登録の願書には複数の著作物の記録を記載してはならない。また、著作物の性質にも配慮しなければならない。

第6条

願書には出願日に応じてシリアル番号が付される。また、願書と合わせて添付資料としての提出が表記された封入物がある場合には、その受領書も発行される。

第7条

本庁は願書を審査し、以下の事項を確認する。

1. 著作物は既に登録されたものではないこと。
2. 当該著作物は、本法律の第3条の定めにより保護を受けることのできない著作物に該当しないこと。
3. 当該著作物は民間伝承に含まれるものではないこと。たとえば、我が国の関連部局から認可を得ることが必要とされる改変や大幅な変更が行われている場合も対象となる。
4. 本決定の第4条の条件が満たされていること。
5. 当該著作物は完成した形態であり、作成段階の草案ではないこと。

第8条

本庁はシステムが許す限り電子メールで願書を受領するものとし、また、電子的な記録の保管のために追加的な要件を決定することができ、又は、著作物の受領と必要な料金の支払後の事案に係わる手続きを決定することができる。

第9条

本庁は出願者に対して、願書の受領に必要な条件が満たされたと認めるのに必須であると判断した書面、又は、他の事項の提出を、書面によって要請することができる。

第10条

出願者が通知を受けた日から60日以内に求められた事項及び書類を提出しなかった場合、願書は拒絶されたものとみなされる。

第11条

本庁は、登録のために願書を審査するに際して、国内外の専門家の助言を仰ぐことができ、また、専門家が本庁に提供した意見は本庁による諮問の答申となる。

第12条

本法律に規定された条件が満たされなかった場合、又は、願書が本決定に係わる規定に反していた場合、本庁は出願拒絶について熟慮の上決定を行い、出願者にその旨を通知する。

第13条

自己の願書について拒絶の決定を受けた者、又は、拒絶されたと判断した者は、その後いつでも、拒絶決定の原因となった項目と書類を補正したうえで、本庁に新たな出願を行うことができる。

第14条

登録が行われたこと、又は、著作物の登録証が発行されたことは、当該著作物の利用、流通、又は、表示の認可が得られたことを意味すると解してはならない。出願者は、客観的な観点から当該著作物が適格性を有することを確認するために、本省の関連部局に問い合わせを行わなければならない。

第15条

利害関係者は誰でも、登録簿に記載された事項について実質的な誤りを訂正するように、本庁に要請することができる。

第16条

登録簿に記載された内容は、最終的かつ執行力のある判決が下されるまで削除されることはなく、また、他の者に対して登録されることもない。

第 17 条

本決定に反することがない限り、取り扱い業務に必要な必要であるとの判断に従って、本庁は登録の再整理に必要な変更を加えることができる。

第 18 条

本決定の条項に反する従来の規定は取消される。

第 19 条

この決定は官報で公表され、公表日から発効する。

Abdulla Bin Zayed Al Nayan

情報文化相

1425 年 2 月 1 日 発 布

西 暦 2004 年 3 月 22 日

著作物の輸入者と流通業者の登録に関する 2004 年省決定第 132 号

情報文化相は、
法律に則って改正された省庁の任務及び大臣等の権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、
及び、著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号に照らして、
及び、次官の助言に従って、

以下の決定を行った。

定義

第 1 条

本法律の条項の適用において、以下の用語は、文脈によって他の意味に用いられない限り、それぞれについて後述された定義に従う。

「国 (State)」: アラブ首長国連邦

「省 (Ministry)」: 情報文化省

「大臣 (Minister)」: 情報文化相

「法律 (Law)」: 著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号

「本庁 (Office)」: 知的著作物庁

「登録簿 (Register)」: 著作物の輸入者と流通業者の登録簿

第2条

輸入者及び流通業者の名前を記録し、また、我が国に著作物を輸入し、流通させる権利を有することの証拠を記録するために、著作物の輸入者と流通業者の標題の下で登録簿を本庁に設ける。さらに、登録簿に明記された手順に従って、輸入者と流通業者の活動の詳細、及び、輸入者と流通業者に輸入と流通の許可を与えた機関名も記載する。

第3条

いかなる自然人又は法人も、本省の関係部局から認可を得て登録簿に記録されない限り、輸入、流通、販売、賃貸、又は、貸し出しに係わる行為をなすことは許されない。

第4条

登録の願書は、輸入者又は流通業者によって、あるいは、その法定代理人によって指定された書式で本庁に提出しなければならない。

第5条

登録簿には以下の項目と書類が含まれる。

1. 登録出願者の名前、国籍、肩書き、居住地、住所、及び、署名の許可を受けた者の名前
2. 登録が求められる自然人又は法人の名前、国籍、住所、及び、事業分野
3. 願書に添付すべき書類。一年の間に一度だけ提出しなければならない。以下の事項の真正かつ有効な謄本でなければならない。
 - a) 本省の関係部局が発行する事業活動の認可証。
 - b) 法人の本社が所在する首長国の Chamber of Commerce の証明書。
 - c) 法人の営業拠点が存在する首長国の関連部局、経済開発に係わる部局、又は、自治体の認可証。

登録簿の中に含まれる著作物の輸入及び流通の権利登録のための願書には、以下の書類と項目を含めるものとする。

1. 著作物の標題、種別、及び、利用言語
2. 制作会社等の名称、住所、及び、制作場所
3. 以下の事項をはじめとして、輸入と流通の許可に係わる法的な関係性を証明する書類
 - a) 著作物の流通について合意された地域
 - b) 著作物を経済的に利用できる期間
 - c) 著作物を経済的に利用する方法
 - d) 各書類が署名された日付と場所

- e) 法定手続きを正式に実施して行われた書類の公式な認証
- f) 書類が外国語で記載されている場合、アラビア語への翻訳

第6条

本庁によって記号から成る識別番号を与えられた者は、輸入の権利及び流通の権利、又は、その双方についての権利の登録を求めるときには、必ずこの番号を表示しなければならない。本決定の第5条に従って提出された報告書のそれぞれについて番号が与えられる。関連する報告書に係わる著作物について、その輸入の権利及び流通の権利、又は、その双方についての権利の登録を出願する際には、必ずその番号を引用しなければならない。

第7条

輸入の権利及び流通の権利、又は、その双方についての権利の登録願書には、シリアル番号が与えられ、また、以下の事項と合わせて受領書と共に出願者に通知される。

1. 法人の記号から成る識別番号
2. 報告書番号
3. 日時
4. 願書に添付された書類の詳細

第8条

本庁に不備のある願書又は書類が提出されたとき、本庁は当事者に対して必要とされる項目、書面、及び、書類について通知を行うものとする。当事者は通知の日から60日以内にそのような書類等を提出しなければならない。これに従わなかった場合、その願書は無効とみなされる。本庁はこの60日の期間内は、当該願書の後から提出されたいかなる願書も受理することは許されない。

第9条

本庁は、願書と添付書類の裏づけに必要と考える項目、書類、又は、説明を提出するよう出願者に要請することができる。本庁は、提出された書類や項目が正確であるか否かの調査を任意の省庁に依頼することができる。

第10条

本庁は願書が法律又は本決定の規定に反するとき、これを拒絶しなければならない。当事者にはその旨が通知される。

第11条

願書が受理されたとき、認可された権利の種別、その有効期間、著作物の数、その標題、

利用言語、利用地域を登録簿に記録する。本庁は本省の関連部局に願書を提出した法人等への権利付与の登録に関して通知を行う。出願者は願書の受理に係わる本庁の決定に関して通知を受け、また、本省の関連部局に対して手続きを行い、客観的な立場からの審査に合格しなければならないことを通知される。

第 12 条

登録簿に記録された著作物の輸入及び流通の認可証は、本省の関連部局から許可を得るまでは、営利目的の利用又は流通の権利、あるいは、配布する権利を与えるものとはならない。

第 13 条

本省の関連部局は、熟慮の上決定を行い、著作物の配布に必要な認可を取消することができる。

第 14 条

登録簿への記録には、1つの著作物について複数の輸入者又は流通業者の名前を記載することができる。ただし、出願者についてそのような記録を行うことが正当化される場合に限る。

第 15 条

登録簿に名前が記録された者は、登録簿又は添付書類の記載に係わる全ての補正又は変更について本庁に通知を行う必要があり、補正又は変更の日から 20 日以内に、当事者は書簡によって通知を行わねばならない。本庁は必要な補正の全てを登録簿に記録する。

第 16 条

著作物の輸入又は流通の認可を受けた者は、その営業場所に以下の書類と認可証を保管しなければならない。

1. 著作物の輸入及び流通又は利用に係わる事業活動の実施について、本省の関係当局が発行した認可証。
2. 事業活動の実施について、首長国の自治体又は管轄当局が発行した認可証。
3. 著作物の利用権の所有者全てが提出し、正式に認証された関係性の証明書であって、当事者法人等に著作物の輸入、利用、及び、販売を認めるものであり、また、本庁にそのような権利が登録されていることを示す書類。
4. 本省の関連部局による著作物の配布のための認可

当事者となる者は、要求があった場合、監査の権限を有する者にこのような書類を提出

しなければならない。

第 17 条

本庁は登録簿を整備しなければならず、また、その業務の執行に妥当であると判断したとき、その判断に従って必要な変更を行う権利を有する。

第 18 条

1. 著作者、所有権者、又は、権利を相続した者は誰でも、税関の管轄場所から知的な著作物が搬出される前に、暫定的でない解放を求める願書を提出することができる。税関当局は、正式に提出された日から 3 日以内に願書を精査し、その決定後直ちに出願者に決定内容を通知しなければならない。
2. 提出された書類の正確さに疑義が生じた場合、税関当局は暫定的な非解放の発令を選択することができる。
3. いずれの場合も、暫定的な非解放に関する税関当局の決定は、熟慮されたものでなければならず、また、20 日を超えて適用されてはならない。
4. 出願者は、願書の内容に関する自己の権利を正式に証明する書類を、願書に添付しなければならない。税関当局は、本省との協力の上で、本決定で述べられた書類の正確さについて確認を行わなければならない。
5. 出願者は輸入品の価値の 25 パーセントに相当する金額の支払命令書又は銀行保証を願書に添付し、税関当局はその必要に応じて期限延長、又は、現金化の権利を有するものとする。ただし、出願者は、その願書の裏付けとなる証拠が存在しない場合を除いて、そのような支払命令書を提出する義務はない。
6. 管轄権を有する裁判所が税関の非解放の決定を取消した場合、あるいは、輸入者又は輸出者が願書は正確ではないことを立証する公式書類を提出した場合、保証積立金は払い戻されることはない。
7. 税関当局は、出願者が望む場合、願書に係わる輸入品の検分時に立ち会うことを許さなければならない。ただし、立会いが許された者の名前と肩書きが記された許可証が発行され、許可証は 1 回限り有効とする。

第 19 条

本決定の公布時に我が国で著作物の輸入及び流通に係わる業務を実施している者は、施行日から 6 ヶ月以内に決定条項に従って自己の現状を是正しなければならない。

第 20 条

本決定の条項に反する従来の規定は全て取消される。

第 21 条

この決定は官報で公表され、公表日から発効する。

Abdulla Bin Zayed Al Nayan

情報文化相

1425 年 2 月 1 日 発 布

西 暦 2004 年 3 月 22 日

著作権と著作隣接権の合同管理に関する 2004 年省決定第 133 号

情報文化相は、
法律に則って改正された省庁の任務及び大臣等の権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、
及び、著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号に照らして、
及び、次官の助言に従って、

以下の決定を行った。

第 1 条

定義

本法律の条項の適用において、以下の用語は、文脈によって他の意味に用いられない限り、それぞれについて後述された定義に従う。

「国 (State)」: アラブ首長国連邦

「省 (Ministry)」: 情報文化省

「大臣 (Minister)」: 情報文化相

「法律 (Law)」: 著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号

「本庁 (Office)」: 知的著作物庁

「合同管理の認可 (License of collective management)」: 本省が発行する、又は、他の関連部局からの著作権及び著作隣接権に係わる義務の履行を専門とする協会等の設立許可

第 2 条

著作権及び著作隣接権の合同管理の実施を望む協会又は法人等は、その活動を始める前に本省から認可を得なければならない。

第3条

合同管理の認可を申請する協会又は法人等は、出願に先立って、本件について決定された条件に従って、我が国の関係部局から必要な承認を得なければならない。

第4条

共同管理の認可を得るには、以下の項目及び書類を提出しなければならない。

1. 認可の申請者である協会の規則と定款の謄本
2. 認可の申請者の責任ある管理者の学歴証明書と身分証明書の謄本
3. 申請者の法人の全国労働力割り当てに関する明細
4. 認可の申請者が海外に所在する法人によって認証された支店等である場合、認可の申請者が共同管理に係わる分野で事業を行っていることを証明する、その母国で発行された認可証
5. 該当する場合、申請者である法人と契約を締結した著作者及び著作隣接権の所有者の正確な数
6. 該当する場合、法人、著作者、及び、著作隣接権の所有者の間で交わされた合意書の謄本

第5条

認可の発行を受けた法人は、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 関係者の名前、その肩書き、住所、明細、著作物、及び、契約に係わる業務、契約期間、価額を含む必要な記録を作成すること。ただし、関係者がこのような記載事項に関する変更を本省に通知している場合。
2. 法人と経済的権利の行使者の中で締結され、集金の手数料に関する合意が規定されている契約文書を保管すること。
3. 契約当事者の権利を保護するために、行政的及び法律的な手続きを全て遵守すること。
4. 少なくとも一年に一度は契約当事者の中で利益の配分書と決算書を作成すること。
5. 契約当事者が望む場合、利益の配分方法と決算書の確認をいつでも許すこと。
6. 権利の所有者に対して、法人等による著作物の利用と集金の額を説明するために定期的な報告書を作成すること。
7. 要求に応じて、本決定で述べられた項目及び書類を本省に提示すること。

第6条

認可の申請者は、認可に係わる条件を満たした後で、本省の関係部局に事業認可に係わる規定料金を支払わねばならない。認可は毎年規定料金が支払われた後で更新されるものとする。

第7条

認可を受けた者が法律を遵守せず、又は、本省決定の実施に係わる規定を遵守しなかったとき、本省は発行した認可を無効とすることができる。

第8条

認可を受けた者は、合理的な理由がない限り、著作者としての権利又は著作隣接権の所有者としての権利の管理を拒絶することは禁じられる。

第9条

この決定は官報で公表され、公表日から発効する。

Abdulla Bin Zayed Al Nayan

情報文化相

1425年2月1日発布

西暦2004年3月22日

著作物の複製又は翻訳のための強制的利用権に関する 2004 年省決定第 134 号

情報文化相は、
法律に則って改正された省庁の任務及び大臣等の権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号に照らして、
及び、著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号に照らして、
及び、次官の助言に従って、

以下の決定を行った。

第 1 条

定義

本法律の条項の適用において、以下の用語は、文脈によって他の意味に用いられない限り、それぞれについて後述された定義に従う。

「国 (State)」: アラブ首長国連邦

「省 (Ministry)」: 情報文化省

「大臣 (Minister)」: 情報文化相

「法律 (Law)」: 著作権と著作隣接権に係わる 2002 年の連邦法第 7 号

「本庁 (Office)」: 知的著作物庁

「利用許諾 (License)」: 法律に基づいて付与される強制的利用許諾。

第 2 条

何人も本庁に願い出て、ここで定められた条件に従って、あらゆる種別又は水準の教育の必要性、また、公共の図書館と公文書館の必要性をもっぱら満たすために、法律で保護されている著作物の複製又は翻訳、あるいは、その双方のために、利用許諾を取得することができる。

第 3 条

- 複製又は翻訳の申請者は、著作者又は所有権者に対して著作物の複製又は翻訳を許可するように、あるいは、複製又は翻訳された文書等を公表する許可を与えるように要請したが拒絶されたこと、又は、著作物の著作者又は所有権者に連絡できなかったことの証拠を提示しなければならない。
- 利用許諾の申請者が著作物の著作者又は所有権者に連絡できなかった場合は、その名前が著作物に記載されている発行者に連絡し、前段で述べられた手続きを取った証拠

を提示しなければならない。

第4条

本決定の第3条と抵触することがない限り、複製又は翻訳のための利用許諾を得るには、以下の条件を満たすことが必要とされる。

1. 著作物の最初の公表日から5年間の経過しており、また、著作者又は所有権者によって許諾された著作物の複製は我が国の市場で入手できず、又は、我が国での類似の著作物に対する通常の価格と比較して利益の少ない価格において、教育、公共の図書館、又は、公文書館の必要性を満たすことができないこと。ただし、以下の2つの場合は例外とする。
 - a. 数学、物理学、又は技術に関する主題が含まれている場合、当該期間は著作物の最初の公表日から3年間とすることができる。
 - b. 著作物には、小説、詩、劇、音楽の作品及び美術書に係わる主題が含まれているとき、最初の公表日から7年の経過することが条件とされる。
2. 本条で述べられた5年と7年の2つの期間の経過後、又は、同じく3年が満了してから6ヶ月の経過後であって、著作者又は所有権者に著作物の利用について連絡を行った日から3ヶ月が過ぎていなければならない。

第5条

本決定の第3条の規定に抵触することがない限り、翻訳のために利用許諾を得るには、以下の事項が満たされなければならない。

1. 教育、公共の図書館、又は、公文書館の必要性を満たすのに、アラビア語、又は、我が国で普及している言語への翻訳版がない状態が3年間続いていたこと、また、その期間後も翻訳版が我が国で利用可能でないこと。
2. 本条の第1段で述べられた3年の期間が満了した後で、著作物の利用のために著作者又は所有権者に最初に連絡した日から6ヶ月が経過していること。翻訳のための利用権者は、当該著作物に挿絵が含まれている場合、本決定の第4条の規定を遵守しなければならない。

第6条

以下の2つの条件のうちいずれかに該当するとき、利用許諾は認められない。

1. 著作者又は所有権者が経済的権利の行使のために著作物を流通させることをとりやめている場合。
2. 経済的権利を行使する著作者又は所有権者が、我が国での類似の著作物に対する通常の価格と比較して、利益の少ない価格で、教育、公共の図書館、又は、公文書館の必要性を満たすために、第4条の2及び第5条の2に規定された追加期間の間に、当該

著作物を公表したとき。

第7条

利用権者は以下の事項を遵守しなければならない。

1. 複製版又は翻訳版に、原語でなされているように著作物の標題を記載すると共に、著作者の名前を表示すること。
2. 著作物の複製又は翻訳を完全に行うことで、複製版又は翻訳版が正確な複製となるようにする。
3. 我が国での公表のみ有効であるとの表示を複製版又は翻訳版に付し、その版が強制的利用許諾に従って公表されたことを明記する。
4. 教育、公共の図書館、又は、公文書館の必要性を満たすために、利用許諾を得ること。
5. 著作物の利用のために正当な補償金を著作者又は所有権者に支払うこと。なお、補償金は本件に係わる国際基準に従って、利用許諾決定の際に決定されねばならない。
6. 利用許諾を得る前に、前段で述べられた補償金が、原著作物が公表された国に振替可能であること、及び、著作者又は所有権者への送金が行われたことの証拠を提示すること。
7. 利用許諾に係わる著作物を海外に輸出しないこと。

第8条

複製又は翻訳の利用許諾は、申請者名について発行されねばならず、第三者に譲渡されてはならない。

第9条

著作者又は著作物の利用有権者が著作物を、複製又は翻訳であっても我が国での類似の著作物に対する価格と同程度の価格で利用可能としたとき、複製又は翻訳のための利用許諾の効力は終了する。

利用許諾の対象となっている複製版又は翻訳版は、売り切れになるまで流通が許されるものとする。

第10条

本庁は、著作者及び所有権者への連絡方法を知るために、著作権と著作隣接権分野の国際的な組織に連絡を取り、正当な報酬を見積もり、又は、著作者又は所有権者への支払方法を確認する。

第11条

この決定は官報で公表され、公表日から発効する。

Abdulla Bin Zayed Al Nayan

情報文化相

1425 年 2 月 1 日 発 布

西 暦 2004 年 3 月 22 日

附属資料 1.7 - (UAE)

アラブ湾岸諸国協力会議統一税関規則（法）（仮約）

セクション I - 一般規定及び定義

第 1 条

本規則（法）を「アラブ湾岸諸国協力会議（GCC 諸国）統一税関規則（法）」と呼ぶ。

第 2 条

以下の文言と用語は、本規則（法）、その注記、及び、施行規則において使用されるときは、文脈上他の意味に該当する場合を除いて、必ず以下に定める意味をもつものとする。

「会議（the Council）」はアラブ湾岸諸国協力会議を意味する。

「大臣（the Minister）」は、税関当局が報告を行う大臣を意味する。

「管轄当局（competent authority）」は、税関当局が報告を行う官庁を意味する。

「局長（the Director General）」は、関税局長を意味する。

「所長（the Director）」は、関税所長を意味する。

「本局（the Administration）」は、税関当局を意味する。

「税関（Customs office）」は、大臣が指定した海港、空港、陸上国境の一区域であって、税関手続きの全て又は一部を執行する権限を与えられた本局の支所が設けられている場所を意味する

「規則／法律（Regulation / law）」は、税関業務に適用される規則と条項、及び、他の全ての補完的な、又は、改定された規則又は条項を意味する

「関税地域（customs zone）」は、本規則で定められた税関管理と手続きが適用される陸上又は海上の地域を意味し、以下のように 2 種類に分けられる。

海上関税地域： 海岸と領海の境界線間の海上の区域

陸上関税地域： 一方では陸上の境界又は海岸、他方では領土内の境界線にまたがり、大臣又は管轄当局の決定によって規定される区域。

「関税線（customs line）」は、本加盟国（the country）、及び、隣接国とその周辺海岸の間を分かつ政治的な境界線（国境）に該当する線を意味する。

「関税表（customs tariff）」は、国際関税品目表（nomenclature）を意味し、商品の説明と対応する税、関税、ならびに、規則及び商品の種類と種別の記載が含まれる。

「関税（customs taxes duties）」は、本規則の規定に従って商品に課される金額を意味する。

「料金／手数料（fees/charges）」は、実施した役務について税関が徴収する金額を意味す

る。

「**商品 (goods)**」は、自然、原材料又は動物、農業、又は、産業に係わる産物、又は、知的な産物を意味する。

「**商品の種別 (type of goods)**」は、関税品目表に記載された記述を意味する。

「**実際に支払われた代価又は支払金 (the price actually paid or payable)**」は、買い手によって、又は、買い手のために輸入された商品について、直接的又は間接的に売り手に支払われた総額を意味する。

「**評価された輸入品 (the imported goods being valued)**」は、税関手続きのために価値が評価された商品を意味する。

「**同一商品 (identical goods)**」は、物理的な特徴、品質、及び、名声など、あらゆる面において同一である商品を意味する。外観上の僅かな相違は、それ以外の要素において、この定義を満たす商品が同一とみなされることの妨げとはならない。

「**類似商品 (similar goods)**」は、他の商品と全ての面で等しいわけではないが、似た特徴と似た構成要素を持っており、同一の機能を果たすことができ、営業上互換性があるような商品を意味する。商品の類似性を判定する際には、商品の品質、その名声、及び、商標の使用なども、考慮すべき要素とされる。

「**販売手数料 (sales commission)**」は、売り手の代理人であって、売り手又は工場と関係をもち、売り手等に支配され、又は、その利益のために、又は、自らのために行為する代理人に支払われるべき手数料を意味する。

「**包装費 (packing costs)**」は、商品をGCC諸国に出荷する際に適切な包装に梱包するために使用される材料、又は、作業を問わず、包装とカバー（国際輸送の証書等は除く）の全てに係わるコストを意味する。

「**最大総量の単価 (unit price at the greatest total quantity)**」は、輸入されたとき、又は、輸入者が望む場合、さらなる準備や処理の後で、輸入後に最初の営業段階で関係者以外の者に特定の商品が販売されたときの単価を意味する。

「**関係者 (related persons)**」とは以下の者を意味する。

- a) 法的に認められた業務上のパートナー
- b) それぞれの企業の社員と役員
- c) 雇用者と被雇用者
- d) 双方が発行済みの議決権株式を5パーセントを超えて直接的に又は間接的に所有、管理、又は、保有する者。
- e) そのうちの一人が他者を直接的に又は間接的に管理する場合。
- f) 双方が第三者によって直接的に又は間接的に管理されている場合
- g) 両者共に第三者を直接的に又は間接的に管理する場合。
- h) 同じ家族の一員である場合。

「**評価協定 (Valuation Agreement)**」は、GATTの1994年の関税及び貿易に関する一般協定

第7条の実施に関する協定を意味する。

「**商品の原産地 (origin of the goods)**」は、商品が資源であろうが、農産品、又は、動物製品や工業品であってもその原産国を意味する。

「**禁制品 (prohibited goods)**」は、本規則（法）又は他の任意の規則の規定によってその輸入又は輸出が禁じられている全ての商品を意味する。

「**制限品 (restricted goods)**」は、本規則（法）又は他の任意の規則の規定によってその輸入又は輸出が制限されている商品を意味する。

「**出所 (source)**」は、輸入商品が出荷された国を意味する。

「**輸入者 (importer)**」は、商品を輸入する自然人又は法人を意味する。

「**輸出者 (exporter)**」は、商品を輸出する自然人又は法人を意味する。

「**積荷目録 (manifest)**」は、さまざまな輸送手段で搬送される商品について、詳細が記載された書類を意味する。

「**フリーゾーン (free zone)**」は、国家の領土内の一部であり、当該国の関連法律によって商業活動又は産業活動が行われる地域を意味する。この地域に搬入される商品は、関税地域の外部に存在するものとみなされ、通常税関手続きと管理の適用を受けない。

「**免税店 (duty-free shop)**」は、展示又は販売目的で商品が関税（税金）を課されることなく陳列されている、認可を得た場所又は建物を意味する。

「**税関申告 (customs declaration)**」は、本規則（法）の条項に従って、輸入者又はその代理人が申告された商品及びその数量を特定する要素を詳細に述べた申告書又は商品の申告を意味する。

「**倉庫 (storehouse)**」は、本局又は公的機関、又は出資者のいずれが直接管理する場所／建物であっても、税関の手続きの1つによって引渡し中断されている商品を一時的に格納するための建物又は場所を意味する。

「**保管所 (warehouse)**」は、本規則の条項に従って、関税（税金）を課されることなく本局の監督のもとで商品が預けられる場所又は施設を意味する。

「**運送業者 (carrier)**」は、輸送手段の所有者又はその代理人（公的な認証のもとで）を意味する。

「**指定経路 (specified routes)**」は、輸入品又は輸出品、あるいは、通過中の商品の積荷について、本省が決定に基づいて指定した経路。

「**国庫 (Treasury)**」は、政府の財源を意味する。

「**通関手続き (Customs Clearance)**」は、本規則で規定された手続きに従って、輸入品、輸出品、及び、通過中の商品に関する税関申告の書類取り扱いを意味する。

「**税関貨物取扱人 (Customs broker)**」は、他人の業務のために通関手続きを請け負うための認可を受けた法人又は自然人を意味する。

「**税関貨物取扱人の代理人 (representative of the customs broker)**」は、税関手続きを引き継いで実施するための認可を受けた法人又は自然人を意味する。

第3条

本規則（法）の条項は本加盟国の領土及び領海に適用される。ただし、税関規定から全面的に又は部分的に除外されるフリーゾーンを、そのような領土内に設けることができる。

第4条

輸入又は輸出において関税線を越える全ての商品は、本規則（法）の規定に従わねばならない。

第5条

本局は税関又は関税地域で職務を遂行しなければならず、また、本規則に定められた条件に従って、本加盟国の領土及び領海の範囲内でその権限を行使することもできる。

第6条

税関は大臣又は管轄当局の決定によって設けられ、また、廃される。

第7条

税関の権限と勤務時間は管轄当局の決議によって指定される。

第8条

商品の検査に係わる条項の規定に従って、税関手続きは第7条で述べられたように、指定税関でのみ実施される。

セクション II - 関税表の適用原則

第9条

本加盟国に輸入された商品には関税表で指定された関税（税）が適用され、また、本規則（法）又は GCC 諸国の統一経済協定（UEA: Unified Economic Agreement）、あるいは、会議の枠組み内の他の任意の国際協定の規定に従って免除される場合を除いて、他の法定料金が適用される。

第10条

関税表の税率は、従価税（商品の価値に対する比率）又は従量税（商品の各単位に対する課税額）、又は、その双方の方式が適用される。

第11条

会議が発布したそれぞれの決定に従って、また、効力を有する国際協定の条項に従って、各加盟国において適用される法的手法に基づいて、関税（税）の課金、改正、及び、放棄が行われる。

第 12 条

関税（税）の改正に係わる決定を行うとき、改正された関税（税）の施行日を指定しなければならない。

第 13 条

関税表の改正に係わる決定の書類に別段の規定がない限り、税関申告を税関に登録した日に適用されている関税（税）が輸入品に適用される。

第 14 条

保管期間の満了によって保管所で管理されている商品に関税（税）を課す場合、そのような商品は税関申告の登録時に適用されていた関税規定に従って課税される。

第 15 条

フリーゾーン及び免税店から国内市場に持ち込まれた商品には、持ち込まれた時点で施行されている関税表が適用される。

第 16 条

密輸された品（密輸品）、又は、それに類する商品は、適用可能である場合、事件の検知又は発生時に実施されている関税表のうち高額な方が適用される。

第 17 条

本規則の規定に従って税関によって売却される商品に対しては、売却日に施行されている関税表が適用される。

第 18 条

損傷を受けた商品に対しては、税関申告の登録日の価額を基準とする関税表が適用される。

セクション III - 禁止と制限

第 19 条

税関申告は本加盟国に出入りする全ての商品について提出されねばならない。提出があ

った後、商品は最寄りの税関で税関当局に提示されることになる。

第 20 条

本加盟国に入国する海上輸送手段は、積載量にかかわらず、その受け入れのために指定された海港（港湾）以外の場所に投錨することは禁じられる。ただし、緊急時又は不可抗力が生じた場合は例外とされるが、このような場合には船長は直ちに最寄りの税関、又は、警備施設にその事実を通報しなければならない。

第 21 条

積載量が 200（海）トン未満の船舶で、禁制品又は制限品、あるいは高額の関税が課される商品を積載している船舶は、海上関税地域内に入ることも、海上関税地域内で船積活動に係わることも許されない。ただし、海上で緊急事態又は不可抗力が発生した場合は例外とされるが、その場合、船長は迅速に最寄りの税関、又は、警備施設にその事実を通報しなければならない。もっとも、税関手続きが終了している商品が本加盟国の地方の海港内で輸送される場合は除く。

第 22 条

本加盟国に発着する飛行機は税関が設けられていない空港を離着陸することは許されない。ただし、不可抗力が発生した場合は例外とされるが、その場合、機長は迅速に最寄りの税関、又は、警備施設にその事実を通報し、また、その通報を受けた税関の承認を得て報告書を提出しなければならない。もっとも、他の規則（法）又は決定に別段の定めがある場合はこの限りではない。

第 23 条

陸上輸送手段は、税関が設けられていない地域を通過して入出国することは許されない。

第 24 条

本規則（法）又は任意の他の規則（法）又は決議の規定により、税関当局は、国内の管轄当局の承認にもとづく場合を除くほか、禁制品又は侵害商品の入国許可、通過又は出国並びに任意の制限品の入国、通過又は出国を禁止する

セクション IV - 商品の識別要素（出所、価値、種別）

第 25 条

輸入品は、効力を有する国際及び地域の経済協定の枠組み内で採択された原産地規則に従って、原産地の証明を求められる。

第 26 条

関税が適用される商品の価値は、施行規則に定められた規則と原則に従って計算される。

第 27 条

識別要素としての価値の承認には、以下の条件が必要とされる。

1. 税関申告には詳細な原産地インボイスを添付しなければならず、また、局長又はその代理は、認証済みの原産地インボイス、及び、必要な書類が提出されなかった場合には、保証日から90日以内に当該書類を提出するという保証と引き換えに、通関手続きの終了を承認することができる。
2. 商品の価値は、第26条に定められた規則に従って、その価値を反映する原産地インボイスと必要な書類の全てを提出することで証明しなければならない。
3. 税関は、書類、契約書、通信文、及び、他の関連書類を要求することができるが、その記載内容の全て、又は、インボイスに記載された内容の全てを承認する必要はない。
4. 本局は外国語で発行されたインボイスに対しては、必要に応じて、関税表ならびに他の書類に応じて商品の詳細を明記したアラビア語への翻訳を要求することができ、

第 28 条

輸出品の価値は、税関申告に記載された価格に、商品が税関に到着するまでに要した全ての経費を加えたものとする。

第 29 条

関税表（HS コード）及び注記で取り扱われていない商品については、世界税関機関（WCO）が推奨する分類方式に従って分類される。関税表の国内向け副標題に該当する商品については、会議の加盟国の統一関税の範囲内で分類される。

セクション V - 輸入と輸出

第 I 章：輸入

1. 海上輸送

第 30 条

海上から本加盟国に輸入された商品は、積荷目録に記入されていなければならない。

- a) 船長が署名する積荷全体に係わる 1 つの積荷目録は、以下の事項を記載して作成されなければならない。

- (i) 船の名称と国籍及び記録された積載量
 - (ii) 該当する場合、商品の種別、その総重量、及び、ばら積み品の重量。商品が禁じられている場合にも、有りのままの説明を記述しなければならない。
 - (iii) 荷物とその構成品の数、梱包の説明、その標章と数量
 - (iv) 荷送人と荷受人の名前
 - (v) 商品が積み込まれた海港の名称（積荷港）
- b) 関税地域に入船したとき、船長は管轄当局に対して積荷目録の原本を提出しなければならない。
- c) 港に入船したとき、船長は税関に以下の事項を提出しなければならない。
- (i) 積荷目録
 - (ii) 船の消耗品（ロジスティクス）と船員の荷物、及び、所持品の目録
 - (iii) 旅客者の名前の一覧
 - (iv) 当該港で降ろされる商品の一覧
 - (v) 税関規則の適用を受けて税関が求める船荷書類の全て
- d) 公休日を除いて、入港後63時間以内に積荷目録と必要書類を提出しなければならない。

第 31 条

積荷目録が定期的に運行される船（船舶）、又は、港に回送業者が存在しない船（船舶）のものである場合、あるいは、帆船のものである場合、積荷目録は船積み港で本局によって裏書きされねばならない。

第 32 条

- a) 船の積荷及び全ての海上輸送手段の積荷は、港の関税地域で荷降ろしすることができる。いずれの船も、税関の監督の下でのみ荷降ろし、又は、積み替えを行うことができる。
- b) 荷降ろし、及び、積み替えは局長が定めた条件に従って完了しなければならない。

第 33 条

船長、回送業者、又は、その代理人は、本規則の第 54 条の規定に従って、税関の保管所に商品が運び込まれるまで、又は、許可された場合は所有者によって商品が受領されるまで、荷物と構成品の個数に不足が生じたとき、又は、ばら積み品の数量に不足が生じたとき責任を負わねばならない。

第 34 条

積荷目録の記載数と比較して、荷降ろし前の荷物と構成品の個数に不足が生じたとき、又は、ばら積み品の数量に不足が生じたとき、船長又はその代理人は、その不足について

正当な理由を明らかにし、そのような不足が海上関税地域の外部で発生したことを証明しなければならない。書類を一度に提出できない場合、本局の権利を確保するための保証証の提出と引き換えに、書類提出のために6ヶ月を超えない期限を認めることができる。

2. 陸上輸送

第 35 条

陸上から輸入された製品の税関手続きは、最初の税関で完了させるものとする。ただし、局長の決定により必要とされたとき、他の陸上の税関に付託されることもある。

第 36 条

- a) 陸上輸送手段の積荷全体の積荷目録は、輸送業者又はその代理人によって作成、署名されねばならず、また、局長が定めた条件に従って、その輸送手段、積荷、及び、他の全ての事項について適切な記載が行われねばならない。
- b) 輸送業者又はその代理人は、入港後直ちに、港湾当局に積荷目録を提出しなければならない。

3. 空輸

第 37 条

本規則の第 22 条の規定に従って、本加盟国の国境を横切る航空機は指定された経路を飛行せねばならず、また、税関が設けられている空港にのみ着陸しなければならない。

第 38 条

航空機の貨物の積荷目録は、本規則の第 30 条の a、b、c、d の各項に規定された条件に従って、機長が作成、署名しなければならない。

第 39 条

機長又はその代理人は、本規則の第 38 条で述べられた積荷目録と一覧を税関係官に提出しなければならない。また、航空機の到着時に税関にこれらの書類を引き渡さなければならない。

第 40 条

飛行中は商品を航空機から放出し、又は、投下してはならない。ただし、安全上の理由から必要な場合は、他の関連規則に定められた規定に従って、税関にそのような行為を通知した場合は除く。

第 II 章：輸出

第 41 条

積み込まれた商品又は荷降ろしされた商品の輸送手段の所有者は、本加盟国を離れるとき、本章の第 1 節の規定に従って、積荷目録を税関に提出しなければならない。ただし、局長は、具体的な場合に応じて、この条件の例外を認めることができる。

第 42 条

商品の輸出者は輸出品を管轄税関に搬入し、詳細な申告を行わなければならない。陸上の国境に向かう輸送業者は、税関に立ち寄らずに搬送することは許されない。

第 III 章：郵送

第 43 条

本規則（法）の規定に従って、また、適用されている他の国際郵便協定及び施行されている国内規則に従って、商品は郵送で輸入又は輸出される。

第 IV 章：一般規定

第 44 条

- a) どのような方法で集約されたものであろうと、複数の封をされた荷物は、積荷目録で単一の荷物として記載されてはならない。コンテナ、パレット、及び、トレーラーに関して、局長は必要な指示を出す。
- b) 単一の積荷を分割することは許されない。ただし、分割しても国庫に損失をもたらさない限り、妥当な理由が存在する場合、局長はそのような分割を許すこともできる。

第 45 条

本規則の第 32 条、第 33 条、及び、第 34 条の規定は、商品の荷降ろしと積み替えに関して、陸輸及び空輸に適用されるものとする。運転手、機長、及び、輸送業者は陸輸及び空輸で欠品が生じた場合、その責任を負わねばならない。

第 46 条

本局は通関手続きにおいて電子データ交換（EDI：Electronic Data Interchange）を使用することができる。

セクション VI - 通関手続きの手順

第 I 章：税関申告

第 47 条

関税（税）が免除される場合であっても、商品の通関手続きを行うとき、GCC 諸国の枠組み内で認められる書式に従って、税関規則の適用に必要な全ての事項を記載し、また、適用される税と関税の徴収を可能とするように、また、統計にも役立つように記載して、税関申告を税関に提出しなければならない。

第 48 条

本規則の第 27 条の第 1 項の規定に従って、局長は税関申告に添付される書類、及び、記載事項を指定しなければならない。また、必要とされた書類が不備であった場合にも、規定された条件に従って、そのような書類の提出を保証する書面、あるいは、現金又は銀行保証と引き換えに通関手続きの完了を認めるものとする。

第 49 条

登録後は、税関申告の内容を変更することは許されない。ただし、申告者は税関申告が検査に付される前に、税関に書面で訂正を申請することができる。

第 50 条

商品の所有者又はその代理人は、税関申告の提出に先立って商品を確認することができ、また、必要に応じて所長から許可を得て、税関の監督のもとでそのサンプルをとることができる。そのようなサンプルにも関税（税）が適用されねばならない。

第 51 条

商品の所有者又はその代理人以外の関係者は、管轄当局又は管轄権を有する司法機関を除いて、税関申告の閲覧等は許されない。

第 II 章：商品の審査（検査）

第 52 条

指定された税関係官は、局長の指示に従って、税関申告の登録後、商品全体について、又は、その一部について審査を行わねばならない。

第 53 条

a) 商品の審査は税関で実施しなければならない。ただし、特定の場合には、そのような審

査は局長が定めた規則に従って、税関の外部で実施することもできる。

- b) 審査場所への商品の移送、及び、包装の除去と再梱包、また、審査に必要な他の全ての作業は、審査場所に商品が到着するまで責任を負うものとされる商品の所有者の経費負担で行われる。
- c) 税関の保管所又は審査場所に搬入された商品は、税関の許可なく搬出されてはならない。
- d) 商品を運び込み、審査時に案内を行う者は、税関が承認する者でなければならない。
- e) 税関の許可を得ない限り、商品の保管又は預け入れに使用される倉庫、保管所、格納庫、車庫及び操作場、及び、審査のために割り当てられた場所への出入りは許されるとは限らない。

第 54 条

商品の所有者又はその代理人が立ち会う場合にのみ、審査を実施するものとする。荷物の内容物に不足が生じた場合、そのような不足の責任は以下の定めに従って決定される。

- a) 明らかに適切な包装状態で商品が保管所に置かれており、そのことから出荷前に既に輸出国で内容物の不足が生じていたことが確定できる場合、そのような不足は問題とされない。
- b) 税関の保管所又は倉庫に搬入された商品が、明らかに適切であるとは言えない状態で包装されている場合、保管所及び倉庫の責任を負う企業等は、輸送業者と共に、受入報告書にその事実を記入し、また、重量、内容物、及び、荷物の個数を確認しなければならない。また、商品の安全を確保するために必要な予防措置を講じなければならない。この場合、積荷目録に留保条件が記載されており、輸出国によって裏書きがなされていない限り、輸送業者が責任を負わねばならず、その場合、内容物の不足は問題とされず、問題の追求も打ち切られる。
- c) 商品は明らかに適切な状態の包装で保管所と倉庫に受入れられたが、その後に包装状に問題が生じた場合、保管所に責任を有する企業等が、内容物の不足、又は、該当する場合、すり替えについて責任を負わねばならない。

第 55 条

税関は禁制品又は違法品の存在について疑いをもったとき、検査のために荷物を開封する権利を有する。商品の所有者が具体的に通知された時間に立ち会わなかった場合、当該所有者又はその代理人が不在のときにも荷物の開封は正当なものとしてすることができる。

必要に応じて、税関は商品の所有者又はその代理人に通知を行う前に、商品の検査を行うことができる。そのような検査は、局長の決定によって、この趣旨において設けられた委員会によって実施することができる。また、検査結果の報告書も作成されねばならない。

第 56 条

- a) 税関は専門機関によって商品を調査させ、商品の種別と仕様を確認させ、また、法規の遵守を判定させることができる。
- b) 特定の条件及び仕様が満たされることを必要とする商品については、それが引渡される前に、調査（試験）と検査を行わねばならない。ただし、所長は調査結果が明らかになるまで、処分しないことを確約する適切な保証が得られた場合、そのような商品を引き渡すことができる。
- c) 局長は、検査又は調査によって有害であること、又は、許可された仕様を満たさないことが証明された商品に対しては、その所有者又はその代理人の経費負担により、また、その立会いの下で破棄すべきことを命じることができる。必要に応じて、そのような商品は原産地国に送り返されねばならず、また、その場合には報告書も作成されねばならない。

第 57 条

関税（税）は税関申告の内容に従って徴収されねばならない。物理的な検査によって商品と税関申告の内容に相違（不一致）が見られた場合、必要に応じて、税関が本規則に定める規定料金を徴収する権利を損なうことなく、その検査結果に基づいて関税（税）を徴収しなければならない。

第 58 条

商品の検査によって、又は、提出書類に基づいて税関申告の内容を確認できない場合、税関は検査を中断し、必要な裏づけ書類の提出を要求することができる。

第 59 条

税関は本規則の第 51 条から第 56 条の規定に基づいて、商品の再検査を行うことができる。

第 III 章：旅客に係わる規定

第 60 条

旅客に伴う物品又は所持品は、局長が定めた規則及び取り扱いに従って、管轄権を有する税関で申告し、検査を受けねばならない。

第 IV 章：価値の調整

第 61 条

輸入品の価値に関して税関と当事者の間に生じた紛争を解決するために、局長の決定に従って、政府係官から構成される評価委員会を設けるものとする。当該委員会はその裁量によって、専門家の助力を求めることができるものとする。

輸入者は、裁判所に提訴する権利と抵触することがない限り、税関申告の登録から 15 日以内に、又は、書留郵便で評価通知が当該輸入者に送付された日から 15 日以内に、価値の割り増し決定に対して、評価委員会に申立てを行うことができる。当該委員会は多数決で決定を行い、また、決定は局長の承認を受けて発行する。輸入者は、その不服申立てに係わる委員会決定について書面で通知を受ける。この決定は公正なものでなければならない。

第 62 条

- a) 商品の説明、原産地、又は、他の事由に係わる見解の相違によって商品の価値に関して管轄権を有する税関係官と商品の所有者の間に紛争が生じた場合、その解決のために事案は所長に付託されねばならない。所長が税関係官の見解を支持しても、商品の所有者がこれに不服の場合、事案は局長に付託され、紛争解決を行い、又は、評価委員会への照会が行なわれねばならない。
- b) 税関が定めた関税及び税の総額に等しい金額の保証金を徴収したあとで、商品が禁制品でない場合、所長は商品の引渡しを行うことができる。ただし必要に応じて、照会のために商品のサンプルを一時的に留め置くことができる。そのようなサンプルは、検査と調査で使い尽くされない限り、商品の所有者に返却されねばならない。

第 V 章：関税（税）及び他の料金の支払、及び、商品の引渡し

第 63 条

- a) 商品は関税（税）の適用を受けねばならず、また、本規則に定める関税（税）の支払、及び、税関手続きが完了しない限り、引き渡すことは許されない。
- b) 商品は、局長が定めた手続きに従って、その所有者と正式に認証を受けた代理人に引き渡されなければならない。

第 64 条

関税（税）の徴収の任に当たる税関係官は、本省又は管轄当局が定めた書式に従って、公式の受領書を発行しなければならない。

第 65 条

緊急事態が宣告されたとき、管轄当局又は大臣が定めた保証金と引き換えに、又は、条

件が満たされた場合、商品撤去のための予防措置を講じることができる。

第 66 条

局長が定めた規則及び条件に従って、関税（税）の支払に先立って、また、銀行保証、保証金、又は、保証証の提出に基づく手続きが完了した後で、商品を引き渡すことができる。

セクション VII : 関税（税）の徴収が中断される場合、及び、払い戻し

第 I 章 : 一般規定

第 67 条

局長が下す指示に従って、課された関税（税）に等しい金額の保釈金又は銀行保証が差し出された場合、関税（税）の支払がなくても、商品は国内の他の任意の場所へ輸送、及び、搬入することが許される。

第 68 条

局長が定めた条件に従って、陸揚げ証書の発行により、引渡し金、銀行保証、及び、証券の保管は解除される。

第 II 章 : 通過商品

第 69 条

本規則の第 67 条の規定に従って、また、GCC 諸国の UEA の条項に従って、また、効力を有する国際的合意と適用される法規に応じて、商品を会議諸国の領土を通過させることができる。

第 70 条

通過のための運行は、認証された税関のみで取り扱うことができる。

第 71 条

適用される地域協定又は国際協定の規定に従って、また、局長の指示に従って、商品は輸送業者の責任においてさまざまな輸送手段によって指定された経路を通過することができる。通過輸送の経路及びその条件は、大臣又は管轄当局の決定によって指定される。

第 72 条

商品が税関の間を転送される場合、当事者に対して入港先で詳細な申告書を提出する義務を免除することができる。ただし、局長が定めた条件と書類に従って必要な照会を行うものとする。

第 73 条

大臣又は管轄当局は、他の全ての種別の通過輸送に適用される関税（税）の徴収の一時停止に必要な決定を下さなければならない。

第 III 章：保管所

第 74 条

大臣又は管轄当局の決定によって、税関の内部又は外部に保管所を設けなければならない。そのような保管所の管理に係わる規則と条件は、局長によって定められるものとする。

第 75 条

局長が定める規則と条件に従って、関税（税）の支払がない場合にも、税関の内部又は外部の保管所に商品を保管することができる。

第 76 条

本局は、本規則（法）及び他の効力を有する規則（法）の規定に従って、他の機関が管理する保管所を監督し、管理する権利を有する。

第 IV 章：フリーゾーンと免税店

第 77 条

フリーゾーンは本加盟国の法的手続きを経て設けられねばならない。これに関する規則と条件は、大臣又は管轄当局の決定によって定められる。

第 78 条

- a) 本規則の第 79 条と第 80 条の規定に従って、どのような種別又は原産国のものであろうと外国商品は全て、関税又は税を課されることなく、フリーゾーン及び免税店に持ち込むことができ、また、そこから他の国、又は、他のフリーゾーン及び免税店に運び出すことができる。
- b) 再輸出に係わる輸出制限及び税関手続きに従って、国内から再輸出された外国商品はフリーゾーン及び免税店に搬入することができる。
- c) フリーゾーン及び免税店の商品は、そこに置かれる期間について、いかなる制限も受

けないものとする。

第 79 条

貨物の積荷目録に記載された輸入品は、局長の許可がない限り、また、局長が定める規則と条件に従わない限り、フリーゾーンと免税店に転送すること、又は、持ち込むことはできない。

第 80 条

以下の商品は、フリーゾーン及び免税店で取り扱うことができない。

1. 可燃性物品、ただし、管轄当局の定める条件に従ってフリーゾーンと免税店を監督する当局が運行に必要であると認めた燃料は除く。
2. 放射性物質。
3. いかなる種別であろうと武器、弾薬、及び、爆発物、ただし、管轄当局の許可があった場合は除外される。
4. 商業的及び工業的所有権保護並びに著作権保護に関係する法律を侵害する商品であって、管轄当局が決定したもの。
5. あらゆる種類の麻薬、及び、その派生品。
6. 経済制裁を課された国を原産国とする商品。
7. 本加盟国への持込みを禁じられた商品。そのような商品の一覧は、それぞれの加盟国によって作成されねばならない。

第 81 条

税関は禁制品を検出するために、フリーゾーンと免税店で検査作業を行うことができ、また、密輸品の存在が疑われるとき、書類を点検し、商品を詳しく調べることができる。

第 82 条

フリーゾーン及び免税店の管理者は、本局からの要求に応じて、その管理場所に搬入、搬出される全ての商品の一覧を提出しなければならない。

第 83 条

フリーゾーン及び免税店に置かれた商品は、局長が定める手続き、保証、及びセキュリティ条件に従う場合を除いて、他のフリーゾーンと免税店、倉庫、又は、保管所に転送することは許されない。

第 84 条

適用可能な規則に従って、また、局長の指示に応じて、商品はフリーゾーン及び免税店

から国内に引き揚げられねばならない。

第 85 条

フリーゾーンから税関に運び込まれた商品は、当該商品に含まれる国内産の原材料又は成分について、フリーゾーンへの持込が許される前に関税（税）が徴収されていた場合にも、外国商品として取り扱われる。

第 86 条

国内船舶及び外国船舶は、フリーゾーンから必要な海洋装置を例外なく入手することが許されるものとする。

第 87 条

フリーゾーン及び免税店の管理者は、その職員が犯す全ての違法行為、及び、そのような場所から違法に取り去られた商品に対して責任を負わねばならない。セキュリティ、公衆衛生、密輸と詐欺の取締りに係わる全ての規則及び指示は、これらのフリーゾーンと免税店でも効力を失わないものとする。

第 88 条

国内、又は、国外向けの免税店及びフリーゾーンから輸入された商品は、外国商品として取り扱う。

第 V 章：仮通関

第 89 条

本章又は会議諸国の UAE、及び、他の適用可能な国際協定の規定に基づいて、商品は施行規則に定める条件に従って、関税（税）を徴収することなく、仮通関が認められるものとする。

第 90 条

局長は以下の項目については仮通関を認めることができる。

1. プロジェクトの完成に必要な、又は、そのようなプロジェクトに係わる実験と試験の実施に必要な大型機械と重機
2. 処理手続きの遂行のために輸入された外国製の商品
3. 遊園地、劇場、展示会、及び、類似の催し物のために一時的に輸入される物品
4. 修理のために本加盟国に輸入される機械及び装置
5. 詰め替えのために輸入された容器と包装材料

6. 放牧が許された動物
7. 展示のための商業的サンプル
8. その他、必要とされるもの

上記の物品は、実施規則で定められた仮通関期間に、フリーゾーン、税関、又は、保管所に保管されねばならず、又は、再輸出されねばならない。

第 91 条

車両の仮通関に適用される GCC 諸国の UAE の規定、及び、その他の適用可能な国際的合意は、実施規則で定められた指示に従って遵守されねばならない。

第 92 条

仮通関によって引き渡された物品及び資材は、提出された申告書に記載された輸入の目的と用途を除いて、使用、割り振り、又は、処分することは許されない。

第 93 条

仮通関によって引き渡され、持ち出されたときに見出された商品の欠品は、仮通関時に適用可能な関税（税）の適用を受けねばならない。

第 94 条

仮通関の実際的な適用と供託されるべき保証金に関する条件は、実施規則で規定されねばならない。

第 VI 章：再輸出

第 95 条

関税（税）が徴収されないまま本加盟国に輸入された商品は、実施規則に規定された手続きと保証金に従って、国外又はフリーゾーンに再輸出することができる。

第 96 条

特定の場合には、税関の保管所に置かれていない商品の撤去、又は、商品の積み替えについて、局長の定める条件に従って、波止場から船までの間で許可を得ることができる。

第 VII 章：戻し税

第 97 条

外国商品について徴収された関税（税）は、再輸出の際に実施規則に定める実施規定と条件に従って、その全額又は一部が払い戻されるものとする。

セクション VIII - 免税

第 I 章：関税（税）の適用を免除される商品

第 98 条

GCC 諸国の統一関税表において関税（税）の適用除外が合意された商品については、関税（税）の適用が除外されるものとする。

第 II 章：外交官免税

第 99 条

政府が認定する外交使節、領事、国際機関、及び、外交団の団員と領事館員に係わる輸入は、効力を有する国際協定、法律、及び、命令に従って、相互主義の主義に基づいて関税（税）の適用から除外されるものとする。

第 100 条

- a) 関税（税）の支払完了を本局に通知した後でなければ、本規則の第99条において除外された商品は、その除外に係わる用途以外の目的のために処分又は放棄することは許されない。
- b) 相互主義の主義的取扱いが可能であるなら、本規則の第99条によって除外対象となっている場合、税関の引渡し日から3年後に受益者が商品を処分した場合には、関税（税）は徴収されない。
- c) 以下の場合を除いて、適用除外とされた日から3年が経過する前に、除外適用が行われた車両（自動車）を処分することは許されない。
 - ・ 除外適用の便宜を受けていた外交官又は領事館員が、本加盟国での任務を終了したとき。
 - ・ 除外対象とされた自動車に事故が生じ、運輸当局と本局の双方による共同勧告に基づいて、外交官又は領事館員の使用に適さなくなると判断されたとき。
 - ・ 外交官又は領事館員が他の外交官又は領事館員に売り渡し、新たな所有者が除外適用の権利を有しているとき。

第 101 条

本規則の第 99 条から便宜を受ける個人の除外適用の権利は、国内の公式な場で、その職

務を開始した日から始まるものとする。

第 III 章：軍隊に対する除外

第 102 条

軍隊及び国内の治安部隊の全ての部門について、弾薬、武器、装置、部隊の輸送手段及びその部品、ならびに、他の全ての資材など、当該部門の輸入品は、閣僚評議会、又は、各加盟国の権限を有する機関の決定によって、関税と税を免除されるものとする。

第 IV 章：私物品及び家庭用品

第 103 条

- a) 局長が定める規制と条件に従って、海外に居住する本加盟国の国民、又は、本加盟国に初めて居住するために入国する外国人が本加盟国に持ち込む私物品及び中古の家庭用品は、関税と税の適用を除外される。
- b) 旅客が所有する携行品、及び、寄贈品は、そのような物品が営業用のものでない場合、また、実施規則に規定された規制と条件に適合するものである場合は、関税と税の適用を除外される。

第 V 章：慈善基金（チャリティ）の輸入品

第 104 条

慈善基金（チャリティ）の輸入品は、実施規則に規定された規制と条件に従って、関税と税の適用から除外される。

第 VI 章：返品

第 105 条

以下の商品は関税と税の適用を除外される。

1. 国産の商品であって、以前に国外に輸出されていたが返品されたもの。
2. 以前に国外に再輸出されていたことが証明されている外国産の返品。ただし、再輸出の日から 1 年以内に返品されるものとする。
3. 仕上げのために、又は、修理のために一時的に輸出されていた商品については、局長の決定に従って、そのような仕上げ又は修理によって追加された部分に相当する関税と税が適用されねばならない。

大臣又は管轄当局は、本条項の受益者となるのに満たすべき条件を規定しなければならない。

第 VII 章：一般規定

第 106 条

- a) 本局が規定する条件に従って、税関の保管所及びフリーゾーンからの輸入又は持込が、直接的に行われようと、又は、間接的に行われようと、本章で定められた適用除外の規定は、例外の対象とされる商品に適用される。
- b) 本章で述べられた商品に関税と税が適用されるのか、又は、除外されるのかについて紛争が生じたとき、局長がその紛争解決に当たらねばならない。

セクション IX サービス料金

第 107 条

- a) 税関の構内及び保管所に置かれた商品には、保管、取り扱い、及び、保険の料金が適用され、また、適正な料金で、商品の保管と検査に必要な他のサービスが提供される。ただし、保管料金はいかなる場合にも、商品の見積金額の 50 パーセントを超えてはならない。このような保管所が他の企業等によって運営されている場合、当該企業等はこの関連で定められた条件と料金に従って、そのような料金を徴収することができる。
- b) 商品には、荷積み、密封、調査、及び、その他実施されたサービスの全てについて料金が課される。
- c) 本条項で述べられたサービスと料金、及び、徴税に関する条件は、大臣又は管轄当局の決定によって定められる。

セクション X - 通関業者

第 108 条

通関業者とは、他人の取引に係わる商品を通関させるために、税関申告の作成、その署名、税関への提出、及び、通関手続きの遂行を業とする法人又は自然人である。

第 109 条

GCC 諸国の国民（自然人又は法人）は、本局から認可を得て通関手続きを業として実施する権利を有する。

第 110 条

輸入、輸出、又は、通過を問わず、税関での商品の申告及び税関手続きの遂行は、以下の者によって実施される場合に認められる。

1. 商品の所有者、又は、その認証された代理人であって、認可条件も含めて局長が定めた要件を満たす者。
2. 認可を受けた通関業者。

第 111 条

通関業者又は商品の所有者の名前による荷渡し指図書に裏書きが行われたとき、被裏書人に対する商品の荷渡しについて税関が何ら責任を負うことなく、税関手続きの完了が認定されたとみなされる。

第 112 条

通関業者は、本規則に定める条項に従って、自らの行為について、また、その被雇用者の行為について、輸入者、輸出者、及び、本局に対して責任を負わねばならない。

第 113 条

局長は以下の項目について指示を出すことができる。

1. 通関業者の認可要件
2. 通関業者の代理人に対する認可要件
3. 税関手続き及びその代理人の認可手続き
4. 通関業者とその代理人の義務
5. 通関手続き事務所の開設要件
6. 税関でその業務を行うための認可を得た通関業者とその代理人の数
7. 通関業者の作業が許可されている税関
8. 通関業者とその代理人を不要とするための手続き
9. 各所の税関の間で通関業者の代理人を転属（移動）させる手続き
10. 通関業者とその代理人に対する認可を撤回する手続き
11. 本局の登録簿から認可が削除される場合

第 114 条

本規則の第 140 条の規定に従って、本規則又は他の本規則（法）に定める民事罰又は刑事罰と抵触することがない限り、局長は通関業者及びその代理人に対して、その犯した違反に相当するいかなる罰則も課すことができる。

1. 注意（警告）
2. サウジリヤル（SR）5,000以下の罰金、又は、それに相当する額の他の会議国の通貨による罰金

3. 2年以下の業務活動の停止
4. 認可の取消し、及び、最終的に業務の禁止

このような処罰に対しては、その通知があった日から30日以内に大臣又は管轄当局に不服を申立てることができる。大臣又は管轄当局の決議（判決）は最終的なものである。

第115条

通関業者は記録簿を整備し、税関が定めた条件に従って、他人の取引のために遂行した税関処理の要約を記録しなければならない。記録簿には、税関に支払われた関税、通関業者に支払われた料金、及び、処理に係わる他の経費も記載しなければならない。局長又は認証された代理人は、通関業者から異議を受けることなく、このような記録簿（記録）をいつでも確認するための絶対的な権限を有する。

セクション XI - 税関係官の権利と関税

第116条

- a) 税関係官はその職務遂行において、その権限内で司法職員であるとみなされる。
- b) 任命されたとき、税関係官はその任務の種類を示す本人確認カードを与えられ、要求に応じて提示するものとする。
- c) 税関係官は、職務の性質上必要である場合、指定された制服を着用しなければならない。

第117条

非軍事及び軍事に関係する当局、ならびに、国内の治安部隊は、要求があったとき、税関係官の職務遂行のために必要な全ての助力を提供しなければならない。税関係官は他の公的機関と協力しなければならない。

第118条

税関係官は、職務の性質上必要な場合、銃の携行を許される。大臣又は管轄当局は決定によってそのような係官を指定する。

第119条

何らかの理由によってその職務から解除された税関係官は、自らに託された用品等をその直属の上司に返却しなければならない。

第120条

税関係官に認められる報奨金や手当等は、その職務の性質に基づいて局長が発行する提案

書に基づいて大臣又は管轄当局が行う決定によって定められるものとする。そのような報奨金や手当では、管轄当局の承認があり次第効力を発する。

セクション XII - 関税地域

第 120 条

禁制品、制限品、及び、高額な関税（税）が適用される商品、ならびに、局長の決定によって指定されるその他の商品には、関税地域の規定が適用されるものとする。実施規則では、当該地域の中の輸送条件、及び、必要な書類と手続きを指定しなければならない。

セクション XIII - 税関事案

第 I 章：密輸の捜査

第 122 条

- a) 税関係官は密輸と戦わねばならない。この趣旨から、税関係官は本規則及び他の適用可能な規則（法）の適用を受ける者を捜索し、また、商品と輸送手段を検査する権限を有する。
- b) 女性の所持品検査は、女性の検査官のみが行うことができる。
- c) 密輸品の存在について確かな証拠が存在するとき、及び、管轄当局から許可を得た後で、税関係官は適用可能な規則（法）に従って任意の家屋、倉庫、又は、店舗を捜索する権限を有する。
- d) 税関係官は、その適切な職務遂行において何らかの損害が生じさせた場合でも、その責任は問われない。

第 123 条

許可を得た税関係官は、国内の港に停泊する船舶、又は、そのような港に入港し又は出港する船舶に乗船し、貨物が荷降ろしされるまで船上に留まる権利を有し、また、船舶のあらゆる部分を検査することができる。

第 124 条

許可を受けた税関係官は積荷目録及び本規則に定める他の必要な書類を検査し、提示させるために、関税地域内で船舶に乗船する権利を有する。そのような書類の提出が差し控えられたとき、又は、そのような書類が存在しなかったとき、及び、禁制品又は密輸品の隠匿が疑われるとき、税関係官は該当する商品を押収するために必要な全ての措置を講じることができ、また、当該船舶を最寄の税関に向かわせねばならない。

第 125 条

本局は大臣又は管轄当局が定める規則に従って、税関の内外において、密輸品の捜査（探知）のために適切な措置を講じることができる。

第 126 条

密輸の捜査、商品の押収、及び、立証については、税関係官は以下に該当する場合、本加盟国の領土内で全ての商品を対象として行うことができる。

1. 陸上及び海上（海洋）の双方の関税地域において実施するとき
2. 税関、海港、空港、及び、税関規制に定める全ての場所において実施するとき
3. 密輸が意図されていることが明らかな状況において、当該地域内で目撃された商品について監視付きの移転を継続的に追跡しているとき、陸上及び海上（海洋）の関税地域を超えて実施するとき

第 127 条

税関係官は、犯行が明らかになったとき、直接的又は間接的に税関業務に係わるものであれば、いかなるものであれ文書、書類、記録、通信文、取引契約書、及び、証書を調べ、押収する権利を有する。その実施は船荷取扱会社及び輸送会社の構内において、また、通関業務に係わる自然人及び法人について行うものとする。そのような企業及び人は、前記の書類の全てを、通関業務の完了日から5年間保管しなければならない。

第 128 条

税関係官は、犯行の実行、又は、未遂が疑われる者、あるいは、以下の犯行のいずれかについて犯罪に係わった者を留置することができる。

- a) 密輸
- b) 密輸品の輸送又は入手

第 II 章：押収報告書

第 129 条

税関における密輸に係わる違反及び犯罪の差し押さえ調書は、本規則（法）に規定された実施規定に基づいて作成されねばならない。

第 130 条

違反／犯罪又は密輸が探知されたとき、差し押さえ調書は2人以上の税関係官によって遅滞なく作成されねばならない。ただし、必要に応じて、一人の税関係官によって作成さ

れることも許される。

第 131 条

差し押さえ調書には以下の事項を記載しなければならない。

1. 作成された場所と日時（文字と数字で記入）
2. 犯行を探知した税関係官、及び、差し押さえ調書を作成した税関係官の名前、それぞれの署名、及び、職務内容
3. 犯行者及び密輸の責めを負うべき者の名前、それぞれの国籍、特徴、職業、及び、詳細な住所
4. 押収された商品、その種別と数量、価値と該当する関税表の標題
5. 詳細な事実関係、犯行者及び密輸の責めを負うべき者の供述、及び、該当する場合、証人の供述
6. 差し押さえ調書が犯行者又は密輸に関係した者に読み聞かされ、内容に同意した証しとして署名が行われたこと、又は、署名が拒絶されたことの、差し押さえ調書内の記述
7. 有益な他の全ての書類、及び、商品一覧作成時の犯行者又は密輸の関係者の立会いの有無
8. 禁制品の確認のために管轄当局に押収された密輸品のサンプルが照会された事実
9. 密輸品の送付先の機関名と受領の確認
10. 密輸品が送付された治安機関名と送付の日時の確認

第 132 条

- a) 本規則の第 130 条及び第 131 条に従って作成された差し押さえ調書は、別途立証されない限り、その作成者である税関係官が目撃した要件事実の証拠とされる。
- b) 差し押さえ調書に形式的な不備が存在しても、無効の理由とはされず、また、そのような不備が要件事実に係わるものでない限り、当該税関係官に戻す必要はない。

第 133 条

税関係官は、犯行又は密輸に係わる商品、及び、秘匿に使用された物品を差し押さることができ、また、密輸用途に特に設計されたものでなければ、旅客の輸送を目的とする船舶、航空機、及び、乗合バスを除いて、いかなるものであろうと輸送手段（即ち、ポート、車両、及び、動物）を差し押さることができる。

第 134 条

麻薬などの密輸品、又は、密輸の未遂に係わる商品は、本加盟国で施行されている法規に従って処分されねばならない。

第 III 章：予防的措置

パート I：予防的な差し押さえ

第 135 条

- a) 差し押さえ調書の作成に当たる税関係官は、犯行又は密輸の事実を立証するために、また、関税、税、及び、手数料を確保するために、（犯行又は密輸に係わる）商品を差し押さえることができ、かつ、関係する隠蔽手段及び輸送手段を差し押さえ、また、全ての書類を押収することができる。
- b) 局長は、必要に応じて、管轄当局が発行した命令によって、関税、税、及び、手数料支払の担保として、及び、最終決定及び関係する裁定の実施の保証として、犯行者又は密輸者の資産等について仮差し押さえを執行することができる。

第 136 条

局長は、必要に応じて、また、国庫への支払保証として、関税（税）の納税者又はそのパートナーの資産等に対して関税安全保証の取り扱いを適用することができる。

第 137 条

以下の状況でのみ、逮捕は許可される。

1. 密輸品の現行犯
2. 密輸又は税関違反に係わる差し押さえ、及び、事件関係者に係わる押収を妨げるような、税関係官又は治安職員への抵抗
3. 料金、罰則、又は、負わされる補償金を回避するために、関係者が逃亡する恐れがあるとき。許可を受けた税関係官、又は、治安当局は逮捕状を発行するものとする。逮捕の時から 24 時間以内に、管轄権を有する裁判所に容疑者を引率して行き手続きを行わねばならない。

パート II：密輸の容疑者及び犯人の国外逃亡の防止

第 138 条

局長、又は、権限を有するその代理人は、差し押さえられた商品の価値が、関税、税、及び、手数料に充当するのに不十分であるとき、管轄当局に対して、密輸の容疑者又は犯行者が出国するのを阻止するように要請することができる。

ただし、密輸の容疑者又は犯行者が請求額に等しい保釈金を支払ったとき、又は、差し押さえた商品の価値が請求額の充当に足るものであることがその後に判明したとき、その

ような阻止命令は取消されねばならない。

第 IV 章：税関違反と罰則

第 139 条

本規則に従って徴収された関税当局による罰金と差し押さえ品は、本局の民事補償金とみなされ、恩赦の規定は適用されない。

第 140 条

多重違反が行われた場合は、それぞれの違反について個別に罰金が科される。また、複数の違反が相互に関連し、分離することのできないものであれば多重犯行とされる。

第 141 条

本規則の第 142 条に定められた密輸事件を除き、また、効力を有する国際協定に抵触することがない限り、本規則（法）の施行規則に従って、以下の違反行為には罰金を科す。

1. 輸入と輸出に係わる違反行為
2. 税関申告に係わる違反行為
3. 通過中の商品に係わる違反行為
4. 保管所に係わる違反行為
5. 税関の管理地域に係わる違反行為
6. 仮通関に係わる違反行為
7. 再輸出に係わる違反行為
8. 他の任意の違反行為

第 V 章：密輸と処罰

パート I：密輸

第 142 条

密輸とは、適用可能な法律に反して、又は、本規則又は他の法律に規定された禁止又は制限規定に反して、関税（税）を支払うことなく、商品の全部又は一部を国内に持ち込む、又は、国外に持ち出す既遂、又は、未遂の行為を意味する。

第 143 条

特に以下の行為は密輸とみなされる。

1. 最初の通関港（税関）で商品の手続きを行わない場合。

2. 入出国時に商品を搬送するのに指定された経路に従わない場合。
3. 税関において適用される規則に反して船からの荷降ろし、荷積みを行った場合、又は、海上関税地域を越えて船からの荷降ろし、荷積みを行った場合。
4. 空港外での航空貨物の違法な荷降ろし、荷積み、又は、飛行中の商品の投下、ただし、本規則の第40条が適用される。
5. 旅客が携行する商品を含めて、取引対象となり得る商品を、積荷目録がないまま持ち込み、又は、持ち出しながら税関で申告を行わなかった場合。
6. 入出国時に商品が申告されることなく税関を越える場合。
7. 税関に申告されていない商品が、通常の商品の格納場所として使用されるようには設計されていない場所又は空隙に隠されていたのが発見された場合。
8. 本規則の第VII章に定められた関税が支払われていない状況において、商品が税関から運び出された後で、荷物又は内容の数の増減、変化が発見された場合。この規定は違法に、又は、税関手続きが完了することなく本加盟国を通過する商品に適用され、その場合、輸送業者が責任を負うものとする。
9. 本局が指定する証拠を提出し、関税の未払いを正当化できなかった場合。
10. 税関手続きを完了することなく、フリーゾーンと免税店、税関の保管所、倉庫、又は、関税地域を越えて商品を持ち出した場合。
11. 全部又は一部について関税を回避することを意図して、あるいは、禁止又は制限規定を回避することを意図して、虚偽の、偽造又は捏造された書類又はリストを提出した場合、あるいは、偽造した標章を貼付した場合。
12. 合法的な輸入であることを裏付ける証拠を提出することなく、禁制品又は制限品を輸送又は取得した場合。
13. 合法的な書類をもたないで、関税地域内で税関当局の管轄下で商品を輸送又は取得した場合。
14. いかなる目的であろうと、一時的に輸出された輸出禁止品を再輸入しなかった場合。

パート 2 : 刑事上の責任

第 144 条

密輸について刑事上の責任を認めるには意図の存在が必要とされる。刑事規定を適用する際には、この責任の有無に関する決定を考慮する。特に、以下の事項は刑事上の責任に該当するとみなされる。

1. 主たる犯罪実行者（犯行者）であること。
2. 犯行の共謀者。
3. 教唆した者、及び、介入した者。
4. 密輸品の所有者。

5. 密輸に使用される輸送手段の所有者、運転手、及び、手助けをした者であって、密輸に関与したことが立証された者。
6. 密輸品が置かれている店舗や場所の所有者、又は、借家人、あるいは、その店舗や場所に密輸品が存在するのを承知していることが立証された受益者。

パート 3 : 罰則

第 145 条

本加盟国で適用可能な他の規則に規定された、より重い罰則と抵触することがない限り、密輸及び類似の犯行、及び、その未遂は以下の規定に従って処罰される。

1. 密輸された商品の関税（税）額が大きい場合、適用される関税（税）額の 2 倍以上かつ商品の価値の 2 倍以下の罰金、及び、1 ヶ月以上ただし 1 年以下の拘禁刑、あるいは、そのいずれかの処罰が適用される。
2. 上記に該当しない商品の場合、適用される関税（税）額の 2 倍以上かつ商品の価値以下の罰金、及び、1 ヶ月以上ただし 1 年以下の拘禁刑、あるいは、そのいずれかの処罰が適用される。
3. 密輸された商品が関税（税）を免除された商品である場合、商品の価値の 10 パーセント以上、及び、その価値以下の罰金、及び、1 ヶ月以上ただし 1 年以下の拘禁刑、あるいは、そのいずれかの処罰が適用される。
4. 密輸品が禁制品である場合、商品の価値以上かつその 3 倍以下の罰金、及び、6 ヶ月以上ただし 3 年以下の拘禁刑、あるいは、そのいずれかの処罰が適用される。
5. 密輸品の没収、又は、商品が差し押さえられなかった場合、その価値に相当する罰金。
6. 密輸に使用されることが意図され、又は、そのために調達された場合を除いて、船、飛行機、列車、及び、乗合バスなどの公共輸送手段を除いて、密輸に使用された輸送手段、及び、道具や資材の没収、又は、商品が差し押さえられなかった場合、その価値に等しい罰金。
7. 再犯の場合、処罰は倍加することができる。

第 146 条

密輸者が逃亡し、又は、逮捕できなかつたとき、局長は商品と押収した輸送の手段を留め置くことができ、また、本規則のセクション 14 の規定に従って売却することができ、また、密輸者が逮捕されなかつたとき、売却から 1 年が経過した後で、その代価は政府に納入されねばならない。この期間に密輸者が逮捕され、又は、告訴されたとき、また、商品の没収が命じられたとき、没収命令は売却の代価に適用されねばならない。

第 VI 章 : 訴追（追跡）

パート I : 行政的訴追 (追跡)

第 147 条

- a) 局長は未支払の関税 (税) と罰金の徴収のために必要な命令を出すことができる。
- b) 徴収命令に対する異議申し立ては、その通知があった日から 15 日以内に本局に行うことができる。ただし、求められた金額を銀行保証又は現金で供託した場合を除いて、異議申し立てによって命令 (判決) の執行が停止されてはならない。

第 148 条

- a) 本セクションの第 5 章に規定された罰金は、局長又はその認証された代理人の決定によって課すものとする、
- b) 犯罪者又はその代理人には、管轄当局から書面で科される罰金が通知される。犯罪者は、通知の日から 15 日以内に罰金を払わねばならない。

第 149 条

前条で述べられた処罰命令 (判決) については、その指定期間内に大臣又は管轄当局に不服を申立てることができ、大臣又は管轄当局は、処罰命令の追認、修正、又は、取消しを行うことができる。

パート 2 : 密輸に対する訴追

第 150 条

密輸の提訴は、局長から書面による要求があった場合にのみ、見直しを行うことができる。

パート 3 : 調停的裁定 (和解)

第 151 条

- a) 局長、又は、その認証を受けた代理人は、提訴の前であっても、審理中であっても、また、第一審の判決が下される前であっても、当事者から書面による要求があったとき、密輸事件について和解 (裁定) を行うことができ、それをもって本規則の第 145 条に定める全ての税関罰則と罰金の適用に代えることができる。
- b) 和解裁定のマニュアル (要覧) は大臣又は管轄当局の決定によって発行される。

第 152 条

第 150 条の規定に照らして、調停的裁定（和解）については以下の条件に従うものとする。

1. 密輸品は高額な関税（税）が適用される商品である場合、関税（税）の 2 倍以上で商品価値の 2 倍以下の罰金。
2. それ以外の商品である場合は、関税（税）の金額以上かつ商品価値の 50 パーセント以下の罰金。
3. 密輸品には関税（税）が適用されない場合、商品価値の 10 パーセント以上かつ商品価値の 50 パーセント以下の罰金。
4. 密輸品が禁制品の場合、商品価値以上かつ商品価値の 3 倍以下の罰金。
5. 事件に係わる密輸品の没収、引き渡し、又は再輸出（全部又は一部）
6. 密輸に使用されることが意図され、又は、そのために賃貸された場合を除いて、船舶、飛行機、及び、自動車などの公共輸送手段を除いて、密輸に使用された輸送手段、及び、道具や資材の没収

第 153 条

調停が成立したとき、法的措置は放棄される。

第 VII 章：責任と連帯責任

第 154 条

- a) 物証が入手できる場合、犯罪が成立し、密輸の犯罪に係わる民事責任が生じるものとする。善意又は不知は考慮されない。ただし、不可抗力の被害者であることを証明した場合、ならびに、何らかの犯行、又は、密輸を犯していないこと、又は、その幫助や教唆をしていないことを証明した場合は被告の責任は免除される。
- b) 民事責任の適用対象には、犯行者と密輸者の他に、共謀者、資金提供者、後援者、受益者、代理人、顧客、貢献者、輸送業者、所有者、及び、荷送人が含まれる。

第 155 条

侵害品又は密輸品が保管されている民間店舗及び敷地の出資者は責任を問われねばならない。民間店舗及び敷地の出資者と被雇用者、ならびに、公共輸送手段の所有者、運転手、及び、助手は、当該侵害品又は密輸品の存在を知らなかったこと、及び、直接的又は間接的な利益に係わらないことを立証しない限り、責任を負わねばならない。

第 156 条

保証人（後援者）は、関税（税）、罰金、及び、主支払人が本局に支払うべき他の支払金につ

いては、その保証範囲で責任を負わねばならない。

第 157 条

通関業者は、税関申告に関して、自らがなした、又は、その認証された被雇用者がなした犯行及び密輸について全ての責任を負わねばならない。ただし、通関業者は、税関申告の際に提出された保証については、自らがなした場合、又は、その保証の保証人となっているのでない限り、責任を負わないものとする。

第 158 条

商品の所有者、被雇用者、及び、商品の輸送業者は、その被雇用者及びその取引のために働く全ての者の行為について、税関が徴収する関税と税、及び、そのような行為の結果に関して本規則で定める罰金と没収に関して、責任を負わねばならない。

第 159 条

遺産相続人には、密輸の共謀者でない限り、（遺産相続の自己の取り分から）死亡した犯行者が支払うべき罰金を支払うべき責任を負わせてはならない。犯行者が死亡したとき、法的措置（訴訟）は放棄される。

第 160 条

国庫に納入されるべき資金徴収に適用される実践規定に従って、支払うべき関税、税、及び、罰金は、犯行者又は密輸の責任を負う者によって共同して支払われねばならない。差し押さえられた商品、及び、該当する場合、輸送手段は支払うべき金額に対する支払担保とされねばならない。

第 VIII 章：訴訟手続き規則

第 161 条

第一審の関税徴収裁判所は、各加盟国に適用可能な法的手法に従って、本局及び税関の双方において設けられねばならない。

第 162 条

第一審の関税徴収裁判所は以下に定める管轄権を有するものとする。

1. 全ての密輸事件、及び、類似事件に関する尋問
2. 本規則（法）及び関係する実施規則の規定に違反して行われた全ての犯行に係わる尋問
3. 本規則の第147条の規定に定める徴収命令に対する異議申立ての審問
4. 本規則の第148条の規定に定める有罪判決に対する異議申立ての審査

5. 裁判所は、本規則（法）のもとで責任を問われる者に対して、裁判所への出頭を保証する
6. る保証人を裁判所に伴うべきことを命じることができ、あるいは、事案処理の終了まで留置を決定することができる。

第 163 条

- a) 第一審の関税徴収裁判所の判決に対しては、各加盟国で適用可能な法的手法のもとで特別控訴（ad hoc appeal）裁判所に控訴することができる。
- b) この裁判所は提訴された事件を審理し、また、多数決で決定を行わねばならない。
- c) 控訴期間は、訴訟当事者が欠席したときは第一審の判決の通知日から、また、訴訟当事者が出席したときは判決の宣告日から 30 日とする。

第 164 条

控訴裁判所が下した判決は最終的なものとする。

第 165 条

税関事案において下された判決、及び、徴収と処罰の命令は、最終的な法律上の地位が定まった後で、犯行者の動産及び不動産に対してあらゆる執行手段を用いて実行しなければならない。

大臣又は管轄当局は、申立てられた金額の支払に充当するために、そのような資産を対象として十分な金額を差し押さえるための命令を求めることができる。

セクション XIV - 商品の売却

第 166 条

- a) 本局は腐敗しやすい差し押さえ商品、及び、欠陥又は漏出が生じた商品、又は、他の商品と施設の安全に危険をもたらし得る状態にある商品については売却する権利を有する。
- b) 相当の減価償却の適用を受ける差し押さえ商品は、局長又はその代理人から許可を得て売却することができる。商品の所有者が商品の売却について通知されている場合、商品の売却は管轄権を有する裁判所から命令を受けることなく、その商品の状態、及び、売却の理由を示す報告書に基づいて行わねばならない。その後、商品を所有者に返却すべきとの判決（命令）が出されたとき、適用される関税と税を差し引いた後で、売却された商品の代価を所有者に支払わねばならない。

第 167 条

大臣又は管轄当局が指定した期間が満了したとき、本局は税関の保管所に置かれた商品、

及び、構内又は埠頭に所在する商品、又は、税関に置き去りに去れた商品を全て売却することができる。

第 168 条

本局は以下の商品等を売却しなければならない。

1. 没収判決、和解、又は、権利放棄書に基づいて税関の資産となった商品及び輸送手段
2. 本規則の第75条に従って指定された法定期間内に税関の保管所から撤去された商品
3. 所有者が不明であり、局長又は管轄当局が指定した保存期間内に何ら請求が行われなかった商品と物品

第 169 条

本局は、本規則の規定に従って売却された商品に生じた損傷に対しては責任を負わない。ただし、本局が売却処理において明らかな怠慢行為を行った場合は、この限りではない。

第 170 条

- a. 本セクションの規定による売却は、大臣又は管轄当局が定めた規則と条件に従って、競売で実行されねばならない。
- b. 商品、物品、及び、輸送手段は、売却手続きにおいて買い手が負担する手数料を除いて、関税（税）及び他の税金を課されることなく売却されるものとする。

第 171 条

- a) 売却の代価は以下のようにして配分しなければならない。
 1. 関税（税）
 2. 売却取り扱いの経費
 3. いかなる経費支出であろうと、本局が負担した支出
 4. 必要に応じて、輸送料金
 5. 他の料金
- b) 売却の日にその輸入が認められた商品については、本規則の（a）項に定める合計金額を差し引いた後で、売却代価の残金は預託金として本局に寄託しなければならない。当事者は売却日から1年以内に払い戻しを請求することができるが、請求がなかった場合は、当該残金は国庫に移管される。
- c). 売却の日に輸入が許されない商品、又は、禁止されている商品は、残金は国庫の資産とされる。
- d). 禁制品、制限品、又は、輸入が許されない商品、及び、和解、刑事的な命令、又は、裁判所の判決（密輸関係）に関して売却された商品については、残金は関税、税、及び、経費を差し引いた後で、本規則の第 172 条の規定に従って分配されねばならない。

第 172 条

税関の罰金に対する支払代金（金額）、及び、差し押さえられた商品又は放棄された商品と輸送手段の価値に対する国庫の取り分は、関税（税）及び経費を差し引いた金額の 50 パーセントとする。その残金は税関報褒章金、又は、税関にとって有益な他の勘定に寄託され、犯行を探知し、差し押さえた個人、及び、その支援者に支払われるものとする。そのような褒賞金の配分規則は、局長からの提案に応じて大臣又は管轄当局が策定しなければならない。

セクション XV - 本局の特権

第 173 条

関税（税）、及び、徴収されるべき他の料金と税、ならびに、罰金、補償金、没収と払戻し金の徴収目的に照らして、本局は 納税者と犯行者の動産及び不動産に対して、破産が生じた場合でも一般的な特権を持つものとし、また、司法経費を除いて、全ての負債に対して徴収の優先権が与えられるものとする。

セクション XVI - 規定

第 174 条

過去 3 年以上前に支払われた関税（税）の払い戻し請求又は提訴は受理されない。

第 175 条

本局は、税関手続きの完了から 5 年が経過したとき、記録、受領証、申告書、及び、他の税関書類を破棄することができる。この期間の経過後は、本局はいかなる企業等に対しても、そのような書類を提示し、又は、謄本を提供する義務を負わない。

第 176 条

本加盟国で施行されている他の規則と法律に抵触することがない限り、起訴が行われなかった場合には、本局に係わる時効期間は以下の通りとする。

以下の 2 つの例では、15 年とする。

- a) 密輸及び類似の行為については、犯行が行われた日から
- b) 密輸事件の判決の執行、及び、類似の行為については、判決が下された日から

以下の例では、請求がなかった場合、5 年とする。

- a) 犯行の捜索については、犯行が行われた日から
- b) 犯罪に課された罰金の徴収と押収については、処罰命令が発行された日から
- c) 税関の過誤によって徴収されなかった関税（税）と他の料金の徴収については、税関申告の供託があった日から

セクション XVII : 最終規定

第 177 条

- a) 局長は、省庁、政府機関、及び、公共機関については、その使命遂行を促進するために、特定の手続きから除外することができる。
- b) 局長は、没収した商品又は放棄された商品、及び、資材について、関心を有する省庁、政府機関、及び、公共機関がその必要性を表明したとき、適切であると判断した価格で売却することができ、又は、大臣又は管轄当局の決定によって、無料で放棄することができる。

第 178 条

GCC 諸国の Financial and Economic Cooperation Committee は本規則（法）の実施規則を承認しなければならず、同規則は各加盟国の法的手法に従って発布される。

第 179 条

GCC 諸国統一税関規則（法）は、施行されたとき、各加盟国で施行されている憲法規則と規制、及び、基本法の範囲内で、そのような法規に反しない限り、それぞれの加盟国で施行されている税関規則に優先するものとする。

附属資料 1.8 - (UAE)

アラブ湾岸諸国協力会議統一税関規則（法）実施規則（仮約）

I. 関税適用における商品の価値

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 26 条の規定に基づいて、関税適用における商品の価値は以下の規則と原則に従うものとする。

第 1 条

I. 一般規定

1. 価値の最終決定が長引くようであれば、輸入者は現金の供託による関税（税）の支払後に、商品の通関を行うことができる。
2. 輸入者は、書面で請求を行ったとき、その商品の関税価値の決定に使用する方法に関する説明書を取得することができる。
3. 輸入者、又は、関税（税）の支払に責任を有する者は、処罰を適用されることなく、決定された関税価値に対して不服の申立てを行うことができる。
4. 評価の趣旨に照らして、秘密情報、又は、秘密取り扱いとして提供された情報は、極秘として取り扱われ、裁判所手続きで要求される範囲内にある場合を除いて、開示することは許されない。
5. GCC諸国の目的港に到着するまでの船賃、保険、及び、他の関連料金は、輸入品の関税価値に追加されるものとする。
6. 関税（税）の支払時期は、通貨交換レートが承認された時点とする。
7. 支払われるべき料金又は支払済みの料金の割引、又は、控除が、商品の輸入日以降に買い手と売り手の間で行われた場合、取引価値を決定する際に、そのような割引、又は、控除は考慮されないものとする。また、以前の積荷に係わる貸方残高は、評価中の商品の関税価値を決定する際には考慮されないものとする。
8. 評価協定は、本条項の解釈と適用のために参照すべきものとする。

II. 関税価値の基本

輸入品は以下の基準に従って、価値が決定される。

1. 税関手続きのために価値決定を行う際の最初の基準は、輸入品の取引価値である。
2. 上記の最初の基準に従って税関価値を決定できないとき、以下の代替的な方法を順次適用することで、その決定を行わねばならない。
 - a) 同一商品の取引価値

- b) 類似商品の取引価値
 - c) 控除価値
 - d) 計算価値
3. 関税価値が上記の方法で決定できない場合、評価協定の一般的な原則と条項に適合する妥当な方法を適用することで決定しなければならない。ただし、一層柔軟な取り扱いを行うものとする。
 4. 輸入者は、逆の順序で「控除価値」と「計算価値」が適用されるように要求することができる。

最初の方法：評価対象の商品の取引価値

取引価値とは、GCC 諸国への輸出のために商品を販売したときに実際に支払われた、又は、支払われるべき値段であり、必要な修正を加えて適用される。

I: 取引価値の条件

取引では以下の条件が満たされなければならない

1. GCC諸国の法律で課される制限、又は、商品が再販される地域を指定する制限、あるいは、商品の価値に実質的な影響を及ぼすことのない制限を除いては、買い手による輸入品の使用又は処分に適用される制限は存在しないこと。
2. 販売価格は、その価値が決定できない条件又は補償の影響を受けないこと。
3. 客観的及び数量的なデータに基づいて、適切な調整を行うことができない限り、直接的又は間接的に、後の段階における輸入者による商品の再販、処分、又は、使用に係わる代価のいかなる部分についても、売り手は権利を有しないこと。
4. 本規則（法）の第2条の第23項の規定によって、取引価値に影響を及ぼすような関係が売り手と買い手の間に、いかなるものであっても、存在しないこと。

II: 取引価値の調整

必要に応じて、以下の事項は実際に支払われた、又は、支払われるべき価格に追加されるものとする。

1. 実際に支払われた、又は、支払われるべき価格には含まれていない範囲で、買い手が負担する経費
 - a) 購入に係わる手数料を除き、手数料と仲介手数料の総額

- b) 税関の取り扱いでは、評価対象の商品と併せて1つのユニットとして処理されるコンテナのコスト
- c) 包装のコスト、労賃又は材料費を問わず
- 2. 直接的又は間接的に輸入品の製造における使用のために、無料又は割引価格で買い手が提供する以下の商品又は役務について、実際に支払われた価格、又は、支払われるべき価格には含まれていなかった場合、当該商品又は役務の経費の適切なパーセンテージ
 - a) 輸入品の製造に使用される資材、パーツ、構成部品、及び、類似の物品
 - b) 輸入品の製造に使用される道具、鋳型、金型、及び、類似の物品
 - c) 輸入品の製造に費やされた資材
 - d) 技術要素、設計、調査、グラフ、図面、及び、輸入品の製造に必要な類似の要であって、GCC 諸国外で利用されたもの
- 3. 実際に支払われた、又は、支払われるべき価格には含まれていない場合、評価対象の商品を販売する条件として、直接的又は間接的に輸入者（買い手）が支払うべき、評価対象の輸入商品に係わる使用許諾料金と権利使用料金
 - 1. 直接的又は間接的に販売者が支払うべき、輸入品のその後の販売、処分、又は、使用に係わる代価の任意の部分に相当する金額
 - 2. 上記第1項と第2項で述べられた事項に係わる金額は、客観的および定量化可能なデータに基づいて含めるようにしなければならない。

第2の方法：同一の商品の取引価値

GCC 諸国への輸出のために販売され、かつ、評価対象の商品の輸出と同じ時期、又は、近い時期に輸出された同一の商品の取引価値。この適用においては、同じ流通段階及び数量で販売されている同一の商品の取引価値を使用しなければならない。

そのような取引事例が見当たらないとき、異なる流通段階及び数量で販売されている同一の商品を、その差異を調整して使用しなければならない。そのような取引事例が見当たらない場合、異なる流通段階及び数量で販売されている同一の商品の取引価値を使用しなければならない。

同一の商品について複数の取引価値が見出されたとき、輸入商品の関税価値を決定する際には、そのような価値の中の最低額を使用しなければならない。

第3の方法：類似商品の取引価値

GCC 諸国への輸出のために販売され、かつ、評価対象の商品の輸出と同じ時期、又は、近

い時期に輸出された類似の商品の取引価値。この適用においては、同じ流通段階及び数量で販売されている類似の商品の取引価値を使用しなければならない。

そのような取引事例が見当たらないとき、異なる流通段階及び数量で販売されている類似の商品を、その差異を調整して使用しなければならない。類似の商品について複数の取引価値が見出されたとき、輸入商品の関税価値を決定する際には、そのような価値の中の最低額を使用しなければならない。

第4の方法：控除価値

評価対象の商品が輸入されたときに、又は、それに近い時期において、ただし、評価対象の商品の輸入から90日が経過する前に、Kingdomの国内市場で最も早く販売された事例のうち、非当事者に最大の（卸売りの）数量で同一又は類似の商品が（輸入時と同じ状態で）販売されたときの単価に従って関税価値を決定する。ただし、GCC諸国内の仕向港に商品が到着した後で発生する以下のコストと経費は控除されねばならない。

1. 通常支払われている、又は、支払われるべき手数料、又は、Kingdomで販売されている同一のクラス又は同種のクラスの輸入品に係わる一般的経費と利益の相当分として通常追加される追加費用
2. 国内の輸送及び保険の経費、及び、他の関連経費
3. 関税（税）

同一商品であろうと、類似商品であろうと、輸入商品が国内市場で輸入時とは異なる状態で販売されているとき、輸入者から要求があったとき関税価値は、この方法の第1項、第2項、及び、第3項に規定された控除に加えて、輸入に対する加工と仕上げに係わる付加価値についても適切な控除を行うのと合わせて、輸入品がそのような加工の後でGCC諸国の非当事者に販売された事例の中で販売総量が最大の場合の単価に基づくものとする。

第5の方法：計算価値

計算価値とは、商品の原産国で発生する、以下のようなさまざまな経費の総額である。

1. 輸入品の製造において使用された材料と生産工程、又は、他の加工処理のコスト又は価値
2. 輸出国の生産者がGCC諸国への輸出のために製造した商品であって、評価対象の商品と同一のクラス又は同種のクラスの商品の販売に通常反映されるものと等しい一般的な経費と利益の総額
3. 上記の第1項と第2項に含まれない場合、最初の方法のII b)に列挙されたコスト、及び、

梱包のコスト

柔軟な評価方法

既に述べた方法によっては、輸入品の税関価値を決定できないとき、税関価値は、先の5つの方法を再び参照して、ただし、その適用においては一層妥当な柔軟性をもって、評価協定の規定と一般的な原則に即して、妥当な方法を用いて決定しなければならない。

輸入商品は、以下の要素を基準としてその価値を決定してはならない。

1. GCC諸国で製造された商品のGCC諸国における販売価格
2. 輸出国の国内市場での商品の販売価格
3. 最低限の、随意の、又は、虚構の価値
4. 第5の方法によって定義された計算価値とは異なる生産コスト
5. GCC諸国以外の国への輸出における商品の価格、又は、
6. 通関目的において、2つの代替的価値のうち高額な方の受入を提供するシステム

II. 仮通関

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 89 条～第 94 条の規定に基づいて、仮通関は以下の条件と手続きに従うものとする。

第2条

- a) 本規則の第 89 条～第 90 条に定める商品は、実施規則に述べられたように、課された関税（税）の徴収を一時停止して、更新を許して6ヶ月間、仮通関扱いとする。
- b) 該当する場合、関税（税）と他の税金（税）は、必要に応じて、又は、局長の指示に基づいて、銀行によって、又は、現金保証によって確保されるものとする。
- c) 当該商品を国外に再輸出した場合、又は、フリーゾーン、税関の保管所、又は、倉庫に供託したとき、あるいは、国内消費のために提供された場合、かつ、局長が規定した手続きに従って必要な関税（税）の支払があったとき、仮通関状態は終了する。

大型機械と重機の仮通関

第3条

- a) 市場では入手できない大型機械と重機であって、プロジェクトの完成に必要とされ、又は、そのようなプロジェクトに関係する実用試験及び科学試験の実施に必要とされ

る機械の仮通関は、プロジェクトの完成にもっと長い期間が必要とされない限り、更新を許して6ヶ月間、即ち、6ヵ月後にさらに同程度の期間、ただし最長3年間を超えない範囲で仮通関が認められる。

- b) プロジェクトがこのような規則に基づく仮通関の恩恵を受けるには、政府の利益のために完成されるプロジェクトの1つでなければならず、又は、その趣旨からその完成のためにそのような機械設備の国内搬入が必要とされる投資計画でなければならない。

第4条

- a) 仮通関は、予備品、タイヤ、電池、及び、他の資材などプロジェクトの消耗品には適用されない。
- b) 許可された機械又は装置の種別と明細は、本局から承認を得た後でなければ変更できない。
- c) 機械及び装置の使用は、許可に係わるプロジェクトの完成までに制限される。

第5条

そのプロジェクトの完成に必要な機械及び装置の仮通関を申請する企業等は、以下の手続き等を行なわねばならない。

1. 実施されているプロジェクトの基本となる取引について締結された契約又は合意書の謄本を政府機関に提出する。
2. 仮通関において認められた書式に従って税関申告を作成し、必要な事項を全て記入し、本規則（法）で求められる書類を添付する。申告は全ての税関手続きに従って行われねばならない。
3. 税関申告の登録日に、必要な関税（税）額に等しい現金供託又は銀行保証を、仮通関手続きの必要を満たすために提出する。

仕上げ及び再輸出のための商品の仮通関

第6条

仕上げ及び再輸出目的の外国商品は、課される関税（税）の徴収を一時停止して、1年以下の期限で本加盟国への仮通関を認められるものとする。

第7条

局長は本規則（法）の第90条で述べられた商品の他の種別について、仮通関のために満たされるべき条件を定める指示を出さねばならない。ただし、仮通関の期限は6ヶ月以内とする。

外国製車両の仮通関

第8条

外国人旅行者の車両（GCC 諸国に登録された車両を除く）は、以下の条件に従って、仮通関を認められるものとする。

1. 自動車通関手帳（IPC）の適用を受ける車両の場合は6ヶ月
2. IPCの適用を受けない車両の場合は、当事者が支払われるべき関税（税）額に等しい現金供託又は銀行保証を提出したとき、3ヶ月の期間が認められ、また、同等期間の更新が可能とする。

第9条

- A). 車両に仮通関の便宜が認められるには、以下の条件が満たされねばならない。
1. 車両は免許を受けた国で公式に登録され、その事実を証明する書類が存在すること。
 2. 車両の免許は有効であり、輸出用のナンバープレートを取り付けていないこと。
 3. 本加盟国で承認された保険会社が提供する保険であって、仮通関期間中に本加盟国の領土で適用される保険を提示すること。
 4. 関税（税）を保証するために、認証された IPC を提示すること。
- B). 自己の車両について仮通関許可を望む者が本規則の受益者となるには、以下の条件を満たさねばならない。
1. 申請者は、車両の所有者であるか、又は、登録国で発行され、適正に認証された特別な認可のもとで運転を許可された者であること。
 2. 自動車の登録国の国民でないとき、登録国に現実の住居を有すること。
 3. 有効な運転免許を有すること。

第10条

- a) 本規則の条項の受益者となるには、IPC が税関当局によって承認されねばならず、また、当該車両が仮通関を認められる期間にわたって有効でなければならない。
- b) IPC によって車両の仮通関を認められる際には、以下の手続きを遵守しなければならない。
1. 仮通関許可の番号、日付、及び、期間をIPCの上に記入する。
 2. 入国及び出国の際にカルネから該当するクーポンを切り離す。

第11条

本加盟国の大学又は研究機関で学ぶ学生又は奨学資金資格者（GCC 諸国の国民以外）は、

その車両が有効な IPC による保証を受けているとき、その大学在籍期間中又は奨学資金資格期間中は仮通関の期間の更新を許される。

第 12 条

税関は本規則に定める規定に基づいて、車両に仮通関を認めねばならない。

第 13 条

- a) 仮通関許可証には、車両と当事者に係わる全ての事項を記載しなければならない（即ち、プレート番号、車体番号、エンジン番号、車両の型式と色、ならびに、当事者の名前、国籍、及び、パスポート番号）。
- b) 外国製の車両の仮通関の手続きは、税関の 1 つを通して車両が本加盟国を出国したとき、又は、フリーゾーンに移管されたとき、又は、税関当局の承認に従って正規の関税（税）を支払って国内での使用のための通関処理が行われたときに終了する。

III. 商品の再輸出

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 91 条の規定に従って、本加盟国に持ち込まれた外国商品を再輸出する際の手続き、条件、及び、保証は以下の通りとする。

第 14 条

関税（税）の支払なく本加盟国に輸入された外国商品に、再輸出を認めることができる。以下の商品はこれに該当するものとする。

1. 税関の倉庫から引き取られなかった輸入商品
2. 関税（税）相当の現金又は銀行保証が行われたのと引き換えに、一時的に引渡しが行われた輸入品で、引渡しの日から 6 ヶ月以内に再輸出が意図されている商品
3. 仮通関手続きに従って、本加盟国に輸入された商品であって、その所有者が再輸出を意図している商品
4. 関税（税）徴収の一時停止に伴う取り扱いの 1 つにおいて、保管所に供託されている商品

第 15 条

- a) 商品の再輸出は、商品の特徴的な要素の全てを記載した再輸出申告書に基づいて行わなければならない。そのような申告は局長の指示に基づいて作成されるものとする。
- b) 税関の承認を受けた場合、商品の輸入者でなくても商品を再輸出することができる。
- c) 再輸出申告書には、商品の輸入に用いられた税関申告書の番号を記載しなければならない。
- d) 商品は統一税関規則（法）に規定された税関検査と手続きに従わねばならない。

第16条

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 97 条の規定に従って、GCC 諸国外に再輸出された外国商品から徴収されていた関税（税）は、以下の条件に従って、払い戻されねばならない（戻し税）。

1. 輸出者（再輸出者）は、その名前で外国商品の輸入を行った者でなければならず、又は、それ以外の者であるとき、自ら商品を購入したことを税関当局に疑いの余地なく立証できる者でなければならない。
2. 関税（税）が払い戻されるべき再輸出商品の価値は、5,000米ドル（又は、等価の国内通貨額）以上とする。
3. 外国商品（日用品）は関税（税）の支払日からグレゴリオ暦で1年以内に再輸出されねばならない。戻し税の要求は、再輸出の日からグレゴリオ暦で6ヶ月以内に行われねばならない。
4. 再輸出されるべき外国商品は、商品特定の便宜のために、また、輸入書類との突合せの便宜のために単一の託送貨物に係わるものでなければならない。ただし、税関当局に対して、その出荷が同一の託送貨物の一部に該当することを疑いの余地なく証明できたときは、単一の託送貨物を一部積載方式で再輸出することが許される。
5. 戻し税の要求は、GCC諸国外からの輸入後、国内では使用されず、輸入時と同じ状態にある外国商品について行われねばならない。
6. 戻し税は、輸入された外国商品に実際に支払われた関税（税）額を限度としなければならない。
7. 外国商品の再輸出後、また、再輸出に必要な全ての書類を検証した後で、関税（税）を払い戻さねばならない。
8. 承認された統一（単一の）税関申告は、関税（税）の払い戻しが行われるべき商品のGCC諸国外への再輸出に使用されねばならない。
9. 単一窓口の適用が行われ、また、外国商品に課される関税（税）について共通に実施される徴収と割り当てが行われたとき、このような条件は直ちに実施されねばならない
10. このような条件は、適用されてから3年後に見直さねばならず、金融経済協力委員会はそのような条件の解釈と改正に関する権限を有するものとする。
11. 任意の加盟国で執行されている規則、手続き、及び、法律と抵触したとき、これらの条件が優先するものとする。

第17条

- a) 再輸出された商品を搬送する輸送手段は、税関封印、及び、覆い（キャンバス）、ロープに関する規定、ならびに、移動に適用される他の規定を受けねばならない。
- b) 商品は規定された期間内に再輸出されねばならない。

- c) 再輸出すべき商品に課される関税（税）は、現金又は銀行保証によって保証されねばならない。

第 18 条

以下にあげる証拠の 1 つを提出したとき、再輸出申告は履行済みとされて清算され、その保証は解除される。

1. 出国側の税関で管轄権を有する係官が署名、捺印した再輸出申告の謄本であって、商品が出国したことを証明するもの
2. 管轄権を有する係官が署名、捺印した再輸出申告の謄本であって、商品がフリーゾーンに搬入されたことを示すもの。
3. 目的国の管轄当局が認可した陸揚げ証書であって、再輸出された商品の輸入完了を証明するもの。

IV. 旅客に属する携行品と寄贈品の例

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 103 条(b)の規定に照らして、旅客に属する携行品と寄贈品を免除する条件は以下の通りとする。

第 19 条

旅客に属する携行品と寄贈品の価値が SR 3,000 以下の場合、又は、GCC 諸国の通貨の 1 つで等価の金額の場合、関税（税）の適用は免除される。

第 20 条

この例外が適用されるには、以下の要件が満たされねばならない。

1. 携行品と寄贈品は個人用途であり、非営利とみなされる数量であること。
2. 旅客は頻繁に税関を出入りする旅行者ではなく、又は、その所有物を扱う商人ではないこと。
3. タバコの免除については、その最大限度は400本以下とする。

第 21 条

この規則の第 18 条及び第 19 条で述べられた免除規定から恩恵を受ける携行品と寄贈品は、GCC 諸国統一税関規則（法）、及び、各加盟国の国内法規で規定された禁止と制限に関する規定に準拠しなければならない。

V. 慈善基金（チャリティ）の輸入品に対する関税（税）の免除

GCC 諸国統一税関規則（法）の第 140 条の規定に照らして、チャリティの輸入品に対する

関税（税）免除の条件と規制は以下の通りとする。

第 22 条

- a) 免除の受益者であるチャリティは、本加盟国の管轄当局に登録しなければならず、また、その設立の目的は人道分野、社会分野、教育分野、科学分野、又は、宗教分野における役務提供でなければならず、又は、他の任意の慈善的な目的でなければならない。
- b) 政治的な目的を有する協会は、関税（税）適用免除の受益者にはなれない。

第 23 条

関税（税）適用の受益者となるには、チャリティによる輸入は以下の条件を満たさねばならない。

1. その定款に従って行う活動と目的に適した特徴を有すること。
2. 免除されるべき輸入品の数量は、その慈善活動を促進するために実際に必要とされる数量に見合ったものであること。
3. そのような輸入品はチャリティの名前で直接輸入されるべきこと。

第 24 条

- a) チャリティは、その免除の根拠となった用途以外の用途について、免除された輸入品を処分することは許されず、また、チャリティの管理者は税関に対してその責任を負わねばならない。
- b) 関税（税）適用を免除された資材と備品が消費、使用された後で、チャリティがその販売を意図する場合、チャリティは税関当局に書面で申請を行い、必要な検査の実施後に、販売の許可を得なければならない。

第 25 条

管轄当局は事案ごとに、チャリティの輸入品の関税（税）適用除外について、税関当局に意見を述べねばならない。

VI. 関税地域の規定が適用される商品及び同地域での輸送の条件

GCC 諸国統一税関規則（法）の規定に従って、関税地域の規定に係わる商品は、以下のように取り扱われるものとする。

第 26 条

関税地域の規定が適用される商品には、税関が発行し以下の事項が記載された輸送許可証を貼付しなければならない。

1. 当事者の名前
2. 種別、数量、重量、原産地、及び、価格などの特徴的な事項
3. 輸送手段の名称、種別、及び、数量と運転手の名前

第 27 条

- A) 関税地域内での商品の所有は、税関が指定する場所を除いて禁止される。
- B) 消費目的のために関税地域内で所有が許される商品についての通常の要件は、税関当局の決定によって指定されねばならない。

第 28 条

関税地域の規定が適用される商品の違法な輸送、又は、関税地域内での所有または配布は密輸とみなされる。

VII. 税関違反に課される罰金

統一税関規則（法）の第 142 条、第 143 条、第 144 条に抵触することがない限り、また、その第 141 条に従って、税関違反に対しては以下の規則に基づいて罰金が課される。

第 29 条

以下の犯罪に対しては、関税（税）額以上かつその 2 倍以下の罰金を科す。

1. 合法的な理由がないのに一時的に通関が認められた商品の仮通関手続きの完了、又は、税金払い戻しから恩恵を受けた場合、その税関申告（輸出、再輸出）
2. 積荷目録と比較して、正当な理由のない商品の増減
3. 関税の免除又は軽減の適用を受ける資材について、税関当局の承認なく、また、関税規則（法）の第99条、第100条、及び、第104条及び本規則によって課される関税（税）の支払なく、その輸入の理由以外の利用、又は、交換、販売、又は、処分
4. 関税（税）の適用が一時停止されている商品について、税関当局の承認なく、また、関税（税）の支払なく、その輸入の理由以外の処分又は交換
5. 関税（税）の取り戻し、又は、その未遂

第 30 条

以下の違反に対しては、SR 500 以上かつ SR 5,000 以下の罰金、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。

1. 輸入又は輸出に係わる条件又は制限の回避につながる可能性のある輸入者の税関申告。
2. 価値、種別、数量、重量、寸法、又は、原産地に関する輸入者の税関申告であって、本規則（法）の第47条の規定に従って、誤申告によって関税（税）の喪失をもたらす可能

性のある税関申告。

3. 通過申告に記載された経路の変更であって、本規則（法）の第71条（原文誤記）の規定に従って本局の同意を得たものでない変更。
4. 本規則（法）の第30条a、第36条a、及び、第38条の規定に関して、商品の積荷目録の欠如、又は、商品に関する複数の積荷目録の不備。
5. 通過、仮通関、又は、再輸出の申告の履行終了と清算に必要な証書の提出において、本規則（法）の第68条の規定に従って局長が定めた条件に違反した場合。
6. 本規則（法）の第74条と第75条の規定に従って、保管所への商品の供託について、局長が指定した規則と条件に違反した場合。
7. 本規則（法）の第20条、第21条、第22条、及び、第37条に従って、本局が指定した場所以外での船舶の停泊、飛行機の着陸、又は、輸送手段の停止。
8. 本規則（法）の第41条の規定に関して、税関当局から許可を得ることなく、港又は税関国境から船舶、飛行機、又は、他の輸送手段が出発した場合。
9. 本規則（法）の第32条及び第45条の規定に従って本局から同意を得ることなく、商品の運送手段を変更した場合。
10. 本規則（法）の第32条、第40条、及び、第45条の規定に関して、税関当局からの許可なく、又は、税関係官が立ち会うことなく、もしくは、指定された業務時間外に船舶又は他の輸送手段から商品の荷降ろし、又は、商品の引き揚げを行った場合。
11. 本規則（法）のセクションXIIIの規定に従って、職務を遂行し、検査、監査、及び、審査に係わる権利を執行する税関係官の公務を妨げた場合。この場合の罰金は、違法行為に関与した全ての個人に科される。
12. 本規則（法）の第115条及び第127条に規定された期間について、記録及び書類等を整備しなかった場合。
13. 商品の封印を破損し、又は、税関の封印を取り外した場合。

第31条

以下の違反に対しては、SR 500 以上かつ SR 1,000 以下の罰金、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。

1. 輸入時及び輸出時に積荷目録等の書類を提出しなかった場合、ならびに、積荷目録等の書類を本規則（法）の第30条、第36条、第39条、及び、第40条の規定によって指定された期間内に提出しなかった場合。
2. 本規則（法）の第31条の規定に基づいて必要とされるにもかかわらず、荷積み港で税関当局から積荷目録の裏書を受けなかった場合。
3. コンテナ、パレット、及び、トレーラーに関して局長が与えた指示に従って、本規則（法）の第44条の規定に基づいて申告を行ったとき、積荷目録等の書類において、いかなる態様であろうと、まとめられた複数の封印された荷物を単一の荷物として申告した場合。

4. 積荷目録等の書類に必要な事項を記載しなかった場合。
5. 本規則（法）の第40条の規定に関して、アラブ諸国間の郵便協定、又は、国際郵便協定の条項に反して、認可ラベルが付されていない密封小包、又は、ボックスを郵便で輸入した場合。
6. 本規則（法）のもとで出された省決議、及び、指示の規定に対する他の任意の違反

第 32 条

罰金が商品価格の半分を超えない限り、期限を 1 日超過するごとに SR 200、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。この規定は、商品が移動する際に通過する税関、又は、税関申告で規定された満期期間後に商品が発送される税関に対して、通過商品の提出が遅れた場合、又は、再輸出が遅れた場合に適用される。

第 33 条

公共輸送機関の車両及びタクシーの入国が遅れた場合、1 日遅れるごとに SR 200、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。ただし、罰金の金額が SR 1,000、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額を超えないものとする。

第 34 条

仮通関が認められた商品の再輸出について税関申告で規定された期限遵守の違反があったとき、罰金額が商品価値の 20 パーセントを超えない限り、1 週間の遅れにつき、又は、1 週間に満たない場合も SR 1,000、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。旅行者の自動車については、仮通関許可証に規定された期間が満了した後、旅行者の自動車の価格の 10%を超えない限り、1 日の遅れにつき SR 20、又は、GCC 諸国の他の通貨で同額の罰金を科す。

第2部 サウジアラビア

第1章 はじめに

1. サウジアラビアの法制度概要

サウジアラビアの統治基本法（すなわち憲法）の第7条は、次のように規定する。「王国の統治理念はコーランとスンナの教えによるものとし、コーランとスンナ（預言者マホメット言行録）が本法並びに王国のすべての法令を支配する」また、統治基本法では、イスラムの原則を守り、イスラム法を執行することが国家の務めであり、目的であると強調する。

サウジアラビアは、イスラム法域である。イスラム法には、(a) 神聖なるコーラン、(b) 預言者マホメット（彼にアッラーからの平安あれ）の承認及び言行であるスンナ、(c) イスラム法学者の合意であるイジュマー、及び (d) キヤース（類推）の四つの法源がある。サウジアラビアのすべての規則及び法律は、イスラム法に従って解釈される。一般原則と司法上の先例（判例）を確立する機能はシャリア（イスラム）法廷のみに適用される（その目的はイスラム法の適用について整合性を維持するためである。つまり、この機能は不服委員会を含む商業法廷では適用がない）。このようにして、あらゆる商業法廷では先例は法規化されないし公開もされないし、一般に知られることもない。したがって、サウジアラビアでは司法上の先例という概念はないし、商業事件はケースバイケースで決定が行われる。

サウジの現在の裁判所は、いずれもイスラム宗教法廷と呼ばれる最高司法会議、控訴裁判所及び第一審裁判所（一般裁判所及び簡易裁判所）で構成される⁴。また、不服審査委員会として知られる行政裁判機関も存在し、これは主に、(a) 上訴委員会、(b) 控訴法廷、及び (c) 第一審法廷の三つの法廷で構成され、これ以外にも著作権、競争、特許、工業意匠、集積回路、植物品種、租税及び銀行業務紛争などの特別な紛争を扱う行政委員会が存在する。以下では、様々なイスラム宗教法廷及び様々な行政的裁判機関について詳しく説明する。

2. 最高司法会議

この会議には、(a) 死刑判決及び一定の重罪に係る判決の再審査、(b) 下級裁判所を拘束する一般原則及び司法的先例の確立、(c) イスラム法に関する一般原則にもとづいて司法相が見解を述べるべきイスラム法問題の検討、そして (d) 国王又は司法相が付託し

⁴ 2007年に新しい司法制度法が制定され、2010年に施行される見込みである。

た問題の検討及び見解の提出、の主に四つの機能がある。

3. 控訴裁判所

この裁判機関は、下級裁判所（簡易裁判所及び一般裁判所）の行った判決に対する異議申し立てを検討し、審理する。

4. 第一審裁判所（簡易及び一般裁判所）

簡易裁判所：一定の例外を除くハード刑（法定刑）事件、タズィール刑（裁量刑）、犯罪に対するディーヤ（血の賠償金）の三分の一を超えない額の金銭的賠償又は補償金請求事件を審理する。また、簡易裁判所は、8,000 サウジ・リヤル未満の請求も審理する。

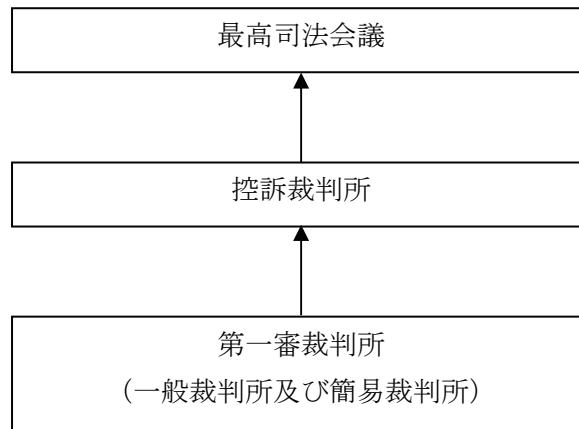
一般裁判所：一般裁判所は、求刑が死刑又は死以外の場合のキサース（同害報復刑）であるような紛争事件、ディーヤ（血の賠償金）の三分の一を超える額の民事請求事件を審理する。

5. 不服審査委員会

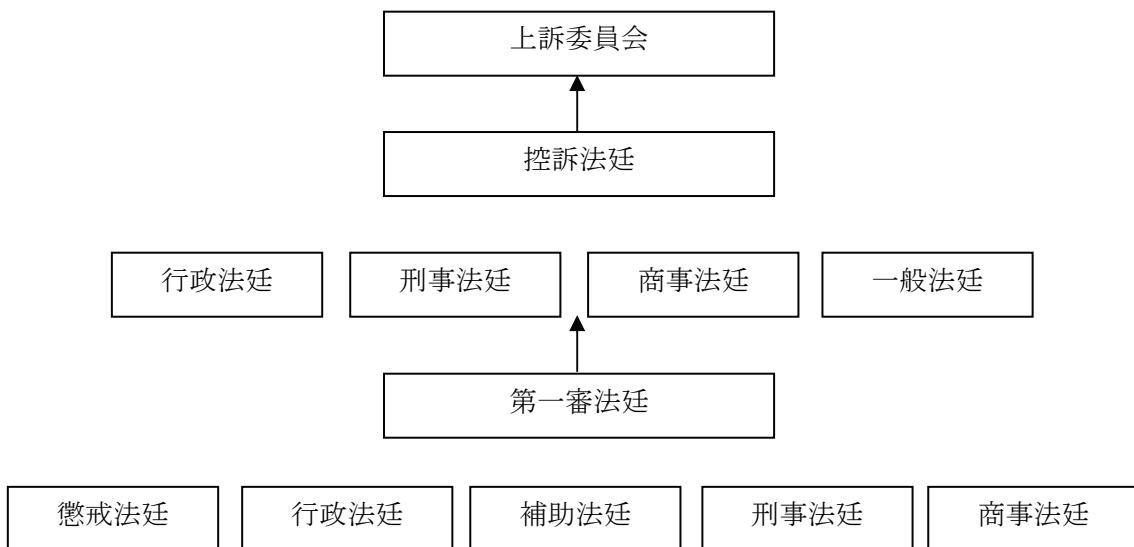
不服審査委員会は、下記の事項に関する管轄権を有する。

- a) 一般公務員、軍人及び年金に関する法律においてそれぞれ定められた政府職員及び使用人、そして独立公益法人及びそれらの相続人及び社会保障受給者の権利に関する事件。
- b) 行政上の決定の対象とされた当事者が行う不服申し立て事件であって、当該不服申し立ての理由が、管轄権の欠如、形式的不備、法律及び規則に対する違反又はその誤った適用または解釈、あるいは、職権の濫用である場合。行政当局が、法律及び規則に従って決定を下すことを却下又は拒絶した場合も、行政上の決定であるとみなされる。
- c) 政府及び独立公益法人の処分の結果として、これに対立する当事者が提起した賠償事件。
- d) 政府又は独立公益法人が当事者である契約に関する紛争の当事者が提起した事件。
- e) 規制捜査局（Bureau of Control and Investigation）が提起した懲戒事件。
- f) 他の行政紛争。
- g) 外国判決の執行請求。

6. イスラム宗教法廷の構造



7. 不服審査委員会の構造



8. サウジアラビアの知的財産法

サウジ法は、知的財産分野における国民及び外国人の権利を保護する。商標侵害の結果として損害を被ったすべての自然人又は法人は、損害賠償を請求できる。侵害に関する専門家が手続きに参加することが許され、商標侵害及び特許侵害に対する損害賠償は懲罰的であり、被害者に対する賠償が規定されている。

また、知的財産権は、商業詐欺防止法の規定によっても間接的に保護されている。同法により、サウジ当局は、模倣品又は使用許諾を得ていない製品のコピーの生産に対して様々な制裁措置を講ずることができる。これらの制裁措置には、特に、これらの製品の押収及び破棄、同法の規定への違反に対する10万サウジ・リヤル（およそ2万6,611米ドル）までの罰金が含まれる。

知的財産事件においては、原告に立証責任があり、違法な製品が押収されない限り、侵害を立証することは困難である。サウジ法の下では、口頭による証拠が文書による証拠よりも重視される一方、この二つを組み合わせれば、相乗効果がある。商標事件の場合、証拠開示手続きにより、被害当事者の立証責任を軽減するような証拠資料及び証拠書類を収集できる。

金銭の支払いを命ずる執行命令は、訴訟の敗訴した当事者に対する差押により実行される。禁止的差止命令及び職務執行令状（法律に従った行為を命ずる命令）の場合、内務省の市民権局（civil right directorates）に執行を命ずる。この命令に従わなかった場合には、違反者の拘禁刑及びその財産の差押が科されることになる。

9. 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマークの登録は、1984年商標規則により規律されている。サウジアラビアは、商品及び役務の国際分類に準拠しているものの、これに様々な制限を加えている。例えば、一定のアルコール類に関係する商標は登録できない。さらに、商標が公序良俗に反する場合には、登録出願が拒絶される。

登録が承認された商標／サービスマーク出願は、官報（Ummulqura）に公告される。それから3か月以内に異議申し立てが行われなければ、所有者は、出願日からイスラム暦（Hijri）で10年間、商標／サービスマークを使用する不可争の権利を獲得する。商標／サービスマークの登録は、さらにイスラム暦で10年ごとに更新できる。登録をするため又は登録の有効に維持する上で、商標を使用することは必須ではない。商標／サービスマークは、これを5年間継続して使用しない場合には抹消されることがある。

サウジ法の下では、登録商標／サービスマークの権限のない使用、同一区分の商品又は役務に模倣商標が貼付された場合、模倣商標が貼付された商品又は役務の保管、販売、販売のための展示又は権限のない宣伝広告の過程で商標／サービスマークを使った場合、罰金又は拘禁刑により処罰される。

商標に関係する侵害手続きは、不服審査委員会が審理する。商工業省又はその部局は、偽造品及び模倣品を押収することができる。しかしながら、商標事件において、民事訴訟が10日以内に不服審査委員会に提起されなかった場合には、予備的措置が無効となる。行政事件は、申し立てのなされた犯罪の実行時から3年以内に審理しなければならない。私人間の事件の場合、このような制限はない。

商標局の決定に対して、商工業省の行政裁判ルートで、また、法律的には不服審査委員会に、不服を申し立てることができる。出願人又は登録に異議を申し立てる利益を有する第三者は、その決定に異議を申し立てる権利を有する。

10. 特許権

1989年サウジ特許規則により、一切の新規な物品、製法（物品又は製法の改良を含む）

及び製品特許を対象とする特許登録制度が成立した。サウジ特許局は、1996年に、1990年の設置以降初めて特許を付与した。

企業を含むサウジ国民又は外国の国民に特許を付与することができる。登録のための形式的要件に適合していれば、出願に出願番号が割り当てられ、出願日が確定する。特許は、付与された日からイスラム暦(イスラムの教えにもとづいた太陰年)で15年間有効であり、これをさらに5年間延長できる。

特許権は、発明者にのみ帰属し、発明者は、この権利を有償又は無償で譲渡することができる。産業的特許は、付与された日から2年以内に実施しなければならず、合理的理由が提示された場合には、2年を超えない期間これを延長することができる。当該期間内に特許を実施しなかった場合には、特許局には、これを完全に実施できる任意の者に、特許を実施するための強制実施権を付与する権限がある。

特許事件は、法律上の管轄権を有する行政委員会が審理する。この委員会は、アブドゥラジズ王科学技術都市に設置される。第三者は、特許に関する決定に対し、特許付与が公表された日から90日以内に異議を申し立てることができる。

11. 意匠

サウジアラビアでは、意匠は工業モデル保護のための法制度を通じて保護がなされ、集積回路のデザインについては回路配置保護の法制度を通じて保護がなされている。

12. 著作権

米国通商代表部からの圧力を受け、サウジアラビアは、1989年に著作権規則を制定した。利害関係者は、この規則が、外国の著作権を保護していないため、範囲がかなり限定されていると主張する。また、これらの規則にエンフォースメント手続き又は登録手続きを扱う効果的な規定がないことにも不満の声がある。1989年著作権規則が制定された後も、米国が、規則を改正し、保護内容に外国著作権も含めるよう要求し続けている点に留意すべきである。

サウジの著作権は、一般に、著作者の生存の間及び死後50年、書籍及び音声及び視聴覚の著作物はそれぞれ25年間保護される。コンピュータ・ソフトウェアも保護されることは間違いないものの、規則は、保護の存続期間を明記していない。

13. 管轄当局

商標の監督官庁

Ministry of Commerce and Industry (商工業省)

Riyadh 11162

Title of Head (代表者の肩書き) : Minister of Commerce and Industry

Tel. : (966.1) 403.55.67

Fax: (966.1) 405.62.92 又は 405.33.14

商標の担当部局

General Directorate of Internal Trade

Trade Mark Section

Department of Internal Trade

Ministry of Commerce and Industry

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General of Internal Trade

Tel. : (966.1) 401.22.22 - ext. 1322

Fax: (966.1) 403.84.21 又は 405.33.14

特許の監督官庁

King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)

P. O. Box 6086

Riyadh 11442

Title of Head (代表者の肩書き) : President of KACST

特許の担当部局

General Directorate of Patents

King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General of Patents

Tel. : (966.1) 488.33.44 / 488.34.44 | / 481.33.39 (Director General)

Fax: (966.1) 481.38.30

著作権の監督官庁

Ministry of Culture and Information

P. O. Box 8752

Riyadh 11492

Title of Head (代表者の肩書き) : Minister of Culture and Information

Tel. : (966.1) 442.56.55

Fax: (966.1) 403.27.80 / 405.33.14

著作権の担当部局

General Administration of Copyright

Ministry of Culture and Information

住所は同上

Title of Head (代表者の肩書き) : Director General

Tel. : (966.1) 442.56.55

Fax: (966.1) 403.27.80 / 435.75.95

第2章 知的財産権の取得

第1節 特許

1. サウジアラビアの特許制度概要

サウジアラビアの特許は、2004年7月17日の勅令第M/27号により発出された特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律（「法」）により規律される。

法の第2章は、サウジアラビアの特許について規定する。特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠の登録は、商工業省が担当し、特許局と呼ばれる特許庁がアブドゥラジズ王科学技術都市に置かれている。

特許庁は、特許が出願されると、ただちに最低限の方式審査を行い、出願番号を割り当て、出願が要件を満たしている場合には出願日が確定する。この手続きは、出願が行われ次第実行され、出願が形式的に整っていれば、通常は、当初審査に問題があって優先日を取得できないおそれはない。

サウジアラビアにおける「発明」には、新規な一切の物、製法又は物又は製法の改良が含まれる。医薬特許も許される。絶対的新規性が、基本的な特許要件となる。

特許は、単一の発明又は単一の発明概念を形成する複数の発明に付与される。特許の存続期間は20年であり、期間の延長に関する規定はない。

サウジアラビアは、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール及びアラブ首長国連邦とともに湾岸諸国協力会議（GCC）の構成国であり、パリ条約の締約国である。

特許紛争及び特許庁の決定に対する不服申し立ては、その目的のために設置される委員会がこれを審理する。

法の第35条は、次のように規定する。

- a) 委員会は、法律専門家3名及び技術専門家2名により構成される。
- b) 構成員は、市の長官により指名される。
- c) 委員会の組織は、1回に限り更新可能な3年の任期で、閣僚評議会の決定にもとづく。
この決定において、法律専門家1名を委員会の委員長に任命する。

法は、さらに次のように規定する。

- a) 委員会は、次を所管する。
 - (i) 保護書類に関連して発出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて。
 - (ii) 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟。
- b) 訴訟当事者には、施行規則にもとづき、委員会に提起された訴訟について通知する。

委員会の決定は、過半数の票をもって発出される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由にもとづいて、訴訟に関する決定を発出することを拒絶してはならない。その場合は、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠する。委員会が発出した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から 60 日以内に、これを不服審査委員会に提起することができる。

委員会は、関係政府機関に連絡を取り、必要と考える説明及び情報を請求することができる。市は、委員会から請求されたときはいつでも、争われている出願又は保護内容に関係するすべての書類及び書面を委員会に提供しなければならない。

委員会は、付託された技術的事項に関して必要とみなすことについて異なる専門機関の助力を求めることができ、また、生じた費用に責任を負う訴訟当事者を決定する。

2. 特許要件

法において、発明は、「発明者が開発した着想であって、技術の分野における課題の解決をもたらすもの」とであると定義される。

発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に当該発明が特許される。工業モデルにも、同水準の新規性及び進歩性が必要とされる。

- a) 発明は、先行する技術水準により予期されない場合に新規であると見なされる。これに関し、先行する技術水準とは、書面又は口頭での開示手段により、使用により、又は当該発明の知識が具体化されるその他の方法により、いずれかの場所で公衆に開示されているものすべてをいう。ここにいう開示は、特許出願日又は優先出願の提出日の前のものでなければならない。公衆への発明の開示が優先期間中に行われた場合は、ここにいう開示であるとみなされない。その他発明の開示に関し、先行する技術の意味及び発明の仮保護に適用される規定に該当しない場合については、施行規則において規定する。
- b) 当該特許出願に関係する先行技術に関して、発明が、当該技術の通常の熟練者にとって自明でない場合には、進歩性を有するものとみなされる。
- c) 発明が、手工芸、漁業及びサービス業を含むいずれかの種類の産業又は農業において製造又は使用することができる場合に、産業上利用可能であるとみなされる。

次のものは特許されない。

- a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- b) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行うための計画、規則及び方法
- c) 微生物並びに非有機的及び微生物学的方法を除いた植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される（主として有機的な）方法
- d) 人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられ

る診断方法であって、これらの方法のいずれかに使用される製品を除いたもの。

(i) 保護のための書類は、その商業利用がイスラム法に違反する場合には、付与されない。

(ii) 保護のための書類は、その商業利用が生命に又は人、動物もしくは植物の健康に有害である場合、又は環境に相当程度有害である場合には、付与されない。

特許出願は、出願後 18 カ月以内に、公開手数料が納付された後に公開される。

現段階において、サウジアラビア特許庁では、いかなる種類の調査も行うことができない。

3. 特許出願

特許出願は、アラビア語で行い、明細書、クレーム、図面及び要約の英訳を添付しなければならない。願書を補うために、願書の提出日から 1 カ月以内に委任状及び譲渡証を提出しなければならない。優先権文書がある場合には、一つ以上の任意の文書の証明された写しを願書の提出日から 3 カ月以内に提出しなければならない。サウジアラビアでは、会社設立証書を提出する必要はない。

実体審査は、サウジ特許庁で行う。

出願人には、審査官によって明らかにされた先行技術を回避するために自らの願書を補正する機会が与えられる。その発明が新規かつ発明的であることを審査官が確信し、また、これ以外の点についても、サウジ商工業省として、法律にもとづいて出願を拒絶するいかなる理由も認められなければ、同省が特許を付与する。

年間手数料が毎年支払われれば、特許の有効期間は 20 年間である。サウジアラビアでは、常に、出願した年の翌年の 1 月 1 日（を含む）までに、また、それ以降も、毎年、翌年の 1 月 1 日（を含む）までに年間手数料を支払わなければならない。

サウジ特許局からの情報によると、これまで 14,126 件の特許出願があったとのこと。しかしながら、しかし外国人とサウジの特許出願の割合は不明である。

また、同特許局はこれまでのところ 1,652 件が特許されたとのことである。これも同様に内外国人の内訳は不明である。

4. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、これに署名し、認証を受け、署名者の国にあるサウジアラビア大使館／領事館の認証を受けなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、これに国外で署名している場合には、認証を受け、法律上政党である旨の証明を受けなければならない。優先権を主張するためには、その根拠として、認証された優先権出願書類の英訳を提出する必要がある。出願人が法人の場合、特許庁では、前記の文書に加え、認証された会社設立証明書も要求する。

政府の公的な特許出願手数料は、出願人が企業の場合におよそ 218 米ドル、出願人が自然人の場合におよそ 109 米ドルである。

5. 譲渡、実施許諾及び強制実施権の設定

特許又は実用新案に係る権利の譲渡は、これを書面により行わなければならない。特許権者が、出願日から 4 年間又は付与された日から 3 年間のいずれか先に期限を迎える期間にわたり、正当な理由なく、自らの発明を利用していないか、これを十分に利用していない場合、特許庁は、強制実施権の申請人が、合理的な商業的条件にもとづき、かつ、合理的な金銭報酬を対価として契約による実施権を取得するための努力を（合理的な期間にわたって）行ったことを証明した場合に限り、その申請に応じ、第三者にこれを付与することができる。

第 2 節 半導体回路配置及び意匠証

1. サウジアラビアの回路配置証及び意匠証制度の概要

サウジアラビアの回路配置及び意匠は、2004 年 7 月 17 日の国王命令第 M/27 号により発出された特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律（「法」）により規律される。

サウジアラビアの法は、回路配置について、「（その少なくとも一つは能動的なものである）集積回路の要素及び集積回路の相互接続の一部もしくは全部の三次元の配置、又は製造目的での集積回路のために準備されたこのような三次元の配置」であり、工業意匠について「二次元の線もしくは色彩又は三次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるもの。ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目的のみによるものでないことを条件とする」と定義する。

また、サウジ法は、回路配置証の保護期間は、出願日から 10 年、又は世界のいずれかの場所におけるその商業的利用の開始から 10 年とし、いずれの場合においても、保護期間は、設計の考案の日から 15 年を超えてはならないと規定する。工業意匠証の保護期間は、出願日から 10 年である。

2. 回路配置証付与の要件

回路配置が独創的、すなわちその考案者自身の知的努力の結果であり、かつ、その考案時において集積回路の設計考案者及び製造者の間で陳腐でない場合には、回路配置証が付与される。陳腐な要素及び相互接続の組合せから構成される設計については、組合せ全体

が独創的である場合に独創的であるとみなされる。

3. 工業意匠証付与の要件

工業意匠は、新規であり、かつ、既知の工業意匠から区別される特徴を有する場合に、工業意匠証が付与される。工業意匠は、登録出願又は優先出願の出願日前に、使用又はその他の方法により、いずれかの場所において目に見える形の公表によって公衆に開示されたことがない場合に新規であるとみなされる。公衆への工業意匠の開示が優先期間中に行われた場合には、いかなる効果も生じない。

4. 意匠証出願

サウジ法は、意匠証出願に一以上の工業意匠を含めることができる（ただし、そのすべてが国際工業意匠分類（ロカルノ分類）にもとづく同じ分類又は同じグループもしくは同じ構成のものであることを条件とする）と述べる。出願人は、各工業意匠につき、所定の手数料を納付し、登録出願を所定の様式で行わなければならない。

5. 意匠証出願の優先権主張

また、サウジ法においては、パリ条約締約国の国又は王国が締約国である国際条約の加盟国の国又は地域の庁における先の出願が、優先権を生じさせるものと認められる。工業意匠に係る優先権期間は6カ月である。

6. 新規性喪失の例外

サウジ法は、次の場合には、工業意匠が開示されても、先行のものの一部であるとはみなされないと規定する。

a) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に先立つ6カ月間に開示が生じた場合。

b) 工業意匠証出願の日に先立つ6カ月の間に、パリ条約加盟国の一つにおける公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合。

7. 半導体回路配置権（集積回路）

集積回路及び回路配置は、2004年に発出された特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律（「法」）により規律される。アブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）が同法を管轄する。

集積回路は、最終又は中間の形態の製品であって、その中で、少なくとも一つが能動的である要素及び相互接続の一部又は全部が一つの材料において統合的に形成されているものであり、その目的が、電子的機能を果たすことであると定義される。また、回路配置は、集積回路の要素（その少なくとも一つは能動的であるもの）及び集積回路の相互接続の一

部もしくは全部の三次元の配置、又は製造目的により、集積回路のために準備されたこのような三次元の配置であると定義される。

集積回路の回路配置を登録するためには、願書を KACST に提出しなければならない。当該設計の登録出願が承認されるためには、以前に商業的に利用されていないか、又は世界のいずれかの地域において商業的に利用された期間が2年以下でなければならない。

回路配置証が付与されるためには、回路配置が、独創的である、すなわちその考案者自身の知的努力の結果であり、かつ、その考案時において、集積回路の設計考案者及び製造者の間で陳腐であってはならない。陳腐な要素及び相互接続の組合せから構成される設計については、組合せ全体が独創的である場合に独創的であるとみなされる。

回路配置の商業利用がイスラム法に違反する場合、又は、生命にとって、又は人、動物もしくは植物の健康にとって有害である場合、又は環境にとって相当程度有害である場合には、回路配置証が付与されない点に触れておく必要がある。

8. 権利者

回路配置の所有者とは、その者の名義で回路配置証が交付された者である。この権利は、相続により、また有償又は無償の他の方法によりこれを移転することができる。保護の内容が複数の者の共同の成果である場合において、これらの者は、別段の合意がない限り、この権利について同等の資格を有する。複数の者が同じ保護の内容を独立して開発した場合において、保護書類は、最初の出願人に付与される。

法は、従業者による回路配置の所有権に関する規定を設けている。

さらに、法の規定によれば、回路配置の内容が、契約の履行もしくは当該内容を開発する努力を行うことを規定する義務条項の履行から生じる場合、又は、従業者がその雇用を通じて利用し得た施設、手段もしくはデータを使用しなかったとすれば、当該従業者が当該保護の内容を開発し得なかったであろうことを使用者が証明した場合、当該使用者は、業務契約に別段の規定がない限り、回路配置の所有者となる。

9. 保護期間

回路配置の保護期間は、出願日から10年、又は世界のいずれかの場所でのその商業利用が開始された時から10年である。いずれの場合においても、保護期間が、設計の考案の日から15年を超えてはならない。

10. 回路配置の利用

譲渡： 回路配置の所有者は、当該配置を第三者に譲渡することができる。この譲渡が有効とされるためには、これを書面にし、証明を受け、KACST の登録簿に登録しなければならない。

使用許諾： 回路配置の所有者は、第三者に対し、その配置の実施を任意に許諾すること

ができる。また、登録された回路配置は、強制実施権の対象ともなる。

11. 任意の実施許諾

所有者は、回路配置の実施を他人に許諾することができる。実施許諾が、第三者に効力を及ぼすためには、所定の手数料を納付し、かつ、局（KACST）の登録簿に登録しなければならない。しかしながら、所有者は、最初の使用権設定契約において別段の条件を定めない限り、保護内容を自分自身で利用する権利及び同じ保護された配置について別の実施権を設定する権利を有する。

12. 強制実施権の設定

KACST は、書面による申請に応じ、回路配置を使用するための強制実施権を第三者に設定することができる。申請人が政府機関であるか又は政府機関により認可された者であり、かつ、公益（特に安全、健康、栄養又は国民経済の他の枢要な分野の発展）に適うこともしくはは非常事態その他の極めて切迫した事情に対応することを目的とする場合、又は公共の非商業的な目的を有する場合を除き、申請が考慮されるためには、強制実施権の申請人が、合理的な商業条件にもとづき、かつ、合理的な金銭報酬を対価として契約による実施権を取得するための努力を（合理的な期間にわたって）行ったことを証明しなければならない。

強制実施権を付与する決定が有効となるためには、実施権が付与される目的にもとづいて、実施権の範囲及び期間を明記しなければならない。実施権については、付与の条件が失われ、かつ、その回復が見込めない場合は、実施権者の合法的な利益に適切な考慮を払ったうえで、これを終了させなければならない。さらに、実施権は、排他的なものであってはならず、所有者には、公正な報酬を裁定しなければならない。

強制実施権が半導体技術の特許に関係する場合は、実施権の目的を一般的な非商業的目的に限らなければならない。

第3節 商標

1. 商標登録制度

サウジアラビアの商標登録制度は、閣僚評議会のイスラム暦 1404 年 5 月 4 日（1984 年 1 月 8 日に対応）付けの決定第 M/5 号により公布された商標法及びその施行規則によってサウジアラビアに導入された。同法は、閣僚評議会のイスラム暦 1423 年 5 月 26 日（2002 年 8 月 4 日に対応）付けの決定第 140 号により公布された商標法によって置き換えられた。

サウジアラビアは、2003年12月11日に工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟し、これが2004年3月11日に発効した。サウジアラビアは、ニース協定の締約国ではないものの、商標の登録のための商品及びサービスのニース協定の分類に準拠しており、2002年から、改訂後の区分42及び新たに設けられた区分43から45を採用している。

2. 商標の定義

サウジ商標法の下で、商標は、視認可能な工業的、商業的、生業的もしくは農業的製品もしくは森林もしくは天然資源の開発事業を区別するのに適当な、もしくは当該商標を付した物品がその製造、選択及び発明もしくはその取引を根拠として商標の所有者に属することを表示するのに適当な、又は一定の役務の提供を表示するのに適当な、識別性のある形状の名称、署名、言葉、文字、番号、図形、記号、証印及び浮彫り銘刻又はその他の標識もしくはその組合せであると定義される。

しかしながら、次に列挙する標識、記章、旗、その他のものは、商標であるとはみなされず、登録されない。

- a) 識別性に欠ける標識であって製品、特徴の説明であるもの、又は単に慣習上製品もしくは役務に付与される普通の名称であるもの
- b) 宗教に反する、又は宗教的な性質の記号と同一もしくは類似の表示、標識又は図形
- c) 以上の構成要素
- d) 公序良俗に反するすべての表示、標識又は図形
- e) 王国もしくは王国が相互主義の取決めを有する国、又は王国が締約国である多国間の国際条約の締約国である国、国際機関もしくは政府機関に属する公の記章、旗その他の標識、名称及び通称又はこれらの記章、旗、記号、名称及び通称の所有者の許可を得ずにこれを模倣したもの
- f) 所有者の認可を得ている場合を除く、王国並びに前項に言及する国及び機関の公式の標識及び証印であって、製品及び役務又はその保証など、これらの管理にかかるもの。製品それ自体又は役務又は類似の製品又は役務に商標を添付する意図を有する場合に限り、この禁止規定が適用される。
- g) 地理的名称。ただし、その使用により製品もしくは役務の出所について誤解を生じるおそれがある場合又は正当な理由なしに出所もしくは原産地名称の独占になるおそれがある場合に限られる。
- h) 名誉学位についての記述
- i) 商品又は役務の出所その他の点について公衆を混同させるおそれがある又は虚偽の情報を含む記述及び架空の商号又は模倣もしくは虚偽の名称を含む商標
- j) 同一又は類似の商品又は役務を指定して登録されていない場合を含む、王国において周知である商標と同一又は類似の商標、そして、王国において周知である商標と同一又は類似であり、同一又は類似ではない商品又は役務を指定して登録されており、そ

の使用により周知商標の所有者の利益を害する商標

- k) 同一又は類似の製品又は役務について他の者が既に出願又は登録している商標と同一又は類似の標識、そして、一定の製品又は役務について登録した場合、他の者の製品又は役務の価値を減ずる標識

サウジ商標局は、三次元の商標の登録を許可しないものの、これを工業意匠として登録することができる。我々の知る限りでは、サウジアラビアにおいて色又は音声は商標として登録された例はない。

3. 商標登録出願

商標法の第4条は、商標の登録出願を行うことのできる自然人及び法人について次のように規定する。

- a) サウジ国籍を有する自然人又は法人
- b) 王国に常習的に居住している外国人であって商業又は専門職活動に従事することを許可されている者
- c) 王国に対して相互主義の待遇を及ぼす国の国民
- d) 王国が締約国である国際的多国間条約の締約国の国民又はその国に居住する者
- e) 公共機関

4. 団体商標

商標の登録は、出願人がサウジアラビアにいる場合にはその者が、又は、サウジアラビアに居住する正式代理人が、特別な様式で、サウジアラビアのリヤドにある商工業省に出願しなければならない。代理人の氏名を記載した委任状も必要となる。委任状は、出願人の権限を有する者がこれに署名し、認証を受け、作成した国のサウジ領事館の認証を受けなければならない。商品又は役務の分類ごとに願書を提出する必要がある。

商業相は、特定の製品の出所、成分、製法もしくは特定の役務の履行又はその他の特性の説明につき、その管理又はその検査を監督する自然人又は法人に対して、団体商標の登録を許可することができる。しかしながら、団体商標を登録できるのは、一定の種類の商品又は役務を扱う経済的事業であって、生産工程自体を実施することなく、これらの事業の共通の利益の実現に努める総合的な連合体もしくは組合又は組織に属するものに限られる。同一又は類似の商品又は役務につき、更新していない団体商標を他の者の利益のために登録してはならない。

団体商標の登録願書は、特別な様式を用いて商標局に提出し、これに次のものを添付しなければならない。

- a) 登録願書に付した商標の描写と同一の商標の複写 10 部
- b) あらゆる修正を含む、登録を求めている連合体、組合又は組織の規約の真正な写し 2 部

- c) 製品又は役務を管理又は検査するうえで、出願人が用いるシステム、及びこれに添えて、その際の実施条件及び要件並びに製品又は役務に商標を使用する方法に関する説明書の写し2部

5. 商標に関する法律事務所及び代理人

出願人が、商標出願書類を作成し、処理する際に、サウジの弁護士を利用することが一般的である。外国の代理人は、サウジアラビアの商標代理人として業務を行うことができない。しかしながら、サウジアラビアにおいて、サウジの弁護士を通じて、またこれとともに、商標代理人として行為する国際的代理人は多い。知的財産法に関する有力な法律事務所及び商標代理人の推奨リストは、Legal 500 (www.legal500.com) 及び International Trademark Association (INTA) (www.inta.org) から入手できる。

6. 出願に際しての要件

商標規則（「規則」）の第2条は、登録願書に次の事項を記載しなければならないと規定する。

- a) 登録願書の商標の指定欄に貼付した登録を求める商標の複製
- b) 出願人の名、姓、住所、国籍及び商号（これを有する場合）。出願人が法人である場合は、その名称、本店住所及び国籍を記載する。
- c) 代理人が出願を行う場合は、その名、姓及び住所を記載する。
- d) 登録を求める商標の説明
- e) 商標の登録を求める製品又は役務及びその区分
- f) 出願人又は代理人の署名。出願人が法人の場合は、これに代わって署名する権限を与えられた者が書類に署名しなければならない。

規則の第3条は、願書に添付すべき次の追加的な必要書類について定めている。

- a) 登録願書に貼付したのと同じ商標の複製10部。
- b) 代理人が出願を行う場合は、委任状の写し及び確認目的の原本
- c) 出願手数料を納付したことの証拠

登録を求める商標に1語以上の外国語が記載されている場合において、出願人は、その公認のアラビア語訳を提出し、これとともにその発音の仕方を示さなければならない。公式の翻訳は、サウジアラビアのどの公式翻訳者でも入手できる。

7. 優先権主張

出願人が、サウジアラビアの締約国となっている多国間国際条約の締約国、又は、サウジアラビアと相互主義の取決めを有する他の国において行った先の出願を根拠として、優先日を主張することが可能である。その場合は、先の出願の日付及び番号並びに出願した国の名を記載した陳述書を願書に添えなければならない。また、出願人は、優先権を主張

する登録出願を提出した日から6カ月以内に、先の出願の提出国の管轄当局及びサウジ外務省を含む公式の認証機関により適正に認証された先の出願の写しを提出しなければならない。そうでない場合は、出願人は当該主張する権利を失う。

8. 審査

出願が完了すれば、提案されている商標が、商標法に定める要件に従った登録資格を有するかどうかを確認するため、登録官が出願を審査する。特に重要な点として、登録官は、これまでに説明した拒絶理由のいずれにも該当しないことを確認する。サウジ商標局には、通常、2～3名の審査官がいる。

主な拒絶理由は、次のようにまとめることができる。

- a) 先に登録されもしくは先に出願された一つ以上の商標が存在すること。審査官は、通常、指定商品又は役務にかかわらず、提案されている商標と同じ区分の類似又は同一の商標を調査する。審査官は、極めて厳格であり、全体の外観、意味及び音につき、混同するわずかなおそれさえ、これを理由にして出願を拒絶する場合がある。審査官は、実際には、商標の違いよりも類似性を検討する。サウジアラビアは、先願主義である。
- b) 識別力がないか記述的な商標
- c) 公序良俗又はイスラム法に違反する商標
- d) 家族名（姓）
- e) 周知商標と類似又は同一の商標。知名度を決定する際は、次の点を検討する。

(i) 商標が、サウジアラビアにおいて真に使用されていたこと。これは、商標の所有者又は所有者の代理人／販売代理店からサウジアラビアの顧客への直接販売の請求書の写しを示すことにより証明できる。サービス商標の知名度は、サウジアラビアで調査を行い、調査に記入した顧客の証言により証明できる。

(ii) 原登録国及び世界中における対応する登録

登録官は、出願について、その出願日から60日以内に決定しなければならない。登録官にとって出願に異議がない場合、出願を承認しなければならない。登録官は、出願を承認するために、一定の条件を満たし又は修正を施すことを出願人に要求できる。登録商標の使用条件が限定された場合、出願人は、これを拒絶することができる。出願人が当該通知の90日以内に応答しない場合は、この期間の満了の日に出願が拒絶されたものとみなされる。

登録官の拒絶決定は、決定の通知から60日以内に商業相に不服申し立てを行うことで、これに異議を唱えることができ、又、商業相の決定により不服申し立てが拒絶された場合には、これが通知された日から30日以内に不服審査委員会（第一審法廷）に上訴できる。

9. 公告と異議申し立て

商標出願が登録官により承認された場合において、商標局は、商標の公告文を作成する。公告文を作成するにあたり、通常は、商標代理人が商標局に協力する。公告文には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 出願人の名称、住所及び国籍
- b) 商標の複製及び説明
- c) 商標の登録を求める製品及び役務並びにその区分

出願人は、登録を承認する決定の日又は上訴の請求内容を承認する商業相の決定から 90 日以内に当該公告文を受け取らなければならない。出願人は、自己の費用により上記公告文を（「Um Al Qura」と呼ばれる）公報に公告し、上記公告文を受け取った日から 6 カ月以内に、公告文を掲載した新聞の写しを商標局に提出しなければならない。さもなければ出願を放棄したものとみなされる。

利害関係者であれば誰でも、公告の日から 90 日以内に不服審査委員会（第一審法廷）に異議を申し立てることができる。異議申し立て人は、異議につき、異議申し立て書の写しを添え、書面により商標局にも通知しなければならない。その場合、商標局は、不服審査委員会が、異議に関する最終決定を下すまで、それ以上の一切の処理を進めてはならない。委員会の決定は、その通知の日から 30 日以内に再審査パネルに上訴できる。

10. 登録

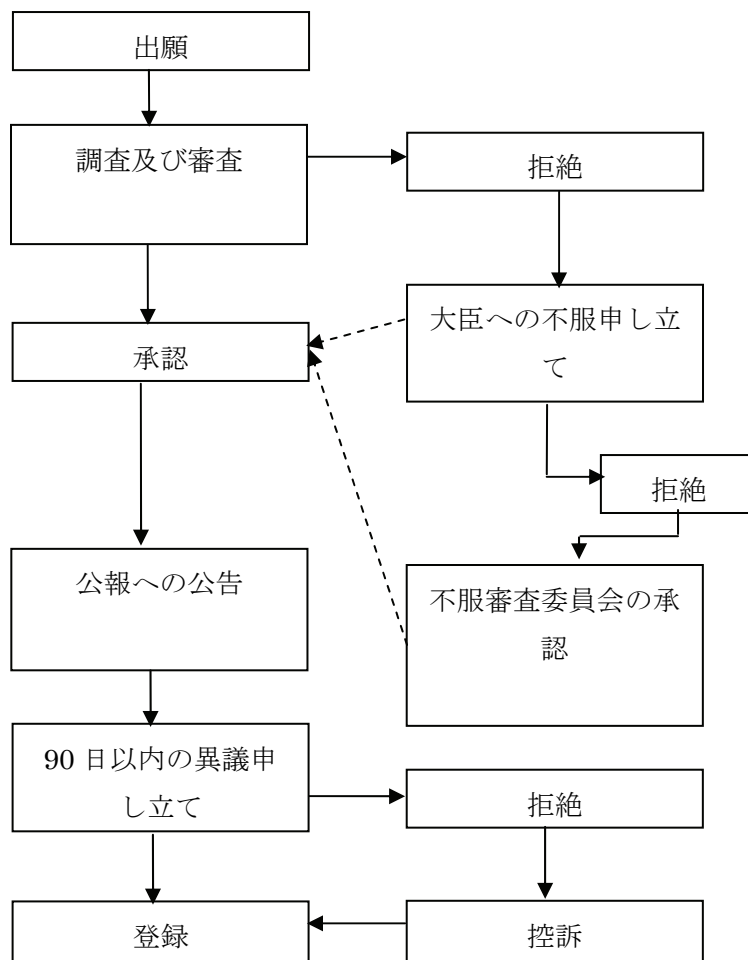
有効な異議申し立てが行わなかった場合、商標局は、商標を登録する。登録出願人は、そのために、商標登録を承認する最終決定の発出から 90 日以内に、商標最終登録手数料を納付しなければならない。登録承認の決定は、公報における公告文の公告後、出願された登録に対するいかなる異議も申し立てられることなく 90 日を経過した後、又は、不服審査委員会が登録承認の最終決定を下したときに、確定したとみなされる。登録手数料を納付しない場合には、出願が無効であるとみなされる。

商標が登録されると、商標局は、次の事項を記載した登録証を出願人に交付する。

- a) 商標登録番号及び日付
- b) 保護期間の開始日及び終了日
- c) 優先日（これを有する場合）
- d) 商標所有者の氏名、住所、国籍及び商号（これを有する場合）
- e) 商標の複製及び説明
- f) 商標の登録を求める商品又は役務及びその区分

すべての商標は、商標局の登録簿に記録しなければならない。商標の登録は、登録簿に記録された出願日から有効となる。

11. 登録のプロセス



12. 登録の時間的流れ

商標出願の調査及び審査は、時系列的に行われる。登録手続き全体が完了するまでには、最低でも8カ月かかる。

13. 更新

登録商標は、出願日から10年間保護される。保護期間の最後の年及びその後6カ月間、登録証の原本及び更新手数料を納付した証拠を添え、商標の更新を商標局に出願することができる。前記期限後又は前記手数料の納付を伴わない出願は無視されるため、更新要件を満たすことが重要である。

要件を満たせば、商標が更新され、その際に再審査は行われぬ。商標局は、次の事項を記載した更新の公告文を作成しなければならない。

- a) 商標の説明
- b) 商標登録番号
- c) 商標の所有者の名前、住所及び国籍

更新が登録簿に記録されるためには、商標の所有者が、自己の費用により更新の公告文を公報 (Um Al Qura) に公告し、当該公告文を掲載した新聞の写しを商標局に提出しなければならない。登録証の原本に更新の通知が刻印され、新しい存続期間満了日が記載され、その商標が更新されたことの証明となる。

14. 料金

次の手続きについては、いずれも 1,000 サウジ・リヤル (およそ 266 米ドル) の手数料を納付する。

- a) 一つの区分の商標の登録出願
- b) 一つの区分の共同所有商標の登録出願
- c) 一つの区分の共同所有商標の審査請求
- d) 一つの区分の一つの商標にかかる登録簿の閲覧
- e) 一つの区分の一つの商標にかかる登録簿の記録項の複写 1 件
- f) 一つの区分の一つの商標にかかる所有権の移転又は譲渡にかかる申請
- g) 一つの区分の商標の使用許諾にかかる申請並びに譲渡抵当を入れることにかかる申請
- h) 一つの区分の商標への変更又は追加 1 件
- i) 一つの区分の商標にかかる手数料の定めのない情報への追加又は変更にかかる申請
- j) 保護期間の経過後 6 カ月の期間内における商標登録の更新申請

次の手続きについては、いずれも 3,000 サウジ・リヤル (およそ 798 米ドル) の手数料を納付する。

- a) 一つの区分の商標の仮保護にかかる申請
- b) 一つの区分の商標の登録
- c) 一つの区分の共同所有商標の登録
- d) 一つの区分の一つの商標の登録の更新
- e) 一つの区分の共同所有商標の登録の更新

15. 有効性と取消

商標が登録されれば、10 年間有効であり、有効期間を無制限に更新できる。第 25 条及び第 26 条は、商標局、第三者又は法律により、登録商標を抹消できる場合について定めている。次の理由がある場合、不服審査委員会に抹消訴訟を提起することで、商標の登録を抹

消できる。

- a) 商標権者が、正当な理由なく、商標を5年間継続して使用しない場合。商標の使用は、真正なものでなければならず、国内の新聞又はメディアを通じて宣伝しただけでは、真正な使用であるとはみなされない。
- b) 商標が、公序良俗に反して登録された場合
- c) 商標が、詐欺又は虚偽の情報にもとづいて登録された場合

サウジアラビアにおいて、登録の抹消訴訟を提起することが一般的ではなく、この環境を改善することが極めて困難である点に留意すべきである。抹消訴訟が完了するまでには1～3年かかる。

また、次の理由がある場合に、法律にもとづいて商標登録を職権により取り消すこともできる。

- a) 商標の登録が更新されなかった場合。
- b) 管轄当局が下した決定に従って禁止されている取引に従事する自然人又は法人が商標を所有する場合。

商標が抹消されると、商標局は、登録の抹消を商標登録簿に記録し、次の事項を記載した公告文を公報に公告しなければならない。

- a) 商標の複製
- b) 商標登録番号
- c) 商標の所有者の名称及び国籍
- d) 登録を抹消する理由

一度抹消された商標は、抹消の日から3年を経過するまで、同一の製品又は役務又は類似の製品又は役務につき、これを他の者の利益のために登録することはできない。ただし、抹消の決定において、これよりも短い期間を定めている場合は除く。従って、抹消訴訟の原告は、抹消された日の直後に自らの商標を登録することを請求する必要がある。

16. 商標の使用

商標を登録する者は、その排他的所有者となる。また、商標の所有者には、他の者が、自らの事前の同意なく、当該商標を使用することを妨げる権利がある。

17. 譲渡

譲渡は、商標の所有権の移転である。出願は、最終的な登録が完了するまで譲渡できない。譲渡が有効とされるためには、これを書面により行わなければならない。特に、製品及び役務の性質、出所、特徴又は履行について公衆に誤解させる意図があってはならない。譲渡は、公告され、登録簿に記録されるまで、その効力を第三者に及ぼさない。

登録簿に譲渡を記録するためには、譲渡人又は譲渡人の代理人が、登録証の原本及び次の事項を記載した当該譲渡を証明する書類を添え、商標局に申請書を提出しなければならない

ない。

- a) 商標登録番号
- b) 譲渡人の名及び姓
- c) 被譲渡人の名、姓、商号（これを有する場合）、国籍及び住所
- d) 所有権の移転する日及び移転の目的とする処分行為
- e) 代理人が申請する場合は、代理人の名、姓及び住所

これを受け、商標局は、次の事項を含む商標権移転にかかる公告文を作成しなければならない。

- a) 商標の説明
- b) 商標登録の番号及び日付
- c) 以前の商標権者の名称
- d) 新商標権者の名称、国籍及び住所

出願人は、前記公告文を自己の費用において公報（Um Al Qura）に公告し、公告文を掲載した新聞の写しを商標局に提出しなければならない。そこで、商標局は、商標登録簿及び登録証の原本に商標権の移転を記録しなければならない。併せて新しい所有者の氏名、住所、移転する理由及びこれを記録した日を記録する。

18. 使用許諾

要するに、使用許諾により、使用権者が、特定の商品又は役務につき、合意した制限の下で、商標を使用することを可能になる。合意する使用権は、専用使用権であっても、通常使用権であってもよいものの、使用権者は、別段の合意がない限り、使用権を他の者に譲渡し、再使用権を設定してはならない。使用権の設定期間は、商標の保護の期間を超えてはならない。

使用権が有効とされるためには、契約を書面により行わなければならない。契約当事者の署名、捺印又は押印が公証されなければならない。使用権設定契約は登録簿に記録しなければならない。上記の手続きに従ってこれを登録簿に記録し、公告しない限り、他の者にその効力を及ぼさない。

使用権設定契約の記録を取り消すためには、使用権設定者が、使用権の満了又は終了の証拠を添えて、申請書を商標局に提出しなければならない。これを受け、管轄部局は、使用権の取り消し申請について他の当事者に通知しなければならない。使用権者には、取り消し請求の通知を受けた日から30日以内に、取り消しに対する異議を不服審査委員会（第一審法廷）申し立てる権利がある。

19. 商標の質入

商標は、事業とともに、あるいは、これとは別に質入することができる。商標の質入が有効とされるためには、これを上記の手続きに従って登録簿に記録しなければならない。

公告すべき質入の公告文には、上記と同一の事項を記載しなければならない。

第4節 著作権

1. 著作権制度の概要

閣僚評議会のイスラム暦 1410 年 2 月 25 日（1989 年 9 月 26 日に対応）付けの決定第 30 号により公布され、イスラム暦 1410 年 5 月 19 日（1989 年 12 月 17 日に対応）付けの国王命令第 M/11 号により発出されたサウジの旧著作権法は、適切な保護が規定されているかどうかという点で十分ではなかった。その結果、旧法は、閣僚評議会のイスラム暦 1424 年 4 月 9 日（2003 年 10 月 29 日に対応）付けの決定第 85 号により公布され、国王命令第 M/41 号により発出された新著作権法によって置き換えられた。新法では、著作権保護が強化されており、著作権侵害者に対する抑止的刑罰を定めている。最高刑が 1 万サウジ・リヤルだった旧法とは異なり、新法では、25 万サウジ・リヤル以下の罰金そして又は 6 カ月以下の拘禁刑を規定している。

また、サウジアラビアは、2003 年 12 月 11 日に文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（「ベルヌ条約」）の締約国となり、これが 2004 年 3 月 11 日に発効した。

2. 著作権の対象

旧法とは異なり、新著作権法は、著作権により保護される著作物の詳細かつ網羅的なリストを掲げている。サウジアラビアにおける保護の範囲は、種類、表現様式、重要性又は制作の意図にかかわらず、次の文学、美術及び科学分野において創作された著作物に及ぶ。

- a) 書籍や小冊子などの書き物
- b) 講義、演説、詩、歌及びその他類似の口述によって伝達される著作物
- c) 動作又は音、もしくはその両方を伴う、演劇、芝居、ショー及びその他類似の上演作品
- d) 放送手段によって、放送又は放映される特定の著作物
- e) 絵画、造形美術作品、建築物、装飾芸術品、刺繍美術品及びその他類似作品
- f) 聴覚及び視聴覚著作物
- g) 手工芸及び工業の応用美術作品
- h) 写真作品及びその類似作品
- i) イラスト画、地形図、デザイン、スケッチ、グラフィック・デザイン、地勢・地形関連造形作品及び建築・科学技術作品
- j) 地勢、地形、建築及び科学関連の立体著作物

- k) コンピュータ・プログラム
- l) 著作物の題名が独創的な特徴を有し、その著作物を示すために通常用いられるような単純な表現でなければ、その題名も本法の保護を受ける。

2次著作物には次のものが含まれる。

- a) 翻訳著作物
- b) 様々な表現形式による、著作物の要約、修正、論評、解釈、その他改変
- c) 文芸、学術又は美術著作物のいずれかにかかわらず、それらの内容を選択、編纂することにより、創造的なものとみなされる辞典及び編纂集
- d) 民間伝承と表現並びに、それらの内容を選択、編纂することにより創造的なものになった当該選択部分
- e) 機械的に読み取り可能であるか、任意の他の方法で読み取ることができるかにかかわらずかその他の形式によるかにかかわらず、選択、編纂により創造的なものとみなされるデータベース

次の著作物は、著作権法の保護範囲に含まれない。

- a) 法令、司法判決、行政機関の決議、国際協定及びその他公式文書。同様に、これら書類の公式翻訳文書も著作権保護から除外されるが、その取り扱いに関しては、特別規則が考慮されるものとする。
- b) 新聞紙、雑誌、定期刊行物及び放送にて公表される日常のニュース又はニュースの性格性を有するイベント
- c) 思想、手続き、事業手法、数理学的概念、原理及び抽象的な事実

3. 著作権の登録

いずれの著作権対象著作物も、その著作物に関する文化情報省の承認を受けた後であれば、サウジ全域の流通業者を通じて頒布できる。承認を受けると、その著作物は、ファハド国王国立図書館に寄託できる。しかしながら、サウジアラビアにおいて入手できる外国著作物の著作権登録に関する具体的又は明確な手続きはまだ存在しない。逆に、公表又は流通を目的とする、サウジアラビアにおいて最初に創作された著作物及びサウジ国民がサウジアラビア国外で創作した著作物は、ファハド国王国立図書館に登録しなければならない。

サウジアラビアは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締約国である。サウジアラビア著作権法の第18条3項によれば、サウジアラビアが締結している、国際著作権保護協定・条約にもとづき保護されている著作権対象著作物は、サウジアラビアにおいても同一の保護を享有する。しかしながら、サウジの関連する規則及び法律、とくにイスラム法に適合する著作物のみが保護を与えられる。

4. 著作権部

著作権部は、著作権対象著作物の侵害に関する告訴を受理し、これを調査する。著作権部の捜査官は、侵害者の販売店を無作為に搜索し、状況報告書を作成し、侵害の申し立てがなされた著作物を押収する。著作権部には、主に次の五つの課がある。

- a) 文学的著作物の保護：この課では、文学的著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- b) 美術的著作物の保護：この課では、美術的著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- c) コンピュータ・プログラムの著作物の保護：この課では、コンピュータ・プログラムの著作物の侵害に関する告訴を受理し、その内容を検討する。
- d) 取り締まり及び捜査：この部は、市場に対する任意搜索を行う。何らかの侵害が存在する場合には、申し立てがなされた著作物を押収し、報告書を作成し、侵害者を捜査する。
- e) 広報：この部では、サウジアラビアにおける著作権保護に対する公衆の意識喚起を担当する。この部は、ワークショップを後援し、これを行い、印刷物の発行及び調査を行う。

5. 著作者

サウジ著作権法は、著作物の著作者を次のように定義する。

- a) 著作物に自己の氏名を表示するか、又は、著作物がその著作者に帰属していることが認識されるその他の方法により著作物を発行する者を著作者とみなす。但し、これに反する証拠がある場合には、この限りでない。
- b) 著作物が著作者の氏名を表示せず、又は、変名により発行された場合、その著作物に氏名を表示した発行人が、著作者の代理人となる。
- c) 聴覚著作物及び視聴覚著作物の創作に関与した作詞家、シナリオ作家、劇作家、監督、作曲家などの者が、それら著作物の著作者となる。

また同法は、複数の者が関与した場合の著作物の創作について扱う特別な規定を設けている。著作権法の第6条は、次のように規定する。

- a) 2人以上の者が一つの著作物の製作に関与し、その著作物に対する各人の寄与が分離できない場合、各人はその著作物の所有権を平等に保有する共同所有者であるとみなされ、書面による別段の合意がない限り、彼らの誰一人といえども著作権を独立して直接行使することはできない。
- b) 2人以上の者が一つの著作物の製作に関与し、その共同著作物に対する各人の寄与が分離できる場合、各人は、別段の合意がない限り、当該共同著作物の利用に何ら損害を及ぼさないことを条件として、自己に帰属する寄与部分を個人的に利用する権利を有する。合同著作物の場合には、その創作を企画、指揮した自然人又は法人がその著作権を行使できる唯一の当事者となる。

民間伝承は国家の公有財産であるため、文化情報省が著作権を行使する権利を有する。

6. 著作権者

サウジ著作権法では、とりわけ従業者が創作した著作物の場合には、誰が著作権者となるかについて具体的な規定を設けていないものの、著作物の著作者が最初の著作権者になるものと推定される。しかしながら、著作者が自らの著作権を第三者に譲渡し、譲受人が著作権の所有者となることは可能である。

7. 権利

サウジ著作権法により著作権者に与えられる権利の内容及び範囲は、侵害を決定するうえで極めて重要である。

8. 著作者人格権

著作物の著作者は、次の人格権を有する。

- a) 著作物を自己に帰属せしめること、また氏名を表示せずあるいは変名により著作物を発表すること。
- b) 著作物に対する権利の侵害に反対し、著作物の切除、変更、追加、歪曲、変形並びに著作物の特性を損ねるその他全ての著作権侵害行為を防止すること。
- c) 自己の裁量により、著作物の修正もしくは切除を行うこと。
- d) 著作物の頒布を取り止めること。

サウジアラビアにおいて、人格権は、著作者の永久的権利であり、廃棄されず、また、時効にもならず、その所有者が死亡し、相続人がいない場合には、文化情報省に帰属する。

9. 商業的な権利（財産権）

著作物の著作者は、次の財産的権利を有する。

- a) 著作物の印刷並びに読み取り可能な形態による発行、録音・録画テープ・CD・電子メモリーへの著作物の記録及びその他手段による配布
- b) 著作物の他言語への翻訳、引用、改変及び録音・録画品の再頒布
- c) 展示、演劇、放送などの可能な手段やその他データ通信網を通じた著作物の公衆への伝達
- d) 文化情報省による事前の認可を受けることを条件として、許容される営利レンタル業などを含む、著作物全般のあらゆる形態の物理的利用

10. 著作権の存続期間

文学、演劇、音楽又は美術の著作物の保護期間は、著作者の存命中並びにその死後 50 年間存続する。共同著作物の保護期間は、共同著作者のうち最後に死亡した著作者の死亡日

から起算される。著作物が複数部又は複数巻から構成され、これらが個別に、又は間隔を置いて発行されている場合、各部と各巻は独立した一つの著作物とみなされ、保護期間はそれぞれ個別に計算される。

著作者が法人の著作物又は匿名の著作物の保護期間は、著作物の発行の初日から50年間とする。50年の期間が満了する前に著作者の名前が判明した場合、文学、演劇、音楽又は美術の著作物に関する規定に準拠する。

聴覚、視聴覚、フィルム、合同及びコンピュータ・プログラムの著作物の保護期間は、その上映又は発行の初日から50年間とし、再度の上映又は発行は考慮されない。

応用美術（手工芸又は工業）及び写真の著作物の保護期間は、その発行日から25年間とする。保護期間は、著作物の発行の初日から起算され、再度の発行日は考慮されない。

放送機関の保護期間は、番組又は放送素材の放送初日から20年間とする。

録音テープの制作者及び実演家の保護期間は、実演又は録音の初日から50年間とする。

11. 著作権の利用

著作権法は、著作物に関する一定の排他的利用権を著作者に与える。著作者が、当該権利を様々な方法で利用することも可能である。最も一般的な利用方法は、利用許諾及び譲渡である。

12. 使用許諾

任意の利用許諾： 著作権を利用するための最も一般的な方法は、一定の条件の下で、著作権対象著作物を使用することを他の者に許諾するために使用権を設定することである。法律には、任意使用権について扱った規定がないものの、法律は、何人も、著作権者と契約を結ぶことなく、著作権対象著作物を使用してはならないと定めている。

強制利用許諾： 次のいずれかに該当する場合、文化情報相は、サウジアラビア王国において最初に発行された著作物の該当する版の発行日から3年を経過した後、これを発行するための利用権を付与することができる。ただし、当該著作物を発行することが公共の利益にかなうと文化情報相が判断した場合に限る。

- a) サウジ国内において原語により発行された著作物の複製物で、公衆と普通・大学教育の需要を満たすだけの十分な量が、国内の類似著作物の価格とほぼ同一価格にて、著作権者から提供されなかった場合。
- b) 需要があるものの、著作権者が提供しないため、原語著作物とそのアラビア語訳の版がすべてなくなっている場合。
- c) 翻訳権者又はその許可による当該著作物の翻訳版が発行されなかった場合。但し、この翻訳版が教材として利用されることを条件とする。
- d) 著作権の利用要請がありながら、サウジ人著作者の法定相続人又はその承継人が、自己に譲渡された権利を、その要請日から1年間にわたり、正当な理由なく利用しなかつた場合。

った場合。

13. 譲渡

譲渡とは、著作権の所有権を移転させる行為である。著作権は、そのすべてもしくは一部を譲渡することができ、書面により行わなければならない。譲渡される時間的及び場所的範囲を限定しなければならない。譲渡が有効とされるために、これを登録する必要はない。将来の著作権を譲渡することは、イスラム法の原則に反するため、無効であるとみなされる。

第5節 その他の権利

1. 商号

商号は、イスラム暦 1420 年 12 月 8 日（2000 年 3 月 13 日に対応）付けの国王命令第 15 号によって発出された商号法及びそのイスラム暦 1420 年 12 月 20 日（2000 年 3 月 25 日に対応）付けの閣僚評議会決定第 2015 号によって公布された施行規則にもとづいて保護される。

企業であれ、事業であれ、パートナーシップであれ、組合であれ、個人であれ、サウジアラビアにおいて商号を使うすべての商人は、商工業省に商号を登録しなければならない。商号は、市民登録簿に記録された商人の名称、新規な呼称又は両方で構成される。また、商業活動の種類に関係するデータをこれに含めてもよい。商号は、いかなる場合も、適切で、誤解を招かず、イスラム法又は公共の利益に反しないものでなければならない。商号は、アラビア語のもしくはアラビア語化された語句でなければならない。海外で登録された外国企業、周知の国際的名称を有する企業及び国内と海外の両方の資本を有する合併企業の名称については、外国語の語句を商号として登録できる。

商号を登録するためには、出願人又はその代理人（代理人の場合には、願書に委任状を添えて提出しなければならない）が、書面によりサウジアラビアの商業登記所のいずれかに出願しなければならない。願書には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 市民登録簿に記載された出願人の名称、その住所及び国籍。出願人が企業の場合には、その名称及び本店の住所を記載する。
- b) 委任状による代理人が願書を提出する場合には、その氏名、住所及び市民登録簿の番号を記載する。
- c) 商号
- d) 商人が、その商号の下で従事する活動の種類

- e) 商人がその商号の下で商業活動を行う場所の住所
- f) 出願人又はその委任状による代理人又は企業に代わって署名する権限を有する者の署名

商業登記所は、商号を変更し又は書類を追加提出するよう求めることができる。登記所は、願書の提出日から 30 日以内に出願について決定しなければならない。登記所が出願を拒絶した場合には、出願人は、拒絶決定が正式に通知されてから 30 日以内に商業相に不服を申し立てることができる。商業相の決定は、その決定の通知を受けた日から 30 日以内に不服審査委員会（第一審法廷）に提訴できる。

出願が承認された場合、出願人は、登記所から公告文を受け取った日から 30 日以内に、自己の費用により、公告文を公報（Um Al Qura）及び国内の新聞に掲載しなければならない。出願人がそうしなかった場合には、出願を放棄したものとみなされる。出願人が、商号の存続期間の満了前に更新出願を行い、更新の根拠となる理由につき、リヤドにある商業登記所の所長又は大臣部局の長の承認を受けた場合には、存続期間を類似の期間更新することができる。

商号は、公告後に商業登録簿に記録され、所有者には登録証が交付される。

商号は、これを他の者に譲渡できる。譲渡が有効とされるためには、これを商業登録簿に記録しなければならない。譲渡人及び譲受人がこの商号の下で所有権の移転及び所有権の移転前及び移転後に引き受ける責任に関する両当事者間の合意を記載した書類を同封しなければならない。譲渡は、所有者の費用により、公報及び国内の新聞に公告しなければならない。

2. 地理的表示

地理的表示の保護について取り扱う特別な法律又は制度は存在しない一方、地理的表示は、商標法の下で保護される。

商標法によれば、地理的表示の使用が、製品又は役務の出所又はその原産地に関する混同を生ずるおそれがある場合、又は、正当な理由なく原産地の通知を独占し、出所を指定するおそれがある場合には、これを登録してはならず、また商標とみなしてはならない。

3. 原産地表示

イスラム暦 1423 年 4 月 14 日（2002 年 6 月 24 日に対応）付けの国王命令第 M/15 号により発出された商業データ法及びその施行規則は、出所又は原産地の表示に関する問題を規律する。

同法は、製品が製造又は生産された場所又は国を、商業上の必須データであるとみなし、あらゆる点において真正かつ消せないような方法で商品又は製品の各単位、その単位の包装、そして複数の単位を収納する容器に添付しなければならないと定める。また、同法は、商標を含め、製品の原産地の地理的範囲が真正の原産地以外のものであるかのように暗示

する一切のデータを製品に添付することも禁じている。

商業データが有効かつ承認されるためには、これをアラビア語で明瞭に記載しなければならない。アラビア語に加え、同じ意味の別な言語で付記することもできるが、アラビア語版が優先される。

サウジアラビアは、2005年に世界貿易機関（WTO）に加盟した際に、輸入許可制度を明確に導入した。サウジアラビアに商品を輸出するためには、原産国を証明する書類に他の書類を添えて提出する必要がある。原産国は、原産地証明及び原産国及び他のデータを記載したインボイスを提出することで証明できる。前記要件を満たさない製品は、原産国に再輸出されるか、輸入業者の費用により破棄される。

4. 植物品種育成者権

植物品種は、2004年に発出された特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律により規律される。アブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）が同法を管轄する。

植物品種は、知られている最下位の部類の単一の植物分類群に属する植物グループであって、育成者権の付与の条件が完全に満たされているか否かにかかわらず、他の植物グループから区別される所与の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特徴の発現により、前記特徴の少なくとも一つの発現により、定義することができ、かつ、変化なく増殖させる可能性に関して一単位とみなすことのできるものであると定義される。

植物品種は、次の場合に登録される。

- a) 新規性： 出願日又は主張されている優先日において、当該品種の増殖材料又は収穫物が、当該品種を利用する目的で、育成者によって又はその同意の下で、次の場所において次の期間、他人に販売され又は他の方法により入手可能でなかった場合。
 - (i) サウジアラビアにおいて、1年を超える期間
 - (ii) 他の国において、4年を超える期間又は樹木もしくは蔓植物の場合は6年を超える期間
- b) 識別性： 出願の時点又は主張されている優先権の時点でその存在が周知の事実である他の品種から明確に区別可能である場合。
- c) 均一性： その基本的特性において十分な均一性がある場合。
- d) 安定性を有し、増殖を反復した後又は各増殖周期の終わりにおいて、その基本的特性に変化がない場合。
- e) 名称の指定： 植物品種は、その属及び種を特定して名称を付けるものとし、かつ、名称は、人が当該品種を特定できるものでなければならない。

植物品種を登録するためには、書面によりKACSTに出願しなければならない。出願人は、先の出願の出願日から12カ月以内に優先権を主張することができる。この主張には、先の出願の出願日及び番号並びに自ら又は自らの前任者がこれを提出した場所を記載した書面による宣言書を添えなければならない。また、出願人は、KACSTに願書を提出した出願日か

ら 90 日以内に、先の出願を行った当局により承認された先の出願の写しも提出しなければならない。

その後、KACST は、所定の手数料の支払いを受けた後、出願日から 18 カ月以内に出願を公告しなければならない。次に、KACST は、出願の形式審査を行い、要件を満たすために追加書類を提出するよう要求することができる。追加書類は、要求された日から 90 日以内に提出しなければならない。形式要件を満たした場合、KACST は、3 カ月以内に公告手数料を支払うよう求める通知を出願人に行い、出願人がそうしなかった場合には、出願が拒絶される。次に、KACST は、実体審査手数料を査定し、この手数料は、これが通知された日から 3 カ月以内に納付しなければならない。そうしなかった場合には、出願が没収される。

名称は、KACST の発行する公報に公告され、いかなる利害関係者も、公告日から 3 カ月以内にこれに異議を申し立てることができる。

なお、サウジアラビアは UPOV の加盟国ではない。サウジアラビアでは植物品種の登録統計はない。

5. 保護期間

植物品種の保護期間は、出願日から 20 年である一方、樹木の保護期間は 25 年である。

6. 強制実施権の設定

KACST は、提出された申請書にもとづき、登録された植物品種を利用するための強制実施権を第三者に付与することができる。強制実施権を付与する決定が有効とされるためには、次の条件にもとづいたものでなければならない。

- a) 公益を保護するために必要であること。
- b) 強制実施権の申請人に財政的及び技術的に能力があること。
- c) 申請人が植物特許の所有者から合理的な条件で実施権を取得することができなかったこと。
- d) 特許の所有者に対する公正な報酬を裁定されること。

7. ドメインネーム

サウジアラビアにおいては、通信情報技術委員会の運営する Saudi Network Information Center (SaudiNIC) 通じてドメイン名を登録できる。SaudiNIC は、サウジアラビアの国別コード・トップレベル・ドメイン (ccTLD) 「.sa」のためのドメイン名空間の管理を担当する非営利団体であり、「.sa」の下で登録されているドメインは、現時点において 1 万 4, 240 ドメインである。なお、ドメインネームの登録は先願主義を採用している。

SaudiNIC の連絡先情報：

Saudi Network Information Center,

General directorate of Internet services
Communication and Information Technology Commission
P. O. Box 75606, Riyadh 11588
Saudi Arabia.
Phone : +966-1-2639392
Fax : +966-1-2639393
www.saudinic.net.sa

ドメイン名は、SaudiNIC 規則により規制される。ドメイン名を登録するためには、特別な出願用紙に記入し、これに出願人のレターヘッドに印字した送付状を添えて SaudiNIC に提出しなければならない。この用紙には、次の事項を記載する必要がある。

- a) ドメイン名
- b) 出願人の詳細な連絡先
- c) 管理部門の詳細な連絡先
- d) 技術部門の詳細な連絡先
- e) 二つの DNS (ホスト名及び IP アドレス)

また、出願人は、サウジアラビアにおいて商標を所有する、もしくは、商号を登録しているなど、提案しているドメイン名に対する権利も証明しなければならない。公式手数料については、「.sa」の下で登録するための手数料は存在しない。従って、ドメイン名登録には、登録期間の満了日がなく、これを更新する必要もない。連絡先に関する情報のみ、更新する必要がある。

SaudiNIC は、次の理由にもとづいて出願を拒絶することができる。

- a) 出願用紙の記入の不備又は不正確な記載
- b) 要件とされる公文書又は法律文書の不提出
- c) ネームサーバにおいてドメイン名が、正しくホスティングされていない
- d) 申請人又は申請内容が、SaudiNIC の規則に適合しない

管理部門のみが、要請書を提出することで、登録を抹消し、連絡先及びサーバー情報を変更できる。団体のドメイン名が登録されると、当該団体が買収又は他の団体と合併しない限り、ドメイン名は譲渡できない。

その団体が解散した場合には、その団体が所有していたドメイン名の割り当てが解除される。ドメイン名をめぐる紛争は、その一切を不服審査委員会（第一審法廷）に提起しなければならない。

第6節 無方式の権利

1. 営業秘密及びノウハウ

知的財産権では営業秘密を十分に保護できない場合、権利者は、自らの権利を守るために、営業秘密保持契約又はノウハウ契約など、他の手段に頼らなければならない。

サウジアラビアには、特に営業秘密を保護するための法律は存在しないものの、これを非開示契約及び秘密保持契約などの契約で防衛することができる。一般に、営業秘密は、登録しなくても保護され、秘密が保持される限り、保護が継続する。

サウジアラビア政府は、2005年に内密の商業情報の保護に関する規則（「規則」）を発出した。しかしながら、サウジアラビアには、営業秘密の保護を独立して扱う法律が存在しないため、営業秘密に対する保護は、まだ弱い。

規則の第1条は、次の事項を営業秘密であるとみなす旨を規定する。

- a) 通常は最終的な形態又は細かい構成要素として知られていない、又は、その種の事業に従事する者が通常は容易に入手できないものである場合。
- b) その内密性ゆえに商業的に価値がある場合。
- c) 正当な所有者が、その現況において、内密性を保持するために合理的な措置を講じている場合。

第5条は、製品の販売承認を得るために薬品又は農薬に関する情報を公務員に開示した場合について規定する。このような場合、公務員は、承認を受けた日から少なくとも5年間、当該情報を不正な商業的使用から保護することを約束しなければならない。ただし、その製品が、その販売の承認後、合理的期間内に取引されなかった場合又は公衆を保護するための緊急の必要性からこれを開示せざるを得ない場合を除く。

サウジ競争法の第13条は、自らの職務に関係する秘密を開示し、又は、利益を直接的又は間接的に実現した公務員を500万サウジ・リヤル以下の罰金そして又は2年以内の拘禁刑に処すと規定する。第8条は、この規定に違反した者に対する訴訟を管轄権を有する裁判所に提起することができ、損害賠償を請求できると定める。

2. 雇用関係における営業秘密

雇用者は、雇用関係の継続中に関するものであれ、終了後に関するものであれ、秘密情報及び競争禁止について明記する規定を契約に含める場合が多い。例えば、雇用者は、通常、被用者が、雇用関係の終了後、所定の期間同一産業に従事するのを防ぐため、これを制限する約束を要求する。しかしながら、サウジアラビアでは、このような条項を執行できない場合もある。

また、サウジ労働法の第56/6条によれば、被用者は、自らが生産する、もしくは、自ら

の生産に直接的又は間接的に寄与する材料の技術的、商業的及び産業上の秘密並びに職務又は施設に関連し、これを暴露すると雇用者の福祉を損なうような一切の職業上の秘密を保持する義務を負う。

サウジアラビアでは、ノウハウ実施許諾契約を含む営業秘密契約に対する違反は、一般に契約違反として扱われる。損害を受けた者は、違反者に対する民事訴訟を不服審査委員会（第一審法廷）に提起できる。損害賠償を請求する場合には、実際の損失額及び損害額のみが認められる。

3. 不正競争

不正競争を規制するサウジ法はないものの、不正競争の防止は、イスラム暦 1425 年 4 月 26 日（2004 年 6 月 14 日に対応）付けの国王命令第 138 号により発出されたサウジ競争法及びその施行規則により執行することができる。

同法は、反トラスト及び独占について扱うものの、公正な競争に反するとみなされる活動を規定することで、不正競争について間接的に扱う規定を設けている。施行規則の第 6 条は、不正競争であるとみなされ、競争法の規定に反する活動を規定する。競争相手に対して不正に有利になることを狙いとする活動又は他の事業者が効果的に取引すること不正に妨げる活動は、一般に禁じられている。

損害を被った者は、競争法に対する違反者を、5 名の委員で構成される委員会に告訴することができる。施行規則の第 20 条によれば、この委員会が、刑罰として拘禁刑が適当であると考えた場合、その事件を不服審査委員会（第一審法廷）に付託する。委員会の決定に対しては、これが通知された日から 60 日以内に不服審査委員会に提訴することができる。

同法の第 18 条は、管轄権を有する裁判所（不服審査委員会）に訴訟を提起することで、損害賠償を請求できると規定する。

同法の第 12 条は、違反者に対して 500 万サウジ・リヤル以内の罰金を科し、再犯者の場合には、刑罰を加重できると規定する。また、判決は、違反者の費用により公告する。

第 7 節 技術移転

1. 政府の政策

1980 年に設置されたアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）は、サウジアラビアにおける科学技術の振興及び強化に関する国策の策定及び提案を担当する。また、同都市は、国内の、又は国際的な科学学術機関と共同研究を行い、人材の能力開発のための奨学金も提供する。

科学技術国家政策は、サウジアラビアの科学技術及び技術革新の未来を描いている。この政策は、学習、教育及び優れた業績を奨励する。また、状況の改善及び目的達成のための大まかな方針及び指針を定め、生活水準及び生活の質の向上、科学技術及び技術革新のための制度の立案、科学技術分野の人材の資格取得、科学的研究の育成、科学技術を対象とする規則の開発及び世界の他の国々及び機関との技術協力に主眼を置く。

この政策は、国家開発計画に沿った次の10大戦略原則を柱とする。

- a) 科学技術及び技術革新に関する制度開発のための包括的なビジョンの採用。
- b) 科学技術分野において必要とされる望ましい発展に沿った教育及び訓練機能の活性化並びにその量的及び質的効率の改善。
- c) 科学研究及び技術開発に関係する国家的能力を育成、開発及び協調させるための手段及び方法の整備。
- d) 科学研究及び技術開発のための基本方針の採用。
- e) 科学技術及び技術革新に関係する国家制度の下で行われる活動に配分される財政的支援資源の開発及び分散。
- f) 生産部門及びサービス部門の生産性及び競争力を高めるための適正技術の移転、土着化及び開発の強化。
- g) 国家人材の創造性及び革新性の支援、育成及び奨励。
- h) 科学技術及び技術革新のための国家制度の業績を規律する規則の開発。
- i) 湾岸諸国、アラブ諸国、イスラム諸国との、また国際レベルにおける、科学技術協力の様々な側面の開発。
- j) 科学技術情報の入手及びアクセスを容易にすること。

また、政府は、2007年に国家電気通信情報技術計画を公表した。この計画では、サウジアラビア王国における電気通信、情報技術及び技術移転を強化し、発展させるための将来的な戦略指針の概要を示している。この計画は、科学技術及び電気通信に関係する政府のビジョンの概略を示したものである。

2. 技術移転法

サウジアラビアには、特に技術移転について扱う法律はないものの、特許及びノウハウの実施権設定契約などにより、技術移転を規律することができる。

3. 技術移転契約

技術移転の場合には、フランチャイズ、代理、著作権及び商標などの大部分の契約とは異なり、特にこれに関する契約を扱う法律は存在しない。このような契約は、一般に、基本的な契約法により規律されるものの、当該契約書の作成者は、やはり、対象となる業種の特性及びニーズが反映されるような形でこれを作成する必要がある。サウジアラビアにおいて、契約の当事者は、サウジ法、規則及びイスラム法に反しない限り、いかなる条件

も合意できる。

4. ノウハウ／営業秘密／特許ライセンス契約

ノウハウ／営業秘密／特許を譲渡することは、これらを商業化するための効果的な方法であるが、サウジアラビアにおいては、依然として、使用／実施権の利用される頻度が高く、これが一般的な方法になっている。

特許の場合、サウジアラビアでは、付与された特許にのみ保護が与えられるため、特許の所有者が、侵害の可能性に対して自らを防衛するためには、第三者に使用／実施権を設定する前に、特許の登録を確保することが重要である。さらに、特許の使用／実施権の効力が第三者に及ぶためには、所定の手数料を払い、これが KACST の登録簿に登録されなければならない。

また、過小評価されるのを避けるため、知的財産評価を行うことで、使用／実施権の価値を調べることも不可欠である。使用／実施権者は、使用／実施権を得るために、通常は、ロイヤルティーを支払わなければならない。ロイヤルティーは、特許の場合には、特許の存続期間、つまりサウジアラビアの場合には 20 年間、また、ノウハウ又は営業秘密の使用権設定契約の場合には、契約で定めた期間分支払うのが普通である。従って、使用／実施権を設定する場合、通常、この期間にわたるロイヤルティーの総額を契約書に記載し、また、ロイヤルティーを支払わなかった場合には、使用／実施権設定契約に対する違反となり、使用／実施権設定者に使用／実施権設定を解除する権利があることを使用／実施権設定契約に明記すべきである。

他の国々では、一般に、紛争になった場合、時間と費用を節約するため、裁判所よりも仲裁を付託することが望ましいとされる。しかしながら、サウジアラビアの場合には、これが当てはまらない。サウジ仲裁法の下で、当事者は、当事者間に別段の合意があるかどうかにかかわらず、仲裁裁定の正式な通知の日から 15 日以内に裁定に異議を申し立てることができる。従って、仲裁は、最終的には裁判所の判決に代わる選択肢とはなり得ない。

さらに、サウジアラビアにおいて外国における仲裁裁定を執行したい者は、次の要件を満たさなければならない。

- a) 裁定を得た外国の法域において、相互主義の原則の下にサウジアラビアの裁判所の判決が執行されていること。
- b) 外国で得た裁定の条件が、サウジアラビアで執行されるイスラム法に適合すること。

5. 租税

商業的契約／取引にもとづいたサウジアラビア国外への一切の送金には、最高税率 15% の源泉徴収税が課される。これは、サウジ所得税法の第 68 条及び所得税法施行規則の第 63 条にもとづいた措置である。

第 63 条は、王国内において恒久的施設を持たない一切の非居住者が、王国を源泉とした

所得を獲得した場合、その所得は課税の対象となり、次に掲げる税率にもとづき収入総額から税金が徴収されると規定する。

- a) マネジメント・フィー 20%
- b) ロイヤルティーや本社又は関連会社に支払われた役務の対価 15%
- c) 賃貸料、技術又はコンサルティング・サービス料、航空切符代金又は陸海運賃、国際電話サービス料金、配当金、ローン収入、保険料又は再保険料 5%
- d) その他支払い 15%

サウジアラビアでは、契約を結ぶ前に、税務及び契約条件について国内の専門家の助言を求めることが重要である。

第3章 知的財産権のエンフォースメント

第1節 知的財産権侵害の概要

サウジアラビアの知的財産権に関係する法執行制度は、市場全体の規模の点から、多くの関係者が熱心に論じてきたテーマの一つである。多くの人々が、近年行われているレイドには、王国における海賊版に対する抑止効果がないと主張する。権利者は、レイドに関する情報が大掴みに（通常は、数字をまとめた統計の形で）しか提供されず、押収した製品を特定し、（海賊版を把握する目的で）その目録を作成するために当局と協力することが許されず、押収した品目の最終的な処分方法を確認することができないことに不満を表明している。また、権利者は、判決が公表されることがまれであり、罰金の量刑が軽く、これに抑止効果がないと主張する。

報告によれば、サウジの市場では、模倣スペアパーツのために、毎年、40億サウジ・リヤル（およそ10億6,171万2,010米ドル）の損失が出ている。模倣品のほとんどは、中国、シンガポール、タイに及びインドからリヤドのバタラ港を通じてサウジアラビアに輸入される。模倣品が最初にUAEのドバイに輸入され、次にサウジアラビアに輸入される点に留意すべきである。サウジアラビアでは、模倣活動が大規模に行われており、官民が協力し、これに取り組む必要があることは間違いない。

しかしながら、2005年に世界貿易機関（WTO）に加盟して以来、サウジ政府は、模倣行為を防止するため、過去数年間に、無作為に実施するレイドの回数を増やしたことを含め、目覚ましい対策を講じている。

サウジ法域における最もユニークな変化の一つは、サウジアラビアのイスラム教最高指導者が、模倣行為を違法活動であるとするファトゥワ（宗教的布告）を出したことであった。

商標権の執行に関する限り、当該権利の執行権限があるのは商工業省の商業詐欺防止部である。

商工業省は、適用法及び規則の規定を執行するために、同省に与えられた権限に従い、また、他の政府機関と協力し、市場において、消費者を保護し、取り締まりを行い、立ち入り検査を行っている。同省は、市場の取り締まりに細心の注意を払っており、模倣商標を付した輸入食品又は国内食品が輸入されず、またその販売の申し出が行われぬよう確保するための努力を惜しまない。さらに、同省は、欺罔、詐欺及び模倣対策及び侵害者及び模倣業者に対する法律の執行に取り組んでいる。

商業詐欺防止部は、模倣行為が、その巧拙にかかわらず、虚偽の商標を真正の商標に似せるために、虚偽の商標を偽造し、これによってその商標の虚偽の性質について消費者又は購入者に誤認させる行為であると解釈している。また、模倣行為には、次の二種類のものがあると考えられている。

- a) 名称又は名称を変えたうえで、形式又はブランドを模倣するもの。
- b) 商標の完全な偽造。

商業詐欺防止部による商標保護機能には、次のような活動が含まれる。

- a) 模倣商標を付した製品が販売されないよう確保するための市場、商店、倉庫に対する商工業省商業詐欺防止部及びその支所職員による朝夕のパトロール。
- b) 市場における模倣品の提供に対する商標所有者の告訴の受理。
- c) 模倣品のサウジアラビア市場への流入を防ぐための水際対策への協力。

商工業省は、2006年1月1日から2006年6月30日までに、模倣商標を付した化粧品、香水、腕時計、食品、電気製品及び家庭用品、自動車部品、衣料品、靴などの製品の発見にもとづいた899件の告訴に応じた。さらに、模倣商標又は周知商標の類似商標を付した多くの輸入品のサウジアラビアへの入国を拒絶した。

第2節 模倣行為

商工業省は、無作為に行うレイドを担当する商業詐欺防止部（ACFD）を設置した。ACFDは、疑わしい模倣品を押収し、押収品の数及び所有者の名称及び住所を記載した報告書を作成する。ACFDは、消費者に模倣品を販売する取引業者について通報してもらうための報償金を設け、ホットラインを開設した。

国王命令第M/19号により、イスラム暦1429年4月23日（2008年4月29日に対応）に新しい商業詐欺防止法が発出された。新法は、抑止的刑罰及び透明性のある手続きを規定する。また、同法は、模倣品を販売する取引業者について通報した者に、報償金として、業者から徴収した罰金の25%を与えると規定する。

ACFD及び税関当局は、商標侵害及び模倣品に対抗するための戦略的な方針を確立した。通常、税関が疑わしい製品を押収し、確認を求めるためにサンプルをACFDに送る。模倣行為が立証された場合には、押収した製品から侵害商標を取り除いた後に、これを再輸出するか、輸出業者の費用により破棄する。ACFDは、2007年に、押収品に関するおよそ318件の連絡を税関から受け、そのうちの92件につき、模倣品であることが確認された。

ACFDは、2007年に行った捜索に関する年次報告書を最近発表した。報告書は、模倣行為に対する6,618件の告訴がACFDに寄せられたと述べる。また、報告書は、押収品の中でも、

化粧品及び香水、電気器具及び自動車部品の割合が最も高いと説明する。

上述の年次報告書によれば、ACFD は、無作為レイドにより、模倣品を含む、サウジの基準に適合しない 3,097 万 1,739 個の製品を押収したという。

サウジアラビアにおいて最も模倣されている日本製品は、自動車部品及び電機電子機器である。ほとんどの侵害者は、日本車の模倣スペアパーツを中国、シンガポール及びインドから輸入している。日本製品を模倣した模倣電気電子機器の 90%が中国から輸入されている。

1. 模倣行為に対するエンフォースメント

今日の世界において、商標には、知的財産として極めて大きな価値があり、国境及び文化の違いを超える広範な影響力がある。商標には、あまりにも価値があるため、商標を侵害から保護することは、ほとんどの企業にとって重要な優先課題であることは間違いない。

サウジ商標法は、侵害に対抗するサウジアラビアの商標所有者の権利を定める。同法は、サウジアラビアの登録商標のみを侵害から保護するため、周知商標を含む未登録商標に関する権利は、執行できない。

サウジアラビアで登録された商標の所有者は、商標侵害に対して、利用可能な一定の措置を講ずることができる。所有者のみならず、商標の登録された専用使用権者、代理人、販売店又はフランチャイジーでさえ、自らの権利において訴訟を提起する資格があれば、侵害者に対する商標侵害訴訟を提起することができる。この権利は、通常、当該関係を規律する使用権又は契約から派生する。

サウジアラビアにおいて、訴訟及び行政的措置は無償で利用できる。権利者が模倣行為に対抗して利用可能な刑事訴訟及び民事訴訟について検討する前に、その前段階として利用可能な民事的救済措置について説明する必要がある。

民事訴訟又は刑事訴訟の場合には、最初の公判日までにかかなりの時間的遅れが生ずるため、権利者の利益が損なわれないよう確保するためには、この期間中に侵害の証拠を確保することが極めて重要になってくる場合がある。

商標の所有者は、民事訴訟又は刑事訴訟を提起する前に、書面により、予備的措置を講ずることを不服審査委員会（第一審法廷）に申し立てることができる。この申し立てには、サウジアラビアにおける商標登録証の真正な写しを添えなければならない。サウジアラビアでは、次の予備的措置が利用できる。

- a) 模倣行為に使われた設備及び器具並びに模倣品の説明を含む記録の作成。
- b) 上述の物品の押収。ただし、告訴人は、必要な場合に、押収の対象とされた当事者に対し補償するため、不服審査委員会が事前に推定した額の保証金を提出しなければならない。押収の対象とされた当事者は、不服審査委員会に対し、押収の日から 10 日以内に、書面により、保証金額の妥当性に関する異議を申し立てることができる。

告訴人は、予備的措置が講じられた日から 10 日以内に刑事訴訟又は民事訴訟を不服審査

委員会に提起しなければならない。さもなければ、予備的措置が無効であるとみなされ、押収品を解放しなければならない。

告訴人が所定の期間内に刑事訴訟または民事訴訟を提起しなかった場合、又は、被告が無実だと思われる場合、被告は、告訴人／原告の悪意に対し、刑事訴訟又は民事訴訟の提起期限である10日間の期間経過後、または、判決の確定後、90日以内に損害賠償を請求できる。請求が行われなかった場合には、保証金が返金される。

不服審査委員会は、通常、告訴人が上述の要件のすべてを満たすことを条件にして、緊急な場合に予備的措置を承認する。しかしながら、不服審査委員会では、予備的措置の請求理由につき、告訴人に、勝訴する現実の見込みがある場合にのみ請求を認めるよう、最大限の注意を払っている。予備的措置が承認されるまでには、1～7日かかる。

2. 警告状

サウジアラビアでは、どの手続きであれ、一般に、侵害者に対して商標侵害に関する警告状（侵害停止の要求書）を送付することが第一歩となる。サウジアラビアでは、官吏（つまり、公証人）から警告状を送付できないため、権利者は、これを侵害者（侵害の容疑者）に直接送付するか、サウジの弁護士を通じて送付する。

サウジアラビアでは、警告状が、必ずしも効率的な法的措置ではないことは事実であるが、侵害を即刻又は少なくとも警告状の設定期限（通常は15～30日に設定される）内に侵害を停止させることができる場合もかなり多い。

3. 民事的措置

商標の所有者は、他の者が、自らの商標と混同を生ずる程度に類似する商標又は標識を使用するのを差し止め、損害賠償を請求するために、不服審査委員会に民事訴訟を提起できる。サウジアラビアにおいて、侵害者に対する民事訴訟を提起できる期間に期限の定めはない。これは、権利の主張に期限はないとするイスラム法の原則にもとづいている。

民事訴訟を提起する場合には、次の書類の提出しなければならない。

- a) 委任状。委任状は、原告の権限を有する者がこれに署名し、認証を受け、作成した国のサウジ領事館の認証を受けなければならない。その後、委任状は、サウジアラビアの外務司法省の証明を受けなければならない。
- b) 原告が企業の場合には、有効な商業登録証の写しを提出する必要がある。
- c) 模倣品のサンプル、小売店の写真、侵害者から受け取り、価格及び侵害者の名前が記載された領収書など、侵害を証明する証拠。
- d) 原告の監査人報告書など、請求する賠償額を裏付ける証拠。

すべての書類は、認証を受け、アラビア語で提出するか、その国内の公式翻訳者を通じた公式のアラビア語訳を提出しなければならない。

訴訟が提起されると、公判日が設定され、公判への出廷を求める召喚状が用意され、被

告に送達される。被告は、公判日に、反論書を提出するか、公判の延期を申し立てることができる。裁判所は、通常、その申し立てを認め、公判を別な日に延期する。サウジアラビアでは、書類を提出する期限の定めがなく、同じ理由により、公判が何回も延期される場合がある。不服審査委員会は、賠償額を決定する際に、その決定を支援するための専門家を任命できる。

民事訴訟において勝訴した場合、不服審査委員会は、予備的措置により押収した模倣品又は物品の破棄を命ずる判決及び損害賠償に関する決定を下す。損害賠償について決定する際には、実際の損失又は損害のみが考慮される。サウジアラビアにおいて、間接的損害又は精神的損害に関する主張は、認められない。

不服審査委員会の判決は、その通知から 30 日以内に審査パネルに控訴することができる。民事訴訟が確定するまでには、通常、1～3 年かかる。

4. 刑事訴追

サウジアラビアでは、権利者が、侵害者を刑務所に入れることに関心がないため、知的財産を防衛するための手段としての刑事訴訟に対するニーズが小さかった。侵害者に対する訴訟を提起する最も重要な目的は、侵害をやめさせることである。

商標の所有者が、刑事訴追を希望する場合、所有者は、不服審査委員会に刑事訴訟を提起しなければならない。商標法の第 43 条では、商標を侵害する者について、次のように規定する。

- a) 公衆を誤解させるような方法で登録商標を偽造又は模倣する者及び偽造商標又は模倣商標をそれと知って使用する者。
- b) 他の者の所有する商標を自らの製品又は役務に悪意で添付又は使用する者。
- c) 偽造され、模倣され、又は、不法に添付又は使用された商標を表示する製品につき、それと知っていたにもかかわらず、その販売を申し出、これを販売するために展示し、販売し、もしくは販売目的で保有する者又はそれと知っていたにもかかわらず、その商標の下で役務を提供することを申し出た者。

刑事訴訟は、不正行為の日から 5 年以内に提起しなければならない、そうしなかった場合には、刑事訴訟が阻却される。刑事訴訟において勝訴した場合、侵害者は、1 年以下の拘禁刑そして又は 5 万サウジ・リヤル以上、100 万サウジ・リヤル以下（およそ、1 万 3,272 米ドル以上、26 万 6,110 米ドル以下）罰金に処される。

5. 行政的措置

模倣行為に対抗するための最善かつ最も迅速な手段は、行政的措置である。商標の所有者は、これを利用するため、商工業省の商業詐欺防止部 (ACFD) に告訴することができる。告訴は、書面で行い、次の事項を記載しなければならない。

- a) 侵害者の正確な名称及び住所。

- b) 有効なサウジ商標登録証の写し。
- c) 模倣品のサンプル又は侵害者の販売店の写真。
- d) 侵害が疑われる商標及び正確な日付を示す侵害者の発行した領収証。
- e) 委任状。委任状は、原告の権限を有する者がこれに署名し、認証を受け、作成した国のサウジ領事館の認証を受けなければならない。その後、委任状は、サウジアラビアの外務司法省の証明を受けなければならない。

ACFD の職員は、告訴を受け、侵害の申し立ての対象となっている者の販売店へのレイドを実施する。侵害の存在を記録し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。職員は、侵害製品を押収し、三つのサンプルを採集し、その一つを捜査検察局に送る。

職員は、押収記録を作成し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。この記録には、商品を押収した場所及び押収品の説明及び量を記載しなければならない。

また、職員は、侵害者に対する即時捜査を行うこともできる。実務上は、押収品が模倣品であることを侵害者が認めた場合、職員は、破棄命令をただちに作成し、職員及び販売店の所有者又はその代理人が、これに署名しなければならない。その後、押収品は、破棄施設に送られ、破棄される。

告訴人は、破棄に立ち会うことが許されない。しかしながら、すべての押収品を破棄したことを裏付ける破棄報告書の写しを入手できる。模倣品の破棄は、通常、告訴人の費用により行われる。

職員が、即時捜査を行えない場合、侵害者は、ACFD における正式捜査に出頭するよう通知される。侵害者が、押収品が純正品であることを宣言した場合、真正品と模倣品との違いを書面により確認するよう告訴人に要求する。国内商業担当次官は、不服審査委員会（第一審法廷）における刑事訴追を要求するとともに、模倣品のサンプルと侵害に関係するあらゆる書類を捜査検察局に付託する。捜査検察局は、刑事訴訟において公訴権を行使する。

6. 水際対策

商標及び著作権保護のための水際措置に関する細則が 2005 年に発出された。この細則によれば、税関当局は、侵害商標が貼付されている疑いのある製品を解放してはならず、また、住所がわかる場合には、輸入業者及び商標の所有者にこれを通知しなければならない。サウジアラビアでは、税関当局に商標を登録する制度がまだ存在しない。

実務上は、税関当局が、模倣品を探知すると、当該商品の申告手続きを延期し、真贋を確認するために商工業省の商業詐欺防止部（ACFD）にサンプルを送る。ACFD は、通常、サウジアラビアの免許を有する研究所又は商標の所有者又はその代理人を通じ、模倣品と真正品との鑑別を行う。所有者には、模倣品と真正品との違いを示し、説明する報告書の提出が要求される。

模倣品であることが判明した場合、税関当局は、模倣品を破棄するか、輸入業者の費用により侵害商標を除去した後に再輸出するかのいずれかに決定する。税関の決定に対し、その通知から 60 日以内に不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

第3節 海賊版

サウジ政府は、知的財産権全般、特に著作権の保護を増強するためにさまざまな重要施策を導入した。文化情報省は、サウジアラビア王国における著作権保護を扱う著作権部と呼ばれる部門を新設した。著作権部は、(a) 文学的著作物の保護、(b) 美術的著作物の保護、(c) コンピュータ・プログラムの保護、(d) 取り締まり及び捜査、(e) 対国際機関関係、広報及び訓練を扱う五つの課で構成される。また、同省は、著作権保護に関する有益な情報を提供するために新しいホームページも開設した⁵。

上述のような進展があつたにもかかわらず、海賊版は、まだ増え続けている。これは、サウジの裁判所が、侵害者に対して、これまで抑止的な刑罰を適用してこなかったためである。2003 年に発出された新著作権法は、重い罰則を規定しているものの、そのエンフォースメント体制は、まだ弱体である。米国通商代表部のスーパー301 条報告書⁶によれば、サウジアラビアは、中東諸国の中でも、エンフォースメント体制が最悪かつ海賊版の横行が最も深刻な国の一つであるという。その 2008 年報告書によれば、サウジアラビアでは、著作権侵害により、2007 年に推計で総額 1 億 4,500 万ドルにのぼる損害が生じたという。この推計には、レコード及び音楽、そしてビジネスソフトも含まれる。報告書の結論によれば、サウジアラビアにおける著作権侵害がやまないのは、抑止的刑罰が適用されていないこと、そして、その制度に透明性に欠けているためだという。報告書は、著作権の侵害者が収監されていない点を指摘する。

サウジアラビアにおいて海賊版の CD 及び DVD、他にも模倣電子機器が販売されていることで最も有名な市場として、Computer Market (アラビア語名称は「Haraj Al Computer」という)がある。Computer Market は、リヤドの Olya 通りにあり、消費者は、5 サウジ・リヤル (1.5 米ドル) で海賊版ソフトウェアを買うことができる。著作権部は、この市場に対し、捜査官による捜索を何回も行っているものの、侵害者は、収監されず、海賊版の CD 及び DVD の販売がいまだに続いている。また、市場内の侵害業者が、海賊版 CD 及び DVD をコピー、複製している事実も報告されている。2007 年に、疑わしい四つの大きな倉庫を対

⁵ <http://www.info.gov.sa>

⁶ <http://www.ustr.gov>

象とする大規模な捜索を行い、海賊版の音楽及びビデオカセット、VCD 及び DVD50 万個を押収した。

一部の大学では、書籍の違法な複製も始まっており、海賊版のビデオゲームが小売店で堂々と販売されている。サウジアラビアの複合住宅における信号窃盗(signal piracy)も、依然として問題である。

文化情報省は、著作権の保護状況を改善することを目指しており、民間の権利者との協力を歓迎している。しかしながら、サウジの海賊版市場は巨大であり、侵害者の数に対し、捜査官の数が少な過ぎる。

1. 海賊版に対する特別委員会

サウジ政府が、著作権特有の問題に対処するために採用した方策の中で、成果を上げているものの一つが、文化情報省内に著作権侵害に対処するための特別委員会を設置したことであった。この委員会は、1名の法学者、1名のイスラム法学者を含む最低で三名の委員により構成される。

2. 海賊版に対する暫定的な防止措置

権利者は、著作権侵害を防止し、侵害著輸入作物が流通チャンネルに到達するのを防ぐため、緊急に暫定的措置を講ずるよう求める申請書を委員会に提出することができる。証拠収集の遅延又は証拠隠滅のおそれがあることが条件となるものの、委員会は、これに応じ、侵害が疑われる当事者に事前に通告することなく、暫定的措置を講ずることができる。

委員会は、次の内容を提出するよう申請人に要求することができる。

- a) 著作権対象著作物の所有権に関する証拠。例えば、ベルヌ条約締約国における著作権登録証など。
- b) 権利が侵害されているか、今にも侵害されようとしていることを証明する予備的証拠。
- c) 被告を保護するのに十分な額の保証金。
- d) 訴訟の正当性を判断するのに必要な証拠。

委員会は、暫定的措置を講じた後、その対象とされた当事者に通知し、通知を受けた日から 31 日以内に暫定的措置に関する見解を記載した反論書を提出するよう求めることができる。委員会は、反論書の提出を受け、暫定的措置を変更、取り消し、もしくは再度承認する決定を下す。

侵害の事実がなかった場合、又は暫定的措置を取り消した場合、委員会は、当該処分により損害を被った当事者に補償する。委員会は、侵害の事実が証明された場合において、荷送人及び荷受人の名称及び侵害著作物の数量を所有者に通知する権限を有する。

3. 海賊版に対する水際対策

侵害著作物が他の法域に由来する場合もあり、その場合、著作権者には、輸入され、又

は輸入又は輸出することが意図されている著作物が、国境に到達した際に、これを阻止し、押収するよう求める要求書を委員会に提出する権利がある。また、その際には、被告（輸入業者）を保護するのに十分な額の保証金を提出することも要求される。この要求書には、輸入もしくは輸出される著作物が侵害品であると疑うべき正当な理由が記載されなければならない。著作物が押収されると、原告は、自らの主張を証明するため、押収された著作物を確認することができる。押収する根拠とされた事実が誤りがあった場合、申請人（原告）は、輸入業者又は輸出業者に補償する。

申請人は、水際措置が講じられたときから 10 営業日以内に、侵害著作物の破棄を要求し、損害賠償を請求する訴えに、裏付けとなる証拠を添え、委員会に提出しなければならない。損害賠償額を決定する際は、実際の損失又は損害のみを考慮する。サウジアラビアでは、間接的損害又は精神的損害に関する主張が認められない。

4. 海賊版に対する民事的措置

権利者又はその代理人は、文化情報省の担当部局に対し、侵害の結果として被った損害の賠償を書面により申し立てることができる。この申立書は、侵害の結果として被った損害及びこれがどのように生じたか、賠償金の推定額及び推定の根拠を詳細に説明し、これを裏付ける証拠を添えなければならない。

そこで、担当部局は、申立内容を検討し、反論書を提出するよう被告に通知する。その後、担当部局は、委員会の決定を求めるため、調査報告書にあらゆる書類を添え、これを委員会に付託しなければならない。

5. 海賊版に対する刑事訴追

著作権法の第 21 条は、サウジアラビアにおいて著作権侵害であるとみなされるものとして、次の行為を規定する。

- a) 所有権を有しない著作物の発行、所有権者と偽装し、又は作者の書面による許諾を得ずに、もしくは著作者、その法定相続人又はその代理人と契約を締結せずに、著作物を発行すること。
- b) 発行者、制作者、頒布業者及びその他の第三者が、著作者に連絡せず、かつ、同人の書面による事前承認を得ずに、著作物の内容、性格、主題又は題名を変更すること。
- c) 制作者、発行者又は印刷業者が、著作権所有者の書面による事前承認を得ずに、又は、再版の権利証書を保有せずに、著作物を再版すること。
- d) 著作物所有者の権利喪失を引き起こす、書面による情報や電子化情報の除去。
- e) 暗号化やレーザーその他の手段を利用して記録されたデータなど、著作物の正規コピーの使用を保障する電子プロテクト情報の除去又はクラッキング。
- f) コピーソフトの使用や、不法手段による暗号化された放送番組の受信など、著作権の所有者が承認していない詐欺的手段による知的著作物の商業利用。

- g) 著作権の所有者が定めていない手段による著作物の受信又は利用を助長する手段を、売却もしくはレンタルの目的で製造あるいは輸入すること。
- h) 著作権の所有者と文化情報省の担当部局の書面による同意を得ずに、一冊の書籍あるいは複数の書籍の一部もしくはあらゆる著作物の一部を有償又は無償で複製又は写真撮影すること。但し、同法第 15 条の規定による合法的な複製は例外とされる。
- i) 偽造、模倣又はコピーされた著作物の輸入。
- j) 原物以外の著作物を営利企業、その倉庫又はこれが所有する任意の他の施設に直接又は間接的に、かつ、なんらかの偽装の下に保管すること。
- k) 同法の規定により保護される権利の侵害及び本法の規定に対する違反。

権利者は、文化情報省内の委員会に告訴し、拘禁刑を請求できる。委員会は、捜査及び尋問のために、任意の関係者を召喚できる。委員会は、告訴の内容を検討した後、その過半数により決定を下す。しかしながら、この決定は、文化情報相の承認を得ない限り、その効力を生じない。

委員会が、侵害者に拘禁刑又は 10 万サウジ・リヤル（およそ 2 万 6,611 米ドル）を超える罰金、又は店舗の恒久的閉鎖及び免許の取り消しを科すことが相当であると判断した場合には、その問題を文化情報相に付託し、その問題を不服審査委員会に移送することにつき、文化情報相の承認を得なければならない。文化情報相は、問題を不服審査委員会に移送し、その審理及び侵害者に対する適切な刑罰の量刑を求めるかどうかを決定しなければならない。

捜査した結果、侵害の事実が証明された場合には、1 人以上の侵害者に、次の一つ以上の刑罰を科す。

- a) 警告
- b) 25 万サウジ・リヤル（およそ 6 万 6,528 米ドル）以下の罰金
- c) 著作権侵害商店の閉鎖
- d) 侵害著作物すべての没収
- e) 最高で 6 カ月の拘禁刑

委員会の決定は、当該決定の通知を受けた日から 60 日以内に不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

6. 海賊版に対する国境措置

商標及び著作権を保護するための国境措置に関する細則が 2005 年に発出された。

文化情報省は、著作権保護を強化するために、特定の国境拠点に支局を設置した。これらの支局は、税関当局と協力し、著作権侵害の事実を証明する一応の証拠を入手した際に、疑わしい著作物の解放を差し止めることができる。そこで、支局は、著作権部に通告し、委員会と協力して必要な措置を講ずるよう求める。

第4節 特許、工業意匠、回路配置及び植物品種の権利のエンフォースメント

サウジアラビアにおいて、特許、工業意匠、集積回路及び植物品種は、一つの法律の下で規制され、そのエンフォースメント手続きも同じである。従って、特許に適用される手続きは、同法にもとづいた他の権利にも適用される。

サウジアラビアは、特許、工業意匠、集積回路及び植物品種の侵害を取り扱う特別な委員会をアブドゥラジズ王科学技術都市（KACST）に設置した。この委員会は、3名の法律専門家と2名の技術専門家により構成される。

1. 暫定的措置

原告は、委員会に（民事又は刑事の）告訴状を提出する際に、緊急に予備的かつ暫定的措置を講ずるよう請求することができる。処分の妥当性を証明できなかった場合に被告の権利を保護するため、原告は、保証金を提出しなければならない。

2. 民事及び刑事による措置

権利者は、委員会に（民事そして又は刑事）訴訟を提起することにより、侵害を防止するよう求め、併せて損害賠償を請求することができる。委員会は、10万サウジ・リヤル以下の罰金を侵害者に科すことができる。再犯の場合には、罰金の額を2倍に増額できる。

告訴状には、次の事項を記載しなければならない。

- a) 原告の完全な名称、住所及び職業
- b) 被告の完全な名称、住所及び職業
- c) 訴訟物
- d) 主張を裏付ける証拠

侵害が拘禁刑に相当すると委員会が判断した場合には、その訴訟を不服審査委員会に付託しなければならない。その場合、委員会は、侵害による損害が生ずるのを防ぐために必要な予備的かつ暫定的措置を講ずることができる。

委員会は、決定を下すにあたり、必要に応じ、随時、政府機関による説明及び専門家の支援を要請することができる。委員会の決定を不服とする場合には、決定が通知された日から60日以内に、不服審査委員会に不服を申し立てることができる。

3. 特許権侵害

次の行為は、侵害であるとみなされる。

- a) 製品の場合：その製造、販売、販売の申し出、使用、保管又はそのいずれかを目的と

する輸入。

- b) 工業的方法の場合：方法の使用、又は、その方法を使用することで直接得られた製品に関係する前項において言及したいずれかの行為の実行。

4. 集積回路配置権侵害

次の行為は、侵害であるとみなされる。

- a) 集積回路への組入れによるか又は他の方法によるかにかかわらず、当該設計全体又はその一部を複製すること。個人的な目的又は研究、分析、教育もしくは評価等の科学的目的に関係する行為は、侵害とはみなされない。
- b) 設計又は設計が組み入れられている集積回路の輸入、販売又は頒布。このような集積回路を組み入れた物品に係るこの段にいう行為の何れかを実行することも、この回路が不法に複製された設計を包含する場合は、侵害とみなされる。

5. 植物品種育成者権侵害

次の行為は侵害であるとみなされる。

- a) これを生産又は繁殖すること
- b) 繁殖の目的でこれを適応させること
- c) これを輸出すること
- d) これを輸入すること
- e) その販売を申し出ること、これを販売すること又はその他の種類のマーケティングを行うこと
- f) 上記のいずれかの目的のためにこれを保管すること

6. 工業意匠権侵害

サウジアラビアにおいて、全部又は相当部分が複製された工業意匠を含む、又は示す製品を製造、販売又は輸入する行為がなされた時に、工業意匠権が侵害されたものとみなされる。

第5節 代替的紛争解決

サウジアラビアにおいて、知的財産に関する紛争を裁判外で解決する最も一般的な方法が、仲裁である。仲裁は、イスラム暦 1403 年 7 月 12 日（1983 年 9 月 14 日に対応）付けの国王命令第 46 号により発出された仲裁法及びその施行規則により規律されている。

サウジの裁判所は、仲裁付託の合意の内容がいかなる法律、規則又はイスラム法にも触れない限り、一般に、仲裁付託を望む当事者の意思を尊重する。さらに、仲裁法の第1条は、当事者が、紛争の生じた前又は後でも、これを仲裁に付託することを合意できると定める。

施行規則の第1条は、法定刑（ハッド刑）、配偶者（夫と妻）間又は一般法又は政策にもとづいた有罪の宣誓などの和解が許されない場合には、仲裁を適用すべきではないと規定する。知的財産に関する紛争は、仲裁に付託できる。

紛争当事者は、仲裁手続きを利用しなかったとすれば、その紛争を管轄したであろう裁判所に仲裁付託の合意書を提出しなければならない。そこで、裁判所は、1名以上の仲裁人を指名し、これに争いを付託する。

紛争の当事者は、仲裁人の裁定を正式に通知された日から15日以内に、裁定が提出された裁判所に不服を申し立てる（上訴する）ことができる。さもなければ、当該裁定が確定する。裁判所は、この不服申し立ての内容を検討した上で、これを拒絶して裁定の執行を命ずるか、申し立てに応じて争いの再審理を行う。従って、サウジアラビアにおける仲裁は、最終的には裁判所の判決に代わる選択肢とはなり得ない。

第6節 パッシングオフ（詐称通用）

パッシングオフは、一般にコモンロー上の不法行為を根拠とするため、サウジアラビアでは、パッシングオフは認められない。サウジアラビアの法制度は、コーラン、スンナ（預言者マホメットの承認及び言行）、イジュマー（イスラム法学者の合意）、及びキヤース（類推）を法源とするイスラム法に立脚している。

特許、集積回路の回路配置、植物品種、工業意匠に関する法律 (仮訳)

第1章 総則

第1条

本法は、王国内において、発明、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に完全な保護を与えることを目的とする。

第2条

本法において用いられる次の用語及び句は、文脈上他を意味しない限り、これらの次に示された意味を有する。

市：アブドゥラジズ王科学技術都市

局：アブドゥラジズ王科学技術都市所在の特許総局

保護の内容：発明、集積回路の回路配置、植物品種又は工業意匠

保護書類：保護の内容の一つについて市が付与した書類。これは、特許、回路配置証、植物特許又は工業意匠証の何れかである。

発明：発明者が開発した着想であって、技術の分野におけるある課題の解決をもたらすもの

集積回路：複数の素子(少なくとも一つの能動素子を含む。)及び結線の一部又は全部が、一片の材料の内部又は表面に不可分の状態で形成され、かつ、電子的機能を果たすよう意図された製品(最終形態であるか中間形態であるかを問わない。)

回路配置：集積回路の素子(少なくとも一つの能動素子を含む。)及び結線の一部若しくは全部の三次元上の配置又は製作が意図されている集積回路のためのその三次元上の配置

植物品種：知られている最下位の部類の単一の植物分類群に属する植物グループであって、育成者権の付与の条件が完全に満たされているか否かを問わず、他の植物グループから区別される所与の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特徴の発現により、前記特徴の少なくとも一つの発現により、定義することができ、かつ、変化なく増殖させる可能性に関して一単位とみなすことができるもの

植物育成者：植物新品種を育成し、発見し、又は開発する者

工業意匠：二次元の線若しくは色彩又は三次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるもの。ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目

的のみのものでないことを条件とする。

強制実施許諾：本法に基づいて、特許権者の同意なしに保護の内容を利用するために他人に与えられる許可

契約による実施許諾：保護書類の所有者が、特定の期間、特定の料金の、保護書類を利用する自己の権利の一部又は全部を第三者に付与する契約

公報：本法及びその施行規則に基づいて、保護の内容に関係するすべての事項に関して市が発行する公報

委員会：第 35 条に規定する委員会

表：本法に付属する表であって、本法の規定に基づいて局が行う業務に係る手数料を定めるもの

出願人：局の記録簿に登録される保護書類を請求する者

規則：本法の施行規則

第 3 条

市は、本法及びその施行規則の規定を適用する権限を有する。

第 4 条

- a) 保護書類は、その商業利用がシャリーア（イスラム法）に違反する場合、付与されない。
- b) 保護書類は、その商業利用が人、動物若しくは植物の生命若しくは健康に有害である場合、又は、環境に相当有害である場合、付与されない。

第 5 条

- a) 保護書類は、その者の名義で交付を受けた者の人的権利である。この権利は、相続により、又は、有償若しくは無償で譲渡できる。
- b) 保護の目的物が複数の者の共同の成果である場合、これらの者は、別段の合意をしていない限り、この権利について同等の資格を有する。
- c) いかなる者も、保護の目的物に寄与しておらず、その努力が当該目的物の作成における援助に限定されている場合は、資格の共有者とはみなされない。
- d) 複数の者が同一の保護の目的物を独立して開発した場合、保護書類は、最初の出願人に付与される。
- e) 保護の目的物を開発する者は、その資格において自己の名称を保護書類に記載する権利を有する。

第 6 条

- a) 保護の目的物が契約の履行若しくは当該目的物を開発する努力を行うことを規定する

義務の履行から生じる場合、又は、従業員がその雇用を通じて利用し得た施設、手段若しくはデータを使用しなかったならば当該従業員が当該保護の目的物を開発しなかったであろうことを使用者が証明する場合、当該使用者は、業務契約に別段の定めがない限り、特許権者となる。

- b) このことは、両当事者の同意に基づいて合意され、又は雇用契約及び保護の内容の経済的重要性に係る様々な事情に照らして委員会により査定される特別の報酬を受け取る従業員の権利を害するものではない。この権利を従業員から奪ういかなる特別の合意も無効とする。
- c) 雇用の終了日から 2 年以内に従業員が行った保護書類を求める出願は、雇用期間中に行われたものとみなされる。
- d) 前記の規定は、政府職員にも適用される。
- e) 開発された保護の目的物が国の安全に関係する場合、施行規則に定められた規定が適用される。

第 7 条

出願又は保護書類において請求項に係る目的物が出願人又は特許権者以外の者が所有する特許の目的物から得られたものである場合は、当該出願人又は特許権者以外の者は、出願又は保護書類の所有権を自己に移転するよう委員会に請求することができる。移転申請に係る事件は、出願人の悪意が証明されない限り、保護の付与から 5 年が経過した後は審理されない。

第 8 条

保護書類の付与に係る出願は、所定の様式により局に対して行う。出願に同封することを義務付けられる情報及び書類は、規則において定める。出願人が保護の目的物を開発した当事者でない場合、当該当事者の名称を記載し、かつ、特許の対象となる目的物に係る権原の自己への移転を証明する書類を同封しなければならない。この場合、局は、これらの書類の写しを保護の目的物を開発した当事者に送付することができる。出願は、要件が満たされ、かつ、所定の手数料が納付された後に、登録される。

第 9 条

出願人は、適切と思われる補正を出願に施すことができる。ただし、この補正が原出願において開示された事項を変更しないことを条件とする。

第 10 条

- a) 出願人は、保護の目的物のそれぞれについて特定された優先期間中になされた先の出願に基づく優先権の利益を、先の出願の出願日から受けることができる。ただし、先

の出願の日付及び番号並びに先の出願が出願人又はその前権利者によりなされた場所を記載した宣言書を添付することを条件とする。出願人は、局に出願をした日から 90 日以内に、保護出願書の提出先である当局により承認された先の出願書の写しも提出しなければならない。

- b) 特許及び植物品種に係る優先期間は 12 月とする。
- c) 工業意匠に係る優先期間は 6 月とする。

第 11 条

局は、所定の手数料の納付があった後、出願日から 18 月以内に、発明特許及び植物品種に係る出願を公開する。

第 12 条

局は、登録された出願を、方式について審査する。審査の結果、法的に定められた条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、局は、出願人に対し、当該条件を通知の日から 90 日以内に満たすよう指示することができる。出願人が要求されたことを当該期間内に履行しなかった場合、その出願は、提出されなかったものとみなされる。

第 13 条

特許又は植物特許を求める出願は、方式について審査された後、規則に定めるところに基づいて、実態について審査される。

第 14 条

- a) 局は、出願が所定の条件を満たしたと判断する場合は、保護書類を付与する決定を下す。決定は、局により、その発出の順序で公告される。
- b) 局は、出願人が保護書類を受ける資格を有しないと判断した場合は、拒絶の理由を記載した決定を下し、出願人はその通知を受ける。

第 15 条

出願人は、出願について最終的な決定がなされていない限り、いつでも出願を取り下げることができる。ただし、かかる取下げにより、納付済みの手数料その他の経費の払い戻しを受ける権利が与えられることはない。

第 16 条

保護を求める出願又は保護書類そのものの譲渡となるいかなる行為も、書面により、両当事者が署名し、かつ、局にとって受け入れ可能な当局によって承認されたものであることを要する。保護を求める出願又は保護書類そのものの何れかに関係するいかなる権原の

移転も、変更申請を提出し、所定の手数料を納付し、これを局の登録簿に登録した後でなければ、第三者に対抗できない。複数の当事者が共同して一の保護出願を行い又は一の保護書類を所有した場合は、各当事者は、当該出願又は保護書類に係る自己の権利を共同当事者の何れかに又は全員に若しくは第三者に譲渡することができる。局は、この権原の移転を公報で公告する。

第 17 条

保護書類が何らかの処分行為に従って他人に譲渡された場合、又は保護書類を利用する権利が何らかの理由で他人に移転された場合は、保護書類の所有者は、譲渡を受けた者又は実施権の公式の移転を受けた者に対し、保護書類に関連して取られたすべての法的措置を、自分が取ったものか又は自己に対して他人が取ったものかにかかわらず、通知しなければならない。

第 18 条

- a) 保護出願又は保護書類については、本法に付属する表に従って年間料金を納付しなければならないが、当該料金は出願日の翌年以降毎年始めに納付するものとする。出願人又は特許権者が前記の納付期日から 3 月以内に年間料金を納付しなかった場合には、2 倍の金額を納付しなければならない。当該出願人又は特許権者が催告を受けた後で最初の 3 月の経過に引き続く 3 月の間になお納付しなかった場合には、当該出願又は保護書類は無効となり、かつ、このことが登録簿に登録され、公報に掲載される。
- b) 出願人は、保護書類を付与されずに 3 年にわたって所定の年間料金を納付した場合には、保護書類を付与する決定が出されるまで、翌年の年間料金の納付を延期することができる。

第 19 条

- a) 特許保護期間は、出願日から 20 年とする。
- b) 回路配置証の保護期間は、出願日から 10 年、又は世界の何れかの場所でのその商業利用の開始から 10 年とする。何れの場合においても、保護期間は、回路配置の作成の日から 15 年を超えてはならない。
- c) 植物特許の保護期間は、出願日から 20 年とする。ただし、樹木についての保護期間は、25 年とする。
- d) 工業意匠証の保護期間は、出願日から 10 年とする。

第 20 条

ある者が、製品若しくは工業的方法、回路配置、植物品種に関係する特許出願若しくは優先出願の出願日の前、又は回路配置が世界の何れかの場所において最初に商業利用され

る日の前に、誠実に製品を製造し、工業的方法を使用し、回路配置を組み入れた集積回路若しくは当該回路を含む商品を製造し、又は本格的な準備を行った場合は、その者は、特許証の発行にも拘らず、当該行為を拡大することなく続行する権利を有する。この権利は、営業権を含む企業の全部又は一部と共にするのでなければ、他人に譲渡又は移転してはならない。

第 21 条

特許権者は、特許の目的物について、他の者が、特別の規定に定められた利用行為の全部又は一部を行うために、契約による実施許諾を当該他の者に付与することができる。実施許諾契約は、所定の手数料が納付され、かつ、局の記録簿に登録されない限り、第三者に対抗できない。この実施許諾は、当該実施許諾契約に別段の定めがない限り、当該特許の目的物を自分自身で利用する権利又は当該特許の目的物について別の実施許諾を付与する権利を特許権者から奪うものではない。

第 22 条

局は、実施許諾契約の当事者に対し、保護書類に係る権利の濫用、又は、競争、若しくは技術の取得及びその普及に対するその他の悪影響を防止するために、契約の修正を指示することができる。

第 23 条

実施許諾は、実施許諾契約中に別段の定めがない限り、全保護期間を通じて、王国中で、保護の目的物に関係する保護書類の所有者に認められたすべての行為を行い、すべての特典を享有する権利をライセンシーに付与する。ライセンシーは、実施許諾契約に明示的に定められていない限り、特許権者から自己に実施許諾された権利及び特典を譲渡してはならない。

第 24 条

- a) 市は、申請書の提出に基づき、次に従って、特許の対象である発明又は回路配置証の対象である集積回路の回路配置を利用するための強制実施許諾を第三者に付与することができる。
- ・ 申請は、特許権者がその発明を利用しない場合又は不適切な方法でこれを利用している場合において当該所有者が適切な理由によりこれを正当化しないときは、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年の何れか遅い方の満了後に提出しなければならない。
 - ・ 強制実施許諾の申請人は、合理的な商業的条件に基づき、かつ、合理的な金銭報酬を対価として契約による実施許諾を取得するための努力を(合理的な期間にわ

たつて)行ったことを証明しなければならない。ただし、この規定及び前号の規定は、申請人が政府機関であるか又は政府機関により認可された者であり、かつ、目的が公益(特に安全、健康、栄養又は国民経済の他の枢要な分野の発展)に適うこと若しくは非常事態その他の極めて切迫した事情に対応することである場合、又は目的が一般的な非商業的なものである場合には、適用されない。この場合であつて特許又は回路配置証が存在することが確認されたときは、その所有者に直ちに通知しなければならない。

- ・ 強制実施許諾は、基本的に、国内市場において発明又は回路配置を利用可能にするために付与される。ただし、実施許諾が、違法な競争行為であると決定又は判決によって宣言された慣行を防止又は制限することを目的とする場合には、この規定は適用されない。
 - ・ 実施許諾を付与する決定においては、実施許諾が付与される目的に基づいて、実施許諾の範囲及び期間を明記する。実施許諾は、付与の条件が失われ、かつ、かかる条件の再発の可能性がありそうにない場合には、実施許諾を受けた者の合法的な利益に適切な考慮を払った上で、終了する。
 - ・ 実施許諾は、独占的なものであつてはならない。
 - ・ 各申請は、個別に決定される。
 - ・ 特許権者又は回路配置証の所有者は、公正な報酬が与えられる。委員会は、報酬額を決定し、実施許諾を受けた者これを支払うことを約束しなければならない。
- b) 強制実施許諾が半導体技術の特許に関するものである場合、実施許諾は、一般的な非商業的目的のみを目的とするか、又は違法な競争行為であると決定又は判決によって宣言された行為を規制することを目的とする。
- c) 特許が、相当な経済的価値を有する顕著な技術的進歩を含んでおり、他の特許の利用を必要とする場合、市は、特許権者に当該他の特許を利用するための強制実施許諾を付与することができる。このような場合、強制実施許諾は、当該他の特許が譲渡されない限り、譲渡してはならない。当該他の特許の所有者は、合理的な条件に基づいて、カウンター実施許諾を強制実施権者から受ける権利を有する。

第 25 条

- a) 市は、申請書の提出に基づき、次の条件に従つて、植物特許により特許が付与された植物品種を利用するための強制実施許諾を第三者に付与することができる。
- ・ 公益を保護するために強制実施許諾が必要である。
 - ・ 強制実施許諾の申請人は財政的及び技術的に能力がある。
 - ・ 申請人が植物特許の所有者から合理的な条件で実施許諾を取得することができなかった。
 - ・ 強制実施許諾は、国内市場の需要を満たすために第 56 条にいう行為のすべて又は

一部を行うことに限定されない。

- ・ 特許権者は、公正な報酬が与えられる。委員会は、報酬額を決定し、実施権者は、これを支払うことを約束しなければならない。
- b) 市は、植物特許の所有者に対し、強制実施許諾を合理的な方法で実施するために必要な量の増殖材料を提供するよう、強制実施許諾の所有者に指示することができる。
- c) 例外的な事情を除き、強制実施許諾は、2年未満の期間又は4年を超える期間について付与してはならない。市は、強制実施許諾付与の理由がなお存続することを確認した上で、期間を追加的に延長することができる。

第26条

特許の目的物について強制実施許諾が付与された場合は、強制実施許諾の受益者は、これを他人に譲渡することができない。ただし、当該譲渡が実施許諾から受益する企業の全部若しくは一部又は当該企業の営業権を伴う場合は、この限りでない。譲渡には市による承認が必要であり、承認がない場合は無効である。市が譲渡を承認した場合には、譲受人は、譲渡の承認前の最初の受益者が負った義務を負う。

第27条

市は、必要に応じ、強制実施許諾を付与する決定を修正することができる。特許権者又は強制実施許諾の受益者は、修正の前提条件が満たされた場合は、修正を行うよう市に請求することができる。実施許諾を修正し又は請求を拒絶する市の決定については、その理由を述べなければならない。

第28条

市は、次の場合は、強制実施許諾を取り消す。

- a) 実施許諾の受益者が、実施許諾の付与から2年以内に王国の必要を満たすような方法で実施許諾を利用しない場合。正当な理由があることが証明される場合は、この期間は、同じ期間延長することができる。
- b) 強制実施許諾の受益者が、納付期日から90日以内に期限が到来した料金を支払わない場合。この料金には、実施許諾を付与する決定において定められる、特許権者が受け取る権利を有する報酬が含まれる。
- c) 強制実施許諾の受益者が、実施許諾の付与に必要な条件の何れかを守らなかった場合

第29条

強制実施許諾の受益者は、市宛ての書面による請求により、当該実施許諾を放棄することができる。ただし、放棄は、市による承認の日から効力を生じる。

第 30 条

強制実施許諾の決定、その修正、取り消し、他人への移転及び放棄は、局の記録簿に記載され、公報に掲載され、及び、特許権者に通知される。

第 31 条

特許権者は、書面による請求を市に提出することにより、保護文書を放棄することができる。放棄は、記載された保護の要素の 1 又は 2 以上のものに限定することができる。ただし、強制実施許諾が付与されている場合における保護書類の放棄は、当該実施許諾の受益者の書面による同意又は当該放棄を正当化する止むを得ない事情が存在することについての証拠があるときに限り、受け入れられる。放棄は、登録され、かつ、公報に掲載され、掲載の日以後に限り第三者に対抗することができる。

第 32 条

利害関係人は、保護書類の付与に係る所定の条件の違反を理由として、保護書類を付与する決定について委員会に異議を申し立て、全部又は一部の取り消しを求めることができる。特許権者は、訴訟の当事者として実施許諾の受益者を含めるものとする。そうされなかった場合は、実施許諾の受益者は、自ら参加することができる。委員会は、利害関係人に対し参加するよう命じることができ、また、施行規則においては、保護書類の取消請求が基づくべき理由を定めるものとする。

第 33 条

保護書類を付与する決定の全部又は一部の無効の判定は、無効の対象の範囲内で、発出の日を遡って当該決定を無効にする。ただし、保護書類を無効にする決定は、利用のために実施許諾に支払われた金額の払戻しを意味するものではない。ただし、実施許諾を受けた者が、実施許諾の結果として同人の得たものが同人の支払ったものと同等でないことを証明した場合、この限りでない。その場合は、実施許諾を受けた者は、同人が得た利得を超える金額の払戻しを受けることができる。保護書類付与の無効の決定は、その発出後公告されるものとし、公告の日から第三者に対し効力を有する。

第 34 条

特許の目的物の各々について定める規定において定められた実施行為である如何なる行為も、局に登録された特許権者の書面による同意なしに王国内でいずれ者によって行われたものであれ、それは保護の目的物の侵害とみなされる。委員会は、特許権者及び利害関係人の請求に基づき、必要な損害賠償に加えて、侵害を防止するための差止命令を発するものとし、かつ、違反者に対し 10 万リアル以下の罰金を課することができる。侵害が繰返された場合は、罰金の限度額を二倍にする。委員会が当該侵害は禁固刑を要するとみなす

場合、侵害者は、最初から不服申立審議会に付託される。委員会は、侵害から生じる損害を防止するために必要とみなす措置を直ちに取ることができる。この場合、委員会が出した決定は、当該決定発出の対象である当事者の費用において、官報、公報及び日刊紙二紙に掲載する。本条の規定の適用は、他の法律に規定されるこれより厳しい罰を害するものではない。

第 35 条

- a) 委員会は、12 級以上の等級の法律専門家 3 名及び技術専門家 2 名から構成される。
- b) 構成員は、市の長官により指名される。
- c) 委員会の組織は、1 回に限り更新可能な 3 年の任期とし閣僚会議の決定に基づくものとする。この決定において、法律専門家 1 名を委員会の委員長に任命する。

第 36 条

- a) 委員会は、次を所管する。
 - ・ 保護書類に関連して出された決定に対する紛争及び不服申立のすべて
 - ・ 本法及びその施行規則の規定の違反に係る刑事訴訟
- b) 訴訟当事者は、施行規則に基づき、委員会に提起された訴訟について通知を受ける。

第 37 条

委員会の決定は、過半数の票をもって発される。ただし、決定の理由が述べられ、かつ、その本文が公開の会議において読み上げられることを条件とする。委員会は、本法又は施行規則に当該紛争に適用される規定が存在しないとの理由に基づいて、訴訟に関して決定を発することを拒絶してはならない。その場合は、委員会は、王国で守られている一般規則に準拠するものとする。委員会が発した決定に対する不服申立は、当該決定の通知の日から 60 日以内に、不服申立審議会に提起することができる。

第 38 条

委員会は、関係政府機関に連絡を取り、必要と思われる説明及び情報を請求することができる。市は、委員会から請求されたときはいつでも、争われている出願又は目的物に関係するすべての書類及び書面を委員会に提供しなければならない。

第 39 条

委員会は、付託された技術的事項に関して必要とみなすことについて異なった専門機関の助力を求めることができる。また発生した費用について責任を負う訴訟当事者を決定する。

第 40 条

保護書類及び局に登録された関係情報の閲覧は、無料で許可することができる。何人も、所定の手数料を納付して、その写しを取得することができる。

第 41 条

局の職員及び委員会の構成員は、その資格において知った保護出願に関する技術的情報を何人にも開示してはならない。ただし、その者が王国において適用される規則に基づいて当該情報を受けることを公式に許可されている場合は、この限りでない。前記職員及び構成員はまた、当該情報を公衆に開示し又は何らかの方法で使用してはならない。この義務は、これらの者の職務の終了後も存続する。局の職員及び委員会の構成員は、その職務の間及び職務の終了後 2 年間は、保護書類を取得してはならず、また保護書類に関するいかなる権利についても取引を行ってはならない。

第 42 条

本法の規定に基づいて納付すべき手数料は、本法に付属する表に基づいて決定される。この表は、都市の長官の勧告に基づき閣僚会議の決定により修正することができる。

第 2 章 特許に適用される特別規定

第 43 条

特許は、本法の規定にしたがって、発明に対し付与される。ただし、当該発明が新規であり、進歩性があり、また産業上の利用が可能な場合に限る。発明は、製品、工業的方法又はその何れかに関連するものであればよい。

第 44 条

- a) 発明は、先行技術により予期されない場合は、新規性がある。これに関し、先行技術とは、書面若しくは口頭での開示、使用、又は当該発明の知識が具体化されるその他の方法により、何れかの場所で公然と開示されているすべてのものをいう。ここにいう開示は、特許出願又は優先出願の出願日の前のものでなければならない。発明の公衆への開示が優先期間中に行われた場合は、ここにいう開示とみなされない。その他発明の開示に関し、先行技術の意味及び発明の仮保護に適用される規定に該当しない場合については、施行規則において規定するものとする。
- b) 発明は、当該特許出願に関する先行技術に関して、当該技術の当業者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。
- c) 発明は、手工芸、漁業及びサービス業を含む何れかの種類の産業又は農業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能とみなされる。

第 45 条

本法の規定の適用上、次のものは発明とみなされない。

- a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- b) 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画、規則及び方法
- c) 微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法を除く、植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される（主として生物学的な）方法。人又は動物の体の外科的又は治癒のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法。これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

第 46 条

出願は、単一の発明又は単一の発明概念を形成する統合された部分のグループに係るものでなければならない。出願人は、自己に特許を付与する決定が行われる前に、出願を二以上に分割することができる。ただし、そのいずれも原出願で開示されたものから逸脱しないことを条件とする。原出願の出願日又は優先日がこれらの出願の出願日であるとみなされる。

第 47 条

特許権者は、その同意なしに王国内でその発明を利用することにより当該発明を侵害する者に対する訴訟を委員会に提起することができる。次のことは、発明の利用とみなされる。

- a) 発明が製品の場合：その製造、販売、販売の申出、使用、保管又はこれらの目的でのその輸入
- b) 発明が方法の場合：その方法の使用により直接得られる製品に関し、当該方法の使用又は前号にいう行為の何れかを行うこと。

ただし、特許権者の権利は、その発明を他人が科学的研究に関係する非商業的な活動に利用することを妨げるものではない。

第 48 条

侵害されたと主張される特許の目的物がある製品を製造する工業的方法である場合、被告の工業上及び商業上の秘密を保護する上での被告の正当な利益に従うことを条件として、被告は、次の二つの条件のうちの一が該当することを前提として、同一の製品が特許権者の同意なしに当該方法により製造されたものではないことを証明しなければならない。

- a) 特許を受けた工業的方法により得られた製品が新規の製品であること。
- b) 同一の製品が当該特許を受けた工業的方法によって製造された可能性が相当程度あり、

かつ、特許権者がこの点について合理的な努力を払っても実際に用いられた方法を決定することができなかったこと。

第 3 章 集積回路の回路配置に適用される規定

第 49 条

集積回路の回路配置は、当該回路配置が以前に商業的に利用されていない場合、又は世界の何れかの地域において商業的に利用された期間が 2 年以下の場合は、登録出願を行うことができる。

第 50 条

回路配置が独創的なものである場合、すなわちその設計者により行われた精神的努力の結果であり、かつ、その製作された時に集積回路の設計考案者及び製造者の間で知られていなかったもので場合は、回路配置証が付与される。構成要素及び知られている相互接続の組み合わせから構成される回路配置については、組合せ全体が独創的である場合は独創的であるとみなされる。

第 51 条

回路配置証の所有者は、この証明書を自己の同意なしに王国内で利用することにより侵害する者に対して委員会に訴えを起こすことができる。次の行為の何れかの実行は、設計の利用とみなされる。

- a) 集積回路への組入れによるか又は他の方法によるかに拘らず、当該回路配置全体又はその独創的な部分を複製すること。個人的な目的又は研究、分析、教育若しくは評価等の科学的目的に関係する行為は、侵害とはみなされない。
- b) 回路配置又は回路配置が組み入れられている集積回路の輸入、販売又は流通。このような集積回路が組み込まれた物品に係る本号にいう行為の何れかを実行することも、この回路が不法に複製された回路配置を含む場合は、侵害とみなされる。

第 52 条

回路配置証により付与される権利は、商業目的で実行される行為に限定される。証明書の所有者は、他の者によって独立して考案されたのであれば、自己の同一の独創的な回路配置に類似したものであっても、その権利を行使することができない。この権利は、当該回路配置の分析若しくは評価に基づいて考案された他の独創的な回路配置にも、当該他の設計が組み入れられている集積回路にも及ばない。

第 53 条

第 51 条 (b) にいう行為は、集積回路又は集積回路を組み入れた物品を取得した時に、それらに不法に複製された回路配置が含まれていることを知らない又は知るべき合理的な理由がない者により、実行されたもの又は実行するよう命令されたものである場合は、侵害とはみなされない。当該者は、現有の数量についてのこれらの行為、又は当該回路配置が不法に複製されたとの明示的な通知を受領する前に発注した数量についてはこれらの行為を実行することができる。ただし、当該者は、契約交渉を経て付与される実施許諾に基づいて委員会が見積もる公正な補償金を、回路配置証の所有者に支払わなければならない。

第 4 章 植物新品種の保護に適用される規定

第 54 条

新規で、区別性、均一性及び安定性を有する植物品種は、それに名称を指定するための手続が行われている場合、特許性を有する。

第 55 条

- a) 植物品種は、出願日又は主張されている優先日において、当該品種の増殖素材又は収穫物が、当該品種を利用する目的で、育成者によって又はその同意の下で、次のように他の者に販売され又はその他の方法により入手可能にされていなかった場合は、新規であるとみなされる。
- ・ サウジアラビア王国において、1 年を超える期間
 - ・ 他の国において、4 年を超える期間又は樹木若しくは蔓植物の場合は 6 年を超える期間
- b) 植物品種は、出願の時点又は主張されている優先権の時点でその存在が一般に知られているすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。植物品種の存在が一般に知られている場合については、規則において明記する。
- c) 植物品種は、その増殖の特別特殊性から予測できる変異を除くほか、その基本的特性が十分に均一である場合には、均一性があるものとする。
- d) 植物品種は、繰り返し増殖させた後に又は各増殖周期の終わりに特性が変わらない場合には、安定性があるものとする。
- e) 植物品種は、その属及び種を特定して名称を付すものとし、また、名称は、人が当該品種を特定できるものでなければならない。

第 56 条

- a) 植物特許権者は、特許品種の増殖素材をその同意なしに王国内で利用することにより特許品種を侵害した者に対し、委員会に訴えを提起することができる。次は、特許品種の増殖素材の利用とみなされる。

- ・ 生産又は増殖
 - ・ 増殖のための調整
 - ・ 輸出
 - ・ 輸入
 - ・ 販売の申出、販売又はその他の売り込み
 - ・ 上記のいずれかを目的とする保管
- b) 本条 (a)に定める権利は、当該品種の増殖素材の不法な使用により得られた植物体の全体又は一部を含む当該品種の収穫物についての権利を含む。このことは、植物特許の特許権者が当該品種の増殖素材に関するその権利を行使する合理的な機会を与えられなかった場合に適用される。
- c) (a)及び(b)に定める権利は、第 55 条(b)に従って当該品種を保護品種と明確に区別することが不可能な場合、又は当該品種の生産には保護品種を繰り返して使用することを必要とする場合には、特許品種から基本的に得られた品種に及ぶ。
- d) (a)、(b)及び(c)に定める権利は、非商業的な個人的目的、試験目的又は新品種を育成する目的で行われる行為には及ばない。

第 57 条

植物特許により付与された権利は、植物品種の材料の生産、監視、販売、輸入及び輸出に係る業務を規制するために取られるいかなる措置によっても制限を受けない。

第 58 条

植物特許の所有者は、次のことを行う義務を負う。

- a) 保護品種又は必要に応じその遺伝子型を、全保護期間を通じて保護する。
- b) 市からの要請に基づき、市に対し、所定の期間内に、当該品種の保護を証明する情報、書類又は必要な資料を提供する。
- c) 当該品種の名称が市により取り消された場合、所定の期間内に適当な名称を提案する。
- d) 市からの要請に基づき、市に対し、必要に応じ、所定の期間内に、特許品種又はその遺伝子型の適切な標本を次の目的で提供する。
 1. 当該品種の公式の標本を作成又は更新すること。
 2. 保護の目的で他の品種の比較検査を行うこと。

植物特許の所有者がこれらの義務のいずれをも遵守しなかった場合、当該植物特許は、義務を履行する必要性が所有者に通知され、所有者が違反した義務を履行するための合理的な猶予期間が与えられた後、剥奪される。すべての場合において、植物特許の剥奪は、登録簿に記録され、公報に掲載される。本条にいう猶予期間は、規則において定める。

第 5 章 工業意匠に適用される規定

第 59 条

工業意匠証は、工業意匠が新規であり、かつ、これを既知の工業意匠とは区別される特徴を有する場合に付与される。工業意匠は、登録出願又は優先出願の出願日前に、使用又はその他の方法でいずれの場所においても有形の形式で公衆に開示されたことがない場合は、新規であるとみなされる。公衆への工業意匠の開示は、優先期間中に行われた場合、何らの効果も生じない。その他の効果を生じない開示の場合及び工業意匠の仮保護に適用される規定については、規則において定める。

第 60 条

工業意匠証の所有者は、その同意なしに王国内で、全部又は相当部分が複製された工業意匠を含む、又はそれを表す製品の製造、販売又は輸入を通じて商業目的で利用することにより当該工業意匠を侵害する者に対して、委員会に訴えを提起することができる。

第 6 章 最終規定

第 61 条

第 34 条の規定を害することなく、本法に定める何れかの規定に違反した者は、5 万リアル以下の罰金に処せられるものとし、かつ、再犯の場合は、この上限額を二倍に引き上げる。

第 62 条

本法において定められている猶予期間及び期限は、この点に関する国際協定に規定されるところに従う。

第 63 条

市の長官は、本法の施行日から 180 日以内に本法施行規則を公布する。施行規則は、官報において公布される。長官は、本法の規定の施行に必要な決定も発出する。

第 64 条

本法は、ヒジュラ暦 1409 年 6 月 10 日付国王命令第 (M/38) 号により発布された特許法に代わるものであり、本法の規定は、特許出願及び現在有効な特許に適用され、かつ、本法の規定と矛盾するすべての規定に取って代わるものである。

第 65 条

本法は、官報において公布され、公布の日から 30 日後に施行される。

番号	料金	特許		工業意匠		集積回路 回路配置		植物品種	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
1	登録出願	400	800	150	300	500	1000	500	1000
2	所有権の変更又は移転	200	400	75	150	500	1000	500	1000
3	出願書の補正又は追加	100	200	50	100	250	500	100	200
4	出願書又は証明書の写しの取得	50	100	50	100	50	100	50	100
5	実施許諾契約の登録	400	800	150	300	500	1000	500	1000
6	強制実施許諾の付与	4000	8000	1500	3000	2500	5000	2500	5000
7	付与及び公告	500	1000	175	350	500	1000	500	1000
8	年間料金								
8/1	1年目	250	500	150	300	500	1000	500	1000
8/2	2年目	500	1000	150	300	750	1500	500	1000
8/3	3年目	750	1500	300	600	1000	2000	750	1500
8/4	4年目	1000	2000	300	600	1250	2500	750	1500
8/5	5年目	1250	2500	450	900	1500	3000	1000	2000
8/6	6年目	1500	3000	450	900	1750	3500	1000	2000
8/7	7年目	1750	3500	600	1200	2000	4000	1250	2500
8/8	8年目	2000	4000	600	1200	2250	4500	1250	2500
8/9	9年目	2250	4500	750	1500	2500	5000	1500	3000
8/10	10年目	2500	5000	750	1500	2750	5500	1500	3000
8/11	11年目	2750	5500					1750	3500
8/12	12年目	3000	6000					1750	3500
8/13	13年目	3250	6500					2000	4000

8/14	14 年目	3500 7000	2000 4000
8/15	15 年目	3750 7500	2250 4500
8/16	16 年目	4000 8000	2250 4500
8/17	17 年目	4250 8500	2500 5000
8/18	18 年目	4500 9000	2500 5000
8/19	19 年目	4750 9500	2750 5500
8/20	20 年目	5000 10000	2750 5500
8/21	樹木の保護について 21 年目から 25 年目まで		3500 7000

特許、集積回路の回路配置、植物品種、工業意匠に関する法律の施行規則 (仮訳)

第1部 総則

第1条 定義

次の用語及び句は、この規則で使用されている場合、文脈上別段の必要がある場合を除き、それぞれ以下の意味を有する。

市：アブドゥラジズ王科学技術都市

局：アブドゥラジズ王科学技術都市所在の特許総局

法：特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律

規則：特許、集積回路の回路配置、植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則

保護の目的物：発明、集積回路の回路配置、植物品種又は工業意匠

保護書類：特許、回路配置証、植物特許又は工業意匠証

委員会：法第35条に規定する委員会

パリ同盟：工業所有権の保護に関するパリ条約第1条に基づいて設立され、同条約の締約国で構成される同盟

第2条 局

局は、法及び規則の規定の実施に責任を負い、特に次のことを行うことができる。

1. 保護出願を受理し、これを処理し、保護書類を作成すること。
2. 局の職務を遂行するために必要な様式の発行及び修正を提案すること。
3. 保護書類の付与及び発行を行い、当該保護文書に関する情報を公告すること。
4. 保護出願及び保護書類の処理において、情報技術並びに国内及び国際的なデータベースを活用すること。
5. 法及び規則の規定の必要な改正を提案すること。
6. 代理人及び法律家が局に対しその職務を遂行するための免許に関する規則を提案すること。

第3条 局との業務に関する規則

1. 局との連絡は、局が定める郵送住所宛の郵送により、又は、局が受け入れ可能な他の方法によって、アブドゥラジズ王科学技術都市の「特許総局局長」宛てに行うものと

する。

2. 局との連絡は書面によるものとする。出願人又は代理人本人の出頭は不要である。
3. 出願に関連した局との連絡には、出願番号に言及する。これを遵守しない連絡は、当該連絡に記載された住所宛、送り主に返送される。
4. 保護書類の付与に係る出願及び関連する文書又は連絡は、局宛てに手交するか又は郵送により行う。かかる文書の電子的な方法による受付を決定することができるものとする。
5. 局は、保護出願及び保護書類に関する通知及び連絡を、手交による又は登録郵便により行い、局からの連絡は全て、局に記録されている住所宛てに出願人又は代理人に送付される。また、かかる通知は全て法的に拘束力があるものとする。
6. 通知の送付日は、与えられる猶予期間には算入しない。いずれかの期間が週末又は王国の公的休日に満了する場合、当該期間は、かかる休日の翌就業日まで延長される。
7. 局は、保護文書に係る出願に関連して受領した全ての連絡に受領日印を押す。

第4条 局の記録及びファイル

1. 局は、各種保護書類出願に係る記録簿及び、保護書類に係る登録簿を作成し、出願及び保護書類の主要なデータ及びその補正を記録する。
2. 保護書類に係る失効した出願書のうち公開されたものは一般の閲覧に供する。
3. 公開された保護に係る出願書は、一般の閲覧に供する。
4. 2及び3に言及されている出願書の写しは、料金を支払うことによって入手可能とする。
5. 公開されなかった保護にかかる出願書は、引き続き守秘される。
6. 局は、出願書の原本又はその謄本を、出願の取り下げ、拒絶、又は、保護文書についての権利の喪失、若しくはその有効期間の失効の日から5年間保管する。

第5条 料金の納付

1. 料金は、法によって承認され規則に添付されている料金表に従って、「アブドゥラジズ王科学技術都市一特許」を名宛人とした小切手によるか、料金支払いのために指定された市の銀行口座への振り込みにより、又は、局が定める方法によって納付する。
2. 局は、要請に基づき、誤って納付されたか、過払い分の料金の払い戻しを行う。

第6条 公報その他の刊行物

1. 局は、法により公告が義務づけられている全ての内容を含むアラビア語の定期公報を発行する。公報には、補正、通知及びニュース等、保護の目的物及び法律に関する全てのものを掲載することができる。必要な場合、公報には、一部の情報の英語への翻訳を掲載することができる。

2. 公報は、通し番号が付され、ヒジュラ歴及びグレゴリー歴の日付を付して発行される。また、局は、公報をインターネット上で電子的に利用可能とし、多数の部数を維持する。
3. 局は、政府その他の機関に、公報を無料で提供することができる。定期購読は、所定の購読料の支払いによるか、交換システムに基づき、王国の内外で可能である。
4. 局は、次の内容を紙面又は電子的形態で公表する。
 - a) 特許及び植物特許の出願書。提出された明細書を含む。
 - b) 保護書類。明細書を含む。
 - c) 委員会による最終決定
5. 局は、他の者及び他の特許庁とこれらの刊行物を交換することができる。

第7条

公報には、少なくとも次のものを記載する。

1. 特許及び植物特許の願書の第1ページ
2. 付与された保護書類の第1ページ及び工業意匠証に含まれる全ての図
3. 所有権が変更されたか移転された保護出願及び保護書類の一覧
4. 没収された保護出願及び保護書類の一覧
5. 拒絶された保護出願の一覧
6. 取り下げられた保護出願の一覧
7. 補正された保護出願及び保護書類の一覧
8. 植物特許の願書に記載されている植物品種の名称の一覧
9. 植物新品種の名称の一覧
10. 放棄された保護書類の一覧
11. 強制実施許諾の決定、並びに、強制実施許諾の補正、取り下げ、他の者への移転及び放棄
12. 委員会が発出した最終決定の本文

第2部 出願に関する条件及び規定

第8条

1. 保護書類付与に係る出願及び様式は、アラビア語でコンピュータ入力した様式の形式で提出し（アラビア文字にはサイズ14の簡体アラビア文字フォント、ローマ字にはサイズ12のTimes New Romanフォントを使用する。）、明瞭なものでなければならない。本第2部の各章に定める条件に従って、電子媒体で写しを提出することを要する。様式には、全ての必要な情報及び全ての質問への回答を記載するものとする。
2. 局は、保護のそれぞれの目的物について、第9条から第28条に定める全ての要件を満

たした保護出願を受理した日を出願日と定める。

3. 出願人が王国外に居住している場合、権限ある国内の代理人を任命することを要する。

第1章 特許出願に係る条件及び規定

第9条 出願に係る条件

1. 出願には、様式（第101号）「特許出願」、発明の明細書及び関連同封物を含める。
2. 発明の名称は、出願様式の提出に係る所定の条件を遵守したものとし、発明の明細書において言及された名称と異なるものであってはならない。
3. 提出された文書は、原本又は権限を有する当局によって認証されたものとする。
4. 出願時に出願料を納付する。
5. 出願人は、出願に関する局の要件を全て満たすものとする。

第10条 様式第101号「特許出願」の記入に係る条件

様式第101号「特許出願」は、明瞭に記入し、発明の名称、出願人の名称、その宛先、居住場所又は就業場所、発明者の氏名及びその宛先及び（ある場合）代理人の氏名及びその宛先、並びに、優先権及び開示に関する情報を含めるものとする。様式の記入欄は、その番号に従って次の通り記入するものとする。

1. 発明の名称

発明の名称は、簡潔かつ具体的なものとし、また、7語以下のものが望ましい。「化学的方法」、「電子装置」、「電気機械」、「新しい特性の有機化合物」等の一般的な表現は、発明の名称とはみなされない。発明の名称を短くするために、「……の新しい方法」、「……の改良」、「……の開発」のような表現は用いてはならない。

2. 出願人の名称

個人の場合、氏名は、身分証明書に記載されているものと同一とし、次の順番とする。名、父の名、祖父の名、姓。法人及び会社の場合、正式名称と同一のものとする。出願人が複数ある場合、第一出願人に関する情報は、この部分に記入し、それ以外の出願人に関する情報は、そのための特別の添付書類（様式第101号A）に記載する。局と出願人との連絡は、代理人がない場合、第一出願人を通じて行うものとする。出願人が発明者でない場合、当該出願人への権利移転を示す文書を添付する。

3. 発明者の名称

発明者の氏名は、身分証明書に記載されているものと同一とし、次の順番とする。名、父の名、祖父の名、姓。実際に発明に参加した発明者が複数ある場合、第一発明者に関する

る情報は、この部分に記入し、それ以外の発明者に関する情報は、そのための特別の添付書類(様式第 101 号 B)に記載する。

4. 優先権及び開示に関する情報

発明が以前に開示されたことがある場合、開示の日付及び開示の理由を示す文書を添付するものとする。出願人がパリ同盟国の国民又は居住者であり、パリ同盟の一の国において以前に行われた出願の優先権を主張することを希望する場合、優先権の主張に関する情報(国、出願番号及び出願日)、及び、ある場合、特許番号及びその日付を記載する。優先権が複数存在する場合、第一優先権に関する情報は、様式第 101 号に記入し、それ以下の優先権に関する情報は様式第 101 号 C に記載し、以前の出願の認証謄本及びその翻訳を 3 ヶ月以内に提出するものとする。あらゆる場合において、王国が締約国であるその他の国際条約が適用される。その他の以前の出願に関するデータ(国名、出願番号、出願日)並びに、利用可能な場合、特許番号及びその日付も提出するものとする。

5. 添付書類

様式の添付書類(仕様書その他の添付書類)は一覧表を作成し、ページ番号は数字と文字で記入する。優先権主張の場合、この点に関する添付書類に言及するものとする。

6. 代理人の名称

代理人の氏名を記載し、出願人が王国内にある場合、公証人により発行された委任状により授権されることが必要である。出願人が王国外にある場合、権限ある機関によって認証され、王国の国外の外交使節によって認証された委任状が必要であり、また、代理人は、王国内で当該職業を実施する免許を受けていることについての証明書を添付する。

7. 宣言

出願人又は代理人の名称及びその署名は、この部分に記載する。授権された代理人がある場合、その印を押す。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しなかったことによる全ての結果について責任を負う旨を表明する。

第 11 条 明細書に係る一般的条件

1. 明細書には、次の内容を、次の順番で記載する。「要約」、「詳細な説明」、「請求項」及び「図面」
2. それぞれの種類の内容の冒頭は、新しいページとするものとし、それぞれの内容の種類を、ページ最上部の中央に記載し下線を引く。明細書(図面を除く。)の用紙には、その上方余白の下(余白内ではない。)にページ番号を記載する。
3. 要約及び詳細な説明は、発明の名称をもって始める。

4. 明細書は、一通の原本及び二通の同一の写しを提出する。写しは、あらゆる複製手段を使って直接複製することができる。
5. A4サイズの白い用紙を用いる。
6. 用紙は、きず、修正、消去又はカーボンの汚れのないきれいなものとする。
7. それぞれの用紙の片面のみを用いる。
8. 行間は約1 cmとする。
9. 全てのページの余白（図面を除く。）は、上2 cm、右2.5 cm、下2 cm、左2 cm以上、上4 cm、右4 cm、下3 cm、左3 cm以下とする。余白には、一切何も記入してはならない。
10. それぞれのページの行に番号を付す。なお、5行目、10行目等に番号を付すことで足りる。行番号は、右側の余白の左側に記入する。ただし、「請求項」については、それぞれの請求項の全ての行にそれぞれ番号を付すものとする。
11. 要約、詳細な説明、及び、請求項には、名称、記号、式、数学及び化学の等式、科学用語、その他をラテン文字で記載し、その何れにも図面を記載してはならない。表がある場合、表は、明細書の詳細な説明に記載する。
12. 大きさはメートル法とし、温度は、摂氏による。対応する他の単位は、括弧を付して続けて記載することができる。
13. 図面及び説明図によって発明を十分かつ明確に理解できる場合、それらを添付することが必要である。

第12条 アラビア語に翻訳する際の出願に関する指示

1. 科学用語は、初出の場合、アラビア語の同義語を添えて、原語で記載する。その後は、アラビア語の名称のみを記載する。ただし、例外的に、請求項については、両方の言語を繰り返し記載する。
2. 外国語の略称を使用する場合、文中で初出の際に、アラビア語と英語の双方で完全な名称を記載する。その後は、略称のみを記載する。
3. ラテン語の用語が本文で繰り返される場合、ラテン語の用語と同じアラビア語の用語を使用する。
4. 国際純粋応用物理学連合（IUPAP）SUNAMCO委員会により承認され、連合文書第25号で公表された記号、単位、名称及び基礎物理学定数を採用する。
5. 構造式、化学式、化学元素記号、化合物及び名称を表記するためには、IUPACシステムに従ってラテン文字を用いる。表題に化学的名称が表示される場合、アラビア文字及びラテン文字の両方で表記する。
6. 参照資料、調査文書、記事及び科学的文献は、それぞれの原語で表記する。

第13条 要約に係る条件

1. 要約は、半ページ、例外的な場合でも1ページを超えてはならない。

2. 図がある場合、要約において発明を一般的に表した図に言及し、その図の番号を要約の末尾に記載する。
3. 要約中に、前項で言及されている図中の要素についての言及があり、当該要素を特定するために図中で番号又は文字が使われている場合、要約中の本文では、当該番号又は文字は、括弧に入れて記載する。
4. 要約では、発明の最も重要な構成要素及びその主たる用途についての簡潔な記載に加えて、技術分野について言及する。
5. 要約は、技術的情報提供のために利用され、科学研究分野において役立つために、技術的課題の解決策についての明確な考え方を示す簡潔な言葉で記載するものとする。ただし、要約は、保護範囲の解釈には用いてはならないことに留意すべきである。
6. 発明の予想される意義、価値又は利点については言及してはならない。
7. 要約の英語版がある場合、これを添付する。

第 14 条 詳細な説明に係る条件

詳細な説明には、次の部分を含めるものとする。

1. 「発明の背景」：発明の技術分野を示し、当該発明が克服することができる先行技術に関する課題についての言及に加えて、発明者が知っている文献を含む先行技術についての説明を行う。
2. 「発明の一般的説明」：先行技術との比較における発明の利点、及び、従前の困難又は問題点の克服方法について記載する。また、発明の目的についても記載する。これらは全て、発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が明確に理解できるようにする。この部は、通常、主請求項に関するものである。
3. 「図の簡単な説明」：図及び図に部分がある場合は、それらについての簡単な説明を行う。
4. 「詳細な説明」：説明は、発明が属する技術分野における通常の知識を有する者が実施できる程度に明確かつ適切なものでなければならず、また、発明及びその産業上の利用方法のあらゆる点について詳細な説明を行い、出願日又は優先日における最善の発明の実施方法を開示する。また、説明には、添付された図との関係も記載する。出願に遺伝子配列が含まれている場合、これは、電子的フォーマットで別個に添付する。上記の部分は、次の見出しを付して、次の順番で配置する。「発明の背景」、「発明の一般的説明」、「図面の簡単な説明」、「詳細な説明」。見出しは、行の冒頭に記載し、下線を引く。それぞれの部は、新しいページから始めることは不要である。

第 15 条 請求項に係る条件

1. 出願には、少なくとも独立した請求項を一つ含めることを要する。また、他の従属請求項及び独立請求項を含めることができ、それらには通し番号を付すものとする。た

- だし、第一請求項は要求する最も広い範囲を定める請求項であることを条件とする。
2. 請求項は、発明の新しい本質的構成要素を含む要求する保護範囲の完全な定義を行うものであることを要する。また、請求項は、詳細な説明において開示されたものと対比された、具体的範囲を定めるものであることを要する。
 3. 請求項は、明確かつ相互に関連するものでなければならず、絶対的に必要な場合を除き、詳細な説明又は図に頼ることなしに、保護範囲を確認することができる程度に具体的な態様で発明の本質（その利点ではない。）を確定することを要する。
 4. 請求項は、可能な場合には、保護範囲内の新しい部分又は進歩性を特定する方法で記述するものとする。例えば、保護されるべき発明は、その構成要素及び技術的特徴を明示し、それに引き続き「...により特徴付けられる」、「改良は...から成る」、又は、他の類似の文言で特定し、次に、当該発明を他の発明から区別する新規な点又は進歩的な点について言及する。
 5. 出願に図面が含まれており、図面の一つに記載されている構成要素についての言及が請求項中で行われており、かかる構成要素を特定するための数字又は文字がある場合には、かかる数字又は文字は、請求項の本文中に括弧を付して言及することができる。

第 16 条 図面に係る条件

1. 図面は、A4 サイズの用紙を使い、明瞭に複写できるように、良好かつ明確なものとする。
2. 全てのページについて余白の大きさは、上 2.5cm、右 2.5cm、下 1cm、左 1.5cm 以上とする。
3. ページには、1/4、2/4、3/4、4/4 のように、図面の総ページ数とページ番号を連続して記載する。これは、ページ中央の上の余白の下に記載する。
4. 各ページには、複数の図を記載することができる。また、必要な場合、一つの図を複数のページに記載することも可能であるが、容易に並べて一つの図とすることができることを条件とする。
5. 図には、ページ番号とは無関係に個別の番号を付し、また、可能な場合、通し番号に従って配置されるように配慮することを要する。
6. 図面中の図の構成要素に付された番号、又は、構成要素を特定するために用いられる文字は、3mm 以上とする。
7. 同じ構成要素を特定するためには、別の図面においても同じ番号又は文字を用いるものとする。
8. 図面は、陰影を用いてはならず、濃い黒い線によるものとし、それぞれの部分の場所は波線で示す。
9. 図面には、説明用の言葉等を記載してはならない。絶対に必要な場合、主たる特徴の一部を説明するために、言葉を用いることができる。

第 17 条 出願のその他の添付書類

出願人は、検査及び調査報告書の写しを局に提出する。また、出願人は、要請に基づき、局に対し、同一の発明について他の官庁に提出済みの願書の写し又は他の官庁から既に付与されている特許の写しを局に提出する。

第 2 章 集積回路の回路配置証に係る条件及び規定

第 18 条 出願に係る条件

1. 出願には次を含めるものとする。
 - a) 様式第 201 号「集積回路の回路配置証に係る出願」：この様式には、下記第 19 条に従って、情報を記入する。
 - b) 集積回路の電子的機能を定義する情報を含む回路配置についての簡潔かつ正確な説明
 - c) 回路配置の明瞭な図面及び画像。集積回路の製造方法に関する図面又は画像の部分は省略することができる。ただし、残りの部分が、回路配置の説明及び特定に十分なものであることを条件とする。
 - d) 関連性を有するその他の添付書類
2. 集積回路が、商業目的での利用の対象である場合、局から要請されたときは、その見本を同封する。
3. 用紙の片面のみ使用すること。
4. 提出文書は、原本又は権限ある当局によって認証されたものとする。
5. 出願時に出願料を納付する。
6. 出願人は、出願に関する局の要件を全て満たす。

第 19 条 書式第 201 号「回路配置証明に係る出願」

様式第 201 号「回路配置証明に係る出願」は、次に従って明瞭に記入する。

1. 回路配置の名称

簡潔かつ明確なものとする。

2. 最初の商業的利用の日付及び場所

この情報は、世界のいずれかの場所で当該回路配置が、商業的に利用されたことがある場合に記入する。

3. 出願人の名称

個人の場合、氏名は身分証明書に記載されている氏名と同一のものとし、次の順番で記入する。名、父の名、祖父の名、姓。法人及び会社の場合、正式名称と同一のものとする。出願人が複数ある場合、第一出願人に関する情報は、この部分に記入し、それ以外の出願

人に関する情報は、そのための特別の添付書類(様式第 201 号 A)に記載する。局と出願人の間の連絡は、代理人がない場合、第一出願人を通じて行うものとする。

4. 回路配置考案者の名称

氏名は、身分証明書に記載されているものと同一とし、次の順番とする。名、父の名、祖父の名、姓。考案者が複数ある場合、第一考案者に関する情報はこの部分に記入し、それ以外の考案者に関する情報はそのための特別の添付書類(様式第 201 号 B)に記載する。

5. 代理人の氏名

代理人の氏名を記載し、出願人が王国内にある場合、公証人によって発行された委任状により授権されることが必要である。出願人が王国外にある場合、権限ある機関によって認証され、王国の国外の外交使節によって認証された委任状が必要であり、また、代理人は、王国内で当該職業を実施する免許を受けていることについての証明を添付する。

6. 添付書類

様式の添付書類(図面その他の添付文書)及びそのページ番号は、数字及び文字で記載し、以前の商業的利用については、この点に関する添付書類を記載する。

7. 宣言

この部分には、出願人又は代理人の名称及びその署名を記載する。授権された代理人の印がある場合、これを付け加える。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しなかったことによる全ての結果について責任を負う旨を表明する。

第 3 章 植物特許出願に係る条件及び規定

第 20 条 出願に係る条件

1. 出願には、様式第 301 号「植物特許出願」、本規則によって保護される植物の属毎の形式に従った植物品種についての技術的説明、並びに、関連する添付書類を含める。
2. 保護に係る出願は、一品種に関するものとし複数の品種について行うことはできない。
3. 白の A4 サイズの用紙を使い、用紙は汚れがなく、修正、消去及びカーボンの汚れがないものでなければならない。
4. 品種の技術的説明は、原本一通と真正な謄本二通を提出する。
5. 品種の技術的説明において記載する植物品種の名称は、様式及び公式文書に記載されている名称と同一のものでなければならない。
6. 提出書類は、原本又は権限を有する当局によって認証されたものとする。
7. 出願時に出願料を納付する。
8. 出願人は、出願に関する局の要件を全て満たす。

第 21 条 様式第 301 号「植物特許出願」の記入に係る条件

様式第 301 号「植物特許出願」は、明瞭に記入するものとする。出願人の名称及び植物

育成者の名称、並びに、優先権及び開示に関するデータを英語で付記することが望ましい。様式の記入欄は、その番号に従って次の通り記入するものとする。

1. 植物品種の名称又は名称案

品種の名称は、この部に記載する。名称が無い場合、品種の名称案又は植物育成者に言及した暫定的な名称を提示する。植物品種の名称は、意味の有無にかかわらず、一語、言葉と数字を組み合わせたもの、又は、文字と数字を組み合わせたものによることができる。ただし、名称の構成要素によって品種を特定することが可能であることを条件とする。

属及び種：品種の科学的名称は、科学的名称の記載方法の慣例に従って、ラテン語で属及び種を記載し、イタリック体とするか下線を引いて表す。

通称又は商業上の名称：品種の通称又は商業上の名称がある場合、アラビア語及び英語又はラテン語で記載する。

2. 出願人の名称

個人の場合、氏名は、身分証明書に記載されている氏名と同一のものとし、次の順番で記入する。名、父の名、祖父の名、姓。法人及び会社の場合、正式名称と同一のものとする。出願人が複数ある場合、第一出願人に関する情報は、この部分に記入し、それ以外の出願人に関する情報は、そのための特別の添付書類(様式第 301 号 A)に記載する。局と出願人との間の連絡は、代理人がない場合、第一出願人を通じて行うものとする。

3. 植物育成者の名称

植物育成者の氏名は、身分証明書に記載されているものと同一とし、次の順番とする。名、父の名、祖父の名、姓。実際に植物の育成に参加した育成者が複数ある場合、第一育成者に関する情報はこの部分に記入し、それ以外の人に関する情報はそのための添付書類(様式第 301 号 B)に記載する。

4. 代理人の氏名

代理人の氏名を記載し、出願人が王国内にある場合、公証人によって発出された委任状により授権されることが必要である。出願人が王国外にある場合、権限ある機関によって承認され、王国の国外の外交使節によって認証された委任状が必要であり、また、代理人は、王国内で当該職業を実施する免許を受けていることについての証明を添付する。

5. 添付書類

様式の添付書類(品種の技術的説明その他の添付書類)は一覧表を作成し及びページ番号

は数字と文字で記入する。優先権主張の場合、この点に関する添付書類を示すものとする。

6. 優先権及び開示に関する情報

植物品種が以前に開示されたか販売されたことがある場合、又は、増殖素材が以前に販売されたことがある場合、開示の日付及び開示の理由を示す文書を添付するものとする。優先権主張の場合、ある場合、国名、出願日、出願番号、公表日、植物特許番号（植物育成者への特許付与番号）及びその日付を記載する。以前の出願の認証謄本及びその翻訳を三ヶ月以内に添付する。あらゆる場合において、王国が締約国である国際条約が適用される。

以前の出願に関するデータ（国名、出願日、出願番号、公表日）並びに、利用可能な場合、植物品種番号（植物育成権番号）及びその日付も提出するものとする。

7. 宣言

この部には、出願人又は代理人の名称及びその署名を記載する。授権された代理人がある場合、その印を押す。また、出願人又は代理人は、正確な情報を提供しなかったことによる全ての結果について責任を負う旨を表明する。

第 22 条 品種の技術的説明に係る条件

品種の技術的説明を提出する際、これには、次のものを含める。

1. 品種の名称
2. 植物分類名称（ラテン語及び現地名称の双方で示す。）
3. 品種の起源及び育成方法の完全な開示、並びに、それが遺伝子工学によるものであるか否か
4. 当該品種を育成するために用いられた選択及び増殖過程の連続的な段階についての詳細な説明
5. 品種の特徴における違いの程度を示した品種の均一性の証拠
6. 品種の安定性についての記述で、識別性を有する特徴のいずれも変化しなかった増殖の周期の数、並びに、増殖過程、その反復過程に認められた変化、及び、認められたか予測された混乱の反復を示したもの
7. 当該品種が識別性があることについての記述で、同じ種を起源とする他の品種と如何に区別されるかを明確に示したもの。当該品種と他の品種の間に類似性がある場合、出願人は、それらの品種を明記し、それらの品種の間の違いについての詳細な説明を付す。当該品種の増殖素材若しくはその他の植物標本、又は、その写真を提供することが、当該品種の識別性を極めて明瞭に示すことに資する場合、かかる標本等を提供する。
8. 当該品種を識別するために図面が必要な場合、当該品種の図面を簡単な説明を付して

提供する。

9. 当該植物又はその主要な部分の写真。特に、観賞用植物又は知られていない植物の場合

第 23 条 出願のその他の添付書類

出願人は、検査及び調査報告書の写し、並びに、要請に基づき、同じ植物品種に関連して他の官庁に提出した以前の出願書又は他の官庁から付与された植物特許証（育成者の権利証）の写しを局に提出する。

第 24 条

局は、法の適用の一年目に 15 種類の属を保護するものとする。局は、その一覧表を発行し、一覧表には、必要と能力に応じて毎年追加の属を記載する。

第 4 章 工業意匠証出願に係る条件及び規定

第 25 条 出願に係る条件

1. 証明書の出願には複数の工業意匠を包含することができる。ただし、その全てが、国際工業意匠分類（ロカルノ分類）に基づく同じクラス若しくは同じグループ又は同じ構成のものであることを条件とする。出願人は、各工業意匠について所定の料金を納付する。
2. 出願には、様式第 401 号「工業意匠証出願」及び様式第 401 号 A「工業意匠のデータ」及びその他の関連の添付文書、並びに、保護を求めている工業意匠に関する図面（画像及び図面）を含める。出願に含まれている工業意匠の数を明記する。工業意匠それぞれについて様式第 401 号 A を記入する。
3. 用紙は片面のみを使う。
4. 提出書類は、原本又は権限を有する当局に認証されたものとする。
5. 出願時に、出願書（様式第 401 号 A）それぞれについての料金を納付する。
6. 出願人は、出願に関する局の要件を全て満たす。

第 26 条 様式第 401 号「工業意匠証出願」の記入に係る条件

様式第 401 号「工業意匠証出願」は、次の通り明瞭に記入する。

1. 出願人の名称

個人の場合、氏名は、身分証明書に記載されている氏名と同一のものとし、次の順番で記入する。名、父の名、祖父の名、姓。法人及び会社の場合、正式名称と同一のものとする。出願人が複数ある場合、第一出願人に関する情報はこの部分に記入し、それ以外の出

願人に関する情報はそのための特別の添付書類(様式第 401 号 B)に記載する。局と出願人の間の連絡は、代理人がない場合、第一出願人を通じて行うものとする。

2. 代理人の氏名

代理人の名称を記載し、出願人が王国内にある場合、公証人によって発行委任状により授権されることが必要である。出願人が王国外にある場合、権限ある機関によって認証を受け、王国の国外の外交使節によって認証された委任状が必要である。また、代理人は、王国内で当該職業を実施する免許を受けていることについての証明を添付する。

3. 宣言

出願人又は代理人の名称及びその署名は、この部分に記載する。授権された代理人がある場合、その印を押す。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しなかったことによる全ての結果について責任を負う旨を表明する。

第 27 条 様式第 401 号 A「工業意匠のデータ」の記入に係る条件

工業意匠の数は、様式第 401 号に記載する番号に従って、連続して記載する(1、2、3、4・・・)。様式第 401 号 A は次の通り記入する。

1. 意匠家の名称

意匠家の氏名は、身分証明書に記載されているものと同一とし、次の順番とする。名、父の名、祖父の名、姓。意匠家が複数ある場合、第一意匠家に関する情報はこの部分に記入し、それ以外の意匠家に関する情報はそのための特別の添付書類(様式第 401-C 号)に記載する。

2. 技術的情報：工業意匠の説明

工業意匠は、書面により、同封の各図案(画像又は図面)について説明するか、できる限り簡潔に一般的説明を行うことによって説明する。指定されたスペースでは十分ではない場合、追加の用紙を添付することができる。

製品の種類

工業意匠が用いられている製品の種類は、国際工業意匠分類に従って、簡潔かつ具体的に示す。

分類

工業意匠の分類は、国際工業意匠分類に従って記載する。

3. 優先権及び開示に関する情報

工業意匠が公式の博覧会において展示されたことがあるか、又は、以前に別途一般に開示された場合、展示又は開示を示すために必要な文書を同封する。出願人がパリ同盟国の国民又は居住者であり、パリ同盟の一の国において以前に行われた出願の優先権を主張することを欲する場合、優先権の主張に関する情報(国、出願番号及び出願日)、及び、ある場合、証明書の番号及びその日付、並びに、ある場合、分類を記載する。以前の願書の認証謄本及びその翻訳を三ヶ月以内に添付する。あらゆる場合において、王国が締約国であるその他の国際条約が適用される。その他の以前の出願に関するデータ(国名、出願番号、出願日)並びに、利用可能な場合、証明書番号及びその日付も提出するものとする。

4. 添付書類

様式の添付書類(図面その他の添付書)は一覧表を作成し及びページ番号は数字と文字で記入する。優先権主張の場合、関係する添付書類に言及するものとする。

第 28 条 図案(画像又は図面)に係る条件

保護範囲が出願時に同封されている図面に基づいて決定されることを踏まえて、出願には、工業意匠の全体を示す図面又は写真を含める。このため、次を遵守する。

1. 工業意匠の一定の色彩の保護を希望する場合、図面は多色とする。
2. 工業意匠中に保護を求めない図又は部分がある場合、波線で示すものとする。
3. 一通の出願の様式第 401 号 A に、工業意匠について複数の図が提出されている場合、保護の範囲は、これらの図の共通の要素とする。
4. 図は、A4 サイズの用紙を用い、最小 40mm×40mm、最大 252mm×165mm とする。1 ページに複数の図を配置することができる。
5. 図は添付されたものが公表されることになることから、図は、明瞭かつ保護を求める工業意匠の顕著な特徴を示したものとする。
6. 図には、説明その他を目的として言葉を記入してはならない。
7. それぞれの工業意匠についての図には、例えば 1-1、1-2、1-3・・・(工業意匠の番号一図の番号)のような通し番号を付す。これは図の下に記載する。
8. 図のページには、例えば、1/4、2/4、3/4、4/4・・・(ページ番号/総ページ数)のようにそれぞれの工業意匠毎に通し番号を付す。これは、ページ中央の上の余白の下に記載する。
9. 図は、一通の原本及び二通の真正な写しを提出する。写しは、直接複製することができる。電子形態の写しも添付する。

第 3 部 優先権及び開示に係る規定

第 29 条

1. パリ同盟国又は王国が締約国である国際条約の国の官庁又は地域官庁における以前の出願は、優先権を生じさせるものとして認められる。
2. 優先権の期間は、最初の出願の日から開始する。出願日は、当該期間には含まれない。
3. 優先期間の最終日が公的休日又は局が出願を受理するために開かれていない日に当たる場合、当該期間は、翌就業日まで延長される。
4. 優先権を主張する出願人は、以前の出願番号及び特許出願又は工業意匠出願の分類コードを局に提供することを、出願日から3ヶ月以内の猶予期間を延期することができる。
5. 優先権を主張する出願人が所定の猶予期間内に以前の願書の認証謄本及びその翻訳を提出しなかった場合、当該出願人の優先権は失効し、局の登録簿にその旨が記載される。

第 30 条

1. 次の場合、発明及び工業意匠の開示は先行技術の一部とはみなされない。
 - a) 出願日又は優先権主張の日に先立つ6ヶ月以内に、出願人又はその前権利者に対する不正な行為に起因して開示が生じた場合
 - b) 特許出願に先立つ一年間、又は、工業意匠証の出願日に先立つ六ヶ月間に、パリ同盟加盟国の一つにおける公認の国際博覧会において展示した結果として開示が行われた場合
2. 出願人が、公式の博覧会において展示することを希望する製品について発明又は工業意匠の暫定的保護を受けることを希望する場合、当該出願人は、発明又は工業意匠を説明した簡潔な説明、図面、及び、関連する製品についての説明を添付して展示することについての希望を表明して、局に申請する。局は、必要と思われるその他のデータを提出するよう出願人に要請することができる。王国外で展示される製品については、展示される製品、それに関するデータ及び展示日を明記した公的機関によって認証された証明書を提出する。
3. 1. 及び 2. において定める期間は、法第 10 条に定める優先権の期間の延長を伴うことはできない。

第 31 条

他の国における植物特許の出願、又は、当該国において取引が認められる品種の目録への登録出願によって、当該出願の対象である品種は、出願日以降、周知のこととなる。ただし、当該出願によって植物出願の付与又は目録への登録が行われることを条件とする。また、品種は、現に利用されているか、公認の専門的団体により維持されている品種登録簿に登録されているか、又は、参考標本集に含まれている場合、周知のこととみなされる。

第4部 保護出願の補正及び取り下げに係る規定

第32条

1. 出願人自身により行われるか、又は、局の要請により行われる保護出願の補正又は追加は、出願時に開示されたものを超えてはならず、また、所定の料金が支払われることを条件とする。
2. 工業意匠証書出願に含まれている図の補正の場合、補正の日が出願日とみなされる。
3. 特許出願者は、請求項の削除又は追加を行うことができる。ただし、発明の同一性を変えないことを条件とする。
4. 保護の出願人は、無料で、願書における記載又は計算の誤りを訂正することができ、また、願書におけるデータの変更を請求することができる。
5. 保護の出願人は、出願についての最終的な決定が行われていない限り、出願を取り下げることができる。取り下げの請求は、最終的かつ無条件のものとする。
6. 保護の出願が複数の者によって行われていた場合、取り下げの請求は、全員によって署名されていない限り受け入れられない。

第33条

実体審査の結果、出願に複数の発明が含まれていることを理由として、特許出願人がその裁量により又は局からの要請において出願を複数の出願に分割する場合、当該出願人は原出願に含まれていた発明を明記する。また、同出願人は、新たな出願についての規定により規律される独立の出願として分離された他の願書を提出することもできる。これらの出願については、元の出願日が維持され、優先権がある場合、これを享有する。

第5章 方式審査及び実体審査に係る規定

第34条

登録された出願は、保護の目的物それぞれについて法第8条及び規則第2部の条項に定める方式要件を満たしていたことを確認するために審査される。方式審査から、所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合、出願人は、その旨の通知の日から90日以内にかかる条件を満たすことが要請される。出願人が当該期間内に要請されたことを行わない場合、その出願は無効とみなされる。

第35条

1. 特許又は植物特許の出願の方式審査から、出願が方式要件を満たしていると判断された場合、局は、出願人に対し3ヶ月の猶予期間内に所定の公告の料金を支払うよう通

知する。当該出願人が所定の期間内にこれを支払わなかった場合、出願は拒絶され、このことが登録簿に記載され、公報で公告される。当該猶予期間内の終了前に出願が取り消され場合、出願は公告されない。

2. 局は、特許又は植物特許の出願の実体審査のために必要な経費を査定する。査定は、審査の実費に従ったものとし、出願人は、その通知の日から3ヶ月以内に納付することを要する。納付しなかった場合、出願は失効し、このことが登録簿に記載され、公報で公告される。
3. 上記の査定額が納付された場合、局は出願の実体審査を行う。

第36条

局は、出願が法の第4条、第43条、第44条、第45条及び第46に定める規定、並びに、規則の条項を満たしていることを確認するため、特許出願の実体審査を行う。

この目的で、次を行うことができる。

- a) 発明の本質的な構成要素を確認することを目的として請求項、説明及び図面を検討する。
- b) 国際特許分類に従って出願を分類する。
- c) データベースの検索その他の方法により発明に関係した文献を確認する。
- d) 発明に最も近い文献を発明との比較を通じ特定する。
- e) 発明の最も近い文献との比較を通じ発明の新規性を評価する。
- f) 関連文献から分かる発明が属する技術分野における通常の知識を有する者の知識の利用を通じて、進歩性を評価する。
- g) 発明の産業上の利用可能性を評価する。

局は、出願が所定の条件並びに必要な説明及び補正を満たしているか否かについての意見を含め、実体審査の報告書を作成する。

第37条

局は、出願が法の第4条、第54条及び第55条に定める条件並びに規則に定める条項を満たしていることを確認するために植物特許の出願の実体審査を行う。この目的で、局は次を行うことができる。

1. 当該品種が、特定されている植物分類に属していることを確認する。属していない場合、出願人は、その旨通知を受け、30日以内に補正を求められるが、これが行われない場合、出願は拒絶される。
2. 当該品種が新規なものであることを確認する。
3. 当該品種が、識別性、均一性を有し、安定性を有していることを確認するため、次に従って当該品種の技術的試験を行う。
 - a) 王国外でそれまで出願が行われたことがない出願は、局又は局が指定する国内若

しくは国外の機関により、「識別性、均一性及び安定性についての試験実施に係る植物新品種保護国際同盟⁷ガイドライン」に従って、試験が行われる。一覧表に掲載されていない品種については、利用可能な資料にしたがって試験が行われる。

- b) 王国外でそれまでに出願が行われたことがある出願であって、国外で試験が行われたか行われることとなっているものについては、試験が王国の環境条件にみあう環境条件で実施されたものである場合、局は、かかる試験の結果を利用し、採用することができる。局は、出願が、定められた条件並びに必要とされる説明及び補正を満たしているか否かについての局の意見を含む実体審査の報告書を作成する。

第 38 条

1. 植物品種の技術的試験は、直近の発芽に適した最寄りの時期に実施する。
2. 出は、発芽日に十分先立って、情報及び試験材料を局又は局指定の機関に提供する。局は、各植物品種に関する指示に従って試験を実施することを目的として標本の仕様を定める。
3. 試ために出願人から提供された資料は、局により具体的に求められない限り、一切の特別の処理が行われたものであってはならない。
4. 法第 58 条 D の規定の適用上、局は、国内市場から植物品種の標本を入手することができる。

第 39 条 品種の名称付与に係る規定

1. 植物特許の出願中に言及されている名称は、それが所定の条件を満たしている場合、公告される。利害関係者は、公告の日から 3 ヶ月以内に名称について異議を申し出ることができる。
2. 当該名称が所定の条件を満たしていない場合、出願人は、その旨通知を受け、3 ヶ月以内に代わりの名称を提起する。出願人がこれを行わなかった場合、又は、代わりの名称が所定の条件に従っていない場合、出願は拒絶される。受け入れられた場合、当該名称は登録され、前の名称は取り消され、当該名称が公告される。
3. 当該名称が商標その他を侵害していることが証明された場合、出願人は、提示した名称を変更する。
4. 王国内において品種の名称が使用、提案又は登録された場合、当該名称は、拒絶されない限り、局が関係するあらゆる手続において用いられる。
5. 保護品種の増殖素材の販売の申し出をし、販売し、その他の方法で流通させる者は、

⁷ 植物新品種保護国際同盟 (UPOV) : The International Union for the Protection of New Varieties of Plants

当該品種の名称を使用しなければならない。この義務は、植物特許の権利が失われた場合であっても存続する。保護品種の登録名称は、流通又は展示する場合、商標、商号又は類似のデータと組み合わせても識別が容易な場合、これらのものと組み合わせることができる。

第 40 条 名称の拒絶及び取り消し

1. 植物品種の名称の登録は、次の場合に拒絶される。
 - a) 規則第 21 条第 1 項の規定を遵守していない場合
 - b) 品種を特定する上で不適切な場合、特に、識別性の欠如によるか又は言語上不適切なとき
 - c) シャーリア（イスラム法）と整合的ではない場合
 - d) 品種及び種子の分野において、品質、数量、目的、価値、地理的原産地又は生産期間を確定するために用いられる商標又はデータのみから構成されている場合
 - e) 品種の特徴、価値、地理的原産地、又は、品種と個人、特に植物育成者若しくは出願人との関係について、誤解を与えるか、混同を生じさせる場合
 - f) 同一種又は強い関係がある種に属する以前の品種について王国又は他の国において提案された名称と同一であるか又は混同させるほど類似している場合。ただし、以前の品種の利用が終了している場合はこの限りではない。
2. 名称は、法又は規則のいずれかの規定に違反している場合、取り消される。局は、植物特許の出願人又は特許権者に取り消しの決定を通知し、出願人又は特許権者は新しい名称を提案することが求められる。第 39 条に定める手続が適用される。

第 41 条

1. 局は、提出された出願の実体審査において、他の特許庁が発行した調査報告書、実体審査報告書及び保護書類を利用することができる。
2. 委員会は、保護の目的物が侵害されているか、かかる侵害が差し迫っているとの出願人の要請に基づいて、保護書類のための出願の審査を迅速に行うよう局に要請することができる。出願人は、迅速な審査の要請の裏付けとなるもの及び出願人の主張が真正であることを証明するために出願人に対し委員会が要請するものを全て委員会に提出する。

第 42 条

1. 局は、最初の実体審査の報告を含む実体審査の結果を出願人に通知する。出願人は、報告に沿った出願の補正を局に提出する。出願人は、報告中の何らかの事項に同意できない場合、その根拠を提示する。
2. 局は、出願人から提出された補正又は根拠に納得した場合、付与手続の完了に向け取

り進める。局は、異なる判断をした場合、二回目の実体審査の報告を出願人に通知し、出願人は、当該報告に沿って行った出願への補正を局に提出する。出願人は、報告において言及されているものに同意できない場合、その根拠を示す。

3. 局は、出願人から提出された補正又は根拠に納得した場合、付与手続の完了に向け取り進める。ただし、局は、異なる判断をした場合、出願を拒絶する決定を発出する。
4. 出願人は、局から出願人宛での通知に対し、当該通知の日付から3ヶ月以内に応答する。この期間は、必要な場合、その満了前に理由を付して申請書を提出することにより一ヶ月間延長することができる。所定の期間内に応答がない場合、出願は拒絶される。

第43条

局は、出願人が提出した情報に基づいて、工業意匠が新規であり、かつ、法第4条の規定に違反しておらず、また、当該工業意匠が、他の者に帰属する商標、旗又は公的記章を含んでいないことを確認することができる。

第6章 付与、拒絶及び無効の規定

第44条

1. 保護出願が、所定の条件を満たしていることを確認したとき、局は、出願人にその旨通知し、3ヶ月以内に付与及び公告料を納付するよう出願人に求める。納付が行われた場合、局は、保護書類を発行し、公報で公告する。出願人が所定の期間内に納付しなかった場合、出願は拒絶される。
2. 局は、保護書類の出願が所定の条件を満たしていないと判断する場合、出願を拒絶する理由を付した決定を発し、当該決定は出願人に通知され公報において公告される。

第45条

(a) 特許文書の第1ページには、少なくとも次の情報を記載する。

1. 発明者の名称
2. 特許の所有者の名称
3. 特許所有者の住所
4. 代理人の名称
5. 出願番号
6. 出願日
7. 特許番号
8. 付与日
9. 優先権情報（出願番号-優先日-優先国）

10. 公告番号及び日付け
11. 国際特許分類 (IPC)
12. 引用文献
13. 発明の名称
14. 要約
15. 審査官の名称

(b) 回路配置証の第 1 ページには、少なくとも次の情報を記載する。

1. 回路配置考案者の名称
2. 証明書所有者の名称
3. 証明書所有者の住所
4. 代理人の名称
5. 出願番号
6. 出願日
7. 証明書番号
8. 付与日
9. 最初の商業的利用の日付及び場所
10. 回路配置の名称
11. 簡単な説明
12. 回路配置の図面

(c) 植物特許文書の第 1 ページには、少なくとも次の情報を記載する。

1. 植物育成者の名称
2. 植物特許の所有者の名称
3. 植物特許の所有者の住所
4. 代理人の名称
5. 出願番号
6. 出願日
7. 植物特許番号
8. 付与日
9. 優先権情報 (出願番号-優先日-優先国)
10. 属名及び種
11. 俗称又は商業上の名称
12. 要約

(d) 工業意匠証の第 1 ページには、少なくとも次の情報を記載する。

1. 意匠創作者の名称
2. 証明書所有者の名称
3. 証明書所有者の住所
4. 代理人の名称
5. 出願番号
6. 出願日
7. 証明書番号
8. 付与日
9. 優先権情報（出願日-優先日-優先国）
10. 意匠の数
11. 技術的情報

第 46 条

保護書類を全体として又は部分的に無効にするための理由は次の通り。

1. 特許については、法第 4 条、第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定の違反
2. 回路配置証については、法第 2 条、第 4 条、第 49 条及び第 50 条の規定の違反
3. 植物特許については、法第 4 条、第 54 条及び第 55 条の違反
4. 工業意匠証については、法第 2 条、第 4 条及び第 59 条、並びに、規則第 43 条の規定の違反。

局は、保護書類のいずれかの無効に関する最終決定が発せられたら直ちに委員会から通知を受け、これを登録し、公告する。

第 7 部 侵害及び利用に係る規定

第 47 条

次の行為は、特許の侵害とはみなされない。

1. パリ同盟の他の国の船舶が、一時的に又は偶発的に王国の領海内に入った場合、当該船舶の船体、機械、装置又は付属品であるかを問わず、当該船舶における特許の目的物を構成する手段の使用。ただし、これらの目的物の使用は、当該船舶で必要とされる場合に限定される。
2. パリ同盟の他の国に帰属する航空機又は車輛が一時的に又は偶然に王国内に入った時、かかる航空機又は車輛の建造又は操作における特許の目的物を構成する装置の使用

第 48 条

発明を利用するために政府機関により提出される強制実施許諾の申請には、強制実施許諾を必要とする公益の考慮についての表明を含むものとする。かかる考慮は、かかる実施

許諾を付与する決定において記載される。

第8部 国家安全保障に関する出願

第49条

国家安全保障に係る出願に係る手続は、次の通りとする。

1. 軍人であるか文民であるかを問わず、各政府職員は、その職務の範囲内で国家安全保障に関連する保護の目的物を達成した場合、当該目的物及びそれに起因する全ての利益を政府の権限ある当局に、その承認の上で、譲渡することを約束する。
2. また、上記の者を除くあらゆる者で、国家安全保障に関連する保護の目的物を達成した者は、当該目的物及びそれに起因する全ての利益を政府の権限ある当局に、その承認の上で、譲渡することを約束する。当該当局は、この者に対し、公正な報酬を支払う。
3. 上記の2項に従って政府の権限ある当局に譲渡する者、及び、当該譲渡について知っている他の全ての者は、保護の目的物及び譲渡を秘密にすることを約束し、また、許可を受けた者に対する場合を除き、これを開示してはならない。
4. 政府の権限ある当局は、必要な譲渡を受けた後、市の長に対し、保護書類に係る出願をし、出願を秘密にしておく要請書を願書に添付することができるものとする。市は、出願に関連した通常の全ての手続に従い、出願に関する情報を公表しないことを約束する。
5. 出願、明細書、図面、補正、保護書類、及び、それらの写しは、封印し、押印されたファイルに保管するものとし、また、保護の有効期間中、政府の権限ある当局の裁量に委ねられる。当該ファイルは、政府の当該権限ある当局又はその命令によってのみによって開封することができる。
6. 封印されたファイルの内容は、いかなる状況においても公表又は他の者の閲覧のために供することはできない。
7. 封印され押印されたファイルは、保護の有効期間中いつでも政府の権限ある当局が提供しよう要請した者に対し提供され、返還後、直ちに再度封印され押印される。
8. 封印され押印されたファイルは、保護期間の終了後、政府の権限ある当局に送付される。
9. 本条に基づく保護文書を付与する決定の取り消しを求める申請は、政府の権限ある当局の承認がある場合を除き、受理されない。
10. 保護書類と関連した侵害訴訟の開始は認められない。
11. 国家安全保障に関連する保護の目的物と関連して、政府の権限ある当局との、目的物の審査及び調査、並びに、調査及び審査を目的とした措置のための通信は、開示又は使用とは認められない。かかる行為は、保護書類を受ける資格に影響を及ぼすものと

みなされない。

12. 市の長は、出願が国家安全保障と関連があり、かつ、政府の権限ある当局に譲渡されていないと判断した場合、出願を、政府の権限ある当局へ実施許諾されたものと同様に取り扱うよう命じることができる。

第 10 部 委員会に関する規定

第 50 条

委員会との通信は、委員会が定める宛先で委員長に直接宛てるものとする。

第 51 条

訴えは、原本一通及び関係する訴訟当事者の数と同数の写しの申立書を通じて委員会に対し提起し、また、申立書は、委員会事務局に送付する。ただし、申立書には次のデータを記載することを条件とする。

1. 原告の正式名称、職業又は地位、居所、身分証明書の番号及び発行地、宛先（郵便私書箱を含む。）、電話及びファックス番号、屋号その他原告と連絡を取ることができる手段、並びに、代表がある場合、これらのデータ
2. 被告の正式名称、職業又は地位、居所及び宛先（郵便私書箱を含む。）、電話及びファックス番号、屋号その他被告と連絡をとることができる手段
3. 訴訟の目的物
4. データ及び根拠となる証拠

第 52 条

通知は、原告の訴状に記載された被告の宛先に送達する。通知は、原本一通、謄本一通の同一内容の二部をもって行う。複数の被告がある場合、謄本は、被告の人数と同じとする。通知には、次を記載する。

1. 通知の件名及び日付
2. 原告の正式名称、職業又は地位、及び、居所、並びに、原告の代表の正式名称、職業又は地位、及び、居所
3. 通知の名宛人の正式名所、職業又は地位、及び、居所

第 53 条

訴訟当事者は、委員会に提起された訴えについて次の通り通知を受ける。

1. 通知の写しは、名宛人の居所又は、職場がある場合、職場において名宛人に交付される。さもなければ、通知は、名宛人の居所で発見された名宛人と居所を共有する者に交付される。そのいずれもない場合、又は、発見された者が交付の受け取りを拒否

する場合、当該地区の Umdah 又は場合によっては警察署に交付する。

2. 訴訟当事者が政府当局の場合、当該当局の長又は次席に交付する。
3. 訴訟当事者が営利会社又は個人企業の場合、通知は、共同パートナーの一人、取締役会会長若しくは代表、又は、個人企業の所有者若しくはその代表に交付される。
4. 訴訟当事者が王国内に支店又は代理店を置く外国企業の場合、通知は、支店又は代理店の支配人に交付する。
5. 訴訟当事者が王国外に居住している者の場合、外務省を通じて通知される。この場合、通知の交付を証明する回答を受領することで十分である。
6. 訴訟当事者が軍人又は軍当局の職員の場合、通知は、その者を管轄する権限を有する者を通じて交付される。
7. 訴訟当事者が囚人の場合、通知は、刑務所長に交付される。

通知は、名宛人に対しその居所又は職場以外の場所で交付された場合であっても、名宛人に交付された場合は法的に有効とする。いずれの場合においても、通知は、書留郵便で送付することができ、かかる通知は法的に有効とする。

第 54 条

委員会は、保護書類に関連した訴えに関して発出された全ての裁定及び決定を局に通知する。

第 55 条

委員会は、訴状の提出後直ちに、被告に対し予防的かつ暫定的な措置を命じることができる。ただし、原告が、訴えが証明されなかった場合の被告の権利を保護するために委員会が決定した保証金を提供することを条件とする。

第 56 条

委員会が、専門機関の支援を求めることを決定した場合、委員会は、預託金について責任を負うとみなす訴訟当事者に対し、専門的サービスの見積費用と同じ金額を、一定の期間内に王国内の公認されている銀行による支払保証付小切手で預託するよう命令することができる。当該訴訟当事者が委員会により指定された期間内に当該金額を預託しなかった場合訴訟の他方当事者は、事件が自分に有利に決定された場合、訴訟相手に対する自らの償還請求権を害することなく、当該金額を預託することができる。

第 10 章 最終規定

第 57 条

市の長は、必要な規則の改正を発出する。

第 1 部 総則

第 1 条

この法律の規定の実施において、商標とは、視覚により認識することができるものであり、工業、商業、手工業若しくは農業の製品、若しくは、森林若しくは天然資源の開発事業を識別するため、又は、商標が付されている目的物が、製造、選択、発明、若しくは、取引を理由として、商標権者に帰属するものであることを示すこと、又は、一定のサービスの提供を示すために適している識別性のある形状、署名、言葉、文字、数字、図面、記号、印及び浮き彫り銘刻若しくはその他の標識若しくはそれらの組み合わせの名称である。

第 2 条

次の標識、紋章、旗及び以下に掲げるその他のものは、商標とはみなされず、又は、登録されない。

- a) 具体的な識別性に欠ける標識であって、特性の説明、又は、単なる一般的名称であって、慣習上、製品又はサービスに与えられているもの
- b) 宗教に反するか、宗教的性格を有する記号と同一又は類似した表現、標章又は図面
- c) それらを組み合わせたものの構成要素
- d) 公序良俗に反する表現、標識又は図面
- e) 王国、又は、相互主義の待遇を有する国の一つ、王国が締約国である多国間条約の締約国の一つ、国際機関若しくは政府機関に帰属する公的紋章、旗その他の標識、名称若しくは単位、及び、かかる紋章、旗、標識、名称及び単位を模倣したもの。ただし、それらの所有者により許可される場合は除く。
- f) 王国、並びに、(d) 項に定める国及び機関の公的標識及び印であって、製品若しくはサービス又はそれらの保証についてのこれらの管理にかかるもの。ただし、その所有者によって許可される場合は除く。本項の禁止は、商標が、製品又はサービスに付されるか、類似の製品又はサービスに付されることが意図されない限り適用されない。
- g) 地理的名称。ただし、その使用により製品又はサービスの出所又は原産地について混同を生じるおそれがあるか、正当な理由なしに、原産地名称又は出所名を独占するおそれがある場合に限る。他の者の肖像、名前又は屋号。ただし、当該他の者又はその

承継人が使用に同意する場合は除く。

- h) 名誉称号に関連する記述
- i) 公衆を惑わせる記述、製品若しくはサービスの出所について虚偽の情報を含む記述、又は、架空、模倣若しくは偽造した称号を含む商標
- j) 王国において有名な商標（同一又は類似の製品又はサービスとの関連で登録されていない場合を含む。）と同一又は類似の商標、及び、王国において有名な商標であった、同一又は類似のものではない製品又はサービスとの関連で王国内で登録されているものと同一又は類似の商標。ただし、この使用が、有名な商標の所有者に損害をもたらすことを条件とする。
- k) 同一又は類似の製品又はサービスとの関係で他の者によって既に出願又は登録されている商標と同一又は類似の標識又は類似の標識及び一定の製品又はサービスについて登録した場合、当該他の者の製品又はサービスの価値を減じることになる標識

第2部 商標の登録及び公告の手続

第3条

商業省の担当部署に「商標登録簿」と称する登録簿を設ける。商業登録簿には、全ての登録商標、並びに、登録商標の所有権の譲渡、移転、担保、差止、又は、使用ライセンスに関する通知、並びに、更新、取り消し、及び、施行規則に定める全ての情報を記録する。

第4条

次の種類の者は、商標を登録する権利を有する。

1. サウジ国籍を有する自然人又は法人
2. 王国内に通常居住している人であって、商業活動又は職業活動に従事することが許可されている者
3. 王国に相互主義の待遇を与えている国の国民
4. 王国が締約国である多国間国際条約の締約国の国民又はかかる国の居住者
5. 公的機関

第5条

本法第1条に定める条件を満たす商標の登録出願は、王国に住所を有する者、又は、王国に住所を有する正式な代理人が、施行規則に定める条件及び手続に従って、商業省の担当部署に対し行う。

第6条

商標の登録出願は、一又は複数の種類の製品又はサービスについて行うことができるが、

それぞれの区分について一件の出願を施行規則に定める条件及び手続に従って行うことを要する。

第7条

一群の商標が基本的要素において同一であり、かつ、色彩又は関連する製品若しくはサービスの細部等、商標の本質に影響を及ぼさないような違いしかない場合であって、かかる製品又はサービスが同一の区分に属するとき、一群の商標を登録するために一件の出願を行うことができる。

第8条

同一の区分の製品又はサービスについて複数の者が混同を招く同一又は類似の商標の登録を同時に申請する場合であって、申請が、同一の申請日のものであるか同一の優先日のものであるとき、一方の申請人が他方の申請人がその申請を放棄したことについての当該他方の申請人からの法的保証についての書面の表明を提出するまで、又は、不服審査委員会がいずれか一方の登録を有利とする最終的裁定を行うまで、当該登録申請は中断する。

第9条

商標登録の申請人又はその承継人が、王国が締約国である多国間国際条約の締約国の一つ、又は、王国と相互主義の関係にある他の国において行った以前の申請を理由として優先権を享有することを希望する場合、当該申請人又は承継人は、以前の申請の日付及び番号、並びに、当該申請が行われた国について記載した申告書を願書に添えて提出しなければならない。また、申請人は、以前の申請が行われた国の管轄当局によって適切に確認された以前の申請の写しを、優先権を主張する根拠となっている以前の申請を行った日から六ヶ月以内に提出することを要する。かかる提出が行われない場合、優先権を主張する権利は失われる。

第10条

商業省の担当部署は、申請の提出後 60 日以内に、申請が本法及び施行規則において定める条件及び手続を満たしているか否かを決定する。

第11条

担当部署が、登録申請が、本法の規定に従っていないと考える場合、担当部署は申請人にその旨通知し、登録申請を承認するために必要な条件を満たすこと又は補正の実施を要請することができる。

第12条

出願人が、前条の要請の通知の日から 90 日以内に条件を満たさないか又は補正の実施についての担当部署の要請に対応しなかった場合、その出願は、当該期間の満了日に拒絶されたものとみなされる。

第 13 条

関係当事者は、出願の拒絶の決定の通知の日から 60 日以内に、かかる決定に対し商業省に対し不服を申し立てることができる。また、大臣により発出された決定によって不服申立が却下された場合、当該関係当事者は、その決定の通知の日から 30 日以内に不服審査委員会に対し、上訴する権利を有する。

第 14 条

商標の登録が認められた場合、担当部署は、施行規則に定める手続に従って、当該登録を公告する。また、出願人は、公告の費用を負担する。

第 15 条

関係者は、前条の公告の日から 90 日以内に不服審査委員会に対し、商標登録の承認について異議を申し立てることができる。商業省の担当部署に異議申立書及び申立の証拠を提出する。

第 16 条

商標の登録を承認する決定が確定するか又は不服審査委員会が同趣旨の決定を行った後、担当部署は、本法第 3 条に定める登録簿に当該商標を登録する。登録は、施行規則に定める手続及び条件に従って行う。

第 17 条

登録が完了した場合、施行規則に定める情報、特に、次を含む登録証が商標権者に交付される。

1. 商標登録の通し番号
2. 登録出願日、登録日、優先日（該当する場合）
3. 商標権者の商号又は名称、その居住場所及び国籍
4. 商標の写し
5. 商標が登録された製品又はサービス、及び、それらの区分

第 18 条

登録商標権者は、登録商標に追加又は修正を行うよう担当部署に要請することができる。ただし、かかる追加又は修正が、当該商標の特性に実質的に影響を及ぼさないことを条件

とする。かかる要請は、元の登録出願に適用される全ての条件及び手続に従うものとする。

第 19 条

関係当事者は、本法第 3 条に定める登録簿を閲覧すること、及び、当該登録簿の情報又は記録の写しを請求することができる。

第 3 部 商標登録の効果

第 20 条

商標登録は、登録出願日から有効とする。この日付は、施行規則の規定に従って決定する。

第 21 条

商標登録をした者は、当該商標の独占的所有者となり、あらゆる者による登録商標の使用は、その所有者の承諾を得ることを条件とする。登録商標権者は、他の者による当該登録商標の使用、又は、当該登録商標に類似しており、商標が登録された製品又はサービスについて、及び、類似の製品又はサービスについて公衆を欺罔するおそれがある他の標識の使用を妨げるために訴訟を提起する権利を有する。商標の登録に基づく権利には、登録商標の特別の特性を含まない標識、記述、及び、説明図の公正使用は含まれない。

第 22 条

商標登録に基づく当事者の権利は 10 年間継続する。ただし、別途更新される場合はこの限りではない。

第 4 部 商標の更新及び取り消し

第 23 条

商標権者は、保護期間の最後の年及びその後の 6 ヶ月間、本法及び施行規則に定める条件及び手続に従って、登録の更新の申請を行うことができる

第 24 条

商標は、新たな審査なしに更新される。また、登録の更新は、施行規則に定める条件及び手続に従って公告する。

第 25 条

担当部署及び関係当事者は、次の場合には、商標登録の取り消しを請求することができる

る。

1. 商標権者が正当な理由なしに5年間継続して商標を使用しない場合
2. 商標が公序良俗に反して登録された場合
3. 商標が詐欺又は虚偽の情報にもとづいて登録された場合

不服審査委員会は、登録取消請求について決定する権限を有する。

第26条

商標登録は、次の二つの場合には、法により取り消される。

1. 登録が本法及び施行規則に従って更新されなかった商標
2. 権限を有する当局によって発出された決定に従って取引が禁じられている人又は法人が所有する商標

第27条

商標が取り消された場合、取消日から3年が経過した場合を除き（ただし、取消決定がそれより短い期間を指定していた場合はこの限りではない。）、当該商標を、同一の製品、サービス、又は、類似の製品、サービスについて他の者が登録することはできない。

第28条

商標登録の取消は、施行規則に定める手続及び条件に従って公告する。取消は、不服審査委員会による決定の日、保護期間の満了の日、又は、禁止の決定が発出された日から効力を生じる。

第5部 商標の所有権の移転、担保設定及び差押え

第29条

商標の所有権は、所有権を移転する事由又は行為によって他の者へ移転させることができる。ただし、書面によるものとし、また、製品及びサービスの性質、起源、特徴又は性能について、公衆に誤解を生じさせることを意図したものでないことを条件とする。

第30条

商標が製品又はサービスを区別するために用いられている事業所又は事業の所有権が、商標の所有権の移転が行われることなく移転された場合、商標を所有し続ける当事者は、別段の合意がない限り、商標が登録されている製品又はサービスに商標を使用することができる。

第31条

商標は、製品又はサービスを区別するために商標が用いられている事業所又は事業と併せて又は単独で、担保設定又は差押えをすることができる。

第 32 条

商標の所有権の移転、担保設定、又は、差押えは、公示され、本法第 3 条に定める登録簿に記入された後でなければ、他の者に対し効力を持たない。

第 6 部 商標使用ライセンス

第 33 条

商標権者は、商標の登録対象である製品又はサービスの全て又は一部を使用するライセンスを人又は法人に付与することができる。商標権者は、別段の合意がない限り、他の者に使用ライセンスを付与し、自己が使用する権利も有する。ライセンス期間は、商標の保護期間を超えることはできない。

第 34 条

ライセンス契約は書面によるものとし、また、契約当事者の署名、拇印、又は、押印は、施行規則の規定に従って認証を受けるものとする。

第 35 条

ライセンス契約は、本法第 3 条に定める登録簿に記録される。ライセンスは、施行規則に定める手続及び条件に従って登録簿に記録され公告されない限り、他の者に対して効力を持たない。

第 36 条

ライセンシーは、別段の合意がない限り、他の者へのライセンスの譲渡又はサブライセンスの付与はできない。

第 37 条

ライセンスの登録は、商標権者又はライセンシーからの請求に基づき、ライセンスが失効又は終了したことの証拠の提示を受けた後、登録簿から抹消される。担当部署は、ライセンスの抹消請求について他の当事者に通報する。この場合、当該他の当事者は、抹消請求の通知を受けた日から 30 日以内に、不服審査委員会に対し異議を申し立てる権利を有する。

第 8 部 共有商標

第 38 条

商務大臣は、特定の製品、サービス又はその検査の出所、成分、製造方法、性能、説明、その他の特徴を支配する自然人又は法人によって共同で所有されている商標の登録を、施行規則において定められている手続及び条件に従って許可することができる。

第 39 条

更新されなかった共有商標は、同一又は類似の製品又はサービスについては登録することはできない。

第 40 条

本法の規定は、共有商標の特性と不整合ではないことを条件として、共有商標に適用する。

第 8 部 料金

第 41 条

本法の規定に基づき納付を要する料金は、次の通り決定される。

1. 次のいずれかの手続については 1,000 サウジ・リヤル
 - a) 一つの区分の一件の商標の登録出願
 - b) 一つの区分の一件の共有商標の登録出願
 - c) 一つの区分の一件の共有商標の審査請求
 - d) 一つの区分の一件の商標についての登録簿の閲覧
 - e) 一つの区分の一件の商標についての登録簿に記録されているものの複写一件
 - f) 一つの区分の一件の商標の所有権の移転又は譲渡の登録申請
 - g) 一つの区分の一件の商標を使用するライセンスについての申請、及び、本法第 31 条、第 32 条及び第 33 条に基づく商標の担保設定の登録の申請
 - h) 本法第 18 条に従った一つの区分の商標への修正又は追加一件
 - i) 一つの区分の一件の商標に関する情報の追加又は変更の請求で料金が指定されていないもの
 - j) 登録商標の保護期間後 6 ヶ月間における一つの区分の一件の商標の登録の更新請求

2. 次のいずれかの手続については 3,000 サウジ・リヤル
 - a) 一つの区分の商標の仮保護に係る申請
 - b) 一つの区分の一件の商標の登録

- c) 一つの区分の共有商標の登録
- d) 一つの区分の商標登録の更新
- e) 一つの区分の共有商標の登録の更新

第 42 条

本法第 41 条に従って料金が決定される出願及び手続は、該当する料金の納付後以外は、受け入れられず又は有効にならない。

第 9 部 犯罪と刑罰

第 43 条

より厳しい刑罰を課すことを害することなく、次の者は、1 年以下の禁固及び 50,000 サウジ・リヤル以上 100 万サウジ・リヤル以下の罰金又はそのいずれかの刑が課される。

1. 公衆を誤解させるような方法で登録商標を偽造又は模倣する者、及び、偽造又は模倣された商標を悪意をもって使用する者
2. 他の者が所有する商標を自己の製品又はサービスに悪意をもって添付又は使用する者
3. 事情を知りながら、偽造されたか、模倣されたか、若しくは、不正に添付若しくは使用された商標を伴う製品を申し出るか、売り出すか、販売するか若しくは販売の意図を持って所持している者、又は、事情を知りながら、かかる商標の下でサービスの提供を申し出る者

第 44 条

より厳しい刑罰を課すことを害することなく、次の者は、3 ヶ月以下の禁固及び 20,000 サウジ・リヤル以上 250,000 サウジ・リヤル以下の罰金又はそのいずれかの刑が課される。

1. 本法第 2 条の (b)、(c)、(d) 及び (e) に定める場合において未登録商標を使用する者
2. 商標が登録されていると考えるように導く記述を商標又は営業用文書に違法に記載する者

第 45 条

常習犯は、違反について定められた最高刑の二倍を超えない刑罰、及び、事業所又は事業を 15 日以上 6 ヶ月以下の期間閉鎖する刑罰を受け、施行規則に定める条件及び手続に従って違反者の費用負担により判決を公告する。

第 46 条

本法の規定に基づく常習犯とは、本法に定める犯罪行為のいずれかで有罪判決を受けた者が、その違反についての終局判決の日から 3 年以内に類似の犯罪行為を行った者をいう。

本法第 43 条及び第 44 条に定める犯罪行為は、類似のものとみなされる。

第 47 条

公訴権は、捜査又は訴追がなされない場合、犯罪が行われた日から 5 年が経過した後に消滅する。公訴権の消滅は、私権に影響を及ぼさない。

第 48 条

本法に定めるいずれかの犯罪が行われた結果損害を被った者は、被った損害に対する適切な補償を、犯罪について責任を負う者に対し請求することができる。

第 49 条

商標権者は、いつでも、民事又は刑事訴訟を提起する前であっても、商標登録を示した正式な文書を添付した申立書に基づき、必要な予防的措置をとる命令を不服審査委員会から取得することができる。この措置には特に次のものが含まれる。

- a. 犯罪に使用されるか使用された装置及び道具、並びに、問題となっている商標が使用された国産及び輸入された製品又は物品及び書類についての詳細な説明の記録の作成
- b. (a)に言及されている品目の差押え。ただし、かかる品目の差押えは、必要となった場合差押えが実施される当事者を補償するために不服審査委員会が暫定的に査定した供託金を納めるまでは、実施されないことを条件とする。差押えが実施された後に、施行規則に定める条件及び手続に従って申立人によって納付された供託金の妥当性について異議を申し立てることは許容される。不服審査委員会の命令には、施行規則において定められている当局を支援するために一又は複数の専門家を任命することを含めることができる。

第 50 条

商標権者がとった予防的措置は、本法第 49 条に定める措置がとられた日から 10 日以内に、当該予防的措置がとれた相手方当事者に対し、民事訴訟又は刑事訴訟が行われなかった場合、無効とみなされる。

第 51 条

差押えを行う当事者が訴訟を提起しない場合第 50 条に定める期間の満了後 90 日以内に、又は、商標に関する差押訴訟の終局的判決がなされた日から 90 日以内に、本法第 49 条に基づきとられた措置の結果として、悪意の原告に対し、被告が受けとる権利を有する補償を請求する措置をとることができる。いかなる場合においても、差押えを行う当事者は供託金の払い戻しは受けない。ただし、差押えが実施された当事者を有罪とする確定判決が行われた後、又は、被告が訴訟を提起することなく所定の期間が満了した後の場合は除く。

なお、差止訴訟における判決において、供託金に関する決定が含まれている場合はこの限りではない。

第 52 条

不服審査委員会は、民事訴訟又は刑事訴訟において、差押えられた品目、又は、後に差し押さえられた品目を没収する判決を下すことができる。これは、損害賠償若しくは罰金からその価額を控除すること、又は、施行規則に定める条件及び手続に従ってそれらを処分することを目的とする。不服審査委員会は、敗訴当事者の費用負担により、一又は複数の新聞で判決を公告することを命じることができる。また、不服審査委員会は、無罪判決の場合でも、偽造若しくは模倣された商標、又は、不正に添付若しくは使用された標識の破毀を命じること、及び、必要な場合には、かかる商標を伴う品目の破毀を命じることができる。

第 53 条

不服審査委員会は、本法の実施に起因するあらゆる民事訴訟及び刑事訴訟並びに紛争について決定を行い、また、本法の規定違反について本法に定める刑罰を科す管轄権を有する。

第 54 条

検察庁は、本法の規定の違反に係る刑事事件における訴訟において公権を代理する。

第 10 部 最終規定

第 55 条

施行規則には、王国内又は、王国と相互主義の待遇を行う何れかの国において開催される国内又は国際博覧会において展示される製品又はサービスにおいて使用される商標の一時的保護の手続を含める。かかる博覧会は、商務大臣の決定によって定める。

第 56 条

商業大臣により任命された職員は、本法の執行に関する限り、司法捜査権限を有する。

第 57 条

本法の施行規則は、発行日から 60 日以内に商業大臣の決定によって発出され、官報に公布する。

第 58 条

本法は官報で公布され、公布の 90 日後に発効し、1404 年 5 月 4 日付けの勅令第 M/5 により発出された商標法を廃止する。

商標法施行規則 (仮訳)

商標登録出願

第1条

商標登録出願は、当該出願を目的に作成された様式で、商業省商標庁に対し、当事者が王国内に居住している場合当事者により、又は、王国内に居住している正式な代理人によって提出される。出願は、一つの区分の一つの商標の登録に限定することを要する。出願の数は、本規則附則(1)に掲げる登録を求める物品又はサービスの区分の数と等しいものとする。当該附則(1)のリストは、必要な場合、商標の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に従って、商標庁により起草された省の決定に従って、随時更新する。

第2条

登録願書には次の情報を含めるものとする。

1. 登録を求める商標の複製。登録願書中にこれを目的として指定された場所に添付する。
2. 出願人の姓名、住所、国籍及び屋号（該当する場合）。
3. 出願人が法人の場合、その名称、本店の住所及び国籍を記載する。
4. 代理人により出願が行われる場合、代理人の氏名及び住所を記載する。
5. 登録を求める商標についての説明
6. 商標登録を求める商品及びサービス、並びに、それらの区分
7. 出願人又はその代理人の署名。
8. 出願人が法人の場合、願書は、当該法人のために署名する権限を有する者によって署名されることを要する。

第3条

登録出願には次のものを添付する。

1. 登録願書に表示されている商標の同一の商法の複製 10 部
2. 代理人が出願する場合、委任状の謄本及び確認を目的して委任状の原本
3. 法第 41 条に定める出願料の納付の証拠

第4条

登録を求める商標に外国語で記載された一又は複数の言葉が含まれている場合、出願人は、当該言葉の認証済みのアラビア語翻訳及び当該言葉の発音表記を提出する。

第5条

商標登録の出願人又はその承継人が、王国が締約国である多国間国際条約の締約国の一つ、又は、王国と相互主義の関係にある他の国において行った以前の出願を基礎として優先権を享有することを希望する場合、当該出願人又は承継人は、以前の出願の日付及び番号、並びに、当該出願が行われた国について記載した申告書により出願を補強する。また、出願人は、優先権を主張する以前の出願日から6ヶ月以内に、その出願国の権限ある当局、及び、サウジアラビア外務省を含む公式な認証機関により適切に認証された以前の願書の謄本を提出する。これを行わない場合、当該出願人は優先権の主張を行う権利を失う。

第6条

「出願登録簿」と称する特別の登録簿を商標庁に備える。当該登録簿には、登録出願が出願日に従って通し番号で記録される。当該登録簿には次の事項を記載する。

1. 出願番号及び出願日
2. 商標の複製
3. 出願人の名称、住所及び国籍
4. 商品又はサービスの区分
5. 代理人の名称（ある場合）

第7条

商標庁は、登録願書を審査し、登録を求める商標を、それ以前に出願されたか登録された他の商標と比較する。出願日から60日以内に、出願が法及び施行規則に定める条件と手続を満たしている場合はこれを受け入れ、また、かかる条件及び手続を満たしていない場合は拒絶することによって、出願についての決定を行う。商標庁は、出願人に対し、書面で決定について通知するか、出願が受け入れられるようにするために出願人に対し条件を満たすか必要な補正を施すことを要請する。

第8条

商標登録を却下する決定が下された場合、出願人は、当該決定について通知された日、又は、法第12条に定める満了日から60日以内に商業省に対し、当該決定について不服を申し立てることができる。

第9条

出願人は、書面で大臣の決定についての通知を受ける。不服申立が却下された場合、当事者は、却下の通知を受け取った日から 30 日以内に不服審査委員会に対し、再審査請求を提出することができる。

第 10 条

商標が受け入れられた場合、商標庁は、次の情報を含む商標公告文を作成する。

1. 出願人の名称、住所及び国籍
2. 商標の複製及び説明
3. 商標登録を求める商品及びサービス、並びに、それらの区分
4. 商標登録を求める商品及びサービス、並びに、それらの区分

出願人は、登録受け入れ決定の日、又は、大臣による再審査の受け入れ決定の日から 90 日以内に公告文を受領する。出願人は、当該公告文を自己の費用負担で公報に掲載し、当該公告文を受領した日から 6 ヶ月以内に、商標庁に対し、当該公告文が掲載された公報の写しを提出する。これを行わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

第 11 条

関係者は、公報に公告文が掲載された日から 90 日以内に、商標登録の承認に対する異議を不服審査委員会に提出することができる。ただし、当該公告が、不服申立人によって当該期間内に異議申立書の写しとともに商標庁に提出されることを条件とする。商標庁は、当該異議申立についての不服審査委員会による最終決定の係属中は、さらなる措置をとってはならない。

第 12 条

関係当事者として、登録出願人は、不服審査委員会に対しては、商標登録承認に対し提起された異議申立訴訟の主たる当事者とみなされ、当該異議申立の提示を受け、その主張が聴取される。

第 13 条

登録出願人は、商標登録を承認する最終決定の発出の日から 90 日以内に法第 41 条所定の商標登録料を支払うことを要する。登録を承認する決定は、公報に商標公告が掲載された日から、登録に対する異議申立が提出されることなしに 90 日が経過した時、又は、この点について不服審査委員会による最終裁定が下された時（これがない場合は出願は無効となる。）、最終的なものとなる。

第 14 条

商業省に「商標登録簿」と称する登録簿を備え、次の情報を記載する。

1. 商標登録番号及び出願日
2. 商標権者の氏名、住所、国籍及び屋号(該当する場合)。商標権者が法人の場合、その名称、本店の住所及び国籍を記載する。
3. 商標登録を求める商品及びサービス、並びに、それらの区分
4. 商標の複製及び説明
5. 保護期間の開始日及び満了日
6. 優先日(該当する場合)
7. 商標の処分行為の記録。例えば、商標の譲渡、移転、使用許諾、商標登録の更新又は抹消の通知

第15条

商標庁は、当該商標登録簿に商標を登録し、商標権者に、次の情報を含む登録証を交付する。

1. 商標登録番号及び出願日
2. 保護期間の開始日及び満了日
3. 優先日(該当する場合)
4. 商標権者の氏名、住所、国籍及び屋号(該当する場合)。
5. 商標の複製及び説明
6. 商標登録を求める商品及びサービス、並びに、それらの区分。商標登録は、本規則第6条に定める「出願登録簿」に記録されている出願日から有効とする。

登録の更新

第16条

商標登録の更新を希望する商標権者は、商標の保護期間の最後の年及び当該保護期間の後6ヶ月の期間中に、商標庁に更新の出願を行うことができる。更新の出願には、原登録証書及び法第41条に定める更新料の納付の証拠を添付する。当該期限後に提出されたか、当該料金を納付せずに行われた出願は、無視される。

第17条

方式要件において容認された更新出願は、再審査なしに承認される。商標庁は、次の情報を含む更新公告文を作成する。

1. 商標の説明
2. 商標登録番号
3. 商標権者の名称、住所及び国籍

商標権者は、自己の費用負担で、公報に更新公告を掲載し、登録簿及び原登録証に更新

を記録するために、当該更新公告が掲載された公報を一部商標庁に提出する。

商標権の移転及び担保設定

第 18 条

商標は、商標権の移転行為により処分することができ、また、商標は、法律により定められた規則に従って質権を設定することができる。ただし、以下の条項に定める手続及び事情に従って、かかる行為が公告され、登録簿に記録されることを条件とする。

第 19 条

商標権の移転は、譲受人又はその代理人により、商標庁に提出された原登録証及び移転を証明する文書を添付した次の情報を含む申請書に基づき、商標登録簿に登録される。

1. 商標登録番号
2. 譲渡人の氏名
3. 譲受人の氏名、屋号（該当する場合）、国籍及び住所
4. 商標権の譲渡日及び譲渡が実施された処分行為
5. 出願が代理人によって行われた場合、代理人の氏名、住所

第 20 条

商標庁は、次の情報を含む商標権移転の公告文を作成する。

1. 商標の説明
2. 商標登録番号及び登録日
3. 譲渡人の氏名
4. 譲受人の氏名、国籍及び住所

出願人は自己の費用負担で当該広告文を公報に掲載し、当該広告文が掲載された公報を一部商標庁へ提出する。

第 21 条

商標庁は、商標登録簿及び原登録証に、新しい商標犬舎の氏名及び住所、譲渡の理由及び記録日を含め商標権譲渡を記録する。

第 22 条

商標の質権設定は、商標権譲渡と同じ手続及び事情に従って登録簿に記録する。掲載される質権設定の広告文には、本規則第 19 条に定めるものと同じ事項を記載するものとする。

第 23 条

商標の質権設定は、商標権者が、原登録証及び質権が消滅したことを証明する文書を添付して提出した申請書に基づいて商標登録簿から抹消する。

出願人は、商標庁が作成した広告文に従って自己の費用負担で当該抹消を公報に掲載する。出願人は、商標庁に当該抹消を登録簿及び原証書に記録するために当該抹消公告文が掲載された公報を一部提出する。

登録取消

第 24 条

商標登録は、法第 25 条及び第 26 条の規定に従って取り消すことができる。

商標庁は、商標登録簿に登録の取消を記録し、これを公報に掲載する。このための広告文には次の情報を含むものとする。

1. 商標の複製
2. 商標登録番号
3. 商標権者の氏名及び国籍
4. 登録取消の理由

第 25 条

法第 26 条に規定する状況とは別に、不服審査委員会は、あらゆる登録取消の申立てについて決定する管轄権を有する。

使用許諾契約

第 26 条

商標権者が、その商標が登録されている商品又はサービスの全て又は一部について当該商標の使用許諾を自然人又は法人にする場合、使用許諾契約は書面によるものとし、契約当事者の署名、拇印又は印は、王国内で締結された使用許諾契約については、公証人により認証されるものとし、また、王国外で締結された使用許諾契約については、関連規則に従って、サウジアラビア外務省を含む公的な認証機関によって認証を受けることを要する。

第 27 条

商標庁は、登録簿及び原商標登録証に商標使用許諾を記録する。使用許諾契約は、商標庁が作成する次の情報を含む広告文に従って公告される。

1. 商標の複製
2. 商標登録番号及び登録日
3. 商標権者の氏名、住所及び国籍

4. ライセンシーの氏名、住所及び国籍

出願人は自己の費用負担で当該広告文を公報に掲載し、当該広告文が掲載された公報一部を商標庁へ提出する。

第 28 条

使用許諾登録は、商標権者又はライセンシーが、当該使用許諾が終了又は取り消されたことについての証拠を添付して行う商標庁への申請に基づいて取り消される。商標庁は、登録取消の申請を書面で相手方当事者に通知する。当該相手方当事者は、取消の申請について通知を受けた日から 30 日以内に不服審査委員会に対し異議を申し立てることができ、また、当該異議申立書の写しを、これが提出されたことの証拠と併せて、商標庁に提出し、商標庁は、それに基づいて、当該異議申立についての両当事者による合意、又は、不服審査委員会による最終判決が決定されるまで、取消申請の手続を中断する。

第 29 条

使用許諾の取り消しに異議がなかった場合、又は、異議申立についての最終決定が不服審査委員会により発出されていた場合、商標庁は、必要な広告文を用意する。取り消しの申請者はその費用負担により、公報に当該広告文を掲載し、登録簿及び原登録証に使用許諾の取り消しを記録するために、当該取消広告が掲載された公報一部を商標庁に提出する。

団体商標

第 30 条

商標法第 7 章に定められている団体商標の登録は、一定の種類の商品又はサービスに従事する複数の経済的事業体であって、当該事業体の共通の利益に資することを目的とした、生産工程には従事していない一つの連盟、協会又は団体に統合されているものについて行われる。

第 31 条

団体商標登録の願書は、そのために作成された様式により商標庁に次を添付して提出する。

- a) 登録願書中の商標と同一の商標の複製 10 部
- b) 登録をしようとする連盟、協会又は団体の定款の真正な謄本二通（全ての改正を含む。）
- c) 商品又はサービスの管理又は検査をするために登録出願人が用いる手続、並びに、当該商品又はサービスについて商標を用いるために必要な条件及び制限、及び、方法について文書の写しを二部

博覧会で使用される商標の仮保護

第 32 条

商標権者が王国内、又は、王国に対し相互主義の待遇を与える国において開催される国内及び国際的な博覧会において展示される商品又はサービスに使用される当該商標権者の商標の仮保護を確保することを希望する場合、かかる博覧会の開会の 1 ヶ月前までに、当該商標権者は、かかる希望を商業省商標庁に通知しなければならない。当該通知は、その目的のための所定の様式に、商標の複製 4 部及び、法第 41 条に基づく所定の料金の納付証明を添えて提出するものとする。

第 33 条

出願は、次の情報を含め特別の登録簿に記録される。

- a) 出願日
- b) 展示者名
- c) 博覧会の名称及び博覧会の正式な開会日
- d) 商標の保護を求める商品又はサービス、及び、その区分

第 34 条

商標庁は、当該商標について当該博覧会の開会日から 6 ヶ月を超えない期間の仮保護証明書を交付する。

第 35 条

前条において定める仮保護証明書は、商業大臣の決定により定める博覧会以外については、交付することはできない。

一般規定

第 36 条

商標法第 56 条において言及されている商業大臣の決定に従って任命される公務員は、法及び施行規則の規定のあらゆる違反について連帯して記録する。これは、かかる違反が、何らかの者により提出された申し立てにより知るところとなったものであるか、又は、市場若しくは店舗へのかかる公務員による視察の過程で知るところとなったものであるかを問わない。かかる違反が発生したことについての記録は、記録の起案者、及び、当該違反が記録された時点における店舗の所有者又はそれに代わる者によって作成され署名される。

第 37 条

前条に言及されている公務員は、彼らに託された業務を実施することを目的として、次を行うことができる。

- a) 法の規定の違反について店舗を検査すること。
- b) 法の規定に違反して商標が添付された商品の差押えを行い、必要な場合には、提出を目的として標本を3つ収集し、一つの標本を検察庁に送付する。残りの標本は、刑事訴訟の係争中は、留置する。差押えの記録を作成し、公務員及び店舗の所有者又はそれに代わる者が署名する。当該記録は、当該商品の差押えが行われた場所について、業者の倉庫、業者の店舗の一部又は、これを目的として指定された倉庫等を特定する。いかなる場合においても、当該商品が、他の公的機関によって差し押さえられたものではないこと、及び、それに関する保証が店舗の所有者から得られたものであることを確保されなければならない。ただし、店舗の所有者が当該商品が差押えられていると表明する場合、当該所有者は、当該差押えが実施されたことを証明する文書を提出するものとする。いかなる場合においても、差押え当局の代表の参加を得て差押え当局との調整が実施されたことを前提に、当該商品が差押えられるものとする。
- c) 適切と思われる場合、違反者に同人に帰属する違反を通知した後に、違反者の捜査を直ちに実施する。いかなる場合においても、違反者は、書面で抗弁を提出することが認められ、かかる抗弁は、違反者の氏名、国籍、資格、住所、職業上の住所及び電話番号を記載した上、記録され、差押え記録に添付される。違反者は、当該違反を報告した公務員の身元を確認する権利を有する。

第 38 条

違反者の捜査を行った後、全ての違反文書は、違反対象事項の標本と併せて、国内商業担当副大臣から、法第 54 条に従って不服審査委員会において刑事訴訟を開始することについての要請を付して、検察庁に付託する。

第 39 条

商業大臣の決定に従って任命された公務員は、司法捜査官及び記録官として行為し、法第 49 条及び第 52 条に従って不服審査委員会の命令及び判決を執行する。かかる公務員は、このためにおいて、警察の支援を求めることができる。

第 40 条

商業省は、法第 45 条に従って常習犯に対する判決の公告文を起案し、違反者の本店所在地がある県において発行されているものを含む、広く流布している新聞二紙の人目を引く場所に、違反者の費用負担により当該公告文を掲載する。

第 41 条

法第 49 条の規定に従って発出された命令に従って差押えが実施された場合、差押えを受ける当事者は、差押えの日から 10 日以内に不服審査委員会に対し提出する申立書により、差押え者によって提供された供託金の妥当性について争うことができる。

付属 1. 商品及びサービスの類 1-商品

第 1 類 - 工業、研究、科学実験、写真、農業、園芸及び林業において使用する化学品、未加工の人工樹脂、未加工のプラスチック、肥料（天然又は人工）、消火剤、焼き戻し剤及びはんだ付け剤、食品保存剤、なめし剤、工業用接着剤

第 2 類 - ペイント、ワニス、ラッカー、防錆剤及び木材の腐食剤、着色剤、媒染剤、天然樹脂、塗装工、装飾者、画家及び芸術家用の箔状又は粉末状の金属

第 3 類 - 漂白剤及びその他の洗濯及びアイロンがけ用剤、清浄用、つや出し用、擦り磨き用及び研磨用剤、石鹼、香料、精油、化粧品、ヘアローション、歯みがき

第 4 類 - 工業用油及び油脂、潤滑油、塵埃吸着剤、湿潤及び結合剤、燃料（内燃機関用燃料を含む。）及び発火体、ろうそく、灯心

第 5 類 - 薬剤、獣医用製剤、医療目的の衛生用剤、医療用食品、幼児用食品、膏剤、包帯用品、歯科充填用材料、歯科用ワックス、消毒剤、有害動物駆除剤、殺菌剤、除草剤、遺尿症患者用おむつ、生理用品

第 6 類 - 一般金属及びその合金、金属建築用材料、金属製可能建物、鉄道線路用金属素材、一般金属性の非電気用のケーブル及びワイヤ、金物、小型の金物、金属管及びチューブ、禁固、他類に含まれていない一般金属製品、鋳石、釘、鍛冶屋により製造又は修繕された品

第 7 類 - 機械及び工作機械、原動機及びエンジン（乗物用を除く。）、機械用の継手及び伝導装置（乗物用を除く。）、手動式のものを除く農業器具、ふ卵器、洗濯用機器及び装置、発電機、家庭用の電動のミキサー、ミンサー、ジューサー及び粉碎器、掃除機、ミシン

第 8 類 - 手工具及び器具（手動）、カトラリー（フォーク、スプーン、ナイフ）、携帯用武器、携帯武器、シェービングバイト、カミソリ、非電動缶切り

第 9 類 - 科学、公開、測量、電気、写真、映画、高額、計量、計測、信号、検査（監視）、

旧名及び教育用の機器及び装置、電力に係る接続、スイッチ、送電、蓄電、制御及び統制を行う機器及び装置、音響及び画像の記録、送信又は複製用装置、磁気データ記憶媒体、記憶ディスク、自動販売機、コイン作動装置の機構、キャッシュレジスタ、計算機、データ処理装置及びコンピュータ、消化装置、眼鏡、テレビ

第 10 類 - 外科用、内科用、歯科用、獣医科用装置及び機器、義肢、義眼、義歯、整形外科用品目、縫合材料

第 11 類 - 照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用及び衛生用装置

第 12 類 - 乗物、陸上、航空又は水上の移動用機器

第 13 類 - 火器、銃砲弾及び発射体、爆発物、花火

第 14 類 - 貴金属及びその合金並びに貴金属製品及び貴金属被覆品で他の類に含まれないもの、宝石、貴石、時計及び精密測時用具

第 15 類 - 楽器

第 16 類 - 紙、厚紙及び、紙・厚紙製品（他類のものを除く。）、印刷物、製本用材料、写真、文房具、文具用又は家庭用の接着剤、美術家用材料、絵筆、タイプライター及び事務用品（家具を除く。）、教育用素材（装置を除く。）、梱包用プラスチック材料（他類に含まれないもの）、トランプ、印刷用活字、印画ブロック、紙又はセルロース製幼児用おもちゃ、ゴミ袋

第 17 類 - ゴム、グタペルカ、アスベスト、雲母、及び、これらの素材からなる物品（他類に含まれないもの）、製造において使用される押し出し型のプラスチック、パッキン、充填用及び絶縁用素材、たわみ管（非金属製）

第 18 類 - 皮革及び皮革模倣品並びにそれらの製品で他類に属さないもの、獣皮、比較、トランク及び旅行鞆、傘、パラソル及び歩行用杖、むち、馬具

第 19 類 - 築材料（非金属）、建築用非金属硬質管、アスファルト、ピッチ及び瀝青、非金属可能式建物、石碑、瀝青及びセメント製のパイプ

第 20 類 - 家具、鏡、絵画用額縁、木材、コルク、アシ、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、琥珀、真珠母、海泡石、及びこれらの代用品、又は、プラスチックからなる製品(他類に属さないもの)

第 21 類 - 家庭用及び台所用の器具及び容器(貴金属又はそれで被覆されたものではないもの)、くし及びスポンジ、ブラシ(絵筆以外のもの)、ブラシ製造用具、洗浄用器具、スチールウール、未加工又は半加工のガラス(建物で使用されるガラスを除く)、他類に属さないガラス製品、陶器及び磁器製品

第 22 類 - ロープ、ひも、網、テント、日よけ、防水布、帆、袋及び鞆(他類に含まれていないもの)、詰物用材料(ゴム又はプラスチックを除く)、織物用原料繊維

第 23 類 - 織物用の糸及び撚糸

第 24 類 - 他類に含まれていない織物及び織物製品、ベッド及びテーブルカバー

第 25 類 - 衣類、履物、帽子

第 26 類 - レース及びししゅう品、リボン及び組みひも、ボタン、かぎホック、ピン及び針、造花

第 27 類 - じゅうたん、ラグ、マット及びござ、リノリウム及びその他の床用敷物、壁かけ(織物以外のもの)

第 28 類 - ゲーム用品及び玩具、体操及び運動用品(他類に含まれていないもの)

第 29 類 - 食肉、魚、家禽肉及び猟鳥獣の肉、肉エキス、乾燥処理及び調理した果実及び野菜、ゼリー、ジャム、果実ソース、卵、ミルク及び乳製品、食用油及び脂肪、保存食品、つけ物類

第 30 類 - コーヒー、茶、ココア、砂糖、米、タピオカ、サゴ、人造コーヒー、小麦粉及び穀物調製品、パン、ペストリー及び菓子、氷菓、蜂蜜、糖蜜、酵母、ベーキングパウダー、塩、からし、酢、ソース(調味料)、香辛料、マカロニ、氷

第 31 類 - 農業、園芸、林業の生産物及び他類に属さない穀物類、生きている動物、生鮮の果実及び野菜、種子、生きている植物及び花、飼料、小麦

第 32 類 - ミネラルウォーター及び炭酸水、並びに、非アルコール飲料、果実飲料及び果実ジュース、シロップ、その他飲料用調製品、ビール（モルト飲料）

第 33 類 - 削除

第 34 類 - 原葉、喫煙用具、マッチ

第 35 類 - 広告、事業経営、事業管理、事務

第 36 類 - 保険、財務、金融、不動産

第 37 類 - 建物、道路、橋及びダム建設、塗装及び配管サービス、修理及び保守サービス、設置サービス、道具又は建築資材の賃貸

第 38 類 - 電気通信、ラジオ又はテレビ番組の放送

第 39 類 - 運輸、製品の梱包及び保管、旅行手配

第 40 類 - 材料の処理、衣類の裁断及び縫製

第 41 類 - 教育、訓練の実施、娯楽、スポーツ及び文化活動

第 42 類 - 科学及び技術サービス並びにそれらに関する研究及び設計、産業分析及び研究サービス、コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発、法務サービス

第 43 類 - 飲食料提供サービス、宿泊

第 44 類 - 医療サービス、獣医サービス、衛生及び美容、農業、園芸及び林業サービス、理髪サービス

第 45 類 - 人の需要を満たすための他の者が提供する人的及び社会的サービス、人及び財産の保護のためのセキュリティーサービス

著作権法

イスラム歴 1410 年 5 月 19 日の勅令第 M/11 号 (仮訳)

第 1 条 定義

次の用語は、文脈上別段の必要がない限り、以下の意味を有する。

著作物：文学、学術又は美術的作品

共同著作物：複数の自然人又は法人により製作された著作物。各人の寄与が分離可能か否かを問わない。

集合著作物：その名義又は監督下で発表することを意図した自然人又は法人の指示により集合体によって集合的に製作された著作物であって、寄与者の作業が、当該自然人又は法人により意図された一般的目的に統合されており、このため、いずれの参加者の寄与分も分離又は切り離すことができないもの

聴覚著作物：個々の実演又は音の音響を固定したもの。固定の手段を問わない。

視聴覚著作物：同時に視聴を行うために製作された著作物であり、一連の関連する映像に音響が付されたものからなるものであり、適切な媒体に記録され適切な装置で見せられるもの

二次的著作物：既存の著作物に基づく著作物

著作者：著作物を創作する人

実演者：文学的又は美術的著作物において、演劇的に演じ、演奏し、歌い、又は、その他の方法で演じるか実演に参加する者

出版：公衆の要求を満たすために著作物の複製を作成すること

複製する：文学、美術又は学術的著作物の一つ又は複数の複製物を有形的媒体に製作すること。録音又は録画を含む。

フォークロア：サウジアラビア領土において創作されたと考えられ、世代間で引き継がれ、サウジアラビアの伝統的な文化美術遺産を構成するあらゆる文学、美術又は学術的著作物を言う。

放送：公衆によって受信されることを目的として、衛星放送を含む有線若しくは無線その他の送信手段を使って著作物、実演又は録音若しくは録画を公衆に送信すること。

委員会：本法の規定の実施に由来する違反を審査するために設置された権限を有する委員会

省：文化情報省

大臣：文化情報大臣

施行規則：本法の施行規則

第1章 保護を受ける著作物

第2条 原著作物

本法は、種類、表現手段、重要性又は著作者の目的の如何にかかわらず、文学、美術及び学術の分野において創作された次のような著作物を保護する。

- a) 書籍、小冊子その他
- b) 講義、講演、詩、歌等口頭で提供される著作物
- c) 動作若しくは音響又はその両方を伴う演劇用著作物、演劇、ショー、及び類似の上演
- d) 特に放送用に製作されるか、放送を通じ提示される著作物
- e) 絵画、造形美術作品、建築、装飾芸術、美術的刺繍等
- f) 聴覚著作物及び視聴覚著作物
- g) 応用美術作品。手工芸品又は工業製品であるかを問わない。
- h) 写真著作物等
- i) イラスト、地形図、デザイン、図、スケッチ、並びに、地形、地勢、建築及び学術に関連する造形的著作物
- j) 地形、地勢、建築又は学術の立体著作物
- k) コンピュータ・プログラム
- l) 著作物の題名が独創性を有し、著作物の主題事項を示す一般的な表現ではない場合、当該題名は保護を受ける。

第3条 二次的著作物

本法は、次のものも保護する。

1. 翻訳著作物
2. 要約、修正、説明、編集その他の改変の形式の著作物
3. 文学、美術又は学術的著作物であるか否かを問わず、内容の選択又は編纂について独創的であるとみなされる辞典及び編纂集
4. フォークロア著作物はその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該フォークロア著作物の編集、並びに、当該収集からの表現及び選択
5. データベースがその内容の選択又は編纂について創作的である場合、当該データベース。機械で可読であるか、他の方法で可読であるかを問わない。

上記の各項で言及されている著作物の著作者が享有する著作権保護は、原著作物の著作者が享有する保護を害するものではない

第4条 保護を受けない著作物

本法に定める保護は、次のものを対象とするものではない。

1. 法令、裁判所の判決、行政機関の決定、国際協定、及び、全ての公式文書、並びに、

それらの公式の翻訳。ただし、これらの文書の発行に関する規定に従うものとする。

2. 新聞、雑誌及び定期刊行物において公表されるもの、又は、ニュース番組若しくはニュースに類似した番組で放送されるもの
3. 思想、手順、作業方法、数学的概念、原理及び抽象的事実

第2章 権利所有者

第5条 著作者

1. 著作者とは、著作物に自己の名前を言及するか、又は、著作物を著作者に帰属させるために用いられるその他の方法によって、その者に帰属する著作物を発行する者をいう。ただし、これに矛盾する証拠がある場合はこの限りではない。
2. 著作物が、仮名又は匿名で発行される場合、著作物にその名前が表示されている発行者は、著作者の代表とする。
3. 聴覚著作物及び視聴覚著作物の著作者は、次のような当該著作物の創作に参加した者とする。
 - ・ テキストの著作者
 - ・ シナリオライター
 - ・ 劇作家
 - ・ 監督
 - ・ 作曲家

第6条 共同著作物及び集合著作物

1. 複数の者が著作行為に参加し、著作物へのそれぞれの寄与が分離できない場合、それらの者は著作物について平等の所有権を所有する者とみなされ、書面により別段の合意がなされていない限り、そのいずれも、本法において定める著作者の権利を独立して行使することはできない。著作行為への各参加者は、著作物侵害に対する予防的及び略式手続に対する権利を有し、また、かかる侵害の結果として参加者が被った損害について、当該参加者の持分についての補償を請求する権利を有する。
2. 複数の者が著作行為に集団で参加し、集合著作物へのそれぞれの寄与を分離することができる場合、各当事者は、当該当事者の部分を個別に利用する権利を有する。ただし、別段の合意がある場合を除き、当該集合著作物の利用に一切の損害をもたらさないことを条件とする。かかる合同著作物の創作の監督又は指揮をした自然人又は法人が著作権を単独で行使する。

第7条 フォークロア

1. フォークロアは、国家財産であり、省は、それに関する著作権を行使する。

2. 省の許可なしに王国外で製作されたフォークロア著作物のその翻訳の複製その他のものの輸入又は流通は、これを禁じる。

第3章 権利

第8条 著作者人格権

1. 著作者は、次のいずれをも行使する権利を有する。
 - ・ 著作物を自己に帰属させるか、匿名又は氏名を表示しないで著作物を発行すること。
 - ・ その著作物への侵害に異議を申し立て、当該著作物からの切除、改変、追加、歪曲、変形その他の有害な行為を防止すること。
 - ・ その裁量により、著作物の改変又は切除を行うこと。
 - ・ その著作物の流通を取り止めること。
2. 本条に定める著作者人格権は、著作者の恒久的権利であり、権利放棄又は時効による失効の対象にならない。
3. 著作者人格権は、その所有者によって保持され、いかなる方法による著作物を利用する権利の付与によっても失われぬ。
4. 本法に定める著作者人格権は、相続人がない所有者の死により省に移転する。

第9条 金銭的権利

第1

著作者又はその代理人は、著作物の性質に従って、次の全て又は何れかを行使する権利を有する。

1. 著作物の可読の方式での印刷及び発行：著作物の聴覚又は視覚用のテープ、CD、電子メモリーその他の頒布媒体への録音又は録画
2. 著作物の他の言語への翻訳、著作物の引用又は改変、及び、聴覚又は視覚素材の再頒布
3. 展示、演技、放送又はデータ送信ネットワーク等あらゆる可能な手段を通じた著作物の公衆への伝達
4. 公での著作物のあらゆる形態での実質的な利用。許容される営利のレンタルを含む。

第2

美術的及び文学的著作物の著作者、その実演者、作曲家及び音響録音の製作者、並びに、放送事業者は、施行規則に定めるところに従ってそれぞれ金銭的権利を享有する。

第10条 著作物の取り下げによる補償

著作者は、第三者に付与された権利の利用を害するような行為を控えるものとする。ただし、著作者は、当該権利を行使する権限が与えられた当事者と合意した上で、その著作物の流通を取りやめ、改変、切除又は追加を行うことができる。合意がない場合、著作者は、委員会の決定に従って当該当事者に補償する義務を負う。

第11条 著作権の譲渡

1. 本法において定める著作権は、その全部又は一部を、相続又は合法的な処分により譲渡することが可能であり、かかる合法的な処分は書面に記録され、また、譲渡される権利の期間及び場所の範囲を限定する。
2. 本法に定める権利は、著作物の改編又は切除を行うことを除き、著作者の相続人に移転する。
3. 著作者がその遺言において、その著作物の発行を禁じるか、又は、著作者が発行の期日を指定した場合、その遺書はその制限の範囲内で実施する。
4. 著作物が個人により製作され当該著作者が死亡した場合、又は、著作物が共同著作物であり、著作者の一人が相続人なしに死亡した場合、その持分は、イスラム法（シャリーア）の規定に従って、当該持分について権利を有する者に移転する。

第12条 将来の生産の譲渡

著作者の将来における知的成果についての著作者の譲渡は無効とする。

第13条 契約関係の確立

1. 権利所有者は、製作、印刷、出版及び流通の各事業体、放送事業者、その他、その業務の遂行のための認可を受けている事業体と、関係当事者の全ての権利及び義務を定めた認証された契約書に従って、関係及び権利を確立する。
2. 製作、印刷、出版及び流通の各事業体、放送事業者等は、著作権者又はその代理人と、各当事者の権利及び義務を定めた契約書を締結した後である場合を除き、著作権に関連した一切の行為を行ってはならない。

第14条 契約の継続

著作者の相続人は、著作者が生前に締結していた契約は、第三者の権利及び義務を含め、これを遵守する義務を負う。

第4章 合法的使用

第15条 例外

著作物の原語又は翻訳での次の使用は、著作権者の許可を取得しなくとも合法的である。

1. 私的使用のための著作物の複製。コンピュータソフトウェア、聴覚著作物及び視聴覚著作物を除く。
2. 他の著作物における著作物からの引用。ただし、かかる引用が、従来慣行に従ったものであり、また、意図した目的によって正当化される制限の範囲内のものであること、並びに、出所及び著作者の名称が引用を行う著作物において言及されることを条件とする。これは、新聞及び定期刊行物からの報道用の要約にも適用される。次の条件に基づき、意図した目的により正当化される範囲内における教育目的であることを明確にした方法で使用すること、又は、公共図書館若しくは非営利的文書センター用として一又は二部の複製を作成すること。
 - ・ 商取引又は営利を目的としたものではないこと。
 - ・ 複製の作成は、活動上の必要に限定されること。
 - ・ 著作物の実質的価値を害しないこと。
 - ・ 著作物が絶版になっているか、失われているか損傷を被っていること。
3. 新聞あるいは定期刊行物に掲載された時事問題に関する記事または類似の性格を有する放送著作物の引用もしくは複製。ただし、もし判明しているのであれば、それらの出所と著作者名を明示することを条件とする。
4. 時事問題を取り扱う新聞若しくは定期刊行物の記事又は類似の性質の放送著作物の転載又は複製。ただし、出所及び著作者名が知られている場合、これを明確に記載することを条件とする。
5. 静止映像又は動画により時事問題を提示している間に見るか聞かれる放送著作物を複製すること。ただし、複製が、意図した目的の範囲内にとどまり、出所が明示されることを条件とする。
6. 演説、講義、裁判手続又は公開で行われる他の類似の著作物が報道機関によって複製されること。ただし、著作者の名称を明示することを条件とする。著作者は、適切とみなす方法で、当該著作物を発行する権利を保持する。
7. 放送事業者が放送及び放映の許可を受けている保護されている著作物を、放送事業者がその所有する手段を使って、一又は複数の一時的な録音・録画を製作すること。ただし、製作の日から1年間又は著作者によって合意されたそれより長い期間を超えない期間内に全ての複製を廃棄することを条件とする。この録音・録画の複製は、それが、貴重な記録資料である場合、公的な文書保管庫において保管される。
8. 著作物発行後の、政府に所属する団体、公的法人の団体又は教育機関の劇団による楽曲の演奏、演劇、実演又は上映。ただし、それらが、直接的又は間接的に金銭的利益をもたらさないことを条件とする。
9. 教育課程用に作成された教科書、歴史、文学及び美術の書籍中の発行済みの著作物、図、絵画、デザイン又は地図からの短い引用の複製。ただし、複製が、必要な範囲内

のものであること、並びに、著作物の題名及び著作者の名称が言及されていることを条件とする。

10. 以前に写真撮影された対象又は著作物の新たな写真を撮り、その写真を発行すること。新しい写真が、以前に撮影された写真と同一の場所から及び同一の条件下で撮られた場合であっても、認められる。
11. 研究機関がその部内での使用のために又は研究調査を実施している者の必要を満たすために学術的記事又は著作物の一部を引用すること。ただし、出所を明かにすることを条件とする。
12. コンピュータ・プログラムの原本を保護することを目的として、原本を所持している者のためにその予備の複製を一部作成すること。これは、要請に応じて提示するために利用者が原本を所持している間のみとする。

施行規則は、これらの例外を適用するために必要な条件の詳細を定める。

第16条 強制ライセンス

1. 大臣は、次の場合に、著作物の発行が公益に役立つと考える場合、それぞれの場合についての施行規則に定める経過期間後、当該著作物についての発行ライセンスを付与することができる。
 - ・ 著作者がその著作物の複製を利用に供することを断ったことによって、王国内における類似の著作物の価格と比較し得る価格で、公衆又は学校若しくは大学教育のための一般的必要を満たすために当該著作物の原語版が王国内において著作権者から提供されていない場合
 - ・ 要請にかかわらず、著作権者が提供することを怠ったことによって、原語版又はアラビア語版の全てが絶版になっている場合
 - ・ 著作物の翻訳著作権者により、又は、その許可を得て、当該著作物の翻訳が発行されていない場合。ただし、教育課程において当該著作物の翻訳版を利用することを目的とすることを条件とする。
 - ・ サウジアラビア人の著作者の相続人又は承継人が、有効な理由なしに、要請があった日から1年以内に、本法の規定に従って、これらの者に移転した権利を行使することを拒否する場合
2. このライセンスは、著作権者によるか、その承認を得た著作物又は翻訳版の発行により終了する。
3. 大臣は、交付するライセンス毎に、著作権者に対しライセンシーが支払うべき報酬を定めることができる。また、著作権者は、不服審査委員会に対し、大臣の決定についての不服を申し立てる権利を有する。

施行規則において、強制ライセンスの適用のために必要な手続及び条件を定めるものとする。

第 17 条 著作物の禁じられた利用

1. 撮影された人又はその相続人の許可なく、その写真の原本又は写しを発行、展示又は頒布してはならない。この規定は、写真が、公的行事の機会に既に公表されていた場合、写真が公務員若しくは著名人の写真である場合、又は、公的機関が公共の利益において公表を許可する場合には適用されない。写真に写っている者は、写真家の許可がない場合であっても、新聞、雑誌等での掲載を許可することができる。かかる規定は、当該写真が製作された経緯の如何にかかわらず、適用される。
2. 著作者のみが、その書簡を公表する権利を有する。ただし、発行が名宛人を害する場合には、名宛人の許可なくこの権利を行使してはならない。

第 5 章 保護の範囲及び機関

第 18 条 保護の範囲

本法の規定は、次に適用される。

第 1

1. サウジアラビア王国内で初めて発行、製作、上演、又は、展示されるサウジアラビア人又は非サウジアラビア人著作者の著作物
2. 王国外で初めて発行、製作、上演又は展示されるサウジアラビア人著作者の著作物

第 2

放送事業者、音響録音の製作者、及び、実演者の著作物

第 3

王国が締約国である著作権保護のための国際的な協定又は条約に従って著作権が付与された著作物

第 19 条 保護の期間

第 1

1. 著作物の著作者の著作権の期間は、当該著作者の生存期間及びその死後 50 年とする。
2. 共同著作物についての著作権の期間は、最後まで生存していた著作者の死亡の日から起算する。
3. 著作者が法人の場合、又は、著作者の名前が不明な場合の著作物の保護期間は、当該著作物の最初の発行日から 50 年とする。著作者の名前が当該 50 年の経過前に知られた場合、保護期間は、本条第 1 項に定める期間とする。

4. 著作物が、分離されて発行されたか、一定の期間にわたり発行された複数の部分又は巻から構成されている場合、それぞれの部分又は巻は、保護期間の計算上、独立した著作物とみなされる。
5. 聴覚著作物、視聴覚著作物、フィルム、合同著作物及びコンピュータ・プログラムの保護期間は、再発行を考慮することなく、当該著作物が最初に上映又は発行された日から50年とする。
6. 応用美術（手工業若しくは工業によるもの）又は写真に適用される保護期間は、発行日から25年とする。この場合においては期間の起算日は、再発行を考慮することなく、当該著作物の最初の発行日とする。

第2

1. 放送事業者に係る保護期間は、番組又は放送素材の最初の放送日から20年とする。
2. 音響録音の製作者及び実演者に係る保護期間、それぞれ、実演又は最初の録音の日から50年とする。

第20条 本法施行前の著作物の保護の有効性

本法の効力発生日より前に発行された文学、美術及び学術的著作物、音響録音及び放送用番組は、本法第19条に定める期間に従って保護される。ただし、従前の法律に基づく保護期間が経過していないこと、及び、王国が締約国である著作権保護のための国際的な協定又は条約の締約国である原産国において保護が終了していないことを条件とする。

第6章 侵害及び罰則に関する規定

第21条 侵害

次の行為は、本法により保護されている権利に対する侵害とみなされる。

1. 発行人が所有していない著作物の発行、所有権を偽ったか、又は著作物の著作者、その相続人若しくは代表による書面の承認又は契約なしに行う著作物の発行
2. 著作者が知ることなく、かつ、著作者の事前の書面の承諾なしに、著作物の内容、その性格、主題又は題名を変更すること。変更が発行人、製作者、頒布者その他の者によるものであるかを問わない。
3. 著作権者の事前の書面の承諾を得るか、増刷を許可する文書を得ることなしに、製作者、発行人、又は、印刷人により著作物が重版されること
4. 著作権者の著作権の消失をもたらしかねない書かれた情報又は電子的情報の除去
5. 暗号又はレーザーその他の手段を使って記録されたデータ等、著作物の原本の使用を保証する電子的保護コードの除去及び破壊
6. 複製されたソフトウェアの使用、暗号化された放送番組の違法な手段による受信等、

著作権者によって許可されていない、欺罔による知的著作物の商業利用

7. 権利所有者によって決定された以外の方法による著作物の受信又は利用を促す手段を販売又はレンタルすることを目的として製造又は輸入すること。
8. 著作権者及び省の担当部署の書面の承諾を得ることなしに、有償であるか無償であるかを問わず、書籍若しくは複数の書籍の一部又はあらゆる著作物の一部を複製するか写真撮影すること。ただし、本法第 15 条に定める合法的な複製は例外とする。
9. 偽造、模倣又は複製された著作物を輸入すること。
10. 直接的であるか間接的であるかを問わず、また、何らかの詐欺によって、原物ではない著作物を商業施設、倉庫その他の施設に保管すること。
11. 本法に定める保護された権利の侵害又は本法のいずれかの規定の違反

第 22 条 罰則

第 1：本法の規定に違反する者は、次の一又は複数の刑罰に処す。

1. 警告
2. 25 万リアル以下の罰金
3. 著作権に違反した事業体、又は、著作権違反に荷担した事業体の 2 ヶ月以下の閉鎖、
4. 著作物の全ての複製、及び、著作権侵害に使用されたか使用することが意図された物の没収
5. 6 ヶ月以下の禁固

第 2：同一の著作物又は他の著作物についての侵害の再犯については、罰金及び閉鎖の罰則の上限は 2 倍とする。

第 3：違反が禁固、10 万リアルを超える罰金又は営業許可の取り消しに相当すると委員会が判断する場合、当該事件は、不服審査委員会へ回付するために大臣に付託される。

第 4：委員会は、著作権侵害を受け、苦情を申し立てた著作権者に対する賠償金を裁定することができる。賠償金は、侵害の規模及び被った損害に見合ったものとする。

第 5：委員会は、その決定に、侵害を行った者に対し、違反行為の公表の刑を含めることができる。かかる公表は、侵害者の費用負担で委員会が適切とみなす方法により行うものとする。

第 6：委員会は、侵害が商業的イベント中に発見されたものである場合、侵害を行った事業体の各種イベント又は博覧会への参加を停止することを委員会の決定に含めることができる。ただし、停止期間は 2 年以下とする。

第7：委員会は、著作物から作成された複製、素材及び写真の保護的没収に加えて、侵害された著作物の印刷、製作、発行又は流通の差止命令を発出することができる。また、委員会は、苦情又は申立に関する最終的決定が得られるまで、著作権を保護するために必要とみなすあらゆる一時的措置をとることができる。施行規則は、保護的没収手続について定めるものとする。

第23条 不服申し立て

委員会により不利な決定を受けた者は、当該決定の通知の日から60日以内に不服審査委員会に対し、不服申立書を提出する権利を有する。

第24条 違反の捜査

省の関係する公務員は、違反を捜査し、報道機関、商業施設、倉庫及び公共機関、並びに民間機関で、その活動において知的著作物を使用するところに立ち入り、捜査する。また、それらの公務員は、司法捜査を行い、証拠を保存する権限を有する。施行規則は、これらの公務員が遵守すべき規則及び手続を定める。

第25条 違反審査委員会

1. 大臣の決定により、世俗法及びイスラム法の顧問各1名を含む3人以上の委員からなる違反を審査する委員会を設置する。
2. 委員会の決定は、多数決により行い、大臣がこれを承認する。

第7章 一般規定

第26条 施行規則の発出

本法の施行規則は、6ヶ月以内に大臣により発出され、官報で公布する。

第27条 他の法律の廃棄

本法は、イスラム歴1410年5月19日付け勅令第M/11号により発出された著作権法を廃棄する。

第28条 本法の有効性

本法は、官報で公布され、公布の日から6ヶ月後に発効する。

著作権法施行規則 (仮訳)

第1条 定義

次の語句は、本規則の各条で使われている場合、それぞれ次の意味を有する。

1. 著作者の財産的権利：その著作物についてその人に帰属する有形及び無形の利益の合計
2. 著作者：文人、詩人、画家、音楽家、その他の芸術家等、その表現形式に従って、文学、美術又は学術的著作物のいずれかを自己の努力によって革新する者
3. 革新：著作者がその著作物において示す個性的な様式であって、著作物を識別性及び新規性があるものとし、また、著作物を示された概念の要素又は概念を提示するために用いる方法を通じて提示するもの
4. 著作権侵害：著作権者により認められていない著作物の利用、及び、著作権者が定めた利用についての指示に抵触する著作物の利用、又は、本法及び本規則に定める一又は複数の違反を犯した著作物の利用
5. 著作物：有形的媒体であって、革新的な文学、学術又は美術的作品を具体化したもの。その種類、重要性、表現形式又は目的を問わない。
6. 文学的著作物：言葉で表現された著作物。その内容の如何、及び、記述されたものか口頭のものであるかを問わない。
7. 美術的著作物：公衆の美的感性に訴える著作物。絵画、彩色、動き、音響、写真、景観(viewing)、又は、楽曲
8. 実演家：俳優、楽器演奏者、歌手、舞踊家、朗唱者その他、文学又は美術的著作物の芸術的活動を上演する者
9. 発行：直接的若しくは間接的な公衆への著作物の伝送若しくは伝達、読み、見、聞き、又は、実演することができる著作物又はその一部の複製又は複写
10. 製作者：美術的な聴覚著作物又は視聴覚著作物を、金銭的責任に基づき公衆に展示することを目的として有形的媒体に変形する自然人又は法人
11. 本法：著作権法
12. 本規則：著作権法施行規則
13. 著作権総局：本法及び本規則の規定により省に与えられた、これらの規定を実施するために必要な専門的及び管理的業務を含む権限を行使する省の担当部局
14. 省：文化情報省
15. 大臣：文化情報大臣

第1章 保護された著作権及び公の実演権

第2条 美術の著作物

次のものは、原保護著作物とする。

1. 演劇用著作物又は音楽著作物
2. 振付著作物及び黙劇著作物
3. 楽曲。言葉の有無を問わない。
4. 映画著作物、又は、映画に類似の方法により表現された著作物
5. 彫塑、彫刻及びリトグラフ
6. 写真著作物、又は、写真と類似した方法により表現される著作物

第3条

1. サウジアラビアのフォークロアは、国家の公的財産であり、省の事前の承認がある場合を除き、いかなる者も開発又は変更を行うことはできない。
2. サウジアラビア王国において開始したか継続していた伝統遺産を反映した表現は、特に次の場合を含め、サウジアラビアのフォークロアの一部とみなされる。
 - (i) 伝承表現、例えば、民話、なぞなぞ、パズル、伝承詩、その他類似の伝統的表現等
 - (ii) 音楽的表現、例えば、聖歌、歌、民謡。吟唱するものか音楽が伴うものかを問わない。
 - (iii) フォークダンス、芸術的陣形及び祭りで演じられるもの等動作による表現
 - (iv) 線、色彩、彫刻及び調査、陶器、木及び鉄でできた製品等による造形表現、又は、銘文及び図等様々な形状を付加したもの、手製鞆、刺繍、絨毯、衣類等
3. サウジアラビアのフォークロア著作物の複製、そうしたものの翻訳等であって、王国外で生産されたものの輸入は、省の事前の承認がある場合を除き禁じられる。

第4条 文書の発行に関する規定

著作者は、王国内で発出された公式文書の発行に関する規定を遵守し、法令の規定、規則、裁判所の判決及び行政機関の決定を含め、その発行又は翻訳についての公式の承認を取得する。

第5条 演技及び公の実演の権利

演劇用著作物、ミュージカル及び音楽著作物の著作者、又は、その代表は、次を許可する権利を有する。

1. あらゆる方法又は手段でその著作物を演じるか、公に実演すること。
2. あらゆる手段による公衆への提供のための著作物の演技及び実演の固定又は伝達
3. その著作物の翻訳

第6条 追求権

原造形芸術及び原ミュージカル原稿の著作者は、著作物の原本の所有権を譲渡していた場合であっても、それら著作物の売買取引の利益の1%分についての権利を有する。これは、建築の著作物又は応用美術の著作物には適用されない。

第7条 実演家、レコード製作者、映画及び放送事業者の保護

第1： 実演家およびレコード、映画製作者ならびに放送事業者の保護

実演家及びレコード製作者は、次を許可する排他的権利を享有する。

1. 著作物を公に上演すること。あらゆる手段又は方法による公衆に対する朗詠を含む。
2. あらゆる手段による公衆への著作物の伝達及び上演
3. 実演の有形的な固定
4. 著作物の全部又は一部のインターネットを通じた送信の許可
5. 音楽著作物の音の固定及び特定の国におけるその発行の許可。独占的ライセンスを付与した国から輸入されたもの又は著作者の許可なく製造されたものは著作権に違反しているものとみなされ、没収の対象とする。
6. 原著作物の譲渡又は貸与の許可
7. レコード製作者は、そのレコードの直接的又は間接的な複製を承認又は許可する権利を有する。

第2： 映画及び関連の権利

文学又は美術的著作物の著作者は、次のものを許可する排他的権利を有する。

1. 著作物の映画化及び複製の製作並びにそれらの頒布
2. 映画化された著作物の演技、公演及び有線による公衆への提供

第3： 放送事業者

放送事業者は、その許可なく以下の行為が行われる場合、これを禁止する権利を有する。

1. 放送の固定及び複製
2. 無線による再送信及び素材の公衆への提供
3. 直接の送受信、受信機経由又は有線によるかについての手段の決定
4. 公共の場におけるラジオ放送の公衆への伝達又は閉鎖した囲い地内の住宅の内部有線

放送を通じたラジオ放送の伝達

第8条 請求権

- a. 著作物の共同著作者は、著作権侵害がある場合にはいつでも個別に予防的措置をとることを請求することができる。また、当該共同著作者が被った損害の補償について自己の持分を個別に請求することができる。
- b. 一人の共同著作者は、著作物についての共同著作者の過半数が希望する展開又は変更反対することができる。

第9条 貸与権

著作権者は、省の事前の承認を得て、次のような必要な注意を行った上で、省と調整して、王国内において著作物を貸与することができる。

1. 著作物の貸与を妨げるものがないことを確認する。
2. 貸与する著作物の一覧を提出すること。承認を求める貸与の種類の記事を含む。
3. 貸与の結果生じ得る問題及び侵害を特定し、これを回避する可能性について検討する。
4. 対象となる公衆に対し、貸与方式を説明する。
5. 著作権者の費用負担で、対象となる公衆に必要な指示を広報する。
6. 貸与の効力発生日を特定する。

第10条 データベースの保護

原データベースは、知的創造としてのコンテンツの選択及び体系的な構成を理由として保護する。この保護は、データ又は資料そのものには及ばない。

第2章 違反及び検出手続

第1部 違反及び著作権侵害の責任

第11条 侵害責任

第1：知的著作物の原本を取得し、貸与するか翻案するか若しくは他の者が複製するあるいは著作者によるその権利の行使に影響を及ぼすか障害をもたらすその他の行為を行うことを許可することによってそれを利用する者はいかなる者であっても、著作権を侵害したものとみなされる。

第2：偽造又は複製したコンピュータ・プログラム、音響又は視聴覚テープの所持、あるいは偽造プログラム、暗号解読したか類似の著作物を搭載した電子機器の保守を行うこと等で従業員が知的著作物に対する違反を犯した会社は、その故意又は過失が立証された場合、その責任があるものとみなされる。

第3：違反を知りつつ、保護された著作物の複製、販売、輸入、輸出、輸送、発行又は貸与を行う者は、著作権侵害を犯し、本法及び本規則の規定に違反したものとみなされる。

第12条 文学的著作物の侵害

第1：複製に書き込むため、一部を翻訳するため、又は個人的意見を表明するための論評を書き込むために、原本を保存することを目的として複製する等の私的利用のみのための知的著作物の利用は、私的利用の範囲内とみなされる。かかる目的を超える利用は私的利用とはみなされない。

第2：次のような私的利用の範囲を超える利用は、侵害とみなされる。

1. 職務を遂行するために著作物を利用及び複製するか又は利用すること。
2. 営業又は営利目的で著作物を利用すること。
3. 著作者より許可されていない方法で著作物を利用すること。
4. 原本を所有しているという名目で、著作物を貸与するか複製するか、又は、他の者に著作物の複製又は翻案を行うことを許可すること。
5. 著作者が著作者人格権又は金銭的権利を行使することを妨げるあらゆる行為

第3：営利目的の利用のため、又は、学生、教育機関その他へ著作物を販売するために複製を提供するために著作物を複製することは著作権の侵害とみなされる。

第4：著作物の原本に対する雇用者の所有権は、私的利用を名目として、当該著作物を複製し、従業員に配布する権利を当該雇用者に付与するものではない。

第13条 聴覚著作物、視覚著作物及び放送著作物の侵害

次のような聴覚著作物、視覚著作物及び放送著作物の所有者が指定した範囲を超えたいかなる利用も、著作権侵害とみなされる。

1. 著作権者から事前にライセンスを取得することなしに、店舗、レストラン、ホテル、クラブ、病院及び頻りに訪問者又は会合のある他の類似の場所においてラジオ、楽曲、ビデオ又は衛星放送の利用等により公衆へ著作物を伝達すること。
2. 放送素材を提供することを目的として、保護的手段を違法な方法で壊すこと。
3. 公開、貸与又は販売を目的として、放送素材を複製すること。
4. 他の者の権利を侵害するために、製造上の制限を超えることを目的として、表示機器の電子チップを追加又は除去すること。

第14条 上演権の侵害

1. 著作物の実演家が著作権者の事前の承諾を得ていない限り、学校の劇場等で著作物が上演された場合、上演権の侵害となる。著作物の上演が、教育目的のために教室で行われる場合、本法第15条第2条に従った合法的な利用とみなされる。
2. 権利の所有者の承諾なしに、利用するか公衆に提供することを目的として、著作物の

撮影又は録音・録画等、著作物の上演中に著作物の複製を行うことは著作権侵害とみなされる。

第 15 条 電子装置の暗号解読

製造業者によって作られた電子装置から元の利用上の注意を取り除く結果となった行為は著作権侵害であり、また、これを容易にする次のような行為を行った者は、侵害行為を行ったものとみなされる。

1. 製造業者が設定した限界を超えることを目的として、電子的又は非電子的な表示装置及び受信機器を取り外すか追加すること。
2. 機器に設定された制限及び容量を超えることを目的として、表示及び受信機器を作動させる元のプログラムを消し、偽造されたプログラムを搭載すること。

第 16 条 コンピュータ・プログラムの侵害

第 1：コンピュータ・プログラム及びコンピュータ・ゲームは、文学的著作物とみなされ、ソースコードであるかオブジェクトコードであるかを問わず、保護を享有する。

第 2：次のような、権利所有者が指定したものと異なるプログラムの利用は、著作権侵害とみなされる。

1. ソフトウェア及びゲームのプログラムの複製
2. 貸与者が貸与又はライセンスすることを承認する省の文書なしに、ソフトウェア若しくはゲームのプログラムを貸与するか、それらの集団的な利用ライセンスを付与すること。
3. 複製したソフトウェアをローカルネットワーク又は機器に搭載すること。

第 17 条 保守センターの責任

表示装置及び電子的な受信装置の保守サービスを提供する企業は、保守サービス中に、暗号解除された機器、若しくは、偽造プログラムが搭載された機器を所持していること、又は、偽造プログラムを搭載した機器を利用していることを発見された場合、著作権侵害について有責とみなされる。

第 2 部 違反の検出及び捜査の手続

第 18 条 違反の検出

本法及び本規則の規定の違反の検出は、次のいずれかの場合に実施される。

1. 権利所有者又はその代理人により提出された苦情又は書面の通知による場合
2. 業務に知的著作物を利用する企業及び店舗への省の捜査官の所定又は抜き打ちの立ち入り調査

第 19 条 検出及び検査手順

検出及び検査を実施する際、検出を行う公務員は、次の手順に従う。

1. 保護された著作物のいずれかを製作、表示、流通、販売又は利用しているか、かかる著作物についての保守サービスを提供する企業の現場（付帯施設及び関連施設を含む。）に立ち入る。
2. 侵害の対象であると強く疑われる著作物の複製及び機器、必要な場合には、関連文書を押収し、検出記録にその旨記録する。
3. 違反者、及び、適切と思われる場合、当該企業の従業員に対し被疑違反を提示した後、迅速に質問する。あらゆる場合において、違反者は、その抗弁を書面で提出するか記録することが認められる。違反者の氏名、国籍、地位及び身分証明書番号その他の証拠となる情報を記録した後、それらを検出記録とともに提出された文書と併せて同封する。
4. 違反の容疑者に対し、3日以内に、権限ある当局に出頭する義務があることを検出事項に関する文書と併せ、通知する。
5. 違反の容疑者又は代理人が違反が検出された日から3日以内に出頭しない場合、同人は、5日以内に権限を有する捜査官まで出頭するよう召喚される。同人が出頭しない場合、捜査手続を完了するために同人を召喚するために警察に事態を報告するか、店舗は、回答があるまで閉鎖される。

第 20 条 検出作業

第 1：リヤドの著作権総局及び王国の各県にあるその支部、又は、同局の支部がない県の印刷物局及び事務所の職員は、違反の検出の業務、及び、機器、著作物又は商品等、著作権侵害の存在を証明する証拠を確保することについて責任を負う。

第 2：違反の検出記録を起案し、起案者が署名する。この記録には、次の情報を記録する。

1. 店舗の名称及び住所、並びに、所有者の身元
2. 違反が検出された場所及び日時（時刻、日及び月）
3. 違反が検出された場所の就労者の氏名
4. 違反の対象である著作物の題名、内容、検出された複製の数及び明細
5. 違反の種類、事実、理由及び状況

第 21 条 証拠の分析

著作権総局又は管轄する支部は、証拠を受領後直ちに次の手順に従う。

1. 外見の状態及び数に関し、検出した機器又は著作物の外見の調査及び検査を行う。
2. 著作権侵害の証拠が含まれているか否かを確認するために検出した証拠物の内容の検査及び分析を行い、検出物の状態を示す検査報告書を作成する。

3. 分析の結果侵害がないことが証明された場合、告発者（原告）は、告発を証明するために、同局の分析官の立会の下で、機器の簡単な検査を実施することが認められる場合がある。
4. 分析官は、告発が立証されたか否かについて表した告発についての分析官の意見書及び報告書を局に提出する。

第 22 条 証拠分析報告書

著作権が侵害されていることが立証された著作物を検出した所管部署は、次の詳細な情報を含む報告書を作成する。

1. 著作物の詳細な説明
2. 検出された著作物の複製の数、及び、検出時の一般向けの販売価格
3. 違反及び著作物の侵害
4. 侵害の方法及び形態、並びに、侵害が行われたのは王国の中か外か
5. 違反検出の方法。告発によるか、情報によるか、又は、立ち入り調査によるか
6. 違反した著作物の公衆への提示の方法及び形態
7. 著作物及び侵害方法に関する情報その他の技術的事実。違反者に提示することを目的としたもの。

第 23 条 違反の捜査

1. 著作物又は検出した機器における違反の場合、担当捜査官は、分析官による調書に記録された情報及び告発に関連して、違反の容疑者又は、容疑者に代わりその防御を行う者の陳述を調書に記録する。
2. 捜査調書には、次の情報を含める。
 - (i) 捜査の月、日、時刻及び場所
 - (ii) 捜査官の氏名及び職階
 - (iii) 違反被疑者の氏名、身分証明書番号及び連絡先住所
 - (iv) 容疑が疑われている具体的な違反の被疑者への提示
 - (v) 違反被疑者への質問に対する当該被疑者の完全な回答。当該違反者の抗弁及び証人の陳述がある場合、これを含む
3. 違反者は、著作物を侵害していた期間及び得た金銭的利益について質問を受ける。
4. 必要な場合、捜査官は、違反に関する証言が不可欠であると思われる者を召喚し、その証言を調書に記録することができる。
5. 著作権総局は、関連する行政手続に従って違反を明らかにするために専門家の支援を求めることができる。
6. 証言する者は、回答毎にその末尾に署名し、調書のページ毎に、証人に加えて、捜査官及び尋問を受けた者が署名する。ページは、抹消又は修正を行うことなく、連続し

て起草する。

7. 捜査官は、至った結果で捜査調書を終了する。捜査調書には、提出された書類、証拠資料及び証拠を添付し、完了した日時を記載する。
8. 著作権総局の部署及び支所、並びに、著作権総局の支所がない県の印刷物局は、捜査調書を、侵害に関連する全ての文書とともに、総局長に回付する。
9. 総局は、全ての手続及び捜査を審査し、犯された違反、違反に関する本法及び本規則中の規定、並びに、総局の意見を決定する。
10. 事件に関する情報は、それを記録するための特別の登録簿に記載される。
11. 著作権総局は、事件及び違反を全ての関連文書とともに、違反審査委員会の検討に付す。

第 24 条 賠償請求権

著作権者又はその代理人は、法により保護された権利の侵害の結果被った損害についての賠償を請求する権利を有し、また、希望する場合、侵害の結果被った損害及びそれが如何に生じたか、並びに、請求する賠償額の見積り及び見積りの根拠について説明した書面の覚書を所管部署に提出する。あらゆる場合において、かかる者はその陳述の根拠となる証拠及び文書を提出する。違反の捜査官は、かかる証拠及び文書に関し、かかる者に対し反対尋問を行い、違反の重大性を確認し、被告に対し、何が提起されているかを通報し、被告がその点についての意見及び答弁を提出することを認め、請求を、違反審査委員会の決定に委ねる。

第 25 条 違反審査委員会の手続及び規則

委員会は、次に従って、本法及び本規則の規定についての違反の全てを審査する管轄権を行使し、侵害の大きさ、及び、違反当事者に関し委員会に記録されている違反の数に応じて、本法第 22 条に定めるところに従って刑罰を決定し、著作権者が被った損害について著作権者に対し補償させる。

1. 委員長は、委員会の技術的及び管理的業務を監督し、委員会に提起された事件を審査する会合の日取りを委員との調整の上決定する。
2. 委員会は、出席者が構成員の 3 分の 2 以上の場合、会議を開くことができる。ただし、世俗法及びイスラム法の顧問が出席していることを条件とする。
3. 委員会は、必要な場合、委員会に付託された違反についての専門家の意見を求めることができる。
4. 委員会は、違反の当事者をその陳述を聴取するために召喚し、また、違反を検出した捜査官、情報分析官、調査官、又は、委員会がその陳述を聴取することが必要とみなされる他の者を召喚することができる。
5. 委員会は、追加的情報を請求するため、又は、捜査に関し必要と思われる点を完了す

るために違反に関する書類を捜査当局に差し戻すことができる。

6. 委員会の決定は、多数決により行われ、また、委員長によって大臣に伝えられる。当該決定は、大臣が承認するまでは有効ではない。
7. 委員会が違反が重大であり、禁固若しくは 10 万リアルを超える罰金、又は、恒久的な店舗の閉鎖及び営業許可の取消により罰すべきものと判断する場合、違反を不服審査委員会による審査に付し、侵害者に対する適切な刑罰を決定することについて、承認を得るために大臣に付託する。
8. 委員会は、決定した刑罰を実施するために関係部署に通達するため、承認された決定を著作権総局に通知する。

第 26 条 刑罰の実施についての制限

1. 委員会の決定についての不服審査委員会に対する不服申立の場合、決定において定められている刑罰は、同委員会によってそれに関する最終決定が下されるまで停止される。
2. 不服審査委員会の管轄権に属する刑罰は、同委員会によってなされた最終決定後実施される。
3. 刑罰が実施される場合、以下について考慮する。
 - a) 所管部署は、刑罰が発せられた者又はその代理人に対し、決定の番号及び日付、決定された刑罰が記載された公文書により、決定を通知する。当該公文書は、当該者若しくはその代理人、又は、会社にいた者に対し、そのいずれかが、文書の写しに署名し、通知日、通知を交付する者の名前、その地位、署名及び身分証明書番号を示した後に手交される。
 - b) 違反者が、公文書で決定の通知を受けた場合、当該違反者は、書留郵便又は公式郵便による公文書の郵送日から 2 週間後に送達を受けたものとみなされる。
 - c) 違反者が決定において命じられた罰金を支払った場合、局は、一時的閉鎖、イベント若しくは博覧会への会社の参加の停止、賠償金の徴収等の他の罰則の実施を完了する。
 - d) 不服審査委員会が営業許可を取り消す決定を行った場合、省は、当該営業許可を発出した政府機関に対し当該営業許可を取り消すよう通知し、決定の実施を徹底する。
 - e) 罰金は、罰則の実施を担当する局に交付される正式の納付書と交換に省の財務当局宛に支払うか、サウジアラビア金融庁宛の支払保証小切手で支払い、該当局に交付される。
 - f) 該当局は、罰金を徴収するため省内の担当部署に小切手について照会を行い、その写しは当該会社用ファイルに保管される。
 - g) 違反者が、刑罰の執行日から 15 日以内に罰金を支払わない場合、警察は、違反者

に支払うことを強制するよう委託を受け、また、省は罰金額が支払われるまで違反者の店舗を閉鎖することができる。

- h) 省は、違反者に対する決定が、本法第 22 条第 5 項に従って有罪判決を公告する刑を定めている場合、違反者に対する決定の内容の概要を作成し、また、違反の重大性に従って、当該公告は、違反者の費用負担により、広く発行されている一紙又は二紙の日刊新（そのうち一つは、違反者の本店の所在する地域で発行されているものとする。）の目立つ場所に掲載する。

第 3 部 防護的差押え

第 27 条 暫定的防護措置

1. 委員会は、著作権侵害を防止するため、また、著作権侵害を含んだ輸入された著作物が商業販路に到達することを防ぐため、直ちに一時的措置をとる権限を有する。
2. 委員会は、措置の遅延は、著作者を害することになる可能性があるか、証拠を害する可能性がある場合、相手方当事者が知ることなしに、暫定的措置をとる権限を有する。
3. 委員会は、原告に対し次を要請することができる。
 - (i) 原告が権利所有者であることを確認するために原告が所持する証拠を提出すること。
 - (ii) 原告の権利が侵害されているか、ただちに侵害されることを証明する暫定的な証拠を提出すること。
 - (iii) 被告を保護し、権利濫用を防止し又は権利を行使するために十分な保証金を提供すること。
 - (iv) 委員会は、訴訟の正当性を判断するために必要な証拠を提出するよう原告に要請することができる。
4. 委員会は、保全的差押措置をとった後、かかる措置を変更するか、取り消すか又は追認するかを検討するために、影響を被る当事者に対し、当該保全措置の開始の日から 30 日以内の暫定的期間内に、その意見及び抗弁を提出するよう通知することができる。
5. 委員会は、本条第 1 項及び第 2 項に従ってとられた措置を被告の要請に基づき取り消すか、又は、委員会が決定した 31 日以内の期間内に原告が求められた文書の提出をしない場合、当該措置を停止することができる。
6. 原告の過失の結果として暫定的措置が取り消されたか、その有効期間が経過した場合、又は、著作物若しくは商品に侵害がなかったことが後に明らかになった場合、委員会は、被告の請求に基づき、かかる措置の結果被告が被った損害についての適切な補償を支払うよう原告に命令することができる。

第 28 条 水際措置

1. 著作権者の権利を侵害している著作物が輸入又は輸出されることが意図されていることを疑うことについて正当な理由を有している当該著作権者は、輸入された著作物、又は、輸入若しくは輸出が意図されている著作物を国境に到達した際に停止し差し押さえるよう委員会に対し書面で要請書を提出することができる。
2. 委員会は、原告に対し、被告を保護し、権利の濫用を防ぐために十分な保証金を提供しよう要請することができる。
3. 原告は、10 日以内に、委員会に対し、侵害が発生したことの申し立て書及びそれを裏付ける証拠を提出する。ただし、差押期間は、31 日以内とし、その後は、当該措置の変更、取り消し又は追認について検討されるものとする。
4. 委員会は、原告に対し、誤って著作物を差し押さえた結果として輸入業者又は輸出業者が被った損害に対する適切な補償を当該輸入業者又は輸出業者に支払うよう決定することができる。
5. 委員会は、権利の所有者（原告）に対し、原告の主張を証明するために、著作物を検査するための十分な機会を提供することができる。
6. 輸入業者は、商品を検査するための等しい機会が与えられる権利を有する。
7. 侵害が立証された場合、委員会は、権利の所有者に、著作物の送り主及び送り先の名称及び住所並びに数量を通知する権限を有する。

第 29 条 予防的保全差押

国境の入国地点における省の事務所は、当該入国地点の税関と調整の上、著作権侵害の存在を証明する明白な証拠がある著作物の通関開放手続を停止することができる。当該事務所は、委員会と調整の上、必要な措置をとることを直ちに著作権総局に通知する。

第 3 章 一般規定

第 30 条 強制ライセンス

次の強制ライセンスを設定する手続に関する規定は、サウジアラビア王国で初めて発行される著作物に適用され、また、ライセンスは、問題となっている版の発行日から 3 年が経過する前は与えられない。

1. 省は、法第 16 条に定める目的に対応するために、印刷された形態、又は、類似の形態で複製された著作物の複製は、著作権者若しくは著作権者に代わり行為する者によっては、又は、著作権者の許可に基づいては、王国内で販売のために展示されていないことを確認する。ただし、かかる複製が、6 ヶ月以上の連続した期間内に販売のために展示されている場合はこの限りではない。
2. 申請者は、申請者が著作権者にライセンスを要請したが、取得できなかったこと、又は、申請者が必要な努力を行ったにもかかわらず著作権者を見出すことができなかつ

たことの証明を提出する。

3. 申請者は、申請者が著作物に名前が記載されている発行人にかかる要請をしたが、申請者は発行人から回答を得ていないことの証拠を提出する。
4. 著作権者が知られていないか連絡をとることが不可能であることが証明され、ライセンスの申請者がそれを証明する情報を提供し、著作権者がその権利に対する請求を求めた場合に著作権者の権利を満たすために必要な保証金を提出し、省がかかる保証金を受領するまでは、いかなるライセンスも付与されない。
5. ライセンスは、申請者が、著作権者又は発行人から[ライセンスの取得を]試みてから6ヶ月以上の期間が経過する前には付与されない。
6. 著作権者又は発行人が、当該6ヶ月の期間内に著作物を再版する場合、ライセンスは付与されない。
7. 著作権者が、申請の対象となっている版の全ての複製を流通から取り下げた場合、許可は与えられない。
8. 純粋に営利目的である場合、許可は付与されない。

第31条 公有財産

保護されていないサウジアラビア人の著作権者による著作物、又は、本法及び本規則の規定に従って保護期間が経過したサウジアラビア人の著作者の著作物は、公有財産となり、省は、それについての著作権者として行為する。

第32条 保護の性質

1. 文学、学術又は美術的なものであるかを問わず、あらゆる種類の知的著作物は全て、王国内での流通が認められている場合、本法及び本規則に基づく保護を享有する。
2. 外国の知的著作物は、王国が締約国である著作権に関連する国際協定の原則に従って、内国民待遇の原則に基づき保護を享有する。

第33条 保護期間の計算

1. 音楽及び映画の著作物は、著作物の最初の製作から50年間有効な保護を享有し、当該期間は、当該著作物が制作された年のグレゴリオ歴の年末から起算される。
2. コンピュータ・プログラムは、著作者が法人であるか匿名である場合、最初の製作の日から50年以上の期間、文学的著作物としての保護を享有する。
3. 著作権者が自然人である場合のコンピュータ・プログラムの保護期間は、他の文学的著作物について定められた期間に従うものとする。

第34条 保護期間の満了

著作権者は、金銭的権利及び保護期間の消滅後であっても、著作権者の名誉及び評判へ

の損害があるか、著作物の歪曲及び変更がなされた場合、著作物の複製若しくは販売、又は、作者の原著作物から派生した著作物の作成に反対することができる。

第 35 条 規則の効力

本規則は、官報で公布され、公布の日から 2 ヶ月後に有効となる。

第3部 湾岸諸国協力会議

第1章 GCCについての概要紹介

湾岸諸国協力会議（GCC）は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及び UAE が 1981 年 5 月 25 日にサウジアラビアのリヤドにおいて締結した合意により成立した。これらの加盟国は、相互の特別な関係、イスラム教にもとづいた類似の政治制度、共同的運命及び共通の目的を考慮し、GCC を形成すると宣言した。

GCC は、地域的な共同市場の形成及び防衛計画評議会の共同運用を目指している。これらの加盟国が地理的に近いこと並びに全般的に自由貿易経済政策を採用していることも、GCC を形成する一助となった。

GCC は、以下の目的を有する。

- a) GCC 加盟国間の統一に至る協調、統合及び緊密な結びつきの実現
- b) 地域の人民相互の結びつき、関係及びあらゆる側面の協力を深めること
- c) 経済及び金融、商業、関税及び輸送、教育及び文化、社会及び保健、通信、情報、政治、法律及び行政分野に関する類似の制度及び法律の採用
- d) 工業、鉱業、農業、水資源及び動物資源に関係する科学技術の進歩を奨励すること及び科学研究センターの設置並びに共同プロジェクトの遂行

1. 組織構成

GCC の組織は、GCC 首脳会議、GCC 閣僚評議会及び GCC 事務局で構成される。

- a) 首脳会議（GCC の最高決定機関）は、6 加盟国の元首により構成される。首脳会議は、定例会議を年 1 回開催する。GCC 加盟国のいずれか 2 カ国の元首の要請により、随時、緊急会議を招集することができる。首脳会議の議長国は、持ち回りで各 GCC 加盟国が務める。決定は、過半数で決する。首脳会議は、GCC 全体の政策決定及び閣僚評議会又は事務局が提出した勧告の承認を担当する。
- b) 閣僚評議会は、6 加盟国の外相により構成される。閣僚評議会は、3 カ月ごとに定例会を開催する。GCC 加盟国のいずれか 2 カ国の外相の要請により、随時、緊急会議を招集することができる。閣僚評議会は、政策を策定し、経済、社会及び文化分野における GCC 加盟国間の協力及び協調を促進する手段について勧告する。
- c) 事務局は、GCC の報告書、調査結果、会計及び予算を作成する。事務局は、規則を起草し、GCC 加盟国が、首脳会議及び閣僚評議会の採択した決定を実施するのを支援する。事務局長は、閣僚評議会の勧告にもとづき、首脳会議が任命し、その任期は 3 年である（再任可能）。

- d) 事務局は、サウジアラビアのリヤドに置かれている。GCC 憲章は、アラブ諸国の団結を追及する重要性を明記している。憲章は、経済、社会及び文化分野における「協調、統合及び協力を実現するための手段」を提供することが、GCC の責務であるとしている。

2. 貿易及び投資

関税の完全な統一に向けた動きは、1994 年に本格化した。1998 年 6 月には、対外的な関税賦課目的につき、ほとんどの物品の分類をめぐって GCC 加盟国間の合意が成立していたため、関税同盟形成の可能性を追求するための技術委員会が設置された。1999 年 11 月に開催された GCC 首脳会議の第 20 回会合において、2005 年までに関税同盟を結成することが合意された。2000 年 12 月の第 21 回首脳会議では、関税同盟の結成予定を繰り上げ、これを 2003 年 1 月 1 日に結成することが発表された。関税同盟は、(GCC において、当時、4%から 20%までの範囲に分布していた関税の税率を調和させることで) 入域港での輸入品に対する関税の税率を一律 5%に定めた。GCC 構成 6 カ国間で取引される商品及び役務(域内貿易)に対する関税の税率を一律 0%とし、いずれの GCC 加盟国において製造された商品についても自由な移動を認め、これが関税同盟の全域において同じ権利及び特惠待遇を享有できるものとした。

GCC 地域において特許権を保護するため、1998 年に GCC 特許庁が設置された。

外国投資を奨励するために、1997 年に公表された外国投資ガイドラインを含む措置が、様々な機会に導入されている。

第2章 GCC 特許庁 (GCC 特許制度)

1. 概要

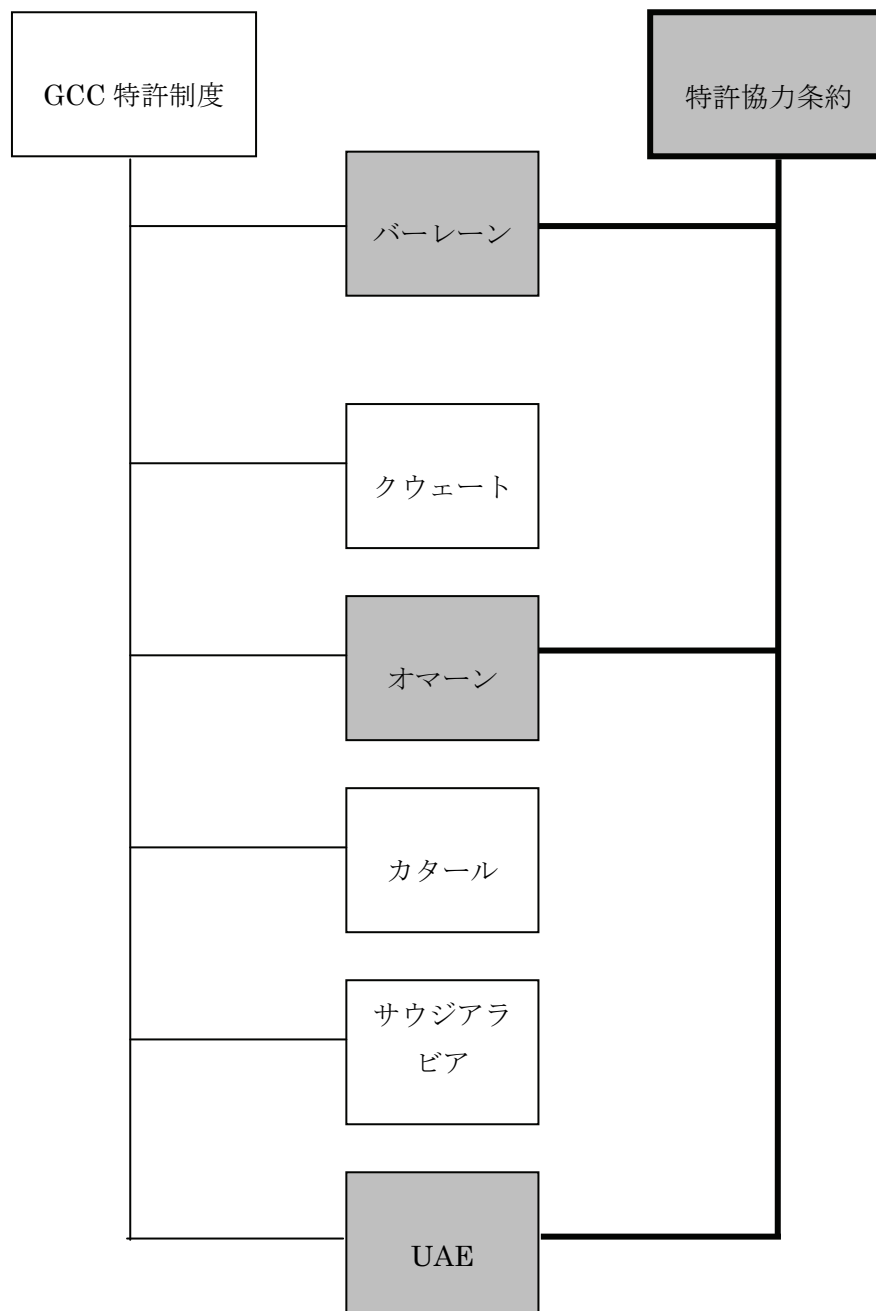
1992年12月に開催された第13回GCC首脳会議において、GCC特許規則が可決され、GCC特許庁が設置された。1999年11月に、規則の一部を改正し、改正規則が2000年8月16日に発効した。

GCC共通特許制度は、域内出願人及び国際出願人に対し、一度の出願で、GCC加盟6カ国のあらゆる加盟国における特許保護を付与する。GCC特許規則は、発明の保護のみを規定する。意匠又は実用新案に対応する制度は存在しない。

GCC特許制度は、特許協力条約(PCT)の一部を構成せず、GCCは、パリ条約の締約国でもない。しかしながら、GCC特許庁は、優先権に関するパリ条約のルールを尊重しており、GCC出願においては、GCCがパリ条約の締約国であるかのように、先の条約出願にもとづいた優先権を主張できる。また、GCC特許庁は、他の特許庁、特にオーストリア及びオーストラリアと協力し、これらの提携特許庁に特許審査業務の80%を委託している。

湾岸諸国に出願する際に、戦略的な理由でGCC特許局とGCCの加盟国のうちの一つ、あるいは複数の国に重複して特許出願をすることはよくあることである。経費が負担できる限り、そして同時に申請する限り(新規性の問題を回避することになる)、このようなやり方を避ける理由はない。

2. PCT 及び GCC 特許制度における GCC 加盟諸国の地位



3. GCC 特許庁とその機能

GCC 特許庁は、理事会及び特許庁職員で構成される。GCC 特許庁の任務は、GCC 特許登録簿を管理し、GCC 特許出願を受理し、その審査を行い、公告し、GCC 特許を発行し、これに付随するあらゆる機能を果たすことである。

製品を保護するための国際的な特許出願戦略が、一般に (1) 広範な地理的市場を防衛す

る必要性、(2) 商品化されるまでの長い開発期間、という二つの基本的な要因によって形成されていることは周知の事実である。その国の人口により市場規模は異なるものの、特許製品の販売見込みは、ほぼどの国にも存在する。従って、世界的に消費可能な製品の場合には、特許保護が、通常は、かなりの数の国々で追及される。

企業は、一般に、PCT 出願を好むものの、GCC 地域に関する限り、PCT の締約国がバーレーン、オマーン及び UAE のみであり、クウェート、カタール及びサウジアラビアが締約国ではない点に留意する必要がある。特許出願との関係では、サウジアラビア及び UAE が、GCC 加盟 6 カ国の中で最も重要な市場である。

GCC 域内において特許を登録することに関心のある企業は、費用を節減し、地理的に最大限の保護範囲を確保するためにも、当然、PCT 出願（その場合には、GCC 加盟諸国の中の 3 カ国でしか保護が与えられない）又は GCC のそれぞれの加盟国への直接出願ではなく、GCC 特許制度を利用して特許を登録することを考えるべきである。参考までに、PCT と GCC の両特許制度における GCC 加盟国の位置づけについて示した相関図を上記に示した。

GCC 特許紛争を扱う司法構造は、主に二つの要素により構成される。

- a) GCC 特許委員会：GCC 特許規則にもとづいて設置された準司法的機関であり、手続き的側面及び実体的側面（特許性など）をめぐる出願人と特許庁との紛争を審理する。審査官の決定に対する審判請求は、GCC 特許委員会に行う。委員会は、侵害訴訟や異議申し立てなど、第三者が関与する紛争は扱わない。
- b) 国内裁判所：国内裁判所は、第三者が関与する紛争を審理する。従って、侵害訴訟及び異議申立手続は、裁判管轄権を有する国の裁判所が審理する。管轄は、訴訟原因がどこに由来するか、また、被告の住所に応じ、GCC 加盟国のいずれかの裁判所となる。

サウジアラビアの高等裁判所も、GCC 特許委員会の判決に対する上訴事件を審理する。サウジの裁判所の場合、侵害事件において差止及び損害賠償を命ずる場合はあるものの、訴訟費用の負担を命ずることはまれである。各当事者がそれぞれの訴訟費用を負担することが基本原則であり、これは、原則としてアラブ世界共通である。

4. 不服審査委員会

GCC 特許規則にもとづき、GCC 特許庁に対する審判機関として機能する不服審査委員会が設置された。不服審査委員会の審決は、GCC 加盟国の管轄権を有する裁判所に上訴することができる。

不服審査委員会は、GCC 加盟諸国から選ばれた 12 名の委員により構成される。各 GCC 加盟国は、不服審査委員会の 2 名の委員（法律家 1 名及び技術専門家 1 名）を指名する。不服審査委員会の委員の中から、2 名の法律家を 3 年の任期で委員会の委員長及び副委員長に選任する。不服審査委員会の決定は、出席委員の 3 分の 2 をもって決する。

不服審査委員会に対する手続きは、本人又は当該 GCC 加盟国の適用法に従い、弁護士が行うこともできる。

5. 特許要件

GCC 特許庁に提出された出願書類が形式要件を満たしていれば、願書に出願番号が割り当てられ、出願日が確定する。

絶対的新規性が基本的要件である。いずれかの場所における書面又は口頭による、もしくは任意の他の方法による特許出願の出願日前の発明の開示又はこれに関する優先日の主張は、出願人又はその権原に関する前任者の意思及び知識に反し、他の者の恣意的な行為により、又はその結果として開示が生じた場合を除き、特許の新規性を失わせる。

発明が、特許を受けるための資格を満たすためには、新規であり、進歩性を有し、これが産業上利用可能でなければならない。また、新製品、工業的方法又は製造方法に関するものであれ、これがイスラム法又は GCC 加盟国において通用する公の行動規範に反するものであってはならない。

発明は、先行技術により予期されない場合に新規であるとみなされる。先行技術は、任意の場所における、特許出願の出願日又はこれについて有効に主張される優先日前の、書面又は口頭の開示、方法の使用、又は発明概念を実現する他の任意の方法により公衆に開示された一切の内容で構成される。従って、出願日又は優先日に先立つ1年間に、公衆への発明の開示が、出願人又はその権原に関する前任者の意思及び知識に反し、他の者の不正な行為により、又はその結果として生じても、新規性判断においてこれを考慮しない。同様に、公衆への発明の開示が、出願に先立つ6カ月の期間内に公認の博覧会において生じた場合には、これを考慮することはない。その場合の発明の保護は、実施条例により規定される。

特許出願に関係する先行技術を考慮した結果、当業者にとって自明ではない場合に進歩性があるとみなされる。

いずれかの種類の工業、農業、漁業又はサービス業において発明を生産又は使用できる場合、これに産業上の利用性があるとみなされる。工業は、手工芸を含む、その最も広い意味において解すべきである。

出願維持のための年金が納付されていれば、GCC 特許は、出願日から20年間有効である。出願維持のための年金は、出願日の翌年から始まり、毎年年初から3カ月以内に支払わなければならない。90日以内であれば、期限経過後の納付も可能であり、それ以降は、追加手数料が必要になる。失効した特許の回復に関する規定は存在しない。

特許権者は、交付日から3年以内に、特許の対象である発明を GCC 加盟国において「十分に」実施しなければならない。特許が十分に実施されないまま、この3年の期間が経過した場合には、一定の条件に従い、強制実施権を付与できる。

6. 特許出願

特許出願は、アラビア語で行い、明細書、クレーム、図面及び要約の英訳を添付しなけ

なければならない。願書を補うために、願書の提出日から3カ月以内に委任状、譲渡証、(該当する場合には)会社設立証書及び任意の一つ以上の優先権文書の認証された写しを提出しなければならない。

その後、願書の形式審査を行い、問題がなければ、実体審査を行うために、PCT 調査当局のいずれか、通常はオーストリア(オーストラリアの場合もある)の当局に明細書を送る。その段階で、審査手数料を支払う必要があり、審査手数料が納付されない限り、審査を行うために明細書が送られない。出願人が出願時に既知の先行技術を引用することは要件とされていない。

出願人には、審査官によって明らかにされた先行技術を回避するために自らの願書を補正する機会が与えられる。その発明が新規かつ発明的であることにつき、審査官が確信し、また、これ以外の点についても、法律にもとづいて出願を拒絶するいかなる理由も認められなければならない、GCC 特許庁が特許を付与する。

7. 公告

GCC 特許出願が、GCC 特許庁における審査基準を満たす場合、所定の公告手数料及び特許交付手数料を支払い、GCC 特許庁の公報に公告することができる。

GCC 構成諸国の安全保障に関係する特許は、公告を免除できる。

8. 手続き

外国の出願人から取得した委任状は、署名され、認証を受け、署名者の国にあるいずれかの GCC 加盟国の大使館/領事館の認証を受けたものでなければならない。同様に、全発明者から取得する譲渡証も、これが国外で署名されている場合には、認証を受け、法律上正当であると認められたものでなければならない。優先権を主張するためには、その根拠として、認証を受けた優先権出願書類の英訳を提出する必要がある。出願人が法人の場合、特許庁では、前記の文書に加え、認証された会社設立証書を要求している。

政府の公的な特許出願手数料は、本稿の執筆時において、およそ1,000米ドルである。

出願人が GCC の非居住者である場合、特許庁において自らを代理し、委託した活動を行う GCC 加盟国居住者の登録代理人を任命しなければならない。

9. 特許権の性質

GCC 特許により、発明を利用する権利が所有者に与えられる。製品発明は、製造、使用、輸入、販売又は販売のための展示により、利用したとみなされる。一定の製品の工業的方法又は製造方法の場合、特許の所有者は、その方法を使用する権利に加え、当該方法による直接の製品にも同一の権利を有する。

発明が製品の場合、特許の所有者には、他の者が事前に承認を得ることなく、製品を製造、使用、輸入、販売、販売のための展示又はこれらの目的のために製品を輸入すること

を妨げる権利がある。

発明が工業的方法の場合、特許の所有者には、他の者がその方法を使用するのを妨げる権利がある。また、他の者が事前に承認を得ることなく、少なくともその方法を使用して直接得られた製品を製造、使用、輸入、販売、販売のための展示又はこれらの目的のために製品を輸入することを妨げる権利もある。

10. 譲渡及び実施許諾

GCC 特許の所有者は、規則の第 12 条第 1 項に規定された利用行為のすべて又は一部を行うための実施権を他の者に設定することができる。このような実施権の設定は、書面で行い、これに両当事者が署名し、GCC 加盟国の一国の当局による認証を受けなければならない。実施権許諾契約は、これが特許庁に登録され、登録手数料及び実施権許諾契約登録料が納付されるまで、執行できない。

契約にもとづく実施権の許諾は、最初の実施権許諾契約に別段の記載がない限り、特許の所有者が、特許を自ら利用し、もしくは、同一の特許につき、別の実施権を許諾することを妨げない。

契約にもとづく実施権により、実施権者は、契約に規定されたあらゆる利用行為を行うことができる。しかしながら、実施権許諾契約に明記されていない限り、実施権者は、特許の所有者により与えられた権利及び特権を譲渡することはできない。

11. 強制実施許諾

特許の所有者が発明を一度も実施していないか、十分に実施せず、以下に該当する場合には、理事会が強制実施権を許諾することができる。

- a) 特許が、その付与された日から 3 年以上を経過していること。
- b) 申請者が、公正な条件にもとづき、妥当な額の報酬と引き換えに、権利者から実施権を取得するために合理的な期間にわたって努力したことを証明すること。
- c) 専用実施権ではないこと。
- d) 国内市場の需要を満たすために実施権を取得することが不可欠であること。
- e) 実施権を決定するにあたり、実施権を許諾する目的に従って範囲及び条件を定めること。
- f) 特許の所有者に、適正な額の報酬を支払うこと。
- g) 特許の利用者を実施権者のみに限定すること。実施権者の事業又は特許を利用するその一部の所有権が変更され、理事会が譲渡を認めた場合を除き、実施権は、他の者に譲渡できない。

半導体技術に関係する発明の場合には、公共的、一般的かつ非商業目的、又は、司法的又は行政的決定により、反競争的であることが判明した慣行を是正する目的でのみ実施権の許諾が認められる。

12. GCC 特許の先行技術調査及び出願審査

オーストラリア特許庁と GCC 特許庁とが 2002 年に交わした覚書 (MOU) にもとづき、オーストラリア特許庁は、GCC 特許庁の要請に応じ、GCC 特許庁に行われた特許出願につき、次の種類の報告書を作成することを約束した。

- a) 「書誌」調査報告書
- b) 「新規性」調査報告書
- c) 審査報告書
- d) 「実体審査評価」報告書

書誌調査とは、先行する調査結果を探すための調査をいう。新規性調査は、PCT 国際調査の新規性にかかわる部分に相当し、また、審査は PCT 国際予備審査に相当する。評価は、上席審査官による監督に類似し、GCC 特許庁が行った審査について行われる。

13. 特許付与と手数料

GCC 特許の交付及び更新のための公的手数料の完全な表を付属資料 3.2 に掲載した。

第3章 統合 GCC 商標法（規則）（統一 GCC 商標法）（仮訳）

2006年にリヤドで開かれた GCC 加盟国の第 27 回首脳会議の間に、GCC 全加盟国が採択すべき必須法令として統一 GCC 商標法が承認された。GCC 加盟諸国は、GCC 加盟諸国の共通経済圏を成立させるうえで、加盟各国の慣行が異なっていることが望ましくないことを認識していた。従って、これは GCC 地域の商標に関係する法律分野を調和させる試みである。

統一 GCC 商標法は、地域ハーモナイゼーション法でしかなく、（欧州連合のように）商標出願を統一又は集中させるものではない。また、主に、共通の地域法により各国の国内商標法を置き換えることを狙いとするものである。それぞれの GCC 加盟国が、引き続き登録簿を独立して保持、管理するであろうから、GCC において商標を登録したいと考える出願人が法律にもとづいた商標保護を確保するためには、従来通り、GCC 加盟国ごとに、商標出願を個別に行わなければならない。

また、統一 GCC 商標法は、これをすべての GCC 加盟国が批准しなければ成立しないため、GCC 構成諸国においてまだ効力を生じていない。これまでのところ、カタール、サウジアラビア及び UAE のみ、同法を批准しており、一方で、オマーンとバーレーンは、GCC 首脳会議に疑問を提起している。UAE において、統一商標法を国内法に編入した法律は、（付属資料 3.3 として添付した）統一 GCC 商標法（規則）に関する 2007 年 UAE 連邦令第 52 号である。

1. 統一法の概略

統一 GCC 商標法は、50 の条文で構成され、これが六つの部に分かれている。同法は、周知商標、地理的表示、優先権、使用許諾及び商標権の移転、商標の不使用による登録取消、団体商標、商標侵害など、商標法特有の様々なテーマを扱っている。

統一 GCC 商標法は、GCC 構成諸国において、ブランド保護に関する一貫性のあるアプローチを確立することに貢献することが期待される。同法は、単一の登録制度を定めていないものの、地域規模における商標の管理に大きく役立つ。

統一 GCC 商標法は、形状が商標として登録可能であると明記することで、商標の定義を従来の範囲よりも広げている。さらに、同法では、匂い及び音（それ自体）も、商標としての役割を果たし得ることを示唆している。これにより、GCC の商標法制度をめぐる現在の一般的状況が改善されることは間違いない。例えば、現在有効な UAE 商標法は、色彩、包装、音など、従来にはない商標に言及するものの、これを別の形態の商標と結びつけた場合に限っている。UAE 及び GCC の他の加盟国において、実務上は、形状の商標が登録された例があるにもかかわらず、UAE 商標法が、これを明記していないことが問題であった。

2. 団体商標、証明商標、公益事業体又は専門職能団体の商標

統一 GCC 商標法では、(ギルドマークに比較的近い) 団体商標につき、その重要な要素が同一であること、商標の重要ではない要素相互の違いが商標に悪影響を及ぼさないこと、そして商標の指定製品又はサービスが同一分類に属することを条件として、一つの出願で団体商標を登録することを認めている。

団体商標は、法人格を有する団体名義で登録することができ、その場合、当該団体の構成員は、当該団体商標を使用する権利を有する。

また、統一 GCC 商標法では、任意の製品又はサービスの出所、成分、製法、品質、同一性又はその他の特性の管理又はその検査を行う法人が、当該管理又は検査の事実を示す商標(証明商標に比較的近い)を登録できると規定している。

同様に、統一 GCC 商標法は、公益事業体又は専門職能団体が、自らの通信を識別するため、もしくは構成員の記章として使用するために、商標を非営利目的で登録できると規定している。

3. 登録を受けられない商標

統一 GCC 商標法が発効した場合、次の商標が登録を受けられない。

- a) 記述的商標 - 製品の実施又は見慣れた図面又は普通の写真などによる製品及びサービスに関する情報で構成される商標
- b) 公序良俗に反する商標
- c) 公のスローガン、旗、軍隊の及び名誉記章、国内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、及び王国又は任意の他の国又はアラブ諸国の機関又は国際機関又はその下部機構のその他の記号又は以上の模倣
- d) 赤新月社又は赤十字社の記号及び他の類似する一切の記号及びこれを模倣する一切の商標
- e) 宗教的な記号と同一又はこれに類似する商標
- f) 地理的な名称及びデータの使用が製品又は役務の出所又は原産地をめぐる混同を引き起こす場合の当該名称及びデータ
- g) 本人の承諾を得ない第三者の名前、あだ名、写真又はロゴ
- h) 無効な名誉学位又は科学的学位の記載
- i) 誤解させる、虚偽の、模倣され、もしくは偽造された商号を含む商標
- j) 取引の相手とすることが法律により禁じられている自然人又は法人の保有する商標
- k) 既に第三者の名において出願又は登録されている商標と同一又は類似の商標であって、同一の製品又はサービスを指定するもの、または、類似する製品又はサービスを指定し、登録を出願した商標の使用により、当該商標が、登録商標の所有者の製品又はサービスに関連するという印象を与え、もしくは、当該所有者の利益を損なうもの
- l) 何らかの製品又は役務を指定して登録された場合に、先の商標により識別される製品又はサービスの価値を減少させるおそれのある商標

- m) 既知の商標又は既に登録されている商標の翻訳でしかなく、登録された場合に類似の商標又は製品により識別される製品又はサービスとの関連において消費者の混同を引き起こすおそれのある商標
- n) フランチャイズ又は「フランチャイズ加盟店」、登録済又は「登録中」、「著作権」などの用語や表現、その他の任意の類似の用語や表現を含む商標

4. 周知商標

また、統一 GCC 商標法は、周知商標の保護も扱っている。周知商標は、原産国の国境を越える強固な評判を享有する商標である。この部分には、現在有効な UAE 商標法が反映されていると思われる。商標が周知商標であることを証明するためには、当該周知商標が、次のいずれかに該当し、しかも、その GCC 加盟国において登録されている必要がある点に留意すべきである。

- a) その商標を使用することで、これにより識別する必要のある製品及びサービスと、周知商標の所有者の製品又はサービスとの関連性を示すおそれがある場合
- b) 当該商標の使用により、周知商標の所有者の利益が損なわれるおそれがある場合

5. 登録商標の登録取消

統一 GCC 商標法の下では、別の請求人／権利の被侵害者による先行する使用が立証された場合、又は、登録人が当該商標を5年間継続して使用しなかったことが立証された場合に、登録商標を取り消すことができる。

統一 GCC 商標法では、一出願につき、一つの区類を指定する一つの商標の登録しか認められていない。GCC 商標登録は、10年ごとに更新できる。

6. 審査、公告及び異議申立

統一 GCC 商標法には、施行規則が存在しないものの、該当する GCC 加盟国の権限を有する当局が、出願を受理した日から90日以内に GCC 商標出願を審査し、その商標を公告した後に60日間の異議申立期間を設けていることは明白である。異議申立手続は、統一 GCC 商標法により設置される委員会に対して行い、当該委員会の決定に対し、その通知から30日以内に訴の提起ができるものと思われる。

出願が行われた後、これが (i) 保護可能な商標であり、(ii) 先に登録されている商標と過度に類似しないことを確認するために出願を審査する点に留意する必要がある。この審査基準を満たせば、出願を国内の新聞に公告し、第三者による異議申立が可能になる。統一 GCC 商標法は、異議申立期間を60日に設定しているため、公告された商標が、自分の所有する登録商標を模倣していないか又はこれに類似していないかを権利者が検討し、これに対処する時間的余裕ができた。

7. 権利侵害に対する強化された罰則

統一 GCC 商標法は、その下で保護される商標を侵害した当事者に対し、これまでよりも厳格な罰則を設けている。特に、商標の模倣又は偽造、あるいは偽造又は模倣商標の悪意による使用に対する罰則は、5年以下の禁固刑及び／又は 100 万サウジ・リヤル（およそ 26 万 6,110 米ドル）の罰金に処される。

同様に、模倣又は偽造された商標の添付された製品を販売又は頒布するなどの二次的行為も、3年以下の禁固刑及び／又は 10 万サウジ・リヤル（およそ 2 万 6,611 米ドル）の罰金に処される。

これらの強化された罰則は、例えば、一定の行為につき、5,000 ディルハム（およそ 1,370 米ドル）以上、1 万ディルハム（およそ 2,740 米ドル）以下の罰金しか定めていない UAE の現行商標法よりもかなり厳格である。さらに、UAE の現行商標法では、禁固刑について規定するものの、侵害者に科すべき禁固刑の妥当な期間に関する指針を示していない。

さらに、統一 GCC 商標法は、侵害商品及びこれに関連して使用された設備の差押、押収及び破棄についても規定する。また、同法では、侵害事件における判決の公告、侵害に使用された商業施設の（15 日から 6 カ月間の）閉鎖も規定する。

統一 GCC 商標法は、同法の下で保護される商標の侵害が立証された場合、侵害の結果として被った損害を侵害者から回復する権利を規定する。また、統一 GCC 商標法では、逆方向のチェック機能として、根拠がないか、悪意による侵害の主張に対する保障措置も規定する。

8. 登録、公告及び更新手数料

統一 GCC 商標法がまだ発効していないため、GCC のいずれの加盟国にも同法の施行規則が存在しない。このため、手数料の体系は公表されていない。

付属資料 3.1 (湾岸協力会議)

湾岸アラブ諸国協力会議の特許規則 (GCC 特許規則) (仮訳)

1999年11月27日から29日までサウジアラビアのリヤドで開催された第20回首脳会議における決定

協力会議の特許規則の改正についての閣僚会議による提案を検討し、1992年12月21日から23日までアブダビで開催された第13回首脳会議において承認されたGCC特許規則第32条の規定に基づき、

本規則の改正に関する1999年9月8日の産業協力委員会の第18回会議における同委員会による提案、及び、1999年9月14日から15日まで開催された科学技術協力委員会の第9回会議における同委員会による提案、並びに、GCC特許規則の改正案についての1999年10月15日から16日まで開催された第51回財務経済協力委員会会議における同委員会による提案を検討し、決定する。

GCC特許規則の改正を次の通り承認する。

憲章第4条に定める湾岸アラブ諸国協力会議の目的を履行するため、

統合経済協定第4章において言及されている加盟国間の共同での科学技術協力、特に、研究、応用科学及び技術の奨励及び支援に基づく固有の基礎の獲得することを支援し、技術を移転し、移転された技術を適合するという目的を達成し、現地の技術が地域の必要性及び進歩と発展という目的を満たすようにするために、首脳会議は、1999年11月に開催されたその第20回会議において1992年12月に開催された第13回首脳会議において承認されたGCC特許規則を検討し、同規則の改正を次の通り承認する。

第1条

規則の規定の実施に際し、それぞれの表現は、文脈上別段の必要がある場合を除き、以下の意味を有する。

- 1.1 協力会議：アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア王国、オマーン国、カタール国及びクエート国から構成される湾岸アラブ諸国協力会議
- 1.2 閣僚評議会：協力会議の閣僚評議会
- 1.3 委員会：閣僚評議会によって、本規則及びその細則に定める権限を行使するために任命された不服審査委員会
- 1.4 理事会：特許庁設置法に定める特許庁の理事会
- 1.5 官庁：湾岸アラブ諸国協力会議の特許庁で、理事会及び特許庁職員から構成される。
- 1.6 本規則：協力会議諸国特許規則

- 1.7 特許：発明の所有者に官庁から付与される文書であり、それにより、発明は、本規則及びその細則の規定に従って協力会議諸国内で法的保護を享有する。

第2条

- 2.1 本規則及びその細則の規定に従って特許が認められるためには、発明は新規性及び進歩性を有し、産業上利用可能なものであることを要する。また、発明は、新しい製品、工業的方法、又は、製造方法のいずれに関するものであるかを問わず、イスラム法、又は、協力会議諸国において遵守されている公の行動規範に抵触するものであってはならない。
- 2.2 発明は、先行技術により予期されるものは新規性があると認められない。先行技術は、特許出願日、又は、それに関し有効に主張されている優先日より前に書面で表現されたもの、口頭で開示されたもの、方法の使用によるもの、又は、発明の観念を実現するその他の方法によっていずれかの場所において、公衆に開示された一切のものから構成される。本項の適用上、発明の公衆への開示は、出願人又はその前任者に対する濫用行為により、又は、その結果として行われた場合、出願日又は優先日のいずれかに先立つ1年間に行われたものは、考慮されない。発明の公衆への開示は、出願日の前6ヶ月以内に公認の博覧会で行われたものである場合、考慮されない。これに関し、施行細則において対象となる発明の保護に関する規定を定める。
- 2.3 発明は、特許出願に関する先行技術について、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって、自明ではない場合、進歩性を有するものとみなされる。
- 2.4 発明は、何らかの種類の工業、農業、漁業又はサービスにおいて生産されるか使用される可能性がある場合、産業上利用できるものとする。工業は、手工芸を含む最広義の意味で理解すべきである。
- 2.5 協力会議諸国のいずれかの安全保障に関連する発明についての出願がなされた場合、施行細則に定められている手続を適用する。
- 2.6 ある発明について複数の出願がある場合、特許は、優先日を有する最初の願書の所有者に与えられる。
- 2.7.1 発明が、複数の者の共同での努力の結果である場合、特許の所有権は平等に付与される。ただし、関係者間で別段の合意がある場合はこの限りではない。その努力がアイデアを実施することに限定されている者は、発明の参加者とはみなされない。
- 2.7.2 特許についての権利は、発明が、発明能力の行使に関する契約又は発明能力の行使についての約束の実行の結果である場合、雇用者に譲渡される。また、発明者が、その雇用を通じて利用の提供を受けた施設、手段又は情報を使わなかった場合かかる発明を達成できなかったことを雇用者が立証する場合、かかる権利は雇用者に譲渡される。これは、友好的に合意されたか、契約又は義務の状況に照らして委員会

によって査定される特別の報酬を受け取る従業員の権利、及び、発明の経済的的重要性を害するものではない。従業員からかかる権利を奪う契約は無効とする。また、上記の規定は、政府機関の職員にも適用される。就労の終了後2年以内に従業員である発明者によって行われた特許出願は、同人の雇用中に出願されたものとみなされる。

第3条

- 3.1 本規則の適用上、次のものは発明とはみなされない。
 - 3.1.1 発見、科学理論、数学的方法及びコンピュータプログラム
 - 3.1.2 計画、規則、事業の実施方法、純粋に精神的活動の遂行又は、遊技
 - 3.1.3 植物品種、動物品種、又は、植物若しくは動物を生産するために用いられる生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びそれによる製品は除く。
 - 3.1.4 人又は動物の身体の外科治療又は診断の方法、及び、人又は動物の身体について用いられる診断方法。ただし、これらの方法において用いられる製品を除く。
- 3.2 本法は、植物品種又は動物品種を保護するものではない。

第4条

文化省は、人又は動物の保護、植物の生命及び健康を含む公の秩序を維持するため、並びに、環境への重大な損害を避けるために必要なときはいつでも、発明の特許性を排除することができる。

第5条

- 5.1.1 特許出願は、発明者、その登録代理人又は権利承継人が官庁に提出する。出願は、特許付与を要請するものであり、所定の料金を添付して行う。
- 5.1.2 願書には、出願人、発明者、及び、登録代理人（ある場合）の名称、並びに、出願人が発明者以外の場合、出願人の発明についての権利を正当化する陳述を記載する。
- 5.1.3 特許出願は、一件の発明のみについてものか、又は、単一の一般的な発明的概念を構成するように関連するものについてのものとする。
- 5.2.1 出願には、発明の題名、説明、一又は複数のクレーム、一又は複数の図面（ある場合）及び要約を含める。
- 5.2.2 説明は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明を実施することができるように十分明瞭かつ完全な方法で発明を開示する。
- 5.2.3 クレームは、必要な保護の範囲を確定する。説明及び図面は、クレームを解釈するために用いることができる。
- 5.2.4 クレームは、明瞭かつ簡潔なものとし、説明により十分に裏付けられたものとするを要する。

- 5.2.5 要約は、単に技術的情報の提供を目的としたものとする。特に、要約は、出願を解釈する上で考慮してはならない。
- 5.3 出願人は、官庁に対し、求められる追加的な情報及び出願に関連するデータを提供する。
- 5.4 出願人は、適切と思われる補正をその出願に施すことができる。ただし、かかる補正は、原出願の内容を実質的に変えないことを条件とする。

第6条

出願人が、GCC 居住者ではない場合、当該出願人は、当該出願人を代理するために GCC 居住者である登録代理人を任命し、当該代理人は、特許庁に対し特許権者から依頼された活動を遂行する。

第7条

- 7.1 願書においては、いずれかの国又は地域の特許庁に提出された以前の出願の優先権を考慮するよう希望を表明することができる。この場合、施行細則に定めるところに従って、願書においては、以前の出願の日付及び登録番号、並びに、出願国を記載する。出願人はその証拠を提出する。提出しない場合、その優先権は、無効となる。
- 7.2 優先権の期間は、グレゴリオ暦で 12 ヶ月とする。

第8条

出願人は、いつでもその出願を取り下げることができる。ただし、当該出願について最終決定が下された場合はこの限りではない。出願の取り下げは、提出した文書の返還を求める権利、出願によって負担した料金又は費用の払い戻しを受ける権利を与えるものではない。

第9条

願書が本規則及び本細則に定める条件を満たしている場合、官庁は、出願日を登録し、様式審査を行う。実体審査は、実体審査料が支払われてから、官庁により実施されるか、又は、認定済みの審査機関の一つによって実施される。

第10条

様式審査によって、法令に定める条件の一部が満たされていないことが判明した場合、官庁は、出願人に対し、通知を受けた日から 3 ヶ月以内に出願要件を完全に満たすよう要請することができる。出願人が指定された期間内にこれを行わない場合、その出願は無効となる。

第 11 条

実体審査によって、出願が本規則及び本細則に定める条件を満たしていることが判明した場合、官庁は、特許付与の決定を行い、これを、登録簿に記載し、公告する。不服審査委員会に対し、異議申立書が提出されない場合、公告の日から 3 ヶ月後に、発明の所有者に対し特許証が交付される。

実体審査において出願が特許の要件を満たしていないことが判明した場合、官庁は、理由を付して出願を拒絶する決定を行い、決定書の写しを出願人に通知する。その後決定は公告される。

第 12 条

- 12.1 特許は、その所有者に、発明を利用する権利を付与する。製品に関する発明は、製造、使用、輸入、販売及び販売のための展示により利用されるものとみなされる。製品の工業的方法又は製造方法に関しては、特許権者は、当該これらの方法を使用する権利に加えて、これらの方法により直接得られる製品についても同じ権利を有する。
- 12.2 特許の目的物が製品である場合、特許権者は、特許権者の事前の承諾なしに、他の者が製品を製造、使用、販売、販売のための展示、又は、それらを目的として輸入することを妨げる権利を有する。ただし、特許の目的物が工業的方法である場合、特許権者は、他の者による当該方法の実際の使用を妨げる権利を有する。また、特許権者は、特許権者の事前の承諾なしに、他の者が、少なくとも当該方法を使用して直接取得した製品を使用、販売のための展示、販売、又はかかる目的のために輸入することを妨げる権利を有する。
- 12.3 特許付与にかかわらず、同一の製品又は方法に関する他の者による出願日より前、又は、出願の優先日より前に誠実に、製造し、製品の工業的製造方法を実施し、又は、それらの準備を行う事業体は、かかる行為を継続する権利を有する。当該権利の譲渡又は移転は、当該事業体の他の要素とともに行われる場合にのみ認められる。

第 13 条

特許権者は、特許付与の日から 3 年以内に加盟国において、特許が付与された発明の十分な実施を行うことを要する。十分な実施が行われることなく所定の期間が経過した場合、第 19 条の規定を適用する。

第 14 条

特許に基づく権利は、次のものには及ばない。

- 14.1 特に実験目的で行われる行為
- 14.2 会議諸国の領域に、一時的又は偶発的に入った輸送手段上での特許品の使用。かか

る特許品が、当該輸送手段の本体、機器、装置、機械、その他の付属品において用いられた否かを問わない。ただし、かかる特許品の実施がその必要とされる場合に限定されたものであることを条件とする。

第 15 条

特許の有効期間は、出願日から 20 年とする。

第 16 条

特許は、出願日の年の翌年以降毎年始めに前払いで年間料金を支払うものとする。特許権者が年初から 3 ヶ月以内にかかる料金を支払わなかった場合、当該特許権者は、当該 3 ヶ月が経過した直後の 3 ヶ月以内に支払うことができる。この場合、追加的料金が発生する。ただし、年間料金は、特許の有効期間の全体又は一部について前払いすることができる。特許権者が、上記の法定期間（支払日から 6 ヶ月）内に年間料金を支払わない場合、特許は無効となる。本条の適用上、特許に関するものと同じ規定が、出願に適用される。官庁が出願の本案についての決定を行わずに 3 年が経過した場合、官庁が、特許を付与する決定を行うまで、出願人は料金の支払いを控えることができる。特許付与の決定が行われた場合、未払い分の料金の全額を支払う。

第 17 条

17.1 本規則に定める保護を享有する特許権者は、他の者に対し、本規則第 12 条第 1 項に定める利用行為の全て又は一部の実施権を許諾することができる。かかる実施許諾は、書面によるものとし、両当事者が署名し、協力会議諸国のいずれかの国の公的機関によって認証されることを要する。実施許諾契約は、官庁の登録簿に登録され、登録申請料及び実施許諾契約登録料が支払われるまで効力を持たない。17.2 契約による実施権の許諾によっても、特許権者は、自分自身で特許を利用すること、又は、同一の特許に基づき別の実施権を許諾することが妨げられるものではない。ただし、最初の実施権許諾契約に別段の定めがある場合はこの限りではない。17.3 契約によするライセンスによりライセンシーは、契約に定める全ての利用行為を行う権利が与えられる。ただし、ライセンシーは、ライセンス契約に明示的に規定されていない限り、特許権者からライセンスを受けた権利及び特権を譲渡してはならない。

第 18 条

特許の利用又は処分を行うことについての実施権許諾契約は、官庁による管理の対象とする。官庁は、契約当事者に対し特許権の濫用、契約が会議諸国の競争に及ぼす悪影響、又は、技術の専有及び拡大を排除するために契約を修正するよう要請することができる。

当事者が対応しない場合、官庁は、契約の承認を却下し、登録を拒否する権利を有する。

第 19 条

- 19.1 特許権者が特許が付与された発明を利用したことがないか、第 13 条の通り十分な利用を行わなかった場合、理事会は、次を遵守した上で、強制実施権を許諾することができる。
 - 19.1.1 特許付与から 3 年以上経過していること。
 - 19.1.2 申請者が、合理的な期間にわたり、特許権者から、適切な報酬及び公正な条件の下で、実施権を取得するための努力を行ったことを証明すること。
 - 19.1.3 実施権が専用のもではないこと。
 - 19.1.4 実施権が基本的に国内市場の需要を満たすために許諾されるものであること。
 - 19.1.5 実施許諾の決定において、許諾の目的に従って、実施権の範囲及び条件が定められること。
 - 19.1.6 特許権者が適正な報酬の支払いを受けること。
 - 19.1.7 特許の利用が実施権者に限定されること。実施権を他の者に譲渡することはできない。ただし、特許を利用する実施権者の事業体又は部門の所有権の変更の場合はこの限りではないが、この場合、理事会がかかる譲渡を承認することを条件とする。
- 19.2 発明が「半導体」技術に関するものである場合、実施権の許諾は公共的で一般的かつ非商業的目的、又は、司法若しくは行政上の決定により反競争的であると証明された慣行を修正ことを目的として認められるものとする。

第 20 条

- 20.1 強制実施権を許諾する決定は、他の強制実施権の許諾を妨げるものではなく、また、特許権者が同一の発明を利用するか又は他の者が利用するための実施権を付与することを妨げるものではない。
- 20.2 強制実施権許諾の要請が、一又複数の会議諸国における緊急事態を理由とする場合、公衆の切実な需要を理由とする場合、又は、非商業的実施のためのものである場合、理事会は、本法の条項（19.1.1 及び 19.1.2）を無視することができる。
- 20.3 会議加盟国の政府機関が、公共の利益に基づきある発明を利用する強制実施権を要請する場合、理事会は、第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項を遵守の上、第 19 条の条件に則り、実施権の許諾を承認することができる。

第 21 条

重大な技術的進歩及び相当な経済的重要性のある発明の利用が他の発明の実施を必要とする場合、理事会は、当該他の発明を利用するための強制実施権を一方又は双方の当事者

に許諾することができる。ただし、両当事者が利用について有効的に相互に合意する場合はこの限りではない。かかる場合には、第 19 条及び第 20 条の規定を遵守するものとする。

第 22 条

強制実施権の許諾は、次の場合には撤回される。

- 22.1 実施権の被許諾者が、実施権許諾の日から 2 年以内に協力会議諸国において十分に実施権を実施しなかった場合、その遅滞が正当な理由によるものであることが判明しない場合のさらに二年間の更新。
- 22.2 強制実施権の被許諾者が、支払い期日から 3 ヶ月以内に、支払うことを要する金額及び本細則に定める料金を支払わない場合
- 22.3 強制実施権の被許諾者が、実施権許諾の決定において定められている他の条件を満たさない場合
- 22.4 実施権許諾の理由となった事情が終了し、再発しそうにない場合。ただし、実施権者の正当な権利は守られるものとする。

第 23 条

- 23.1 特許の所有権及びそれに由来する全ての権利は、相続により移転可能である。また、特許の所有権は、補償の有無を問わず、全部又は一部を譲渡することができる。
- 23.2 特許の所有権に関心があるいずれの者も、官庁に対し、特許の所有権又は出願の詳細について、必要な証拠方法を付して、修正の請求を提出することができる。かかる修正が登録及び公告されるまで、特許の所有権の移転は発効せず、また、変更を第三者に対抗できない。

第 24 条

官庁が発出するあらゆる決定は、決定の交付を受けた者に知られた日、又は、公告の日から 3 ヶ月以内に上訴することができる。施行細則は、委員会における手続、並びに、上訴及びその更新に係る料金を規定する。

第 25 条

委員会の決定は、委員会手続を受け入れる国において遵守されている規則に従って、権限を有する当局対し上訴することができる。かかる上訴の解決は、本規則の規定、及び、当該国の法律の要件をそれぞれ遵守して行われるか、これが該当しない場合、一般的規則に従って解決する。

第 26 条

各加盟国の権限を有する当局は、特許の侵害又は差し迫った侵害のおそれに関する全ての紛争を審査する。かかる当局は、本規則の規定、及び、国内の特許に関する当該国の規則（ある場合）、これがない場合には、一般的な規則に従って、当該紛争を解決する。

第 27 条

- 27.1 官庁は、本規則及びその施行細則の規定を遵守して、特許及びその詳細を登録する登録簿を設ける。
- 27.2 官庁は、本規則及びその施行細則に定める全ての公告を行うために、公報を発行する。

第 28 条

閣僚評議会は、次に従って不服審査委員会を設立する決定を行う。

- 28.1 委員会は、加盟国の国民の中から、公的資格ではなく個人的資質に基づいて選択される 12 名の委員から構成する。
- 28.2 各加盟国は、委員会に 2 名の委員を指名する。そのうち一人は法律家とし、もう一人は、技術的専門家とする。
- 28.3 他の委員は、二名の法律家を、3 年の任期を有する委員長及び副委員長に選出する。
- 28.4 委員会は、出席者の 3 分の 2 の多数で決定を行う。
- 28.5 委員会の会合は、各国から最低一人の委員が出席したときに開催される。
- 28.6 委員会の会合は、いずれかの国の双方の委員の出席が不可能な場合には 2 週間延期される。次の会合においても出席できない場合、会合は有効なものとする。
- 28.7 委員会の委員は、いかなる当局の指示からも独立して中立的にその職務を遂行する。

第 29 条

委員会の委員、理事会の理事、及び、特許庁の職員は、その雇用期間中又はその職務の終了後 2 年間、自己のために出願を行ってはならない。これらのものが所持している情報は、極秘とみなされる。

第 30 条

官庁は、次の場合には受益者から料金を徴収する。

1. 特許出願
2. 特許の付与及び公告の料金
3. 年間料金
4. 特許出願の補正又は追加
5. 年間特許料の支払い遅延による追加的料金
6. 出願についての権利の移転、又は、特許所有権の変更

7. 願書、登録簿又は特許の謄本の取得
8. 強制実施権許諾の申請
9. 強制実施権の許諾
10. 実施権付与契約の登録申請
11. 実施権付与ス契約の登録
12. 委員会に対する上訴の登録
13. 委員会に対する上訴の更新
14. 微生物の標本の申請
15. 博覧会中の一時的保護証の申請
16. 官庁の文書の検索
17. 実体審査

これらの料金は、施行細則において定める。

第 31 条

適用除外期間中、官庁により特許が付与された製品の保護は、世界貿易機関協定に付属する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）第 65 条第 4 項に従って適用除外されている加盟国においては無効である。

第 32 条

閣僚評議会は、本規則の施行細則を発出する。

第 33 条

本規則の解釈及び修正案に関する権限は、科学技術協力委員会及び産業協力委員会との調整に基づき、金融経済協力委員会が有するものとする。

第 34 条

本規則は、本規則の公布及び施行細則の公布から 3 ヶ月後に効力を生じる。

付属資料 3.2 (湾岸協力会議)

GCC 特許規則施行細則 (仮訳)

協力会議諸国の特許規則の改正を承認した 1999 年 11 月に開催された第 20 回湾岸アラブ諸国協力会議首脳会の決定を履行するため、また、「閣僚評議会は、本規則の施行細則を发出する。」と定めた本規則第 32 条、及び、「本規則は、本規則の公布及び施行細則の公布から 3 ヶ月後に効力を発生する。」と定めた本規則第 34 条に従って、閣僚評議会は、1421 年ムハラム月 3 日から 5 日(2000 年 4 月 8 日から 9 日)に開催されたその第 74 回会議において、次の通り施行細則の改正を承認した。

第 1 条

定義

本細則の規定を実施するに際し、次の用語は、文脈上別段の必要がある場合を除き、以下の意味を有する。

- 1.1 協力会議： アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア王国、オマーン国、カタール国及びクエート国から構成されている湾岸アラブ諸国協力会議
- 1.2 閣僚評議会： 協力会議の閣僚評議会
- 1.3 委員会： 閣僚評議会によって、本規則及びその施行細則に定める権限を行使するために任命された不服審査委員会
- 1.4 理事会： 特許庁設置法に定める特許庁の理事会
- 1.5 官庁： 協力会議の特許庁で、理事会及び職員からなる。
- 1.6 本規則： 協力会議諸国特許規則
- 1.7 特許： 発明の所有者に官庁から付与される文書であり、それによって、発明は、本規則及びその細則の規定に従って協力会議諸国内で法的保護を享有する。

第 2 条

願書は、その目的のために作成された様式で特許庁に提出する。

第 3 条

第 1： 願書には次を含めるものとする。

- 3.1 発明の詳細な説明。最初に発明の題名を記載し、次に従う。

- 3.1.1 発明が属する技術分野についての詳細
- 3.1.2 出願人に知られており、発明の理解、調査及び審査に有益とみなされる背景的技術（先行技術）
- 3.1.3 発明の明確かつ包括的な理解を可能にし、発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、発明を評価し、発明を実施することができるような用語による発明の開示発明に利点がある場合、それも記載する。
- 3.1.4 図面がある場合、図面に使われている図の簡単な説明
- 3.1.5 発明を実施するために発明者が到達した最善の方法の説明。この説明は、適切な場合には、例示によって、また、図面がある場合これを参考に行う。
- 3.1.6 発明の産業上の利用、生産方法、及び、用途、又は、用途のみ、並びに、例証及び可能な場合には統計を使った達成した成果に関する明確な記載
- 3.2 クレーム。起案に際しては、次に従う。
 - 3.2.1 クレームの詳細。クレームが一つか複数か。
必要な場合には、説明及び図面を用いて説明することができる。
 - 3.2.2 クレームは、明確かつ簡潔なものとし、また、説明において言及されている事項と整合的なものとする。
 - 3.2.3 クレームの数が発明の性質との関係で適切であり、また、連続番号を付すこと。
 - 3.2.4 クレームは、発明の技術的特性を明確にしたものであること。
 - 3.2.5 クレームには次のものを含める。
 - 3.2.5.1 先行技術の一部であり、発明を確定するために必要な技術的特性
 - 3.2.5.2 新たな技術的特性であって、その保護が、前規定に示す特性に関連して必要なもの。…（によって区別される）…（で異なる）、…（が改善を構成する）又はこれを意味するあらゆる表現を付す。
 - 3.2.6 発明の技術的特性について、クレームは、絶対必要な場合を除き、説明又は図面に言及してはならない。特に、（説明の…の部分に記載した通り）又は（図面の図…に示した通り）等の引用に基づいてはならない。
 - 3.2.7 願書中に図面がある場合、クレームに記載する技術的特性は、関連する引用を付すものとする。かかる引用は、括弧に入れて記載するものとするが、クレームの迅速な理解を容易にしない場合、用いるべきではない。
- 3.3 発明に関する図面。発明の性質上図面による明確化を行うことが認められる場合は、発明を理解するために必要な時に提出することを要する。発明を理解するためには図面が必要でない場合であっても同様とする。
- 3.4 発明の要約。これは 50 語以上 200 語以下とし、かかる要約は、技術的参考情報として実施されることのみを目的としたものであり、次を含めるものとする。
 - 3.4.1 説明、クレーム及び図面の開示内容の要約であって、発明が属する技術分野を示すもの。これは、技術的問題、発明による解決の本質、及び、発明の主たる用途につ

いて明確な理解を可能にするように記載する。

- 3.4.2 該当する場合、願書中の全ての化学式と比較して、発明を最も特徴付ける化学式を記載する。要約には、出願人が提供する最善の説明用の図面を添付する。
- 3.4.3 要約において言及され、図面により明確化された主たる技術的特性のそれぞれを明確化するために用いられる数字及び文字。かかる数字及び文字は、括弧内に入れ表し、また、図面と同一のものとする。
- 3.4.4 要約においては、発明者が意図した発明の理論的応用の利点又は価値には言及してはならない。

第2： 願書には次を添付する。

- 3.1 出願人が法人の場合、商業登記簿の抄本、又は、基本定款の正式な抄本
- 3.2 出願人が発明者と異なる場合、発明に対する出願人の権利の証明
- 3.3 発明の本質的な要素が第三者の発明から得られた場合、当該第三者の承諾
- 3.4 願書が代理人により提出される場合、代理人を任命する文書
- 3.5 願書において他国に提出された以前の願書の優先権を主張する場合、以前の願書の写しとそれに添付されていた文書、並びに、その出願日と出願番号及び当該願書が提出された国を示す証明書。

(第2中で3.5を除く)上記の文書は、然るべく認証されることを要する。

文書は英語で記載されていた場合、全てアラビア語翻訳を添付し、また、他の原語で記載されていた場合、アラビア語と英語の翻訳を添付する。第1中において記載した文書それぞれの原本及び謄本は、願書に添付する。そのような文書及び願書は、施行細則の第4条及び第5条に記載されている要件を満たすことを要する。願書にその他の文書が添付されていない場合、出願人は、所定の用紙を提出して、出願日から3ヶ月以内に必要な文書を提出することを書面で約束することができる。そのような文書が当該期間内に提出されない場合、出願は無効とみなされる。また、第2の第3条第5項5に記載されている文書が、必要であるにもかかわらず、当該期間内に提出されない場合、出願人の優先権を主張する権利は消滅する。特許庁長官の決定により、出願が無効とみなされたこと、又は、出願人の優先権主張の権利が消滅したことを出願登録簿に記載する。

第4条

- 4.1 願書は、白い、なめらかで、光沢のない用紙で作成する。用紙の大きさはA4(29.7 × 21センチ)とする。特許庁は、図面用に異なる大きさのスケッチ用紙を受け入れることができる。
- 4.2 全ての用紙は、写真による直接の複製が可能になるような方法で提出する。

- 4.3 全ての用紙に通し番号を付す。番号はページの最上部中央に記載する。
- 4.4 用紙の最小の余白は2センチとする。
- 4.5 出願の内容は、タイプで記載する。記号及び付合、化学式又は数学式並びに文字の一部は、必要な場合には、手書き又は描写することができるものとする。

第5条

図面は次の要件を満たすことを要する。

- 5.1 図面は、無彩色で、耐久性のある、十分な濃さと黒さをもった、一貫性のある太さの明瞭な線で作成する。
- 5.2 図面は、可能な場合には、縦書きで描く。
- 5.3 図面の一部を特定する文字及び数字は、明瞭なものとし、図面全体を通じて同じ数字を用いるものとする。文字又は数字が図の外に記載される場合、当該文字又は数字から図の該当部分に細い線を引く。
- 5.4 一枚の用紙に複数の図が描かれている場合、それぞれの図の間に十分な隙間を儲け、全ての図に通し番号を付す。
- 5.5 図面用の用紙には、発明の題名又は説明について示すものを含めてはならない。

第6条

- 6.1 他国にある国又は地域の官庁への以前の出願は、優先権を確立するものとみなされる。ただし、かかる出願が当該国又は官庁に正しく行われていることを条件とする。出願が、国又は地域の官庁の出願日を明確にする上で十分なものである場合、出願の結果如何にかかわらず正しく行われたものとみなさる。
- 6.2 優先日は、グレゴリオ歴の12ヶ月で表すものとし、最初の出願日から始めるものとする。ただし、実際の出願日は考慮されない。
- 6.3 所定の期間の最後の日が公休日又は、出願の受理を行う官庁の非就労日に当たる場合、当該期間は翌就労日まで延長される。
- 6.4 優先権を主張する場合、出願者は、次を明かにするものとする。
 - 6.4.1 以前の出願日
 - 6.4.2 以前の出願番号。これは、出願日から3ヶ月以内の期間内に提出することができる。
 - 6.4.3 以前の出願に指定されたIPC番号出願時にIPC番号が指定されなかった場合、番号が指定された後速やかに官庁に通知する。
 - 6.4.4 出願が地域又は国際的なものである場合、以前の出願の国又は官庁

第7条

本法第2条第2項に従って、関係者が、GCCの公認の博覧会のいずれかで展示することを希望する製品の特許性を有する発明の一時的な保護を求める場合、その者は、博覧会が実

施される前に、所定の様式で官庁に対しかかる要請を行うものとする。発明の簡単な説明、図面、及び、関係する製品の目録を要請書に添付する。官庁は、必要と思われるその他のものを申請者に提出するよう要請することができる。

第8条

官庁は、発明の一時的保護の証明書に係る登録簿を設ける。要請は、通し番号を付して当該登録簿に記載される。当該登録には次のものを記載する。

- 8.1 申請番号
- 8.2 申請日
- 8.3 申請者が法人の場合、名称、国籍、選択した本拠及び居所又は本社
- 8.4 代理人の名称及び住所
- 8.5 通信の宛先とすべき該当国における本拠
- 8.6 博覧会、場所及び開会日
- 8.7 発明の題名
- 8.8 該当製品の目録
- 8.9 博覧会への製品の登録日
- 8.10 一時的保護証明書の日付、番号及び条件

第9条

博覧会への製品の登録が確認された場合、官庁は、申請者に対し、所定の様式で一時的保護証明書を交付する。かかる証明書は、当該博覧会の公式の開会日から6ヶ月超えない期間有効とする。

第10条

願書には、出願日時順に一年毎の通し番号が付される。通し番号、申請の日時、及び、所定の料金の納付日を願書に記載する。願書に添付されている文書には通し番号が付され、添付文書を付した願書は、特許庁の公印を押す。出願人は、出願の通し番号、出願の日時、添付文書の一覧、及び、所定の料金の納付番号及び納付日が記載された所定の様式で受取証の交付を受ける。

第11条

特許庁は、次の事項を含む特許出願の登録簿を設ける。

- 11.1 出願の通し番号
- 11.2 出願日
- 11.3 発明の題名
- 11.4 出願人が法人の場合、名称、国籍、選択した本拠及び住所又は本社

- 11.5 代理人がある場合その名称及び住所
- 11.6 願書中で以前の出願の優先権を主張する場合、以前の出願が行われた国の名前、当該出願の日付及び番号
- 11.7 出願の受け入れ又は拒絶の決定の日及びその番号、公告日
- 11.8 特許番号

第12条

- 12.1 出願が、出願日前には一般の利用に供されていない微生物の使用を必要とする発明に関連するものである場合、出願によって行われる開示は、次の条件が満たされる
とき、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明を実施することを可能にする上で十分かつ完全なものとみなされる。
 - 12.1.1 出願日前に公認の当局の一つに対し、微生物を寄託すること。
 - 12.1.2 願書の出願時に微生物の特徴を記載すること。
 - 12.1.3 願書に、当該微生物を寄託した当局の名称、及び、寄託の日付及び番号を記載すること。
- 12.2 第12.1.3項に定める事項は、特許付与の決定についての公告日又は、その後、微生物の標本を提出するよう寄託した当局に対する正確な要請書を提出する者に対し、寄託した微生物を利用に供することについて一切の留保のない出願人の側の最終的な承認とみなされる。要請書は、当該者に標本を提供することについての官庁長官の承諾書を添付し、所定の料金が支払われていない限り、正確なものとはみなされない。微生物を請求する者は、官庁に対し、特許が無効になるか終了するまで、他の者には当該微生物を利用に供しないという誓約書を提出するものとする。

第13条

- 13.1 要請に基づき、出願人は、官庁の長官に対し、同一の発明又は、官庁の長官に提出した願書において出願しているものと同じの発明について他の官庁に提出した特許出願の日付及び番号を提供する。
- 13.2 要請に基づき、出願人は、第13条第1項において言及されている出願の一つに関する次の文書を官庁の長官に提出する。
 - 13.2.1 以前の出願についての調査報告書又は審査について出願人が受領した通知書の写し
 - 13.2.2 以前の出願後付与された特許証の謄本
 - 13.2.3 以前の出願を拒絶した最終的決定、又は、以前の出願の対象となった特許の付与を却下した決定の謄本
- 13.3 出願人は、要請に基づき、官庁の長官に対し、第13条第2項第1号(13.2.1)において言及されている以前の出願に基づいて付与された特許を取り消す最終的決定の謄本を提出する。

第 14 条

上記以外の場合、特許庁は、出願人に対し、必要に応じて、特許庁が定める特別の要件に従って、見本又は標本を提出するよう要請することができる。見本に毒物、強い可燃性物質、又は、爆発物が含まれている場合、ラベルにその旨を明示することを要する。

第 15 条

特許庁が、方式審査及び実体審査に合格した発明が GCC 諸国のいずれかの安全保障に関連があると判断する場合、当該発明は、公告料を免除される。かかる特許は、出願人に付与され交付される。また、官庁は、関係国に然るべく通報する。加盟国は、官庁に、安全保障に関連があるとみなされる分野について通知する。

第 16 条

特許庁は、本規則及び施行細則に定める条件が満たされていることを確認するために願書及び添付物を形式的に審査する。当該審査により、本規則に定められている要件が満たされていなかったことが判明した場合、特許庁は、出願人に対し、書留郵便で、催告の受領の日から最大 3 ヶ月以内に、かかる要件を満たすよう催告を行う。出願人がこれを行わない場合、出願は無効とみなされ、出願登録簿には、官庁の長官の決定により然るべき記載される。

第 17 条

出願人は、願書又は説明中の記載又は計算の誤りの訂正を請求することができる。また、出願人は、発明の説明又は図面を含め、願書の記載事項の補正又は追加を請求することもできる。出願人は、当該補正又は追加の内容及び理由を提示する。ただし、その結果として、提出時の説明又は図面に一切の実質的な変更も行われなことを条件とする。所定の費用が納付され、特許庁が承諾するより前は、いかなる補正又は追加も行われな。

第 18 条

方式審査から、出願が方式要件を満たしていることが判明した場合、官庁は、評価見積に基づいて実体審査において生じる費用の見積を出す。次に官庁は、通知の受領から最大 3 ヶ月以内に当該料金を納付するよう求める通知を出願人に書留郵便で送付する。出願人が所定の期間内に当該納付を行った場合、官庁は、願書を実体審査に回付する。納付しない場合、出願は無効とみなされ、官庁の長官の決定に基づき、出願登録簿にその旨記載される。

第 19 条

19.1 官庁は、実体審査の結果を出願人に通知し、出願人は審査報告書に従って、願書の補正を官庁に提出する。

19.2 願書は、出願人の費用負担で、出願人による補正及び指示に照らして2回目の審査を受ける。

19.3 官庁は、2回目の審査結果を出願人に通知し、出願人は、審査報告書に従って願書を補正する。願書は、出願人の費用負担で3回目の審査を受ける。

19.4 3回目の審査から、出願が特許付与の条件を満たさないことが判明した場合、出願は拒絶される。

19.5 願書の補正についての官庁から出願人宛の通知は、その日付から3ヶ月以内に回答するものとし、所定の期間内に回答がない場合、出願は拒絶される。

第20条

実体審査から、出願が本規則及び施行細則の要件を満たしていることが判明した場合、出願人は、公告料及び特許付与料を納付するよう催告を受ける。理事会が特許付与を承認すると、通知を受領した日から3ヶ月以内に料金を納付する。公告料及び付与料の納付後、決定が公告され特許証が出願人に交付される。料金の納付がなされない場合、出願人は、更に3ヶ月以内に納付するよう催告を受け、この間に納付がない場合、出願は無効とみなされる。公告日から3ヶ月以内に委員会に対し異議が申し立てられない場合、特許は登録簿に記録され、出願人に交付される。

第21条

実体審査から、出願が本規則又は施行細則に定める要件を満たしていないことが判明した場合、官庁は、出願を拒絶する理由を付した決定を発出し、出願人は、その旨書留郵便により通知を受ける。出願人は、公告の日から3ヶ月以内に委員会に対し決定について異議を申し立てることができる。

第22条

特許証の表紙には次を記載する。

22.1 出願番号

22.2 特許付与の決定の番号及び日付

22.3 特許番号

22.3 特許証の発行日

22.5 発明者の名称。ただし、その名称が開示されないことについての希望を書面で表明した場合はこの限りではない。

22.6 特許権者の名称、国籍及び住所

22.7 発明の題名

- 22. 8 分類
- 22. 9 保護期間並びに保護の開始日及び終了日
- 22. 10 特許証が優先権について言及している場合、優先権主張の番号及び日付、並びに、出願国
- 22. 11 特許権者の代理人の名称
- 22. 12 特許を付与する決定が公告された公告の番号及び日付
- 22. 13 先行技術から引用した出願、特許及び参照文献

特許証に、詳細な説明、説明用図面、クレーム及び概要を添付する。

第 23 条

第 22 条の第 1 項から第 13 項までに言及する事項、並びに、その他の補正又は措置は、特許登録簿に記録する。

第 24 条

- 24. 1 特許に係る所定の年間料金は、関係者に対し提出する請求書に基づいて納付される。請求書には、特許番号、特許付与日、及び、支払うべき年数を記載する。官庁は、納付請求番号、納付される料金の受領日、納付金額、該当年を納付請求書に記載する。
- 24. 2 料金の納付は、出願の翌年から毎年年初から 3 ヶ月以内に行う。ただし、その後 3 ヶ月間についての納付可能であり、その場合、追加料金を納付するものとする。
- 24. 3 特許庁は、特許年間料金登録簿を設け、特許出願毎に独立したページに次の事項を登録する。
 - 24. 3. 1 出願人の名称及び住所
 - 24. 3. 2 代理人がある場合、その名称及び住所
 - 24. 3. 3 出願の番号及び日付
 - 24. 3. 4 特許の番号及び有効期間、並びに、延長がある場合、その期間
 - 24. 3. 5 料金の支払い年
 - 24. 3. 6 追加料金なしの納付締め切り日
 - 24. 3. 7 追加料金がある場合の納付締め切り日
 - 24. 3. 8 受領番号及び受領日並びに納付額
 - 24. 3. 9 特許の失効日

第 25 条

特許料は、添付の表に従って定められる。また、本条の適用上、民間団体及び営利企業は会社とみなされる。

第 26 条

請求又は苦情は、その文書の原本及び謄本を委員会に提出する。当該文書は、次が記載されている場合、委員会事務局に提供される。

- 26.1 申立人の正式名称、職業若しくは役職、住所、身分証明書の番号、発行日及び発行場所、並びに、申立人に代理人がある場合、同様の情報
- 26.2 請求又は申し立ての本案についての陳述
- 26.3 裏付けとなる陳述及び証拠

第 27 条

委員会は、請求又は申し立ての日付を日時で表して確定する。官庁は、通知により然るべく通報を受ける。ただし、委員会への出頭日は、通知の受領の日から開始する少なくとも 20 日の期間が経過することを条件とする。

第 28 条

委員会事務局は、事件を審査するための聴聞会の日付を日及び時刻で設定しこれを申立人及び官庁に通知し、官庁に申立書の写しを提供する。

第 29 条

当事者は、前回の聴聞会に当事者又はその代理人が出席していた場合、次の聴聞会の日時が通報されたものとみなされる。

第 30 条

当事者は委員会に本人が出席するものとし、また、開催国の関連法令に基づいて代理権を行使する権利を有する代理人を委任状により任命することができる。ただし、委員会が、当事者が出席することを求めた場合、当事者はそれに従う。

第 31 条

委員会が受け入れ可能な正当な理由なしに、当事者が最初の聴聞会に出席しなかった場合、申し立ては棄却される。ただし、棄却から 3 ヶ月以内に申立人が行った要請に基づき、手続を再開することができる。申し立てが再度棄却された場合、申し立ては無効とみなされる。ただし、申立人が、委員会が受け入れ可能な理由を提示した場合はこの限りではない。いかなる場合においても、申し立ての棄却後 3 ヶ月以上経過した場合、当該申し立ては無効とみなされ、申し立ては、所定の費用を納付して新たに提起することを要する。

第 32 条

申立人が委員会が受け入れ可能な正当な理由なしに、申し立てを審査する聴聞会のいずれかに出席しなかった場合、委員会は、申し立てを棄却することができる。官庁は聴聞会に出席し、申し立てを維持し、その本案についての決定を下すことを要請する場合はこの限りではない。ただし、手続において、決定を下すことが認められた場合、いかなる場合においても、決定がなされるものとする。

第 33 条

官庁が最初の聴聞会に出席しなかった場合、手続は第二回の聴聞会まで休会する。また、官庁は、第二回の公聴会の期日と併せ官庁が出席していたものと同様に官庁に不利な決定が下される旨の通知を受ける。

第 34 条

いずれかの当事者の欠席は、聴聞会に指定された時刻から少なくとも 1 時間が経過した後確定する。

第 35 条

欠席は、聴聞会の前に、委員会が受け入れ可能な正当な理由を提出しなかった当事者についてのみ効力が生じる。欠席の理由が受け入れられた場合、聴聞会は、別の日まで休会し、当事者には、次回の期日が通知される。

第 36 条

あらゆる場合において、委員会は、申立人の代表又はその代理人の資格及び有効性を確認する。

第 37 条

当事者及びその代理人は、事件の文書一式を閲覧する権利を有し、委員会の許可を得てその写しを作成することができる。

第 38 条

当事者が、証拠として使用される書類又は文書を提出する場合、委員会が認証したその写しが事件の文書一式に保管された後は、委員会の承諾を得たのみ撤回することができる。ただし、委員会は、原本に照らして確認した後、文書の写しのみを一式文書に保管することができる。ただし、原本が別途必要となる場合はこの限りではない。

第 39 条

委員長は、最初に申立人又はその代理人の主張を聴取した後、次に官庁から聴取する。

第 40 条

当事者は、その主張及び抗弁を全て一括して提出する。委員会は、官庁に対し、申立に対する答弁書を提出するために一定の期間を与えることができる。ただし、かかる期間は、委員会が重大な理由が存在すると判断する場合を除き、答弁すべきそれぞれの事項について一回のみ与えられる。

第 41 条

官庁は申し立てに対し答弁を行う。官庁が、理由なしに答弁を行わないか第 2 回の聴聞会に出席しない場合、申立人がその申し立ての証拠を提供すれば、委員会は官庁の沈黙又は欠席を、申立人に有利な決定を行うための十分な理由とみなすことができるものとする。

第 42 条

委員会が、申立の本案についての決定が、委員会の管轄権の範囲外の他の問題を解決することが必要であると判断した場合、委員会は、当該問題が権限を有する当局によって解決されるまで手続の中断を決定することができる。

中断の理由がなくなった場合、いずれかの当事者は、当該理由がなくなってから 30 日以内に手続の継続を請求することができる。

この請求がなされない場合、申し立ては無効とみなされる。

第 43 条

申立人が死亡するか、訴訟能力を失うか、剥奪された場合、訴訟において本案についての判決が認められる場合を除き、紛争は終了する。訴訟手続においては、当事者が、それぞれの申し立て及び最終的な請求を提出した場合、本案についての判決が可能になるとみなされる。訴訟手続は、訴訟が停止する原因となった申立人に代わる者が、以前に設定された期日に出席したとき再開する。訴訟手続は、関係当事者のいずれかの請求に基づき再開する。この場合、他の当事者又はその代理人は、その旨通知を受ける。

第 44 条

申立人の請求には次のものを含めることができる。

- 44.1 原請求の訂正、又は、申立書の提出後に生じた事情に基づく係争物の変更
- 44.2 原請求を原因とするか原請求に密接に関連している補完的資料
- 44.3 訴因の追加又は変更を含む資料。原請求の係争事項は維持される。

第 45 条

請求及び抗弁は、明確に記載した提出文書により委員会に提出する。ただし、委員会は、

当事者の口頭弁論を認めることができる。委員会は、申立人に対し、知らないこと及び曖昧なこと明確化して、申し立て書、陳述書及び抗弁書を起案するよう要請することができる。

第 46 条

委員会の構成員による会議は秘密とする。

第 47 条

委員会は、出席者の過半数で決定を行う。同数の場合、委員長が決定票を投じる。いかなる場合でも、決定は、その理由を記載し、委員長及び構成員全員によって署名される。

第 48 条

委員会は、職権によるか又は当事者のいずれかによる請求により行われる決定により、決定中の誤記又は計算の誤りを訂正する。訂正は、決定の原本に記載し、議長及び構成員全員により署名される。

第 49 条

当事者は、委員会に対し、決定文の曖昧な部分を解釈するよう請求することができる。解釈に関する決定は、解釈された決定の一部とみなされる。

第 50 条

申立書が提出された場合、委員会は、官庁に対し予防的措置をとるよう命じることができる。ただし、申立人は、申し立てが棄却された場合に、官庁の権利を確保するために必要と委員会が判断する保証を提供することを条件とする。

第 51 条

委員会が、決定に際し専門機関を利用した場合、委員会は、当該専門機関の推定される費用を賄うために必要な金額を、所定の日に、公認されている銀行による支払保証付きの小切手で預託するよう命じることができる。委員会が定めた期限までに、当事者が当該金額を預託しなかった場合、委員会は、提出された文書に従って申し立ての本案について決定を行い、罰金により専門家の費用を賄うものとする。

第 52 条

官庁は、官庁の適切な遂行及び発展のために適切とみなすところに従って、総局長の決定により、様式を発出し修正することができる。官庁は、かかる様式をその定期刊行物で引用する。

第 53 条

官庁に登録された特許及びその他の関連情報は、官庁の権限を有する職員の立会の下で、閲覧することができる。いずれの者も、所定の費用を納付した後、特許の謄本、関連情報の写し、それらの内容についての証明書又は登録簿の抄本を取得することができる。

第 54 条

- 54.1 実施権付与契約は、その主題が実施権の譲渡であるか、所有権者の変更であるか又は実施権の許諾についてのものであるかを問わず、本条第 3 項に定める登録簿に登録される。かかる記録は、契約当事者のいずれかが、両当事者の署名が然るべく認証された契約書の謄本を添付して、官庁に申請書を提出することによって行われる。契約は、他の言語で記載されていた場合、アラビア語に翻訳する。また、申請者は、所定の登録料を支払う。
- 54.2 ライセンス契約の登録申請は、提出日順に通し番号が与えられる。また、申請書には、当該通し番号、提出日、並びに、登録料の受領日及び受領番号を記載する。契約の謄本には、請求の通し番号が記される。請求書及び契約の謄本に官庁印を押す。申請者は、申請の通し番号、提出日、添付文書の目録、並びに、登録料納付の受領番号及び日付が記載された受取証の提供を受ける。
- 54.3 官庁は、実施権付与契約の登録申請用の登録簿を設ける。かかる登録簿には次の事項を含める。
 - 54.3.1 請求の通し番号及び日付
 - 54.3.2 実施権許諾者の名称、国籍及び住所、並びに、代理人がある場合その名称及び住所
 - 54.3.3 実施権者の名称、国籍及び住所、並びに、代理人がある場合その名称及び住所
 - 54.3.4 契約の両当事者の選択した本拠
 - 54.3.5 契約の対象事項及び期間
 - 54.3.6 登録拒絶の決定の発出日及び当該決定の当事者への通報日
 - 54.3.7 契約承認の決定の発出日
- 54.4 官庁は、登録が認められた実施権付与契約のための登録簿を設ける。かかる登録簿には次の事項を含める。
 - 54.4.1 契約登録の番号及び日付
 - 54.4.2 登録を認める決定の日付
 - 54.4.3 申請の通し番号及び提出日
 - 54.4.4 契約の両当事者の名称、国籍及び住所、並びに、代理人がある場合、それぞれの代理人の名称及び住所
 - 54.4.5 各当事者の選択した本拠

54. 4. 6 契約の対象事項及び期間

この登録簿への契約の修正又は更新の記載は、官庁による承認及び修正又は更新に係る所定の費用の納付後に行われる。

料金表（サウジアラビア・リアル建て）

事項	個人	法人
特許出願	2000	4000
付与及び公告料	2500	5000
年間特許料：		
2年目	2000	4000
3年目	2100	4200
4年目	2200	4400
5年目	2300	4600
6年目	2400	4800
7年目	2500	5000
8年目	2600	5200
9年目	2700	5400
10年目	2800	5600
11年目	2900	5800
12年目	3000	6000
13年目	3100	6200
14年目	3200	6400
15年目	3300	6600
16年目	3400	6800
17年目	3500	7000
18年目	3600	7200
19年目	3700	7400
20年目	3800	7600

特許出願の補正及び追加	500	1000
年間特許料の延滞払い追加料金	500	1000
出願の権利の譲渡及び所有権の変更	500	1000

願書、登録又は特許証の謄本の入手	100	200
強制実施権許諾の申請	15000	30000
強制実施権の許諾	5000	10000
強制実施権許諾の登録申請	5000	10000
強制実施権許諾の登録	500	1000
申し立ての登録	3000	6000
申し立ての更新	1000	2000
一時的保護の申請	500	5000
培養見本の申請	500	5000
検索の実施	100	200
専門的調査	年間費用	

付属資料 3.3 (湾岸協力会議)

統一 GCC 商標法 (規則) に関する UAE の連邦命令 2007 年第 52 号 (仮訳)

我々、アラブ首長国連邦大統領、Khalifa Bin Zayed Bin Al Nahyan は、大臣の権能及び権限に関する 1972 年の連邦法第 1 号 (改正を含む。) を読了し、経済大臣の提案、閣僚評議会の承認、及び、首脳会議の認証に従い、次の命令を発出する。

第 1 条

統合 GCC 商標法 (規則) は、ここに承認された。当該法律は、以下に添付する通りである。

第 2 条

経済大臣は、本命令を執行する。本命令は、官報に公布される。

Khalifa Bin Zayed Al Nahyan

アラブ首長国連邦大統領

2007 年 6 月 20 日、アブダビの大統領宮殿において発出した。

統一 GCC 商標法 (規則)

第1部 総則

文脈上別段の必要がない限り、次の用語及び表現は、それぞれ以下の意味を有する。

「GCC」とは、湾岸協力会議をいう。

「所管官庁」とは、GCC 各国において本法（規則）の施行について管轄権を有する商務を担当している省をいう。

「施行規則」とは、本法を実施するに際し、商業協力委員会により発出される文書等をいう。

「登録簿」とは商標登録簿をいう。

第2条

「商標」という用語は、名称、言葉、署名、文字、記号、数字、住所、印、図面、絵画、彫刻、包装、写真の要素、形、色彩の混合若しくはそれらを組み合わせたもの、又は、あらゆる視覚的標識、それらの標識の組み合わせであるか問わず、特定の形状の物であって、ある事業体の製品又はサービスを、他の事業体のものから識別するため、又は、何らかのサービス、若しくは、製品若しくはサービスの検査若しくは試験を示すために使われるものをいう。

音又は臭いに関連する標識は、商標とみなすことができる。

第2部 手続

第1章 商標登録手続

第3条

次のいずれも商標又はその一部とはみなされず、また、次のいずれも商標又はその一部として登録することはできない。

1. 識別性を欠く商標、慣行又は見慣れた図面若しくは普通の製品の写真が使用される製品及びサービスについて通常言及されるものに限定されているデータから構成される商標
2. 公序良俗に反する表現、図面又は商標
3. 公のスローガン、旗、軍の記章、名誉記章、国内及び外国のメダル、硬貨、紙幣、又は、国、外国、アラブ、国際機関、若しくは、それらの機関のその他の記号、又は、それらの模倣
4. 赤新月社若しくは赤十字社の記号、又は、その他の類似の記号、及び、それらの模倣

5. 廠に宗教的記号と同一又は類似する商標
6. 地理的名称及びデータ。その使用が、製品又はサービスの出所又は原産地について混同を招きかねない場合
7. 第三者の名前、あだ名又はロゴ。ただし、当該第三者又はその承継人がその使用について事前に承諾している場合はこの限りではない。
8. 登録出願人が、法律により受ける資格がない名誉称号又は科学的称号の記載
9. 製品又はサービスの原産地若しくは出所又はそれらに関するその他の説明について公衆を惑わすか、それに関する不実表示を伴う商標、及び、虚偽、模倣又は、偽造した商号
10. 担当官庁の決定従って、取引が禁じられている自然人又は法人が所有する商標
11. 同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスに係る第三者名義で既に出願又は登録されている他の商標と同一又は類似の商標であって、当該登録出願された商標の使用が、当該商標が、登録済みの商標の所有者の製品又はサービスと関連しているという印象を生み出す可能性があるか、又は、かかる所有者の利益に損害をもたらす可能性があるもの
12. ある商標が、何らかの製品又はサービスに関連して登録された場合、以前の商標によって識別されていた製品又はサービスの価値を減じる可能性があるもの
13. 既知の商標又は他の登録済みの商標の変形に過ぎないものと考えられる商標で、それを登録した場合、類似の商標又は製品によって識別されている製品又はサービスとの関連で、消費者に混同をもたらしかねないもの
14. 次の用語又は表現を含んでいる商標。フランチャイズ、又は、「フランチャイズ加盟店」、登録済み、「登録中」、著作権、又は、他の類似の用語及び表現

第4条

1. 名声が、元の国の国境を越えて、他の国まで及んでいる商標は、同一又は類似の製品又はサービスについては登録することはできない。ただし、周知商標の所有者が、登録を行う場合、又は、登録することを明示的に承諾している場合はこの限りではない。
2. 商標が周知商標であるか否かを判断するためには、当該商標の宣伝による一般への暴露の程度を考慮する。
3. 周知商標は、次の場合には、それらの商標によって識別されるものと同一ではないか類似していない製品又はサービスを識別するために登録することはできない。
 - a. かかる標識の使用が、識別する必要がある製品又はサービスと、周知商標の所有者の製品又はサービスの間の関連性を示す可能性があること。
 - b. 商標の使用が、周知商標の所有者の利益に損害を与える可能性がある場合

第5条

関係当事者は、その製品の原産地を保護するために地理的表示を伴う商標を登録することができる。かかる登録の承認は、当該表示との関連で出願人に独占的権利を付与するものではない。当該地理的領域において業務を行う者は、当該表示を使用することができる。

第6条

次の種類の者は、それぞれの商標を登録することができる。

1. 工場の所有者、製造業者、取引業者、職人、サービスに関連した事業の所有者である自然人又は法人であって、GCC 諸国の国民である者
2. GCC 諸国のいずれかに居住する外国人。ただし、当該外国人が、商業、工業、専門職又はサービス業を実施することが認められていることを条件とする。
3. 商標が登録されている GCC 諸国のいずれかの国民を平等に取り扱う国に属する外国人
4. 公益

第7条

所管官庁は、「商標登録簿」と称する登録簿を準備する。全ての商標、その所有者、それぞれの住所、及び、製品又はサービスについての説明、並びに、移転、譲渡、使用権許諾、担保、更新、削除その他の修正を、当該登録簿に登録する。関係者は、該当する料金を納付の上、かかる登録簿を閲覧し、その真正な謄本を取得することができる。

第8条

1. 別途証明されない限り、商標を登録した者は、その所有者とみなされる。商標を登録した当事者が、当該登録の有効性について争うための措置がとられることなしに、登録日から連続して5年以上、当該商標を使用した場合、商標についての所有権を争うことはできない。
2. 登録された商標の名義人より前に当該商標を使用していた者は、当該登録の取り消しを管轄裁判所に請求することができる。ただし、その者が、商標登録の名義人となった他の者による商標の使用に明示的又は黙示的に承諾を与えていた場合はこの限りではない。

第9条

商標の登録出願は、商法登録の所管官庁に対し、関係当事者又はその代理人によって、出願用の所定の様式により、本法の施行規則に定める条件に従って、提出するものとする。

第10条

商標は、本法の施行規則に定める一又は複数の製品又はサービスの種類について登録することができる。ただし、商標の登録の願書には、複数の種類を記載することはできない。

第 11 条

一件の出願により、重要な要素について同一の商標のグループの登録の出願を行うことができる。ただし、それらの商標の間の違いが、かかる標章に重大な悪影響を及ぼさないこと、及び、対象となる製品又はサービスが同一の分野に属することを条件とする。

第 12 条

同一の製品若しくはサービスの種類について同一の商標、又は、同一若しくは類似の商標の登録を同時に複数の者が出願した場合、関係当事者全員が権利放棄書に署名し、所管官庁がかかる当事者のうちの何れかに有利なように承認するか、紛争の最終判決が下されるまで、かかる出願は全て停止する。

第 13 条

商標登録の出願人又はその承継人が、GCC 諸国を平等に取り扱う国において当該出願人又は承継人によって行われた以前の出願に基づいて優先権を享受することを希望する場合、かかる出願人又はその承継人は、その願書に以前の出願の日付及び番号並びに出願が行われた国を記載した確認書を、出願人が優先権を主張する根拠とする登録出願の日から 6 ヶ月以内に添付する。これを行わない場合、優先権を主張する権利は消滅する。

第 14 条

1. 所管官庁は、その決定するところに従って、商標と既に登録されている他の商標又は登録の願書が既に提出されている商標の間の混乱を回避する方法で商標を特定し明確にするため、又は、他の何らかの理由で、条件又は修正を課すことができる。
2. 登録出願人が、所管官庁の指示が通知された日から 90 日以内に、かかる指示を満たすよう対応しなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。
3. 所管官庁が、その裁量により何らかの理由で商標の登録を拒絶するか、登録の停止条件として何らかの条件又は修正に従うことを求める場合、所管官庁は、当該拒絶の理由を書面で出願人又はその代理人に通知する。
4. いかなる場合においても、所管官庁は、出願から 90 日の期間、登録出願について検討する。ただし、かかる出願が本法及び施行規則に定める条件を満たしていることを条件とする。

第 15 条

1. 所管官庁がその決定により登録出願を拒絶したか、何からの条件が満たされるまで登録を中断した場合、出願人又はその代理人は、出願人がその通知を受けた日から 30 日以内に、本法の施行規則に定めるところに従って委員会に対し異議申立書を提出する

ことができる。出願人は、委員会による決定について通知を受けた日から 60 日以内に、かかる決定について管轄権を有する裁判所に上訴することができる。

2. 出願人が所定の期間内にかかる決定について異議申立書を提出しなかったか、出願人が所定の期間内に所管官庁によって課された条件を遵守しない場合、出願人は、出願を放棄したものとみなされる。

第 16 条

1. 所管官庁が、商標登録の出願を受け入れた場合、当該官庁は、登録の前に、本法の施行規則において定めるところに従って何らかの公告媒体において、当該出願を公告する。出願人は、公告の費用の支払いについて責任を負う。
2. 関係当事者は、公告の日から 60 日以内に、所管官庁に対し商標登録に対する異議申立書を提出することができる。所管官庁は、それが提出された日から 30 日以内に当該異議申立書の写しを出願人に通知する。登録出願人は、かかる通知の日から 30 日以内に所管官庁に対し、異議申立に対する書面の答弁書を提出する。これを行わない場合、登録出願人は、出願を放棄したものとみなされる。
3. 所管官庁は、商標の登録に対する異議が重大なものではないと決定した場合、登録手続を開始し、異議申し立て当事者に対し、理由を付して決定を通知する。

第 17 条

1. 所管官庁は、両当事者又はいずれかの当事者からの陳述を聴取した上で、付託された異議について決定する。
2. 所管官庁は、登録を認めるか拒絶するかについての決定を下し、前者の場合には、所管官庁は、必要と思われる条件を決定することができる。
3. 関係当事者は、通知から 30 日以内に所管官庁が下した決定について異議を申し立てることができる。

第 18 条

1. 商標が登録された場合、かかる登録の効果は、出願日まで遡る。所管官庁は、登録の完了後ただちに、商標の所有者に、次の事項を含む証明書を付与する。
 - a. 商標の登録番号
 - b. 登録番号及び日付、並びに、出願が行われた国名
 - c. 出願日、登録日及び保護期間の満了日
 - d. 商標の所有者の名称、通称、住所及び国籍
 - e. 商標の真正な謄本
 - f. 商標が対象とする製品又はサービスについての説明、及びその種類
2. 登録商標の所有者は、類似の製品又はサービスとの関連で公衆を混同させかねない当

該所有者の商標の使用又は類似の商標の使用を阻止するために所管官庁に申し立てを行うことができる。

第 19 条

登録済商標の所有者は、当該商標への追加又は修正を登録するために、いつでも、所管官庁に申請することができる。ただし、かかる追加又は修正が当該商標に実質的に影響を及ぼさないことを条件とする。所管官庁は、原登録出願に関連した決定の条件に従って、この趣旨の決定を発出する。かかる決定に対しては、異議を申し立てることができる。

第 20 条

所管官庁は、脱漏していた情報を登録簿に追加するか、登録簿に権利なしに登録されたか又は事実と反し登録された情報を削除又は修正することができる。

関係当事者は、この点について所管官庁がとった措置について、管轄権を有する裁判所に対し異議を申し立てることができる。

第 2 章 商標の保護期間

第 21 条

1. 商標登録の保護期間は、10 年とする。かかる商標の所有者は、本法及びその施行規則に定める条件に基づき当該保護期間の最後の年に、当該期間の更新の申請書を提出した場合、当該所有者は、類似の条件により継続的な保護を確保することができる。
2. 所管官庁は、保護期間の失効後 3 ヶ月以内に、かかる失効について書面で商標所有者に通報する。かかる通報は、登録簿に登録されている商標の所有者の住所宛に送達する。商標の所有者から更新の申請書が提出されることなく、保護期間の満了日から 6 ヶ月が経過した場合、所管官庁は、登録簿から当該商標を削除する。
3. 上記の期間の更新は、新たな検査を行うことなく、第三者からの異議申立を考慮することなしに実施される。

第 22 条

本法に定める登録条件を満たした商標は、所管官庁の決議に基づき決定されるところに従って、GCC 諸国の内外で実施される博覧会において展示されている期間、一時的な保護を受ける。

施行規則においては、当該保護を付与する条件及び手続を定める。

第 3 章 商標の登録取り消し

第 23 条

本法第 8 条の規定に従うことを条件として、所管官庁及び関係当事者は、裁判所に対し、違法に登録された商標の登録取り消しを申し立てることができる。所管官庁は、当該裁判所が最終判決を下したならば直ちに登録を取り消す。

第 24 条

商標の所有者は、対象となる製品又はサービスの全部についてであるか一部についてであるかを問わず、所管官庁に対し登録簿から当該商標の登録を取り消すよう申請することができる。商標の登録取り消しの申請書は、施行規則に定める条件に従って提出するものとする。商標が登録簿に登録された契約に基づき使用権が許諾された場合、当該商標は、当該使用権許諾の受益者の事前の書面の承諾なしに、登録を抹消することはできない。ただし、かかる受益者が使用権を明示的に放棄する場合はこの限りではない。

第 25 条

裁判所は、関係当事者の申請に基づき、裁判所が、商標が 5 年間続けて十分に使用されなかったことを確認した場合、当該商標の登録を取り消すことを命令することができる。ただし、当該商標の所有者が、商標を使用しなかった正当な理由を提示する場合はこの限りではない。

第 26 条

商標の登録が取り消される場合、かかる取り消しの日から 3 年が経過するまで、当該商標は、同一の製品若しくはサービス又は類似の製品若しくはサービスについては第三者の利益のために登録することはできない。ただし、登録取り消しが、裁判所の命令に従って行われるものである場合はこの限りではない。かかる場合、裁判所は、より短い期間を設定することができる。

第 27 条

商標の登録の取り消し又は更新は、施行規則に基づき決定されるところに従って何らかの公告媒体によって公告される。

第 4 章 商標の移転、担保設定及び差押え

第 28 条

1. 別段の合意がある場合を除き、商標の所有権は、製品又はサービスを区別するために当該商標を利用する店舗又は事業と共に、対価の有無に拘わらず、移転することがで

きるか、担保を設定するか差押え行うことができる。

2. 商標の所有権は、相続、遺贈又は贈与により移転することができる。
3. いかなる場合においても、商標の所有権の移転、担保設定又は差押えは、商標登録簿に登録され、施行規則に定めるところに従って公告媒体で公告されるまで、第三者に対抗できない。

第 29 条

1. 別段の合意がある場合を除き、商標が店舗又は事業に密接に関連している場合、当該店舗又は事業の所有権の移転される場合、これには、移転人名義の登録商標が含まれる。
2. 別段の合意がある場合を除き、店舗又は事業の所有権が、商標の移転を伴わずに移転された場合、移転人は、同じ製品の製造を継続するか、登録された商標に係る同じサービスの提供を継続することができる。

第 3 部 ライセンス契約

第 30 条

商標権者は、自然人又は法人に対し、商標登録の対象となっている製品又はサービスの全部又は一部について当該商標を使用することについて使用权を許諾することができる。商標権者は、別段の合意がない限り、他の者が同じ商標を使用することを許可する権利を有し、また、商標権者自身で使用することもできる。かかる使用权の期間は、商標の保護について定められた期間を超えることはできない。

第 31 条

商標登録によって付与された権利に適用されない場合、又は、かかる権利を留保するために必要ではない場合、いかなる制限も使用权許諾の受益者に対し課すことはできない。

ただし、ライセンス契約には次の制限を定めることができる。

1. 商標を使用する領域又は期間の範囲を特定すること。
2. 製品又はサービスの品質の効果的な管理のために必要な条件
3. 商標の評判に悪影響を及ぼしかねない行為を行わないように使用权許諾の受益者に課す義務

第 32 条

商標を使用することについての契約による使用权許諾は、書面によらない限り有効ではない。かかる契約は、登録簿に登録されていない場合でも有効である。

第 33 条

別段の合意がない限り、かかる使用権許諾の受益者は、商標の使用について譲渡又は最許諾することができない。

第 34 条

使用権許諾契約の登録は、商標権者又は使用権許諾の受益者の要請により、使用権の失効又は終了の証拠を提出した要請に基づいて取り消すことができる。所管官庁は、当該使用権許諾の登録取り消しの申請を、相手方当事者に通報する。かかる相手方当事者は、施行規則に定める条件に従ってかかる申請に対し異議を申し立てることができる。

第 4 部 団体商標、証明商標、並びに、公益企業体及び専門職能団体の商標

第 35 条

- A) 独立の法人格を有する特定の団体に所属する加盟企業により製造又は実施される製品又はサービスを識別するために用いられる団体商標を登録することができる。団体商標の登録出願は、当該団体によって定められる条件に従って、当該団体の加盟企業によって使用されるものとして当該団体の代表によって提出する。ただし、かかる条件が、所管官庁によって承認されていることを条件とする。
- B) 団体商標の登録出願には、当該出願が団体商標に関するものであることを記載する。かかる出願には、登録が意図された商標の使用の規約の写しを添付する。いかなる場合においても、登録団体商標権者は、所管官庁に対し、かかる規約の変更を通知する。所管官庁の事前の承諾なしにはいかなる変更も無効とする。
- C) 団体商標の登録が取り消された場合、第三者は、当該商標を、同一又は類似の製品又はサービスとの関連で登録することはできない。
- D) 関係当事者からの請求に基づき、管轄権を有する裁判所は、団体商標の登録された所有者が単独で当該団体商標を使用していること、本条 (B) に定める条件に違反して当該商標を使用するか使用させていること、又は、当該商標を、製品の原産地若しくは、当該団体商標が登録されている製品若しくはサービスの共通の特徴について、公衆に誤解を生じさせかねない方法で使用していることを確認した場合にのみ、当該団体商標の登録を取り消すことを命令することができる。

第 36 条

- A) 製品又はサービスの出所、構成要素、生産方法、品質、特性その他の特徴の証明又は検査を行う法人は、所管官庁に対し、かかる証明又は検査を示すために商標を登録するよう出願することができる。いずれの場合においても、かかる商標は、所管官庁の事前の承諾なしに、登録又は移転を行うことはできない。

- B) 証明又は検査商標の登録の出願人は、登録願書において、当該出願が、かかる証明又は検査商標に関するものであることを表明する。かかる願書には、登録が意図された商標の使用規約の写しを添付する。いかなる場合においても、かかる登録商標の所有者は、当該規約の変更を所管官庁に通知する。かかる変更は、所管官庁の事前の承諾がない限り有効にはならない。

第 37 条

公益事業体又は専門職能団体によって、その通信を識別し、又は、構成員のバッジとして使用されるロゴ等、商標は、営利目的以外で登録することができる。

第 38 条

施行規則においては、第 35 条、第 36 条及び第 37 条に定める商標の登録にかかる条件、登録のために提出が必要な文書及び全ての規制事項を定める。かかる標識の登録は、本法に基づき定めるあらゆる効果を発生させる。

第 5 部 制裁

第 39 条

- A) 他の法令に基づいて規定されるより厳格な制裁に従うことを条件として、5 年以下の禁固刑及び/又は、最大百万サウジアラビアリアル若しくは GCC 諸国のいずれかの国の通貨でそれに相当する金額以下の罰金が次に適用される。
1. 公衆を欺罔する目的で本法の規定に従って登録されている商標を偽造する者、又は、かかる商標を模倣する者、及び、悪意で模倣若しくは偽造された商標を使用する者
 2. 第三者が所有する商標を製品に悪意で添付するか、そのサービスとの関連で使用する者
- B) 他の法令に基づいて規定されるより厳格な制裁に従うことを条件として、3 年以下の禁固刑及び/又は、最大 10 万サウジアラビア・リアル若しくは GCC 諸国のいずれかの国の通貨でそれに相当する金額以下の罰金が次に適用される。
1. 偽造若しくは模倣された商標又は権利なしに添付若しくは使用されている商標を販売するか、販売若しくは取引を申し出るか、又は、若しくは販売を目的として取得する者。ただし、かかる者が、それについて知っていること、及び、かかる商標の下でサービスを提供することができる誰かを知っていることを条件とする。
 2. 本法第 3 条第 2 項から第 11 項までに定める状況において、登録することなしに、商標を使用する者
 3. 商標、レターヘッド又は業務用文書について、商標が登録されていると思わせる

ようなことを表明する者

4. 登録商標によって識別される製品又はサービスに当該登録商標を悪意で添付しない者
5. 登録商標又は有名な商標を模倣するために使用する目的で、道具又は物資を調整するか変更する者

第40条

再犯の場合、刑罰は、その上限を超えないが、15日以上6ヶ月以下の期間、店舗又は事業を閉鎖する。該当する判決は、施行規則において定められる手続に従って、違反当事者の費用負担により公表する。

本条の規定が適用された場合、本条に定める違反のいずれかで有罪判決を受けた者が、以前の違反についての確定判決の日から3ヶ月以内に別の類似の違反を犯した場合、同じ違反を再度犯したものとみなされる。

第41条

本法に定める違反が犯された結果、損害を被る者は、かかる違反について責任を負う者に対し、かかる損害に対する適切な補償を支払うよう請求することができる。

第42条

1. 商標の所有者は、訴訟を提起する前であっても、いつでも、商標登録を確認する公式の証明書に基づき、又は、当該商標の認知に基づいて、管轄権を有する裁判所に対し、製品、店舗の住所、包装、レターヘッド、文書、及び、犯罪の対象である商標又は情報が印刷されているその他の品目に加えて、特に、犯罪を犯すために使われたか使われた可能性がある機械その他の道具を差し押さえることを含め必要な予防的差押えの命令を発出するよう請求することができる。
2. かかる差押えは、商品の輸入に対しても命じることができる。
3. 裁判所の命令において、差押え官がその義務を遂行することを支援する一又は複数の専門家の任命を定め、また、差押えの申立人に対し、該当する場合、差押債務者を補償するために裁判所によって査定された額の保証金を提供することを求めることができる。かかる保証金は、裁判所の命令に基づいてのみ、提供される。
4. 差押えの実施に際し、商品の所有者は、裁判所に対し、差押債権者によって提供される保証金の妥当性について異議を申し立てることができる。

第43条

差押期日から10日以内にかかる手続に係る措置がとられなかった場合、前条に定める差押手続は、最初から無効であったものとみなされる。

第 44 条

1. あらゆる訴訟において、裁判所は、賠償金若しくは罰金から価格分を差し引くために差し押さえられたか差し押さえられる品目の没収、又は、裁判所が適切とみなすあらゆる方法によりそれらを処分することを命じることができる。
2. また、裁判所は、違法な商標を破壊し、必要な場合には、かかる商標を伴う製品、包装、梱包機器その他の品目、又は、違法なデータを廃棄すること、及び、特に偽造する際に用いられた機械及び道具を破壊することを命令することもできる。裁判所は、無罪判決を行う際にも、上記を全て命じることができる。
3. 裁判所は、判決債務者の費用負担により官報又はいずれかの日刊新聞に判決を公告するよう命じることができる。

第 45 条

公的権利者による訴訟は、捜査又は公判手続が行われることなく、違反の日から 5 年が経過したとき時効により妨げられる。かかる公的権利者による訴訟の時効は、特別の権利を害するものではない。

第 46 条

差押債権者が、訴えを提起しなかった場合、被告は、本法第 43 条に基づき定められる期間が経過してから 90 日以内に、又は、商標に関連した差押債権者が提起した訴訟における確定判決の日以降、悪意の原告に対し、本法第 42 条の規定に従って、原告によって行われた手続を理由として被告が受け取る権利を有する補償を支払うよう請求する訴訟を行うことができる。いかなる場合においても、差押債権者により提供された補償金は、差押債務者が提起した訴訟において、差押債務者を敗訴とする確定判決が発出されるまで、又は、訴訟を提起する期間が満了するまで、差押債権者に返還されることはない。ただし、差押債権者により提起された訴訟において下された判決において、補償金の問題について別段の決定がなされた場合はこの限りではない。

第 6 部 最終規定

第 47 条

所管大臣によって任命された者は、本法の規定の適用及び本法に違反して犯された犯罪を報告することに関し、司法官としての権能を有する。

第 48 条

施行規則において、本法に関連した料金を定める。

第 49 条

商業協力委員会は、本法を解釈し、本法の改正を提案する資格を有する。

第 50 条

商業協力委員会は、本法の施行規則を発出する。

第4部 イラン

第1章 はじめに

イランの新たな産業財産権法である「特許・工業意匠・商標登録法」（以下、産業財産権法と表記）は2008年4月20日に公布され、同年5月5日に施行された。これまでイランの産業財産権法は特許と商標についての規定しかなく、今度の法制化によって新たに工業意匠と実用新案の登録について規定を設け、産業財産権法は全体として3章で構成し、66か条からなる。産業財産権法の日本語仮訳はこの「イラン」の部の末尾に掲載したのでこれを参照されたい。なお、この新法は商標権侵害に関し第61条が禁固刑の判決および罰金を科する規定となっている点を除くとほとんど民事的側面を扱ったものである。

イランの産業財産権法の施行規則がまだ制定されておらず、以下の点に留意する必要がある（この稿は2008年に作成）。

- (1) これまで新法が制定された場合には、5年程度の試行期間があった。
- (2) 産業財産権法第66条が規定しているように、新法の施行に伴い31年制定の商標・特許法、同改正（実際には改正はなかったが）および関連する施行規則は廃止されることになる。
- (3) 新法の64条で規定しているように新たな施行規則は主として特許、工業意匠および商標の登録料、その更新、延長の場合の手続き遅延に関する罰金に関するものであるが、新法（の制定）から1年以内に承認される予定であり、3年以内に一度改正されるものとされる。この施行規則が制定される前に登録されたものは新たな規則の適用からは除外される。

以上の状況はこれから説明する事項について種々の望ましからざる事態を引き起こすことになりかねないのでいくつか意見を付言しておく。

- 1) 法制の一般原則に従うとそれぞれの法律は施行規則がなければならない。新法の施行規則は1年以内に承認されるであろうと発表はあったが、これは08年の新法が効力をまだ有していないということの意味することになる。
- 2) このような状況の下でよく起こることであるが、同一あるいは極めて類似している商標の出願/登録に対して取消の訴の提起なされる。裁判所の裁判官は関連する法がないことを理由に当該訴の提起を却下することができない。それゆえに、裁判官は新法制定によって廃止された31年法によって判決の基礎付けを行うしか解決方法がない。こうした状況を正当化するために、裁判官は個別の事件をカバーしているわけではないパリ条約に依拠することとなる。
- 3) こうした状況は法制上の真空状態とも言うべきもので、訴訟、法的手続き、知的財産権、これは特許権にも当てはまるが、影響が出てくる。

イランの産業財産権制度を論じる前に、次の基本的な点について述べておく必要があると思われる。

1. イランの商標特許法の最も古いものは1925年に制定されているが、明らかに極めて初

歩的な規定しかなく、1931年に新たな商標特許登録法が制定されるまでの短い期間に施行されたものに過ぎない。

2. 次ぎに制定された商標特許登録法はフランス法制の翻訳版といっても良いもので 1931年7月に発効し、2008年4月20日まで施行された。
3. 77年間もの長期にわたって施行された1931年法を振り返ってみると、その特徴は
 - (1) 31年法は施行された期間のうちで一度も改正がなかったこと、
 - (2) 商標登録における商品・役務の区分は80類にもものぼった。この法は商標と特許のみを扱い、工業意匠、実用新案、そして著作権については何ら規定することがなかったこと、
 - (3) 1958年に商品・役務の分類につき国際標準に準拠するため35類に減らしたが、2003年にはニース協定に準拠すべく45類へと変更した。イランはニース協定に正式加盟してはいないものの、35類から10類増やして45類としたこと、
 - (4) 2008年法が制定されるまでは31年法で登録及び保護がなされていたわけであるが、この間に工業意匠や著作権については特に他に法律があったわけでない。1946年及び1948年に2件の著作権法が成立したがイランの出版と著作者の権利に関するもので、外国人の作品には関連するものではなかったということ、
があげられる。
4. 商号については1930年に制定された取引法(Trade Law)の第576条から582条までが関連する章となっているが、法務省が実施規則を制定しなかったため、結局何らの実施も行われていなかったと言うしかない。
5. 1959年12月16日、イラン政府は「工業所有権の保護のためのパリ条約」(1958年ポルトガルリスボンで改定)に加盟した。WIPO条約には2002年3月に、また、2003年12月に「1891年商標権の国際登録に関するマドリッド協定」及び「同協定議定書」に加入した。
6. イラン政府は、商標権と特許権の保護に関する他の多くの国際的条約・協約、たとえば、世界貿易機関(WTO)の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」、「ジュネーブ商標法条約」(スイス、1957年)、「1957年商品と役務の分類のためのニース条約」、等々には加盟していない。
7. イランは、2005年にWTOのオブザーを認められたが、加盟には至っていないので、TRIPS協定の適用がない。
8. イラン政府は「国際著作権条約」(スイスのベルヌで締結)の加盟国とはなっていない。従って、外国の著作権はイランでは保護されない。
9. イランにおける知的財産権の出願、審査の担当官庁(Industrial Property Office)は産業財産庁(特許課、工業意匠課、商標課)であるが、国を代表して産業財産権を管轄するのはその上部機関である国家証書・財産登録機構(State Organization for Registration of Deeds and Properties)である(法第52条)。なお、登録権は、商標に関する登録証書、および発明特許に関する特許状に基づく。

第2章 産業財産権の取得

第1節 発明特許および実用新案

1. 概要

担当官庁は産業財産権部 (Industrial Property Department) であるが、現在この産業財産権部は3つの部門、商標課、特許課および工業意匠課から構成されている。商標課は審査官が約40名、特許課は12名、そして工業意匠課はまだ業務を開始していない(2008年現在)。意匠登録業務については、新法である2008年5月に施行された産業財産権法の施行規則が1年以内に公布されるのでそれによることとなる。

この5年間(注:08年8月までの)で特許を付与された件数は20,550であり、ほとんど外国の特許である。実用新案については既に述べたように新法で初めて導入されたものでまだ実績がない。

イランの特許制度は今回の新法の制定で大幅に改定がされ、特許要件についても例えば新法では新規性、産業利用可能性について明定した。

特許の登録に際しては先願主義を採用し、新規性の基準は世界公知である(法第4条)。

2. 定義

イランの産業財産権法第1条は、発明を「初めてある物あるいはプロセスを生み出した個人の精神活動の所産であり、専門、技法、技術、産業といったような分野におけるある特定の問題への解決を提供するものである」と定義しており、また、同法第2条はさらに登録可能な発明を次のように定義している。

- ① 当該発明が新規な革新を含むものであって、産業上利用可能なもの
- ② 新規な革新とは既存技術によっては思いつかないものであって、当該技術分野の通常の技術を持った者(注:当業者)には自明のことではないものを言う。
- ③ 当該発明は、ある産業部門でそれが作られあるいは用いられる場合には、産業上利用可能であると考えられるものでなければならない。ここで産業とはその言葉の最も広い意味に解されるべきで、手工業、農業、漁業そしてサービス業も含むものとする。

更に、同法第4条は、次のものは登録できないと規定している。

- ① 発見、科学理論、数学的方法および芸術作品。
- ② ビジネスを行うため、精神的なあるいは社会的な行動をするための計画、規則あるいは方法。
- ③ 人あるいは動物の疾病の治療又は診断の方法

- ④ 遺伝資源、当該遺伝子構成物を構成する遺伝子構成物および当該遺伝子構成物を生産するための生物学的プロセス
- ⑤ 産業あるいは技術において既に想到し得たいずれかのもの
- ⑥ イスラム法、公序良俗に反する商業的利用のされるもの

3. 出願

特許出願は産業財産権担当の官庁（注：産業財産庁特許課）へペルシャ語でする必要があり、出願書類に保護を求める主題を特定し、適法に署名と日付が付されている必要がある。

外国人による特許出願は、出願人の当該国が公証をしイラン領事館が認証した委任状を通じて、イラン人の特許弁理士または法律専門家が行なわなければならない。

4. 必要書類

出願には、次の書類を提出しなければならない。

- ① 特許出願であること表示、明細書、要約
- ② 特許請求範囲
- ③ 図面（必要な場合に）

優先権を主張する場合を除きこれらの書類以外に特に提出書類は要求されない。外国人がイランで特許を出願するには、次のようにする。

外国での特許出願に基づき、その出願日から1年以内に、パリ条約による優先権（priority）を主張して出願するもの。この場合には産業財産権担当官庁は当該出願がされた国の担当官庁が認証した先の出願の謄本を提出することを出願人に対し予め決められた制限時間内に請求することができる。その請求が満たされた場合には、パリ条約上の規定の保護を受けることができる。

なお、旧法の30条で認められていた「輸入特許」の制度は新法では規定されておらず、その代わりに外国で出願または登録された特許をベースにしてイランにおける特許出願のベースとなるなんらかの制度が設けられるといわれるが、これは施行細則が制定されるまでは何とも言えない。

産業財産庁の特許課以外のいかなる他の政府機関も特許出願審査をすることはない。特許状は通常、2ヶ月で発行されることとなる。

5. 出願拒絶への対応

特許出願が拒絶となった場合は、不服の申立てを知的財産権部に申立てることとなる。不服申し立てに対する決定はおおよそ2～3ヶ月でなされる。

6. 裁判所における無効請求

イランの法律によれば、特許出願の開示は厳しく禁止されており、犯罪訴追の対象となるので、商標登録とは異なり、その出願が、登録前に官報で公示されることはない。

従って、利害関係人は当該特許の登録無効申し立てについてイラン官報（the Official Gazette of Iran）の発行の後でないとする事ができない。

いずれの利害関係者も、その登録に対して、第18条で規定している事由、例えば新規性、進歩性あるいは産業上利用可能性の欠如を理由に、裁判所に特許状の無効を申立てすることができる。

7. 強制実施権の設定および任意のライセンス許諾

イランの産業財産権法第17条によれば、公共の利益（国防、栄養、健康など）のため、あるいは実施が非競争的であるとの理由で一定の要件の下に特許権者の同意を得ずとも政府あるいは政府が許可した者は当該特許を実施しうるとしている。なお、イランではこれまでに強制実施権が設定されたことはない。

特許出願の譲渡は可能であるし、また実施許諾は独占的な実施権あるいは非独占的な実施権いずれも可能である。

8. 存続期間および年金

特許状の有効期間は出願日から20年である（法第16条）。

イランの特許状または特許出願を有効に維持するには、実施規則で定められる年金の支払が必要である。年金を期日通りに支払わない場合には、特許権者あるいは特許出願人には法定の割増料金を支払うことにより6ヶ月の猶予期間が与えられる。その猶予期間内に支払わないと、特許出願は取り下げたものとみなされ、特許は消滅する。

イランの国外に居住する者あるいは本社がイランの国外にある出願者は、イランに居住し業務を行っている法的代理人が当該外国人の代理人として必要な手続きをとる必要がある（法第51条）。

9. 特許の状況（ステータス）の修正

特許権者の変更、実施許諾契約については産業財産権担当官庁に申告し、記録する必要がある（法第48条、第50条）。第三者に対する実施許諾の契約の有効性は登録し公開する手続きを完了させることが条件となる（第50条）。また、産業財産権担当官庁はこの法律あるいは実施規則に従って行なわれた出願あるいは記録の誤りを修正する権限を有する（法第56条）。なお、これらの規定は、特許以外に工業意匠、商標にも同様に適用される。

第2節 工業意匠

イランにおける工業意匠制度は既に述べたように2008年法が制定された際に初めて導入されたもので、実施規則が決まるまでは登録手続きなど具体的詳細はまだ明らかではない。

新法の規定によると意匠権の有効期間は出願日から当初5年で、その後5年の期間で2回延長することができる（法28条）。審査は方式審査並びにイスラム法および公序良俗に反するかにつき行なわれるが、新規性など実体的要件については行なわれない（法27条）。新規性の基準は世界公知である（法第21条）。

第3節 商標

1. 制度の概要

イランはマドリッド協定及び同議定書のもとづく国際出願制度を導入している。

1. 商標制度の歴史については既に「第1章 はじめに」の項で述べたとおりである。
2. 商標はテヘランの産業財産権部で登録されるが、ごく最近、産業財産権部は3課に分割され、商標課、工業意匠課、そして特許課となっている。
3. 2008年8月までに登録された商標はおよそ155,600に上る。

商標登録出願は、既に同一あるいは類似の商標が登録されていない限り、あるいは慣用的な名称であるか原産地表示であるとかでない限り、誰でも可能である。

イランでは2008年の産業財産権法になって団体商標が認められるようになっている。

色彩については単独では独占排他的な権利とはなりえないが、種々の色彩の組合せを有する商標の登録は可能である。音については商標として登録対象とはならないが、理論物理学部（Theoretical Physics Department）の同意を得て立体商標は認められる。イランの新たな産業財産権法ではその第3章の第30条で定められている商標の定義に従えば、次の通りである。

「商標は、法人あるいは自然人の商品あるいはサービスを識別できる可視的な標識である。」

2. 出願

外国案件の出願は、イラン民法典第1295条に従って、商標権専門弁理士または法律専門家が、出願人が付与し、出願人の本国にあるイラン領事館が認証した委任状を使って行わなければならない。

外国人たる出願人は、司法上／行政上の通知送達先として、イラン国内の法律上の住所を指定しなければならない。通常は、出願手続を行う商標権専門弁理士または法律専門家の住所が指定される。

商標出願は出願から登録証の発行までの必要期間は約3ヶ月である。3ヶ月とやや長い期間が必要な理由は、商標出願がイラン官報に公告され、その後異議申し立てを期間を30日間認め、さらに登録の公告を官報で行うためである。

商標出願が出願人の属する国あるいはその他の外国における別の出願に基づくものである場合には、イランにおける登録が容易となる。

外国からの商標登録出願があった場合には、次のようなプロセスを経過することとなる。

1. 出願は商標課で受付がされる。
2. 出願は既に述べたような拒絶理由によりこの商標課で拒絶されることがある。
3. 出願は先行する同一または類似の登録、あるいは先使用を根拠として利害関係者により異議申し立てが成される。これは、官報に公告してから30日以内にすることができる。

出願人と異議申立人との間の係争は下記の4つの展開が考えられる。

1. 出願人が異議申し立てに対応した措置（補正）をとるか、出願そのものを取り下げるかである（こんなことはめったに起こらないが）。
2. あるいは出願人は異議申し立てを不承諾とすることもありうる。
3. 出願人が異議申し立てに不承諾の場合は、異議申立人は異議申し立て期間経過後60日以内に裁判を提起できる。
4. 裁判所はその訴えに対して、異議を認めるか却下するか判決を下すことになる。裁判所の判断について控訴裁判所に控訴することができる。

3. 商品の区分

外国人たる出願人は、当該商標に関連する商品を、すなわち商品の区分を特定しなければならない。既に述べたようにニース協定には加盟していないが、ニース協定の商品役務分類の第8版に準拠したものが用いられている。

第33類のアルコール飲料の登録出願は、イスラム法に反するとして、厳しく禁じられている。

また、ビールはアルコール飲料と見なされる。従って、ビールを含んでいる第32類の他の商品、たとえばミネラルウォーターまたは非アルコール性飲料について出願を行う場合には、出願人は、ビール製造に携わっていない旨の宣誓供述書の提出を要求される。アルコールの含まれている飲料はイスラム法に反するものとみなされる。

4. 出願の審査

イランの産業財産権法第36条により、産業財産庁は商標登録出願が登録要件に合致するものか審査し、登録できるものと判断した場合には出願を公告する。

5. 不登録事由

イランの産業財産権法第32条に不登録事由が列挙されており、識別性のないもの、イスラム法あるいは公序良俗に反するもの、商品等の地理的表示に誤認を来すもの、国や政府機関の紋章、旗、その他標章など同一あるいは類似か、要素としてこれらのものを含む場合、イランで周知な商標など同一かあるいは誤認混同を来すほど類似しているもの、登録商標であるか周知の商標であってそれと同一あるいは類似の商標の場合に非類似のサービスの場合でも周知商標の所有者の利益を害する場合、他人の先願の商標であって偽網し、混同を生じさせるものが該当する。

6. 拒絶に対する抗告

異議申し立てを受け取る前に、商標課は登録要件を満たさないとして出願を拒絶することがある。この場合には出願人は拒絶通知を受け取ってから2ヶ月以内に裁判所に訴の提起をすることができる。イランの法制におけるすべての民事事件と同様であるが、裁判所の判断は控訴裁判所に控訴することが可能である。

7. 出願の受理と登録異議申し立て

登録事務官が、出願に関して法律上の阻害要因を認めない場合には、上記法律の施行規則第7条（注：新施行規則が制定されていないため参考のため記述）に従って、公衆に知らせるため、官報に公告が掲載される（法36条）。利害関係人は公告の日から最大30日の期限内に第30条の商標の定義規定および第32条の要件を満たしていないとする場合に異議申し立てをすることができる（法37条）。

この場合に、産業財産権担当官庁は出願人に異議申し立ての謄本を送達し、出願人は20日以内に応答をすることが許される。出願人が当該出願を維持することを主張する場合は、その根拠とともに反論書を送付しなければならない、そうでなければ出願は取り下げられたものとみなされる。

出願人が反論書を送付した場合は、産業財産権担当官庁はその謄本を異議申立人に提供し、当事者の言い分および法律の規定を考慮し、登録するか拒絶するかを決定する。

8. 商標の登録

産業財産権法に規定された要件に合致すると産業財産権担当官庁が認めれば、当該商標は登録され、登録の通知がされ出願人に対して商標登録証が発行される（法39条）。

9. 登録商標の存続期間

イラン産業財産権法第40条によれば、登録された商標は10年間有効であり、出願が行なわれた日から保護される。登録は、所有者またはその合法的な譲受人の名前で連続10年間につき延長可能であり、各期間の満了時に6ヶ月の猶予期間が設けられている。

10. 登録商標の取消（不使用取消を含む）

イランの産業財産権法第41条により、利害関係人は登録商標に対しその登録の取消を裁判所に請求することができる。当該商標が取消されると、その効力は登録の日まで遡及する。そして、当該取消は可及的速やかに公告される。

下記に基づいて、取消請求を請求する際には、原告は以下のいずれかを証明しなければならない。

- ① 当該登録商標が法第30条(a)の要件を満たしていないこと（注：第30条(a)とは商標の定義規定である。）
- ② 当該登録商標が法第32条の要件を満たしていないこと（注：第32条とは商標の不登録要件である）
- ③ イラン産業財産権法第41条後段に従って、取消の対象である商標が、その登録日から3年の間に、かつ取消請求前1ヶ月間、使用されなかったこと。ただし、不可抗力

(Force Majeure) によって当該商標の使用ができなかったことを証明できれば、当該商標は取消されない。この規定は 2003 年に司法行政委員会 (Justice Administration Tribunal) で無効とされたものだが、不可抗力の場合の除いて再び適用されることとなった。

11. 商標登録の地位 (ステータス) の修正

登録された商標は、たとえば、企業買収、吸収合併、権利取得もしくはその他の方法による所有権者名の変更、住所の変更、譲渡、使用許諾、および商品の変更など、多くの修正により変更することができる。

当該イラン法のもと、上述の全ての修正は登録して、官報で公告しなければならない。

12. 使用許諾契約

産業財産権法第 50 条により、イランにおける登録商標の使用許諾契約は、産業財産権担当官庁に提出する必要がある。当該官庁はその契約内容を守秘し、それを記録しそれに関連する事項を公告する。この契約の第三者に対する効果はこれらの手続きが完了することで生ずる。但し、当該使用許諾契約面上の外国人たる使用許諾者の署名・捺印は、使用許諾者の本国の当局、および同国に所在するイラン領事館が認証するものとする。

13. 刑事罰となる商標権侵害

商標の登録と取消は民事裁判の管轄であるが、被告人が商標権者ではない場合にイスラム刑法 (Islamic Punishment Law) 第 529 条にもとづき検察官の管轄となる。

イスラム刑法第 529 条は次のように規定する。

法にもとづき設立された非政府会社あるいは取引企業の印章、証印あるいは標章を偽造するものは誰でも、あるいは偽造の知識を利用する者は誰でも、3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑に処す。併せて生じた損害を補償しなければならない。

1996 年にこの規定は設けられたが、「標章」という文言が使われていて「商標」とはなっていないが、検察官はこれを商標と解している。また「偽造」という文言は同様のものを作るということだが、いまやこれはイランにおいて登録された商標と極めて類似していること、あるいは権限なく登録商標を使用することにまで拡張している。

第 4 節 商号

商号に関する章は 1930 年に制定された取引法 (Trade Law) の第 576 条から第 582 条まで規定されている。しかしながら、その施行規則が法務省により制定されなかったためそれは結局効力を生じることなく、今回の新法である産業財産権法に規定が設けられている。(注：商号の保護の規定は産業財産権法第 47 条に置かれている。)

第3章 模倣に対する救済措置

第1節 概要

イランでは外国製品および国内製品の模倣品は極めて多いといえることができる。その理由を探してみれば、それはオリジナル商品を作る進取の気性が欠けているといえるのではないだろうか。

模倣行為とは海賊行為、ニセモノ商品の使用、先行する登録あるいは先使用のように見せかけること、(本物の)体裁を装うこと、欺瞞的行為、詐称通用、輸入、正規の出所について需要家を混同させるようなその他のいかなる虚偽の行為を含んでいる。

(真正品と)類似あるいは同一の商標を付けた輸入品を外国(主として極東の国、特に中国)に発注するが、その商品あるいはパッケージに偽造の商標を付されることが起こっている。勿論、救済措置は存在し、こうした模倣行為に対して民事でも刑事でも争う途はある。イスラム刑法第529条(既述)、旧商標・特許法第46条、そして新法である産業財産権法にも刑罰および罰金があり、これについては既に述べた。

イランにおける産業財産権の保護は新法である2008年制定の産業財産権法によるが、この法の下の特許、工業意匠および商標の登録はWIPO(世界知的所有権機関)の修正モデルをベースにしている。

一般的に言ってイランにおける民事法は、家族法あるいはこれに類する法律のようなイスラム法(宗教的なもの)の規則に由来するものは別であるが、知的財産権法を含めて英国法やコモンローよりはフランスの法制度を取り入れたものとなっている。

現在、知的財産権に関する民事訴訟はテヘラン民事裁判所第3部という特別の法廷で扱われている。刑事事件の場合はテヘラン検察庁第1部で審理がなされる。刑事犯罪がイランの地方で行なわれた場合には、検察官は予備的な捜査を行うよう捜査令状を発付し、その捜査ファイルを被告人裁判のために送り戻すよう命ずる。

上記のこれら裁判所あるいは検察庁が独占的あるいは排他的な権限をもっているというわけではなく、このような事件ではこれら機関に扱わせるのが一種の慣行となっているということである。

民事であれ刑事であれこれらの裁判は第1審であり、出された判決に対しては被告人に判決が送達された日から20日以内に控訴裁判所に控訴することができる。イランには最高裁判所はあるが、イスラム法に反する控訴裁判所の判決を取り扱う。それゆえ、商標あるいは特許に関して控訴裁判所が認めた判決は最終でかつ拘束力のあるものとみなされる。

民事訴訟と刑事訴訟との違いは民事訴訟では権利侵害をされた商標が登録(あるいは登録出願)に基づいたものであり、その場合の訴訟はまず取消を求めるものである。これに対して、刑事訴訟の場合は通常、先行する登録や出願がないケースである。

いずれのケースにせよ原告は、

1. 発生した損害と今後見込まれる利益の喪失に対する損害への賠償を求める
2. 侵害品の押収命令を得るには被告が勝訴する場合に備えて(押収による)損失をカバーするために担保を提供することをしばしば要求される。
3. 問題のフォローアップのために弁護士を選任する
4. 選任された弁護士に与えられる委任状は当該国により公証され、当該国にある領事館で認証を受けたものである必要がある。

イランでは商標および特許の登録並びにこれから発生する訴訟を専門に扱っている法律事務所はほとんどない。なお、これら法律サービスは認可を受けた弁護士のみができることに留意する必要がある。また、外国あるいはイランの代理人が商標課の審査官として業務を行うことは許されていない。商標や特許は、登録することによって保護されることになる。

商標および特許は、登録されると、その使用・実施についての排他的権利、およびその権利に対する模倣（その模倣商品が、同一もしくは類似の商標を付けているか、模倣した外観や装いをしているか、あるいは製品の原産国について一般消費者に誤解を与えるものであるか否か、は問わない）による侵害について訴訟を起こす排他的権利が生じる。

権利侵害が発生した場合に、裁判所は権利者あるいはライセンシー（権利者が権利侵害に関する救済措置のための訴訟の提起を拒絶した場合）に、裁判所は侵害あるいは急迫している侵害を差し止めの承認をするだけでなく、損害賠償を認め、法を執行するためにその他の措置を認める（法60条）。

第15条（特許権の効力に関する規定）、第28条（工業意匠権の効力に関する規定）および第40条（商標権の効力に関する規定）あるいは第47条（商号の違法使用）に規定されているような違法な行為を故意にする者は権利侵害を構成し犯罪とされて、1千万イラン・リアルから5千万イラン・リアルの罰金または91日から6ヶ月の禁固、あるいは双方の刑に処される。

第2節 行政的救済措置

イランでは、特に模倣が国内で行なわれた場合、模倣商品の種類によって、行政上の措置または私的な措置を通じた、模倣に対する多くの救済措置がある。

しかし、民事裁判所で訴訟手続きを起こして、その商標の取消を請求し、その上で、市場におけるその商品の差押えを請求する訴訟を起こす必要がある。

1. 政府関係機関への助力要請

1) 保健省

薬剤、食料品、および化粧品は、保健省の許可に基づき製造される。

かかる商品の製造業者は、製品の包装紙、包装、箱などに許可番号、製造日および有効期限を印刷しなければならない。

商品の品質に対する公衆の信頼を確保するため、かかる製品の多くには、「イラン工業科学研究規格機関（Iranian Industrial and Scientific Research Standard Organization）」のシールが貼られる。

上記の要件にもかかわらず、我々の課題は、模倣商品に対し同一か、または類似の商標登録によって保護されていないケースに関わっている。

従って、問題を薬剤、食料品および化粧品に限定すると、かかる場合には、本件は保健省に問題を持ち込むことができ、そうすれば、同省が模倣商品の生産を停止させるための適切な行動を取るであろう。

2) 科学技術省

コンピューター・ソフトウェアの模倣または贋造のケースでは、科学技術省に問題を持ち込むことができる。我々の経験では、この件に関して、同省が何らかの行動を取る可能性がある。

イランには、外国の著作、技術的著作物、または芸術的創造物を保護する著作権法はないが、かかるケースで、科学技術省がソフトウェアの保護に関心を示したのを我々は見ている。

3) 電子・電気機器

イランでは、不幸にして、国内製品または輸入製品の双方に関して、電子・電気機器に登録商標を無許諾で使用するケースが頻繁に起こっている。

犯罪実行者を告発するには、裁判所で訴訟手続きを起し、模倣製品の差押え命令を取得することが必要であるが、関係政府当局に苦情を申立て、模倣に対する必要な措置を講じて貰うこともできる。

2. 商標課への異議申立て

模倣商品がいつも全く同一の外国または国内の登録商標を付けているとは限らない。むしろ、模倣商品の製造業者は、一般の消費者を誤解や誤認に導くためかかる登録商標の模倣を選択することが多い。

従って、模倣商品は、類似の商標、包装、装丁、デザイン、色彩、ならびに、似た発音、書体、外見、等々をもって市場に出される。

法的保護を取得するため、模倣商品の製造者は、しばしば、自らの商標の登録を試みるが、その理由は、1953年に施行された政府布告によって、全ての薬剤、食料品、および化粧品は、その包装に登録商標を付けなければならないからである。

もちろん、イランの商標課が、それまでの同一か、または類似の登録と対比して、各々の商標登録出願を審査することにはなっているが、かかる出願が、次の理由によって受理されてしまうこともある。

- ① 審査担当者の見落とし、または十分な注意の欠如
- ② 出願された商標が、それまでに登録されたものとは類似していないとの審査担当者の見解

かかる出願が受理された場合でも、幸いなことに、その公告がイランの官報に掲載され、それによって、いずれの利害関係者も、既に述べたように当該告示の官報掲載日から30日以内に、異議申立てを行うことができる。

従って、外国企業は、自社のイランにおける貿易代理店または商標代理人に、公告された出願を注意深く見守らせることによって、監視しなければならない。

出願人が異議申立てに応じない場合には、既に述べたように異議申立ての送達日から 60 日以内に裁判所に付託されることになる。

3. 私的な措置

1) 法定通知

かかる状況が発生した場合には、模倣商品の製造業者／流通業者／販売業者に対して法定通知を行い、それによって、当該製品を短期間（たとえば 1 ヶ月以内）に市場から撤去するよう要求し、かつこの要求に応える旨を約束した書状を取り付けるのが一般的なやり方である。

もちろん、この通知には、上述の約束が不履行の場合には、問題を裁判所に付託する旨の警告を織り込む。

上述の法定通知を送付しても、いつも解決が得られたわけではない。問題を友好的に解決し、裁判沙汰を回避しようとするのは、正直者だけだからである。

法定通知は、テヘランの（または、問題がいずれかの郡で発生した場合は、その郡の）国民裁判所（Public Court）の事務局が送付、送達する。法定通知は裁判所での訴訟行為ではないが、受取人に裁判所での訴訟が控えていることを警告するための訴訟前手続きと呼ぶことができる。

2) 私的通知

裁判所の事務局が送付する法的通知を、一種の無礼な方法であるとみなす人もいるので、同じ通知を、相手方に対して、私的な手段で、たとえば、書留郵便、ファックス、あるいは電報でも送ることができる。但し、受取りが発行されない E メールは使用することができない。

もっと穏やかな方法もある。たとえば、電話で話すとか、あるいは個人的に話して、意図する警告を伝える方法である。

3) マスメディアでの広告

もう一つの推奨すべき方法は、国内の新聞、ラジオ、テレビで広告するか、または市場に通知を流して、消費者に、一定の登録商標が贗造されていること、およびその商標を付けた製品は模倣商品である旨を警告することである。

こうした広告や通知は模倣商品にとって大きな打撃であり、販売が目立って減少することが証明されている。

まとめとして、筆者は次のように付言したい。すなわち、行政的手段は数も多くもなく、また司法的訴訟ほど効果的でもない。

多くの事例では、行政当局は、出願人に対して訴訟手続きを起すよう勧告している。その理由は、犯罪実行者の訴追、模倣商品の押収、差止命令の発行、および被告に対する判決の申渡しは、国民裁判所の裁判管轄の範囲にある事柄であるからであり、特に、模倣商品が登録商品により保護されている場合には、その取消は国民裁判所の排他的行為能力に関わることからであるからである。

微々たる可能性だが、模倣商品を押収できる可能性もある。それは、通関前に税関で差押えるか、独立国家共同体に向けてイラン領を通過中のトラックやトレーラーを押収することである。しかし、かかる救済措置は、行政当局が実行するか否か確かではない。

模倣商品との戦いの詳細については、模倣に対する「民事訴訟、国境（水際）措置、および刑事訴訟」を扱う次章で説明する。

第3節 民事訴訟

模倣に対する民事訴訟は、次の二つの主要部分に分かれる。

（注：産業財産権法の実施規則が制定されていないため（2008年現在）、以下のものは施行規則が制定された場合に変更となる可能性はある。）

1. 同一／類似商標の出願に対する訴訟

これまで説明したように、通常、模倣製品は、その原産地について一般消費者に誤解を与える目的で、類似の登録商標を付けている。この目的のため、模倣商品の製造業者は商標を登録しようとし、そして、その出願は商標課に対して行なわれる。

登録事務官が、当該出願日より前に登録済みの同一かもしくは類似の商標に関して審査を行う際に、その受理に対する障害を認めない場合には、既に述べたよう当該出願の公告が官報に掲載されることになる。この公告により、いずれの利害関係者も、その官報掲載日から30日以内に、異議申立てをすることができる。登録事務官は、その異議申立てを、模倣商品に対する保護を取得しようと企てる者に連絡する。

この段階で、次の、二つの状況が進展する。すなわち、

- ① 出願人が異議申立てに応じて出願を取り下げるか（但し、こうしたことは、ほとんど起こらない）、または
- ② 出願人が異議申立てを応じない（不承知）、
のいずれかである。

後者の場合、既に述べたように利害対立当事者は、異議申立て対象の商標登録出願の拒絶を求めて民事裁判所に2ヶ月以内に訴訟を提起することができる。

民事裁判所における訴訟手続きについては、「3. 訴訟の手続き」で後述する。

2. 同一／類似商標の登録に対する訴訟

既に述べたようにイランの産業財産権法第41条によれば、登録商標に対して利害関係人は民事裁判所で取消請求をすることができる。

このような訴訟の多くは原告の既に登録された商標に基づいてなされるものであり、外国人である原告の商標がイランで登録されている場合についてのものである。だから、係争対象は主として、一般消費者に誤認混同を惹起するような、まぎらわしい商標である。仮に、被告の商標が、外国人である原告のイランで登録された商標と区別できないものであれば、理論的には、商標の出願段階で商標課から拒絶されているはずである。

「商標に関して、旧施行規則第 9 条で言及する類似性とは、外観、発音、書体または通常の消費者に誤解を生じさせる他のいっさいの方法、の観点からのものである。」

お気づきの通り、類似性に関する観点は人によって異なるものであるから、二つの商標の「類似性」に関する上記の定義には、議論を呼ぶ余地がある。

このことは、裁判所での訴訟にも当てはまり、ある裁判官は二つの商標は類似していると判断し、他の裁判官は類似していないと見なす可能性がある。

筆者は次のように強調しなければならない。すなわち、当該法律にせよ、判例にせよ、一般消費者に誤解を生じさせる程度に類似していると見なすか、または類似していないと見なすかの判断の基礎、基準、原則については規定が無い。換言すれば、司法的判断は裁判官の見方一つにかかっているということである。

従って、かかる訴訟では、我々は通常次に述べる問題に遭遇する。

- ① かかる事例における判決は、必然的に、ある一定の国の社会的、文化的状態、識字率、消費者の種類（たとえば、キャンディ、チョコレートまたはチューインガムを例にとれば、消費者の大部分は、子供が読み書きのできない女性、あるいは、場合によっては男性である）に基づいたものとならざるを得ない。消費者が誤解する率は、たとえばスイスと同じでないことは明らかである。
- ② 従って、教育を受け、経験を積んでいる裁判官は、当然のことながら、購入する商品の商標の差異を注意して見つけることができるゆえ、通常の消費者の良いサンプルではない。そうした理由により、筆者が、イランの「Nars」商標の取消を請求する法廷でアメリカの Mars Inc. の代理人を務めた「Mars 対 Nars チョコレート事件」では、一審裁判所の裁判官は、二つの商標は類似していないとの見解を示した。この事例は、幸いにして、控訴裁判所が前記の判決を覆したので、イランの商標「Nars」の登録は取消された。
- ③ かかる事例では、一人または複数の消費者が誤解をさせられた、または、換言すれば真正商品ではなく模倣品を購入させられたという証拠はいっさい提出されない。お気づきの通り、請求はすべて、模倣された商標が商品の原産地に関して一般消費者に混乱を引き起こす恐れがある、との申立てに基づいたものである。

挙証責任は原告にあることが、事態をいっそう悪化させる。

- ④ 最近、多くの裁判所が、この問題について専門家の意見を求めている。筆者の意見

では、これは全く間違った手続きである。その理由は、専門家はその分野を専門にしている者であり、錯誤の確率は通常の消費者よりもずっと小さいからである。

3. 訴訟の手続き

商標登録取消は、(正式事実審理を経ない) 略式訴訟によって審理される。換言すれば、訴訟当事者は、法的準備書面または請願書を交換せず、請求の原因及び趣旨が正式に提出されると、裁判所は審理日を設定する。この審理日は、イランの裁判所が係属中の多数の事件や審理を抱えているため、4ヶ月から5ヶ月先となるのが通例である。

請求を裏付ける全ての文書を、請願書に添付しなければならない。請求が起こされた後は、他の文書をいっさい提出することができない。外国語で書かれた文書は、イランの民事訴訟法 (Civil Procedure Act) に従って、宣誓翻訳人がペルシャ語に翻訳しなければならない。

一般的には、第一審裁判所 (これをイランでは「国民裁判所」と呼ぶが) は、審理のための最初の開廷期間が終わると判決を下す。但し、係争案件について専門家の意見が求められた場合は例外で、この場合、かかる意見を受け取ってから判決が下される。

第一審裁判所の判決については、控訴裁判所に上訴することができるが、この上訴の後、当該訴訟は終結する。

もちろんのことながら、裁判所が、類似商標の登録取消を命じる判決を下すまでは、かかる登録商標の所有者はそれを自由に使うことができる。但し、捏造商標を付けた商品の生産の停止を求める差止命令が請求された場合はこの限りではない。なお、差止命令を請求するには、被告の偶発的損失を補償するため、供託金を裁判所に積む必要がある。

差止命令を請求しない場合、原告は、この商標登録取消訴訟で勝訴すれば、登録取消請求の訴訟費用、逸失利益など、被った損害の賠償を求める請求を行うことができる。

一般的に、かかる訴訟には、少なくとも1年間を要すると覚悟しなければならない。しかし、様々な理由によってもっと延びる恐れもある。

どの国でもそうであるが、「良い」裁判官と「悪い」裁判官がいる。かつて、日本が行なった「GMB」商標の登録出願が「GM」商標に抵触するとして、米国の General Motors が提起した商標登録侵害訴訟で、筆者は日本側出願人の代理人を務めた。一審裁判所では、混乱を引き起こす程度に類似しているとして敗訴したが、その後、控訴裁判所は、日本の「GMB」商標は企業名 (GLOBAL MANAGEMENT BUSINESS) の省略形であって「GM」商標を模倣する意図は一切なかった旨の我々が提出した証拠、およびその他の抗弁の根拠に納得して、判決を覆した。

4. 模倣商品の調査

我々がしばしば巻き込まれる困難の一つは、依頼人が、どこであれ、模倣商品が存在する場所で訴訟手続きを取るようにと指図して来ることである。これは、時として、イラン全土で訴訟手続きをとることを意味し、事実上不可能である。イランの領土は広大であり、そのように多数の裁判を起こすことはできないし、また、多数の裁判に要する費用、訴訟

費用、弁護士費用、旅費等々は莫大なものになるろう。

しかし、我々の経験では、所在地がテヘランであれ、あるいは、たとえば、イラン北部の大都市である Tabriz であれ、模倣商品の製造元に対して、訴訟による攻撃をかければ、その模倣商品は、他の場所でも姿を消してしまう。それは、至るところにいる販売業者が、その訴訟を伝え聞いて、その訴訟に連座することを恐れるからである。

5. 貿易代理人の協力

模倣商品の製造・販売に関わる訴訟のために指名された法律専門家は、製造者ならびに流通業者および販売店の住所を知らない。こうした場合、市場情勢を熟知しており、かつ必要とする住所を提供できる外国企業の貿易代理人の協力が絶対に必要である。そして、その協力は、当該訴訟で勝訴した後でも、テヘランおよび地方（裁判所の命令により商標を取消された被告が、ひそかに、模倣商品の流通・販売を続けている可能性がある）の双方で、模倣商品が存在しなくなったのを確認する調査を行うためにも、絶対に必要である。

6. 裁判地

ペルシャ湾の Kish、Chabahar および Queshm Islands が、輸出商品、投資および事業等の免税といった多くの貿易上の便宜を持つ保税地域となり、工業所有権局を含む国の新しい局が設置されていた。そのため、これらの保税地域で独自に商標や特許出願の登録が行われたために二重登録など問題が発生していた。かかる商標登録の取消請求は、これらの保税地域の裁判所で起こさなければならず、その結果、請求の原因及び趣旨の提出、公判、中断・延期される審理への出席、等々のための出張が必要となって、追加の時間と費用が必要となっていた。

しかし、最近の改正で商標や特許の出願はすべてテヘランで行うこととなり、これら保税地域で出願されたものもテヘランの産業財産庁に送られることになった。したがって、異議申し立ても侵害訴訟もテヘランで行われることとなっている。なお、この改正の内容は公表されていない。

7. 特許に関わる訴訟

イランの裁判所の全歴史を通じて、少なくとも、イランの旧商標特許法が施行された 1931 年以降、特許を巡る訴訟はほとんど無いが、その理由は次の通りである。

- ① 法律によって、登録前の特許出願の開示は刑法違反とされ、従って、商標とは異なり、特許出願は公告を目的として官報に掲載されることはないの、当然のこととして、特許出願の拒絶を請求する訴訟は無かったし、また、その可能性も無かった。
- ② 筆者が知る限りでは、イランの個人または法人が出願した数少ない発明特許について、その取消を求める何らかの訴訟が提起されたことはほとんど無い。

工業意匠の模倣行為に対する告訴の事例は多いが、残念ながら、08 年の産業財産権法により漸くイランでは意匠権または実用新案権を保護する法律が施行された。

- ③ 我々が知る限りでも、特許権の侵害に対して外国企業がイランの製造業者に対して提起した訴訟はわずかに数例しかない。
- ④ イランでは、圧倒的多数の特許が外国の出願者により出願され、保持されてきているので、イランにおいては、特許侵害訴訟はいずれも、意外なことながら、外国の2企業間で持ち上がっている。

1977年に、イランの裁判所で、大製薬会社2社、すなわちイギリスのBeechamグループ（現在のSmithKline Beecham社）と米国のBristol Meyers社との間で訴訟が起こり、Beechamグループは、米社を相手取って、米社が有名な抗生物質「Ampycillines」を、同製品を、外形まで模倣することによって、模倣したと申立てた。

しかしながら、1979年2月にイランでイスラム革命が勃発したことにより、あるいは他の理由により、両当事者は和解し、イランの裁判所での訴訟を放棄した。

放棄しなかった場合、その事案を医薬品専門家に照会するとしても、外観が同じカプセルのサンプルだけで、イランの裁判所は、どのようにしてそれが特許侵害だと見破ることができたのだろうか、筆者は疑問に思っている。

第4節 刑事訴訟等、救済措置

長年にわたり、イラン刑法典は、登録商標および特許権の侵害に関しては、かかる犯罪の実行者に対する禁固刑または罰金を含め、必要な規定を備えていた。

1979年のイラン・イスラム革命の前は、同一で、混同させるほどに類似する商標名を持つ、かかる模倣商品の輸入業者、輸出業者、販売者、および流通業者は、イラン刑法典第249条が処罰していた。同法律条項には、本件に関連して次のような二つの法律上の定義が与えられていた点に留意しなければならない。

- ① 登録商標または特許権の模倣とは、その特徴に何かを加え、その特徴から何かを取り除き、あるいは、その特徴を部分的に変えることによって、製品の原産地について通常の消費者に混乱を与えること、とすることができた。
- ② 通常の消費者とは、係争商品について特別の情報を持たない消費者とする。

しかしながら、イラン・イスラム革命の後、この国の刑法典は、イスラムの宗規と見解に適合させるよう改定されたが、幸いにして、模倣商品を処罰する部分は、小さな修正がいくつかあったものの、保持された。

当該条項がイラン刑法典に最後に現れたのは1994年のことであった。その時点では、模倣商品に関するこの章は、いくつかの小さな限定が付けられたが、改定された刑法典の中に含まれた。

1997年になり、現行イラン刑法典がついに国会を通過した。全く驚いたことには、模倣商品に関わる犯罪実行者の訴追および処罰に関するこの章は、根拠または理由について何の説明も無しに、全て削除された。

筆者は、この不可解な事態について、および係続中の訴訟はどうなるのかについて、司法省法務部に個人的な問合せをしたが、受け取った回答は決して満足できるものではなかった。

上記にもかかわらず、模倣事例において刑事訴訟手続きをとることが全く不可能ということではないこと、および、我々はかかる犯罪実行者の訴追のため次のような他の法律を引き続き利用していること、を強調しなければならない。

1. 1931年に施行されたイラン商標特許登録法第46条は次のように規定している。すなわち、商標および特許に関わる刑事上の申立ては、テヘランの外で違反が行なわれたか、または、テヘランの外で犯罪実行者が拘置されても、テヘランの裁判所で審理すると規定している。この場合、予備的取調べは当該違反が行われた場所で行われ、その一件書類がテヘランの裁判所に送られて審理されることになる。
2. 同法第47条は、刑事上の審理の中で、被告が商標または特許の所有権を主張する場合には、刑事法廷はこの件を考慮に入れて、それについての判断を下すと規定している。
3. 同法第48条は、証拠確保の方法、商標または特許の登録により獲得した権利と相反する製品の没収、ならびに、刑事訴訟を提起しない場合に証拠または没収が無効となる期限は、法務省が発表する規則に従うと規定しており、また、法務省が、この目的の

- ために、税関職員など、司法・行政当局者を任命するとしている。
4. 4. 1958年に施行された、上記法律（31年法）の施行規則第63条は、何らかの商標または特許の所有者は、模倣製品が発見された場所に最も近い裁判所の命令により、かかる製品の詳細なリストを作成することができると明確に規定している。申立ての対象となった商品が、まだ税関上屋にある場合には、その裁判所命令の執行は税関職員が行うか、そうでなければ、司法官吏が行う。上述の製品の没収は、当該裁判所命令の中で明示的に特定されている場合には可能である。商品の没収を請求する場合には、商標または特許の所有者は、被告の偶発的損失に備えて、裁判所に十分な担保を積まなければならない。
 5. 上述の規則第64条（31年法の施行規則）に従って、民事または刑事訴訟手続きにおいて、原告（権利主張者）は、司法当局に対して、模倣商品または模倣商品の差押え、ならびにかかる製品の製造停止を求める差止命令を請求することができる。これらのケースで、司法当局は、得べかりし利益の逸失も含めて、被告の偶発的損失を補填するため、十分な担保を要求することができる。原告が、没収命令または差止命令の執行後10日以内に、その主張の理非曲直の判断を求める法的措置を取らないと、上記の命令は無効とされ、原告は被告が被った損失に対して責任を負う
 6. 新法である08年産業財産権法で、既に述べたようにその第61条に故意に産業財産権の侵害したものは禁固あるいは罰金の刑に処されることが規定された。（注：08年現在、08法の施行規則は制定されていない。）
 7. 7. 1959年、政府はある行政命令を実施したが、これにより、薬品、化粧品、および食料品に登録商標を印刷または貼付することが義務付けられた。
 8. 現行刑法典、同業組合法（Guilds Association Law）、および1993年に施行された「標準化と産業調査のための法律」（Law for Standardization and Industrial Research）の中に、捏造製品に関する若干の規定を見つけることができる。しかし、正直に言って、それらの規定は、けっして全ての種類の模倣商品をカバーするものではない。
 9. 最後に、一般的意味における模倣品を、単に、真正製品ではなく不法な見せかけの模倣製品の詐称通用（パッシング・オフ）を意味するとして、詐欺行為と定義できるのであれば、1989年に実施され、刑法典に組み込まれた「贈収賄、横領および詐欺行為を犯した者に対する刑罰加重のための法律（Law for Aggravation of Punishment of Bribery, Embezzlement and Fraud Perpetrators）」の第1条を適用することができる。この条項は、模倣商品の事例をカバーすることができるが、その理由は、上述の法律における「詐欺行為」には、「人々の資金、物品または財産を占有する目的で人々をだまし欺くための詐欺的な措置を講じること」が含まれるからである。模倣者は商品の消費者を詐称通用（パッシング・オフ）によりだまし、消費者の資金を占有するために製品の装いを凝らしているのであるから、これらの規定を模倣商品にも適用できることは明白である。

上述の点を考慮して、我々は、模倣品に関わる刑事訴訟は、犯罪実行者の訴追および擬似製品の差押えも含めて、なお実行可能であると結論することができる。

第5節 模倣に対する水際措置

イランの税関法はその第40条12号で企業の名称、商標、その他の特徴が本来の製造者、製造地、商品の特徴につき消費者を誤認させるようなものである場合は、輸入が許可されないとしている。しかし、原告は、被告側の偶発的損失に備えて供託金を積むよう定

められており、その金額は裁判所の自由裁量で決まる。上述の法律条項は模倣商品の輸入と輸出の双方に適用することができ、また、請求は刑事、民事双方の局面を持つことになる。すなわち、不正貿易に対する刑事の局面と、得べかりし利益を含む被った損失に対する民事の局面である。

税関における水際措置は以下のようなものである。

- (1) 模倣品が税関内に留まっていること。
- (2) 模倣品を押収するための早急の措置が裁判所によってとられること。
- (3) 裁判所の裁量により、輸入者の不測の損害を補償するために十分な担保が積まれること。
- (4) 公的な専門家が当該商品が偽物であるか否かを確立すること。

付属资料 4.1 (イラン)

イラン・イスラム共和国の

特許・意匠・商標登録法

(2008年) (仮訳)

第1章 特許

第1条

発明は、何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果である。

第2条

発明は、新たな技術革新を含み、産業上利用可能なものである場合は、特許性を有する。発明には、先行技術において予見されていなかった何らかのものが含まれており、発明が属する技術分野における通常の知識を有する者にとって自明ではないものである。発明は、ある産業において作ることができるか使用することができる場合、産業上利用することができるものとみなされる。「産業」は、言葉の最広義の意味で解釈され、これには手工業、農業、漁業及びサービスが含まれる。

第3条

「特許証」とは、発明を保護するために産業財産庁により発行される文書で、その所有者は、当該発明についての独占的権利を有する。

第4条

次のものは、特許保護の範囲から除外する。

- a) 発見、科学理論、数学的方法、及び、芸術作品
- b) 計画、ビジネスの規則又は方法、精神的又は社会的行動の実施
- c) 人又は動物の病気の治療又は診断方法

本項には、特許の定義の範囲内にある製品、及び、当該方法において使用される製品は含まれない。

- d) 遺伝資源又はこれを構成する遺伝要素、並びに、遺伝資源を生産する生物学的工程
- e) 産業及び技術において既に予期されていたもの

先行技術とは、発明を主張する特許出願又は該当する場合優先日より前に書面若しくは口頭での開示、実際の使用その他の方法により、世界の何れかの場所で公然と開示されているすべてのものをいう。

発明の公然の開示は、出願日又は優先日の前6ヶ月以内に行われた場合は、特許付与を妨げるものではない。

- f) 商業的利用がイスラム法（シャリーア）又は公序良俗に反する場合、その発明に

は特許性がない。

第5条

特許証における発明者の表示及び特許権は次の通り。

- a) 特許権は、発明者に独占的に帰属する。
- b) 複数の者が共同で発明を行った場合、特許権はそれらの者に共同で帰属する。
- c) 複数の者がそれぞれ独立して同一の発明を行った場合、最初に出願した者、又は、優先権が主張される場合、他の者より先に有効に出願したことを証明できる者が、発明を登録する権利を有する。ただし、当該出願が取り消し、放棄又は拒絶されていないことを条件とする。
- d) 付与された特許についての権利は譲渡可能であり、また、権利を所有する者が死亡した場合、その相続人に移転する。
- e) 発明が、雇用契約の実施において行われた場合、該当する契約に別段の定めがない限り、特許についての経済的権利は、雇用者に帰属する。
- f) 発明者の名称は特許証に記載される。ただし、産業財産庁宛の書面の申告書において、発明者がその名称が特許証に記載されることを希望しない旨を明らかにする場合はこの限りではない。発明者により別人の名前が発明者であることを提示するあらゆる種類の表明又は約束は、いかなる法的効果をも持たないものとする。

第6条

産業財産庁に提出される特許登録の出願書類は、ペルシャ語で記載するものとし、また、保護を求める目的物を明確化し、適切に署名を行い日付を記載する。出願書類には、要請、説明、請求項、要約、及び、必要な場合には図面を含める。

所定の出願料を出願者から徴収する。

次の点は、出願書類の作成及び提出に際し遵守するものとする。

- a) 出願人、発明者、及びその代理人（ある場合）の氏名その他必要事項、並びに、発明の題名を出願書類に記載する。
- b) 出願人が発明者ではない場合、出願人の法的資格を証明する文書を出願書類と併せて提出する。
- c) 出願書類に記載された請求項は明確かつ簡潔なものとし、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって十分に明確かつ完全であるような方法による説明を添付し、少なくとも一つの発明の実施方法を記載する。要約は、技術的情報を提供するためのものであり、発明の解釈には用いられない。

第7条

出願は、特許付与について承認されないまでの間は、出願人は、出願を取り下げること

ができる。

第8条

出願は、一つの発明、又は、単一の一般的な発明という形態で関連している複数の発明からなる一つのグループに関するものとする。一般的発明における部分間の関係を記載しない場合であっても、特許証の効果は失われない。出願人は、特許付与について出願が受け入れられないまでの間は、次のことを行うことができる。

- a) 出願書類を補正すること。ただし、補正が、当初の出願書類の説明の範囲を超えないことを条件とする。
- b) 出願を複数の出願に分割すること。分割出願は、同じ出願日とし、該当する場合、最初の出願についての同一の優先日を含めるものとする。

第9条

出願人は、出願書類及び申告書により、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約（その後の改正を含む。）により規定されている優先権を主張することができる。優先権は、いずれかの国において、又は、同条約の締約国について行われた一又は複数の国、地域又は国際的な出願を基礎とすることができる。優先権が主張された場合、

- a) 産業財産庁は、出願人に対し、所定の期間内に、前の出願を行った産業財産庁によって認証された前の出願書類の謄本を官庁に提出するよう要請する。
- b) 要請が受け入れられた場合、パリ条約に規定する保護の対象となる。

本条及びこれに関連する規則の要件が適切に守られない場合、当該申告は、無効とみなされる。

第10条

産業財産庁の要請により、出願人は、当該官庁に対し、当該官庁に提出された出願書類において請求されている発明と同一であるか本質的に関連している、出願人によって外国で行われた特許出願の番号及び日付を提出しなければならない。さらに、産業財産庁の要請により、出願人は、次の文書を同官庁に提出する。

- a) 外国での出願について実施された審査の結果に関する連絡又は通知で、出願人が受け取ったものの謄本
- b) 外国での出願を基礎として付与された特許証の謄本
- c) 外国での出願を拒絶するか、外国での出願において請求された発明についての付与を却下する最終的な決定書の謄本
- d) 外国での出願に基づいて発行された特許証を無効にする最終決定の謄本

第11条

産業財産庁は、出願書類の受領日を出願日として認める。ただし、受領時に次のものが含まれていることを条件とする。

- a) 特許の付与が請求されているという事実についての明示又は黙示の表示
- b) 出願人の身元が確立している旨の表示
- c) 発明の簡単な説明

産業財産庁が、出願時に出願書類が上記の要件を満たしていないと判断した場合、同庁は出願人に対し、出願人にその点について通知した日から30日以内に必要な訂正を提出するよう要請する。この場合、提出日は当該訂正の受領日となる。ただし、所定の期間内に必要な訂正がなされない場合、出願は無効とみなされる。

第12条

出願書類において、それに含まれていないか添付されていない図面について言及されている場合、産業財産庁は、出願人に対し、不足している図面を提出するよう要請する。出願人がかかる要請に従い必要な図面を提出した場合、同官庁は、不足していた図面の受領日を出願日とする。提出しない場合、産業財産庁は出願書類を受け取った日を出願日とし、図面についての引用は存在しないものとして取り扱う。

第13条

出願日を付与した後、産業財産庁は、出願が、本法及びその規則の要件を遵守しているか否かを審査し、当該条件及び要件が満たされていると判断した場合、特許付与の手続を行う。満たしていない場合、同庁は、出願を拒絶し、出願人にその決定を通知する。

第14条

特許付与後、産業財産権は、

- a) 特許付与について公告し
- b) 特許証を発し、
- c) 特許証の謄本をファイルに保管し、所定の料金を徴収後、原本を出願人に交付し、
- d) 特許証の所持人からの要請により、産業財産庁は、特許証により与えられた保護の範囲を確定するために、特許の文書又は図面を変更することとする。ただし、かかる変更は、当該特許に含まれる開示が、特許が付与される基礎となった当初の出願に含まれている開示の範囲を超えないことを条件とする。

第15条

特許により付与される権利は次の通り。

- a) 特許の所有者以外の者による特許が付与された発明のイランにおける実施は、特許権者の同意を必要とする。特許発明の「実施」には、次のいずれかの行為が含

まれる。

(1) 特許が製品について付与されている場合、

- (i) 当該製品の製作、輸出及び輸入、販売の申し出、販売及び使用を行うこと。
- (ii) かかる製品を販売の申し出、販売又は利用を行うことを目的として在庫を維持すること。

(2) 特許が方法に対し付与された場合

- (i) 方法を使うこと。
- (ii) 当該方法により直接得られた製品について、本条第 a 項第 1 号に定めるいずれかの行為を行うこと。

b) 特許の所有者は、本条 c 項及び第 17 条に従うことを条件として、本条 a 項に定めるいずれかの行為を行い、特許権を侵害するか、特許の所有者の権利の侵害となる他の行為を行う者に対し、訴訟を提起する権利を有する。

c) 特許に基づく権利には、次のものは含まれない。

1. 特許の所有者により、又は、その承諾を得て、イランの市場に投入された商品目を使用すること。
2. イランの領空、領土又は領海に一次的又は偶然に進入する他の国の航空機、車輛又は船舶上で商品を使用すること。
3. 特許発明に関連して、実験目的で行われる使用
4. 出願の前、又は、優先権が主張される場合の優先日の前にイラン国内で、発明を使用していたか、又は、発明の使用の有効かつ真摯な準備を行っていた善意の者による使用

d) c 項第 4 号に言及する先使用权は、かかる使用が行われていた企業若しくは事業、又は事業若しくは企業の一部と併せてのみ譲渡又は返還することができる。

第 16 条

本条に従うことを条件として、特許証は、特許の出願日から 20 年後に失効する。

特許証又は特許出願を維持するためには、規則により定められている年間料金が、出願日から 1 年後から毎年、翌年が始まる前に産業財産庁に対し、出願人によって支払われることが必要である。年間料金の支払いについては、所定の追加料金を支払うことによって、6 ヶ月間の猶予期間が与えられる。

当該年間料金が適切に支払われない場合、特許出願が取り下げられたとみなされるか、特許は失効する。

第 17 条

政府又は政府によって許可を得た者は、次の取り決めに従うことを条件として、特許を

実施することができる。

- a) 担当の大臣又は所管官庁の最高の権威者の意見により、国家安全保障、栄養、保健、国家経済の他の重要な部門の発展を含む公共の利益のために、政府、若しくは、いずれかの者が発明を実施することが必要とされるか、又は、特許の所有者若しくはその実施権者による特許の実施方法が反競争的である場合であって、当該権威者が、発明の実施がかかる問題を是正することになることについて納得した場合、問題は、国家証書・財産登録機関の長、司法権の長により任命される最高裁判所裁判官の一人、検察長官、イラン大統領の代表、及び、大臣又は関係機関の最高の権威者から構成される委員会において議論される。当該委員会から指定された承認された政府機関又は第三者は、特許の所有者の承諾なしに、発明を実施することができる。
- b) 特許の実施は、承認された目的に限定され、決定の経済的価値が考慮された適切な報酬を当該特許の所有者に支払うことを条件とする。特許の所有者又は他の関係者が意見を表明することを希望する場合、委員会は、その陳述を聴取し、反競争的な実施について考慮して、決定を行う。委員会は、特許の所有者、政府機関又は特許発明を実施する権限が与えられた第三者からの要請により、適切かつ必要な場合に、両当事者又はいずれかの当事者から意見を聴取した後、新たに決定を行う。
- c) 特許の所有者が決定を行うに至った事情が既に存在しておらず再度生じる可能性がないことを主張するか、又は、委員会から指定された政府機関若しくは第三者が決定の条件を遵守していないことを主張する場合、問題は、委員会で協議及び検討に付され、特許の所有者、大臣又は関係機関の最高の権威者及び実施者から意見を聴取した後、実施許可を終了させ、所有者又は他の実施者に対し許可を発する。ただし、本項の規定に従うことを条件として、許可を得た者の正当な利益を適切に保護する必要から、決定を維持することが正当であることについて委員会が納得する場合、許可は終了しない。

第三者が委員会により指定されていた場合、許可は、当該特許発明が実施されている当該第三者の企業若しくは事業、又は、その一部と併せてのみ譲渡することができる。

- d) 本条において定められている許可は、次の行為を妨げるものではない。
 1. 特許の所有者による実施権許諾契約の締結。ただし本条の規定に従うことを条件とする。
 2. 特許の所有者による第 15 条第 a 項に基づく権利の継続的な行使
 3. 本条 h 項第 1 号及び第 2 号に基づく強制実施許諾の承認
- e) 委員会の許可の申請には、政府機関又は許可を受けた者が特許の所有者に対し、実施権を許諾するよう要請書を提出したが、当該機関又は者が合理的な条件で合

理的な期間内にかかる実施権の許諾を受けることができなかつたことを証明するものを添付する。

本項の規定は、委員会の完全な裁量により、国益に関する緊急事態又は不可抗力とされる場合は、適用されない。ただし、そのような場合には、特許の所有者は、委員会の決定を可及的速やかに通知されるものとする。

- f) 委員会により指定された政府機関又は第三者による発明の実施は、主としてイラン市場に提供するためのものであるものとする。
- g) 半導体技術の分野において特許を実施するための委員会により出された許可は、非商業的使用のみのために行われるか、又は、大臣若しくは関係機関の最高の権威者が、特許の所有者若しくはその実施権者による特許発明の実施方法が反競争的であると決定した場合にのみ行われるものとする。
- h) 強制実施許可は、次の場合に以下の条件に基づき発出することができる。
 - 1. 特許証に、当該特許は以前の特許を使用することなしには実施できないことが主張されており、後の特許が、前の特許と比較して重要な技術的進歩を伴うものであり、経済的に極めて重要である場合、産業財産庁は、後の特許の所有者の要請により、前の特許の所有者の承諾なしに必要な範囲内において前の特許を使用するための許可を裁定することができる。
 - 2. 上記第1号に基づき、所有者の承諾なしに、強制的実施権が発出された場合、産業財産庁は、前の特許の所有者の要請により、後の特許についての強制実施権を裁定をすることができる。
 - 3. 本項第1号及び第2号に基づく強制実施権の裁定が要請された場合、強制実施権を裁定する決定においては、許可の範囲及び機能、並びに、特許の所有者に支払うべき適切な報酬額及びその支払い条件を定める。
 - 4. 上記第1号に基づき強制実施権が発出された場合、その譲渡は、後の特許と併せてのみ承認され、上記第2号に基づく強制実施権の場合、前の特許と併せてのみ譲渡が承認される。
 - 5. 強制実施権の請求は、所定の費用の支払いを条件とする。
 - 6. 本項第1号及び第2号に基づき強制実施権が発出された場合、本条第b項から第f項及び第i項を準用する。
- i) 本条各項の範囲内で行われた委員会の決議に対しては、テヘランの公衆裁判所に不服申立を提起することができる。

第18条

関係当事者は、特許証を無効にするよう裁判所に請求することができる。無効を請求する者が、第1条、第2条、第4条、第6条第1文、及び第6条c項の要件が満たされていないことを証明する場合、又は、特許の所有者が発明者若しくはその権利の承継人ではな

い場合、裁判所は、特許証を無効にする。

無効になった特許、クレーム又はクレームの一部は、特許付与の日から無効であったものとみなされる。裁判所の最終的決定は、産業財産庁に通報され、同庁は当該決定を記録し、所定の費用が支払われた場合、可及的速やかにこれについて公表する。

第 19 条

特許の所有者が特許発明を実施することを決定する場合、国家証書・財産登録機関は、一週間以内に関係機関にこれを通知する。

当該（関係）機関は、最大 2 ヶ月以内に、当該特許の実施の可能性についてその意見を出し、書面で、実施許可が出されることを目的として、国家証書・財産登録機関に対しその結果を通知する。

第2章 工業意匠

第20条

本条の適用上、線、色彩又は立体的形状（線又は色彩との関係の有無を問わない。）から構成されたものは、工業意匠とみなされる。ただし、かかる構成されたもの又は形状が、工業又は手工業の製品に特別の外観を与えるものであることを条件とする。工業意匠に関しては、本法に基づく保護は、外観の変更を伴わない技術的成果のみを達成するものには適用されない。

第21条

工業意匠は、新規で独創的である場合には、登録可能である。工業意匠は、登録の出願日又は、該当する場合、優先日より前に有形的形態での公表、使用その他の方法により公然と開示されていなかった場合、新規なものとする。第4条第e項及び第f項の最後の文の規定は、工業意匠にも必要な変更を加えて準用する。

第22条

産業財産庁に提出された工業意匠登録の出願書類には、工業意匠を具体化した物品を表示した図面、写真、又は、他の適切な画像、並びに、工業意匠が実施される物品の種類についての記述を添付する。工業意匠が立体のものである場合、産業財産庁は、実物見本又は、そのひな形を出願書類と併せて提出するよう要請することができる。出願は、所定の出願料の支払いを条件とする。

出願書類には意匠の明細書を含め、また、出願人が創作者（デザイナー）ではない場合、出願人が産業財産庁に登録する権利を正当化する陳述書を出願書類に添付する。

第23条

本法第5条、第9条、第11条c項及び第15条は、工業意匠に準用する。

第24条

一件の出願に複数の工業意匠を包含することができるものとする。ただし、かかる意匠は、国際分類の同一の級に関するものであるか、同一の品目の組み合わせ又は構成物に関するものであることを条件とする。

第25条

出願時において、登録後の工業意匠の公告を、出願日から、又は、優先権を主張する場

合は、優先出願の日から 12 ヶ月を越えない期間、延期することを要請することができる。

第 26 条

出願人は、審査中はいつでも出願を取り下げることができる。

第 27 条

工業意匠の審査、登録及び公告は次の通りとする。

- a) 出願日は、出願書類が、産業財産庁に提出された日とする。ただし、提出時に出願書類に、出願人の身元を確認することができる記述、及び、工業意匠を具体化した物品を表した必要とされる画像が含まれていることを条件とする。
- b) 出願書類の受領後、産業財産庁は、出願書類が第 22 条の要件を満たしているか、また、当該工業意匠が、第 20 条及び第 4 条第 f 項並びにそれらに関する規則の要件を満たしているか否かを判断するために、出願書類を審査する。
- c) 産業財産庁は、本条第 b 項に定める条件が満たされていると判断した場合、工業意匠を登録し、登録されたことを公告し、工業意匠登録証書を出願人に発行する。条件が満たされていない場合、同庁は出願を拒絶する。
- d) 第 25 条に基づく要請がなされた場合、工業意匠の登録後は、意匠を表示したもの又は出願の内容のいずれも公表されない。この場合、産業財産庁は、工業意匠公表の延期についての言及、出願日、要請された公告延期の期間、その他の所定の事項を公告する。要請された延期期間が経過した場合、産業財産庁は、登録された工業意匠を公告する。公告延期の期間中の登録意匠に基づく訴訟の提起は、登録簿に含まれている情報、及び、出願に関する文書が、訴えの相手方に書面で通知されていることを条件とする。

第 28 条

工業意匠の登録により付与される権利、登録の期間及び更新は次の通り。

- a) イランにおけるいずれかの者による登録意匠の実施は、その所有者の同意を必要とする。
- b) 登録意匠の実施とは、当該意匠を化体した物品の製造、販売又は輸入をいう。
- c) 工業意匠の登録された所有者は、その承諾なしに、本条第 b 項において言及されているいずれかの行為を行う者、又は、将来侵害を発生させる可能性がある行為を行う者に対し、訴訟を提起することができる。
- d) 工業意匠の登録は、登録出願の日から 5 年間有効とする。この期間は、所定の料金を支払った後、連続して更に 2 回 5 年間ずつ更新することができる。当該期間の終了から始まる各期間の経過後は、更新料の遅延払いのための 6 ヶ月の猶予期間が認められる。遅延払いに係る罰金はこれを定める。

第 29 条

関係者は、裁判所に対し工業意匠の登録を無効にするよう請求することができる。このために、当該無効請求者は、第 20 条及び第 21 条のいずれかの要件が満たされていないこと、又は、工業意匠が登録されている所有者が、創作者でも、その権利の承継人でもないことを証明しなければならない。

第3章 標章、団体標章及び商号

第30条

標章、団体標章、及び、商号の定義は次の通り。

- a) 「標章」とは、法人又は自然人の商品又はサービスを識別することができる視覚的標識をいう。
- b) 「団体標章」とは、登録出願においてそのように指定され、団体標章の登録所有者の管理の下で当該標識を使用する自然人又は法人の商品又はサービスの品質を含む出所又はその他の特徴を識別することができる視覚的標識をいう。
- c) 「商号」とは、自然人又は法人を特定し識別する名称又は称号をいう。

第31条

標識を使用する独占的権利は、本条の規定に従ってその標識を登録する者に帰属する。

第32条

次の場合には、標識を登録することができない。

- a) ある企業の商品又はサービスを他の企業に属する商品又はサービスから識別することができない場合
- b) イスラム法又は公序良俗に反する場合
- c) 特に、対象となる商品若しくはサービスの原産地、又は、その性質若しくは特徴について、公衆又は市場を誤解させるおそれがある場合
- d) いずれかの国、又は、国際条約で設立された国際機関のものであるか、それらによって採用された紋章、旗その他の記章、名称若しくは名称の短縮形若しくはイニシアル、公的標識又は印章と同一のものであるか模倣したものであるか、要素として含むものである場合
- e) 他の企業の同一又は類似の商品又はサービスについてイランにおいて周知されている標識又は商号と同一であるか、混同する程度に類似しているか、翻訳である場合
- f) 同一又は類似の標章が類似のものではないサービスについて登録されたか周知のものとなった場合で、通常、当該標章の使用と周知標章の所有者の間に関連性があり、登録することによって当該周知標章の所有者の利益を害するおそれがあるとき
- g) 同一の商品若しくはサービス、又は、関連性若しくは類似性によって、欺罔するか混同をもたらす可能性がある商品及びサービスについて、先の出願日又は優先

権がある異なる所有者の名義で登録されている標章と同一である場合

第 33 条

標章の登録のための出願書類は、当該標章の複製及び、登録を請求する商品又はサービスの一覧表（国際分類の該当する級を示したもの）と併せて、産業財産庁に提出する。出願人は所定の出願料を支払う。

第 34 条

出願書類に、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づき、同条約のいずれかの締約国において出願人又はその権利の前任者によって行われた以前の出願の優先権を主張する申告書が含まれている場合、第 9 条を適用する。

第 35 条

出願人は、出願が登録に至っていない間、いつでも出願を取り下げることができる。

第 36 条

産業財産庁は、出願が、本法の要件を満たしているか否か判断するために出願を審査し、登録可能であると判断した場合、出願の公告を認める。

第 37 条

利害関係者であれば、公表日に始まる 30 日以内に、本法第 30 条第 a 項及び第 32 条の要件が満たされていないことを理由として、異議を申し立てることができる。

この場合、

1. 産業財産庁は、かかる異議の写しを出願人に送達し、出願人が、20 日以内に回答を表明することを認める。出願人がその出願を主張する場合、出願人は、産業財産庁に対し、答弁書と出願人が依拠したその出願の理由を送付する。これを送付しない場合、出願は取り下げたものとみなされる。
2. 出願人が答弁書を送付する場合、産業財産庁は、その写しを異議を申し立てた者に提供し、両当事者の申し立て、及び、本法の規定を考慮した後に、標章を登録するか、拒絶するかを決定する。

第 38 条

出願が公告されてから標章が登録されるまで、出願人は、標章が登録されていた場合と同じ特権及び権利を有する。ただし、出願人が、出願の公告後実施された行為に対し訴えを提起する場合であって、被告が、当該行為の実施時には当該標章が法的には登録可能ではなかったことを証明したとき、被告の抗弁が審理され、当該標章の登録又は拒絶に関する

る適切な決定が行われることとなる。

第 39 条

産業財産庁が、本法に言及されている条件が適切に満たされていると判断した場合、同庁は、当該標章を登録し、標章登録の告知を発出し、出願人に対し登録証を発行する。

第 40 条

登録により付与される権利、登録の期間及び更新は次の通り。

- a) 登録所有者以外の者によるイランにおける登録された標章の使用は、登録所有者の承諾を必要とする。
- b) 標章の登録所有者は、その同意なしに、標章を使用することにより標章を侵害する者、又は、侵害を引き起こしかねない行為を行う者に対し、訴訟を提起する権利を有する。この権利は、当該標章と類似した標章の使用、及び、当該標章が関係する類似した商品及びサービスとの間での混同を起こす使用にも適用される。
- c) 標章の登録により付与される権利は、登録所有者によるかその承諾を得てイランに輸入されイランにおいて市場に投入された商品及びサービスについての行為には適用されない。
- d) 標章の登録の有効期間は、登録出願の日から 10 年間とする。この期間は、所有者の請求により、所定の料金を支払うことによって、10 年間の連続した期間更新することができる。更新料金の支払いについては、所定の罰金を支払うことによって、当該期間の満了の日に始まる 6 ヶ月間の猶予期間が与えられる。

第 41 条

関係者は、裁判所に対し標章の登録を無効にするよう請求することができる。

この場合、当該関係者は、本法第 30 条 a 項及び第 32 条の規定が満たされていないことを証明することを要する。標章の登録の取り消しは、登録の日から有効となり、その旨の告知が可及的速やかに公表される。関係者は、登録標章の所有者又は当該所有者によって許可された者が、当該標章の登録の日が始まる日から、請求を提出する 1 ヶ月前までの間の最低 3 年間の期間にわたり当該標章を使用していないことを立証する場合、裁判所に対し登録を無効にするよう請求することができる。

ただし、当該標章の使用が不可抗力によって妨げられていたことが立証された場合、登録は無効とされない。

第 42 条

本条及び第 43 条の規定に従うことを条件として、本法第 31 条から第 41 条までの規定は、

団体標章にも適用される。団体標章の出願書類には、当該標章が団体標章として出願されていることを示す表示を含めるものとし、また、当該団体標章の使用に関する規約の謄本を添付する。団体標章の登録所有者は、本条前文において言及した規約の変更を産業財産庁に通報する。

第 43 条

第 41 条に定める理由に加えて、申立人が、団体標章の登録所有者自身が当該標章を使用していること、同人の使用又はその使用の許可が第 42 条に言及されている規約に反するものであること、又は、同人が対象となる商品又はサービスの出所若しくはその他の共通の特徴について市場若しくは公衆を欺罔することについて責を負う方法で使用しているか使用を許可していることを立証した場合、裁判所は団体標章の登録を無効にする。

第 44 条

標章の登録の使用又はその適用に関する使用許諾契約は、使用権者の商品又はサービスの質に対する許諾権者による有効な統制について定めることを要する。これが定められていない場合、又は、かかる統制が効果的に実施されない場合、当該使用許諾契約は無効とする。

第 45 条

団体標章の登録又はその出願は、使用許諾契約の対象とはならない。

第 46 条

名称若しくは商号、使用の性質若しくは方法が、イスラム法若しくは公序良俗に反する場合、又は、当該名称により特定される企業の特徴について市場若しくは公衆を欺罔するおそれがある場合、これらは、商号として使用することはできない。

第 47 条

商号の義務的登録について定める法律又は規則に従うことを条件として、商号は、登録されていない場合であっても、第三者によ不正な行為から保護される。商号としてであるか標章としてあるか団体標章としてであるかを問わず、第三者による商号の使用、又は、公衆を誤解させる可能性があるかかる商号の使用は、違法とみなされる。

第4章 一般規定

第48条

特許の所有権、工業意匠の登録、標章若しくは団体標章の登録について、又は、それらの出願に由来する権利についての変更は、産業財産庁に提出された関係者による書面の要請に基づき登録され、出願に係る権利の変更の場合を除き、同庁により公告される。かかる変更は、かかる要請が提出されるまで第三者に対し対抗できない。

標章又は団体標章の登録の所有権の変更は、当該標章又は団体標章が使われる予定であるか使われている商品又はサービスの性質、出所、製造工程、特徴、目的との妥当性について、欺罔するか混同をもたらすおそれがある場合には、無効とする。

団体標章の登録の所有権又はその出願の所有権の変更は、国家証書・財産登録機関の長の事前の承認を必要とする。

第49条

商号の所有権の変更は、当該名称によって特定される企業又はその一部の譲渡と共に行うことを要する。

第50条

特許、登録工業意匠若しくは登録標章又はそれらに関する出願についてのライセンス契約は、産業財産庁に提出するものとする。同庁は、当該契約の内容は守秘するものとするが、これに関連することについて記録し公告する。かかる契約の第三者に対する効力は、上記の手続が履行されることを条件とする。

第51条

出願人の住所又は本店がイラン国外である場合、イラン国内に居住し実務を行うその法的代理人が、その代理人として必要な措置を実施することができる。

第52条

1. 国家証書・財産登録機関は、産業財産権の問題について責任を有し、世界知的所有権機関及びそれぞれの条約に関する同盟との関係でイラン・イスラム共和国を代表する。
2. 特許、標章、団体標章及び工業意匠を含む全ての産業財産権の登録は、国家証書・財産登録機関の産業財産庁によっても実施される。法律によって、他の機関又は団体が審査及び登録手続を実施することになっている場合、該当する産業財産権は、その所有権又は特許が産業財産庁に適切に登録された場合、本法により定められている保護

及び特権を享有する。

第 53 条

国家証書・財産登録機関は、現代的な方法を利用し、特許、工業意匠及び標章について個別の登録簿を維持する。団体標章は、標章登録簿の特別の部に登録する。

第 54 条

登録簿に表示されるデータは、あらゆる者が閲覧可能であり、いずれの者も規則に定める条件に従って必要な情報を得ることができる。

第 55 条

産業財産庁は、本法に定められている公表すべきもの全てを、官報に掲載する。

第 56 条

産業財産庁は、本法又は規則に従って実施される出願書類又は記録中の翻訳若しくは転載の誤り、誤記、誤りを訂正する権限を有する。

第 57 条

産業財産庁は、本法又は本規則に定められているいずれかの行為についての期限の延長に関する書面の要請を受領した場合、その背景となる事情を考慮し、当該期限の延長を取り進めることができる。この延長は、規則に定める規定に基づき、関係当事者に通知を送付することによって実施する。

第 58 条

産業財産庁は、法律により同庁に与えられた裁量的権限を行使する前に、同庁が行う決定の相手方となる者に対し、意見を表明する十分な機会を与えるものとする。この場合、決定は、当該意見を十分に考慮した上で行うものとする。

第 59 条

本法及び本規則の適用に関する紛争は、本法の承認から最大 6 ヶ月以内に司法権の長によって任命されるテヘラン公衆裁判所の特別の部の管轄権に服するものとする。

産業財産庁によってとられる決定は、関係当事者の不服申立の対象となり、かかる関係当事者は、当該決定の送達又は通知の日から 2 ヶ月以内に、管轄権を有する裁判所に対し、申立書を提出することにより、不服を申し立てることができる。産業財産庁の決定及び審査に対する不服申立は、民事事件に関する公衆及び革命裁判所のためのイラン民事訴訟法に従って行う。

第 60 条

本法に定める権利の侵害は、本法に基づく保護を享有する権利者以外の者が、当該権利者の同意なしに、イランにおいて何らかの行為を行うことからなる。

本法に基づき保護されている権利の所有者に加えて、ライセンシーが具体的な救済措置を求めて裁判所に訴訟を提起するよう所有者に要請したが、当該所有者はこれを拒否するか行わなかったことが立証された場合、裁判所は、侵害又は差し迫った侵害を防ぐための差止命令を与えることに加えて、損害賠償の請求を認め、また、正義を実現するためのその他の救済手段を認めることができる。

第 61 条

第 15 条、第 28 条及び第 40 条に定める侵害又は、第 47 条に定める違法行為を構成する行為を、知りつつ及び故意で行う者は、一千万イラン・リアル（10,000,000 リアル）から五千万イラン・リアル（50,000,000 リアル）までの罰金若しくは 91 日から 6 ヶ月までの禁固又はその両方、及び、当該行為から生じる損害賠償の支払いにより罰せられる罪について有罪とする。特許権者の権利の侵害に関する民事訴訟においては、特許の主題が製品を得るための方法である場合、次の条件が満たされているときは、製品が当該方法から生産されたものではないことについての挙証責任は、侵害訴訟の被告の側にあるものとする。この場合、必要な文書及び証拠が提出された場合、裁判所は、被告がその製造上及び営業上の秘密を開示しないことについて有する適法的な利益を考慮する。

- a) 製品が新しいものである場合
- b) 製品が当該方法から作成された実質的な可能性が存在し、登録されている権利の所有者は、合理的な努力を行ったにも拘わらず、実際に使用された方法を特定することができない場合

第 62 条

本法の規定が、イランが締約国であるか締約国になることとなる知的財産に関する国際条約の規定に抵触する場合、当該条約の規定が優先する。

第 63 条

産業財産権の国際登録に関する条約の実施を通じて得られた外国通貨による収入で、本法の承認後獲得されたものについては、その 50%まで、年次予算法の所要の規定を通じて、産業財産庁の業務の質を向上するために同庁の機器を改善することを目的として該当する年次予算法に割り当てる。

第 64 条

本法を実施するための規則は、本法の承認後1年以内に国家証書・財産登録機関によって作成され、さらに司法権の長による承認を受ける。当該規則は、特に、本法及びイラン・イスラム共和国が締約国である関係条約の規定を遵守して、特許付与、工業意匠、標章及び団体標章の登録、更新の出願に係る料金、遅延払いの罰金の一覧表を定め、必要に応じ、3年毎に改訂する。

第 65 条

前の法律に基づき登録された特許及び商標は引き続き有効とし、本法により保護される。この場合、

- a) 特許については、本法に定める年間維持費を残りの有効期間について適切に支払うことを要する。
- b) 商標は、前の法律に基づく期日に更新するものとし、更新に際しては、国際分類に従って再分類するものとする。

第 66 条

本法が効力を発生する日から、1931年の商標及び特許登録法（その後の改訂及び改正を含む。）及び、その施行規則は、廃止される。

66か条からなる以上の法律は、イラン・イスラム共和国憲法第85条に基づくイスラム諮問評議会の司法法務委員会の2007年10月29日付けの会議において然るべく承認され、以上の法律の5年間の試行について評議会との合意の上で、2008年2月12日、監督者評議会によって更に承認された。

イラン・イスラム共和国

イスラム諮問評議会

議長

Gholam Ali Haddad Adel

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

